Rev. D. W. Learned

Commentary on the Acts of the Apostles.

564 p.

IV.

Keiseisha, Tokyo

1906

ShitoGyo Den Kokai (1 Vol.) By Rev. D. W. Learned, published by Keiseisha, 1906. Commentary on the Acts of the Apostles.

京都同志社
神學校教頭　米國ラル子デ講述

日本大宮季貞筆録

新約
聖書　使徒行傳講解

東京

警醒社書店

新約聖書 使徒行傳講解

目次

目次

新約聖書使徒行傳講解目次終

新約聖書 使徒行傳講解

京都同志社神學校敎頭 米國 ラルネデ 講述
日本 大宮季貞 筆錄

第一、本書の著者

本書の著者が第三福音書の著者と同一人であると云ふ事は、一般に承認さるゝ所であるが、いづれもテヨピロと云へる友人に贈つたものである故に、一般の人にも其著者が同一人である事が直に了解さるゝ事であらうと思ふ。それで徒一ノ一にある「前書」と云ふは勿論外でなく、路加傳を指す語である。猶は原書を比較するならば、其文躰は兩書共に同一の著者の手に成つたと云ふ事は愈々明了となるのである。それで第三福音がルカと云ふ者の著作であると云ふ事であるならば、又本書も同じくルカの著述たる事を承知す可き筈である。而して使徒行傳を詳細に研究するに從つて、この書がルカの如き人の著作たる事の又增々信じ易い事となるのである。如何にとなれば、本傳第十六章の十節より十七節迄と、又第二十章の五節以下より本傳の終迄に「我儕」と云

ふ語が幾回となく使用されてゐるので、それでこの書が確實にパウロの親友たる者の記事で、又其精確なるものである事は著者が目撃者たる事を示してをるのである。即ち著者はパウロと偕にトロアスよりピリピに渡り、後又偕にピリピからエルサレムに上り、又エルサレムからロマにまでゆいたのである。そこでパウロと偕にピリピに於て傳道を爲し、又ロマに偕にをつた所の友人は何人であつたかと云へば、外でなくルカであると云ふ說は實に道理に適する事である。哥羅西書(四ノ十—十四)にはパウロと共にロマにをつた所の友人の名が明白に記載されてあるので、即ちアリスタルコと、マコと、ユストイエスとルカとデマスとである。それで著者がアリスタルコとは異なる人であると云ふ事は、徒二十七ノ二に據りて解るのであり、又マコと異なる事も徒十五ノ三十八に據りて解るのである。即ちマコはパウロと偕にピリピにゆく事なく、却て其當時はバルナバと偕にクプロに於て働いてをつたので、而してユストイエスの如きはパウロとは左程親密なるものでなかつたと思れるので、其名は何處にも記載されてないのである。又デマスの事は提後四ノ十に據れば、後にこの世を愛しパウロを棄てたのであるから、決して本書の著者である譯はないのである。然るに後に殘つた今一人のルカこそはパウロの愛する醫師であつて、又提後四ノ十に據れば惟終迄パウロと偕にをつたものであるから、實に本書を著すには適當したる人物であつたのである。啻にそれのみならず、第三福音書とこの使徒行傳との原語を詳細に研究した

所の學者の說に據れば、本書は醫師の手に依りて出來た書であると云つてをるのである。其上猶ほ外部よりの證據は如何にと云ふに、第二世紀の末頃の所々方々の有名なる學者が、本書はルカの著述である事を强固に斷言した事である故に、ルカと云ふ名は如何に本書の何處にも記載してないといつても、著者がルカである事を確信する事が出來るので、それに猶ほ門二十四にもルカの事が記されてあるのである。某論者は無名の著者がルカの記錄を讓り受けて、それに他の材料と共に合せて本書を著作したのであるとも云つてをるが、併し本書は初より終までは同一の文躰である故に、ルカが悉く書いたものであると云ふ說の方が寧ろ道理に適ふ事と思ふのである。

第二、本書出版の時期

本書を出版した時期を問ふならば、精確には解らぬが、これに就て二說あるので、即ち甲の說はパウロがロマに居りたる二年間(徒二十八ノ三十)の終末に於て、本書が出版されたと云ふのであるが、この說をとる所の論者の主張する所に據れば、若しこの時期よりも後代に本書が出版されたとするならば、必ずパウロが保釋されたとか、但しは死刑に處せられたとか、いづれか記載されてある筈である。何故と云ふに何人もパウロが囚人となつてロマに往きしとするならば、其審判の結果如何を知らんと希ふは實に當然なる人情である。故に著者が其結果如何を知つたならば、

一言にても必ずこの事を本書中に記載した筈である。然るにこの事の記載されぬ事を以て見れば、其理由はパウロが未だ判決を受けぬ以前に於てこの書が出版されたと云ふ證據であると云ふのである。そこで乙の說は凡そ紀元後八十年の頃に本書が出版されたものであらうと云ふので、この說を主張するものは左の如く論ずるのである。即ち第三福音書が必ずエルサレムの滅亡後に於て出版されたものでありとするならば、其後の書なる使徒行傳は凡そ七十年か八十年頃に出版されたに相違ないと云ふのである。近世の學者の多數はこの乙の說を取るのであるが、予は甲の說を以て寧ろ眞理であると思ふものである。併しいづれにしても本書が第一世紀中に出版されたものであると云ふ事は動かす可からざる事である。

第三、本書の歷史的價値

本書の後半には當時一般の歷史に關係する事件が夥多あつて、之を研究すれば細密に其事實と符合する所を發見するのである。例之ロマ帝國各部の政治が一樣でなく、即ち皇帝に直隸する州もあり、元老院に隸屬する州もあり、又自由都府もあり、殖民地もあつて、且つ政治組織は時々變化したのであるが、しかも本書の記事は精密に事實と符合するのであつた。されば著者が本書の前半に於ても、出來得る限り精確なる歷史を傳へんとつとめた事は實に信じ得らるべき事である。

それで著者がルカの如き人物でありとするならば、パウロと共にエルサレムに上り、其處に於て舊信徒と交際する事により、基督敎會の起原や、又其舊き歷史をも詳細に探究するの機會は充分にあつた筈で、彼の奇跡の如き事を打ち消さんとする者が、勿論奇跡的記事を歷史的事實と爲す事は出來ぬと云ふけれども、奇跡の記事は本書の前半にも後半にも、即ち「我儕」と云ふ語を含んでをる部分にも、又其他の部分にも滿されてあるのである。故に奇跡の記事があるが爲め、本書の某部分を特に疑しいとする理由はない筈である。それで前半に於て特別に歷史的誤謬があると誹謗を受けた處は二點あるので、即ち其一はペンテコステの日に於て方言を以て語つた（徒二ノ六）と云ふ事で、其二はチウダが起した謀反（徒五ノ三十六）の事である（是等の事はその塲所に於て詳細に說明を加ふるであらう）。偖てこの二點が歷史的の誤謬であるとしても、之を以て本書全般を疑ふの理由はないので、寧ろ路一ノ一、二、三を見れば、著者は原より歷史的事實を精確に探究して、之を過失なく著すの目的であつた故に、本書の大躰を歷史的事實であるとする事は實に當然であると思ふ。

第四、本書の目的

本書が如何に「使徒行傳」と稱へらるゝといつても、敢て十二使徒の生涯記を著作する事が目的で

はなく、實にペテロ、パウロを除くの外には使徒等の事跡は別に記載されてはないのである。それに又敢て第一世紀の敎會歷史を著すの目的でもなかつたので、例之最初より基督敎はエジプトに於て盛大を極めしに不拘、別に本書にはエジプトに於ける傳道の事は記してないのである。寧ろ本書の目的はエルサレムより初まりて世界の都府なるロマに到るまでの基督敎傳播の狀態を著述するにあつたので、この目的は徒一ノ八の「爾曹能力を受エルサレムユダヤ全國サマリアおよび地の極にまで我が證人と爲べし」と云ふ語に適合するものである。

それで本書を三大部分に區別するならば、第一、エルサレムの敎會(一—七章)、第二、ユダヤサマリアよりアンテオケに到るまでの基督敎の傳播(八—十二章)、第三、ロマに到るまでの外國傳道(十三—二十八章)で、即ち其第一部にはエルサレムに於ける敎會の起原、及び其風習、其迫害等を記述し、且つステパノに關する迫害の結果信徒の散亂した事までが載せてある。第二部にはサマリア傳道、エテヲピアの寺人に對する傳道、パウロの改信、コルネリヲに對する傳道、即ち異邦的基督敎の創始、又アンテヲケ敎會の創立等の事が記述してある。第三部にはパウロの傳道事業の事で、即ちクプロ、及び小亞細亞に於ける傳道、又割禮に關するエルサレムに於ける會議、パウロのマケドニア及びアカヤに於ける傳道、又エペソに於ける事業、それにパウロの入牢、又彼が囚人としてロマに往きし事が記載してある。

何故に著者は此處で擱筆したのであるかと云ふ事は難問である。何故と云ふに、著者はパウロが囚人となつて、ロマに赴きし事と、又彼が二年間其處にあつて傳道した事とを記載しながら、何故に、パウロが二年の末に於て、或は解放されしとか、又は死刑に處せられしとか云ふ事に就て、一言をも添附せなかつたと云ふ事は稍不思議の感にうたるゝのである。これに對しては四箇の答辯がある。(一)ルカはパウロの裁判が猶ほ未決中であつた二年間の末に本書を公版したのである事、(二)著者は後年の出來事、特にネロ帝の迫害を叙述す可き第三の書を出版する意思であつたが、不幸にして著者自己も迫害の爲に死刑に處せられたので、遂に成就する事が出來なかつたのである事、(三)著者は世界の首都に於けるパウロの傳道が禁げらるゝ事の無き(徒二十八ノ三十一)を見て、之を著述の適當なる結末と思つた事、(四)著者はロマの官吏が基督教の傳道者を保護する事(徒十八ノ十四、十五、同二十一ノ三十一、三十二)を掲げて、パウロを死刑に行ふが如き不快の記事を省畧するの考であつた事で、以上四箇の答辯の中、予は第四の答辯には左袒する事は出來ないが、第一、二、三の中果していづれが正當であるか解らぬのである。

第五、本書の年譜

本書の歴史の最初より終極までの間の年數は、長くも三十三ヶ年か乃至三十四ヶ年程であつたの

で、即ち紀元後二十九年乃至三十年より六十三年まで丶あつたのである。又この事項の順序は太概解つてをるのであるが、其年譜を細密にたづぬるならば、實に困難なる事である。他の歴史に由りて詳細に解つてをる所の年代は僅かにたゞ一あるのみで、即ちヘロデアグリッパが死した時(徒十二ノ二十三)であつて、これは紀元後四十四年であつたのである。この外の事は皆歴史家の説に據れば其年代は多少違つてをるので、茲に其重なる事項の年代のみに關する説を極めて簡單に記述する考であるが、先づ其說も年代の最も早きに屬するものと最も晩きに屬するものとを掲ぐる考である。

一、イエスが十字架に懸り給ひし事と、基督教會の起原(徒二章)
紀元後二十九年乃至三十年

一、ステパノの殺害されし事と、パウロの改信(同七、九章)
同三十二年乃至三十七年

一、パウロの第一傳道事業(同十三、十四章)
同凡そ四十四、五年、又は四十六年より四十八年まで、

一、エルサレムに於ける會議(同十五章)
同四十五、六年、或は五十二年、

一、パウロの第二傳道事業(同十六—十八章)

同四十六年より四十九年、或は五十二年より五十四年まで、

一、パウロの第三傳道事業(同十九、二十章)

同四十九年より五十二年、或は五十五年より五十八年まで、

一、パウロの捕られし事(同二十一章)

同五十三年、乃至五十八年、

一、パウロがロマに到りし事(同二十七章)

同五十六年、乃至六十一年、

一、この歷史の終結、即ち二年間の末(同二十八ノ三十一)

同五十八年、乃至六十三年、

それで予が最も眞に近いと信ずる年譜は左の通りである。

一、イエスの十字架　二十九年

一、ステパノの死とパウロの改信　三十二年

一、ヘロデアグリッパの死　四十四年

一、第一傳道　四十六—四十八年

第一部

一、エルサレムの會議　四十八年
一、第二傳道　四十八—五十一年
一、第三傳道　五十一—五十五年
一、パウロが捕られし事　五十五年
一、パウロがロマに到りし事　五十八年
一、この歴史の終末　六十年

當時のロマ皇帝の名と其年代

テベリオ(路三ノ一)　十四—三十七年
カリグラ　三十七—四十一年
クラウデヲ(徒十八ノ二)　四十一—五十四年
ニロ　五十四—六十八年

第一部　一—七章

この部にはエルサレムに於ける敎會の起原と、迫害及び風習等であつて、之を四分すれば(一)聖靈の降臨あるまでの事件(第一章)、(二)聖靈の降臨と敎會の起原(第二章)、(三)迫害と敎會の風

習(第二—五章)、(四)ステパノに關する事(第六、七章)である。猶ほ詳細に區分すれば(一)イエスが昇天し給ひし事、(二)使徒等がユダの補缺を選擧せし事、(三)聖靈の降臨ありし事、(四)ペテロが說敎せし事、(五)初代敎會の風習、(六)ペテロが跛者を醫せし事、(七)並に說敎を爲せし事、(八)ペテロとヨハネがこれが爲に捕られし事、(九)其審判、(十)これに就て信徒の勇氣、(十一)信徒相愛の熱心を增せし事、(十二)アナニアとサッピラとが献金に就て僞りし事、(十三)使徒等の奇跡を行ふ能力、(十四)使徒等が捕られし事、(十五)其審判、(十六)七名の執事を選擧せし事、(十七)ステパノが捕られし事、(十八)ステパノの說敎、(十九)ステパノが殺害されし事である。

猶ほ梗概を摘んで云ふならば左の通である。イエスが昇天し給ふてより十日程後に、聖靈の降臨に由りて使徒等は大に能力を蒙り、イエスのキリストたる事を不憚宣傳して數千人の信者を起し、而して神殿に於て跛者を醫した爲に迫害起り、使徒等は鞭韃れたのであつたが、別にこの外には太甚しき刑罰を受る事はなかつたのである。然るに却て敎會に於ては信徒相互に愛するの熱心を起したのであつた。信徒各々献金を爲すに當り、アナニア、サッピラが其献金を僞りたるが爲に罰を蒙りて死したが、併し敎會は愈々盛大を來すに至り、貧しき寡婦を扶助す可き執事をも選擧したのである。然るにステパノが說敎を爲した事により劇烈なる迫害が起つたのであつた。

抑もこの部の記事は凡てエルサレムに於ける事件であつて、凡そ七年間に渡るものであるとする人もあるが、多分三ヶ年許であつたであらうと思ふ。即ち紀元後二十九年より同三十二年までゞある。

第一、イエスの昇天　徒一ノ一—十一

使徒行傳第一章一—十一節

一テヨピロよ我すでに前書を作て凡そイエスの始て行へるところ教し所を錄し 二其選たる使徒等に聖靈に託て命ぜしのち擧られし時にまで至れり 三夫イエスは苦難を受し後おほくの確據なる證を以て己の活たる事を現し四十日の間かれらに見え神の國の事に就て語り 四また彼等と偕に集り居て命じけるは爾曹エルサレムを離れずして我に聞る所の父の約束し給ひし事を待べし 五蓋ヨハ子は水を以てバプテスマを施たれども爾曹は久からずして聖靈によりバプテスマを受べければ也 六集れる者かれに問けるは主よ爾いま國をイスラエルに還さんと爲か 七彼等に曰けるは父の其權にて定たまへる時また期は爾曹が知べき所に非ず 八然ども聖靈なんぢらに臨むに因て後爾曹能力を受エル

サレムユダヤ全國サマリヤおよび地の極にまで我が證人と爲べし　此事を言畢しのち彼等の見が間に擧らる雲これを接て見ざらしめたり　イエスの昇れる時かれら天を仰ぎ視たりしに白衣を着たる二人の人ありて旁に立　曰けるはガリラヤ人よ何故に天を仰て立るや爾曹を離て天に擧られし此イエスは爾曹が彼の天に昇るを見たる其如く亦きたらん

この段落を分てば左の如くである。(A)前書を以て記載した如く、イエスは十字架上の苦難を受け給ふて後、甦りて幾回となく弟子等に出現し給ひ、彼等に向つて道に關する命令を與へ、(B)特に聖靈の降臨あるまではエルサレムに滯在す可き事を命じ給ひ、(D)又彼等の質問に對して神の國の建設さる可き時期は前以て人に取つては量る可からざるものなる事を敎へ、又彼等が聖靈の助力を受けエルサレムを初め地の極にまで道の證人となる可き事を說きて、(C)彼等を離れて昇天し給ふたのであつた。併し直に天使弟子等に現はれイエスの再臨し給ふと云ふ約束を語りて慰籍を彼等に與へたのであつた。

(A)一―三、イエスは受難後四十日間弟子等に現れ給ひし事

テヨピロと云ふは路一ノ二にあるものと同一で、多分ルカの友人たる位置ある人であつたのである。されば著者は本書をも前と同樣に直接テヨピロに贈呈したのであつたが、たゞ一個人の

朋友のみでなく、一般の人々にも贈る考で本書を著したものであらう。（抑もテヨピロと云ふ原語の意義は「神の愛する者」と云ふので、これは啻に一個人でなく、一般の信徒を指したる譬喩であると論ずる人もあるが、これは確かに實際の人であつたのである）**前書**　と云ふは路加傳を指すので、**イエスの始て行へる**　と云ふは福音書を以てイエスの事業の初期を著述し、又本書を以てイエスが聖靈に由りて引續き行ひ給ふ事を記載すると云ふ意であると思ふ人もあるが、併し多分それとは違つて、たゞイエスの行ひ給ふた所と云ふのと餘り違はぬのである。即ち「イエスの始て行へる」と云ふはイエスが事業にかゝり引續いて働き給ふたと云ふの意である。　**聖靈に託て命ぜし**　イエスは聖靈の能力を以て事業を爲し、又道を敎へ、而して太四ノ一、路四ノ十四、徒十ノ三十八にあると同じく、聖靈に滿されて使徒等に命令を與へ給ふたのである。偖て四福音書には「聖靈」と云ふ語はたゞ四十回あるのみであるが、本書一冊のみにても五十回も見えるのである。故に某者は本書を「使徒行傳」と云ふよりも、寧ろ「聖靈の事業史」であると云つてをるのである。　**苦難**　と云ふは直接に十字架上に懸りて死し給ふ事で、　**確據なる證**　と云ふは　**所々**　又　**時々**　弟子等に現れ給ふた許でなく、己が受けたる疵痕を示し、或は偕に飮食を爲し給ふた故に、敢てこれは幻と云ふ可きでなく、實際の甦生であつたと云ふ事は使徒等には明白であつたのである。　**四十日の間**　この時間は他の書には書いてないので、これ

は別に四十日間引續いて、斷えず弟子等に現れ給ふたと云ふのでなく、其間時々見え給ふたのである。神の國の事に就て語り　當時のイエスの教訓は別に殘存してはない故に、何を敎へ給ふたのであるかは確とはわからぬが、多分一は自己の受くる苦難の必要なる事を說明し(路二十四ノ二十六、二十七、四十四—四十六)、又二は使徒等の職務に關する敎訓を與へ給ふたものであらうと思ふ(路二十四ノ四十七—四十九)。

(B) 四、五、聖靈の降臨を待つ可き事

馬太、及び約翰に據れば、イエスは甦り給ふて後、ガリラヤに於て弟子等に逢ひ給ふたのである。されば之はガリラヤからエルサレムに歸り給ふた後の事であらう。そこで弟子等は世界的事業に取懸る可きものであるが、併し直に世界の舞臺に乘り出すと云ふ事でなく、聖靈の助力を蒙るまで待つ可しと云ふので、これは亞四ノ六「權勢に由ず能力に由ず我靈に由なり」と云ふ事に適ふ事である。弟子等は二三年間イエスと交際して道を學んだのであつたけれども、これ丈を以て滿足する事なく、聖靈の助力を待つ可きであつたのである。約束し給ひし事　と云ふは聖靈の降臨の事である(賽四十四ノ三)「我が靈をなんぢの子輩にそゝぎわが恩惠をなんぢの裔にあたふ可ければなり」、(耳二ノ二十八、二十九)「吾靈を一切の人に注がん」、(約十四ノ十六)「父かならず別に慰る者を爾曹に賜へ給ふ此は即ち眞理の靈なり」。ヨハ子は水を以てバプテスマを

施たれども　ヨハ子は水を以てバプテスマを爾曹に施つた。されどイエスは聖靈と火を以てバプテスマを爾曹に施つたのである（路三ノ十六）。それで弟子等は聖靈によれるバプテスマを待ち臨んでをつたが、多分弟子等には其方法は解らなかつたのである。聖靈によれるバプテスマと云ふは水のバプテスマを以て罪を悔改め、神に對する信仰を發表し、己が身を神に獻ぐるが如く、又聖靈によりて神の爲に働く能力を受くる事であらう。即ち水によれるバプテスマも、又聖靈によれるバプテスマも、大なる變化の表號、又新生命に移つた事の表號であつたのである。

(C)　六—八、神の國を還す可き時期に關する質問に對するイエスの返答

集れる者は十一人の使徒で、即ちガリラヤからエルサレムに歸り、其處でイエスの所に集つて神の國の事を問ふたのである。抑も一般のユダヤ人の希望よりすれば、メッシヤ（即ちキリスト）と云へる救主が來り給ふならば、イスラエル人（即ちユダヤ人）の國を回復し給ふ事であらうと思つてをつたので、即ちイスラエル人は長き間他國の壓制の下にあつて、獨立を慕い、而してメッシヤが來り給ふならば、敵人の手より救はれ、古代のダビデ、ソロモンの時代に於ける如く、美麗なる國となる事であらうと思つたのである。それで或は「神はダビデの倒れたる幕屋を興し古代の日のごとくに之を建なほすべし」（亞九ノ十一）とあるが如き預言を以て、政治上の獨

立、又は肉體上の光榮を望んだのである。バプテスマのヨハネの父なるザカリヤも同一の希望を起し、「預言者の口を以て言ひ給ひし如く、我等を敵の手より救ひ、我等の生涯を聖と義に於て懼なく主に事しめんとなり」（路一ノ六十八—七十五）といつたのである。それと同じくこの使徒等も二三年間、イエスと交際するを以て貴重なる希望、即ち靈的希望を起したとは雖も、彼等も又政治上の獨立を望んでをつたのである。是等の希望によりて、ユダヤ人は獨立を得、義しき國となり、而してその勢力によりて萬國も神の道を學ぶであらうと思つたのであるから、汝等は久しからずして聖靈によりバプテスマを受く可しと云ひ給ひし事を聞き、それと同時に神はイスラエルの國を回復し給ふであらうと思つたのである。それでイエスは彼等の希望の誤解してをる事を別に今回は發表し給ふ事なく、たゞ時期に就て質問すべからざる事を敎へ給ふた。何故と云ふに、聖靈の降臨を以て其敎導を蒙り、彼等は彼等の國民的希望の過失たる事を次第に悟りつゝ、猶ほ偕に神の世界的靈的の國に就て新希望を起す事に由り、決して失望する事はない筈である。けれども、若しこの新希望を起さぬ中に、國をイスラエルに還し給はぬとすれば、弟子等は多分非常なる失望に陷入る事であらうと思ふ。併しイエスは一言を以て神の事業の時期に就て敢て質問を起す可からざる事を敎へ、又彼等の職務の貴重なる事を述べ給ふた。抑も神の國は弟子等の希望とは異なるものであつて、エルサレムを首府とする國ではなく、所謂靈的國であるので、又この世界的聖

第一　イエスの昇天

國を建設し給には多分弟子等の希望とは違つて長時間を要する事であらうと思ふので、それで十九世紀の末に至つてすら、猶ほ未だ其聖なる國は充分に建設されぬのであるから「今國を還さんとする」と云はずして「いつ國を建んとするか」と叫ぶ人もあるであらうと思ふ。即ち（默六ノ十）「何時まで地にすむ者等を審判せず且これに我儕の血の報を爲し給ざるや」と云ふが如きである。或は信徒の數の增加する事を以て、全世界の人が基督教徒と爲つた事を計算する人もあり、或は基督教の進歩の遲々たる事を以て失望を來し、全般の進化は到底不可能であるとする人もある。又時としては默示錄の如き書中に記載されてある數字を以て、キリストの再臨の時期を計算する人もあるが、是等は皆誤謬であるのである。神は必ず其聖國を世の中に建設し給ふには相違ないが、併し其時期に就ては敢て人の前に發表し給ふの意はない故に、前以て其時期を計算する事は出來ぬ。それで時期は確かに近いと思つて誇る可きでもなく、又晚いといつて失望す可きでもない。寧ろ自己の職務の事を考へ、各自の職分を成就す可き筈で、畢竟使徒等は聖國の建設の事に就て質問する事なく、却て自己の證人たる事を考へ、其天職を盡す事に深く注意す可きである。エルサレムに於ける證は七章の終までがその大主意で、ユダヤ全國サマリアに於ける傳道は八章より十二章までに記してあるので、又地の極に於ける傳道は十三章以下に掲げてあるのである。この十二使徒は決して文字通に世界の極にまで道を傳ふるの能力はなかつたが、併し當時の世界

の首府たるロマにまで道を所々方々に宣傳したる事により、茲に大事業を爲す事が出來、而して今日までもこの事に由て次第に萬國に道を傳ふるといふ事が一般教會の義務となつたのである。この事業の要點と云ふ可きものはたゞ「證」と云ふ一語に含まれてあるので、直接に云へば古代の使徒等はイエスの事業と其教訓と甦生等、即ち親しく見聞した事を人々に證するものであつたのである（約壹一ノ一）「我儕が聞また目に見懇切に觀わが手捫りし所のものを爾曹に傳ふ」。又本書十ノ三十四以下にあるペテロの說教の如きも實に外でなく、イエス、キリストに關する證であつたのである。又之を一般に廣く云へば凡ての信徒はその口と行とを以て基督教の活動力を證す可き筈であるのである。

(D) 九—十一、イエスは昇天し給ひ、天使は使徒等を慰めし事

イエスの昇天し給ふた事は、福音書にはたゞ路加のみに記載してあるが、約二十ノ十七には我は父に昇る可きであるといふ事を云ひ給ふたと記してある。又書簡の方にはイエスの甦生の事が幾回となく記載してあるが、昇天し給ふた事は直接にはないので、たゞ弗一ノ二十に「彼を死より甦らせ天の處にて坐せしめ給ひしなり」、又腓二ノ九に「神は甚しく彼を崇め給へり」、又提前三ノ十六に「榮光の中に擧られ給へり」と云ふが如き語中に、昇天の事が含まれてあるだけである。若しイエスの甦生を事實でありとするならば、昇天の事をも事實とす可き筈である。何故と云ふに甦り

第一　イエスの昇天

て數日の後に於てイエスが死に負け給ふた事ならば、其甦生は實に空であつて、弟子等も之れが爲に大に失望を來し、傳道するの氣力もなくなつた事であらうと思ふ。それでこのイエスの昇天の事を詳細に説明せんとする事は實に不可能の事で、たゞイエスが昇りて雲の中に入り見へずなり給ふたと云ふ事丈解つてをるのである。それで多分其昇天の時にイエスの形體は變化して全然靈體となり給ふたものであらうと思ふ。さればこの榮光あるキリストは人類の如き體を以てをり給ふたのであるが、併し其體は敢て薄弱なる死す可きものでなく、實に貴き靈體であつたのである。而して其體は信徒が來世に於て受けんとする體と同樣なものであつたであらうと思ふ。雲これを接て　と云ふは、第一、文字通に雲の中に入り給ふて見へなくなつたので、第二、雲と云ふは舊約書に幾回となく、神の榮光の記號であつた故に、イエスが神の榮光の中に擧り給ふ事の記號であるのである（王上八ノ十、十一）「祭司聖所より出けるに雲ヱホバの家にみちたり」、（詩百四ノ三）「雲をおのれの車となし給ふ」、又出十九ノ十六には神がモーセにシナイ山に於て法律を與へ給ふた時、密雲が山の上にあつたのである。イエスが昇天し給ふたと云ふ事は貴き位の表號であつて、喜ぶ可き事であつたのであるが、併し敬愛する主に別れて殘さるゝと云ふ事は、弟子等に取つては實に悲む可き事であつたので、其故に天使より慰籍を蒙り、而してこのイエスは再び來り給ふのであると云ふ約束を受けたのであつた（默一ノ七）「視よ彼は雲に乘りて來る衆の目かれ

を見ん」。一般の説明によれば、キリストは肉眼にて見ゆる所の形體を以て來ると云ふの約束であるが、然るに多分これは靈的能力を以て世の中に働き給ふ事の譬喩であるかも知れぬと云ふ人もある。この説明よりすれば、直に慰籍を受る事が出來たと云ふ事が解るであらうと思ふ。即ち汝等が敬愛するキリストは肉眼にては見えぬけれども、前と同一の能力即ち靈的能力を以て、汝等に來り、恒に汝等と偕にあり給ふ故に、敢て憂ふる事なく、又天の太空を仰ぎ見る事もなく、勇氣を以て汝等の天職を盡す可きであると云ふのである。それにこの説明は太二十八章の終にある語の「われは世の末まで常に爾曹と偕に在なり」と云ふに能く適合するのである。然らばイエスが世の末に於て、肉眼に見ゆる形體を以て來り給ふと云ふ説は事實であるか、或は誤解した説であるかと云ふ事は敢て問ふ事なく、たゞ聖靈を以て各々信徒たる者と偕に在給ふと云ふ事は實に幸福であつて、この精確なる事實を以て大なる慰籍を蒙つた事であらうと思ふ。

第二、ユダの補缺を選擧せし事

徒一ノ十二――二十六

使徒行傳第一章十二――二十六節

十二　其時かれら橄欖と名る山よりエルサレムに歸る此山はエルサレムに近く約

第二　ユダの補缺を選擧せし事

そ安息日に行うる程なり 十三 已に入て樓に登れり此に留れる者はペテロヤコブヨハネアンデレピリポトマスバルトロマイマタイアルパイの子ヤコブゼロテと云るシモンヤコブの兄弟なるユダなり 十四 凡此人々は婦等及びイエスの母マリア並イエスの兄弟と偕に心を合せて恒に祈禱を務たり 十五 當時ペテロ弟子等(其集れる者おほよそ百二十人なり)の中に立て曰けるは 十六 人々兄弟よ聖靈ダビデの口によりてイエスを捕る者を導けるユダに就て預じめ語たる此聖書は必ず應ずべかりし也 十七 蓋彼も我儕と共に列りて此職を任たれば也 十八 斯人は不義の價をもて地所を買また倒に墮て眞中より裂れ其腸ことごとく流出たり 十九 此事エルサレムに住る凡の人に知しかば其地所を方言にてアケルダマと呼これを譯ば血の地所なり 二十 詩の篇に錄て彼の家は墟くなれ其中に人を住居する勿れ彼の職は他人に得させよと云り 廿一 是故に主イエスの我儕が中に往來し給たる間 廿二 即ちヨハネのバプテスマより始われらを離て擧られし日に至るまで常に我儕と偕に在し者の中一人われらと共に其甦りし事の證人と爲べき也 廿三 是に於てバルサバと稱るヨセフ又の名はユストと云る者とマツテアとの二人を擧て 廿四 祈いひけるは衆人の心を識たまふ主よ願くは奉事ことゝ使徒の職を

得させんが爲に此二人のうち孰を選たまひしか示し給へ　廿五既にユダは此職を離て其往べき所に往たり　廿六斯て鬮を取しにマッテアに當ければ彼十一人の使徒等と共に列れり

この段落を區分すれば左の通で、即ち(A)使徒等がエルサレムに歸り、エルサレムに住居する信徒と偕に、日々祈禱を献げつゝ、聖靈の降臨を待つてをつたのであつたが、(B)其間にペテロの勸告により、(C)ユダの補缺としてマッテアを選擧して使徒となしたのであつた。

(A)　十二—十四、祈禱を爲せし事

橄欖山はエルサレムの東の方にある山で、其西麓にはゲッセマネと云へる園があり、又東麓にはベタニヤと云へる邑があつて、この山は實にイエスの生涯に密接なる關係のあるものであつたが、舊約書の歷史にはたゞ一回のみ見ゆるので、即ち母後十五ノ三十である。路二十四ノ五十によれば、イエスはベタニヤから昇天し給ふた樣に見えるのであるが、古昔の傳說によれば、橄欖山の絕頂から昇天し給ふたと云つてをるのである。然るに實際は多分邑からでも、又絕頂からでもなく、山の東坂(即ちベタニヤに向へる坂)の最も靜肅なる所より昇天し給ふた樣に思はれるのである。實に詳細の事は解らぬので、この山はエルサレムから距る事たゞ僅かであつて、凡そ十町許であつたのである。約そ安息日に行うる程なりと云ふは、一體安息日に働く

可からずと云ふ命令を説明して、古代の學者は安息日に行うる程を二千クビット（凡そ十町許である）と定めたので、この里程に關する規則は勿論舊約書には見えないが、たゞ學者が勝手に定めたのであつた。この二千クビットと云ふ規則は、書三ノ四にあるイスラエル國民がヨルダン河をわたる時、「汝らとその櫃との間には量りて凡そ二千キユビト許の隔離あるべし」とあるので、之は勿論安息日に關する事でないが、之を以て安息日に行うる行程となした理由は確とは解らぬのである。偖てイエスは安息日に（即ち猶太教の安息日）昇天なし給ふたと論ずる人もあるが、これは確なる事ではないのである。抑も使徒等がエルサレムに歸つてからは、路二十四ノ五十にある如く、常に（毎日）殿に入りて神を讃め且つ祝謝したのであつたが、併し殿に於て公然たる禮拜に列する事のみを以て滿足する事が出來ず、某家の樓を借受けて、其處で特別の祈禱を爲したのであつた。この樓と云ふはイエスが聖晩餐を守り給ふた所と同一の樓房（路二十二ノ十二）であつたかも知れぬと云ふ興味ある説もあるが、又イエスが甦り給ふて後使徒等に接し給ふた所と同一の塲處（約十ノ十九）であつたかも知れぬ、併し確たる事は解らぬのである。猶ほ又この家はマリアといへる信者の家（徒十二ノ十二）であつたかも知れぬと云ふ説もある。兎に角いづれにしても使徒等を初めとして、エルサレムに住居する信者が毎日集會するに適當した所であつたので、それに十一人は多分其家に宿つた事と思はるゝのである。この十一人の使徒の名は路六ノ十

四以下と違はぬので、又太十ノ二以下及び可三ノ十六以下とを比較すれば、路加にあるゼロテは馬太、馬可には其代りとしてカナンと記してあるので、其ゼロテと云ふは希臘語で、「カナン」と云ふは希伯來語で、いづれも熱心と云ふ意である。このシモンと云ふ人はキリストに從ふ以前は熱心黨であつたので、即ちロマの壓制に反對し、獨立を得んとする熱心を以て、劒をぬきて謀判を企てんとする黨派であつたのである。次ぎにユダと云ふは馬太、馬可の方にタダイと書てあるので、即ちこのタダイユダの二の名があつたものであらうと思ふ。而してヤコブの兄弟なるユダと云ふのは、却てヤコブの子なるユダと譯する方がよからうと思ふ。それで、其ユダの父であるヤコブは如何なる人かと云へば別に解らぬのである。婦等と云へばガリラヤからエルサレムにまで上り、イエスの死し給ふまで十字架の下にをつたマグダラのマリアと、ヤコブヨハ子の母なるサロメと、少ヤコブの母なるマリアと、ヨハンナの如き人々であつたので、ベタニヤのマルタマリアも偕にをつた事であらう。イエスの兄弟と云ふは太十三ノ五十五に出てある四人、即ちヤコブ、ヨセ、シモン、ユダであつた。約七ノ五には「その兄弟もなほ彼を信せざるが故なり」とあるけれども、併し後にイエスの甦生の證據により、この兄弟は漸く信仰を起したのであつた。(使徒等と兄弟とが別々に記載してある事を以て、イエスの兄弟四人は使徒等とは異なるものである事が確に解てをつたのである)　祈禱と云ふは恩惠に感謝し、或は恩惠

を求めたる其上に、聖靈の降臨を願つた事であらう。

(B)　十五—二十二、ペテロの演說

哥前十五ノ六によれば、イエスは五百の兄弟に逢ひ給ふたと云ふ事があるが、之は多數ガリラヤに住居するものであつて、彼等の中エルサレムに上り、其處が使徒等と偕に聖靈の降臨を待ち望んだものは左程多くはなかつたのである。ペテロの演說の大主意は外でなく、ユダの罪は極めて悲む可き事であつたとしても、之れは皆舊約の預言に適應するものであつた故に、敢て之に就て失望落膽する事なく、却てユダが離れたるこの聖職を成就完全せしむる爲に、新なる人を選擧し、且つ如何なる人を選ぶ可きかと云ふに、使徒等のこの貴重なる職務は、キリストに就て證を爲す事であるから、イエスの事業の最初から使徒等の如くにイエスと親密に交際した所の弟子の中より一人を選ぶ可き筈であつた。ダビデの口によりて預じめ語たる此聖書と云ふは、或は約十三ノ十八に引用した所の詩四十一ノ九であるか、或はこの一ノ二十に云つてある處であるか、或はいづれをも含んであるのであるか、兎に角いづれにしても、其重大なる語は「必ず應ずべかりし也」と云ふ事で、即ちユダの罪は前以て預言されたものである故に、先づ不得止出來事として、敢て之に就て失望落膽する事はないといふので、而して「かれも我儕と共に列りて此職を任たれば也」と云ふを以て、二十節の預言に適した事を云つたのである。然るに十八、十九節

はペテロ自身の語であつたか、或はこの歴史家即ち著者がペテロの語に加へた所の註解の如きものであつたか、確とは解らぬのであるが、いづれにしても、「アケルダマの飜譯即ちこれを譯ば血の地所なり」と云ふ語は追加された說明で、これは太二十七ノ五以下と對照する時は幾分か異なる所が解かる。即ち馬太の方にはユダは「自ら縊たり」とあるが、使徒行傳の方ではユダは「倒に墮て死した」とある。この異なる所の理由は確とは解らぬが、或は兩方共に接合する事は出來ぬ事はないので、即ちユダが自ら縊れて、其繩が斷れ、倒に墮て裂れたものかも知れぬのである。さればマタイはユダの懺悔の太甚しき事を示す爲に、自殺した事のみを記したので、ペテロ又はルカは其死の恥づ可き事と、又懼る可き事とを現す爲に、其體が裂れて腸こと〴〵く流れ出たと云つたのであらう。それに又ユダの死に就ては二說傳はつてをつて、即ち馬太の著者は其一を記載し、又ルカが今一を聞きて書いたものかも知れぬのである。それで其ユダの死に就て詳細の事は解らぬとしても、其死の恥づ可く且つ懼る可き事は確かに解つたのであるから、其詳細の事に就て論ずる事は無益なる事であらう。不義の價をもて地所を買　これを馬太に適當する樣に說明するには、別に困難はないので、即ちユダは其罪を悔み其銀を祭司に返したのであつたが、祭司は其銀をもて旅客を葬る爲に陶工の田を買たと云ふ事は其詳細なる事である。又　不義の價をもつて地所を買　と云ふは敢て文字通に其地所を買たと云ふ譯でなく、不義の價をもて、祭司

が其地所を買つたと云ふ譯であらう。それで詳細の事は聽者に解つた故に、地所を買つたと云ふ語の意義も聽者には解つたのである。(其上に祭司はユダから其銀を返されたけれども、これを血の價として賽錢箱には入れず、猶はユダの銀であるとして、ユダの名をもて田を買つたのである)アケルダマ　と云ふ所はユダが其地で死んだのであると思ふ人もあるが、聖書には左樣に書いてないので、たゞ血の價をもて買つた所を血の地所と云つたので、古昔の傳說によれば、この地所はエルサレムの南方にある谷であつたといふのである。詩の卷に錄して　と云ふは詩六十九ノ二十五と百九ノ八とを合併した語であるが、これは多分直接にユダを指す預言ではなく、たゞ舊約書が深き意味を以てイエスの事を指す預言であるとして、ペテロは敢て疑はず之を引用したのであつた。我儕が中に往來し給たる間　と云ふは、イエスが我儕と交際し給ふたと云ふ事で、又常に偕に在し者　と云ふは、使徒等許でなく、二三年間親しくイエスと交際したものも幾人もあつたと云ふ證據である。甦りし事の證人　使徒と云ふものは第一、親しく見聞した事を證するもので、第二、特別に信仰の大基礎である甦生に關して、直接の證を爲すものであつたのである。(それで使徒等各自の職務は永久的のものでなく、一時的のものであつたであらうと思ふ。即ち使徒の如く一般の敎會を監督する者があつたとしても、實に使徒の如く直接に甦生に就て、證を爲すものは後來に於ては決してないのである)

(C)　二十三——二十六、マッテアを撰定せし事

ペテロの勸告に從つて、始終イエスの事業を親しく見聞し、之が證を爲すに足る可き者二人の名を擧げて、その中より一人を選ばんが爲に鬮を取り、マッテアを選定したのであつた。この二人は多分イエスが傳道に遣し給ふた七十人(路十ノ一)の中のものであつたであらうが、これに就ては別に何も詳しく解らぬのである。バルサバと云ふは多分サバの子と云ふ意であるであらう。それで、バルサバヨセフと云ふは徒十五ノ二十二のバルサバユダの兄弟であつたかも知れぬ。而して ユスト と云ふは羅典語であつて、附加された名稱であるであらう。其當時度々ユダヤ人は自己の實名の外に羅典語の名を加へるの風があつたので、例之ヨハネはマコを附加し、又サウロにパウロを附加した如きである。ユダは其往べき所に往たりと云ふは、抑もユダの罪の太甚しき事を深く感動したけれども、其受く可き所の刑罰の太甚しき事に就ては何をも言はず、たゞ「往べき所に往たり」と云つて、其應報の公平正當なる事を表現した事は大に感ず可き事である。猶ほ一般に云ふならば、來世の賞罰は往く可き所に往き、又受く可きものを受くると云ふ事であらうと思ふ。 鬮を取　この風習は舊約書にも時としてあるので、或は書七ノ十四に鬮を取る事を以て、惡人たる事を定め、又同十五ノ一に鬮を取る事を以て、カナンの地を區別し、又母前十ノ二十に鬮を以て、國王を選んだ事がある。而して又鬮に關する敬神あるユダヤ人の心は、

箴十六ノ三十三に見えるので、即ち曰く「人は籤をひくされど事をさだむるは全くヱホバにあり」とある。今回使徒等は使徒といへる聖職につく可き者は直接に主に選ばれしものであつて、敢て自ら選擧するの權はないものと思ひ、鬮を取り撰定して主にまかせたのであつた。それで鬮を取る事は新約書には見へぬので（たゞ神殿に於て祭司に關する鬮即ち路一ノ九のみである）、鬮を取ると云ふ事は濫りに神の判斷を聞く事であるとして、全然惡事とする人もあり、又神を尊重するの心を以て行ふならば、時として善事であるとする人もあるが、此處の使徒を選擧すると云ふ事は例外であつた故に、之を以て鬮を取る事の善惡を決定する事は出來ぬのである。マツテアの事は他に其名は見へぬので、使徒等の中二三人を除くの外、其事業の事は歷史の上に記載してない故に、マツテアの事が別に記載してないと云つても、敢て奇怪とす可きではないので、必ずユダヤ人に對し道を宣傳する事によりて其職分を盡したであらうと思ふのである。

第三、聖靈の降臨　　徒二ノ一―十三

使徒行傳第二章一節―十三節

一ペンテコステの日に至て弟子等みな心を合せて一處に在しに 二俄に天より迅風の如き響ありて彼等が坐する所の室に充り 三焰の如もの現れ岐て彼等各

人の上に止る 四 是に於て彼等はみな聖靈に滿され其聖靈の言しむるに隨ひて異なる諸國の方言を言はじめたり 五 時に敬虔あるユダヤ人天下の諸國より來てエルサレムに留れる者ありき 六 此音おこりしに因おほくの人々集りけるが各人おのが方言を彼等の語れるを聞て躁あへり 七 みな駭き異みつゝ互に曰けるは視よ此語る者は凡てガリラヤ人ならず乎 八 如何して我儕おの〳〵生れし所の方言を彼等より聞か 九 我儕はパルテア人メデア人エラム人およびメソポタミアユダヤカパドキアポントアジア 十 フルギアパムフリアエジプト又クレネに近きリブヱの地などに住る者又ロマより來て居もの或はユダヤ人及び其教に入し人 十一 又クレテ人アラビヤ人なるに彼等が我儕の方言をもて神の大なる用を語るを聞かこ 十二 皆おどろき訝て互に曰けるは此は何なる故ぞや 十三 或は嘲りて此人々は甘き葡萄酒に滿されたる者なりといふ人あり

この段落を分てば左の通である。即ち(A)ペンテコステの日に弟子等は偕に集り祈禱を爲しつゝありし時、迅風の如き響と焰の如きものが現れて聖靈の降臨があり、之に由りて新らしき歡喜を蒙り、諸國の方言を以て讃美したのであつた。(B)この日の爲に所々方々から集り來つたユダヤ人はその感謝の聲を聞き、或はこれを奇なる事として驚くものもあり、或は葡萄酒に醉ふたのであると

思つて嘲笑した人もあつたのである。

(A)　一—四、聖靈の降臨

こゝで注意す可き所は(一)所々方々から多數のユダヤ人がエルサレムに集り來つた時であると云ふ事と、(二)耳に聞え眼に見ゆる休徵を以て聖靈の降臨が明白になつた事と、(三)直接の結果として弟子等が新らしき歡喜を得、諸國の方言を以て神を讃美した事である。然るにこの耳に聞え眼に見ゆる所の休徵も、又諸國の方言を語る事も、皆一時的のものであつて、聖靈の働きの要點ではなく、それでその主要の事は何であるかと云へば、弟子等が今回聖靈の降臨を以て、初めて天の恩惠と能力とを充分に受け、而してその能力を以て忌憚なくキリストの事を宣傳する勇氣を得、又常に在る所の聖靈の誘導に由りて、次第に進歩して基督教の要點を悟る事が出來た事で、それに猶ほこの能力に由りて全世界に向ひキリストの道を宣傳したのであつた。或はこれは約十四ノ十六の約束を成就する事で、即ち「父必ず別に慰る者を爾曹に賜て窮なく爾曹と偕に在しむべし」と云ふ事である。(約翰の講解で說明した如く、「慰る者」と云ふ譯は不完全であつて、實は「助くる者」と云ふ方がよいであらうと思ふ。即ちイエスは眼に見ゆる形躰を以て二三年間弟子等と偕に居り、之を導き助け給ふたのであつたが、聖靈は永久に偕に居り給ふて助け給ふのである)又其上に之は約十六ノ十三の約束をも成就するもので、即ち「眞理の靈の來らんとき爾曹を

導きて凡の眞理を知しむべし」と云ふのである。されば聖靈を蒙る者はたゞに十二徒使や昔時の信徒のみならず、又僅少の有名なる信者許でなく、實際の信徒たる者は不殘其恩惠を蒙ると云ふ事である。然るに哥前十二ノ四に掲げてある如く、「聖靈は同一なれども賜は異なれり」で、人によりて其靈の働き方は幾分か相違するのである。併しキリストに奉事へ、人の爲に働く所の能力なるものは、皆聖靈の賜と見做す可きである。

ペンテコステ　と云ふは猶太敎の年々ある所の三大祝節、即ち逾越節、ペンテコステ、構廬節の一である。それでペンテコステに關する規則は利二十三ノ十五―二十一、申十六ノ九―十二にあるので、即ち逾越節の翌日から安息日七回を以て其數を滿すので、又其日數五十を數へ、其時に收穫の初穗として二個のパンを神に獻ずるのであつた。さればこの五十日目であるが爲にペンテコステと名稱したので、即ちペンテコステは希臘語で五十日目と云ふ意義で、出二十三ノ十六には「穡時の節筵」とあり、又申十六ノ十には「七週の節筵」とある。これは五月であつて、ユダヤ人の說に據れば、シナイ山で法律を立てられた時は即ちこの節筵の當日であつたと云ふのであるが、別に聖書には記してないのである。この節筵は逾越や搆廬とは違つて、たゞ一日であつたのであるが、これは航海に適當した時節であつた故に、遠國に住居するユダヤ人も多くこの節筵にエルサレムへ上つたのであつた。弟子等皆一處にありし　と云ふはたゞ第

一章に記してある百二十人のみならず、節筵の爲にガリラヤから上り來つた者も幾許かあつたのであらう。その集つてをつた塲所は多分一ノ十三と同一の家であつたであらうと思ふ。迅風の如き響　又　焔の如きもの　と云ふは、一時的の奇跡であつて、聖靈降臨の證據として弟子等の信仰を篤くする爲であつたので、又その大なる響と云ふは能力の譬喩で、又焔と云ふは光の譬喩で、實に妙味ある聖靈の働きの譬喩であつたのである。岐て各人の上に止る　と云ふは信徒各自が恩惠にあづかつたと云ふのである。異なる諸國の方言　と云ふは奇跡的に不思議なる他國の語を使つたのであるが、然るに使徒等は聖靈の降臨を以て、世界的傳道を爲す様に、他國の語を使用する能力を得たのであると云ふ說明は確かに間違で、即ち如此奇跡は無用なることであつた。何故と云ふに當時其本國にてはアラマイク語を用ひ、又他國にては希臘語を使つた故に、別に新らしき語を使用する必要はなかつたのである。されば この奇跡は前の風や焔と同じく、一時的の奇跡であつて、基督教が萬國に傳播さるゝといふ譬喩であつたものであらう。徒十ノ四十六によれば、コルネリヲの如き人がペテロの說教を聞き、其異なる諸國の方言にて神を讃るを以て、聖靈を受けた事を明かにした事がある。又同十九ノ六に據ればエペソにてパウロが手を其上に按きたる事により、異なる諸國の方言にて語る程聖靈を蒙つた人もある。又哥前十四章に據れば、コリントの教會にては方言を語るものがあつたのであるが、このコリントに於ける方

言は、他國の語を用ふる事でなく、人に解らぬ語を以て、神を讃美する事で、それでパウロは敢て人を益する事でないとして教會の集會に於て方言を語る事は二三人より多く語る可からずと命じたのであつた。近來流行する所のリヴアイヴアルの時にも（特に無學なる人の中に）、他人に解らぬ語を以て神を讃美する事があると云ふ事である。されば今の徒二章の記事が哥前十四章に出てある方言と適合せぬと云つて、徒二章は實際の歴史でないと云ふ人もあり、或は强ひて哥前十四章に適合する樣說明する人もある。若しこれが根本的に同一のものでありとしても、後の方言とは少しく異なつてをると說明する方が最も道理に適ふと思ふのである。それで之は異なる方言を以て說教したと云ふ事でなく、コリントに於けるが如く、神を讃美した事で、喜び溢れて神の大なる聖業を讃めた事であつたのである。それに又コリントの方言とは少しく異なつて、他國の語を以て讃美したのであつた故に、聽者の中には其語を聞いて大に感動したものもあつたのである。それは兎に角としてこの方言を語ると云ふ事は、聖靈の降臨の要點ではなく、たゞ一時的の奇跡であつたのである。

(B)　五―十三、この奇跡に就ての驚愕と嘲笑

偖て諸國の方言を悟つた者は驚いたが、悟る事の出來なかつた者は嘲笑つたのでたつた。天下の諸國と云ふは勿論文字通に全世界と云ふ事でなく、所謂當時の世界であつたのである。當時

他國に住居するユダヤ人は多數あつて、特にペンテコステの日にエルサレムに上るものもあつたのである。それでユダヤ人が他國に住居してをると云ふ理由を問へば、紀元前第八世紀にアッスリヤ人が多數のイスラエル人を他國に移し、又其後紀元前第六世紀にバビロン人がユダヤ人をバビロンの近くに移し、又紀元前第四世紀にアレキサンダー大王がユダヤ人をエジプトに移した事もあり。又紀元前第一世紀にロマ人なるポムペーが數萬人を奴隷としてロマへ移した事もあつたが、この外商賣の爲に他國へ出るものも多くあつたので、如此ユダヤ人を稱して「散りし者」と云つたのである（雅一ノ一）。他國へ散つたユダヤ人は希臘語を使つたのであるが、併し彼等は自國の宗教を保持し、且つ其誘導に由りて一神教を學んだ異邦人も隨分あつたのである。

此音おこりしにと云ふは二節の迅風の如き響のことで、其響の大なりし爲に近傍の人々は之を聞き、其奇跡の事を知り、所々方々に知れ渡つたのであつた。されば所々方々より其奇しき音の如何なる事であるかを知らんとて集り來り、其使徒等の方言を聞きて大に驚いたのである。即ちこの弟子等が凡てガリラヤ人であつたとしても、人々は諸國の方言を以て神を讃美する事を聞いたのであつた。國々の名稱は今詳細に説明するの必要はないが、たゞ所々方々と云ふ譯である。即ちパルテア、メデア、エラムと云ふ三國はともに東方であつて、現今のペルシヤ國の中に含まれてあるので、又メソポタミアと云ふは「川の間の地」と云ふ事で、即ち東のチグリスと、西の

ユウフラテの兩河の間の地であつたのである。それに　カパドキア、ポント、アジア、フルギア、パムフリア　の五ヶ國は小亞細亞中であつて、カパドキアは小亞細亞の東部で、ポントは東北部で、アジアは西部で、フルギアは中央部で、而してパムフリアは南部である。(小亞細亞のガラテア、ビテニアの無いと云ふ理由は解らぬ事である)　エジプト　はナイル河の谷の地で、其港のアレキサンデリアに住するユダヤ人は多數あつたのである。其處では舊約聖書が飜譯された事があり、又キリストの時代に於ては猶太敎を希臘語の哲理學に飜譯せんとしたファイローの如きユダヤ人も住んでをつたのである。クレ子　と云ふは北亞弗利加の海岸の邑で、又其地方は　リブヱ　と云つたのである。この所はアレキサンデリアからは凡そ二百里許の距離であつて、それで如何にこれが亞弗利亞の海岸であると云つても、希臘語的の開化した地であつたのである。又イエスの十字架を負ふたシモン　(可十五ノ二十一)　や、又後にアンテオケに於て働いた傳道者數人(徒十一ノ二十)の如きは、このクレ子の人であつたのである。ロマ　と云ふは勿論帝國の首府である、敎に入し人　と云ふは他國に住するユダヤ人の導きに由り、猶太敎に入りし異邦人も隨分あつたのである。クレテ　と云ふはギリシヤの南にある地中海の島で、徒二十七ノ七と多一ノ五にも見えるのである。アラビヤ　と云ふは多分アラビヤ大陸ではなく、これはダマスコの東南の方にある荒野であつたであらう。即ち加一ノ十七にあるアラビヤと同一

である。用を語る と云ふは福音を宣傳する所の説教でなく、キリストの恩惠に感謝する聲、或は讃美の聲であつたであらう。嘲りて甘き葡萄酒に滿されたる者なり といふ人あり と云ふは弟子等の感謝の語が某等には解つたが、又某者には解らなかつたので、その理由は確とは解らぬが、或は他國の方言と共に何人にも解らぬ新しき語をつかつたかも知れぬのである。されば某者は他國の方言を聞いて感じたが、又某者は其新しき語を聞きて、たゞ酒に醉ふたる人の空言と思つたのである。それと同じくコリントに於ける方言を語るならば、未信徒入來りて「爾曹を狂る者と謂ざらん乎」(哥前十四ノ二十三)と云ふであらうと記してあるのである。「甘き葡萄酒」と云つた理由は明白には解らぬが、これは特別に濃き酒であつて、如此酒に醉ならば甚しく醉ふ事であると説明する人もあり、又これと違つて、これは未だ醱酵せざる新しき葡萄汁であると云つて、如此葡萄汁に醉ふと云つたのは、弟子等を嘲笑したのであると説明するものもある。これは別に肝要の點ではないので、たゞ其要點は一方に奇跡として感動した人もあつたが、又他方に狂者の語、或は酒に醉ふたる者の語として嘲つた者もあつたと云ふ事である。

第四、ペテロの說教　徒二ノ十四―四十一

使徒行傳第二章十四―四十一節

十四 是に於てペテロ十一人と偕にたち聲を揚て彼等に對いひけるはユダヤ人および凡てエルサレムに住る者よ爾曹よく我言を聞て之を知れ **十五** 今は晝の九時なれば爾曹の逆料ごとく此人々は醉る者に非ず **十六** これ即ち預言者ヨエルに因て語れる所なり **十七** 神いひ給く末の世に至て我わが靈をもて凡の人に注ん爾曹の子女も預言すべし又なんぢらの幼者は異象をみ老者は夢を見べし **十八** 其とき我わが靈を我僕なる男女に注ん彼等も亦預言すべし **十九** われ上なる天に奇跡を現し下なる地に休徵を示さん即ち血あり火あり烟あるべし **二十** 主の大なる顯赫日の來ん前に日は晦く月は血に變ん **廿一** 凡て主の名を呼賴む者は救るべし **廿二** イスラエルの人々よ此等の言を聽それナザレのイエスは爾曹の知ごとく神かれに託て爾曹の中に行し妙なる能力と奇跡と休徵とを以て爾曹に證し給る所の人なり **廿三** 此人は即ち神の定し旨と預め知たまふ所に應て解さるゝ爾曹は無法の手をもて之を捕へ十字架に釘て殺せり **廿四** 神は其死の苦を釋て之を甦らせ給へり

彼は死に繫れ在べき者ならざれば也 廿五 蓋ダビデ彼に就て曰けるは我わが前に主の常に在を見るその我右に在は我動されざる爲なり 廿六 是故に我心は樂み我舌は喜べり且わが肉體は望に居ん 廿七 これ爾は我魂を陰府に遺おかず又なんぢの聖者を朽果しめざるが故なり 廿八 爾すでに我に生命の路を示す我を爾の前に置て喜に盈しめんと 廿九 人々兄弟よ我始祖ダビデに就て憚る所なく爾曹に語る是當然ことなり彼は既に死て葬られ其墓は今日に至るまで我儕の中にあり 三十 彼は預言者にして神これに誓を立て其血統の中より一人を擧て位に即しめんと矢たまへるを知 卅一 預め此事を曉るが故にキリストの甦る事につき語て彼は陰府に遺おかれず亦その肉體も朽果ずと曰るなり 卅二 既に神はイエスを甦らせ給へり我儕は皆その證人なり 卅三 是故に彼は既に神の右に擧られ約束の聖靈を父より受て今なんぢらが見こころ聞こころの者を注り 卅四 卅五 夫ダビデは天に昇しことなし然るに彼みづから言主わが主に曰けるは我なんぢの敵を爾の足凳と爲まで我右に坐すべしと 卅六 然ば凡てイスラエルの全家よ爾曹が十字架に釘し此イエスを立て神これを主となしキリストとなし給しことを確に知 卅七 彼等これを聞て其心刺るゝが如し是に於てペテロと他の使徒等に問けるは人々兄弟

よ我儕は何を爲べき乎 卅八ペテロ彼等に曰けるは爾曹おの〳〵悔改めて罪の赦を得んが爲にイエスキリストの名に託てバプテスマを受よ然ば爾曹も聖靈の賜を受べし 卅九この約束は爾曹および爾曹の子孫また凡の遠人すなはち主たる我儕の神に召るゝ人々に屬なり 四十また多言をもて證して勸けるは爾曹この邪なる世より救出されよ 四十一其時この言を聞納し者はバプテスマを受たり是日弟子に加れる者おほよそ三千人

このペテロの説教は最初の基督教的説教と云つてもよいと思ふのであるが、今日の傳道と當時の傳道と比較すれば、當時の傳道は容易なる所もあり、又困難なる所もあつたので、其容易と云ふは聽衆が皆ユダヤ人であつて、獨一の神を信じ、又舊約書を信じ、而してメツシヤなる救主の來る事を信ずるものであつた故に、メツシヤの來り給ふたと云ふ事を聞く時には、大に彼等は喜んだのであつた。然るに困難と云ふは、ナザレのイエスがメツシヤとして來り給ふたと云ふ事で、之は彼等が信ずるには大なる妨害となつたので、即ち第一は一般のユダヤ人の希望と違つて、イエスは政治的の救主でなく、所謂靈的の救主であり給ふたからである。それに第二はイエスは僅かに今より六十日程前に、このエルサレムに於て罪人として死刑に處せられ給ふたものであつた故に、如此者を以て國民の救主として仰ぐ事は、實に困難なる事であつたのである。偖てこの説

敎の目的は何であるかといへば、敢て基督敎の敎義を詳かに說明する事でなく、たゞナザレのイエスはキリストであると云ふ事を宣傳する筈で、猶は詳細に云へば、イエスの甦生に就て證據を立て、イエスは來る可きのメツシヤなる救主たる事を論ずるのであつたのである。抑もこの徒第二章に記載されたる語は果してペテロの實際の說敎其儘であつたかと云ふに、もとよりペテロの說敎を詳細に書き現したものではなく、實にペテロは如此簡單なるものを述べて決して滿足する事はなかつたであらうと思ふ。それでこれは說敎の梗概を掲げたものであつて、敢てペテロの說敎の大主意を解するには別に妨げはないと思ふのである。故にこの說敎を聽きたる者が、その大主意を記憶して後日ルカに語つたものであると云ふ事も決して困難はないのである。

今この處を二つに分てば(甲)其說敎、(乙)說敎の結果となるのである。

(甲)　十四—三十六、ペテロの說敎

猶は細密に區分すれば、(A)弟子等が方言を語りしは敢て葡萄酒に醉ふたのでなく、聖靈の活動力によれるものである。(B)イエスは無法の手を以て殺され給ふたのでたつたが、其後直ちに甦り給ふたのである。(C)而して其甦生は詩十六篇にある預言に應ふものである。(D)即ちダビデはこの十六篇を以て敢て自己の事を云はず、預言者としてイエスの甦生を預言したのであつた。(E)この甦り給ふたイエスは詩百十ノ一の預言に應ふて昇天し給ひ、而して神より全權を受けて、この聖

靈を與へ給ふたのである故に、このイエスを以て主キリストとして信仰すべきであると云つたのである。

(A) 十四—二十一、

ペテロはこの方言を嘲る人々に對して、この方言は敢て酒に醉ふたるが爲でない。何故と云ふに、誰もかく早朝より酒に醉ふものは決してなく、又特にこのペンテコステの如き聖日に、ユダヤ人たる者が、早朝より酒に醉ふと云ふ事はない筈である。寧ろこれは耳二ノ二十八以下の預言を成就するものである故に、決して嘲る可きものでなく、却て神の特別なる恩寵に對し感謝す可きである。而してこれは實に宗教的變化の表號であつて、深く感動す可きであるといつたのである。

ペテロたち　この說敎した處は何處であつたか確かには解らぬが、或は弟子等が宿つてをつた所の家の前に人々が集つたので、其處で說敎をしたのであるか、或はこの說敎を聽んが爲に皆な殿までゆいたのであるか、いづれとも解らぬのである。エルサレムに住る者と云ふはエルサレムに留つてをる者で、他國から上つて來たものであつたのである。晝の九時なれば朝から酒に醉ふものはなく、これが夕方ならば或は如此騷擾のあつた日であつた故に、酒に醉ふたと云ふ想像も道理に適ふ事であるが、放蕩を爲すものであつても、斯くは早朝より酒に醉ふ事はない筈で、特に如此聖日には九時までは飲食をなさぬ風習であつた故に、酒に醉ふ程葡萄

酒を飲む様なるユダヤ人は決してない事であると云ふのである。預言者ヨエルに因て これは耳二ノ二十八以下であるが、抑もヨエルの預言の時代に就ては確實なる證據はないのであつて、或は紀元前八百年頃であると云ふ人もあり、又それよりも二三百年程後であると云ふ人もあるが、併し是等の論は別にこの預言の意義には關係のない事である。それでヨエルの預言を爲した時には蝗が多數發生して、ユダヤ人は非常なる災害を被つたので、そこでヨエルはこの第二章を以て災害の懼る可き事を述べ、又心を盡して罪惡を悔改し、衣服を裂かずして心を裂き、ヱホバにかへる可き事を奬勵し、而して神は其民を憫みて蝗を追拂ひ、雨を降らせて、溢るゝまでに穀物を與へ、蝗が食ひあらしたる年を償ひ給ふと預言して、其上に二十八節以下を以て、その後に聖靈を凡ての人にそゝぎ給ふ事のある事を告げたのであつた。それで其聖靈をそゝぎ給ふならば、男女老若の差別なく、或は幻や或は夢を見るが如く、神の恩惠を充分に味ふて之に感謝するの心を以て預言するに至るといひ、又加之ならず天地には奇跡や休徵が現はるゝと云つたのである。さればこの預言の要點は何であるかと云へば、第一、後代に至りては僅少許の祭司や預言者のみでなく、一般の人々も神の恩惠を充分に味ふ事があると云ふ事と、第二、この恩惠を味ふ事に由りて喜び溢れ預言するに至るであらうと云ふ事で、それでこの預言をすると云ふ事は敢て將來の事を預言すると云ふのでなく、前の十一節の「神の大なる用を語る」と同樣であつて、聖

靈に滿され喜び溢れて神を讃美する事である。故にこれはペンテコステの經驗に由りて成就されたのである。第三、奇なる休徵のある事を以て主の懼る可き日の來らんとする事が明白になるであらうが、併し凡て主の名を呼賴む者は救はるゝであらうと云ふ事である。この天地の奇なる休徵に關する預言、即ち十九、二十節は、ペンテコステに直接關係するものでない故に、之を詳細に說明するの必要はないが、併し多分文字通のものでなく、宗敎上の變化の譬喩であるであらう。それで基督敎が猶太敎に代つて起ると云ふ事を以て成就さるゝのである。然るに某者は之は世の末に至つて初めて成就さるゝのであると云つてをるが、いづれにしても「主の名を呼賴むものは救るべし」と云ふ事を以て、救の道即ち基督敎を指すの預言であると云ふ事は確かに解つたのである。それで猶ほ繰返して云ふならば汝等が嘲る所の方言は古代の預言を成就する所の聖靈の聖業であつて、新らしき默示を蒙り、又新しき希望を受けた事の號であり、又救主が出で、救の道が現れた事の號であると云ふのである。

(B)　二十二―二十四、

世の中に出現し給ふた救主は何人であるかと云へば、外でなく、汝等が知る所のナザレのイエスで、このイエスは我が述ぶる所の說敎の大主眼である。即ち彼は平凡普通の人間でないと云ふ事は、汝等が見聞した所の大なる事業を以て明白なる事で、彼の妙なる事業は敢て人間の能力でな

く、神の能力によれる事である。然るに汝等はこのイエスを以てたゞ十字架に釘られたる罪人として輕蔑するであらうが、併し第一、イエスの死は神の定め給ふた事であつて、第二、イエスの死は敢て罪惡の刑罰でなく、たゞ無法の手を以て行つた所の不義で、第三、イエスは其後三日目に於て甦り給ふたのである。故にイエスは罪人でなく、實に神の聖意に適ふもので、又神より大なる天職を受け給ふたるものなる事は明白なる事である。

能力、奇跡、休徵　の三語は同じく奇跡で、奇跡は全能のわざ、又神の普通の働きよりも異なるわざであつて、而してキリストの天職の號であり、且つ意義の深きものであつたのである。**證し給へる所の人**　如此大なる業はメッシャたる事の證で、**神の定めし旨と預め知たまふ所に應て**　と云ふは路二十四ノ二十六の「キリストは此等の難を受て其榮光に入るべきに非や」と同一の意である。抑もこのペテロは凡そ一ケ年程前にはイエスの殺され給ふ可き事を耳にした時は、大に驚きイエスを援きとめて「主よ宜らず此事なんぢに來るまじ」と云つた所のペテロである（太十六ノ二十二）。併し彼はイエスより十字架の意味を學び、或は聖靈の光を蒙り、今回は憚らずしてイエスの死し給ふた事は神意に應ふ事であると云つてをるのである。さればイエスの死は決してイエスをメッシャとして信ずるには妨害とならぬのである。併しイエスの死は神の定め給ふたものであるといつても、ユダヤ人がイエスを死刑に行つた事はもとより大罪

であつたので、即ち彼等はイエスの無罪たる事を知りながら、無法の手を以てイエスを十字架につけたのである故に、これは大なる不義を行つたのである。爾曹は殺せり　と云ふはピラトがユダヤ人の代表者たる宰の喧しき訴願に負けて、イエスを十字架につけたのである故に、一般のユダヤ人に對して「爾曹はイエスを殺せり」と云つたのは實に道理であるのである。無法の手と云ふは、或は罪なきイエスを死刑に行ふ所の不義を現す語であるか、或は異邦人即ち猶太教の法律に關係なき異邦人の手を以てと云ふ事であるか明白には解らぬのである。兎に角いづれにしても「爾曹は殺せり」と云ふを以て、ペテロは憚らずして一般のユダヤ人を譴責したのであつた。

死の苦を釋て　と云ふは死して後に甦る事を得たと云ふ事である。

(C)　二十五―二十八、

これは詩十六ノ八―十一までゝ、イエスの甦生が舊約書の預言に應ふと云ふ事を論ずるを以て、其意味の深き事を說いたのである。この引用した語は皆著者が將來に關しての確信と、堅固なる希望とを表現するもので、即ち(イ)神が常に偕に在給ふと云ふ事を以て希望を有ち、(ロ)猶ほそれが爲に喜び樂み、(ハ)而して靈魂上の來世ある事を信ずるのみならず、肉體も腐敗せざるものであると云ふ信仰があつたのである。(ニ)故に神と偕に在りて喜悅を受くる事であらうと云ふ事である。

(イ) 我わが前に主の常に在を見る と 我右に在 と云ふはいづれも主なる神が常に偕に在し給ふ事を表すもので、 我前に在し、 我右に在す と云ふは偕にあり、又充分に守り給ふと云ふ事である。

(ロ) 我心は樂み我舌は喜べり と云ふは、神が偕に在り、我を守り給ふと云ふ信仰を以て、大に喜び、舌を以て神を讃美する事である。

(ハ) わが肉體は望に居ん と、 我魂を陰府に遺おかず と、なんぢの聖者を朽果しめざる と云ふは、三句共に肉體の甦生を預言するもので、即ち死して陰府に下るとも、汝等は陰府に遺おかれず、又腐敗する事なく、甦らせ給ふと云ふ事である。抑もペテロの說敎に關する目的の要點は、神は一般の信徒と偕にあり給ふと雖ども、其肉體を腐敗せしめ給はざる者はたゞイエスのみであると云ふのである。なんぢの聖者 と云ふは前の「我」と同一の者で、即ち特別に神に屬する者である。

(ニ) 生命の路を示す と 置て……盈しめん と云ふは、生命に入るの路を悟ると云ふ事で、即ち死すると直に神と偕に來世に入るの望を以て喜び溢るゝと云ふ事である。(詩十六篇は直接にキリストを指す預言でないと論ずる人もあるが、使徒ペテロ、及び當時の一般のユダヤ人は、メッシヤなる救主を指す預言として信じてをつた故に、この篇の根本の意味を茲に論ずるの必要

はないのである)

(D) 二十九―三十二、

右の語はダビデを指すものでなく、キリストの甦生を指す預言であるであらうと思ふ。即ちダビデは大王であつて、ユダヤ人の理想的國王であつたけれども、死す可き人間であつたから、死して後葬られ、其屍は腐敗して仕舞つた故に、「なんぢの聖者を朽果しめざる」と云ふのは、ダビデの經驗上成就せられざるものである。寧ろダビデは之を以て預言者として、來らんとする救主の甦生を預言したので、彼の母後七ノ十二、十三に記載してある如く、ダビデは「汝の身より出る汝の種子を汝の後にたて丶其國を堅うし、永く其國の位を堅うせん」と云へる約束を神より蒙つたのである。故にダビデの子孫の中から來らんとする靈的國王に就て、「なんぢの聖者を朽果しめざる」と云ふ事を預言したので、又イエスはこの預言の通りに甦り給ふた事を證する者は凡ての弟子である故に、其實際であると云ふ事は實に明白であつたのである。憚る所なくと云ふは如何にダビデが大王であつても、普通の人間であつた故に、彼れは死し、且つ其屍は腐敗したと云つたのは、敢てダビデに對して不敬と云ふ可きでなく、ユダヤ人も凡て承認する所であつたのである。葬られと云ふは王上二ノ十に記してあるので、今日までもダビデの墓と云ふのはエルサレムに殘つてあるのである。一人を擧て位に即しめんと云ふ約束は、直接にダビデの

子なるソロモンの事を指すのであつたが、其深意はキリストの靈的王國を以て、初めて成就さるゝものであつたのである。ペテロの說よりすれば、ダビデは如此大なる約束を蒙り、將來に關する事を幾分か神より學んだのであつた故に、イエスの甦生を預言したと云ふ事は別に奇怪と云ふ可きではない。我儕は皆證人なりと云ふは即ち甦生を以て初めてダビデの預言を成就する者はイエスであつたので、それでイエスの甦生の事實なる事は、數百人の弟子が皆證を以て承認する處である。故に詩十六篇の預言はイエスの甦生の預言であるとする事は眞に道理に適ふ事であつた。さればイエスの甦生は愈々以てこの貴き位の表號であつたのである。

(E)　三十三—三十六、

イエスが甦りて後昇天し給ひ、詩の百十篇の一の預言に應ふて神の右の位に坐し給ふた故に、この聖靈を施し給ふたので、さればこのイエスは來る可きの救主として讃美す可きであるのである。神の右に擧られと云ふは神の右に坐すると云ふ事で、神と同樣なる貴き位に坐し、又同樣なる權威をもち給ふと云ふの譬喩である。(英語改正譯には「神の右手によりて擧られ」とあるので、右手と云ふは神の全權の譬喩で、其意義は別に違はぬのである)約束の聖靈と云ふは徒一ノ四の「約束し給ひし事」と同一で、見るところ聞ところと云ふは弟子等の歡喜や方言等と云ふが如き事で、皆之は聖靈の降臨の結果であつたのである。實にイエスが甦りて後昇天

し給ふたとするならば、如此能力を施し給ふと云ふ事は信じ易い事である。ダビデは天に昇しことなし　と云ふは、ダビデが死して後、其靈魂は天に入らぬと云ふ譯でなく、第一、ダビデはこの世に生活してをる中に、詩篇百十篇を作つたのであり、第二、彼はイエスの如く生きながら昇天した事はないと云ふのである。さればこの百十篇の一はダビデが自己の貴き位を現す爲でなく、來る可き主たるキリストを指す預言である。自ら言　と云ふは百十篇の一の事で、イエスも之を引用して、其意義をパリサイ人に問ひ給ふた事がある(太二十二ノ四十三以下)。主　と云ふはエホバ神で、我が主　と云ふは救主イエスキリストで、敵を爾の足凳と爲　と云ふは即ち敵は皆悉くキリストに降服すると云ふ譯である。昔時は敵の頸を踏みつける事を以て、勝利の完全なる事を現す風習であつたのである(書十ノ二十四)。故に「敵を足凳と爲」と云ふは完き勝利を得ると云ふ事の譬喩である。足凳と爲まで我右に坐すべし　哥前十五ノ二十五に「諸の敵を其足の下に置ときまでは王たらざるを得ざれば也」と同じで、キリストは世の中に充分神の聖なる王國を建設し給ふだけの全權を受け給ふたのである(太二十八ノ十八)「天のうち地の上の凡の權を我に賜れり」。偖てこの說敎の目的に關する要點は外でなく、キリストの貴き位で、ユダヤ人が罪人として殺したイエスは神の子であつて、萬民の君たるものである。

猶は繰返して云へば、第一、方言を語る事が聖靈の活動力であるとすれば、實に著しき事であ

つて、即ち救主の來り給ふた事の號とする事が道理であるのである。第二、ナザレのイエスは救主たる職分を盡すの能力があつて、種々なる大事業を爲し給ふた事は、聽者自身能く承知する所である。第三、イエスが十字架に懸つて死し給ふたと云ふ事は、縱令敵に失敗し給ふたが如き事であつても、第三日に甦り給ふた事を以て、其能力の著大なる事が明白になつたので、其甦生に關する證は充分であつたのである（この説教を以て多分其證を詳かに述べた事であらう）。第四、イエスの甦生はダビデの預言を成就するものである故に、益々感ず可き事で、又位の貴きものである。第五、それでイエスは昇天して神の右に坐し、萬民の君となり給ふと云ふ事は實に信じ易い事で、又詩百十篇の預言を成就するものである。然るにイエスの奇跡を詳細に知り、この證人より直接にイエスの甦生を聞き、舊約書を以て救主の來る可き事を待つてをる所のユダヤ人は、如此説教を以て大に感動したと云ふ事は實に當然なる事であつた。

（乙）三十七—四十一、説教の結果

人々が如此證據を以てイエスの救主たる事を信じ、イエスを十字架に釘し事を大罪として、非常に後悔し、如何にして救はるゝ事を得べきやと問ふた時に、ペテロは罪を悔改め、イエスを救主として信じ、而して其號としてバプテスマを受くるならば、汝等も聖靈の恩寵を蒙るであらうと云つたのである。何故と云ふに、聖靈を施し給ふと云ふ約束は古代の弟子等に限らず、一般の

ユダヤ人や、又主の召を蒙れる他國人にも及ぶので、故に罪惡より救はれんが爲に、凡そ三千人がバプテスマを受領して敎會に入つたのである。心刺るゝが如し と云ふは非常の懺悔で、又神の降し給ふた救主を罪人として十字架に釘し事を大に悔んだのである。何を爲べき乎 如此重大なる罪を赦さるゝ事が出來るやと云ふ事で、悔改めて と云ふは直接にはイエスを棄てし事を悔む事で、又一般には凡ての罪惡を悔改る事である。イエスキリストの名に託て イエスをキリストとして信じ、キリストに服從するの決心を以てと云ふ事で、即ち基督敎的信仰を現し、己が身をキリストに獻ずるの號としてゞある。この約束 と云ふは聖靈を與へると云ふ約束で、遠人 と云ふは他國の異邦人である。基督敎の傳播する方法は未だペテロには解つてをらぬ事であるが、右の第一章には「地の極にまで」と云ふ語を以て、基督敎の恩惠がユダヤ人に限られず、全世界に及ぶ事と思つてをつた事である。神に召るゝ人々に屬なり と云ふは主なる神、即ちヱホバの神が他國人をも召し給ふと云ふ譯である。この邪なる世より 祭司とパリサイ人に惑されて、イエスを棄てたるユダヤ人の罪惡で、バプテスマを受たり 皆同日に直にバプテスマを受けたと云ふ譯ではないが、この說敎の結果としてかくも敎會に加入するものが起つたのである。それで聽者は皆ユダヤ人であつて、神を信じ、舊約書を知るものであつた故に、イエスを救主として信ずるならば、直にバプテスマを受け敎會に加入する事の妨害は

何もなかつたのである。太二十八ノ十九に「父と子と聖靈の名に入てバプテスマを施し」と記してあるが、茲には「イエスキリストの名に託てバプテスマを受よ」と書てある故に、相違してをると云ふ人もあるが、併しバプテスマを受る者はイエスキリストの名に託り、即ちイエスを來る可きのメッシヤとして信じ、其號をしてバプテスマを受けたのであるけれども、授洗者は矢張「父と子と聖靈」の名を以て施したのであると云つて差支はないのである。

第五、エルサレム教會の風習　徒二ノ四十二——四十七

使徒行傳第二章四十二——四十七節

四十二 彼等は常に使徒等の教訓をうけ交接をなしパンを擘ことゝ祈禱とを務む
四十三 是に於て敬畏人々の心に生ず又使徒等に託て許多の奇跡と休徵おこなはれたり 四十四 信者はみな一處に會て諸物を共にし 四十五 產業と其所有を鬻て各人の用に從ひ之を分與へぬ 四十六 日日心を合せて殿に在また家に於てパンをさき歡喜と誠心をもて食を同にし 四十七 神を讚美すべての民に悅ばる主すくはるゝ者を日々教會に加たまへり

十八世紀にウエスレーの如き傳道者が起り、彼の事業に由て、活ける信仰を興さしめた事がある。生來英國人は凡て英國々立敎會の會員であつて、敢て新宗派に加入すると云ふ考もなく、常に國立敎會の禮拜に出席してをるのであるが、然るに玆にウエスレーによりて歡喜と熱心とを養成する爲に新組織を設けるに至つたのである。而して意外にも此團躰が次第に發達して、遂にメソヂスト派の端緒を開くに至つた如く、初代の信徒は皆生來ユダヤ人であつて、又敢て猶太敎より分離し、別に新宗敎を起して、之れに轉宗すると云ふ考もなく、たゞ愼んで猶太敎の規則を固守し、其禮拜に出席してをつたのであつたが、イエスを救主と信じ、聖靈の恩寵を蒙る事に由りて、玆に新しき喜悅と新しき靈的生命を受けたので、從つて其喜悅を現し、其新生命を養成せんが爲に自然別に新組織を設るに至つたのであるが、意外にも之が發達して、遂に基督敎會となつたのである。それで初代の敎會の特質は何んであるかと問ふならば、（イ）新入の信者が皆謹愼して使徒等の敎を受け、イエスをキリストとして信ずる信仰を以てバプテスマを受領したのであつたが、未だイエスの事や又イエスの敎訓等が充分一定されないので、使徒等から其詳細の事を聞き取つたのである。即ち使徒等はイエスの事業と其敎訓を示し、又イエスの死の理由やイエスの敎へ給ふた所の倫理等をも敎へたのであつたであらうと思ふ。（學者の說に由れば馬可傳は使徒ペテロが信徒に宣傳した所の大躰であつたであらうと云ふ事である）（ロ）信徒は相互に親しく交際を爲したので、即ち

キリストを信仰する事に由りて、天父の恩惠を味ひ、獨一の父の兒輩として相愛す可き事を悟り、又「相愛す可し」との新しき誡（約十三ノ三十四）を深く感じて、信徒相互の交際を尊重し、財産あるものは、金錢を惜ずして貧しき兄弟を助くる事に由り、一層其親密を增したのであつた。徒五ノ四に由れば、別に產業を鬻ぎ、其所有を共にせよとの規則はなかつたのであるが、諸てのものを共にしたと云ふ事は、敢て規則的共產でなく、たゞ金錢を惜まず互に相愛する事であつたのである。尤もこの信徒の中には遠方より來りエルサレムに滯在して金錢のなきものもあつた事であらうと思ふ。それで如此人は兄弟の助力を受け、暫時エルサレムに止宿してキリストの事を詳しく學んだので、又この外には普通の貧民もあつて、財產のある兄弟から助力を蒙り、暫時の間其職業を中止し、敎會の集會に出席するの機會を得た事である。產業を鬻ぎ所有を賣つた事に就て詳細に云ふならば、彼等は多分キリストの再臨は眞近くある事と思ひ、如此產業を資本として職業を爲すの必要は最早なき事として、たゞキリストの事を詳しく學び、相互に親密なる交際を遂げんとの望で、暫時の間職業を休み、其財產を消費したものであらうと思ふ。されば互に相愛すると云ふ熱心は大に稱讃す可きではあるが、其資本と爲す可き財產を消費すると云ふに至ては實に誤解たるを免れぬので、或はこれが終にこの敎會をして後日窮乏を來すの原因となり、他敎會より補助を仰ぎ寄附金を受くるに至つた理由であつたかも知れぬのである（加二ノ十、羅

十五ノ二十五、二十六)。(ハ)彼等はパンを擘ことを務たが、これは多分普通の食物を食する事と、又聖晩餐を行ふ事とであつたのである。徒二十ノ七の「一週の首の日パンを擘ために集れり」と同様である。されば初代の信徒は毎日聖晩餐を行ふ事を以て、キリストの贖罪の事を紀念するの風習であつたと見える。然るにたゞ聖晩餐許でなく、偕に飲食ずる事を以て教會員の交際を厚ふしたので、即ち相愛する事の表號として共に飲食するのであつたから、これを「愛の筵席」(猶十二)と稱へたのであつた。されば「愛の筵席」と云ふは恰も親睦會の如きもので、實に樂しき筵席であつたので、それでこの筵席の終結に至つて聖晩餐を行つたのであらうと思ふ。一躰初代の信徒は暫時の間職業を中止して、如此毎日「愛の筵席」を設け、聖晩餐を行つたのであつたが、併しこれは永くやつたのでなく、後にはたゞ日曜日毎にこの式を行つたのである。このパンを擘た處、即ち「愛の筵席」を設けた處は各自の家であつたのである。何故と云ふに數千人の信徒が一同に集る様な廣大なる會堂はなく、たゞマリア(徒十二ノ十二)の如き信者の家に集會を爲したのである。(ニ)又彼等は祈禱を務めたので、心を合せて殿に集り、國民と偕に猶太教の禮拜を行ひ、又其外に各自の家に於て基督教的祈禱會をも設けたのであつた。初代の信徒は勿論今日の如く會堂や講義所の如きものはなく、又一般の國民と分離してをつたのでないので、殿に於ける禮拜にも列席して、其處に多數集會する事の困難はなかつたので、毎日其處に集つて祈禱を爲し、又感謝をし

てをつたが、其處で未信徒なる國民に彼等の新しき信仰を告げた事であらうと思ふ。（ホ）僅かに二ケ月前には同一のエルサレムに於て、ユダヤ人はイエスを十字架に釘け死刑に行つたのであるが、然るに今この新しき教會は暫時の間妨害をも受けずして愈々增加したのであつた。何故と云ふに（一）基督信徒はイエスをキリストと信じても、猶は猶太敎の律法を嚴重に守るものであつたので、彼等を敢て訴ふるの理由を得なかつたのである。（二）それのみならず、暫時の間一般のユダヤ人は信徒の熱心なる靈的能力に感動し、又使徒等が行ふ所の奇跡を見て大に驚怖の念を起したので、それで敎會を妨害する事を寧ろ恐れたのであつた。又それのみでなく、一般のユダヤ人は信徒の熱心なる信仰と其愛心とに感心して彼等を稱讃した故に、宰たる者も一般の國民の其稱讃に反對してまでも基督敎の傳播を妨害する事を懼れたのである。使徒等が奇跡を行つた事は勿論キリストが奇跡を行ひ給ふた事と同類であつたので、イエスの行ひ給ふた奇跡を眞理とするものは、又この新宗敎の證據として使徒等が暫時の間行つた所の奇跡をも信ず可きであるのである。それで初代の敎會の中に奇跡の行れたと云ふ事は啻に使徒行傳のみならず、加三ノ五、又哥前十二ノ九、十にも見えるのである。（ヘ）信徒の特質を一言で極めて簡單に云ふならば、彼等はキリストに由りて恩惠を充分に味ひ、又聖靈の親交を受けて、非常なる喜悅を得、而して眞心を以て神を讃美し、且つ恩惠を感謝し、日々の飲食を互に共にして感謝會を開いたのであつた。そ

れに主の導きによりて益々信徒の數は日々に增加したのである。されば初代の教會の狀態は實に例外であつて、凡ての點に於てこれを模範と爲す可きものでないが、其肝要なる點、卽ち相愛するの熱心と、神によれる喜悅の如きものは、一般の教會、及び一般の信徒の大に學ぶ可き所である。迫害が起らずして、信徒が運動した所の時間は今明白には解らぬが、數ヶ月か或は長くも多分一ヶ年に過ぎぬものであつたかも知れぬ。

第六、跛を醫せし事　　　徒三ノ一――十一

この處は前の二ノ四十三に出てある所の奇跡の實例で、又最初の妨害の起つた事に關するものであつて、詳細に記載してあるのである。

使徒行傳第三章一――十一節

一 第三時祈禱の時に當てペテロとヨハネ共に殿に上しに 二 一人の生來なる跛あり殿にいる人に施濟を求ん爲に日ごと舁れて殿の美と名る門に置る 三 彼ペテロとヨハネの殿に入んとするを見て施濟を求へり 四 ペテロヨハネ共に熟々之を視て曰けるは我儕を觀よ 五 かれ得こと有んと意ひて彼等を見つめたり 六 ペテロ曰けるは金銀は我になし惟われに有ものを爾に予ふナザレのイエスキ

リストの名により起て行め 七 遂に其右の手を執これを起ければ其足ご踝たゞちに健勁なりて 八 躍立かつ行めり躍あゆみ神を讃美つゝ彼等ご偕に殿に入ぬ 九 衆民かれの行み神を讃るを見て 十 素その殿の美門に坐し施濟を求たりし者なるを識この人に所遇ここを大に駭き奇めり 十一 その跛者ペテロごヨハネにすがり居し間に民みな駭くここ甚しくソモロンの廊ご名る所に趨集れり

此處は別に説明を要する事はないが、これは金錢を施す事が出來ずとも、恩惠を施す事の出來ると云ふ實例である。祈禱の時と云ふは殿に於て毎日早朝、或は午後三時頃に犧牲を献げ、禮拜を爲す時に、有志の者は殿に集り禮拜を爲すの風習であつたのである。其禮拜と云ふは基督教の禮拜とは大に異なるもので、敢て説教を爲すのでなく、たゞ其要點とする所は小羊を犧牲として献ぐる事であつたが、基督信徒も猶太教より分離する事なく、其犧牲を献ぐるが如き禮拜は最早無用となつたと云ふ事をも充分に悟らず、國民と偕に殿に集つて、禮拜に列つたのであつた。それで信徒は其處に集會した所の人々に接してキリストの事を宣傳するの機會を得た事であらうと思ふ。それで祈禱の時に殿に集ひ來る者は、宗教的熱心なるものであつた故に、彼等の中にはキリストの事を喜んで聞き入るゝ者もあつた事であらう。ペテロごヨハネ　この兩人は偕に福音書にも幾回となく出てあるが、路二十二ノ八、又約二十ノ二にも同じく偕に殿に上つたとあ

るのである。後には兩人偕にサマリヤに傳道に往いたのであつた(徒八ノ十四)。施濟を求ん爲に社殿寺院の入口で施濟を求ふと云ふ事は諸國に行はるゝ事である。われに有ものを予ふペテロの如く跛を醫すの力がなくとも、ペテロの如くわれに有ものを與ふると云ふ意があるならば、何人であつても助力を與ふる事が出來るのである。踊と云ふは喜び溢れて踊つたのである。美門と云ふは何れの門であつたかは明かに解らぬが、多分外の庭(即ち異邦人の庭)から、內の庭(即ちユダヤ人のみ入る可き庭)に入る所の門であつたであらう。即ちこれは內の庭の東の門で、特に美麗なものであつたと云ふ事である。ペテロとヨハネにすがりと云ふは喜び極まつて大に感謝し、別るゝに忍ずして偕にをつたのである。ソロモンの廊と云ふは約十ノ廿三と同じもので、外の庭の東の廊であつた。抑もソロモン大王は第一の殿を建築した故に、東の廊をソロモンが据えた大なる礎石の上に建てゝ、之をソロモンの廊と名付たのである。其廊は長く且つ廣く、多數の人々の集會するに適當したものであつた。

第七、跛を醫す事に就てのペテロの說教

徒三ノ十二——二十六

この段落を三分すれば、(A)この奇跡はユダヤ人が十字架に釘しキリストの所業であつて、イエスの

甦生と同じく、イエスを十字架に釘し事の大罪たる表號である。(B)然れどもこの罪が如何に重大であつても、赦されざる程の大罪ではなく、其罪を悔改め、イエスを主として信ずる者は罪を赦されるので、これは啻に各自が赦さるゝと云ふ許でなく、一般の國民も悔改めてキリストを信ずるならば、キリストは再びこの世に來り、萬物を新にし、平安の日を與へ給ふ事であらう。(C)このイエスはモーゼの預言、又サムエルより以後の凡ての預言者の預言を成就するものであり給ふた故に、預言者の國民たるユダヤ人は、キリストを信じて幸福を受く可き者である。それで、猶は以上を換言すれば、(A)はユダヤ人の罪の重大なる事、(B)はユダヤ人の希望の大なる事、(C)はユダヤ人の責任の重き事である。

(A)　ユダヤ人の大罪

使徒行傳第三章十二―十六節

十二ペテロ之を見て民に答けるイスラエルの人々よ何故に此事を奇とするや我儕が自己の能と徳をもて此人を行しゝが如く何ぞ我儕に目を注るや 十三夫アブラハムイサクヤコブの神わが先祖たちの神は其僕イエス即ち爾曹が解しゝ者ピラトが釋すことを擬たる時その前に爾曹が拒し所の者を榮給へり 十四爾曹は聖者義者を拒み人を殺しゝ者を己に予られん事を求 十五かつ生命の主を殺せり神

は之を死より甦らせ我儕は其證人なる也 十六 イエスの名は其名を信ずるに由て爾曹が見こころ識こころの此人を健勁せり如此イエスに由る信仰は爾曹すべての人の前に於て此人を全く愈たり

使徒等は普通の人であつて、如此奇跡を自ら行ふの能力はない故に、この奇跡を以て敢て使徒等を稱讃す可きではなく、寧ろ其恩惠を與へ給ふたイエスを主として讃む可きである。それで如此著明なる奇跡はイエスを信ずるの信仰と、又イエスの名によりて行ふた所の業である故に、イエスの貴き位の證據とす可きである。啻にそれのみならず、數ヶ月前にこの同一のイエスが墓より甦り給ふた事は我等が親しく目擊した事で、即ち我等の先祖の神がイエスを甦らせ給ふ事に由り、救主たる事を明白になし給ふたのである。さればピラトがイエスを裁判した時に、其無罪たる事を宣言したに不拘、このイエスを十字架に釘よと呼はつたユダヤ人は、彼の罪人なるバラバの如きものを釋さん事を願つて、遂にイエスを十字架に釘け太甚しき大罪を犯したのである。

何故に此事を奇とするや　と云ふは、我主イエスが爲し給ふた奇跡を記憶するならば、このイエスの名に託てこの跛を醫した事を敢て奇とす可きではないと云ふ事である。　能と德　と云ふは或は一般のユダヤ人と異なる所の能と云ふ譯でなく、又神の前に於て德があると云ふ事でもない。たゞイエスの名に託てこの奇跡を行つたと云ふ事である。(弟子等が行つた奇跡と、又キ

リストの行ひ給ふた奇跡と異なる點は大に注意す可き事で、即ちイエスは自己の權能を以て「あゆめ」と命じ、其跛を醫し給ふたが（約五ノ八）、弟子等は「キリストの名によりて行め」と云つて醫したのであつた）　**先祖たちの神**　イエスはわが先祖等、或は一般のユダヤ人が崇拜する所の神の能を以て甦りて救主となり、我等にこの能を授け給ふたものである故に、イエスの道は敢て猶太教に反對するものでなく、寧ろ同一の神より出たる道であつて、猶太教を成就するものである。されば猶太教を信ずる國民は又イエスの道を受けるには別に困難はない筈で、却て猶太教を信ずる者は基督教を受く可き筈であるのである。**僕イエス**　と云ふは太十二ノ十八の「我が撰し我僕」と同じく、以賽亞書に出てあるヱホバの僕に關する預言を指すものであらうと思ふ。それに賽五十二ノ十三—五十三ノ十二までのイエスの贖罪の預言を指す事である。其預言に由れば「ヱホバの僕」と云ふは「侮られて人にすてられわれらの病患をおひ我儕のかなしみを擔へり、われらの愆のために傷けられ、われらの不義のために碎かれ、そのうたれし痍によりてわれらは療されたり、されどヱホバの悅びたまふことはかれの手によりて榮ゆべし」と云ふ事である。**ピラトが釋すことを擬たる時**　約十八ノ三十八によれば、ピラトはイエスを裁判してから後に、ユダヤ人に云ふには「我は斯人に罪あるを見ず」と、又同十九ノ四にも「我かれに就て罪あるを見ず之を知せんとて爾曹に曳出せり」とあるのである。さればピラトの裁判によりてイ

エスの無罪たる事を知りながら、猶ほイエスの釋され給ふ事を拒み、十字架に釘よと呼つたと云ふ事は實に重大なる罪を犯したのである。　榮たまへり　と云ふは、徒二ノ三十六の「此イエスを立て主となしキリストとなし給へり」と云ふ事で、イエスは神の能によりて甦り、天に昇り、神の右に座し、全權を賜りて如此恩惠の業を爲すの能を與へ給ふたのである。　聖者義者　と云ふこの兩者は、共にイエスの正義の完全なる事を現すもので、即ち神に對するつとめを盡し、又人に對する職分を完うするものである。　拒み　と　求　所々方々を巡廻して恩惠ある業をなし、人を助け、又神の聖道を宣傳し給ふたるイエスの如きを棄て、其代としてバラバの如き者を釋せと願つた所のユダヤ人は、實に道に迷つたものと云はねばならぬ。　バラバが人殺しであつたと云ふ事は可十五ノ七にあるのである。　生命の主　と云ふはイエスが多分萬物の造主であると云ふ事に關係する事でなく、靈的生命を與へ給ふと云ふ事に關する事であらう（約十四ノ六）「我は生命なり」、（同十一ノ二十五）「我は生命なり我を信ずる者は死るとも生べし」、（同六ノ五十一）「我は生るパンなり若人此パンを食はゞ窮なく生べし」。イエスが二三年間幾回となく病者を醫し、又死したる人を甦らせ給ふた事により、靈的生命を與へ給ふの權ある事を明かにし給ふたのである。故にこの恩惠と權能とに感動する事なく、イエスを棄てバラバの如き者の釋さるゝ事を願つたと云ふは實に奇怪なる事である。　甦らせ　十二人の使徒の證を以てイエスの甦生の事實たる事は

正確である。それで如此重大なる證に據り、イエスが特別に神と關係あり給ふ事も明白である。然るに若し普通の人であり給ふならば、決して神はイエスを甦らせ給ふ筈はない。又それにイエスは死し給ふ前に、裁判人に對して自己の救主である事を斷言し給ふたが、今この甦生は其イエスの語の事實たる事の證據であるのである。さればユダヤ人がこの來る可き救主を棄てたる事に由り、眞に太甚しき大罪を犯すに至つたのである。　イエスの名は此人を健勁せり」と云ふは「イエスの能が此人を健勁せり」と云ふと別に異ならぬので、即ちイエスを信ずるペテロヨハネが如此奇跡を行ふの能を受けたのである。この跛は四十歳餘のものであつて(徒四ノ二十二)、常に殿の門に於て物乞をしてをつたものであるから、この奇跡の事實に就て反對するの理由は立たぬので、實にこの大能に感服すべき筈であるのである。否其奇跡の能に感服したる者は、又其能を授け給ふたるイエスに對して、其大罪を悔改む可き筈であつたのである。

(B) ユダヤ人の希望

使徒行傳第三章十七―二十一節

十七 兄弟よ我は知なんぢらが行し事は知ざるに由てなり爾曹の有司等も亦然り 十八 然ども神は凡の預言者の口に託てキリストの苦を受ることを預め示し其言を如此かなはせ給へり 十九 是故に爾曹罪をくい心を改て其罪を抹ることを爲

よ蓋主の前より安舒日の來り 二十 且あらかじめ擬たまひしイエスキリストを遣れんが爲なり 廿一 神の古より聖預言者の口に託て言たまひし萬物の復興ん時まで天は必ず彼を受おくべし

生命の主なるイエスの恩寵に感謝する事なく、十字架に釘けたと云ふ事は、實に太甚しき大罪であつた。それでユダヤ人も又宰もイエスの救主たる事を知らずして棄てたといつても、勿論其恩惠に感動せず、又救主たる事の證據を知らぬと云ふ事は、非常の頑固であるに相違ないが、併し其大罪は敢て釋されぬ程の太甚しき大罪ではないのである。それのみでなく、イエスの苦難は古代の預言者の預言に應ひ、又神の定め給ふた聖旨を成就し給ふた事である故に、イエスを棄てたと云ふ罪は如何に重大であるとしても、之を以て神の道は決して空に歸する事はないのである。さればこの罪を悔改めてイエスに信頼するものは、各自の罪を釋され、又イエスに依れる救を蒙る事であらう。啻にそれのみならず、イエスは昇天し給ひ、萬物の復興る時まで天にあり、肉眼にて見えずとも、一般のユダヤ人は罪を悔改め、イエスをキリストとして信ずるならば、神より眞正の平安を蒙り、且つ神はイエスを再び遣り給ふ事であらう。それで此處で最も注意す可き點は第一、イエスを棄てしユダヤ人の釋さるゝ望ある事と、第二、イエスの死は敢て失敗でなく、寧ろ救の道を開き給ふに必要である事と、第三、イエスは天に歸り、敢て肉眼に見ゆる形體を以

て世に現れ給はぬとも、ユダヤ人がイエスを信仰するならば、イエスより平安を蒙り、又イエスの再臨に關する幸福を蒙る事であらうといふのである。

第一、十七、

知ざる　と云ふは路二十三ノ三十四の「父よ彼等を赦し給へ其爲ところを知ざるが故なり」と、哥前二ノ八の「此世の有司に之を識もの一人もなし若し識ば榮の主を十字架に釘ざりしならん」と、提前一ノ十三の「知ずして之を行へる故になほ矜恤を受たり」と云ふ意である。即ちユダヤ人は政治的救主の降り給ふ事を待望んだのであつた故に、イエスの如き者を救主として受くる事は困難であり、又パリサイ人も其尊重する所の儀式的規則や、古昔よりの遺傳を破り給ふたイエスを正義の教師として受くる事は實に困難であつた故に、イエスの事業と教訓と權能とに感服せざりしは、勿論大罪であつても、釋されぬ事はないのである。

第二、十八、

かなはせ給へり　と云ふは、特に賽五十二、三章の預言を成就する事で、（路二十四ノ二十四ー二十七を見よ）即ちユダヤ人はイエスの死を以て之れを失敗の兆と思ひ、イエスをメッシャなる救主と信ずる事は實に困難であると思つたのである。然るにこのイエスの死は寧ろ神の聖旨を成就し、救の道を開き給ふ方法であつたのである。それでユダヤ人に取つてはイエスの殺され給ふ

た事は非常なる罪であつたが、彼等は其預言を知らずして神の聖旨を行ふの心がなかつたのである。然るにイエスに取つては寧ろ之れは失敗でなく、人を贖ひ給ふの方法であつたのである。

第三、十九―二十一、

天は必ず彼を受おくべし　イエスをキリストとして信ずるとするならば、直に一の問題が起るであらうと思ふ。即ち外でなく、イエスは何故にこの世にありて聖國を建設し給はぬかと云ふ事である。之れに對する答は、神の聖旨に由るならば、イエスは一たび昇天し給ふて、其處に暫時間止まり、而して聖靈を與ふる事を以て靈的事業を行ひ給ふ筈である。然るに萬物の復興る時に至り、或は再びこの世に降り聖國に關する幸福を充分に與へ給ふ事であらう。さればイエスを信ずる事に由り、各自が罪を釋さるゝ事を得ると云ふ許でなく、一般の國民も平安を得る事であらう。罪を抹るゝと云ふは勿論罪を赦さるゝと云ふ事で、又安舒日と云ふは信徒各自の靈的平安許でなく、國民的の平安、即ち神の王國に關する幸福である。ペテロの望に由れば、ユダヤ人は多分イエスをキリストとして信ずるであらうから、直にイエスは再びこの世に降り、エルサレムを都城として聖なる王國を建設し、この聖なる王國を根據として萬國の人々にも恩惠を與へ給ふ事であらうと望んだのである。併しこの希望は多分誤解であつて、後日の經驗を以てもペテロに其誤解たる事が解つたのである。然るに僅か一年程後に、如此希望を起したと云ふ事

は別に奇怪とす可きではないので、寧ろ如此希望を起した事はペテロの實際の説教であると云ふ證據である。　主の前より安舒日の來り　と云ふは神よりと云ふ事と相違はないので、擬たまひしイエス　と云ふは徒二ノ三十六の「イエスを立て神これを主となしキリストとなし給し」と同一の意である。遣れん　ペテロの望にすれば、一般のユダヤ人がイエスをキリストと信ずると直に、キリストはこの世に再臨し給ふであらうと云ふのであつた。萬物の復興ん　と云ふは神が新天新地を造り給ふと云ふが如き預言を指すものである（賽六十五ノ十七）。如此預言は賽五ノ二、十一ノ六以下、二十九ノ十七以下、三十二ノ三、三十五ノ一、七、四十九ノ十に出てあるのである。　時まで　この重大なる點は、神がキリストを以て必ず如此幸福なる王國を建設し給ふのであるが、併し其時に至るまで、イエスは眼に見ゆるの形體を以て此世に在給はず、天に在給ふ筈であるので、それでイエスを信ずるならば、多分イエスは直に其人の中にくだり、幸福を與へ給ふ事であらうと思ふのである。

(C)　ユダヤ人の責任

使徒行傳第三章二十二―二十六節

廿二 モーセ我儕の先祖たちに告て曰けるは主なる爾曹の神は爾曹の兄弟の中より我に似たる一人の預言者を起さん其爾曹に告る凡の言を聽べし 廿三 凡て此預

言者に聽從はざる者は民の中より取滅さる　廿四又サムエルより以來かたりし所の預言者も皆あらかじめ此日を指て言り　廿五夫爾曹は預言者の子孫なり且神の我儕が先祖たちに立たまひし契約を承繼ものなり即ちアブラハムに告て地の諸族は爾の裔に由て福を獲んと曰給へり　廿六神すでに其僕イエスを立なんぢら各人を其惡より引返し福を獲させんが爲に先なんぢらに彼を遣せり

イエスは古代の預言を成就するものであり給ふ故に、預言者の國民たるユダヤ人は、特別にイエスに對して責任のある者で、即ちイエスを救主として各自の幸福を受けると云ふ許でなく、彼等が基督教を受くる事により、地の諸族と偕に幸福を得べきものである。　モーセ曰けるは　と云ふは申十八ノ十五、十八、十九で、主なる　と云ふはヱホバで、抑もユダヤ人はヱホバの名を云ふ事の出來ざる程聖なるものとして、其代りに「主」と云つたのである。爾曹の兄弟　と云ふ「爾曹」もイスラエル人の事で、又「兄弟」もイスラエル人を指すのである。我に似たる預言者　と云ふは、一躰モーセの特色は法律を立てたものである故に、彼を立法者と云つてをるのであるが、それ許でなく、神の道を宣傳するの權威あるものであつた故に、又預言者と云ふ可きものであつた。又古代のイスラエル人がモーセの導きによりてエジプトの束縛から逃れ、獨立を得たるが如く、來らんとする救主の導きによりて信徒たる者は罪の束縛からのがれ、靈的自由を受

くるのである(約八ノ三十一、三十二)「我道に居ば眞理を識ん、眞理は爾曹に自由を得さすべし」、(同八ノ三十六)「子もし爾曹に自由を賜なば誠に自由を得べし」。イエスは預言を成就し、且つ一般の預言者に勝りて聞く可きものであり給ふた故に、ユダヤ人は彼に就て特別の責任があつたのである。　**サムエルより以來**　サムエルより以前にも預言者と云ふものは起つたのであるが、サムエル時代から紀元前凡そ四百年頃まで(凡そ六百年間)、預言者と云ふものは引續いてユダヤに起つたのである。他の人の說に由れば、初代の預言者等が起つたと云ふ理由は、幾分かサムエルの事業であつたと云ふ事で、サムエルの導きによりて熱心なる宗敎家の如き者は、一の團體を作りて預言者の職務を行つたのであらう。　**かたりし所の預言者**　初代の預言者と云ふ者は熱心なる宗敎家であつて、其中の某者は道を敎へ、又は預言をなして、かたる預言者であつたのである。(他の預言者は道を敎へたり、又は預言する事はなく、たゞ音樂を以て神を讃美するが如き事を爲したものであらう)　それでこの　かたりし所の預言者　と云ふは特別に舊約聖書に出てある處の預言の著者であるのである。　**皆此日を指て言り**　古代の預言者は皆直接にイエスの事を預言した譯でなく、たゞイエスの事業を以て古代の預言者の事業を成就したのである故に、イエスは彼等の事業の大目的大主眼であり給ふたといつてもよいのである。　**預言者の子孫**　この直譯は「預言者の兒輩」であつて、イスラエル人は文字通に預言者の兒輩又は子孫では

ないが、第一、預言者と同じくイスラエル種族のものであり、第二、預言者の書を以て神の道を學んだものであつた故に、預言者の靈的子孫と云ふ可きものであつたのである。されば預言者の事業を成就し給ふ所のキリストに對して、特別に責任のあるものであつたのである。契約を承繼もの　創十二ノ三、二十二ノ十八に出れば、神はカナンの地をアブラハムの子孫に賜ふと云ふ約束を與へ、又地の諸族は汝の裔によりて幸福を得んと曰ひ給ふ事により、アブラハムの子孫の貴き責任ある事を示し給ふたのである。この契約に就ては來六ノ十三、十四に「神はアブラハムに約束し給しとき己を指て誓曰給けるは我なんぢを大に惠まん又なんぢの子孫を大に益ん」とある。さればアブラハムの子孫なるユダヤ人は、たゞ神より幸福を得ると云ふ許でなく、地の諸族にも幸福を得さす可きの責任があるのである。即ちユダヤ人の中に生れ給ひしイエスをキリストとして信ずるならば、第一、ユダヤ人は先づ自ら神の約束の通に幸福を得る事が出來、又第二、他國人にもキリストによれる神の恩惠を宣傳する事によりて、地の諸族に幸福を得さす可きであるのである。故に約束に從つて神はイエスを先きにユダヤ人に遣し給ふのであつた。

猶は換言するならば、この說敎の大主意は左の通である。この著明なる奇跡はイエスの甦生と同じく、ユダヤ人が十字架につけし所のイエスの貴き位の表號で、又彼等がイエスを棄てし所の罪の重大なる表號であるのである。然るに彼等は如此大罪を行つたとは雖ども、イエスをキリスト

として信ずるならば、各自其罪を赦され、又凡ての惡より救はるゝ事を得ると云ふ許でなく、キリストの聖なる王國を建設する事に就て働く事により、自己の種族の貴重なる責任を成就し、又古代の預言者の預言を成就して、眞正の幸福を受くると同時に、萬國の人も神の約束に從つて大なる幸福を得べきである。

第八、二人の使徒の執られし事　徒四ノ一——四

これは最初の迫害である。

使徒行傳第四章一——四節

一 彼等が民を教へ且つイエスの事をひき死より復生の事を宣るにより 二 祭司殿司およびサドカイの人たち心を悩し其民に語れるとき突然きたりて 三 親手これを執ふ時すでに暮ければ明日まで獄に囚おけり 四 然ど其道を聽し者は多これを信ず其數およそ五千人なり

ペンテコステの時からこの迫害の起つた時までの間は、前にもいつた通り、確たる事は解らぬが、多分數ケ月許であつたであらう。抑もイエスを死刑に行つた所のユダヤ人は、數ケ月の間この同じエルサレムに於て、其弟子等の公然たる傳道を許してをつたと云ふ事は、甚だ奇怪の様に見

ゑるのであるが、併し能く考へるならば左程に奇怪とす可きではないのである。何故と云ふに、イエスに反對した者は多くはパリサイ人學者の如きものであつて、彼等はイエスが儀式的規則や遺傳の如きものを重じ給はぬといふので、イエスに反對したのであつたが、然るに弟子等は暫時の間イエスを信じ、又道を宣傳しながら、猶は猶太敎の規則や儀式等を嚴重に守つた故に、學者とパリサイ人は彼等がイエスに對する信仰を妄信であるとして之を輕蔑し、其宗敎的熱心を幾分か可矣として賞めたのである。然るに甦生を否認する所のサドカイ人なる祭司の長は、弟子等が殿に於て公然イエスの甦生を斷言する事に由り、其說敎を中止せんものと思ひ、二人のものを執たのである。されば今回の迫害は一般のユダヤ人の起したものでなく、又先輩者たる學者やパリサイ人の起したものではない。たゞ僅かにサドカイ宗の祭司のみが起したものであつたのである。即ち當時の祭司の長たる者は皆サドカイ宗のものであつて、甦生と來世の事を否認し（太二十二ノ二十三）、パリサイ人が重んずる所の遺傳を輕んずるものであつたのである。彼等は位置が高くて人を罰するの權もあつたが、一般の國民又はパリサイ人の心に反對して事を爲すの力は充分になかつたのである。今回の迫害を以て使徒等は幾分か患難に遭遇したのであつたが、敢て傳道を爲す事の妨害となる程太甚しくはなかつたのである。

復生の事を宣る

使徒等は議論的に一般の甦生を論ずる事はなかつたが、イエスのキリストたる證據として甦り給ふた事を強固に斷言

した爲に、この著明なる實例を以てサドカイ人の説に正反對をしたのであつた。されば祭司の支配する所の殿に於て、多數の人に向ひ、甦りたるものとしてイエスの事を述ぶる事は、眞に祭司の心に逆ふ事であつたのである。殿司と云ふは殿の警部長の如きもので、位置の高きものである。およびサドカイの人と云ふは祭司殿司の外のサドカイ人と云ふ事で、而してサドカイ人は少數であつて、多くは祭司であつたのである。おほよそ五千人と云ふは五千人まで增加して總計五千人となつたのである。されば三千人から五千人まで增加した間は、久しき事でなくて、長くも數ケ月であつたであらうと思ふ。

第九、二人の使徒の審判　　徒四ノ五——二十二

この段落を二分すれば(A)裁判官がこの二人の使徒を尋問した時に、ペテロは憚ずしてイエスのキリストたる事を以て答へをなしたのである。(B)裁判官はこの二人を罰する事を懼れ、たゞ彼等に向つて、イエスの名に就て語る勿れと戒め彼等を釋したのであつた。

(A)

使徒行傳第四章五—十二節

五 明日有司たち長老學者 六 及び祭司の長アンナ並カヤパヨハ子アレキサンデ

ルご祭司の長の凡の族エルサレムに集り 七 使徒等を其中に立せて問けるは爾曹何の權また何の名に由て之を行ひしや 八 其時ペテロ聖靈に滿され彼等に曰けるは民の有司及びイスラエルの長老よ 九 我儕もし病たる人に行ひし善事につき之を如何して愈しゝご今日訊れなば 十 爾曹ごイスラエルの民もみな知べし其なんぢらが十字架に釘しごころ神の甦らせ給し所のナザレのイエスキリストの名に由て此人健勁なるこごを得なんぢらの前に立たりご 十一 これ即ち爾曹工匠の棄し所の石屋の隅の首石ごなれる者なり 十二 此ほか別に救ある事なし蓋天下の人の中に我儕の依賴て救るべき他の名を賜ざれば也

明日サンヒヅリムなる議員、即ちユダヤの高等裁判官は、この二人の使徒を脅迫せんものと思ひ、「爾曹何の權を以てこの事を行ひしや」と問ふたのであつたが、ペテロは太十ノ十九の約束に由りて聖靈に滿され、敢て裁判官を懼れず、この善事をイエスの名によりて行ひし事と、又イエスの甦生の事をも發表し、且つイエスを棄てしもの、愚なる事を攻擊して、イエスはたゞ獨りの救主たる事を斷言したのである。裁判官は跛を醫した事を罪惡として處罰する事は出來ないのであるが、併し如此無學の徒が必ず裁判官の前に立つならば、恐怖して或は信仰を隱し、或は憤怒を懼れ、イエスの名を恥として屈服するであらうと思つたのである。然るに意外にもペテロは却てイエス

第九　二人の使徒の審判

の道を宣傳し、イエスを棄てしもの〻其惡しき事をも發表するの機會を得たのであつた。有司と云ふはユダヤの裁判官即ちサンヒヅリムの事で、路二十二ノ六十六の「集議所」、又太二十六ノ五十九の「議員」と同じものである。この幾分はユダヤ人の代表者たる長老で、又幾分は學者即ち神學者、敎法師で、又幾分は位置の貴き祭司であつたので、其總數は七十人であつたと云ふ事である。それで一躰ユダヤ人はロマ政府の下にあつて、他國に對しては獨立はなかつたのであつたが、ロマ政府はたゞ其國內の政治をサンヒヅリムの如き裁判官に多分一任したので、其故に裁判官はたゞ宗敎上の問題を論ずるの權利があると云ふ許でなく、一般の罪をも罰するの權があつたのであるが、併したゞ死刑に當るものだけはピラトと云ふ方伯に訴へて、其許可を受る筈であつたのである。　アンナと云ふは路三ノ二、又約十八ノ十三にも出てあるのであるが、彼は紀元後七年から同十四年まで祭司長であつたのであるけれども、ロマ政府はその職を剝奪したのであつて、今は其婿である所のカヤパが祭司長であつたのである。併しアンナは年長者であつて、特に大なる感化力を有するものであり、又猶太敎の規則に由りて實際の祭司の長であつた故に、祭司の長と記してあるのである。路加にはアンナとカヤパを祭司の長としてあるので、即ち一人は猶太敎の律法に由りて實際の祭司の長であり、又ユダヤ人の中に於て祭司の長の如き權力のある人であり、又一人はロマ政府の命令に由り祭司の長の職務を取るものであつたのである。カヤパが祭司の長

の職務を取りし事は紀元後三十六年までゞあつて、其祭司の長の職務に就いた時に關しては、學者に由りて其説を異にするのであるが、多分紀元後十八年であつたであらうと思ふ。　ヨハ子アレキサンデル　と云ふは別に他に記載されてないので、詳細の事は解らぬが、多分祭司長の友人であつて、位置の高き官吏であつたものであらう。祭司の長の凡の族　イエスの甦生の事に就て説敎を爲した事に由り、この二人の使徒に反對する所の怨恨を起したので、今回の議會にはサドカイ宗の徒は皆つとめて出席したのであつた。　エルサレムに集り　議員は通常エルサレムに集會したのである。抑もこの神の京城と云ふ可きエルサレム（太五ノ三十五）に於て、キリストの道に反對するの故を以て、ユダヤ人の議員が集會したと云ふ事は、大に悲む可き事であると思ひ、ルカはこの事を記載したのであらう。それに議員の集會する場所を詳細に云ふならば、多分殿に屬する所の室であつたであらうと思ふ。　何の權に由て之を行ひしや　と云ふは敢て罪を訴へる事でなく、たゞ「何の權を以て之を行ひしや」と云ふを以て、其尋問の如何に空しきかを示してをるので、畢竟イエスの名によりてこの奇跡を行つた事が如何にも著しき事であつた事が解る。議員は奇跡を行ふ事に就て問ふに當り、敢て眞面目の心なく、たゞ無學なる弟子を脅迫せんとの考で、この事を尋問したのである。故に「……跛を醫せしや」と問はずして、不義不正の事を問ふが如くに、たゞ形式的に「……之を行ひしや」と云つたのである。　聖靈に滿さ

れ　と云ふは實に路十二ノ十一、十二の語に適ふもので、即ちこのペテロは數ケ月前に同一のエルサレムに於て、下婢の尋問に對して懼れを抱き、「イエスを知らず」と答へた程臆病であつたのであるが、今回は裁判官の前に立つても更らに憚る所なく、己が信仰を表白した許でなく、彼等の罪をも譴責したのであつた。善事につき　と云ふは即ち裁判官から「爾曹之を行ひしや」と問はれた故に、之に對して我等が行ひし事はたゞ跛を醫すが如き善事である。されば汝等は實際にこの善事を爲した能力に就て知りたいと思ふならば、喜びてこの事を説明す可しと云つたのである。なんぢら十字架に釘し　十字架に懸しイエスを敢て恥辱とする事なく、寧ろ汝等がイエスを十字架に釘たのであると云ふ事と、又神がイエスを甦らせ給ふたと云ふ事を以て、有司等がキリストに就ての意見と神の聖意とは實に正反對であると云ふ事を明瞭に論じたのである。なんぢらの前に立たり　と云ふは跛を證據人として其裁判に出たのであるから、其奇跡の事實である事を否認する事は出來なかつたのである。工匠の棄し所の石　と云ふは詩百十八ノ廿二から引用した語であつて、イエスも有司に對してこの同一の語を使用し給ふた事がある（太二十一ノ四十二）。工匠　と云ふはユダヤ人の先輩者で、彼等が棄た所の石は神の攝理に由り基礎となつたと云ふ事は、彼等の意思と相違してをる事の證據である。隅の首石　と云ふは多分基礎の中の最も貴重なる石であらう、即ち徒二ノ三十六の「これを主となしキリストとなし給ひしこと」と、

又同三ノ二十の「擬たまひし」と同一の意で、キリストが敎の基礎であり給ふ事は哥前三ノ十一、弗二ノ二十、彼前二ノ六にあるのである。猶ほこの譬喩は讃美歌二百十四番（わが身ののぞみはたゞ主にかゝれり）の大主意である。別に救ある事なしと云ふは、直接にはナザレのイエスの外にキリストたる救主は起る事は決してないと云ふ事で、それでイエスをキリストとせずして棄るものは救はるゝの望はないのである。猶ほ一般に云へば、靈魂の救はるゝ事はイエスの名によるる事である故に、紀元前の義人も、又イエスの名を知らずして天の旨を行ひ、正義を爲さんと欲したる者も、矢張イエスの名によりて救はるゝ事が出來ると云ふ意をも含んでをるので、この廣義はペテロの語の中に含んであるのであるが、其直接の意義を云へば、多分たゞイエス一人が來る可きのメッシャたる事を斷言したのであらうと思ふ。

(B)

使徒行傳第四章十三―二十二節

十三 彼等ペテロとヨハネの忌憚る所なきを見て其無學の小民なるを識ば之を奇みたり又そのイエスと偕に在りしを知 十四 かつ愈されたる人の彼等と偕に立るを見により駁すべき言なかりき 十五 斯て彼等が命じて集議所を去しめ後に相議て曰けるは 十六 この二人に何を處べきや彼等が旣に著き休徵を行へる事は凡て

エルサレムに居者の明かに知ところ也われら之を言滅こと能ず 十六 然ども此事の猶ひろく民に傳らざる爲に彼等を恐喝し此後その名に就て人に語ること勿しめん 十八 遂に彼等を召て更にイエスの名に就て語ること教ることを爲なかれと戒む 十九 ペテロヨハネ彼等に答て曰けるは神に聽よりも愈て爾曹に聽ば神の前に在て義たらんか爾曹みづから之を判よ 二十 われら見しところ聞し所のものは言ざるを得ざる也 廿一 人々その所爲に因て神を榮たれば彼等民を畏れ此二人を罪するに由なく更に之を恐喝して釋せり 廿二 その奇なる跡に由て癒されたる人は四十歳餘なりき

この二人の使徒は普通の田舍の漁夫であり、又教法師から別に宗教の事を學んだ事はないけれども、敢て憚る所なく、議員に對しキリストの事を宣傳する事に由り、議員等は大に驚き、熟この二人を見て、以前イエスと偕にありしものである事を知つたのである。それにこの奇跡の實際である事と、又善事である事とを打ち消す事が出來ぬ故に、この二人の返答を聞き太甚しく憤怒を起したが、敢て彼等を罰する事も出來ず、たゞイエスの事を宣傳するを禁じたのみであつたのである。然るに二人はこの命令に服する事なく、寧ろ之れは神意に適はざる不當の命令として從はぬ事としたので、議員は如此二人が服從せざる事を見て、愈々怒を増した事であらうと思ふ。けれ

ども一般のユダヤ人が使徒等の善事に就て彼等を尊敬してをるのであるから、彼等を罰する事は出來なかつたのである。無學と云ふは約七ノ十五の「未だ學ばず」と同じく、絶對的に無學と云ふ譯でなく、たゞエルサレムに於て學者や敎法師から宗敎を學んだ事がないと云ふわけで、この二人は村邑の會堂に附屬する所の小學校で文字を學んだ許で、エルサレムで學者の弟子となつた事はないのである。又小民と云ふはたゞ平凡の人、即ち普通のユダヤ人といふ事で、又位置の卑い人と云ふ事である。奇みたりたゞにこれ許でなく、失望したのであつた。如此田舍の者がサンヒヅリムの如き裁判官の前に立つならば、憚て議員の命令に服從するであらうと思ひ、奇跡を行ふの能力を問ふたのであるが、然るに却て二人から譴責を受けて大に驚き、且つ失望したのであつた。イエスと偕に在しを知と云ふは、勿論この議員はイエスの使徒の名を知らなかつたので、たゞイエスの事を宣傳する者として、彼等を捕へ、尋問をしたのであつたが、彼等の答を聞て大に驚き、彼等の顏をつら〱見て、初めてこの二人が嘗てイエスと偕に在つたものである事が解つたのである。眞にイエスと偕に在て實際にイエスの精神を味ふ者は、決して人の憤怒等を懼るゝ事はないのである。　駁すべき言なかりき　此人の健勁になつた事が明白であり、而して最初跛たりし事を承知する多數の人の證據を以ても、確實なる事であつた故に、この奇跡を虛僞として譴責する事出來ず、又如此事は決して惡事として罰する事も出來ぬので

あつた。イエスの名に就て人に語る事勿しめん　この二人を罰するには何か其罪となる可き事を訴へて公告す可き筈であるが、併し有司は其理由を公告せずして、說敎を禁止するといふ權利があつたので、この說敎を禁止する事を以て、イエスの道の傳播を必ず止むる事が出來ると思つたのである。然るに二人は彼等の權力に反抗して「言ざるを得ざる也」と云つたので、議員は再び失望したのであつた。抑もこの同一のペテロは彼前二ノ十三以下に「方伯に服ふべし」と敎へたのであるが、併し如何に一般の法律と命令とに謹んで服ふ可き事を敎へたと雖ども、この處は例外であつて、神意に逆ふ所の命令には斷じて服ふ可きではないのである。それで「爾曹は我證人となるべし」と云ふ天職を蒙るならば、其見聞した所、即ちイエスの事業と其敎訓とに就ては決して緘默す可きではないのである。　爾曹みづから之を判よ　この議員と雖ども素より神の命令は凡てのものよりも尊重して守る可きである事を承認する事であらうと思ふ。故に議員はこの返答を以て大に憤怒したとは雖ども、直接に使徒に向つて譴責する事はなかつたのである。

民を畏れ　一般のユダヤ人は未だイエスをキリストとして受くるの信仰を起さぬのであるが、使徒等の宗敎的熱心を稱讚し、彼等が行ふ所の奇跡を大に喜んで尊敬の意を表したのであつた故に、跛を醫した事に就て、議員がこの二人の使徒を罰するならば、必ず人民は一揆を起した事であらう。それで議員は己等が權力に反抗する所の答をも敢て罰する事なく、たゞ恐喝して彼等を釋

したのである。四十歳餘生來から四十歳まで歩む事の出來ない跛が、たゞ一言を以て醫されたと云ふ事は著明なる奇跡であつて、而してこの人は青年の時から數十年間、殿の門に坐つて施を求ふてをつたものであつて、多數の人は能く彼を知つてをつたから、其醫された事に大に感服したのであつた。

第十、信徒等の祈禱　徒四ノ二十三―三十一

使徒行傳第四章二十三―三十一節

廿三 かれら釋されて其友の所にゆき祭司の長と長老の言しことを悉く告 廿四 その友これを聞て心を合せ神に對ひ聲を揚て曰けるは主よ爾は天と地と海と其中の萬物を造たまひし神なり 廿五 なんぢ曾て其僕ダビデの口に託て何故に異邦人は喧嘩もろ〳〵の民は徒事を謀る乎 廿六 地の王等は起て群伯と共に集り主および其キリストに逆ふと云へり 廿七 それ誠にヘロデとポンテオピラト異邦人およびイスラエルの民相共に此城に集り爾が膏を沃たる聖僕イエスに逆へり 廿八 これ爾の手なんぢの旨にて預じめ定め給ひし事を彼等は成るなり 廿九 三十 主よ今彼らの恐喝を見たまへ願くは爾が手を伸て醫を施し爾の聖僕イエスの名に託て休

徵と奇跡を行はしめ爾の僕等に臆することなく爾の道を宣ることを得させよ

卅一 かれら祈禱を畢し時その集れるところ震動きみな聖靈に滿されて臆する所なく神の道を宣

この二人が釋されて、其經驗した事を兄弟等に報告したと云ふ事は勿論の事である。されば今回はたゞ恐喝を受けて釋されたのであつたが、議員から基督敎の傳播の事を禁止されたと云ふ事は基督敎の將來に取つて隨分危險なる事である。何故と云ふに、議員は勿論跛を醫した事を罰する事は出來ず、又二人の返答に對しても罰せずして釋したのであるけれども、若し使徒等がこの命令に背反して公然道を宣傳するならば、不從順なる點を以て之を訴へ、彼等を罰する事であらうと思ふ。それで使徒等が說敎を中止して、天より受けたる職務を放棄し、基督敎の傳播を妨げるか、或は其天職を盡すが爲に引續て說敎を爲し、議員の命令に背きて刑罰を甘じて受けるであらうかと云ふ問題が起るのである。然るに信徒は多數集會して如此事に就て熟考し、一致同心して祈禱を爲したのであつて、この祈禱は何人か先きに作つておいて、それを信徒一同が共に今回稱へたのであらうと云ふ人もあるが、多分左樣でなく、誰か一人聲を發して祈禱を爲し、殘の者は皆これに賛同したものであらうと思ふ。この祈禱の主意には二つの意味がある。即ち第一、如此迫害は預言にも應ひ、又神の豫定にも適するものとして慰籍を受けると云ふ事と、第二、

(即ち實際の願事と云ふ可きは)善事を以て基督敎を證するの能力と、又臆する事なく、道を宣傳するの勇氣とを與へ給へと願つたのである。されば著しき休徵を以て聖靈の助力を蒙りし事を悟り、新なる勇氣を受けたのである。友の所にゆきと云ふは或はマリアの家の如き所にゆき、其處に多數の信徒が集つて其報告を聞いたのである。或は又徒十二ノ五にあるが如く、敎會の信徒は二人の使徒が捕へられた事を知り、之れが爲に只管神に祈願せんと集つたのであつたが、二人が釋された故に、直に其祈禱にゆいたものであらう。造たまひし神と云ふは神の全能なる事を述ぶる事に由り、一は神を讃美し、二は自己の信仰を現したのである。即ちユダヤ人の宰が神の道を妨害するとも、全能の神の道を滅する事は出來ぬと云ふ考を以て慰籍を得たのである。ダビデの口に託て云り(二十五、二十六)と云ふは詩二ノ一、二であつて、原語はヱホバと其受膏者の語であるが、前にも云つた通り、ユダヤ人はヱホバの名を直に稱ふる事を畏れ「主」といつたのである。又キリストと云ふは希臘語で、希伯來語のメッシヤと同じく受膏者と云ふ意である。この詩の二篇の主意は世界の諸の王等が同盟して、ヱホバが直に立て給ふ所の救主に對し如何に逆ふといつても、天に座する者は笑ひ、彼等の怒を嘲りたまふ可しと云ふので、それで其預言の通りにヘロデの如き王や、ポンテオピラトの如き方伯や、ロマ人なる異邦人や、イスラエル人の先輩者等も、共に神が立て給ふた救主なるイエスに反對しても、(一)之は神の定

め給ふた事である故に、決して神の道を滅すと云ふ事は出來ず、又(二)預言の如くに神は彼等の怒を嘲り給ふと云ふ考を以て、信徒は慰籍を受けたのであつた。其上にヘロデとポンテオピラトの如き者がイエスを輕蔑嘲弄して、十字架に釘けたといつても、イエスは第三日に甦りて昇天し給ふたと云ふ事を想起して、祭司や學者が如何に同盟して敎會を迫害し、道の傳播を防止するとも、敎會は決して滅亡する事なく、愈々增々盛大となるであらうと云ふ希望を以て、大なる慰籍を得たのである。此城に集り　數ケ月前にエルサレムに於てヘロデやピラト等がイエスを十字架に釘た如く、又今回も同處に於て、宰は其弟子をも害したのである。膏を沃たるイエス　と云ふは徒二ノ三十六の「イエスをキリストとなし給ひし」、又同三ノ二十の「あらかじめ擬たまひしイエス」と同一の意で、又徒十ノ三十八の「聖靈と才能を以て膏を沃がれ」と同一である。神はイエスに聖靈を施し、又智と能とをさづけ、救主と爲し給ふたのである。僕イエス　と云ふは徒三ノ十三と同じで、爾の手なんぢの旨　と云ふはいづれも共に神の聖意と云ふ事で、決して別々の意がある譯でない。定め給ひし事　惡人は神の旨を知らず、惡心を以てイエスを殺し、其弟子の事業を妨害すると雖ども、之は神が前以て定め給ふた事である故に、決して神の聖旨を空しくする事は出來ぬのである。故に如此命令や如此迫害は基督敎の傳播の妨害であるが如く見えても、敢て之に就て失望す可きではないのである。恐喝を見たまへ　彼等を

罰し其罪惡に相當した應報を與へ給へと云はず、又我等を守りて苦患に會はせ給ふ勿れと云ふ祈禱を爲さずして、善事を施し人を益する事を以て恩惠を現し、彼等の怒を懼れざる勇氣を與へ給へと祈つた事は實に感ず可き事である。手を伸て と云ふは能力を施し、又 醫を施し と云ふは人の身體を醫すが如き事を以て、其心を醫すの能力のある事を現し給へと云ふので、即ち使徒等は自己の爲に何事をも求むる事なく、たゞ人を益する事を以て、基督教の活動力を現す爲に助力を與へ給へと願つたのであると思ふのである。而して苦難より我等を救ひ出し給へと言はずして、苦難に忍耐し、道を宣ぶる爲に助力を願つたのであつた。集れるところ震動 と云ふはこの例外の休徵を以て、神の助力を充分に施し給ふた事が確實に解つたのである。故に如此信仰を以て有司の命令を回顧ず、公然從前の如く道を宣傳したのであつた。

第十一、教會の狀態　徒四ノ三十二―三十七

この太體は徒二ノ四十二以下と餘り相違ないのである。

使徒行傳第四章三十二―三十七節

卅二 信者はみな心を一にし意を一にして誰一人その所有を己が物と云ことなく凡て之を共に有り 卅三 使徒たち大なる能をもて主イエスの甦りし事を證し彼等

みな大なる恩を蒙れり卅四其中に一人も窮乏者なかりき蓋地所あるひは家を有る者は其を售て其售し所の價を挈來り卅五使徒等の足下に置これを各々の用に從ひて分予しが故なり卅六レビの族にてクプロに生しヨセフは使徒等に呼れてバルナバと稱る之を譯ば勸慰の子卅七この人田疇ありけるが其を售てその金を挈來り使徒等の足下に置り

この處の要點は二つあつて、(イ)使徒等は前の祈禱の應驗として神より能力と勇氣とを受け、有司の命令には更らに頓着せず、頻りにイエスの甦生を斷言して、主たるキリストたる事を證し、引續いて公然道を宣傳したのであつた。(ロ)使徒等のみが啻に神の助力を蒙つた許でなく、信徒一同も恩惠を充分に受け、相愛するの心を熱心に起し、而して財產あるものは其所有を以て惜む所なく、貧窮なる兄弟等を助けたのである。即ち其財產を售り、其代價を使徒等にまかせたのである故に、使徒等は又之を以て日々人々の量に從つて食物等を施與したのである。前にも云つた如く、財產を售つて共產主義を取る可しと云ふの規則は別にあつたのでなく、たゞ有志のものが隨意に爲したのであつた。それで信徒は皆如此相愛するの熱心を以て、金錢を惜ず相互に助けたのであるが、某者の如きは己が財產を悉く賣却して、之を教會の先輩者に預けたので、其中で最も有名なるものはヨセフバルナバであつたのである。心を一にし意を一にしと云ふ

この二句を以て、其一致するの熱心を強く現したので、哥前一ノ十、弗四ノ一—四、腓二ノ二、彼前三ノ八と同一の意である。甦りし事を證し　と云ふはサドカイ人の憤怒をも顧みず、特にイエスの甦生を證する事を以て救主たる事を論じたのである。　彼等みな大なる恩を蒙れり　と云ふは一般の信徒の事であらう。　即ち其相愛するの熱心や又物を惜ずして助けると云ふ事は恩を蒙つた表號である。(「恩」と云ふ原語には「好」と云ふ意も含んであるので、徒二ノ四十七の「民に悦ばる」と同じく、未信徒から好を受けたのであると說明する人もあるが、日語譯に由れば、天の神の恩を蒙つたと云ふ說明の方がよからうと思はれる)　其を售て　徒五ノ四に由れば、別に所有を售る可しと云ふ規則のなかつた事は確實である。それに又財產あるものが皆何もかも售つたと云ふ譯ではなく、たゞ資本として利益を得る爲に使用する財產をもつ者は、多く如此ものを售つたのである。(即ち自己の住家は售らず、たゞ利を得んが爲に他人に貸す所の家屋をもつものゝ如きはそれを售り、又農夫は自己の使用する所の田畑を售つたのでなく、たゞ利を得んが爲に地所を賣買するものは其地所を售つたと云ふが如き事であつたであらう)　乃で職業を以て生活を立つるの能力あるものは、皆自ら其生活を立てたのであるが、働くの能力なきものは教會の信徒等があづかつた金錢を以て日々食物を得たので、特に寡婦の如きを養ふ事は早くより教會の義務であるとしたのである。この寡婦を養ふ事に就ては、提前五ノ三以下にあるのである。　使徒

等の足下に置　と云ふは使徒等に預ると云ふ事で、又實際文字通使徒等の足下に置くの風であつたものであらう。即ち毎夜使徒等は司會者となつて、「愛の筵」の如き集會を開いた時に、其献金を爲す者は文字通に金を使徒等の足下に置いたものであらうと思ふ。而して其金員を以て貧しき兄弟を養ふと云ふ事は、隨分重大なる職務であつて、傳道を爲す事を妨げたのであるから、其後直にこの献金を以て貧しき兄弟を養ふ爲に特別の委員を設けたのであつた(徒六章)。クプロと云ふは地中海の東北にある島で、後にバルナバとパウロと偕に傳道した所で(徒十三ノ四)、今は英國に屬する島である。バルナバ　の事がかくも詳細に記載されてあると云ふ理由は確とは解らぬが、或は後日有名なる傳道者となつたからであるか、或は彼が献金した事が書いてあるのは献金した價額が多くあつたのかも知れぬ。

第十二、アナニアとサッピラの不義

徒五ノ一―十一

(A)　この段落は(A)アナニアの事と、(B)サッピラの事とである。

使徒行傳第五章一―六節

一然るにアナニヤといふ人その妻サッピラと同に產業を鬻二その價の幾分を藏し餘の幾分を挈來りて使徒等の足下に置ぬ其妻も之を知り三ペテロ曰けるはアナニアよ何故に爾の心サタンに滿され聖靈に向ひ僞て地所の價の幾分を藏す事をせし乎四地所いまだ售ざる時は爾の有ならずや已に售たりとも亦なんぢの權に屬るならずや何故に爾の心この事を發念しや爾人に對て僞るに非ず神に對て僞れる也五アナニア此言をきゝ仆て氣絕之を聞者みな大に懼る六少者ども起て彼を殮み舁出して葬れり

この二人はバルナバの如き名譽を敎會の中に得たいと思ひ、財產を售り其價額を悉く献金する事を惜んで幾分を自己の爲に隱し、而して總金額を献ずるが如くしてたゞ幾分を納めたのであつた。されば其罪は其代價の總額を悉く納めなかつたと云ふ事でなくて、幾分か殘して置きながら、悉く献納したと云ふ名譽を得んが爲に、僞を爲した事にあるのである。それでアナニアは己が財產を悉く敎會に献金すると云ふ事を直接に云つた譯ではないが、たゞ語を以て言はず、たゞ献金の方法を以て其僞を言つたのである。この事はたゞに普通の僞である許でなく、一は敎會員の交際の道を妨げ、又二は聖靈に對するの僞であつた故に、特に譴責を蒙る可きであつたのである。何故と云ふに、第一、敎會の中に如此僞善を以て名譽を貪るものが起るならば、相互の信用や、

又兄弟として相互に交際する事の大妨害となつて、教會の活動力をそぐに至るのである。第二、使徒等は特別に聖靈に滿されたものであつた故に、使徒等に對する僞は聖靈の働きを云ひ消す事で、又聖靈をあざむく事であつたので、教會の活動力の根元に反對する事であつたのである。さればペテロは如此罪惡を嚴しく譴責したと云ふ事は實に當然であつて、アナニアが直ちに天罰を蒙つたと云ふ事は、其罪に相當した應報であつたのである。少者と云ふはたゞ文字通の靑年であつたか、或は教會の爲に職務を爲さんとて撰ばれた少者であつたかは確とは解らぬのである。抑も當時のユダヤ人は棺を用ひず、直ちに死ぬと屍を葬るの風習であつた故に、アナニアが死するや早速に葬つたと云ふ事は別に奇怪の事ではないので、たゞ屍に香膏の如きものをぬらず、又白布を以て捲く事もせず、仆れた儘其衣服を纏つたなりに葬つたと云ふ事は、實に特別の天罰を蒙つた惡人には適當な事であつたと思ふたであらう。

(B)　使徒行傳第五章七—十一節

七 約そ三時ばかり過その妻いまだ此所遇を知ずして入來れり 八 ペテロ彼に曰けるは爾曹この價に地所を售しや我に告よ答て曰けるは然り其價なり 九 ペテロ彼に曰けるは爾曹心を合せて主の靈を試るは何ぞや視よ爾の夫を葬りし者

の足門外に在また爾をも舁出さん。婦直に其足下に仆て氣たゆ少者ども入來て其死たるを見これをも舁出して其夫の側に葬れり。全會の者これを聞る者ども皆大に懼る

サッピラは良夫とは違ひ、直接に口を以てペテロに向ひ、僞つたのであつたが、併し根本的には別に異る事はないのである。彼女がアナニアの妻として刑罰を蒙つたのでなく、夫婦が偕にこの惡事を企て實行した故に、二人共に同一の罪を犯し、而して又同一の刑罰を蒙つたと云ふことは當然なる事であつたのである。この價に地所を售しや　この價は數百圓乃至數千圓に售つたものであらうとペテロは實際に述べたものであらうと思ふ。主の靈　と云ふは前の三節の「聖靈」の事で、靈を試る　と云ふは、聖靈に滿された使徒等に僞る事を以て、聖靈の智慧と才能とを試す事であつた譯である。初代の敎會の中に於て早くより如此罪惡の起つたと云ふ事は、實に悲歎すべき事であるが、この特別の刑罰を以て眞實正直の必要なる事が明白にされたのである。それで堅固なる規則や、法律的の政治のない、たゞ互に相愛すると云ふ愛を以て組織さるゝ團躰に取つて、最も必要なる事は眞實正直で、又最も危險なる事は相互の間の信用を妨害する所の疑惑である故に、特別に著明なる刑を以てこの二人を罰し給ふたと云ふ事は、決して嚴刑過ぎる事であると攻撃す可きでなく、寧ろ初代の敎會としては公平なる攝理であつたと思ふのである。

十一節の全會の者と云ふは原文には教會と云ふ語であるが、使徒行傳に初めて見へるのである。

第十三、使徒等が行ひし奇跡

徒五ノ十二——十六

使徒行傳第五章十二——十六節

十二 多の休徵と奇なる跡は使徒等の手に由て民の間に行はれたり又かれら皆心を合せてソロモンの廊に在 十三 餘の者は敢て之に近づかざりき然れども民は彼等を尊み 十四 男女とも信ずる者ますます多く主に屬ぬ 十五 斯て人々病る者を携て衢にいで寢牀また榻の上に置り蓋ペテロの來らん時その影に蔭はるゝ者あらんかと意ばなり 十六 また許多の人々四方の諸邑より病る者および惡鬼に難されたる者を携へエルサレムに來り悉く愈されたり

これは前の四ノ二十九の祈禱の應驗として說明するならばよからうと思ふ。即ち迫害の起原に關する結果は何であるかと云へば、(一)一般の信徒が互に相愛する親密が愈々厚くなつた事と、(二)使徒等が愈々恩惠ある事業を以て、この新しき道の活動力と其精神とを現す事である。

(一)抑も使徒等は多數の人を醫す事を以て、全然信用を得、其評判は高く且つ廣く擴つたので、特にペテロの影に蔭はるゝならば、病は醫さるゝであらうと云ふ程の信仰を起し、四方八方より病者をエルサレムに伴ひ來る樣になつたのである。それで有司等が如何に道の傳播を禁止しても、一般のユダヤ人は敢て有司等に惑さるゝ事なく、使徒等を尊敬する所の心を愈々起したと云ふ事と、又信徒の數が次第に增加したと云ふ事は實に當然なる事である。この處に就て一つの問題が起るであらう。即ち十二節の下半は十三節の說明で、「かれら皆　心を合せてソロモンの廊に在餘の者は敢て之に近づかざりき然れども民は彼等を尊み」と云ふ事に就て二つの說明がある。(甲)彼等　と云ふは使徒等で、又　餘の者　と云ふは普通の信徒で、それでこの句の主意は使徒等の尊敬さるゝと云ふ事であつて、使徒等が十二人偕にソロモンの廊で說敎をしたのであつたが、一般の信徒は彼等を尊敬し、濫りに彼等に近づかなかつたのである。何故と云ふに、アナニアやサツピラが使徒等の足下に仆れて氣絕したから、一般の信徒は使徒等を畏敬するの心を起し、彼等を以て敎會の先輩者となし、濫りに彼らに近く事を恐れたのである。それに十二節の主意は使徒等の行爲の事である故に、同節の「彼等」と云ふは使徒等を指すと云ふ說明は道理に適する事で、而して「餘の者」と云ふは民とは違つて、一般の信仰である筈であると云ふ論である。(乙)この句は括弧中の如きものにて、直接に使徒等に關係する事なく、一般の信徒に關係するもので、それ

で「彼等」と云ふは一般の信徒で、「餘の者」と云ふは未信徒である。されば信徒は皆ソロモンの廊に集會して禮拜を爲したが、信徒でない者は僞善者の死したる事を聞き、僞りて信徒の名を侵す事に由り、彼等と交際する事を懼れたのであるが、又未信徒も大に敎會を尊敬したのであると云ふのである。皆と云ふはたゞ十二使徒のみでなく、全會の信徒を指すのであるともいひ、又初代の敎會にては一般の信徒が使徒等と交る事を懼るゝ程に、先輩者と普通の信徒とは大なる區別はなかつたと思ふ人もあるのである。

以上何れの説を採るにしても幾分の困難はあるが、乙の説の方が眞に近いと思ふのである。

(二)奇跡を全然うち消す程に、神の特別の働きの方法に就て疑を起すものを除くの外、初代の敎會に於て、即ち基督敎の倫理的靈的活動力が未だ長年月の經驗を得ざる中に於て、特別の事業を以て基督敎の能力と恩惠とを現し給ふた事を信じ難しとする者はあるまいと思ふ。然るにペテロの影に蔭はるゝ事に由り、病患の醫さるゝ事を求むるは、即ち迷信ではないかと云ふ疑念を起すかも知れぬ。それでペテロの影に蔭はるゝ事を以て、病患の醫さるゝ事を求むるといふは、たゞペテロに就ての評判に過ぎぬものであるか、或は眞にペテロはその影を以て人を癒したのであるかと云ふ問題であるが、抑も使徒等が病患を癒すの能力があると云ふ評判があるとするならば、勿論多數の人々が群集して使徒等に依賴したと云ふ事は當然なる事で、今日と雖ども若し如此

評判が起るならば、同様の事が起るであらうと思ふ。それで多數の人々が群集してペテロに觸るゝと云ふ事も出來ないとするならば、勿論其影に蔭はるゝ事を以て、助からんとの望を起したと云ふ事も當然なる事で、別に奇怪の事はないのである。然るに如此迷信であるに不拘、ペテロの影を以て病患を醫し給ふたと云ふならば、之は決して道理に適はざる事である故に、このペテロの影に由りて病患の醫さるゝと云ふ事は事實でなく、これはたゞペテロに就ての評判たるに過ぎぬのであると論ずる人もある。けれども、嘗てイエスが衣服の裾に捫つた所の婦の迷信をも輕んじ給ふ事なく、憐憫を以て其血漏を醫し給ふた如く(可五ノ二十五以下)、この使徒等もこの迷信を輕蔑する事なく、彼等にも憐憫を施したのであると云ふ人もあるが、是等はいづれとも詳細の事は解らぬのである。

第十四、使徒等が執られし事

徒五ノ十七——二十五

使徒行傳第五章十七—二十五節

十七 然るに祭司の長および彼と同にある者即ちサドカイ宗の徒みな起て大に憤り 十八 使徒等を執て獄に置り 十九 然ども主の使者夜獄の門を啓き彼等を携へ出

して曰けるは 二十 往て殿に立この生命の言を悉く民に語れ 廿一 かれら之をきゝ昧爽より殿に入て教ふ祭司の長および同人ども來て議員およびイスラエルの子孫の長老等を悉く召集て彼等を曳來せんが爲に下吏を獄に遣せり 廿二 其人等きたりしに獄の內に彼等を見ず反て告いひけるは 廿三 獄は固とぢ守者も門の外に立るを我儕は見しに啓けば內に一人をも見ざりき 廿四 祭司殿司および祭司の長たち此言を聞て此は如何に成行べきかと彼等に就て心惑へり 廿五 或人來り彼等に告けるは視よ爾曹が獄に置し者は今殿に立て民を教ふ

使徒等は有司の命令に服從せず、却て多數の奇跡を行ふ事を以て、愈々信用を博し、又神殿に於ても公然集會を開いて說教を爲した故に、有司や又特に甦生を信ぜざるサドカイ宗の徒は、大に怒りて彼等を執へたと云ふ事は決して奇怪とす可きではない。而して使徒等が不思議にも獄舍より救はれた事を以て、有司は大に驚き、この道に就て惑ふたと云ふ事も又奇怪とす可きではないのである。たゞ此處で論ず可き事は、使徒等が不思議にも獄舍から出たと云ふ事にある。主の使者が眼に見ゆる形體を以て、獄舍の門を啓いたと記してあつても、之は不思議に助けられたと云ふ事の譬喩として考ふるも敢て其奇しぎなる事には變らぬのである。それで又明る日に使徒等が再度執へられ、鞭韃れて大に迫害された事を以て、この奇跡は實に空なるものとなつたと云ふ

疑念を起し、此如空なる奇跡を神が行ひ給ふは甚だ不道理であると云ふ人もあるであらうと思ふ。然るに之れは徒四ノ三十の「臆することなく、道を宣ることを得させよ」との祈禱の應驗として說明するならば、左程困難はないので、即ち苦難に遇せずして、其迫害に忍耐する樣能力と勇氣とを與へ給ふと云ふ神の聖旨ならば、如此奇跡を以て彼等の希望を强固にし、彼等に勇氣を增さしめ給ふたと云ふ事は實に道理に適ふ事である。

祭司の長　と云ふは前の四ノ六と同じくアンナスであらう。又　**同にある者**　と云ふは四ノ六の如く祭司の長の族であつたのである。　**使徒等を執て**　と云ふは、以前に公然說敎を爲した事に由り、二人は執られて尋問を受けたのであつたが、今回は其命令に違反したと云ふ訴訟を以て十二人偕に執へられたのであつた。　**主の使者門を啓**　と云ふは神の全能を以て獄舍の門が不思議にも啓かれたと云ふ事の譬喩としても大躰は餘り變らぬのであるが、實際に天使が現れた事を信ずるには別に困難はないのである。　**生命の言**　と云ふは靈的生命に關する道である。　**昧爽**　夜が明けると神殿に於て朝の犧牲を献げ、禮拜を爲すの風であつた故に、敬神の心ある者は早朝に殿に登り禮拜に列するのである。即ち路二十一ノ三十八の「民みな朝はやく殿に來れり」と同一である。　**議員**　と云ふはサンヒヅリムと云ふ裁判官で、**イスラエルの子孫**　と云ふは古昔はヤコブ即ちイスラエルの子孫なるユダヤ人である。ヤコブがイスラエルの名を得た事は創三十

二ノ二十八にある。長老等と云ふはユダヤ人の代理たる長老も、サンヒヅリムと云ふ裁判官の一員に加つてをる故に、「議員」および「長老」と云ふは甚だ奇怪の語であるが、今回は特別の大事件として、たゞサンヒヅリム丈でなく、他の長老をも召集したのであると云ふ人もある。併し多分左様ではなく、「議員即ちイスラエルの子孫の元老院」と云ふ譯文の方がよいであらうと思ふ。即ちこの長老の元老と云ふは普通の長老とは違つて、元老院の如き意義のあるもので、それで多分彼のサンヒヅリムを指すものであらうと思ふ。此は如何に成行べきか　有司等は使徒等が獄舍より出た事を以て敢て奇跡とは信じないのであるが、たゞ奇なる事として大に驚き、且つ我が命令に違背して公然説敎を爲し、又其上に我が權力に逆つて獄舍を逃れ出るの能力あるものであつて、多分我等に反抗して愈々人民を誘惑奬勵し、一揆を起すに到るやも知れぬと思ひ、驚いたのである。

第十五、使徒等の審判　徒五ノ二十六――四十二

この段を三つに區分すれば左の通である。即ち(A)使徒等を曳來りて之が審問を爲した時、ペテロは敢て彼等を畏れず、寧ろ彼等の命令に服從せざるの決心を以て、イエスの君たる事をのべ、且つ其甦生の證據を立て斷言したのであつた。(B)彼等は之に對して空しき憤怒を起したが、其中の

ガマリエルと云ふ大學者は彼等に干渉るなかれと云ふの注意を與へたのであつた。(C)彼等はこの注意に從つて、たゞ十二使徒を鞭韃て釋したのであつた。然るに使徒等は敢てこの鞭韃れた事を以て恥辱となさず、愈々增々道を敎へたのである。

(A)

使徒行傳第五章二十六―三十二節

廿六是に於て殿司は下吏等と共に往かれらを曳來れり然ど强暴ことを爲ざりき蓋石にて民に擊れん事を懼しが故なり 廿七既に曳來りて彼等を議員の前に立せ祭司の長これを問て曰けるは 廿八我儕この名に由て敎る勿れと爾曹に嚴く禁ぜしに非や然るに爾曹は其敎をエルサレムに滿せ又この人の血を我儕に負しめんとす 廿九ペテロと使徒たち答て曰けるは人に從ふより神に從ふは爲べきの事なり 三十我儕の先祖の神は爾曹が木に懸て殺しゝ所のイエスを甦らせ給へり 卅一神は之を君とし救主として其右の方を擧これイスラエルに悔改と罪の赦を予んが爲なり 卅二我儕は此事の證を爲者なり神おのれに從ふ者に賜ふ所の聖靈も亦證す

有司は使徒等を曳來りて其命令に違背した事に就て尋問したのであつたが、ペテロは寧ろイエス

のキリストたる事を斷言し、且つイエスの事に就ては決して默する事能はずといふ事を以て答へたのであつた。強暴こゝを爲ざりき　使徒等は有司の命令に違き說敎を爲し、其上に獄舍から出たのであるから、殿司の如き有司がこれに就て怒を含みながら、猶ほ強暴事を爲ざりしと云ふは、敢て使徒等に對しての眞意でなく、人々即ち民を懼るゝからであつたのである。それで使徒等は許多の奇跡を行ひ、又病を醫すが如き事を爲した故に、人民は如此恩惠に感じて、別に未だイエスをキリストとして信ぜずとは雖ども、この使徒等を以て熱心なる宗敎家即ち神より能力を授かりし人として大に尊敬したのである。されば若し有司が強暴事を爲したならば、多分群集の者は直に謀反を起し、石をもて下吏をうつた事であらうと思ふ。其敎をエルサレムに滿せ　敢てイエスの事に就て默する事なく、却て公然と殿の廊に於て、多數の人々に對しイエスの道を傳ふるを以て、エルサレム人は皆イエスの名を聞き、又イエスの事を考へる樣になつたのである。この人といつてイエスと云はず、たゞ「この名」又「この人」といつた事は、或はイエスを輕蔑する事であつたであらう。血を我儕に負めんとすと云ふはイエスを殺せしものとして我等に反對する怒を起し、又騷動を起さんとするといふ事である。それで實際を云へば、使徒等は有司がイエスを死刑に行つた事の罪たるを斷言したのであつたが、併し決して有司に對する憤怒や又は騷動を起すの考でなく、寧ろ汝等も自ら行ひし事を知らざるに由りてなり

と云ふを以て（徒三ノ十七）、有司等も赦されぬ程の罪を犯したのでないと云つたのである。神に從ふは爲べき事なり　と云ふは前に裁判官に向つて言つた事と同じで（徒四ノ十九）、この一言を以て命令に背いた理由を說明したのである。抑も「權を掌る者に服ふ可し」といひ、又「凡そ有ところの權は神の立たまふ所なれば也」といひ、又「權に悖ふ者は神の定に逆くなり」（羅十三ノ一以下）と言ふを以て、國法に從ふ可き事を嚴重に敎へてあるといつても、これは例外であつて、天の聖旨に逆ふ惡しき命令には從ふ可きではないのである。先祖の神　と云ふは前と同じく、イエスの甦り給ふた事は先祖の神の聖業であると云ふを以て、イエスの道は昔時より傳はりし猶太敎にそむくものでない事を斷言したので、却て昔時より傳はりし猶太敎を信ずるの熱心ある者は、今尊重さるゝ所の救主を尊敬す可き筈であるのである。木に懸て　昔時からユダヤ國では石を持て死刑に行ふた罪人の屍を木に懸て曝す風習であつたが、イエスを十字架に釘て死刑に行ふと云ふ事は、同じく非人情的で、實に悲慘の極たる苦難であると云ふ許でなく、最も耻辱とす可き事であつたのである。然るに汝等が最も耻辱とす可き方法を以て殺したるイエスが、神の能力に由りて甦り給ふたと云ふ事は、實に汝等がイエスに就ての觀念と、又神がイエスに就ての觀念と全然相反する事は明了なる事で、即ち汝等はイエスを惡人として死刑に行つたのであるが、神は彼を崇めて救主とし、而して彼を以て罪を赦すの道を撰定し給ふたのであると云ふので、

汝等の悔改これは徒二ノ三十六の「神これを主となしキリストとなし給しなり」と同一である。悔改はイエスを惡人として棄たのであるが、神の攝理によれば、イエスに依りてイスラエル人は多く罪を悔改むるの心を起し、又罪の赦免を蒙る事であらう。たゞに普通の惡人がイエスの恩惠に感動して己が不義を悔改めたと云ふ許でなく、己が正義に誇る所の義人もイエスの導きに由りて己が正義の不完全なる事を悟り、又己が高慢を悔改め、謙遜して救を受けるであらうと云ふのである。

證を爲者なりと云ふは約十五ノ二十六、二十七と同じく、使徒等の證も又聖靈の證も、共に含まれてゐるのである。使徒等はイエスの甦生の如き事を直接に證するを以て、其キリストたる事を證し、又其上に種々なる經驗を以て、イエスに由れる救の確實なる事を證したのである。又救主なるイエスに關して證を爲す事は、使徒等の天職である故に、決してイエスに就て默する事は出來ぬのである。聖靈も亦證すと云ふは多分直接に彼等の行ふ所の奇跡を指す事であらうか、又或はこの外に一般の信徒が聖靈に滿されて方言を語るが如き事をも指すものであらうと思ふ。即ち信徒各自の心にやどり給ふ所の聖靈の感化力を以て、神の慈愛を味ひ、確信を起すものである（羅八ノ十六）「聖靈自ら我儕が神の子たるを證す」。けれども如此證は不信徒には解らぬのであるから、ペテロは今回未信徒にも現るゝ所の證を指したものであらうと思ふ。

(B)

使徒行傳第五章三十三―三十九節

卅三 かの人々これを聞て甚しく怒を含み彼等を殺さんと謀る 卅四 パリサイの人にて衆民の中に尊ばるゝ教法師ガマリエルと云る者議員の中にたち命じて使徒等を暫く外に出さしめ 卅五 曰けるはイスラエルの人々よ爾曹この人等につきて爲んとする事を自ら愼むべし 卅六 そは曩にチウダ起て自ら誇れり之に從へる者およそ四百人ありしが彼は殺され從ひし者は皆ちらされて跡なきに至る 卅七 此人の後また戸籍調査の時ガリラヤのユダ起て民を誘ひ從はしゝが彼も亡び其に從ひし者も悉く散されたれば也 卅八 今われ爾曹に語らん此人々を容て之に係る勿れ若その謀るこゝろ行ふこゝろ人より出ば必ず亡ぶべし 卅九 もし神より出ば爾曹かれらを亡すこと能ず恐くは爾曹神に逆らふ者とならん

議員は使徒等が己が命令に服從せざる事の決心と、又イエスを十字架に釘し事の故を以て、使徒等が有司等を責むる事とを聞き、太甚しく怒を起し、直に殺害せんと企てたと云ふ事は別に奇怪の事ではないが、然るにガマリエルと云ふ議員は如此決議に對し反對の意見を述べて注意を促したのであつた。抑も議員の中にはもとよりパリサイ人はサドカイ宗の祭司とは反對の位置に立つものであつたから、彼等の企つる迫害には贊成を表する事なく、特に使徒等が甦生の實際たる事

を斷言するに據り、サドカイ人と其說を異にするが故に、パリサイ人は其甦生を以てイエスのキリストたる事を宣傳する事に就て、迫害を加へんとする事には決して賛成せなかつたのである。ガマリエルは彼の有名なるシルレルと云ふ學者の孫であつて、又彼れ自身も有名なる學者であつた。それにラバンと稱へらるゝ程の有名なる七人中の最初の人であつたので、ガマリエルが死したる時（紀元後五十二年）「法律の榮光は消失せたり」とまで云はるゝ程、當時のユダヤ人より嘆惜されたのであつた。而して彼は熱心なるパリサイ人であつたが、敢て普通のパリサイ人の如く淺薄なる人でなく、希臘語の文學にも幾分か通じ、又異邦人に對して人情を加ふ可き事をも說く所の寛大なる精神を有する人であつたので、徒二十二ノ三に由れば使徒パウロはガマリエルの門下であつたのである。偖てガマリエルの如き人がかくもイエスの名によりて恩惠の事業を行ふ事の爲に、法律を嚴重に守る所の徒を罪人として罰する事に反對をなしたと云ふ事は、實に當然なる事で、又從つて如此有名なる學者の忠告にパリサイ人を初め、凡ての議員が傾いたと云ふ事も當然なる事と思ふ。實にガマリエルの論は解し易きもので、たゞ万事を神の攝理にまかす可しと云ふに過ぎぬので、即ち彼は說いて、「この十二人の徒が天の召を蒙る事なく、たゞ濫りに騷動を起すものであつたならば、彼のチウダやユダの如く、彼等も必ず神の攝理に由りて亡ぶるに相違ない。さらば我等は

彼等に干渉するの必要はないと思ふのである。然るに若し彼等が眞に天の召によるものであつたならば、彼等に反對する事は取りも直さず神に逆ふものである故に、實に懼る可き事である」といふのであつた。

其當時チウダやユダの如く騷動を起して、亡びたものは幾人もあつたのであるから、この二人の名の如きは別に肝要のものではないが、然るにこのチウダの事に就ては一の問題があるので、即ちヨセフオスの歷史によれば、紀元後四十四、五年の頃チウダと云ふ魔術家があつて、古代のヨシアやエリヤの如く、ヨルダン河の水を分けて其間を渉る事が出來ると云ひ立て、多數の人々を欺き、ヨルダン河畔に誘ふたのであつたが、有司は直ちに兵卒を遣り、彼を追擊して之を殺し、其他の徒を散亂せしめたと云ふ事が載せてある。さればこのガマリエルが論じた時は遲くとも三十七年頃であつたのであるから、勿論四十四、五年頃の事件の事を引用したと云ふは勿論實際でないに相違ないので、これを誤謬として批評する人もあるが、然るに之に對しての答は第一、その頃謀反を起した所の者は多數あつたので、チウダと云ふ者はたゞ一人でなく或は二人あつたかも知れぬ。(シモンと云へる謀反人は四人、ユダと云へる謀反人は三人もあつたと云ふ事は歷史上の事實である。之れに據てもわかる事である)されば使徒行傳に出てあるチウダも、又ヨセフオスの歷史に出てあるチウダもいづれをも共に信ずる事は敢て故障はない筈である。第二、若しこれ

が誤謬であるとしても、別に肝要の事でないからルカはたゞガマリエルの忠告の大主意を承知して、其引用した所の實例に就ては、或は聞き違ひを爲したものかも知れぬが、併し敢てガマリエルの注意の大主意には變更を來す事はないので、さりとてチウダに就て特に誤謬があるとは斷言する譯ではないが、萬一あつたとしても、歴史の大體には別に影響する事はないのである。次にユダの事はヨセフォスの歴史にも書てある。即ち紀元後六年の頃ロマ政府はアケラヲ王（太二ノ二十二）の位を剝奪し、ロマより遣す所の知事を以て、直接にユダヤの政治を取らしめた時に、租税を收むるの準備として戶籍調査を爲したが、神の外には我儕の君主はなしとし、且つ他國の政府に服從す可からずといふの主意を以て、ユダは謀反を起したのであつた。それでロマ政府は直にその謀反を制し、ユダを亡ぼしたのであつたが、併しユダと同一の主義をもつ所のゼロテ、即ち熱心家と云へる徒黨が起つて、猶ほ引續いてロマに反對す可き事を敎へたのである。このゼロテの事に就ては徒一ノ十三にあるのである。

偖てガマリエルの忠告は譽む可きものであるか、又は毀る可きものであるかと云ふ問題が起るのであるが、それでガマリエルが、神の攝理を尊重し、且つ迫害に反對したる事を以て、譽む可きであるとする人もある。けれどもガマリエルは神の攝理を尊重するの態度を以て、却て自己の責を怠り、且つ脫れたのであると論ずる人もある。それでガマリエルの如き敎法師が如此著明

なる證據を以て宣傳さるゝ所の新しき道を、たゞ神の攝理等といつて等閑に付する事なく、先づ自ら進んで其善惡邪正を調査し、且つ其證據の眞僞を研究して、若し之が僞である事を知るならば、直ちに其僞たる事を發表す可きであり、又之が眞理である事を悟つたならば、直ちに之を主張して自ら先に之を信ず可き筈で、又彼は宗教的先輩者であつた故に、其先輩者たるの職分を盡す可き筈であつたのである。實はガマリエルはイエスを救主として信ずる事を好まぬのであつたが、さりとて又サドカイ人の意見に從つて、法律を守る宗教家たる使徒等を死刑に行ふ事も好まぬ所であつた故に、神の攝理にまかす可き事を以て、其新しき道の善惡邪正を判斷する事をのがれ、且つ使徒等を死刑に行ふ事をも妨げたのであつた。されば如此忠告は餘り稱讃す可きではないが、ガマリエルそれ自身の目的には甚だ適當したので、又之を以て使徒等をも保護するの道を得て聊か善事を爲したのであつた。然るにガマリエルは自ら基督教の賛成家であつたと云ふ古傳や、又彼は其後基督教に加入したと云ふ古傳もあるのであるが、之はたしかに誤傳であると思ふのである。猶は「その謀ところ行ふところ人より出ば必ず亡べし」と云へる論は、幾分か僞と云ふ可き所がある。勿論神旨に適はざる所の運動は永久に行はる可きものではないが、併し暫時の間でも世の中に行はれて許多の人々を惑はし、又妨害する所の邪説の如きものが若しあつたならば、ガマリエルの如き教法師はたゞに劍を持て、又迫害によりて、其邪説を稱ふるものを處罰する事

を防止するにとゞめず、寧ろ其邪説の誤謬を發表して其傳播を防禦す可き責任があるのである。尤も神は万事を支配し給ふとは雖ども、人間特にガマリエルの如き先輩者は、神と偕に働き、惡に反抗して善を爲す事に盡力す可きであるのである。

(C)　使徒行傳第五章四十―四十二節

四十 彼等これに從ひ使徒等を召て鞭ちイエスの名に由て語ることを爲なかれと命じて之を釋せり 四十一 使徒等はイエスの名の爲に辱を受るに足者とせられし事を喜びて議員の前を去 四十二 日々に殿および人の家に於て教をなしイエスキリストの福音を傳て止ざりき

パリサイ人なる議員や長老は矢張ガマリエルの如き精神であるから、其忠告を喜んで承認したが、併し彼のサドカイ宗の祭司は少數の爲に其意見に反對する事は出來なかつたのである。然るに議員は祭司が使徒等を鞭つといふ事には服從して、遂に其意見には勝つ事が出來なかつたのである。この鞭つと云ふ事は實に無道理なる處置であつて、若し徒使等の仕業が眞に神より出るものであつたならば、その鞭つと云ふ事は眞に大罪であるといはねばならぬ。それで是非とも基督教の傳播を防禦禁止するの必要があると決定するならば、啻に鞭つといふのみに止むると云ふは甚だ緩

慢なる處置との誹謗を免るゝ事は出來ぬと思ふ。鞭ち　と云ふは猶太敎の規則に從つて、四十に一を減じたる鞭をもてうつたのである（哥後十一ノ二十四）。それでロマ人がイエスを鞭つた事と比較するならば、左程苛酷のものではなかつたが、併し勿論苦痛と恥辱であつた事は云ふまではない事である。然るに使徒等はこれによりて敢て失望落膽する事なく、却てイエスの名の爲に苦難を受くる事を喜びとなし、公然說敎を繼續してイエスの道を宣傳したのであつた。されば愈々議員の命令に違背したのであるけれども、議員の多數が彼等を迫害する事に反對であつた故に、祭司は遂に使徒等が神殿に於て其命令に違背して說敎を爲す事を禁止する事も出來なかつたのである。患難をも欣喜とす可き事に就ては羅五ノ三、太五ノ十二、哥後十二ノ十、腓一ノ二十九、彼前四ノ十六にあるのである。

第十六、施濟の事に就て不平起りし故に慈善委員を選擧せし事　徒六ノ一―七

使徒行傳第六章一―七節

一 當時弟子たちの數おほく加りギリシヤ方言のユダヤ人その孀等が日々の施濟に遺漏されしを以てヘブル方言のユダヤ人にむかひ怨言し事ありければ 二

第十六　施濟の事に就て不平起りし故に慈善委員を選擧せし事　

十二人の者弟子等を召集て曰けるは我儕神の道を棄て飮食の事に仕るは意に適ず 三 是故に兄弟よ爾曹の中より聖靈と智慧の滿たる善證ある者七人を撰べし我儕それを立て此事を司らせん 四 而して我儕は常に祈ることゝ道を傳ふることを務べし 五 此言すべての人の心に合ひければ信仰と聖靈の滿たるステパノ及ピリポプロコロニカノルテモンバルメナ又ユダヤ敎に入しアンテオケのニコラを撰び 六 この人々を使徒等の前に立しむ使徒たち祈て其上に手を按り 七 神の道いよ〳〵傳播て弟子等の數エルサレムに甚しく增り祭司も多く信仰の道に從へり

初代の敎會に於て貧しき信徒を養ふと云ふ事は、敎會の一の肝要なる義務としてつとめて實行したので、殊に親戚朋友のなくして、生活を立てる道なき、嫠の如き甚だ可憐なるものには、特に敎會より彼等を助け養ふ事を必要としたのであつた。されば後に至つて使徒パウロの如きは、これに就て注意を與へた事があるのである(提前五ノ三以下)。偖て有志者は寄附金を使徒等の手に納め、使徒等は之を以て日々嫠の如き貧しき姉妹を養ふ事であつたが、信徒の數が次第に增加するに從つて、使徒等は他の職務の傍この施濟の事を行ふ爲に、直接多數の時間を費す事が出來ぬ故に、間接に使者を遣して行ふ事があつたので、自然不平を言ふ者が起つたのである。特にギリ

シャ方言を用ふる信者は我が嫠が其受く可き施濟を充分に受けざる事を怨言て、不平を訴へたのであつた。一躰當時の信者は皆ユダヤ人であつたが、本國に住居してヘブル方言を（實はヘブル語に類したアラマイク語である）使用する人もあり、又他國に住居してギリシャ方言を使用する人もあつたので、本書の第二章で云つた如く、其當時他國に散在してをるユダヤ人は多數あつたので、彼等は本國に住居するユダヤ人と同じく、愛國心や宗敎的熱心を有してはをつたが、併し多くはアラマイク語を使用せず、其地方に通用する所のギリシャ方言を用ひたのであつた。それで、使徒等や又使徒等につかはれた者が皆ヘブル方言のユダヤ人であつた故に、公平に施濟を爲す考であつても、自然意外にギリシャ方言の嫠の事に通ぜずして、遂に彼等を取扱ふ事に幾分か疎漏が出來た事であらう。それで使徒等は如此重大なる職務を盡すに特別なる役員の必要なる事を知り、全會の信徒を召集して、其中より七名の慈善委員を選擧すべき事を勸告したのであつたが、信徒はこの意見に賛成して直に七名を撰んだのであつた。されば使徒等はこの慈善の事を委員にまかせ、彼等は力を盡して直接に傳道を爲すに至つたのであるから、愈々道は盛大となつて信徒の數も增加したのである。之に就て注意を要する點は、第一、初代の敎會は共和政治を取つたと云ふ事で、即ち使徒等は自ら委員を定むる事なく、又自らは委員を選擧する事もなさず、全然全會の決議を以て選擧したと云ふ事である。第二、慈善委員の職務は別に說敎する事でも、又傳道を

第十六　施濟の事に就て不平起りし故に慈善委員を選擧せし事

爲す事でなかつたけれども、聖靈と智慧の滿たる善證ある者を必要としたので、實に敎會の會計を取扱ふにも應用的智慧と聖靈の助力とは必要なる事である。それで如此役員たる者は一般の信用がなくては敎會中に自然疑念を起すものが出來る事であらうと思ふ。されば此の慈善委員たるものも會計掛の如きもので、或は寄附金をあづかり、或は之を施與すると云ふが如き事許でなく、この施濟を以て貧しき兄弟姉妹を世話するのであるから、幾分か牧師の如き職分をもつものであつたので、それで愈々智慧と聖靈の助力とは彼等に必要であつたのである。何故と云ふに、敎會の寄附金をもつて貧しき兄弟姉妹を世話するには、智慧なくしては、必ず敎會の施濟を濫用する事となり、或はこの職務を怠ると云ふが如き事となつて、種々なる混雜を來すに至り、遂に敎會の愛の表號たるこの寄附金は、變じて敎會に恥辱を蒙らしむる事となるのである。テサロニケの敎會で妄に敎會の施濟を求めたものゝあつたと云ふ事は、撒後三ノ六以下に記載してあるのである。第三、この役員を選擧したと云ふ事は、敎會の組織の最初であると云つてもよいので、尤も最初にはキリストに撰ばれた使徒と云ふ可き先輩者はあつたが、今回は初めて敎會の中より互に役員の如き者を選抜して、普通のユダヤ人と異なる所の新團躰を組織したのである事は明白となつたのである。されば敎會の組織の起原は敢て政治とか取締等と云ふ必要よりでなく、敎會の愛を應用する事、即ち慈善に關する事より起つたものであると云ふ事は、大に注意す

可き點である。第四、この七人と云ふ數を定めた理由は確とは解らぬが、或は別に理由も何もないのであるか、或はユダヤ人が常に七と云ふ數を聖數となし、又完數であるとする思想によりて、七人と定めたものであるかも知れぬのである。それに又この慈善委員なるものは、所謂執事と云ふ可きものであつたかと云ふ問題もあるので、即ち第二世紀の頃より現今までも、多數の人はこの七人を以て最初の執事であると云つてをる。又古代の敎會ではこの例に習つて、各敎會に七人の執事を撰むの風があつたので、それで敎會の貧しき兄弟姉妹を世話すると云ふ事は執事の一の職務であつたのであつた。けれども使徒行傳には別に執事と云ふ語は何處にも記してないので、却てアンテオケ敎會がエルサレム敎會に寄附金を送る時に、其使者はエルサレム敎會の長老に其金員を送つたのであつた(徒十一ノ三十)。故にこの七人は最初の長老であると云ふ人もある。併し敎會の組織が未だ確定せざる中であつたから、この委員は敢て長老でも、又執事と云ふ可きものでなく、たゞ慈善委員と云ふ方がよいのである。それで彼等はこの寄附金をあづかり、日々の施濟を爲した許でなく、自ら直接に傳道する事もあつたのである。されば長老及び執事と云ふ定つた職務の役員は、直ぐ後の事であつたであらうと思ふ。第五、一般の信徒が互にこの委員を選んだのであつたが、使徒等は按手を以て就任式を行つたので、即ち手を按き祈禱を爲す事は古昔より神の恩惠を求め祝するの記號であつたのである。(この方法を以てイエスは嬰兒に手を按き祝

第十六　施濟の事に就て不平起りし故に慈善委員を選擧せし事

し給ふた事がある（太十九ノ十五）。それで後日に至り、傳道者を初めて他國傳道に遣る時に、アンテオケの教會の先輩者はバルナバとサウロの上に手を按て、彼等を遣したのである（徒十三ノ三）。故に教會の施濟を司る事を七人にまかす時にも同じく按手の禮を以て、神の恩寵と助力とを願ひ、就任式を擧げたと云ふ事は、又當然なる事である。それに使徒等がこの手を按く事を以て、靈的能力と權力とを與たのであると說明する人もあるが、これはたゞ神の恩寵を願つたのであると說明する方が信じ易いと思ふのである。

神の道を棄て　と云ふは、使徒等が日々の施濟を全然司るならば、神の道を傳ふる事、即ち傳道を爲すの時間はなくなるので、如何に貧しき信徒を養ふ事が大切であるとしても、これが爲に傳道を中止すると云ふ事はよい事ではないのである。飮食の事に仕る　と云ふは、文字通の飮食、即ち教會の委員は日々食物を購つて貧しき信徒に施したのであつた。其食物は或は各く自の宿所に直に分配したものであつたか、或は數ケ處の食堂の如きものを設け、其處に貧者を集て與へたものであつたか今は解らぬのである。祈ことを務べし　と云ふは、使徒等が直接傳道を爲す爲に慈善事業の職務を取る事を止めたと云つても、敢て祈禱を爲す事を中止す可きでないと云ふ事で、この祈禱と云ふは各個人の祈禱であるか、或は教會にての祈禱會を司會する事であるか解らぬが、多分二者共に含んでをる事であらう。信仰　篤信がなくては到底慈善事業

を完全に成功する事は出來ぬ。即ちキリストに對する信仰が篤くあるならば、第一、兄弟を愛するの熱心もあり、第二、敎會の爲に盡す所の熱心もある事であらうと思ふ。聖靈の滿たる慈善事業を司る者は、聖靈に滿さる丶の必要があつたのである。ステパノ等この七人の中に、たゞステパノとピリポの二人の名だけは他の處にも出てある。即ちステパノの事は徒六章、七章にあり、又ピリポの事は同八章にある。ニコラと云ふは默二ノ十五に出てあるニコライ宗と云ふ邪宗の設立者であると云ふ說もあるが、別に證據はないのである。七人の名が凡て希臘語の名であるが爲に、七人共にギリシャ方言を使用するユダヤ人であると云ふ人もあるが、併し當時一般のユダヤ人は希臘語の名を用ひてをるものが多數あつたのであるから、この說はたしかでないのである。其上に若し七人共にギリシャ方言を用ふるユダヤ人の中より選んだとするならば、甚だ不公平たるを免れぬと云ふ可きであるから、信じ難い事である。ユダヤ敎に入しと云ふは割禮を受けてユダヤ敎に入り、其後又基督敎に入つたのである。道いよ〳〵傳播て其後暫時の間は迫害も起る事なく、又使徒等は慈善事業の職を辭して、專心一意直接に傳道に從事し、又信徒も相愛するの熱心を以て働く事により、道は愈々盛大に擴張されたのであつた。併しこれは多分ユダヤ人、殊にエルサレムに限つた事であらう。祭司も多く　祭司長はサドカイ人であつて、基督敎には正反對する者であつたが、一般の祭司の中には基督敎を好むものも幾何かあつた

と云ふ事は別に奇怪なる事ではないので、或はザカリヤの如き祭司(路一ノ五以下)であるならば、喜んで基督敎を受け入れるに相違ないのである。然るに彼等が基督敎に加入しても、敢て祭司の職務を廢する事はなかつたので、即ち彼等には未だ基督敎は猶太敎とは異なる宗敎であると云ふ事は解らなかつた故に、イエスをキリストとして信ずるユダヤ人も、猶太敎の規則を嚴重に守つたのである。故に祭司の長が基督敎に反對しても、イエスをキリストとして信ずると云ふが如き訴訟を以ては、キリストを信ずる祭司の如き者を罰する事は出來なかつたのであつた。

第十七、ステパノの事業と彼が執られし事　徒六ノ八―十五

使徒行傳第六章八―十五節

八 ステパノ恩と能力に滿て奇なる跡と大なる休徵を民の中に行へり 九 時にリベルテンと稱る會堂及びクレネ人アレキサンデリア人キリキア人アジア人の諸會堂より人々起てステパノと言爭ふ 十 彼等ステパノの智慧と之に由て言ところの靈に敵すると能ず 十一 遂に人をして誣告しめけるは我儕かれが言を聞しにモーセと神を誘讟たり 十二 かれら民と長老學者たちの心を動させ突然きたり

て彼を執へ集議所に曳來り 十三 妄の證人を立て曰せけるは此人は聖所と律法を誹讟ことを語て止ず 十四 蓋かれ語て此ナザレのイエスは此所を毀ち且モーセの我儕に授し所の例を易べしと曰るを我儕聞たれば也 十五 是に於て集議所に坐せる者皆目を注て彼を見しに其面天使の面の如也き

暫時の間基督教はエルサレムに於て盛大に擴張されたのであつたが、ステパノの説教に就て劇烈なる迫害が起り、これに就て多數の信徒はエルサレムを逃れ、所々方々に散亂して基督教を傳播したのであつた。ステパノは最初の殉教者として有名なる許でなく、ステパノの事件は基督教の傳播に取つて緊要なる段階であつたのである。抑もステパノは慈善事業の事を司る所の委員であつたといつても、又説教をも爲したのであつた。其詳細の事は解らぬが、多分教會の役員に選擧さるゝ事により、又其上委員長に擧げられたので、其位置も自然高くあつたから、未信徒が其説教を聞き、又反對論者が彼の説教に反對するの心を起した事であらうと思ふ。會堂で基督教を論じたと云ふ事は茲に初めて記載さるゝ事であるが、使徒等は或はソロモンの廊の如き處に自己が見聞した所を證したので、即ちイエスの甦生の事や、奇跡の事業を語る事を以て、イエスのキリストたる事を論じ、又イエスの倫理的教訓を教へたのである。然るにステパノはそれとは少しく違つて、ユダヤ人の會堂に於て、未信徒と言ひ爭ひ、且つ基督教の大主意を辯明した事であつたで

あらう。されば ステパノは多分イエスに關する歷史的事實を語つた許でなく、イエスの道の主意が以前の猶太教の主意と異なる事を論ずる事に由り、反對論者は其論に答辯する事が出來なかつたので、たゞ訴訟の種を發見したのであつた。抑もステパノの說教は其後殘存してないので、それにステパノを訴へたものは全然僞證人であつた故に、ステパノは如何なる理由を以て彼等の怒を受けたのであるかは今確とは解らぬのである。尤もステパノがモーセと神とを瀆したと云ふ事や、又ステパノが聖所と法律を瀆したと云ふ事や、又イエスがこの聖所をこぼつと云ひ給ふたと云ふ事は確に僞證であつたのである。けれども多分ステパノは基督教の靈的道である事を教へ、或は犧牲を献ぐるが如き禮拜の無用なる事や、或はキリストに依れる宗教的變化のあると云ふ事を教へたのかも知れぬのである。兎に角いづれにしても反對論者は大に憤怒して、惡口と云ふ罪を以てステパノをサンヒヅリムに訴へたのであつた。

恩と能力　ステパノは最初から篤信の人であり、又聖靈に滿された人であつたが、慈善事業を司ることに由り、即ち應用的愛を實行する事を以て、益々天より恩惠と能力とを蒙つたと云ふ事は當然なることで、人と交り愛を實行すると云ふ事は、靈的能力を受くる一の肝要なる方法であるのである。**リベルテン**　と云ふは羅典語で「自由を得たる者」と云ふ意義で、英語のリバーテー、即ち自由と同一の語である。されば「リベルテン」と云ふは、ロマ政府から自由を得

たユダヤ人の事であつたので、即ちロマ人がユダヤ國を制服した時、數万人のユダヤ人を奴隷としてロマに送つたのであつたが、猶太教を堅固に保守する者を奴隷として使ふ事は、甚だ不便且つ不都合と感じたので、後から彼等に自由を與へたのであつた。それでこの會堂はロマからエルサレムに歸つた者が特別に建築したものであつたものと見える。犧牲を献ぐるが如き禮拜は勿論神殿に限られてあつたが、其他の祈禱や說教の如き禮拜を爲すには、多數の會堂が建られてあつたのである。(古傳によればエルサレムに四百八十の會堂があつたと云ふ事であるけれども、これは信ずるには足らぬ事と思ふ)この會堂と云ふのは基督教の會堂でなく、猶太教の會堂であつたので、クレネと云ふは徒二ノ十と同じく、北アフリカの海岸のクレネで、アレキサンデリアと云ふはアレキサダー大王がエジプトに於て定めた所の大なる港で、たゞ貿易を以て繁盛であると云ふ許でなく、當時の文學や理學の中心であつたのである。其處に住居するユダヤ人は多數であり、又其處で舊約聖書を希臘語に飜譯された事があつたのである(紀元前二三百年頃)。キリキヤと云ふは小亞細亞の東南の國で、其首府はパウロの故鄕のタルソであつたのである。ステパノと言爭つたキリキヤ人の中には、未信徒なるパウロもをつた事であらうと思ふ。當時のアジアと云ふは、現今の亞細亞大陸とは違つて、多分小亞細亞の西の地方で、其首府はエペソであつたのである。

敵すること能ず　ステパノは聖書の助力を蒙りて、舊約聖書の道はイエスに

よりて成就せらる可き事を論じた事であらう。モーセと神を誇讟たり　ユダヤ人は惟一の神を信ずるの熱心があり、且つ其同一の神がモーセによりて語り給ふた事(約九ノ二十九)を信じ、而して自らモーセの弟子なりと誇つたのである。即ち猶太敎の儀式的規則を不殘神はモーセを以て直接に立て給ふたものであるから、永久に守る可きものであるとして貴んだのである。故に基督敎の靈的主義を宣傳する事を聞き、其道理なる事を言消す事の出來ざるを知り、たゞモーセと神を誇讟するものとして誹謗したのであつた。民と學者と長老たち　甦生に就て迫害を起したものは、たゞ僅かにサドカイ宗の徒許であつて、其時には一般のユダヤ人は使徒等を保護したのであり、特にガマリエルの如き學者は使徒等を死刑に行ふ事を拒んだのであつたが、今回は「モーセと神を誇讟す」と云ふの訴訟を以て、パリサイ人も、又一般のユダヤ人も皆大に怒つてステパノを執へたので、それにステパノは實際に「モーセと神とを誇讟した」のでない故に、敵人は妄の證人を立てたのである。聖所　と云ふは聖殿或は聖室といつて、一般のユダヤ人が尊敬する所であつたのである。この訴訟に就て詳細に言へば二ケ條あるのである。即ち(一)イエスはこの聖殿をこぼつのであると云ふ事と、(二)又イエスはモーセが立てたる禮典を變更するのであると云ふ事で、この(一)は僞證者がイエスを訟へたと同様な事である(太二十六ノ六十一)。ステパノは勿論イエスが殿を毀ち給ふと云ふが如き事は敎へた事はないのであるが、其說敎の實

際の事は今確とは解らぬので、或は約四ノ二十一に記載してある通り、イエスが言ひ給ひし如く、「唯に此山のみに非ず亦エルサレム而已にも非ずして爾曹父を拜すべき時きたらん」と云ふ事を敎へて、基督敎の世界主義なる事を述べたものかも知れぬ。それで若し世界的宗敎を立つるとするならば、エルサレムの殿は自然無用に歸するに至るであらうと云ふ疑念は直に起る事であらう。或はステパノはイエスを棄る所の不信仰の結果に對して、「視よ爾曹の家は荒地となりて遺れん」（太二十三ノ三十八）等の如き語を引用して、來らんとする刑罰の重大なる事を預言したのかも知れぬのである。第二條の禮典を變更するのであると云ふ事、即ち基督の設立さるゝ事に由て、宗敎の大變化のあつたと云ふ事は勿論歷史上の事實であつたのである。けれどもステパノは何處まで其來らんとする宗敎的變化を知り、これを如何程までに敎へたのであるかは詳細には解らぬが、多分ステパノは猶太敎よりも基督敎の差別の大なる事を使徒等よりも能く悟り、幾分かその事を敎へた事であらうと思ふ。それで其差別を一言で云ふならば、殿に於ける猶太敎の禮拜は物質的のもので、即ち肉體に屬る儀文許である（來九ノ九、十）。然るに基督敎に於ける禮拜は全然靈的のものであつて、神を拜する者は靈と眞とを以て之を拜す可きである事を敎ふるのである（約四ノ二十四）。其面天使の面の如なりき　ステパノは其訴訟の僞妄たる事を知りながらも、直接に之を僞妄であると云ふ事は出來なかつたのである。何故と云ふに、神とモーセを誹讟すと云

ふ心は毛頭ないのであるが、併し基督教に由て宗教上の禮拜は全然變化す可きであると云ふ事を信じてをつた故に、自己の無罪たる事を知りつゝも、猶太教に取つては罪人の如き位置に立つ者である事を悟つてをつたからである。又猶太教の禮拜を嚴重に守る所の熱心、即ち一般のユダヤ人が宗教に就ての保守主義の太甚しき事を詳細に知つてをつた故に、彼等の憤怒より免れる事の出來ぬ事を承知してをつたのである。然るに彼は其憤怒や將に受く可きの苦難にも頓着せず、只管キリストによれる宗教的變化の大なる事と、又其愉快なる事とを考へ、如此道の爲に生命を惜まず死すると云ふは實に名譽であると決心した爲に、其面は希望と歡喜とに滿されて光輝を發したのであつた。

第十八、ステパノの演説　徒七ノ一――五十三

この演説は本書にある凡ての説教中最も長いもので、これを表面より考ふる時はたゞ歴史的演説であつて、其敵人の訴訟に對しての答辯ではないと云ふ批評が起るかも知れない。併しステパノが若し直接に基督教の大主意を述べた事であつたならば、多分裁判官は憤怒を起して聞く事を拒んだ事であらう。それで、一般のユダヤ人が承知してをる所の歴史を以て、間接に己が主意を述ぶるならば、其場合には最も適當した方法であつたのである。彼はモーセと神、又聖所と律法

を謗讟するものとして訟へられたのであるから、彼はこの演説を以て第一に、モーセと神、或は聖所と律法とを尊敬する心である事を示し、第二に、神が聖旨を現して其恩惠を施し給ふと云ふ事はたゞ一ヶ所の聖所に限られてあるものでない事を示し、第三に、古昔のユダヤ人の實例を以て、間接に當時のユダヤ人の不信仰を譴責したのであつた。今この所を五に區分すれば、(A)アブラハムの事、(B)ヨセフの事、(C)モーセの犠牲、(D)モーセがイスラエル人を救出せし事、(E)イスラエル人の不從順、(F)幕屋と神殿の事、(G)而して直接の譴責とである。

この演説に就て注意す可き事は、抑もその大體は舊約聖書とは違はぬのであるが、その詳細の點に於ては多少舊約聖書と異つてをる事である。これは多分ステパノの時代のユダヤ人の中に流行したる遺傳に據て語つたものであらうと思ふ。それで當時の遺傳に據て、舊約聖書には適合せぬと云ふの故を以て、直にステパノを批評する事は間違である。何故と云ふに、ユダヤ人に對して、彼れ自らも、又他のユダヤ人も信じてをる所の遺傳を採用したと云ふ事は、眞に當然なる事である。然るに若し聖靈に滿さるゝステパノの如き者が引用する所の遺傳は、必ず歷史的事實であるに相違ないと斷言する事も又間違であらうと思ふのである。乃ちステパノは基督教の大主意を悟得し、又之を宣傳するに當り、聖靈の助力を蒙つたからといつて、必ずしも聖靈から古代の歷史の詳細を學んだと云ふわけではあるまい。故にこの演説の詳細の點に就て彼是議論すると云ふ事

は、實に無益なる事であるから、寧ろ大體と大目的とに注意す可きであるのである。

(A) アブラハムの事

使徒行傳第七章一―八節

一 さて祭司の長いひけるは此事かくの如なる乎 二 ステパノ曰けるは衆兄弟および父等よ聽我らの先祖アブラハム未だカランに住ざる前メソポタミヤに在しとき榮光の神あらはれて 三 彼に曰たまひけるは爾の國を出なんぢの親族を離て我なんぢに示さん所の地に至れ 四 斯てアブラハムカルダヤ人の地を出てカランに住り其父の死しのち神は彼を彼處より今なんぢらが住ところの此地に移し給へり 五 此地に於は足を踏立るほどの地をも賜ず且かれは未だ子あらざりしに此地を産業として彼と其子孫に賜んと約束し給へり 六 神如此いひ給へり彼の裔は他の國に旅らん他の國の人々これを奴隷と為て四百年の間なやまさん 七 神また云かれらを奴隷とする國民を我鞫くべし厥後かれら其國を出この處に於て我に事んと 八 また彼に割禮の契約を予へ給へり斯てアブラハムイサクをうみ第八日に割禮を之に行ふイサクヤコブを生ヤコブ十二の始祖を生

ステパノは祭司の長の審問に對し、第一にアブラハムの從順と其信仰とをのべ、之を以て自己が神を尊敬するの心と、ユダヤ人の大先祖を貴ぶの心ある事とを示したのである。アブラハムの事を簡單に言ふならば、彼はカルダヤと云ふ地に於て神の召を蒙り、神の命令に從つてカランに進み、又後にカランよりカナンの地にまで移つたのであつたが、兼て神より大なる約束と其表號である所の割禮とを受けたのであるけれども、彼自らは其地を受けた事なく、たゞ旅人の如く天幕の中に旅つて所々方々と彷徨したのであつた。それで彼には未だ一人の小兒もなかつた時に於て、この地を汝の子孫に與へんとの約束を受けたのであつたが、併し彼は更らにこの約束を疑ふ事なく、信じたのであつた。衆と云ふ語は却て省畧した方がよいが、偖ステパノは「兄弟および父等よ」と言ふを以て、裁判官に對したのであつた。メソポタミヤに在しころ又カルダヤ人の地と云ふは創十一ノ二十八にあるので、アブラハムの故鄕はカルダヤのウルと云ふ所であつたのである。カルダヤと云ふはバビロンの地方で、其首府はバビロンであつた。又ウルと云ふはバビロンと同じく、ユウフラテ河の下流にあつて、古昔は實に繁昌なる港であつたのである（創十五ノ七）「我は汝をカルデヤのウルより導き出せるヱホバなり」、（尼九ノ七）「汝は在昔アブラハムを撰みてカルデヤのウルより之を導きいだせり」。創十二ノ一に由れば、アブラハムはカランに於て「汝の國を出で、汝の親族に別れ、我が汝に示さん其地に至れ」との命令を蒙つたのである。

然れどもユダヤ人の遺傳とヨセフの歴史とに由れば、アブラハムはウルに於ても同一の召を蒙つたのであるから、ステパノはこの遺傳の方に由て語つたと云ふ事は別に奇怪の事ではないのである。榮光の神と云ふはたゞ榮光ある神と云ふ許でなく、眼に見ゆる所の榮光、即ち輝ける雲を以てユダヤ人を導き、神殿に降り給ふた神を指すのである。それでこの眼は見ゆる雲と、榮光を肉眼に示し、又眼に見ゆる榮光を以て、ユダヤ人の中に宿り給ふと云ふ事は、ユダヤ人の名譽であつた故に、パウロは（羅九ノ四）イスラエル人の蒙つた幸福の中に、この榮光と云ふ事をものべたのであつた（出二十四ノ十六、王上八ノ十一）。カランと云ふは創十一ノ三十一、同十二ノ四のハランと同一の地で、其原語の發音はハランとも、又カランともいつて少しく違ふので、それで日本語の五十音を以ては現す事は出來ぬのである。この場所はユウフラテ河の上流であつて、カルデヤのウルからカランにゆく道は、西北へ河に沿ふてゆくので、其里程は凡そ二百里許であつたのである。其父と云ふはテラと云ふ人で、このテラがハランで死んだと云ふ事は創十一ノ三十二に書てある。父の死しのち　創世記によれば多分父が死せざる中に、アブラハムはカランを出た樣に思はれるが、併し詳細の事は書てないのである。又ユダヤ人の遺傳に由れば、アブラハムは父が死するまでは其處にをつて孝行を盡したといふので、ステパノはこの遺傳の方に依つたので又當然なる事である。此地に移し給へりと云ふこの地は、カナン或はパレ

ステンで、カランからカナンにゆく道は西南に向ふのであつた。それでカルデヤからカナンにゆくに、カランを通つて往く事は、頗る迂回せなければならぬのであるが、併しカルデヤとカナンとの間には沙漠があつて、カランを廻つてゆく事は寧ろ當然なる事であつたのである。**地をも賜ず** と云ふは來十一ノ九の「異邦に在が如く約束の地に寓り、又幕屋に居り」、又同十一ノ十三の「未だ約束の者を受ざりしが遙かに之を望て喜び、地に在ては自ら賓旅なり寄寓者なりと言り」とあるが如きで、アブラハムもイサクも又ヤコブも、僅にたゞ墓所とするだけの地を買つたのみで、其他には己が所有とす可き地所はなかつたので、天幕の中に寓つて、牛羊の如き家畜を飼育するが爲に彼所此所と彷徨したのである。これはもとよりステパノの演説の目的に直接關係するものではないが、將來に對しての信仰の實例であるのである。**未だ子あらざりしに** と云ふは、アブラハムが七十五歳の時に約束を受けて、二十四、五年の後に漸くイサクと云ふ一人の子を得たのであつたが、其子のなき中に、神が汝の子孫にこの地を賜へると云ひ給ふた約束を疑はずして信仰したのであつた（羅四ノ十七—二十二、創十二ノ七、同十三ノ十五、同十五ノ三）。**他の國に旅らん** これは創十五ノ十三にある事で、其他の國と云ふはエジプトの事である。**又四百年** と云ふは創十五ノ十三から直接引用してあつて、出十二ノ四十にはイスラエル人がエジプトに住居した間の記事が詳細に書いてあるので、これが四百三十年間であつたのである。

なやまさん　イスラエル人の約束の地を離れ、他國に寓つたと云ふ事は、これ皆なやみといつてよいので、其劇烈なるなやみに遭遇した時間は左程長くはなく、たゞ四百三十年間の終の數十年許であつた事であらう。鞫べし　エジプト人がイスラエル人を奴隷としてなやました其應報として受けた所の災厄は、出七章より十二章迄にあるのである。この處に於て我に事ん　と云ふ語は創世紀には見えないので、たゞ出三ノ十二に同樣な語があるが、即ち神はモーセに對して「汝等この山(シナイ山)にて神に事へん」と云ひ給ふた。然るにステパノは其語の大體を創十五ノ十三、十四に附加して語つたので、それでステパノの演説中「この處」と云ふは、カナンの地を指すのである。割禮の契約　と云ふは創十七ノ十にあるので、即ち割禮を以て表號として現された契約で、イスラエル人の男子は不殘、生れてから第八日に神の契約を蒙つた民に屬する表號として割禮を受けたのである。ステパノはこの割禮の事を述ぶる事に由り、猶太教の大禮典を輕蔑せざる事を現す目的であつた事であらう。十二の始祖　と云ふはヤコブの十二人の小兒で出一ノ一以下に書てあるのである。

(B)　ヨセフの事

使徒行傳第七章九—十六節

九 始祖たちヨセフを妬これをエジプトに賣り然ど神は彼と偕に在て　十 諸の患

難の中より之を救出しエジプト王パロの前に於て恩寵と智慧とを賜てエジプト及パロの全家を宰らせ給ふ 十一 玆にエジプトカナンの遍の地に饑饉と大なる難あり我儕の先祖たちも食物を獲ことを得ざりき 十二 然るにヤコブエジプトに穀物ある事を聞て先われらの先祖たちを遣す 十三 再び遣しゝ時ヨセフその兄弟に識れ且ヨセフの親族パロに明になれり 十四 ヨセフ人を遣して其父および凡の家族七十五人を召來しむ 十五 是に於てヤコブエジプトに下れり彼も我儕の先祖たちも死たる後 十六 スケムに送れアブラハムが金をもてスケムの父なるエンモルの子孫より買おきし墓に葬られたり

大略して云へば、ヨセフは十人の兄弟の怨恨と嫉妬とに由りて、エジプト人の奴隷となり、其處にて大なる困難苦痛に遭遇したが、神の攝理を以てその困難苦痛より救はれ、エジプトの大臣とまでなり、而して彼の智慧ある忠告によりて、エジプト人は來らんとする七年間の太甚しき饑饉を防ぐ爲に、多數の穀物を貯蓄したのであつたから、之を以て啻にエジプト人を助けたのみならず、己が家族のものまでも助ける事が出來たので、ヤコブと其兒輩凡てが、ヨセフの招きに應じてエジプトへ下つたのであつた。それでヨセフを嫉み又棄た所の兄等の實例を以て、ステパノは間接に己が時代のユダヤ人に譴責を加へ、又ヨセフが兄弟に棄られて困難苦痛に遭遇した爲に、却て其

兄弟等の助手となつた如く、イエスもユダヤ人に棄られ給ふたとは雖ども、却てユダヤ人の救主たるものであり給ふたのである。始祖等 詳しく云へば、ヨセフはヤコブの十一番目の子で、彼を嫉んだものは弟のベニヤミシでなく、ヨセフの十人の兄であつたのである。其兄等がヨセフを嫉んだと云ふ理由は何かと云へば、ヨセフは父の愛するラケルの子であつて、父は特別に彼を愛した故に、異腹の兄等はヨセフに對し怨恨をもつたのである。エジプトに賣り と云ふは創三十七章に書てある。諸の患難の中より救出し ヨセフは創三十九章にある通り、エジプトの奴隷となつて、惡しき婦人の訴訟により獄に繫がれ、患難の上の患難にあつたのであるが、神を信じ又神に對し義務を盡すの決心を以て、奴隷であらうが又囚人であらうが、眞に信用を得たので、遂に四十一章にある如く、パロの夢を解釋するの智慧により、獄よりゆるされて大臣となつたのである。饑饉 と云ふは七年間の劇烈なる饑饉で、其前の七年間の豐年の時に、ヨセフの勸告に由りて、エジプト人はつとめて穀物を貯蓄した故に、たゞに己が一國を救濟したのみならず、他國人に賣却する程許多あつたので、それでヤコブはエジプトまで我が兒輩を送り、穀物を買はしめたのである。ヨセフその兄弟に識れ 創四十二章より四十五章までに詳細に書いてある通に、ヨセフは其兄等の心を試むる爲に、直に其 弟 たる事を告ぐる事なく、兄等の心の變化したる狀態を知り、再會の時に初めて己が一身の事を彼等に現し、懇切を加へたのであつた。それにパロも彼等がヨセフ

の親戚たる事を聞き、彼等を助力せんものと思ひ、エジプトの地に招いたのであるから、ヤコブは遂に其家族を伴ひエジプトにまで下り、東北の地方のゴセンの地に住居したので、この事は創四十六章に記載されてある。七十五人　と云ふは創四十六ノ二十七に記載されてある所の「七十人」と符合せぬのであるが、併し希臘語の飜譯の創世記には「七十五人」としてあるので、ステパノはこの希臘譯に由つたので、それで彼が希臘語を使用するユダヤ人たる事が解つたが、彼が原文を知らずして己が使用する所の譯文に由つたと云ふ事は、別に奇怪ではないと思ふ。何故にこの譯文が原文と異なるのであるかと云ふ事は解らぬが、別に貴重なる事ではないのである。スケムに送れ墓に葬られたり　スケムと云ふ所はカナンの中心であつて、約四ノ五に出であるサマリヤのスカルの近傍の邑であつて、ヨセフの骨をスケムに葬つたと云ふ事は、書二十四ノ三十二に出てある。即ちヤコブが昔銀百枚をもて、シケムの父ハモルの子等から買つた地であつて、其處に骨を葬つたのである。それにヨセフは死する時に將來に關する信仰を以て、エジプトを出る場合には、我が骨を携てカナンに葬れと命じた事は、創五十ノ二十五、來十一ノ二十二に書てあるのである。外の始祖の骨もカナンまで携て、其處で葬つたと云ふ事は舊約聖書にはないが、これはユダヤ人の遺傳であつたのである。アブラハムがその墓を買つておいたと云ふ事は勿論間違で、即ちアブラハムはヘブロンの近傍の墓地を買つたのであつた(創二十三章)。スケムに於ける地所

は、ヤコブの買つた地であると云ふ事は今引照した如く、約書亞記に記載してある。それでこの誤解は如何にして起つたのであるか、或はステパノの言違ひであるか、又はルカの書き誤であるか解らぬが、併しこの主意の上には深く影響する事ではないのである。

(C)　モーセの犠牲

使徒行傳第七章十七―二十九節

十七 神のアブラハムに示し給へる約束の期ちかづくに從ひて民蕃衍りてエジプトに多なれり 十八 ヨセフの事を知ざる他の王起るに至りて 十九 彼あしき謀計をもて我儕の親族を待ひ我儕の先祖たちを困苦し其嬰孫の活殘ざるやう之を棄させんとせり 二十 其時モーセ生て甚美しく三ヶ月のあひだ父の家に育られ 廿一 棄られし後パロの女これを拾あげ己の子として育たり 廿二 モーセ盡くエジプト人の學術を敎られ言と行とに才能あり 廿三 四十歳に及て其兄弟なるイスラエルの子孫を顧るの心起れり 廿四 一人の寃抑らるゝ者を見て之を保護エジプト人を撃て其仇を報たり 廿五 モーセは我手をもて神の彼等を救んとし給ふ事を其兄弟悟ならんと意しかど彼等は悟ざりき 廿六 次日かれら相鬪ふこと有けれど之に現れて和げ曰けるは人々よ爾曹兄弟なるに何故相害ふや 廿七 其友を害ふ者かれを拒

却て曰けるは誰が爾を立て我儕の有司また刑官と爲しや(廿八)なんぢ昨日エジプト人を殺しゝ如また我を殺さんと爲か(廿九)モーセ此言により逃てミデアンの地に旅人となり彼處に於て二人の子を生り

イスラエル人は暫時の間エジプトにあつて、ヨセフの親戚として政府の保護と恩惠とを受け、安心してゴセンの地に住居し、次第に子孫は繁殖したのであつたが、又一方にエジプト國王の後裔も次第に變遷して、ヨセフの恩惠に就ては更に知らざる新時代となり、又新政府はエジプト人と異なる所の人種が國内に斯くも繁殖增加する事は甚だ危險なる事と思ひ、イスラエル人を奴隷として、嚴しく使つたと云ふ許でなく、その男兒を一切棄てよとの嚴命を下したのであるから、彼のモーセが生れた時分にも、其兩親は彼を養育し難き事を知る故に、神は必ず如此美麗なる子を守護し給ふに相違ないと云ふ信仰を抱き、其子を籠の中に入れて河邊に棄て置き、たゞ神の攝理にまかせたのでたつたが、遂にパロの娘がこれを發見して己が子となし養育したのであつた。かくしてモーセはパロの孫として育てられ、又古代の學術を敎へられ、高貴なる位置をも得た人物であつたが、我が同族の國民を助けんが爲に、パロの宮殿の榮光を棄て、その卑賤なる奴隷の位置にあるイスラエル人の中に加つたのである。然れども其同族の國民は更らにモーセの恩惠を悟らず、直にモーセの保護を拒絕したのであるから、不得已モーセは逃れて數十年の間荒野に隱れた

のであつた。この處の目的は明白であるが、第一、モーセを尊敬する心を表現する事に出りて、モーセを謗讟すと云ふ訴訟に對して答へ、第二、モーセの實例を以て間接に己が時代のユダヤ人を譴責したのである。即ち古代のイスラエル人はモーゼの犧牲と愛國心とに深く感動する事なく、たゞ彼等が互に喧嘩する事を責むるが故に、モーセを怨み且つ責めた如く、ユダヤ人はイエスの恩寵に感動する事なく、彼等の惡心を譴責し給ふた事を怨みて、却てイエスを責めたのであつた。約束の期ちかづく　エジプトにイスラエル人が住居してをつたのは四百三十年間であつたが、其後エジプトを出てカナンに歸る可きの約束を受けたのである。民エジプトに多なれり　イスラエル人は三百年以上は別に患難もなく、安然にエジプトのゴセンに住居してをつたのだが、其後エジプトにて大なる苦難に遭遇したに不拘、猶ほ國民はエジプトに住む事を以て、幸福としたのである。何故と云ふに、彼等がカナンに住居するに至るならば、多分カナンの土人と交際し、互に緣を結び婚を爲す事により、全然宗敎的熱心を失ひ、遂に其地の土人の如くなつた事であらう。然るにエジプト人は人種も國語も職業も全然イスラエル人とは異なる者であつた故に、互に婚を結ぶ事もなく、異人種として自己の宗敎を守る事が出來るからであつたのである。他の王　と云ふはたゞ新王が位に即いたと云ふ許でなく、政治的變革があつて、新時代が起つたと云ふので、

新時代の王は前時代とは正反對であつて、以前の國王の大臣たるヨセフの親戚としてイスラエル人に反對するものもあつたのである。ヨセフの事を知らぬと云ふは、たゞヨセフの歴史を知らぬと云ふ事でなく、ヨセフの恩惠の事を知らぬと云ふ譯である。先祖たちを困苦し と云ふはヨセフの親戚たるイスラエル人に恩情を加ふる事をせず、寧ろ彼等を奴隷として嚴しく使ひ、其上にイスラエル人が餘り繁殖增加するならば、多分他國の敵と同盟してエジプト人に對し戰爭を起すやも知れぬと思ひ、其嬰兒を棄つ可き事を以て、彼等に太甚しき困苦を與へたのであつた。イスラエル人は國王の爲に煉瓦を製造するが如き嚴酷なる勞働を以て、太甚しく困苦されたけれども、其嬰兒を棄てる程には苦難はないのであるから、進んで國王はイスラエルの男子が生るゝならば直ちに殺せとの命令を與へたのであつた(出一章)。三ケ月のあひだ育られ 父母は王の命に背いてこの美麗なる嬰兒を殺す事をなさず、暫時の間我が家に隱して養育したのであつた（來十一ノ二十三）。それで長く隱しておく事も出來ぬので、河邊に棄てゝ神の攝理にまかせたのである(出二章)。エジプト人の學術を敎られ 古代の開けた國即ち開化の故鄕とも云ふ可き國は、一はカルデヤで、他はエジプトであつた。何故と云ふに、この河の谷間は最も豐饒の土地であるから、穀物は充分に產出し、太古から定つた所の市邑を建て、豐富となつて開化に進んだのであつた。又モーセはパロの娘の子として養育され、又當時の敎育をも充分に受けたのであつた。

言ご行ごに才能あり　出四ノ十に由れば、モーセは「我は素口重く舌重き者なり」といつてをるから、モーセは演説家と云ふ可き者ではないが、たゞその「言」に才能があつたので、又舊約聖書にはモーセがエジプトに於る「行」に就ては書てないけれども、エジプトの大臣役人士官となつたと云ふ事は信じ易い事である。ユダヤ人の遺傳に由れば、彼は大將としてエジプトの敵たる南方の軍に勝つた事があると云ふ事である。　**四十歳**　モーセが八十歳の時にミデアンの地からエジプトへ歸つたと云ふ事は出七ノ七に出てあり、それで死んだ時が百二十歳であつた事も申三十四ノ七に出でであるが、パロの宮殿を離れ自國民と偕になした年は舊約聖書には書いてないので、たゞユダヤ人の遺傳であつたのである。故にこの「四十歳」と云ふは實際であるかも知れぬが、確實なる歴史的事實と云ふ事は出來ぬ。　**兄弟を顧る**　來十一ノ二十四以下に、モーセの信仰の事を詳しく書てある。彼は唯に兄弟を愛したと云ふ許でなく、神の約束を信じ、且つ將來に關する信仰を以て、イスラエル人を助くるといふ事を決心したのである。さればモーセの如き大臣が宮殿から降つて、イスラエル人の敵を攻撃する事ならば、隨つて兄弟等は直にモーセの愛國心に感じ、其恩惠を憶て、モーセは我等の救者たるを悟り、彼に荷擔し、彼を歡迎するであらうとモーセは思つたのである。然るに彼等は矢張奴隷の如き卑しき根性より脱する事が出來ず、更に恩惠を悟らずしてモーセを拒絶したのである。故にモーセはイスラエル人を助くる事は到底出來ぬ事と

思ひ、遂に失望の餘り一時は荒野にのがれ、其處に彷徨する所のミデアン人に屬して妻をも娶り、又子をもまうけ、牧者の業を取つたのであつた。ステパノは勿論モーセの實例を擧げて、イエスの恩寵を知らざるユダヤ人を責むる考であつたが、又其他にモーセがミデアン人の婦人を妻とした實例を以て、他國人を輕蔑して、他國人と交際する事を嫌忌するユダヤ人の淺薄なる心を責むる考であつたものであらうと思ふ。

(D)　モーセがイスラエル人をエジプトより救出せし事

使徒行傳第六章三十―三十七節

三十 既に四十年を過し時シナイ山の野に於て主の使者棘の中の火焰の間にてモーセに現る 卅一 モーセ之を見て奇み諦視んとして近れるとき主の聲あり云く 卅二 我は爾の列祖の神すなはちアブラハムの神イサクの神ヤコブの神なりモーセ畏怖き敢て諦視ざりき 卅三 主また彼に曰給ひけるは爾の足の履を解なんぢが立る處は聖地なり 卅四 我すでにエジプトに在わが民の苦難を見かつ其嘆息を聞きこれを救んが爲に降れり來れ我なんぢをエジプトへ遣さんと 卅五 夫かれらが拒て誰か爾を立て有司また刑官と爲し乎と云し此モーセを神は棘中に現れし使者の手に托て有司また救者として遣し給へり 卅六 この人エジプトおよび紅海ま

た四十年の間野に於て奇跡と休徵を行ひて彼等を導き出せり　將イスラエルの子孫の語て神は爾曹の兄弟の中より我ごとき一人の預言者を爾曹の爲に起し給ふ可と言しは即ち此モーセなり

モーセは神の命令を蒙り、再びエジプトへ歸り、イスラエル人の救者となつて、將來に我が如き預言者を神が起し給ふと云ふ事を預言したのである。偖てこの所の目的は明白であるのであるが、前の四ノ十一の「工匠の棄し所の石屋の隅に首石となれる者なり」と同じく、イスラエル人が棄てた所の者が神の攝理に由りて、救主となる事を敎へ、且つ又來る可き救主がモーセの如き者であるとすれば、必ずモーセの如く國民に一タビ棄らる可きものである事を示したのであつた。四十年と云ふは前の二十三節の「四十歲」に就て云つた如く、モーセが四十年間エジプト人として行動した事と、又四十年間荒野に在りて牧者の業をとりし事とは、たゞユダヤ人の遺傳によつたものである。シナイ山と云ふは紅海の東西に二の灣があつて、其間に聳てある山で、日本から歐羅巴へゆく航海中、紅海を通過する時に、この山の幾分を見る事が出來る。主の使者と云ふは英語改正譯にはたゞ「使者」とあるので、舊約聖書には出三ノ二に同じく「ヱホバの使者」とあるのである。それで後の三十二節の「我は神なり」との語と比較するならば、之は普通の天使ではなく、所謂ヱホバの使者であつたので、而して創十六ノ七、二十二ノ十二、三十一ノ

十一、出六ノ十一、十三ノ三にも出てあるので、それでこの「使者」と云ふはヱホバの示啓の如き者であつたのである。火焔と云ふは古昔から何地でも火の如きものを神の榮光の譬喩とするの風があつたので、ヱホバの神も如此顯現を以てモーセに現れ給ふたと云ふことは別に奇怪なる事はないのである。列祖の神と云ふは列祖等に恩惠を與へ、又將來に關する約束を與へ給ふ神と云ふ意である許でなく、キリストの說明よりすれば（太二十二ノ三十二）、天國に於て活きてをる所の先祖の神と云ふ譯で、又この列祖の事を以て、神はモーセの信仰を奬勵し給ふたのである。即ち數百年間イスラエル人は神の特恩を蒙る事がなかつた故に、神は彼等を忘れ給ふたであらうと云ふ疑念を起すかも知れぬが、併し常に彼等の先祖を愛しみ給ふ神は、決してイスラエル人を忘れ給ふ事はないと云ふ意も含れてあるであらうと思ふ。履を解イスラエル人の履は革で製つたものであるが、併し現今の泰西の靴の如きものでなく、幾分か日本の草鞋の如きものであつたのである。それで賓客が人の家に入る時には矢張其履を解く筈である故に、神の賓客として神に近く時には、同じく其履を解ぐ筈であつたのである。降れり神はいまさゞる所なき神であり給ふ故に、「天より降れり」と云ふが如き語は勿論文字通の意でなく、たゞ譬喩的の語であつたので、即ちこの地上に於て、神の活動力が特別に現はるゝと云ふ譬喩である。使者の手に托てと云ふは神の示啓に托りてと云ふ事で、出三十三ノ十四の「我親汝と共にゆくべ

し」と云ふ語を考へて見るならば、モーセは直接の神の助力を蒙つたと云ふ事は明白な事である。

有司また救者　イスラエル人はモーセの仲保を受る事を拒んだのであつたが、神の攝理に由りモーセは彼等の立法者となり、又四十年間彼等を指揮する所の有司であつたのである。エジプト種々なる懼る可き災害を以て、モーセはパロの狡猾なる手段に勝つたのであつた。紅海　モーセの導きに由りて、イスラエル人は奇にも紅海を渉る事が出來たのである（出十四ノ二十一以下）。

野に於て　と云ふはエジプトとカナンとの間に荒野があつたので、イスラエル人は其信仰の薄弱なるが爲に、この荒野を通過するに四十年間もかゝつたのであつたが、其間モーセは授つた能力と權力とにかくる事なく、彼が祈禱するに應じて、神は種々なる奇跡により、イスラエル人を養ひ或は守り、又彼等の罪をも罰し給ふたのであつた。我ごとき預言者を起し給ふ可しと云ふは申十八ノ十五、十八にあるので、前の三ノ二十二にもペテロは同一の語を引用したのであつた。之を以てステパノは第一、モーセを敬ふの心を現し、第二、イスラエル人に棄てられたるモーセの貴ぶ可き事を示す事を以て、ユダヤ人の頑固を譴責し、又第三、來る可きのメッシヤがモーセの如くユダヤ人に棄てらるゝと云ふ預言に應ふ事をのべたのである。

(E)　イスラエル人の不從順

使徒行傳第七章第三十八―四十三節

卅八彼は野の會に在シナイ山にて己に語れる所の天使また我儕の先祖等と偕に在て我儕に授んがため生る道を受し者なり　卅九此人に我儕の先祖たちは順ふことを欲ず反て之を郤け其心すでにエジプトに返り　四十アロンに曰けるは我儕に先つべき神を我儕の爲に造れ蓋われらをエジプトの地より導き出しゝ彼モーセは如何なりしか知ざれば也　四十一厥時かれら犢を造その像に犧牲を獻げ己の手の所爲を喜べり　四十二是に於て神は彼等を顧みずして其天の軍勢を祭るに任せ給へり即ち預言者の書にイスラエルの族よ爾曹は四十年のあひだ野に於て犧牲と祭物を我に獻しや　四十三また爾曹はモロクの幕屋およびレバンといふ神に象れる星すなはち爾曹が拜する爲に造れる所の像を携へたり我なんぢをバビロンの外へ徙んと錄されたる如し

イスラエル人はモーセの導きによりて、エジプトに於ける苦難を逃れ又生る道をも受けたけれども、猶は其恩寵を悟らず、遂にモーセが四十日間彼等を離れた時に、直にモーセに託て立てられた律法に違背してエジプト人の卑賤なる宗教に習ひ、犢の偶像を造り之を拜したのであつた。其上に荒野に居る間は、多數のものは神に犧牲を獻ぐる事を爲さず、たゞ偶像教の神を拜する事を以て神の憤怒を招き、其刑罰として彼等はバビロンに捕虜として移さるゝに至つたのである。

この處のステパノの目的は勿論古昔のイスラエル人を責むるのでなく、彼等の實例を以て、當時のユダヤ人の不從順を譴責したのである。　野の會　と云ふはイスラエル人の事で、會衆　と云ふ語は度々用ひてあるので、一は民一ノ十六に「是等は會衆の中より選み出されし長なり」とある。天使　と云ふは前の三十五節と同一の意である。天使先祖等と偕に　モーセは神とイスラエル人との間に立てられた仲保者の如きもので、神より奧義を學んでこれをイスラエル人に敎へたのである（加三ノ十九）「律法は仲保の手に備へ給ひし也」。生る道　と云ふは來四ノ十二の「神の言は活てかつ能あり」と同じく、神の言の活動力ある事を現すので、羅三ノ一、二に「ユダヤ人の長處は何ぞ耶第一は神の諭を以て彼等に託ね給へる事也」とある。それで「道」の原語は羅馬書の「諭」と同一である。之を以てステパノはモーセの位置の高き事を現し、又モーセに逆ふ者の其罪の重大なる事を示したのであつた。順ふことを欲ず　と云ふはイスラエル人がモーセと云ふ仲保者によりて、神より如此大なる恩寵を蒙りながら、猶はモーセに順ふ事を喜びとせず、幾回となくモーセに逆つたのである。即ちモーセに逆ふた事の實例として偶像につかへた事を引用したのである。之を卻け　と云ふは文字通にモーセを有司として棄ると云ふ事でなく、たゞモーセは多分死んだ事であらうと思ひ、偶像を造つたのである。併しこれはモーセに由て立てられた十戒の第二戒に反する事である故に、其像を造る事に依り、實際にモーセを有司と

して棄てた事であつたのである。心すでにエジプトに返りと云ふはエジプトに返つて再び奴隷となる心を起したと云ふ意でなく、又身體を以てエジプトへ返ると云ふ考でなく、たゞ其心のみがエジプトへ返つたと云ふので、所謂偶像を造ると云ふ事はエジプト人の宗教に習ふと云ふ意義である。即ちエジプト人は犢の如き動物を神として崇拜するの風習であつたのである（羅一ノ二十三）「神の榮光を變て禽獸昆蟲の像に似す」。これは特にエジプトの宗教を指すのである。それでイスラエル人は長年月の間エジプトに住居してをつて、自然に奴隷心を起し、其主人たるエジプト人に習ふに至つたと云ふ事は不得止事であるが、モーセに由りて著しき恩惠を蒙りながら、猶ほその事を知らず、命令に違背して偶像を造つたと云ふ事は、實に嘆ず可き事であつたのである。アロンと云ふはモーセの兄であつて、イスラエル人の祭司長であつたので、彼はヱホバ神を信ずるけれども、モーセの如き豪傑ではなく、人民の欲に反對するの氣力のなかつた人である。神を造れ　即ち神の像を造る事で、イスラエル人は神の存在を信じながらも、猶ほ眼に見ゆる像がなくては、多分神が偕に在給ふと思ふ事が出來なかつたので、若し神が偕に在給はぬならば、荒野を通行する事は甚だ不安心である事と感じ、犢の像を造くる事を以つて我等に先立つ可き神となし、如此神の助力を以て荒野を通行す可きであると云ふが如き信仰を起したのであるが、これは勿論小兒然たる事であつて、この事は出三十二章に記載してある。モー

ーセは如何なりしか　モーセは法律の詳細を學ばん爲にシナイ山に登り、四十日の間山上にをつたのであるから、イスラエル人は多分モーセは山中で死んだであらうと云ふ考を起したのであつた。○犢を造　犢と云ふは能力の譬喩として其像を造り、之を以て眼に見えざる神の能力を想像し、大膽と勇氣とを奬勵する事であつたので、それで敢て犢其者を神と爲す事でなく、たゞ犢の像を以て能力ある神が我等と偕に在給ふと云ふが如き信仰を現す考であつたのである。けれどもこれは十戒の第二戒、即ち「何の偶像をもきざむ可らず」と云へる戒に違背するものであつたのである。又如此卑賤なる偶像を以てヱホバを拜するに至つたと云ふ事は、不得止結果エジプトの偶像教の卑賤なる風習に學んで醜穢なる祭を爲したのであつた(哥前十ノ七)「民は坐して飲食し起て舞り」。神は彼等を顧みずして任せ給へり　神はモーセの仲保に從つて偶像を造つた罪を釋し給ふたのであつたが、併しイスラエル人は幾回となく重複して同樣なる罪惡を犯した故に、神は彼等の頑固に任せ給ふたのであつた。天の軍勢を祭る　といふは日月星を祭る事で、預言者の書即ち歷五ノ二十五、二十六にあるのである。このアモスは紀元前第八世紀の預言者で、彼は當時のイスラエル人の罪を責むる序を以て、彼の先祖等が野に於ける罪惡の事をのべ、又來らんとする刑罰の事を預言したのである。其預言の大主意を大畧していへば、イスラエル人は荒野にをる間はヱホバの神に祭をなさず、たゞモロクやレバンの如き神を拜むを以て神の憤怒を豪

つたが、又預言者の時代のユダヤ人も先祖等と同樣なる罪を犯す事に由りて、他國に捕虜として移さるゝ程の刑罰を受くるに至るであらうといふのであつた。それでこゝの引用書は亞摩士書であるが、併し原文とは少しく違つて、たゞ希臘語の譯文と精細に符合するので、たゞダマスコといふ代りにバビロンと記してある丈の相違である。預言者はダマスコの外といつたので、實はダマスコの外の地許でなく、遠國のバビロンにまで移さるゝ事であつた故に、ステパノはこの預言が適應した事實に由りて、預言の語を變更したのであつた。犧牲ご祭物を我に獻しや　といふはヱホバの神に獻げなかつたといふ意義である。即ちアロンの如き祭司はたゞ幕屋に於て規則に遵ひ、ヱホバに對する禮拜を行つたのであるが、多數の人民はヱホバに犧牲を獻ぐる事をなさず、他の神に祭をなしたので、この事は勿論舊約聖書の歷史には書いてないのである。イスラエル人が荒野に彷徨してをる間は一の會衆となつてをつたのでなく、家畜を飼育する爲に幾分づゝに分れてをつたので、それで彼等はモーセから學んだ所の宗敎上の規則を守らず、其地方々々の土人に習つてモロクやレパンの如きものを神とし、之を拜んだといふ事は又不得已事である。モロク　といふはアンモン人の神で(王上十一ノ七)、古傳に由ればモロクには嬰兒を犧牲として獻ぐる風習であつて、即ち金屬で造つた像の躰中に火を燒き、其像の掌中に嬰兒をのせ、燒き殺すのであつたといふのである。レパン　といふは他の歷史にはないが、多分天の

星であつたであらうと思ふ。　モロクの幕屋　幕屋を造つて其中にモロクの像を安置し、而して旅行する時分には其像と又幕屋とを携へてゆいたのである。　神に象れる星　といふは星の如き象ある像をもて、レパンといふ神を造つたものであらう。　バビロンの外へ徙ん　アモスが紀元前七百八十年の頃に預言した刑罰が、二百年の後即ち紀元前五百八十六年に行はれたのであつたが、其時にバビロン大王はエルサレムを攻め亡し、都府を破壊し、ユダヤ人の先輩者たる位置の高き者を皆捕虜として、バビロンに徙したのであつた(王下二十四章)。この像を造つたといふ事は、詩百六ノ十九、二十に「かれらは犢をつくり、鑄たる像ををがみ、おのが榮光をかへて草をくらふ牛のかたちに似す」、又尼九ノ十八、十九に「彼ら犢を鑄造りて是は汝の神なりと言て大に震怒をひきおこす事を行ひし時にすら汝は重々も憐憫を垂たまへり」とある。

(F)　幕屋及び神殿

使徒行傳第七章四十四―五十節

四十四 我儕の先祖たちは野にて證の幕屋を有り此はモーセに語れる者かれに對て已に見し所の式に遵ひて造れと命ぜし如く造れる者なり　四十五 我儕の先祖たち此幕屋を承てヨシュアと偕に異邦人の地を攻取し時これを携入り此異邦人はダビデの時までに我儕の先祖たちの前より神の逐驅ひ給し所の者なり　四十六

ダビデ神の前に恩を蒙てヤコブの神の爲に居所を設んと欲たれど 四十七 ソロモン神の爲に殿を建たり 四十八 然ども至上き神は手にて造れる所に居たまはず蓋預言者の云る如し 四十九 即ち主いひ給く天は我座位なり地は我足凳なり爾曹我ために如何なる屋を建んと爲か又わが息む所は何處なる乎 五十 我が手は此凡の物を造らざりし乎

イスラエル人はモーセが山で見た所の式に遵つて、幕屋を造り、之を携てヨシユアの導きに由り、カナンの地に入り、ダビデの時に至るまで、戰爭を以て土人より其地を占領したのであつた。それで神は彼等に大なる恩寵を加へ、且つユダヤ人の敵に向つて勝を制せしめ、而して國民に大なる平和と政治とを與へて、其上に美麗なる神殿を建築せしめ給ふたのであつたが、神はダビデに其神殿を建築する事を許可し給はず、ソロモンをして其父なるダビデの創建せんとしたる材料をもつて、この美麗なる神殿を建てしめ給ふたのであつた。けれどもイザヤがいつた如く、如此美麗なる神殿と雖ども、これは神の實際の家といふ可きものでなく、即ち神は萬物の造主であり給ふ故に、○存在し給はざる所なき神である筈である。それでこの所の目的に就ては人によりて其説を幾分つゝ異にしてをるので、多分「聖所を誹讟ものなり」といへる訴に對して、ステパノはこの幕屋と神殿とを尊重する所の心を示しながら、猶は其神殿の不完全なる事を現したもので

あらうと思ふ。尤も幕屋はモーセが神の命令に遵つて建てたものである故に、決して誹讟す可きものでなく、又神殿もダビデ大王の祈願に應じ、ソロモンが建築したものである故に、又決して誹讟す可きものでないけれども、人の手によりて造られたものは、神の實際の住家でないのである。されば是等のものは永久に保存さるべきものでなく、たゞ一時使用するに止るものであるといふは敢て惡口でないので、ソロモン大王も、又イザヤの如き大預言者も、神の殿の不完全なる事をのべたので、それで一般のユダヤ人は天地を造り給ふたる惟一の神を信ずるものであるならば、無論神殿の不完全なる事を承知す可き筈である。然るに多分當時のユダヤ人は其美麗なる神殿を過度に尊重して、「エルサレムのみならず何所にても自由に神に近づき禮拜を爲すべし」といふが如き教を以て、之を惡口として責めたのであるから、ステパノは之を以て神殿の聖なる事を稱讃するとともに、又其不完全なる事を示すに由り、間接に其一時的のものなる事をのべたのであつた。**證の幕屋**　といふは神がイスラエル人とともに在給ふといふ事を證據して、幕屋を「證の幕屋」といつたので、其實例は民九ノ十五に「幕屋を建たる日に雲（神の榮光の譬喩なる雲）幕屋を蔽へり、是すなはち律法の幕屋なり」とある。この「律法」の原語は「證」で、この幕屋をシナイ山の麓に建たのであつた。**見し所の式に遵ひて造れ**　出廿五ノ四十、來八ノ五にある如く、モーセはシナイ山に登り、其處で幕屋を建る事や、其幕屋の器具の式樣等

に就て詳細に學んだので、ユダヤ人の遺傳に由れば、神は山上に於てモーセに其幕屋の模形を示し給ふたといふのであるが、併し之は誤解したる文字的説明といふ可きであらう。それで直接モーセが神より學んだ如くに建られた幕屋は、實に貴ぶ可きものには相違ないのである。ヨシユアに偕に　ヨシユアはモーセの後を繼いでイスラエル人を率ゐ、ヨルダン河を渡り、カナンの地に入つた所の人物である。異邦人の地　といふはカナンの土人が偶像教の信者であつて、之を異邦人といつたのである。ダビデの時までに　といふはヨシユアの指導によりてイスラエル人は、カナンの土人と戰ひ之に勝ち、其地を多く占領したのであつたが、未だ殘つた所の幾分の土人があつた故に、イスラエル人はダビデの時にいたるまで、幾回となくこの土人と戰つて、遂にダビデの時代に全然平和に歸したのであつた。神の前に恩を蒙て　といふは徒十三ノ廿二の「ダビデといへる我心に合ふ人を得たり」、母前十三ノ十四の「ヱホバ其心に適ふ人(ダビデ)を求めて其民の長を命じたまへり」、詩八十九ノ二十の「われわが僕ダビデをえて之にわが聖膏をそゝげり」、母後七ノ一の「ダビデ其家に住にいたり且ヱホバ其四方の敵を壞て彼を安かならしめたまひし時神の爲に家を建る所の願をおこせり」といふ事である。居所　といふは最初の幕屋をカナンのシロに建て、暫時の間宗教の中心としたのであるが、ペリシテ人がイスラエル人に擊勝つた時に、このシロは滅亡し、又同時に幕屋も破壞されたものであらう。然るにダビデはエルサ

レムを首都と定めて、其處に新奇なる幕屋を建て、全國の宗教中心としたのであつたが、「我は香柏の家に住む然れども神の契約の匱は幔幕の中にあるが故に滿足する能はず」といつて、神殿の建築の願を起したので、これに就てダビデは其願に應じて神より大なる約束を受けたのであつた(母後七ノ一以下)。然れども彼は自らこの神殿を建築する事を許されず、たゞ後繼者の爲に神殿を建築する事の準備を爲すに止まつたのであつた。この事は撒母耳書には記してないのであるが、代上二十二ノ八に由れば、ダビデは多くの血を流し、大なる戰爭を爲し、又多くの血を地に流したれば、神の名の爲に家を建る事を許されなかつたとあるのである。ソロモン殿を建たりソロモンはダビデの子で、而してダビデの後を繼いで、ダビデが準備を爲した材料をもて(代上二十二ノ二—五、十四—十六)、父の奬勵に從ひ(同二十二ノ十一、十七以下)、其神殿を建たので、其時は紀元前凡そ一千年頃であつたのである。それより後世に至つて、彼のバビロンの大王ネブカドネザルはこのエルサレムを攻取り(五百八十六年)、遂に殿をも毀つたのであつたが、又其後にイラスエル人は新殿を築いたので、それよりイエスの時代に至り、ヘロデ大王が又其殿の改築修繕を加へたのである。この殿の建築に關する詳細の事、即ちダビデが神殿を建てずして、ソロモンが建たといふ事の如きは、多分ステパノの演説の主意には深き關係のないもので、たゞモーセが神の命に應じて幕屋を建し事と、又神旨に適ふダビデが神の命令に由りて神殿の準備をなし、遂

にソロモンがこれを建築したといふ事をのぶるを以て、幕屋を誇讀すの心なき事を明瞭にしたのである。けれどもこの處の大主意は四十八節より五十節までゞあるので、幕屋も神殿もモーセ、ダビデ、ソロモンの如き大人物の設計になつたものであるけれども、これとても實際に神の居所といふ可きものでないといふ事をのべたのである。至上き神は手にて造れる所に居たまはずといふは王上八ノ二十七と同一の意で、神殿を建た所のソロモン王が献堂式を擧行した時に、「諸〻の天の天も爾を容るに足ず、況て我が建たる此家をや」といつて、其家の不完全なる事を表白し、又イザヤは以賽亞書六十六ノ一、二に於て、詳しく敎へて「我はたゞ苦しみまた心をいため我がことばを畏れをのゝくものを顧みるなり」といひ、又同五十七ノ十五に「へりくだる者とともにすむ」といふを以て、神の靈なる事と、靈的禮拜を求め給ふ事をも敎へたのであつた。されば「神は靈なれば拜する者も又靈と眞を以て之を拜す可きなり」といふ敎は(約四ノ二十四)、決して舊約聖書の敎に牴觸するものではなく、却て靈的禮拜の必要なる事を敎ふる者は、寧ろ舊約聖書を成就するものであるのである。

此處までのステパノの演説を猶は反復するならば、第一、神を尊敬し、又モーセをも敬ひて、幕屋と神殿をも貴ぶの心ある事を現はす事を以て、ステパノは「この人はモーセと神と聖所とを誇讀すものなり」といへる訴訟に對して答たのであり、第二、古代のイスラエル人の實例をあげて、

當時のユダヤ人の不信仰を譴責し、第三、神はカナン所謂聖地のみでなく、カルダヤにても、又シナイ山にても、又いづこにても自己を現はし給ふたる事をのべ、而してエルサレムの神殿と雖ども、決して神の完全なる居所にあらざる事を說いたのであつた。

(G) ユダヤ人を譴責せし事

使徒行傳第七章第五十一—五十三節

五十一 强項にして心と耳に割禮を受ざる者よ爾曹常に聖靈に逆ひ其先祖たちの如く爾曹も行なり 五十二 爾曹の先祖等は孰の預言者をか窘迫ざりし彼等は義者の來んことを預め語し者を殺し爾曹は今その義者を解し且これを殺す者となれり 五十三 爾曹は天の使者に由て律法を受なほ之を守ざる也

突然ステパノは歷史に關する演說を中止して、古代のイスラエル人の如く、當時のユダヤ人も神の聖旨に逆ひ、神の義者を殺せし事を嚴重に譴責したが、彼等は貴重なる律法を受けながら、敢て之を守る事をなさず、神の聖者を殺したのである。この事に就ては說があるので、即ち甲の說によれば、ステパノは十三章に出てあるパウロの說敎の如き演說を以て、進んでイエスの事をのべ、又イエスを救主として信ずる事の道理なるを論ずる考であつたが、裁判官の面を見て、到底終まで繼續して此如演說を聞かぬであらうといふ事を悟り、突然演說を中止して更にこの

譴責の語を追加したのであるといふので、又乙の説によれば、ステパノは最初から裁判官の不信仰の頑固なる事を知るが故に、如此者に對して基督教を宣傳する事の無益なる事を知り、それで最初より彼等の不信仰を譴責するの考であつて、前に古代のイスラエル人の實例をあげて間接に之を責め、猶ほ進んで直接に彼等を譴責したのであつたといふので、是等甲乙いづれの説が眞理であるかは解らぬが、多分乙の説の方がよいと思ふのである。

心と耳に割禮を受ざる者よ　ユダヤ人は神に撰ばれた民族に屬するの表號として、割禮を受けたので、彼等は常に之に誇り、他國人を不割禮者として輕蔑したのであつた（耶九ノ二十六）「すべて異邦人は割禮をうけず」、（弗二ノ十一）「爾曹不割禮と稱られし者なり」。故にこの裁判官の如き位置の高き者を指して、不割禮者といつた事は太甚しき譴責であつたのである。それで**心と耳に割禮をうけざる**　といふは勿論譬喩で、割禮は神に屬する表號である故に、心の不割禮といふは神に對する不從順の譬喩で、又耳の不割禮といふは神の道を聞き入れざる事の譬喩であるのである。舊約聖書にも同一の譬喩があるのであるから、此意義は聽者に直に解つたのであつた（利二十六ノ四十一）「割禮を受ざる心」、（耶六ノ十）「その耳は割禮をうけざるによりて聽えず」。**預言者をも窘迫さりし**　太五ノ十二に「爾曹より前の預言者をも如此せめたりき」、同二十三ノ三十四に「爾曹に預言者を遣さんに或は之を殺し又十字架に釘云々」、路六ノ二十三に

「その先祖が預言者に行たりしも是の如し」、同十一ノ四十七に「なんぢらの先祖は預言者を殺せり」、同十三ノ三十三、三十四に「預言者はエルサレムの外に殺るゝこと有ねば也たゞ預言者を殺し遣されし者を石にて撃なり」とあるのである。義者の來んこと といふはキリストの事を預言したので、「義者」といふはキリストを付し、ピラトに訟えて殺す可き事を願つたのである。天使者に由て律法を受け といふは舊約歷史には書てないが、ユダヤ人の遺傳によれば、神はシナイ山に於て、天使によりて律法をモーセに授け給ふたので、それと同一の遺傳は加三ノ十五、來二ノ二にあるのである。それで天の使者によれる事を以て、ステパノは律法の貴重なる事をのべ、而して此此貴き律法を破つて、罪なきのイエスを罪人とし、十字架にかけて殺したユダヤ人の罪の重大なる事を說いたのであつた。

第十九、ステパノの死　　徒七ノ五十四——六十

使徒行傳第七章五十四——六十節

五十四 衆人これらの言を聞て大に憤り切齒しつゝステパノに向へり 五十五 然にステパノは聖靈に滿され天を仰て神の榮光と其右にイエスの立るを見て曰けるは 五十六 視よ我天ひらけて神の右に人の子の立るを見 五十七 是に於て彼等大に呼

り耳を掩ひ心を合せてステパノの所に驅より　五十八 彼を邑より逐出し石をもて之をうつ證人等おの〳〵其衣服をサウロと云る少年の足下に置り　五十九 彼等が石を以てステパノを撃る時かれ祈て曰けるは主イエスよ我靈魂を納たまへ　六十 また跪き大聲に呼いひけるは主よ此罪を彼等に負しむる勿れ此言をいひ畢て寢に就サウロ彼の殺されしを好とせり

ステパノが彼等を嚴重に責むる事に由り、裁判官は大に憤怒したので、其上にステパノが「神の右にイエスの立るを見」といつた事に由りて、猶ほ裁判官は之を以て惡口となし、直にステパノを死刑に決定し、其宣告の如く處刑したのであつた。それでユダヤ人の風習により、ステパノを市街の外に出し、其處で先づ證人が石を採つてステパノをうつたのである。然るにステパノは更に懼るゝ事なく死を受けた許でなく、イエスと同一の心を以て、自己の靈魂を神にまかせ、又敵人の罪をゆるし給はん事を祈り、かくして彼は基督教の最初の殉教者となつたのである。　**憤り切齒しつゝ**　汝等は心の不割禮なるもので、又人殺なりとステパノが云つた太甚しき誹謗を以て、裁判官は大に憤つたのである。然るに彼等はかくも其憤怒の情を顏色に現したけれども、之を以ては未だステパノを死刑に處するの理由を發見せなかつたのである。ステパノは彼等の憤怒に對して「イエスが神の右に立ち給ふを見」といつたが、之を以て彼等はステパノを死刑に處するの

理由となしたのであつた。聖靈に滿され 之を以て敵人の憤怒を恐れず、又其上に特別なる幻象に由て、イエスの榮光を見る事を得たのである。天を仰て といふは勿論文字通に太空を見るといふ事でなく、たゞ肉眼を以て仰ぎ、靈眼を以て神の榮光を見たといふので、神の榮光 といふは如何なる現象を以て、神の榮光がステパノの靈眼に影じたのであつたかといふ難問は實に空論であると思ふ。イエスの立る といふはイエスが神の右に坐するといふ譬喩を以て、其位の貴き事を幾回も現してあるのであるが、併し 右に立る といふ語は他には見えぬので、即ちステパノを助んとし給ふ事、又ステパノを迎ひ給ふ狀態であらうと思ふ。人の子 イエスは自己の事を指して「人の子」といひ給ふた事は福音書中に幾回も記載されてあるが、福音書以外にてイエスを「人の子」といつてあるのは、たゞこの處のみである。默一ノ十三にある「人の子の如き者」といふ語はこゝの意義とは違つてをると思ふのである。ステパノが今回のみ「人の子」といつた理由は明白には解らぬが、たゞ之が實際の歷史たる事の一の證據であるのである。何故といふに、若しイエスを指して「人の子」といふ風習がない時代に、人が如此演說を作つたとするならば決して「人の子」といふ語を使用する筈はなからうと思ふ。耳を掩ひ といふはステパノがいつた處の「人の子」といふ事がイエスの事である事を知り、裁判官はイエスの如き者が神の右に立つてをる等といふ事は、實に神を讀すの惡口であるとして、如此惡言を聞ぬ樣にと其耳

を掩ふたので、恰も祭司長が「人の子權能の右に坐す」といふイエスの返答を聞て、己が衣服を裂てこの人は讀す事を言りといつたと同一である(太二十六ノ六十五)。邑より逐出しといふは利二十四ノ十四の「詛ふことをなせし者を營の外に曳出し、彼を石にて擊しめよ」といふ命令に遵つて行つたのである。證人といふは申十七ノ七の「斯る者を殺すには證人まづ其手を之に加へ、然る後に民みなその手を加ふべし」といへる命令に從つたのである。サウロ後に信徒となつて有名なる使徒パウロとなつた人で、徒二十二ノ二十にパウロは自ら「爾の證人ステパノの其血を流さるゝ時、われ傍に立て其殺さるゝを好とし、彼を殺す者の衣を守れり」といつてをるのである。少年といふは今明かには解らぬが、凡そ三十歳位であらうと思ふ。我靈魂を納たまへといふは路二十三ノ四十六の「我靈を爾の手に託く」と同一の意で、又此罪を彼等に負しむる勿れといふは路二十三ノ三十四の「彼等を赦し給へ」と同一の意である。寢に就といふは地上の勞苦を脫して無限の安息についた事で、けれどもたゞ空漠たる休息といふ事でなく、疲勞なき貴重なる事業を爲すの生命に入つたといふ事である。偖ステパノの殺された事に就て、一の問題があるのである。即ち約十八ノ三十一に書てある通に、當時のユダヤ人には人を殺す即ち死刑に處するといふの權利がなかつたのであるから、如何にしてこのステパノを殺したのであらうかといふ事である。それで甲の說によれば、之は突然憤怒の情に驅られ、律法の

ある事をもうち忘れ、無法にもステパノを殺したものであらうといふので、又乙の說によれば、本書の記事中には揭げてないが、實際はピラトの許可を受けて殺したのかも知れぬといふのである。併しいづれが事實であるかは確かなる事は解らぬのである。

以上の歷史の大畧を回顧すれば、イエスの弟子はペンテコステの日に、聖靈の降臨によりて新なる歡喜と、新なる能力とを蒙り、方言を以て神を讃美する事により、多數の人々はこゝに群集し來つたので、ペテロはイエスの實にキリストたる事を宣傳し、遂に三千人程の信者が直に出來たので、又其後にも使徒等の說教や、又彼等が行ふた所の奇跡に感動して、信徒の數は愈々增加したのであつた。然るにこの信徒はたゞナザレのイエスをキリストとして信ずるといふ一ケ條の信仰を除く外は、一般のユダヤ人と別に異なりたる信仰のあつたのでなく、矢張猶太敎をも離れず、猶は猶太敎の律法を嚴守し、且つ猶太敎の禮拜にも加つたのであつた。併しイエスをキリストとして信じ、又其敎訓を學び、其聖意に遵ふといふ心を以て、最初より新しき宗敎的熱心を起し、新しき靈的生命をも蒙り、たゞ猶太敎の禮拜に加つてをつたといふ許でなく、特別の集會を設け、聖晩餐を以てキリストの死を紀念し、又愛の延を以て相互の親密を現したので、其相愛するといふ熱心によりて、財產のあるものは之を惜ずして使徒等にあづけ、又使徒等は之を貧者に施して養つたのであつた。然るに使徒等は道を宣傳するの傍ら、慈善的事業に關係するといふ事は甚

だ困難であつたので、遂に彼等の勸告を以て、信徒は別に慈善委員なるものを選擧し、茲に所謂教會なる一の新團體が組織せらるゝに至つたといふ事は明白である。祭司長たる者は抑もサドカイ主義をとる所のもので、神殿に於て甦生に就ての證を爲し、イエスのキリストたる事を論ずるといふ事を大に憎んだのであつて、遂に之が爲に二人の使徒を執え、イエスの事に就て說敎する事を嚴禁したのであつたが、其後この命に從はざるを見て、再び十二人の使徒をも執えたのであつた。それで今回は其不從順といふ理由を以て彼等を鞭つたのであつたが、パリサイ主義をとる所の大學者なるガマリエルの如き人は、如此迫害を加ふる事に大に不賛成を表した爲、遂に說敎をも禁止する事が出來なかつたのである。然るにそれより後、彼のステパノの演說に就ては、パリサイ人を初めとして、一般のユダヤ人までが、怨恨の情を起し、遂にステパノを殺すに至つた譯である。ペンテコステの日からこのステパノの殺さるゝに至つた演說の時までは確とは解らぬが、多分七年間であると思ふてをる人もある。併したゞ二三年間許であつたであらうと思ふのである。

第二部　八——十二章

之はエルサレムからアンテオケに至るまでの基督敎傳播の記事である。

今之を大畧していへば、第一、ステパノの死に就て一般の迫害が起り、信徒が四方に散亂したる事、第二、ピリポがサマリヤ人に道を宣傳し、又ペテロヨハ子が其信徒の信仰を堅固にする事をつとめし事、第三、又ピリポが一人のエテヲピア人にも道を教へし事、第四、迫害を起したるサウロがダマスコに於て道を信じ信徒となりし事、第五、ペテロが傳道中に奇跡をも行ひし事、第六、又ペテロがコル子リヲといへる異邦人に道を傳へ、且つコル子リヲは不割禮の儘にて聖靈を蒙りし事、第七、某道傳師はアンテオケに至るまで傳道をなし、又異邦人にも道を傳ふる事によりて、最初の異邦教會を設立し、其處にてイエスの信徒たる者が、クリスチャンたる名稱を受けし事、第八、ヘロデはヤコブを殺し、又ペテロをも殺さんとしたが、ペテロは不思議に救はれし事、第九、ヘロデは奇しき方法によりて死去せし事、第十、アンテオケ教會がエルサレム教會へ寄附金を送りし事である。それでこの部の要點ともいふ可きものは別でなく、基督教の洪大なる傳播の事で、即ちサマリアに於ける傳道、或はエテヲピア人に對する傳道、或はパウロの改信、或はコル子リヲに對する傳道、或はアンテオケ教會の設立の如きである。ヘロデの死去したのは紀元後四十四年であつたが、ステパノの殺された年が三十二、三年頃であるとするならば、この第二部に屬する年限は十一、二年間許であつたのである。

第一、ステパノに就て起りし迫害

徒八ノ一——四

使徒行傳第八章一—四節

一此日エルサレムに在ところの教會を大に窘迫こと起り使徒等の外は皆ユダヤとサマリアの地に散されたり　二敬虔ある人々ステパノを葬り之が爲に大なる哭泣をなせり　三サウロは教會を殘害して此處彼處の家にいり男女を曳出して之を獄に付せり　四是に於て散されたる者ども徧く往て福音を宣傳たり

一個人たるステパノが惡口を吐いたといふの訴訟を以て、死刑に行はれたといふのであるけれども、之に就てステパノの惡口に更に關係のない信徒をも殺したといふ理由は、別に聖書中に記してない事は、敢て奇怪とすべきではない。即ちナザレのイエスをキリストとして信せざるユダヤ人は、暫時の間基督教がパリサイ的猶太教に反對するものであるといふ事を悟らず、たゞイエスの徒の信仰を嘲弄する事であつても、之に就て迫害を加ふるまではないと思つてをつたので、それに一般のユダヤ人は使徒等の行ふ奇跡に感動して、彼等も又猶太教の律法を嚴重に守るものであるとして、決して反對する心を起さなかつたのである。然れどもペテロの說敎によりて、第一、

基督教の主意はパリサイ的猶太教の主意とは違ふものであるといふ事が先輩者等に明かになつたのと、第二、例の如くステパノを殺したるものはたゞ之を以て滿足せず、一個人としてステパノを殺す事なく、基督教の先輩者として殺したのであるから、猶は其徒をも殺さんとの心を起したのであつた。されば今回迫害を起したものはたゞ僅少のサドカイ人でなく、一般のユダヤ人の先輩者たるパリサイ人であつたので、之れに又サウロの如き熱心家が一生懸命にイエスの徒に反對して迫害を加へたのであるから、實に懼る可き迫害であつたので、一般の信徒は不得已エルサレムの地を逃れ出たのであつた。然るにこの教會の災害と見ゆる所の迫害は、寧ろ道を傳播する方法機會を作つたので、何故といふにエルサレムにをつた者等は、又何地に往いても同じくイエスの事を宣傳したので、今回は初めて廣き傳道の門戶が開かれたのであつた。それで彼のサウロの如き反對の熱心家が、男女の差別なく信徒と見るならば、不人情にも嚴重に迫害を加へたのであつたけれども、ステパノが神を尊敬する其熱心に大に感服し、如此熱心なる宗教家の殺さるゝ狀態を見て、中心より讃嘆したものもあつたのである。使徒等が今回如何にしてエルサレムに止る事が出來たかといふ事は今明白には解らぬが、エルサレムに於ける事業を成就するまでは、決して立去る可からずとの決心であつたものか、兎に角如此場合には、特にエルサレムに於て公然たる傳道は、到底出來なかつたのである。他の信徒は皆散亂したと記してあるけれども、敢て不

殘逃れたといふ譯ではなからうと思ふ。たゞ多數か或は先輩者の如きものが、皆逃れたといふ事であらう。されば使徒等の如きものは、エルサレムに隱れたる殘れる兄弟姉妹等を世話せんが爲、止つたものかも知れぬのである。ステパノを葬つた者は多分未信徒か或はユダヤ人であつたであらう。即ち彼等はもとよりイエスをキリストと信ずるの信仰はないが、眞實なる心を以て神を尊敬し、又猶太教をも守るものであつた故に、ステパノの宗教的熱心に感じ、如此者の殺さるゝ事を嘆き、パリサイ人を懼れずしてステパノを鄭重に葬つたので、恰も某婦がイエスの爲に哭いたと同樣なる事である（路二十三ノ二十七）。サウロが敎會を暴した事は徒二十二ノ四に「男女とも縛かつ獄に解し死に至るまでに之を窘たり」、同二十二ノ十九に「信ずる者を執へ或は諸會堂にて之を鞭り」、同二十六ノ十、十一に「祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入また彼等の殺さるゝ時は其を宜とし諸會堂に於て屢次これを罰し且狂ること甚しく云々」、加一ノ十三に「われ甚しく神の敎會を窘かつ之を殘賊せり」、哥前十五ノ九に「われ神の敎會を迫害せり」、提前一ノ十三に「われ昔は謗讟たるもの窘迫たるもの狎侮たる者なりしが知ずして之を行へる故になほ矜恤を受たり」とある。徒二十六ノ九にある如く、「我も亦曩にはナザレのイエスの名に逆はんが爲多の事を行は宜こと、自ら意へり」にいつてあるが、實にイエスの道は古代より傳はりし聖道に反對するものとして、パウロは一生懸命に反對す可きであると思つたので、眞實なる熱心を以て、

この迫害に力を盡したのであつた。それに彼はたゞに信徒を散すことを以て滿足が出來ず、隱家をたづねて全然その邪說の根を斷んと思ひ、彼が後來其生命を惜まず、生涯をかけて基督敎傳播の爲に盡した如く、今回もそれと同樣なる熱心を以て、基督敎の反對運動を爲したのであつた。それで彼の散亂した信徒は何地にゆきても、敢て信仰を隱す事なく、逢ふ人每にイエスの事を宣傳したので、寧ろ如此迫害を以て愈々增々基督敎は擴張されたのであつた。

第二、サマリアに於ける傳道

徒八ノ五——二十五

猶はこの處を區分すれば、(A)ピリポがサマリアにて傳道せし事、(B)シモンといへる魔術家も基督敎の力に感服せし事、(C)ペテロとヨハネが新しき信徒の信仰を堅固にせし事、(D)シモンが不正の願をなせし事、(E)二人の信徒がエルサレムに歸りし事である。

(A) ピリポがサマリアにて傳道せし事

使徒行傳第八章五—八節

五 ピリポはサマリアの邑に下てキリストの事を彼等に示す 六 多の人々ピリポが行へる奇なる跡を見聞して心を同うし謹て其語れる言を聽り 七 そは汚たる

鬼大に喊叫て其憑る所の多の人より出また癱瘋および跛者の人も多く愈されたれば也。八之に因て此邑に大なる喜あり

之は前に散亂せし者等の傳道の一の實例であるといふ許でなく、ユダヤ人が平常惡んでをる所のサマリア人に對して道を敎へるといふ事は、實に基督敎の新しき愛の興味ある證據である。抑もサマリアは北方のガリラヤと南方のユダヤとの間にあつてパレステンといへる聖地の中央であつたのである。古昔のサマリア人は實際のイスラエル人であつたのであるが、紀元前八世紀にアツスリヤ國王がサマリヤといふ都府を攻取り、サマリア人の多數を遠國に徙し、其代として他國よりこの地方へ住居せしめたもので、イエスの時代のサマリア人は純粹のイスラエル人ではなかつたのである(王下十七章)。この新サマリア人は猶太敎を信じてはをるけれども、ユダア人は彼等を兄弟として取扱ふ事なく、又エルサレムの神殿の禮拜にも加はる事を許可せぬ故に、サマリア人はゲリジム山に於て他の殿を建て、この山で神を拜す可きであると敎へたのであつた(約四ノ二十)。(サマリア人はモーセの五經を信ずるものであつたが、舊約聖書全体は受けなかつたのである)ユダヤ人とサマリア人とは益々相背叛するの心を起し、イエスの敵人が太甚しくイエスを誹謗する時分は、いつも「爾はサマリア人なり」(約八ノ四十八)といつたのである。然るにイエスの弟子は新しき愛を以て、己が國民に道を敎へた如く、ユダヤ人が太甚しく輕蔑した所のサマリ

ア人にも又教を說いたのであつた。このピリポは使徒ピリポではなく、慈善委員のピリポであつたのである。　サマリアの邑といふは國もサマリアといひ、それに其都府もサマリアと名稱されたのであるから、之はサマリア國內の某邑であつたか、又はサマリア邑であつたかは確とは解らぬのであるが、英語改正譯には「サマリアといへる邑」と譯してあるので、之は紀元前八世紀に其國の首都であつて、イエスの時代にヘロデが之を改築した邑で、實に盛大なる地であつたのである。ヘロデはアウグスト帝(路二ノ一)に阿諛つて之をセバステと稱へたのである。セバステといふは希臘語で以太利語のアウグストと同一の語である。それでサマリアはエルサレムの北方に當つて十六里の距離があるので、又イエスがサマリアの婦人に逢い給ふたスカルからサマリア邑までの里程は凡そ三里弱であつた。サマリア人は矢張メツシヤなる救主の來る事を望んでをつたが(約四ノ二十五)、然るにユダヤ人とは違つて、國王たるメツシヤを望むのでなく、大預言者の如きメツシヤを望んでをつたのであるから、イエスをメツシヤと信ずる事は餘り困難ではなかつたのである。それで前にイエスの事業の流言を幾分か耳にした事でもあり、且つ今回ピリポが行ふた所の奇跡を見て、大に感服したといふ事は當然なる事である。故に如此恩惠ある奇跡を見て喜んだ許でなく、其上にイエスをキリストと信ずる事に由り、ユダヤ人とサマリア人との間の怨恨が消滅する事であらうといふの希望を以て大に喜んだのである。

(B)　シモンが感服せし事

使徒行傳第八章九―十三節

九爰にシモンと云る素魔術を行ひ自らを大なる者として、サマリアの民を駭かしゝ者あり。十小より大に至るまで皆謹て彼に聽き、この人は神の大なる能なりと曰り。十一彼等の謹て之に聽るは久く其魔術に駭かされたるが故なり。十二然れども彼等神の國およびイエスキリストの名につきて福音を宣るピリポを信ぜしかば男女ともバプテスマを受。十三シモンも亦信じてバプテスマをうけ常にピリポと偕に在て彼が行ふ所の奇なる跡と休徴を見て駭けり

當時魔術家とか、占術とかいふが如き者は、エジプトやアッスリヤに多數起つたといふ事は、他の歴史にも記載されてあるので、即ち古代の偶像や多神教が衰微して、其能力を失ふに至つた時に人間の宗教的希望は遂に魔術家の如き者に向つて滿足を求めんとしたのである。それで多神教の神は信仰せないが、この魔術家の助力を以て、或は天の助力を蒙り、或は將來の事を前以て悟る事が出來るといふ迷信を盛大に起したのであつた。其魔術といふは如何なるものであつたか、今詳細にする事は出來ぬ。惡魔の助力を以て人を惑すのであると思ふ人もあるが、併し多分手品の如きものであつたであらうと思はれる。或はそれ許でなく、化學が未だ開けない時代に、某者が

幾分か化學を研究した爲に、一般の人々に魔術と思はれて人を驚かしたものであらう。近世の實例を以ても、彼の宣敎師が最初京都に來つた時分、一人の醫師なる宣敎師が其醫業を爲すのを見て、之は魔術を使ふのであると思ひ、如此魔術家と交際する事は、甚だ危險であるといつた人もあつた位である。さればこのシモンは魔術を以てサマリア人を驚かし、又サマリア人は之を以て神より能力を受たものであるとして、たゞ賞讃した許でなく、或はこの人は普通の人にあらずして、全然神より出で、人の容體を受け、人の中に現れた能力であると思ふ程彼を尊敬したのであつた。然るにシモンも、ピリポの行ふ所を見て、自己の魔術に遙に勝てをる能力ある事に感服して、直にバプテスマを受けたのであつた。併し左の廿一節を見ると、シモンがバプテスマを受けたのは、決して眞實の信仰よりでなかつた事が明白である。それでイエスを來る可きのメッシャとして信じ、多分それに賴て能力を受け、大なる利益を得る事が出來るであらうといふ希望を以て、バプテスマを受け、又ピリポと同樣なる奇跡を行ふの方法を學びたきものと思ひ、ピリポと偕にをつたのである。

(C) ペテロとヨハネがサマリアの信徒の信仰を堅固にせし事

使徒行傳第八章十四—十七節

十四 エルサレムにをる使徒等サマリア已に神の道を受たりと聞てペテロとヨハネを彼處に遣す 十五 この二人の者くだりて彼等が聖靈を受ん爲に祈れり 十六 蓋か

れら唯主イエスの名に入られバプテスマを受し耳にて未だ其一人にも聖靈下らざりしに因 この時二人の者手を彼等の上に按ければ彼等聖靈を受たり

以前イエスの在世中に、ヨハ子とヤコブとはサマリアの村人かイエスを歡迎せざる事を以て大に怒り、天より火を召降して彼等を滅さんとするは可きかといつた事があつたが（路九ノ五十四）、然るに今回は以前とは異なる考を以てサマリア人が道を聞き入れるといふ事を聞き、ペテロと偕に彼等に向つて聖靈を受けん事を願つたのであつた。偖ヨハ子の名が使徒行傳に記載されてある事はこれ限りで、一體この二人の使徒をエルサレムからサマリアに遣つたといふ理由は、敢てピリポの事業に就て疑念を起したといふ譯ではなく、寧ろ彼の信仰を堅固にし、聖靈の恩寵を充分に授けんが爲であつたのである。何故といふに、ピリポの說敎を聞く事に由り、サマリア人がイエスをキリストとして信ずる表號としてバプテスマを受けたといふ事は、必ず聖靈の靈的所業であつたので、彼等は聖靈の特別なる賜を未だ蒙る事なく、又基督敎の歡喜をも未だ充分に味ふた事のなかつたのであるが、使徒等の祈禱に應じて、其特別なる恩寵をユダヤ人なる信徒と同じく、蒙る事が出來たのである。即ち左の十八節に由れば聖靈を賜へられたといふ事は、シモンにも明白に解つたのであつた故に、今回蒙つた所の聖靈は、聖靈の靈的事業でなく、シモンの如き不信者にも見ゆる所の業で、即ち方言をいふが如きであつたのである。如此事業は決して基

督教の事業中に最も貴重なるものといふ譯ではないが、しかし前にもいつた如く、基督教の靈的能力が未だ充分に了解されぬ中に、この著しき事業が恰も新信徒の信仰を證明するが如きであつたので、實に有益なるものであつたのである。されば使徒等の祈禱がなかつたならば、この聖靈の著明なる事業はなかつたと思はるゝのである。故にピリポの導きによりてはたゞサマリア人が信仰を起したにとゞまるものであつて、敢てピリポの仲保によりては別に聖靈の特別の恩寵を蒙る事はなかつたのである。　手を彼等の上に按きければ　といふは徒六ノ六と同じく、天の恩惠を受けん事を希ふ事の表號であるのである。されば使徒等の如き者の職務や、方言といふが如き力も、共に特別或は例外といふ可きもので、而して初代の教會にのみ限られたものであるから、この所の記事は直接に現在の教會に關係するものではないのである。

(D) シモンの不正の願事

使徒行傳第八章十八—二十四節

十八 使徒たちの手を按るに因て聖靈を予られしを見てシモン金を携來り彼等に曰けるは 十九 我手を按ところの者も凡て聖靈を受ん爲に此權を我にも予よ 二十 ペテロ彼に曰けるは爾の金は爾と偕に亡よ爾は神の賜を金にて得んと意り 廿一 爾この事に於て分なく又與なし蓋爾の心神の前に正からず 廿二 故に爾この惡を悔

改めて神に祈れ爾の心の念或は赦れん　廿三我爾が膽の苦にをり不義の繫に在を見れば也　廿四シモン答て曰けるは爾曹が語れるところ一も我に及ざるやう我爲に主に祈れ

ペンテコステの日に於ける聖靈の降臨と同じく、今回の聖靈の降臨の結果、即ち方言を語る能力の如きものは、直に一般の人に明白にわかるものであつた故に、シモンは之を見て著しき魔術の如きものであると思ひ、大に感服したるあまり、金錢を以てこれと同一の力を受けんと考へたのである。然れどもシモンがこの願望を以ては眞の信仰を起すに至らなかつたといふ事は實に明白であつて、ペテロはその願事の不正を嚴重に責めたのであつた。さればシモンは天の刑罰を招いたと思ひ、「我爲に主に祈れ」と依賴はしたが、併し多分實際に悔改て眞實の信仰を起したものではなからうと思ふ。第二三世紀頃からこのシモンの事に就て、特に遺傳があるので、即ちシモンは最初の異端者であつて、美婦を伴ひ所々方々を巡廻して、我は神なり、この婦は聖靈なり等いつて、多數の人々を惑し、遂にロマに於てペテロと競爭を初め、奇跡を行はんとするまでに至つて死したといふ事である。けれども之は何處までが事實であるかは今の所判然せぬのである。予られしを見て　信徒が使徒等の祈禱によりて、新しき歡喜と、新しき能力とを蒙つたといふ事は、シモンの如き者にも明白に見えたのであつた。權を我に予よ　金錢をも

つて有名なる魔術家から、其魔術の秘訣を授つた如く、又シモンは金錢をもつてペテロよりこの聖靈を施すの權を求む可きが當然であると思つたのであるが、實にペテロが云つた如く、如此願望をもつては更に基督敎に關係なく、分なく、與なき事は明白であつたのである。されば彼が受けたバプテスマは決して救主としてイエスに信賴する信仰の表號でなく、全然空式であつたので、根本的にいへば、シモンは基督敎を全く誤解したもので、所謂基督敎は心を淸し、靈的生命を與ふる所の道でなく、たゞ奇跡を行ふの魔術として之を信じ、バプテスマを受けたに過なかつたのであつた。之に就て注意す可き事は一つある。即ち基督敎の大なる事業は靈的のものでなく、たゞ肉躰上物質上の事業であるとするならば、或は奇跡にしても、或は基督敎に關する物質的開化の如きものにしても、基督敎の大主意を誤解する危險となるものである。故にペテロはこの太甚しき過失に反對して、シモンを嚴重に詰責した事は實に當然なる事であつた。たゞ一個人としてシモンの不正を譴責した許でなく、基督敎の重大なる活動力は敢て物質的のものでなく、靈的のものである事を一般の人に向つて明白に現したいと思つたのである。　金は爾と偕に亡よ　といふは實際にシモンを地獄の滅亡に歸せしむるといふ事でなく、たゞ如此願事、又は如此精神は、基督敎の眞正の精神と實に正反對なるものである事を現したので、この事に就て　分なく與なし　といつたのは、或は如此精神のものは基督敎に屬す可きものでないと說明する

人もあり、或は如此精神のものは聖靈を蒙る事が出來ないと說く人もあるが、根本的には別に相違はないので、「なんぢの心神の前に正からず」といふと餘り異ならぬのである。提前六ノ五によれば、神を敬ふて利を得んとするものもあつたので、卽ち基督教を以て利益を得るの方便と爲す人もあつたのである。現今でも基督教に加入する事を以て、利益を得るの方便となすものは、シモンと同一の過失に陷入るもので、如此人は眞正の信仰を有するものとは全然違ふものである。或は赦れん　基督教の大主義に就て根本的に迷つた所のシモンの如きものは、多分其不正の願望を悔改め、眞正の信仰を起すといふ事は實に困難で、恐くは赦さるゝ事はなからうといふ事である。膽の苦　と、又　不義の繫　といふはいづれも不信仰又は不義の譬喩で、「苦」といふは膽の如く苦き卽ち罪の惡む可き事、或は罪が毒の如く人を殺害するの力ある事の譬喩である。來十二ノ十五の「苦根」といふは同樣なる譬喩で、卽ち「苦」といふは惡む可き者、又は毒となる事との二意を含んでをる事であらう（申三十二ノ三十二）「その葡萄は毒葡萄その球は苦し」、（默八ノ十一）「如此水の苦く變るに因て多の人死り」。不義の繫　といふは人を繫ぐ力ある不義の譬喩である（箴五ノ二十二）「惡者はその罪の繩に繫る」、（約八ノ三十四）「凡て惡を行ふ者は惡の奴隸なり」。我爲に主に祈れ　といふは多分基督教に就て了解が出來たのでなく、又活ける信仰を起したのでなく、たゞ天罰を懼るゝ所からであらうと思ふ。シモンに就ての遺傳は

歴史的事實として信ずる事が出來ぬといつても、所謂活ける信仰を起す事もなく、却て魔術を以て人を欺き、基督教に反對したといふ事は、多分實際の事であつたであらうと思ふ。

(E)　二人の使徒がエルサレムに歸りし事

かれら主の道を證し且これを語し後エルサレムへ返往きサマリア人の諸邑に福音を傳たり

使徒行傳第八章二十五節

使徒等がエルサレムへの歸途、邑々に道を傳へたのである。而して徒九ノ三十一にある如く、サマリアの教會は其數多くあつたのであるから、隨分多數の信徒が出來たものであらうと思ふ。

第三、エテヲピアの寺人に道を傳へし事

徒八ノ廿六――四十

この處も前と同じく、ステパノの演説に就て起つた迫害の結果の第二の實例である。それのみでなく、バプテスマを受けた最初の異邦人の歴史である故に、實に興味ある記事である。今之を三つに分てば、(A)ピリポがガザへゆく途中、エテヲピア人に遭遇せし事、(B)ピリポが彼に以賽亞書を以てキリストの事を宣傳せし事、(C)ピリポが彼にバプテスマを授け、後彼を離れてカイザリア

に往きし事である。

(A) ピリポがガザへゆく途中エテヲピア人に遭遇せし事

使徒行傳第八章二十六―三十一節

廿六主の使者ピリポに語て曰けるは起て南の方に向ひエルサレムよりガザに下る所の路に往その路は野なり 廿七かれ起て往りエテヲピア人すなはちエテヲピア人の女王カンダケの大臣なる寺人にて凡て其女王の財寶を司る者禮拜の爲エルサレムに來し 廿八その返なるが車の中に坐し預言者イザヤの書を讀をれり 廿九靈ピリポに曰けるは往て此車に就 三十ピリポ趨よりて彼が預言者イザヤの書を讀を聞これに曰けるは爾その讀ところの事を曉るや 卅一彼いひけるは若われを啓く者なくば如何で曉ることを得んや遂に請てピリポと己と同に坐せしむ

天の透導を蒙りて、ピリポはサマリアを去り、ユダヤの南方凡そ數十里程隔つた所までゆき、其處で意外にも荒野に出て、興味ある所の傳道地を得たのであつた。ガザといふはパレステンの西南の境の地中海々岸に近い處にある邑で、而して太古から今日までも存在してある邑であるので、この名は最初創十ノ十九にあるのである。それでエジプトから荒野を通り、スリヤ即ちパレステンに入らんとするには、是非このガザがスリヤ即ちパレステンの門戸の如きものであつた

ので、太古からエジプトとスリヤとの間の貿易を爲す事に由り繁昌したのであつた。又サムエルの時代にこの邑はペリシテ人の堅固なる邑の一つであつたが、サムソンはこゝでペリシテ人を多數殺戮し、自己も又死んだのであつた（士十六ノ二十一以下）。又アレキサンダー大王が二ケ月間この邑を攻めて、其幾分を破壞したのであつたが、其後又繁昌を極めたので、現今ですらも人口は一萬六千人許もあるといふ事である。それでエテヲピア人がエルサレムから本國へ歸らんとするには、是非ガザを通つて歸る可きであつたが、エルサレムからガザへ下る道は二三線あつたので、「その道は野なり」といふを以ても、いづれの道を旅行するのであるかといふ事は、ピリポには解つたのであつた。ヘブロンに寄つてガザへ下る道は、ヘブロンとガザの間の荒野を通るのであるが、この道を往く途中で、ピリポはこのエテヲピア人に遭遇したので、そのエテヲピアといふはエジプトの南方、ナイル河の河上の國で、其當時は隨分開けた處で、而して古代の歷史に由れば、女王たるものは引續いて皆カンタケといふ名稱を取り、其國を支配したのであつた。それでカンタケといふは一個の女王の名でなく、代々の凡ての女王の名であつたのである。昔時は寺人を侍從と爲すの風習であつて、又度々大臣たるものも寺人であつた故に、寺人といふは時として實際文字通の寺人でなく、たゞ侍從或は大臣といふ意義をも含んでをつたのである。然るにこの處では大臣なる寺人と書てある故に、實際の寺人であつたものであらう。女王が寺人を大臣にす

るといふ事は實に當然なる道理であつたので、多分こゝの人は大藏大臣の如きものであつたのである。併しこの人は勿論エテヲピア人で、異邦人であつたが、遠國から禮拜の爲に態々エルサレムに上つたといふ事は、猶太教を信ずる熱心のある證據である。而して彼は多分割禮をも受けて、全然猶太教に入つたものであつたであらうと思ふ。又この人は今回禮拜の爲にエルサレムに上り、多分イエスに關する議論の事を幾分か聞いたので、今歸國の途中、この來る可きメッシヤに關する預言を研究し、イエスが實際に預言に應ふ人であるや否やを知らんとしたといふ事は、もとより確實ではないが、併し別に故障はない事である。然るにこの預言に就て説明するだけの能力ある人の導きがなくては悟る事は出來ぬ故に、彼は喜んでピリポに説明を求めたのであつた。

(B) ピリポがエテヲピア人にイザヤの預言を題としてイエスの事を宣傳せし事

使徒行傳第八章三十二—三十五節

卅二 其讀をりし聖書の文は左の如し彼は羊の屠場に牽るゝ如く牽れ又羔の其毛を剪者の前にて聲を出さぬが如く其口を開ず 卅三 かれ卑賤に居しごき義判を奪れたり誰か能その世の狀を述得んや蓋かれの生命地より滅れたれば也 卅四 寺人ピリポに對いひけるは請われに示せ預言者は誰を指て之を語しや自己を指し

か他人を指しか　卅五ピリポ口をひらき此錄されたる所に基きてイエスの福音を彼に宣傳ふ

エテヲピア人がこゝに讀んでをつた所は、賽五十三ノ七、八であつたが、エテヲピア人は勿論希伯來語を知らぬので、希臘語の譯文を以て讀んでをつたのである。然るにこの使徒行傳に書てある事は希伯來語の原文とは少しく違つて、希臘語の譯文に符合するのである。この語の大主意はヱホバの僕といふ事の謙遜と、又彼に對する人類の不法とで、即ち彼は卑賤の狀態にて現れ、不法なる審判を以て死刑に處せられたと雖ども、敢て其不法に逆ふ事なく、羔の如く柔和の狀態にて己の一身を敵人の手に付し、又羔の如き罪なきものを死刑に行つた人の其罪惡は容易にいひ盡す事の出來ぬ程である。　かれ　賽五十二ノ十三に出てある「ヱホバの僕」といふもので、羊　又　羔　といふは柔和事、又罪なき事をも含んでをるのである。　卑賤に居し　卑賤の狀態にあつた故に、其時代の人はかくも輕蔑して不正の審判を以て死刑に行つたので、勿論イエスの死に精密に適應するのである。　世の狀を述得んや　當時のユダヤ人、即ち如此罪なきものを死刑に行つたユダヤ人の罪は、言語に絕したる重大なるものである。　かれの生命地より滅されたれば也　彼が死刑に行はれた事である。(この語の說明に就ては幾分か議論のあるのであるが、右の說が最も信じ易いものであると思ふ)　預言者は誰を指て之を語しや　今

日でも之は研究中にある問題で、即ち以賽亞書に幾回も出てある。この「エバホの僕」といふは、時によりてイスラエル人の事である事は明かであるが、然るにこの五十二、三章の預言は誰を指す預言であるかと論ずる人も、イエスを以て成就されたといふ事を承知する筈である。そこでこのエテヲピア人には未だこの事が解らぬ故に、ピリポにこの事を問ふたといふ事は實に當然で、それでピリポは答へて、イエスの苦難の深意を説明し、又キリストによりて信徒は凡て救はる可きものなる事をのべたので、又最初からエテヲピア人は遠國より態々エルサレムに上る程の敬神の心をもつてをる人で、其上に眞理を求むるの熱心のあるものであつた故に、喜んでピリポの説明を聞き、承知したのであつた。

(C) ピリポがエテヲピア人にバプテスマを授け、後彼はカイザリヤにゆきし事

使徒行傳第八章三十六—四十節

卅六 斯て二人の者路をゆき水ある所に至ければ寺人いひけるは水を見よ我バプテスマを受んこす何の礙か有や 卅七 ピリポ曰けるは爾もし全心をもて信ぜば可らん彼こたへて曰けるは我イエスキリストは神の子なりこ信ず 卅八 遂に命じて車を止しめピリポこ寺人の二人水に下りピリポバプテスマを彼に施せり 卅九 か

れら水より上れるとき主の靈ピリポを引去る寺人また彼を見ことを得ざりき寺人喜びて其路を往り 四十 偖アシドヾにてピリポに遇る者あり彼すべての邑郷を經て福音を宣傳へカイザリアに至れり

エテヲピア人はピリポから、イエスをキリストとして信ずる者はバプテスマを受けて信仰を表白す可きである事を聞き、ピリポの未だ悟らざる中に、バプテスマを受けて信仰を表白せんとの決心をなし、幸に途中水のある所を見出し、直にバプテスマを受けたのであつた。三十七節は勿論古寫本にはないので、英語改正譯にも省いてある。併し實際の事とは餘り違はぬ事であらうと思ふので、それでエテヲピア人はイエスをキリスト或は救主として信じ、其上に神の子たる事をも信ずるを以て、バプテスマを受けたに相違ないのである。主の靈ピリポを引去る　といふは奇跡であると思ふ人もあるが、或はたゞ之は靈の命令に應じて直にエテヲピア人を離れ去つたといふ譯であるかも知れぬ。それでエテヲピア人は基督教を詳細に學ぶの機會がなくて、たゞ神の子たるキリストが來りて十字架に懸り、完全なる贖を爲し給ふたといふが如き事を學び、獨り本國に向つて歸つたのであつたが、併し之に就ては大なる喜悦に滿されて旅行した事であらうと思ふ。然るにピリポは靈の導きによりて北方に赴き、古昔のペリシテ人の邑々を通り、カイザリアにまでも傳道したのであつた。アシドヾ　といふは之も地中海の海岸に近い邑で、母前五

ノ三にも見えるので、ガザからアシドドまでの里程は凡そ十二里である。又カイザリアといふは之も同じく海岸の港であつて、アシドドからは北方に當り其里程は凡そ二十二里許で、それにエルサレムからは西北方にあつて里程は二十八里であつた。之れより數年の後に、使徒パウロはカイザリアに於てピリポに遭遇した事がある。それは徒二十一ノ八にあるのである。又エテヲピア人が喜んで基督敎を受けたといふ事は、詩六十八ノ三十一に「エテヲピア人はあわたゞしく神にむかひて手をのべん」との預言に適應したのである。この人は多分前に割禮を受けて猶太敎に入つてをつたものである故に、ピリポは疑はずして直に異邦人にバプテスマを授けたといふは實に當然なる事で、又この人の事に就ては別に他に何も解らぬのである。それに紀元後四世紀に於てエテヲピアの國民は初めて基督敎を受入れたといふ事である。

第四、サウロの改信　徒九ノ一―卅一

迫害を起した所のサウロが自ら信徒となつたといふ事は、當時の敎會に取りて實に重大なる事件であつたのであるが、又將來の外國傳道に就ても愈々重大なる出來事であつたのである。

偖この所を區分すれば、(A)サウロがダマスコへゆかんとする途中に於て天の召を蒙りし事、(B)サウロがダマスコに於て受洗せし事、(C)サウロがダマスコにて傳道せし事、(D)サウロがダマスコを

逃れし事、(E)サウロがエルサレムに立寄り本國に歸りし事、(F)諸教會が平靜を得しことである。

(A)　サウロがダマスコへゆかんとする途中に於て天の召を蒙りし事

使徒行傳第九章一——九節

一サウロは猶も兇言と殺氣を吐て主の弟子等をせめ祭司の長に往て 二ダマスコの諸會堂に寄る書を求む彼は此道に從へる者を見ば男女にかゝはらず捕て之をエルサレムに曳んと意り 三彼ゆきてダマスコに近けるとき忽ち天より光ありて彼を環照せり 四かれ地に仆る其時サウロサウロ何ゆゑ我を窘迫やといふ聲を聞り 五サウロ曰けるは主よ爾は誰ぞ主いひ給けるは我なんぢが窘迫ところのイエスなり爾荊ある鞭を蹴は難し 六かれ戰き駭きて曰けるは主よ我に何を行しめんと爲給ふや主かれに曰けるは起て邑に入されば爾行べき事を示さるべし 七彼と偕に往る人々言ふこと能ずして立止り其聲を聞ども誰をも見ざりき 八サウロ地より起て眼を啓たるに何も見ざりければ件へる人等その手を援てダマスコに入ぬ 九かれ三日の間みえず又飲食をも爲ざりき

サウロは小亞細亞の東南にあるキリキヤの都府タルソに生れた人で、それに父からはロマの國籍にある資格を受けたもので、多分身分の高き良家に生れた人であつた。勿論彼はタルソに於て、

生來から希臘語を使用してをつたのであるが、併し別に希臘文學を詳細に學んだといふ事はなかつたであらうと思ふ。寧ろ兩親によりて希伯來語を學び、又青年の時代にエルサレムに上つてガマリエルの弟子となり、猶太教を詳細に學び、且つ嚴重なるパリサイ人となつたのである。然れども彼はイエスが曾て僞善者として譴責し給ふた普通一般のパリサイ人とは違つて、眞實に義を慕ひ、實際の宗教的熱心家であつたので、即ち彼は神より義人たる榮譽を得んが爲に、專心一意律法を嚴守する事につとめたのであつたが、羅七章に彼が記載した如く、律法の深意を知り、これを嚴守すると云ふ事の甚だ困難なる經驗を以て、全然失望したのであつた。然るに自己の義に就ては如何に失望する所があつても敢てイエスに信賴せず、又イエスの助力を以て義人となる事を求ず、増々イエスを以て古昔より傳はりし聖道を紛亂する革命者なりと思ひ、イエスの道を撲滅せんが爲全力を盡し、ダマスコに至るまでに迫害を加へんと謀つたのであつた。尤もサウロはステパノの信仰に感動して、イエスの道は寧ろ信ず可きものにあらずやとの疑念を起し、一方に迫害を加へつゝも、猶ほ自己の決心は愈々次第に薄弱になつて來たと思ふ人もあるが、併し之は多分誤解したる說であらうと思ふ。却て彼は天の召を蒙るまでは、基督教に向つて全然反對に立ち、運動す可きであると云ふ事に毫も疑念を起した事はなかつたと思はれるので、實に彼の改信は突然に大變化を來したものであつたのである。然れどもこの變化したと云ふ事は、たゞ一ケ

條のみ變化したので、即ち神を尊敬する事や、義を求むるの精神の如きは、もとより變化を來したのでなく、たゞイエスに就ての意見のみが一變したので、前にはイエスを以て人を惑し、神の道を亂す僞敎師であると思つてをつたのが、後にはこのイエスを以て來る可きの救主となし、尊敬するの心を起したのであつた。サウロがかくも突然に變化したといふ事は、自己の書簡の中にも書いてをるので、加一ノ十二には「われは福音を人より受ず、亦敎られず、惟イエスキリストの默示に由て受たり」、同一ノ十六には「神その子を我心に示し給へり」、腓三ノ七以下には「我さきに我益となりし所の事はキリストに由て損ありと意へり、又我かれの爲に既に此等の凡てのものを損せしかど之を糞土の如く意へり、是神より出る義すなはち己が義に非ずキリストを信ずるに由る所の義を得ん爲なり、又キリスト之を得させんと我を執へ給へる也」とあるのである。さればサウロは天の召に從つて突然變化したと云ふ事は勿論の事で、それで本書の此處に記されてある如き經驗を以て變化したと云ふ事は實に信じ易い事であると思ふ。何故と云ふに、如此經驗がなくては、サウロの如き者が突然變化すると云ふ事は寧ろ奇怪と云ふ可きである。抑もサウロはエルサレムに於ける信徒を罰し、其後遠國にある信徒までを撲滅せんと、ダマスコにまで出かけたのであつたのである。このダマスコはパレステンの東北の方にある大なる邑で、又荒野の中の豐饒なる地に造られた邑で、太古から今日までも繁昌なる處で、今でも其人々は十五万

人もあるのである。この名稱は最初創十五ノ二から見えるのである。其處にユダヤ人の住居する數は多くあつたので、それにこの邑は「東方の門」ともいふ所であつたから、サウロは先づダマスコに於て基督教を撲滅する事の最も大切なる事と思つたのである。當時ダマスコにても、サンヒヅリムは其宗教に關する事件に就て、幾分かユダヤ人を審判する權があつたから、サウロは祭司の長から受けたる權威をもて、ダマスコの信徒を捕ふるには困難はなかつたのである。エルサレムからダマスコ迄の里程は五十六里で、其旅行は凡そ六日間かゝつたのである。即ちサマリヤ、ガリラヤを通過してゆくので、それでサウロが第六日にダマスコの近傍に來つた時に、恰かも正午の頃、大なる光によりて天の召を蒙つたのであるが、この光と云ふは電の如きものであつたとしても、勿論奇しきものであつたので、それに又たゞこの奇しき光に驚かされたと云ふ許でなく、イエスの容體をも見たのであつた。このイエスを見たと云ふ事はこの九ノ二十七、哥前九ノ一、十五ノ八にも書いてあるのであるが、イエスが如何にしてサウロに現れ給ふたかと云ふ難問は、詳かには答ふる事は出來ぬのである。たゞ確實に解る事は左の通で、サウロは榮光あるイエスを見て、このイエスは來る可きキリストと神の子たる事とを確信するの心を起したといふ事である。尤もサウロは數年間エルサレムに住つてをつたので、イエスの死し給ふ前にはイエスを見た事もあつたであらうに不拘、「爾は誰ぞ」といつた事は、イエスたる事を知らぬといふ譯で

なく、たゞその榮光に驚きたる發聲であつたであらうと思ふ。それでイエスはこれに對して自らイエスたる事を明白にし給ふた許でなく、サウロが迫害を起す事の眞に空なる事と、又實に罪惡たる事をも示したまふた。即ち汝が攻撃する所のイエスは、今の我が如き位置の高貴なるものなる事を現はし給ふて、サウロの迫害運動の罪惡たる事と、又「荊ある鞭を蹴は難し」と云ふの譬喩を以て、その迫害の甚だ空なる事を示し給ふた。ユダヤに於ける農夫は、普通荊ある鞭を以て牛を使ふ風俗であつた故に、若し牛が主人に背いて鞭を蹴るならば、却て農夫を害する事なくして、自ら其鞭の爲に害を受くるのである。その如くサウロがイエスの道に反對するが爲に、其道を撲滅する事なく、却て自己の爲に失望と災害とを招くに至るのである。それでサウロは初めて天のキリストに背反したる事を悟り、非常に後悔して「我何を行可きや」と問ふたのであつたが、「起て邑に入らば行べき事を示さるべし」との答を得たのであつた。(古寫本には五節の「爾は」から六節の「曰けるは」までは省畧してあるので、その幾分は二十六章に、又幾分は二十二章に記載してある故に、九章の本文と爲す可きものでないとしても、實際の歴史であつた事はたしかである)其時偕に來つた者はこの奇なる光を見、又この奇なる音を聞いたのであつたが、たゞその聲を悟る事が出來なかつたのである(徒二十二ノ九)。それでサウロはこの大なる光の爲に暫時瞽者となつて、人を迫害するの能力もなくなり、却て人に依頼し、人の助力をもてダマスコに入る事が出來

たので、夫より三日の間自己の過失を後悔して、この新しき經驗の深意を考へたのであつた。恰もイエスが三日間葬られて後、第三日に甦り給ふた如く、サウロは三日間死せる如き苦痛の經驗を經て、其間に新生命を得たので、或はキリストと偕に死に、キリストと偕に甦れりといつたのは、この經驗を直接にいつた事であらう。サウロの三日間の感想は如何なるものであつたか、今日の處勿論詳細に知る事は出來ぬが、その時に自己基督敎主義を多分決定した事と思ふのである。即ち第一、イエスは來る可き救主たる事、第二、イエスは神の子たる事、第三、イエスの十字架によりて完全なる救を蒙る事の如きであつた。サウロは己が目擊した所のイエスの榮光を以て、イエスの神の子たる事を直接に悟る事を得、イエスに就てのパリサイ人の誤解の太甚しき事を思ひ、パリサイ主義の誤解したる事を知り、猶は其上に神の子が十字架に懸り給ふた事を考へ、こは普通の殉敎者の死である許でなく、救道を開くの方法たる事を悟つたのである。即ち自己が宣傳する所の福音、所謂我が福音の要點とも云ふ可きは、自己の功績でなく、我が能力の働きでなく、又儀式を守る事でなくして、實に信者たる者はイエスの贖罪によりて罪を赦され、神より出る所の生命を蒙る可きであると云ふ事は、斯くも早くより多分決定してをつたものであらうと思ふ。

(B)　サウロがダマスコに於てバプテスマを受けし事

使徒行傳第九章十—十八節

十 斯てダマスコにアナニアと云る一人の弟子あり主幻の如く彼に曰給ひけるはアナニアよ答けるは主われ此に在 十一 主いひ給ひけるは起て直と云る街に往ユダの家に至てタルソの人サウロといふ者を尋よ彼は祈て居 十二 且アナニアといふ人きたりて見ことを得させんがため手を其上に按しと幻に見たれば也 十三 アナニア答けるは主よ我この人につきて多の人の語るを聞しに彼がエルサレムにて爾の聖徒を苦しこと如何ばかりぞ乎 十四 且この處にても彼は凡て爾の名を籲者を捕んとて祭司の長より受たる權威を有り 十五 主いひ給ひけるは往よ彼は異邦人および王とイスラエルの子孫の前に我名を擔しめん爲に我選し器なり 十六 彼は我名の爲に如何ばかりの苦難を受るか我これを彼に示さん 十七 是に於てアナニア往て其家にいり手を彼の上に按て曰けるは兄弟サウロよ爾の來れる路にて現れし所の主イエス爾が再び見ことを得かつ聖靈に滿されん爲に我を遣せり 十八 忽ち彼の眼より鱗の如もの脱て再び見ことを得すなはち起てバプテスマを受

サウロは特別に天の召を蒙る事によりて、信徒となつたのであるけれども、一般の信徒の如く矢

張バプテスマを受くる事を以て、己が信仰を表白し、教會に加入したのであつた。徒二十二ノ十二に由ば、アナニアはユダヤ人中に名譽あるもので、即ち猶太教の律法を嚴守する事により、ユダヤ人の中では義人といふの名を得たのであつて、それでアナニアはサウロが祈つてをるといふ一言を以て、サウロの改信の事を知り、直に彼にバプテスマを授けよとの命令を受けたのであるけれども、サウロの如き加害者が、實際に基督教に入つたといふ事を考ふるのは實に困難であると思ふたが、併し彼は天の命令に應じてサウロの所にゆきバプテスマを授けたので、サウロは眼も見ゆる事が出來る樣になつたのである。**直と云る街**　ダマスコの邑を東西に縱貫してをる直といふ街のあつたといふ事は、他の歷史にもあるのである。**ユダ**　と云ふ人に就ては何も解らぬのである。**祈て居**　三日間サウロはイエスに反對した事を悔んで、天の恩寵を頻に求つたのであつたが、その懺悔の太甚しかつた事は、提前一ノ十五に「罪人のうち我は首なり」といふを以て、明白に現れてあるのである。**多の人の語るを聞しに**　サウロが迫害を起した所の熱心は實に有名な者であつた故に、エルサレムからダマスコに下つた所の兄弟は、サウロの憤怒、又サウロの熱心なる反對運動の事を詳しくのべたので、それに如此人にバプテスマを施せとの命令を聞き、甚だ驚いたのであつた。**異邦人**　外國傳道はパウロの特別なる天職であつたのである（羅十一ノ十三）「我は異邦人の使徒なり」。**王**　アグリッパ王の前にて道を宣傳した事は、二十六章にあるが、それ

のみでなく、ロマに於ては皇帝の裁判庭に於ても己が信仰をのべたのであつた（腓一ノ十三、徒二十五ノ十）。イスラエル　サウロの天職は異邦傳道であつたが、又自國民をも敢て看過する事なく、何處にゆいても、先づ彼はユダヤ人の會堂に於て道を敎へたのであつた。選し器と云ふは國の爲に貴き働きをあづかるものと云ふ事である（提後二ノ二十二）「人もし己を潔せば貴きに用る器となり、諸の善事を作ことを得なり」。苦難　當時一般の信徒特に傳道師たるものは、種々なる苦難に逢つたのであるが、外國傳道を爲したサウロは、特更に太甚しき苦難にあつたので、哥後十一ノ二十三以下にその事は幾分か記してある。サウロは前以て受く可き所の苦難を承知しながら、猶ほ決心を以て傳道に從事したのであつた。手を彼の上に按て　サウロにバプテスマを授けた許でなく、按手を以て彼が聖靈の恩寵を受けん事を願つたのであつた。前にも述た如く、最初は使徒等のみが按手を爲すの風習であつたが、次第に道の擴張さるゝに從つて、他の信徒も又これを行つたものと見えるのである。

(C) サウロがダマスコに於て傳道せし事

使徒行傳第九章十九―二十二節

十九 彼すでに食して强健たり斯てサウロは數日の間ダマスコにある弟子等と交り 二十 直に會堂に於てイエスの事を宣て即ち此は神の子なりと言 廿一 聞者みな駭

異て曰けるは此人はエルサレムに於て此名を籲者を殘害し且こゝに來しも之を捕て祭司の長に曳んとするに非ずや　然ども　サウロは益堅固して此イエスはキリストなりと證をなしダマスコにをる所のユダヤ人を辯折たり

サウロはバプテスマを受くるや、直に兄弟姉妹等と偕に飲食して、肉躰上の壯健を得た許でなく、確信と大膽とを以て未信徒に對し、イエスのキリストたる事に力を込めて宣傳したのであつた。加一ノ十七に由ば、サウロはバプテスマを受けて後、アラビアに赴き、再びダマスコに歸つたとあるのである。アラビヤにゆいた事は多分暫時の間であつて、彼は獨り閑靜なる地に於て自己の新なる信仰に就て考へ、又聖靈の敎育を以て、基督敎の大主義を研究せんが爲であつたのである。尤もこの事は公然たる歷史に關係のないものとして、本書には記載されてないものであらうと思ふ。それでサウロの如き有名なる迫害者が一變して、基督敎の傳道師となつたと云ふ事は、眞に驚く可き事であつた故に、多數の人々は彼の說敎を聽んと群集した事であらう。其上にサウロは舊約聖書に詳しく通じ、又自己の經驗を以て猶太敎の不滿足なる點を悟り、且つ彼が目擊した所の事を以て、キリストに關する確信を起したのであるから、其說敎には大なる能力があつたのである。

(D)　サウロがダマスコを脫出し事

使徒行傳第九章二十三—二十五節

二三既に多くの日を歴て後ユダヤ人サウロを殺さんと謀しが 二四その計謀つひにサウロに知る彼等は夜も晝も邑の門を守て之を殺さんとせしに 二五夜弟子たち筐をもてサウロを石牆より縋下せり

加拉太書によれば、サウロは三年を經て後、エルサレムに上つたとあるが、其三年間中何年程アラビヤにをつたか、又何年程ダマスコにをつたかは解らぬのであるが、尤も彼が信徒となつてから、ダマスコを脱出るまでの間が三年間であつたのである。最初エルサレムに於て、サウロ及び其徒がステパノの說敎に敵對する事能はずして、彼を裁判に訟へ、死刑に處するに至つた如く、ダマスコの不信徒なるユダヤ人も、サウロの說敎に答辯が出來ない爲に、サウロを殺さんと謀つたのである。即ち(一)サウロは一般の信徒とは違つて、ユダヤ人の會堂に於て、イエスのキリストたる事に就て全力を盡して論じたのであるから、如此說敎に對して、實にユダヤ人中に騷動が起り、遂に極端なる未信徒はその說敎の能力に懼を生じ、是非サウロを殺さんと企てたのである。(二)加害者たるサウロが、俄然變じて信徒となつた事により、未信徒は彼を以て逆賊となし、特に彼を憎惡み、彼を殺さんとの心を起したのであつた。抑もダマスコはユダヤ人の支配の下にないのであるけれども、ユダヤの有司はダマスコに於けるユダヤ人の上には幾分か權力があつたの

で、それでサウロを捕ふるにも權が多少あつたのである。若し如此怨恨から、サウロを捕へた事であつたならば、もとより律法等には關聯せず、直にサウロを殺害した事であらうと思ふ。さればサウロは弟子等の忠告と希望とによりて夜この邑を逃れ出たのであつた。けれども邑の門から出る事は出來ぬので、弟子等は石牆よりサウロを縋り下したので、哥後十一章にも同様の事が記してある。其時はアレタ王がダマスコを支配してをつた時で、このアレタ王と云ふはアラビヤの國王で、(アラビヤ全國でなく、たゞユダヤに近きアラビヤだけである)彼はヘロデアンテパスの前妻の父であつたので、暫時ロマ政府よりダマスコの政治をあづかつたのである。サウロが脱出た方法は、恰も古代のヨシュアの使者が、エリコから逃れたと同様なる方法であつたのである(書二ノ十五)。

(E) サウロがエルサレムに立寄り故郷へ歸りし事

使徒行傳第九章二十六—三十節

廿六 サウロはエルサレムに至て弟子たちに列らんと爲たりしに皆かれが弟子たることを信ぜずして之を懼る 廿七 バルナバ彼を援て使徒たちの所に至り其途中にて主を見しことと又主の彼に語り給ひしことと及ダマスコに在て憚らずイエスの名に由て語しことを告たり 廿八 彼エルサレムに在て弟子たちと偕に往來し 廿九

主イエスの名に由て憚らず語かつギリシヤ方言のユダヤ人と辯論へり彼等サウロを殺さんと圖る 三十 然ど兄弟たち之を曉り彼をカイザリヤまで送てタルソに往しめたり

サウロはエルサレムに上り、バルナバの紹介によりて其處の信徒の親密に加はる事が出來、而して暫時の間道を敎へたのであつたが、不得止ユダヤ人の怨恨を避け、カイザリヤに下り、己が故郷に歸省したのであつた。サウロはダマスコに於て道の爲に盡力したる後も、猶はエルサレムの信徒が彼の改信した事を未だ信せざるを奇怪と思つて居る人もあるが、其理由は解らぬので、たゞ彼が三年間の大部分をアラビヤにて過し、又たゞ片時の間ダマスコで道を傳へたと云ふ許であるから、エルサレムの信徒はそのサウロの改信の風聞をたゞ耳にしても、その後の消息に就ては知る所なく、即ちアラビヤに退きし理由も、又其後のダマスコの事業をも知らずして、たゞサウロの改信は、多分敎會に加入する信徒を苦難むる方便とするものでないかとの疑念を起したものであらうと思ふ。猶はエルサレムの信徒は、最初からサウロが基督敎に反對する所の其怨恨の太甚しき事を詳かに知つてをつた故に、如此者が實際の信徒となつたと云ふ事は、實に信じ難い事であつたのである。然るにバルナバは好人物であつて、聖靈と信仰に滿ちたる人であつた故に、サウロの如き人でも、聖靈の感化を受けたといふ事を信じ難しと思はず、實に親情の深き人

であつたから、新入の信徒に就ても更らに疑念を起さず、却て彼等を歡迎する人であつたので、彼はサウロにも交際し、又其經驗の詳細の事までを知りて、之を教會に紹介し、以て教會員の疑念を解いたのであつた。抑もバルナバはクプロの生れの人で、其隣のキリキヤに生れたサウロとは朋友であつたと思ふ人もあるが、多分これは間違であらうと思ふ。それでバルナバが教會へ報告紹介をした事は、(一)サウロがキリストを視たる事、(二)サウロがキリストより使命を蒙りし事、(三)サウロがダマスコに於ての事業であつた。それでサウロは兄弟として迎へられ、又使徒等とも交際したと云ふ許でなく、エルサレムに於ても傳道を始め、特に希臘語を使用する所のユダヤ人に對し、イエスのキリストたる事を論じたのである。最初の使徒等は希臘語の解らぬ事はなかつたけれども、希臘語を以て説教する事は充分に出來なかつたので、多數は重に希伯來語を使用するユダヤ人に傳道したのであつたが、サウロは幼少の時から、希臘語を使用するものであつた故に、特に希臘語を使用するユダヤ人に對して道を傳へたのであつた。その結果はダマスコに於ける事等と同樣なるものであつたのである。それでサウロの論には誰も答辯する事が出來ぬ故に、サウロを殺して、彼の説教を禁止するの外はないと思ひ、彼等はサウロを逆賊として、特にサウロに對して憤怒を起したのであつた。故にサウロは兄弟等の求めに應じ、エルサレムより脱れ、カイザリヤに下り、又カイザリヤから船路をとつて故郷に歸つたのである。サウロがタ

ルツにをつた間は、凡そ數年間であつて、キリキヤで信徒の出來た事は、其時代のサウロの運動の結果であつたであらう（徒十五ノ二十三、四十）。徒二十一ノ十七—二十一までのサウロの語によれば、サウロは殿に於て祈れる時、急ぎ速にエルサレムを出よとの天の命令を蒙り、「ゆけ我汝を遠き異邦人に遣す可し」との語に從て、エルサレムを出たのであるが、九章と二十二章との記事を共に受くるも困難はないのである。

偕てサウロは兄弟等の勸告に應じ、又天の命令に從つてエルサレムを出たのである。何故といふに、サウロは最初自己が迫害を一タビ起した場所で、生命を惜ずキリストの爲に盡したき願であつたが、天の命であるので、不得止エルサレムを出たのである。加一ノ十八—二十二までに由ば、サウロはペテロを訪はんが爲にエルサレムに上り、十五日間彼と偕に居り、主の兄弟ヤコブを除くの外、他の弟子等には接しなかつたので、それにユダヤにある諸教會は、サウロの面をも知らなかつたのである。サウロは加拉太書を以て敵人の僞善に答へ、自己がエルサレムに止つてをつた事の短き事を強く主張したが、別に使徒行傳の記事に反對する事でなく、寧ろ兩書を合併する事により、一層詳細の記事が解るのである。サウロがエルサレムに上つたのは、敢て使徒等より敎育を受るの目的でなく、たゞペテロに面會せんが爲であつて、それで二週間許エルサレムに滯在したのであるから、ユダヤの信徒は多くサウロに接するの機會はなく、たゞキリストに對する

熱心があるといふ評判を聞き、大に喜んだのである。タルソと云ふはキリキヤの首府で、當時は學術即ち大學を以て世上に有名なる所であつたので、今此處の人々は凡そ三万程で而して不潔であつて、甚だ不評判の邑であつたのである。

(F)　諸教會が平靜に歸したる事

使徒行傳第九章三十一節

卅一 是に於てユダヤガリラヤ及サマリア中の教會は平安に且成立て主を畏れ事を行ひ聖靈の勸に因て其數いや增れり

數年間迫害が續いて、それで却て基督教はパレスチンの全國に增々盛大になつたのであつたが、その迫害の止んだ理由は、たゞサウロが改信して信徒となつたといふ許でなく、當時の皇帝カリギュラ帝が自己の肖像をエルサレムの神殿中に安置せよと命じた事に就て、ユダヤ人は聖殿に肖像を安置する事を拒絕したので、これに關して數年間にわたる談判があつて、ユダヤ人は皇帝の怒を免れんが爲に盡力しつゝあつた爲に、基督信徒を迫害するの遑がなかつたのである。

第五、ペテロの奇跡　徒九ノ三十二―四十三

こゝの記事は左程貴重なるものではないが、第一は使徒等の巡回傳道の實例で、第二は十章に幾分か關係あるものとして書てある。即ちペテロは諸方を巡廻して、ユダヤ全國の諸教會を堅めつゝある途中、ルツダに下り、又其處より招かれてヨッパに赴き、其處にて十章の記事中にある貴重なる異象を見たのである。

この記事は(A)ペテロがアイ子アを愈せし事と、(B)ドルカスの甦の事とである。

(A)　アイ子アを愈せし事

使徒行傳第九章三十二―三十五節

卅二 偖ペテロ遍く諸方の地を經てルツダに住る聖徒の所に至り 卅三 その處にて一人の癱瘓を患ひ八年の間床に臥るアイ子アと名る者に遇 卅四 ペテロ彼に曰けるはアイ子アよイエスキリスト爾を愈す起て爾みづから床を治よ彼たゞちに起 卅五 ルツダ及サロンに住る凡の人之を見て主に歸せり

ステバノに就ての迫害が起つた時に、使徒等は暫時の間エルサレムに止つてをつたのであつたが、散亂した所の者の傳道によりて、諸方に信徒が起つた事を聞き、使徒等も又後よりエルサレムを

出で、ユダヤ全國に巡廻傳道を始め、新信徒を堅くしたのであつた。それでこれはたゞペテロ一個人のみの事業でなく、十二使徒凡てが同一の事業をなした事であらうと思ふ。サウロがエルサレムでたゞ二人の使徒に面接したと云ふ理由は(加一ノ十九)、使徒等が巡廻傳道に出でをつたからで、それでサウロがタルソへ歸省してから後に、ペテロも傳道に出たのである。ルツダと云ふはエルサレムからヨツパへゆく途中の海岸の平地にある邑で、現今も同一の名を以て殘つてある。其處でペテロはアイネアの癱瘋を醫す事により、基督敎の恩惠と能力とを現したのである。床を治よと云ふは恰かもイエスが手枯たる者に「汝の手を延よ」(太十二ノ十三)と、又跛者に對して「汝の床をとりあげてあゆめ」(約五ノ八)といひ給ふたと同樣の事である。この奇跡を行つた評判が地方に擴り、多數の信徒が出來たのである。サロンと云ふはヨツパからカルメル山までの海岸の平地で、其長さは二十二里程で、其南部は豐饒の所で、昔日から今日までも春の草花は艶麗に咲き亂れて有名な所であるのである(歌二ノ一)「シアロンの野花谷の百合花」。凡と云ふは文字通に不殘と云ふ事でなく、たゞ多數といふの意である。

(B) ドルカスの甦生の事

使徒行傳第九章三十六—四十三節

卅六 ヨツパに女の弟子ありタビタと名く譯ばドルカス彼は多の善事と施濟を行

へる者なりしが 卅七 そのころ病て死たるにより其屍を洗て樓へ置り 卅八 ヨッパはルツダに近き故に弟子たちペテロの彼處に在ことをきゝ二人の者を遣して我儕に來ことを遲する勿れと請しむ 卅九 ペテロ起て彼等と偕に往既に至ければ人々かれを引て樓に登る凡の寡婦たちペテロの側に立て哭泣つゝドルカスが偕に在しとき常に作れる所の上衣下衣を彼に示す 四十 ペテロ彼等を悉く外に出し跪きて祈り又屍に向てタビタ起よと曰ければかの婦眼を啓きペテロを見おきて坐しぬ 四十一 ペテロ手を伸て之を起し聖徒および寡婦等を召て此活たるタビタを其前に立しめたり 四十二 此事ヨッパ中にしれ多の人々主を信ず 四十三 斯てペテロ久くヨッパに留りて皮工シモンの家に居り

ヨッパはユダヤのたゞ一の港であつて、エルサレムから二十四里の距離である。それで舊約聖書にも二回見えるので、即ち代下二ノ十六に、ソロモンが神殿の材木をレバノン山から送らんとする時に、これを筏につくつて海よりヨッパに送り、又ヨッパからエルサレムに送つたのである。又拿一ノ三に、ヨナがタルシゝへのがれんとてヨッパに下り、而してヨッパから船出したのであつた。今日でもエルサレムにゆく旅行者はヨッパから上陸するのである。この港は全く良港ではなく、又ヨッパから上陸する事は随分不都合であるが、他に港がないから不得止のである。現今も

人口は八千人許で、其地方の名産は蜜柑である。タビタと云ふは希伯來語で、希臘語のドルカスと同様で、牝鹿といふ意である。この婦は基督敎的慈善を行ふ事を以て、兄弟姉妹の間に愛を受けてをつたのであるが、彼が死んだので、兄弟等はペテロが彼を甦らす事が出來るも知れぬと思ひ。急ぎてペテロをルッダから招いだのであつた。ルッダからヨッパまでは三里半許である。それでペテロがこの婦を甦らせた事により、ヨッパの人々は多數大に感動したので、この機會を以て傳道を爲さん爲に、ペテロは片時滯在したのであつたが、其間に意外にも貴重なる異象を見たのであつた。ユダヤ人は皮工の業を不潔の業としてをるのであるに、ペテロが皮工シモンの家に宿つたといふ事は、幾分か猶太敎の淺薄なる思想より脫した證據といつてもよからうと思ふのである。

第六、コル子リヲの事　徒十ノ一――十一ノ十八

この記事は基督敎傳播に關して最も重要なる事件である故に、隨分詳細に記載してあるのである。抑も使徒等はイエスより「地の極にまで我證人となるべし」との命令を蒙つたに不拘、割禮不割禮の如き區別を全廢されたる事を未だ悟らず、外國人が割禮を以て猶太敎に加入し、其上にキリストの名によりて神の恩寵を蒙る可きであると思つてをつた故に、エルサレムを初めとして各地方に至るまで、本國人に道を傳ふる許でなく、サマリヤ人にも別に疑念なく道を敎へたのであ

つたが、併したゞ不割禮なる異邦人には未だ道を宣傳した事はなかつたのである。然るにコル子リヲの實例を以て、不割禮の儘猶太教によらずして、異邦人が直にキリストにより、自由に神の恩寵を蒙る事が出來るといふ事が初めて了解されたのである。さればコル子リヲの事件は啻に一個人の改心に止まらず、世界的基督教の發達の最初として大なる關係を有するものであつたのである。偖此記事を區分すれば、(イ)コル子リヲが天使の命令によりてペテロの所に使者を遣りし事、(ロ)ペテロが天の幻象を見たる事によりて、割禮不割禮の差別の全廢されし事を學びし事、(ハ)ペテロは聖靈の導によりてコル子リヲの使者を迎ひし事、(ニ)ペテロが使者と偕にカイザリヤに赴きし事、(ホ)ペテロがコル子リヲにイエスの道を宣傳せし事、(ヘ)聖靈の降臨によりてコル子リヲが不割禮の儘神の恩寵にあづかりしといふは聖旨に適ふ事たるを知り、ペテロはコル子リヲにバプテスマを授けし事、(ト)ペテロはエルサレムに上りてこの事件を教會に報告せし事である。

(イ)　コル子リヲが天使の命令によりてペテロの所に使者を遣りし事

使徒行傳第十章一—八節

一 カイザリヤにイタリヤ隊と稱る組の百夫の長にてコル子リヲと云る人あり 二 彼は信心の深き者にて其舉の家族と偕に神を敬ひ民に多の施濟をなし恒に神に祈禱せり 三 晝の三時ごろ幻の如く神の使者の來りてコル子リヲよと曰る

を明かに見 四 かれ目を注これを見て懼曰けるは主よ何事なるや天使かれに曰けるは爾の祈禱なんぢの施濟すでに上て神の前に記置れたり 五 いま人をヨツパへ遣しペテロと云シモンを召 六 彼は皮工シモンの所に寓れり其家は海濱に在 七 コル子リヲに語れる天使さりし後かれ其僕二人と恒に己に事る信心の深き兵卒を召 八 此事を詳く告てヨツパへ遣はす

カイザリヤはパレステンの海岸で、而してヘロデ第一世が築造した港であつて、それにロマ皇帝の名を取つてカイザリヤと稱へたのである。この港はヨツパより北方にあつて、凡そ十二里程距つてあるのである。パウロの時代にロマから派遣されて、パレステンを支配する所の知事は、このカイザリヤを以て住居としてをつたから、この港は所謂パレステンの政治的都府であつたので、それにパレステンを統轄する所の軍隊の營所も又あつたので、頗る盛大を極めたのであつた。夫より二三百年後に於て、このカイザリヤには基督教の有名なる學者が住居してをつた事があつたのである。然るに後代に至りては追々衰頽を來し、今日ではたゞ舊跡を止めてをるに過ぬのである。抑もロマ帝國が各領國を統轄する爲の軍隊は、多くは實際のロマ兵でなく、たゞ各地方より募集した所のものであつたが、たゞイタリヤ隊と稱する軍隊のみは、實際のイタリヤ兵であつたので、多分之は知事の護衛兵としてあつたものであらうと思ふ。其頃イタリヤ隊と稱したる兵が

パレスチンに居つたといふ事は、近來發見されたる碑文によりて知られたといふ事である。尤も普通の兵はロマ人でないけれども、其士官たる者は多くはロマ人であつて、勿論イタリヤ隊の士官は凡てロマ人であつたのである。この軍隊は凡そ一千人許であつて、現今の聯隊に相當するものである。この　コル子リヲ　といふ名は羅典語即ち羅馬語で、ロマの歴史にはコル子リヲといふ高位の人が幾人も記載されてあるのであるが、然るにこゝのコル子リヲの事は別に書いてないのである。尤もこの人はロマ人であつて、ユダヤ人を統轄する軍隊附の者であつたが、併し數年間パレスチンに住居してをる中に、ユダヤ人から一神敎を學び、勿論未だ猶太敎には加入はせなかつたが、路七ノ一以下に出てある百夫長の如く、ヱホバの神を敬愛し、祈禱と施濟の事とを以て、信仰を實行に現すものであつたのである。如此人が必ずイエスの名聲を聞くならば、直にイエスの恩寵は予の如き異邦人までにも及ぶものである事を悟るに至つた事であらうと思ふ。それで彼がこれらの事に就て、多分祈禱を爲してをる時分、天使が出現した事であらう。即ち彼が敬神なるユダヤ人の風に習ひ、午後の三時頃祈禱を献げてをつた時、天使より慰籍を蒙り、不割禮なる異邦人なりとも、實際の敬神の志あるものは、神意に適ふものであるから、ペテロといへるシモンより救の道を詳細に學ぶ事が出來るといふの語を聞いたのであつた。この天使は幻の如くに現れたとは雖ども、普通の夢ではなく、肉眼に見ゆる所の形象を以て現れたといふ譯で

ある。彼のヨハ子の父ザカリヤが、神殿に於て天使を見た時に驚懼れた如く（路一ノ十二）、コル子リヲも如此奇異なる現象を見て、驚愕したといふ事は實に當然なる事であるが、彼は天使の語を聞きて大に歡喜に滿され、直に其命令に從つてペテロの所に使者を遣したのであつた。爾の祈禱なんぢの施濟すでに上て神の前に記置れたりといふは、施濟を爲す事によりて天に功德を積んだといふが如きでなく、神がコル子リヲの應用的敬神の念を喜び給ふて、恩寵を加へ給ふといふ譯である。それにコル子リヲはたゞ一人神を敬愛したと云ふ許でなく、彼の奴僕も又兵卒までも、コル子リヲと同樣なる信仰を有してをつたといふ事は、コル子リヲの宗教的熱心の如何許であるかといふ事を證據立るものである。如此者がペテロを迎ふる爲に使者としてゆいたとするならば、啻に主人の命令を受けて使するといふのみならず、彼等自身最早救の道を學ばんとの希望を以て、歡喜して赴いたのであらうと思ふ。それでこのコル子リヲは眞に神を敬愛する念、切にして且つ深き人であつた故に、異邦人中最初にキリストの恩寵を蒙るに最も適當したる人であつたのである。然るに彼は未だ不割禮の人であつた故に、一般のユダヤ人の說よりすれば、イスラエルの籍にあらざる異邦人は、神が結び給ふたる契約には關する事なく、隨つてキリストにも係りがないものであつたのである（弗二ノ十一、十二）。若し神がペテロにも天の幻象を以て割不割の禮の差別を全廢した事を示し給ふ事がなかつたならば、多分ペテロはコル

子リヲを不割禮の儘にて教會に加入せしむる事を拒絶したに相違ないから、このコル子リヲの使者がヨッパにゆく途中にある間に、神はペテロにも幻象を以てコル子リヲの使者を迎ふる用意を與へ、ペテロに神の恩寵の洪大なる事を教へ給ふたのであつた。

（ロ）ペテロに幻象を以て割禮不割禮の差別の全廢されし事を示し給ひし事

使徒行傳第十章九—十六節

九 彼等ゆきて次日その邑に近ける時ペテロ祈禱のため屋上に升れり時は約そ十二時なりし 十 甚く餓て食せんと欲しが人の食物を具る間に彼氣を喪へる心地して 十一 天ひらけ器物の降れるを見る大なる布の如く四角を繫て地に縋下されたり 十二 其中に凡て地の四足の獸昆蟲および空の鳥あり 十三 かつ聲ありて彼に曰けるはペテロよ起て之を殺し食せよ 十四 ペテロ答けるは主よ可らじ我いまだ穢たる物と潔からざる物を食せしことなし 十五 聲ふたゝび有て彼に曰けるは神の潔たる物を爾潔からずと爲なかれ 十六 此の如こと三次たゞちに其器物天に上られたり

キリストの弟子は皆ユダヤ人としてイエスの道を接け入れ、キリストを救主として信仰する事により、新生命に入り、新歡喜を味ふたのであつたが、それで敢て、猶太教より分離するの考は

なく、却てキリストにより、猶太敎の完成を計らんとの思考にて、基督敎を一方に宣傳しながら、他方に猶ほ猶太敎の律法を全然嚴重に遵守せんとしたので、然るにこの幻象を以て、初めて猶太敎の儀式的律法が全廢されし事を幾分か學ぶ事を得たのである。尤もキリストが最初から如此事を敎へずして、次第に敎へ給ふたといふ事は約十六ノ十二、十三の語に適應するので、即ち「我なほ爾曹に多く語る可ことあれども今なんぢら曉ことを得ず、然ど彼すなはち眞理の靈の來らんとき爾曹を導きて凡ての眞理を知しむべし」とあるのである。偖てペテロは右の九章に記してある如く、ドルカスの死んだ事に就てヨッパに下り、其序を以てヨッパに傳道せんと數日間皮工の家に滯在してをつたが、それで「夕にあしたに晝に祈る敬神なるユダヤ人の」（詩五十五ノ十七）如く、彼は晝の頃靜肅に祈禱する爲屋根の上にをつたのであつた。一體パレステンの家屋の建築は日本のものとは全然異なるもので、其上は平坦で、靜肅に神に祈るには最も適當したる場所である（母前九ノ二十五、二十六、王下二十三ノ十二、尼八ノ十六）。それでペテロが祈禱をなしてをる中に、夢の如く幻象を見たのであるが、大なる器物が天より降つて、其中にある動物を殺して食せよとの聲を聞いたのであつた。尤もペテロは甚く饑てをつたのであるけれども、如此動物は決して食す可きでないと思つて、「主よ可らじ」といつたのである。何故といふに利十一章に詳細に書てある如く、食す可き動物に就ては嚴重に規定されてあつて、兎や豕の如き動物や、又昆

蟲、空の鳥の或る種類を食する事は不潔なる事として固く嚴禁されたのであつた。ペテロが夢幻を以て見た處の動物は、文字通に凡ての獸昆蟲空の鳥ではないけれども、其中には種々なるものがあつて、多分食す可からざる者も多數あつた故に、ペテロは實に熱心なるユダヤ人であつたから、如此物は決して食す可きでないと思つたのである。然れども、天より「神の潔たる物を爾潔からずと爲なかれ」と云ふの聲を聞て、猶太敎の儀式的規則の全廢されし事を悟つたので、キリストも直接に「外より人に入ものは人を汚すこと能はず、又食ふ所のもの潔れり」(可七ノ十五、十九)といひ給ふて、外のものは心を汚す事の出來ぬ事を敎へ、不潔に關する猶太敎の規則の空なる事を說き給ふた事があつたけれども、ペテロは其當時イエスのこの敎訓を耳にしても未だ其深意を了解する事が出來なかつたのである。兎の肉を不潔として禁ずるが如き律法は、永久に遵守す可きものでなく、たゞ猶太敎の儀式的の規則で、一時的に設けられたに過ぎぬものである。而してキリストが世界的宗敎を立て給ふに至つては、この一時的の儀式上の規則は全廢さるゝは當然の事である。然れば豕の肉の如きものは身躰を養ふ衛生的のものである故に、之を食するとも毫も害はないのである(羅十四ノ十四)「我は主イエスに由て凡てのもの潔からざるなきを知かつ之を信ず」、(哥前十ノ二十五)「凡て市に鬻ものは良心の爲に問ことをせずして食すべし」、(提前四ノ四)「神の造りし物はみな美なりそは神の言と祈禱に由て潔なれば也」。

然るに此幻象の意味はたゞ食物に關する事のみならず、猶太教の儀式的規則を悉く廢されたと云事を敎ふるのである。されば割禮不割禮の差別は全く無くなり、コル子リヲの如き異邦人も、不割禮の儘自由にキリストの恩寵を蒙るに何の妨害もない事を敎へられたので（來八ノ十三）「新と謂しは初の物を舊とする也それ舊て衰る物は殆んど消廢んとす」、（同七ノ十八、十九）「前の法度はその益なきを以て廢せられ更に愈れる善望を立られたり我儕この望に因て神に近くことを得なり」と同一の主意である。ペテロが見た所のものは夢の如き幻象であつた故に、其多數の動物が如何にして器物の中に見えたのであるかといふが如き疑問は、全然空なる事である。

（ハ）ペテロが聖靈の導きに從つてコル子リヲの使者を迎へたる事

使徒行傳第十章十七―二十三節上半

十七 斯てペテロ其見し所の異象は如何なる意ならんと疑ひ在し時コル子リヲより遣されたる人等すでにシモンの家を訪て門の前に立 十八 呼てペテロと稱シモンは此に寓れるや否と問 十九 ペテロ猶その異象の事を思をりしに靈かれに曰けるは視よ三人の者なんぢを尋ぬ 二十 起て下り疑はずして彼等と偕にゆけ我これを遣しゝ也 廿一 ペテロ下て其人たちに曰けるは我は爾曹が尋る所の者なり爾曹如何なる故ありて來るや 廿二 彼等いひけるは百夫の長なるコル子リヲと云る義

かつ神を敬ひ凡のユダヤ人の中に尊ばるゝ者なんぢを其家に召て爾の言を聽く聖使に示されたり是に於てペテロ彼等を召入て館しめ

ペテロは如此奇異なる幻象を見て驚き、且つ其意味を考へ、即ち彼はたゞ食物に關する規則を廢されたといふ事を敎へられた許でなく、之よりも深き意味のある事と思つてをる中に、聖靈によりて、今の來訪する所の使者と偕にゆく可き命令を蒙り、幻象を應用するの方法を學ぶ事を得たのであつた。即ち異邦人も神の造り給ひしもので、又信仰を以て潔られたものであるならば、決して之を潔からずとする事なく、疑はずして彼等にも神の恩寵を宣傳す可きである事を了解したのであつた。カイザリヤからヨッパまでの里程は十二里であつた故に、午後出發した所の使者が明る日の夜十二時頃ヨッパに到着したといふ事は當然なる事で、而して使者が皮工シモンの家を訪ふて其處でシモンペテロに面會したのであつた。抑もペテロは如何にして聖靈の命令を受けたかといふに、詳細の事は解らぬが、多分耳に聞える所の聲でなく、たゞ心中にこの觀念を起したものであらうと思ふ。即ち聖靈は常に肉體の耳に語り給はずして直接に心の耳に語り給ふのである。それでペテロはロマ人なるコル子リヲを不潔とする事なく、疑はずして直に使者に面會し、且つ使者を一宿せしめて、其翌日偕にヨッパに向つて出發する事に決定したのであつた。

(二)　ペテロがコル子リヲの所に赴きし事

使徒行傳第十章二十三節下半——三十三節

二三 次日ペテロ彼等と偕に出立けるがヨツパの兄弟等も亦かれに伴へり 二四 次日かれらカイザリヤに入るコル子リヲは既に其親族および親き友等を召集て之を待居たり 二五 ペテロの入來れる時コル子リヲ彼を迎へ其足下に伏て拜り 二六 ペテロ之を扶起し曰けるは起よ我も人なり 二七 斯て偕に語つゝ内に入て多の人の集れるを見 二八 彼等に曰けるはユダヤ人の異邦人と交り又近く事の律に合ざるは爾曹の知ところ也されど神は何の人をも穢たる者あるひは潔からざる者といふ勿と我に示し給へり 二九 是故に我請らるゝや直に猶豫ずして來る我なんぢらに問われを請しは何の爲なる乎 三十 コル子リヲ曰けるは四日前に我斷食して此時刻に至れり三時ごろ家に在て祈禱をりしに輝ける衣を着たる者わが前に立 三一 曰けるはコル子リヲよ爾の祈禱は聞れ爾の施濟は神の前に記置れたり 三二 然ば人をヨツパへ遣しペテロと稱シモンを召かれは海濱にある皮工シモンの家に寓れり彼來りて爾に語るべしと 三三 是故に我たゞちに人を爾に遣せり爾の來れるは善われら神の爾に命じ給へる一切の言を聽んとて今神の前に在なり

ペテロは翌日出發して、其又の明る日カイザリヤに到着したが、コル子リヲはペテロを以て神の

預言者として之を歡迎し、且つペテロを招待した理由をのべたのであつた。ペテロと偕に今回來つた所の兄弟等は、左の十一ノ十二によれば六人であつたが、これは特殊なる幻象によりて、異邦人なるコルネリヲに道を宣傳する事となつたのであるから、特別に重大なる事であるとして、ペテロは其證人たらしめんが爲にこの兄弟等を同伴したものであらうと思ふ。偖今回コルネリヲは自ら一人道を聞いたのでなく、其親族を初め友人を呼び集めて、ペテロの到着を待つてをつたといふ事も、實にコルネリヲの如何に宗教に熱心であるかを示すに足るのである。それでコルネリヲは天使の託言を蒙り、ペテロを招待し、且つペテロの口より救の道を聽聞せんとの希望であつた故に、神の使者としてペテロを尊敬し、其足下に平伏したといふ事は別に奇怪ではないが、併しペテロといつても勿論普通の人間であるから、かく迄尊敬す可きではない故に、直にペテロは其過當なる尊敬を謝絶したのであつた。ユダヤ人たる者は異邦人と交際す可からずといふが如き規則は、別に舊約聖書に直接記載してなく、却てユダヤ人は商賣の爲に異邦人と交際する事を嫌忌する事はなかつたので、たゞ朋友として異邦人と交際する事は可からずと思つてをつたので、特に異邦人と偕に食するといふ事は固く禁しめてをつたのであつた。即ち第一、神の契約に關係なき不割禮の異邦人を不潔なる者として、偕に親密なる交際をなさなかつた事と、又第二、飮食に關する規則を遵守せざる異邦人と偕に食する時は、不意に汚穢を受くるの恐れがあるとし

て、偕に食する事を嚴禁したのであつた（約十八ノ二十八）「ユダヤ人は汚穢を受ん事を恐て公廳に入ず」又加二ノ十四によれば、後に至りてこの同一のペテロが、今回學んだ所の敎に反對して、割禮を受けたる人々を恐れ、退きて異邦人と分離した事があつたのである。然るに幸にも今回は彼が天の幻象に從ひ、コル子リヲを不潔の者となさず、コル子リヲの家に宿り、且つ彼を己が朋友として其饗應をも受けたのであつた。コル子リヲがペテロを招待した事の理由を陳述した事は、右の三以下と同一である故に、予玆註解を下すの必要はないと思ふのである。三十節の 斷食して といふは、最古の寫本及び英語改正譯にはないので、コル子リヲが祈る時に斷食したといふ事は、多分何人かの想像より出たもので、事實ではなかつたものであらう。此時刻に至れり といふは、ペテロを迎へた時と同刻（即ち午後三時）に、天使を見たのである。卅三節の 爾の來れるは善し といふは「感謝」の意で、神の前に在なり たゞペテロを朋友として歡迎した許でなく、神の聖旨を學ばんとの考で、今神がペテロを通して敎へ給ふといふの意味である。

（ホ）ペテロがコル子リヲに道を宣傳せし事
（異邦人に對する基督敎的最初の說敎）
使徒行傳第十章三十四節―四十三節

卅四 ペテロ口を啓て曰けるは我まことに神は偏らざる者にして 卅五 何の國民に

ても神を敬ひ義を行ふ者は其聖旨に適ふと云ことを悟る 卅六 その道は即ち神のイエスキリストに由て平和を宣イスラエルの子孫に予たまひし所なり此イエスは萬物の主たる也 卅七 夫ヨハネの宣しバプテスマの後ガリラヤより始りユダヤ中に有し事は爾曹が知ところ 卅八 即ち此ナザレより出たるイエスは神より聖靈と才能を以て膏を沃がれ周遊て善事を行ひ凡て惡魔に憑たる者を愈せり蓋神彼と偕なりしに因 卅九 我儕は彼がユダヤ人の地およびエルサレムに於て行ひし凡の事を證する者なりユダヤ人は此人を木に懸て殺せり 四十 神は第三日に之を甦らせ衆の民には顯さで 四十一 惟その預め選たまへる證人すなはち彼が甦りし後これと同に飲食せし我儕にのみ顯し給へり 四十二 かつ彼は其生者と死者の審判人に神より定られし事を我儕に證して民に宣よと命じたり 四十三 凡の預言者も凡そ彼を信ずる者は其名に由て罪の赦を受べしと彼につきて證せり

(A)ペテロは神の恩寵の廣大なる事を喜び、(B)イエスの事業を簡短に語り、(C)且つイエスの事業と甦生に關する使徒等の證據と、(D)キリストは審判者又は救主たる事をのべたのである。

(A)　三十四、三十五、

昔時からユダヤ人は一神教を信じ、且つヱホバの神は造物者であり、又全世界の主宰者たる事を

も信じてをつたのであるけれども、ユダヤ民族が神に選抜され、神の特恩の契約にあづかる者として、神の慈愛を蒙る事が出來ると思つたのである。然るにペテロは自己の見た所の幻象と、コル子リヲが天使より聞きたる命令とを以て、彼が從前の理想の淺薄なりし事を悟り、万民の主なる神は其民を愛しみ、之に恩惠を與へ給ふものであるといふ事を考て、自ら其廣大なる理想を以て考へ、又之を以てコル子リヲをも慰めたので、即ち内外東西の區別、或は割禮不割禮の差別なく、實に眞面目の心を以て神を敬愛する者は、神の喜び給ふものであつて、自由に其慈愛を蒙る事が出來るといふ事に就て、ペテロは感謝したのであつた。偏らざる者といふは、申十ノ十七の「神ヱホバは神の神主の主大にしてかつ權能ある畏るべき神にましまし人を偏り視ず」との語に適ふ事であるが、然るにユダヤ人はたゞ自己の民族中に於て、神が人を偏より見ず、上下大小の差別なく、凡てのユダヤ人を公平を以て審判し給ふといふ事を信じ、敢て神の恩寵は外國の民にまで及ぶものでないと思つてをつたのである。然るに今回の經驗により、其「人を偏より見ず」といふ廣義を初めて悟つたのであつた。(羅二ノ九―十一)「ユダヤ人を始ギリシヤ人凡て善を行ふ人には榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべしこれ神には偏視なければ也」、(加二ノ六)「神は偏る者に非ず」、(弗六ノ九)「爾曹の主天に在かれは偏る所なし」、(彼前一ノ十七)「人を偏視ず各人の行に由りて鞫き給ふ」、(羅十ノ十二)「ユダヤ人とギリシヤ人の別なし蓋凡ての者の主は

惟一なればなり」。

(B)　三十六—三十八、

ペテロが神の恩寵の洪大なる事を悟り、疑はずしてコル子リヲに救の道を宣傳したのであつたが、其根本として述べた所は、歴史的イエスの事業に就てゞあつたのである。然るにコル子リヲは數年間パレステンに住居してをつたのであるから、別に彼に對してイエスの事業の事を詳しく述ぶるの必要なく、たゞ一言を以てその大體をいつて見れば、萬民の主たるイエスは、ヨハ子がバプテスマを以て準備したる後に、ガリラヤを始としてユダヤ全國に於て、神の活動力を充分に受け、諸方を巡廻して種々なる病患を醫し、神の慈愛を現し、神と和ぐ事の道を宣傳し給ふたのである。然らば基督教の大主意は外でなく、神の慈悲を現し給ふ主なるイエスによりて、神と和ぐ事を得る事で、キリストも自ら「我に來れ我なんぢらを息ません」(太十一ノ二十八)といひ給ふたのである(羅五ノ一)「主イエスキリストに頼りて神と和ぐことを得たり」、(哥後五の二十)「我儕キリストに代て爾曹が神に和がんことを爾曹に求ふ」、(來十ノ十九以下)「我儕イエスの血に由て其我儕の爲に開たる新しき生路より憚らずして近くべし」。聖靈と才能をもて膏を沃がれ　この「膏をそゝがるゝ」といふ原語は「キリスト」と同一の語で、右の二ノ三十六の「神これを主となしキリストとなし給しこと」と同じ意で、即ち膏を沃ぐを以て祭司の長或は國王の

如きものに即位の式を行ふ事の譬喩として、キリストが天父より救主たるの任務を授けられ給ふた事を示すのである。それに「聖靈」といふを以て、敢て三位一躰の教理を敎ふるのでなく、舊約聖書と同じく神の活動力を現す事で、直接にイエスは充分にこの神の活動力を受け給ふて、大事業を成就したまふ才能を授けられ給ふたのである（路四ノ十四）「イエス聖靈の能を以てガリラヤに歸り」、（同四ノ十八）「主の靈われに在す」、（太十二ノ二十八）「われ神の靈に由て鬼を逐出す」、（約三ノ三十四）「神これに靈を賜ひて限量なければ也」。尤もイエスは神の子にして、全能の神であり給ふたのであるが、この世に降り己を虚うしたまふた故に、この世に存在し給ふ間は、聖靈の能力を以てその大事業を成就し給ふたのである。**周遊て善事を行ひ**　これは或は可一ノ三十九の「イエス偏くガリラヤの國を經めぐり鬼を逐出せり」、或は太四の二十三の「偏く巡り諸の病もろ／＼の疾を醫しぬ」と同一で、即ちイエスは枕する所もなく、又息み給ふ事もなく、而して無代價にて事を行ひ、敢て名譽を求め給ふ事もなく、たゞ溢るゝ許の恩惠を以て遇ふ人毎に與へ給ふたのである。たゞに身體の病患を醫し給ふた許でなく、失ひしものを尋ねて救はんが爲に來り（路十九ノ十）、道を迷ひし者に神の恩寵を施し給ふたのである。**惡魔に憑たる者を愈せり**　之は直接に鬼を逐出す所の業であらうが、眞に道に迷ひしものに罪を悔改るの心を起さしめ、正道に導く事を以て、彼等を惡魔の壓制より救出し給ふたのである。神かれご

皆なりしに因といふは「神より聖靈の能をそゝがれ」と別に異ならぬので、イエスは一般の人とは違ひ給ふて、私心を全く棄て、神旨に適ふ事を爲し給ふものである故に、神の能力を充分に蒙り、又神の聖意を全く現し給ふものであつたのである（約八ノ二十九）「我を遣しゝ者我と同にあり父は我を獨遣たまはず、蓋我恒に彼の心に適ふ事を行へばなり」。

(C)　卅九―四十一、

ペテロの如き使徒は、イエスの事業及び甦生に就て證人であつたのである。コル子リヲはイエスの事業の風評を聞き、如此奇跡に就ては幾分か疑念を起してをつたかも知れぬが、ペテロはその奇跡を親しく見たものであつて、その實際である事を確實に證據立るものである。されば如此能力を受け、如此行爲を成す所のキリストを萬民の主として拜む事は、實に當然なる事で、それのみならず、ユダヤ人の惡策の爲に十字架上にかゝり、死し給ふたとは雖ども、神の能力を以て第三日に甦り給ふた事も、ペテロは確實に立證するのである。何故といふに、ペテロと其徒もイエスが甦り給ふて後に、幾回か面會したのであるから、之れは決して變化の如きものを見たのでなく、イエスの甦生の實體である事を疑もなく確信したのであつた。さればイエスを以て万民の主とする事は、實に道理に適ふ事と言はねばならぬ。

(D)　四十二、四十三、

このイエスが万民の審判者、又は救主であり給ふのであるが、ペテロはキリスト即ちメッシヤといふ名を以て、救主の來らん事を待ち望んでをる所のユダヤ人に對し、イエスは即ちそのキリストたる事を强固に語つたのである（徒二ノ三十六）。然るに異邦人なるコル子リヲに對しては敢てこのキリストたる事を語るでなく、直接にイエスは救主である事を敎へたのであつた。それでペテロの證言を以てイエスの奇跡と甦生の如き事を信ずるならば、從つて如此人はイエスの救主たる事をも信ずるは別に困難はないのである。又イエスが口と行とを以て神の慈愛を現し給ふた事を信ずるならば、從つてこのイエスに賴りて罪の救を蒙る可しとの語をも決して信じ難い事はないのである。イエスが万民を審判し給ふといふ事はイエスが直接に敎へ給ふた事である（太十六ノ二十七）「人の子は榮光を以て來らん其時おの〳〵の行に由て報べし」、（同二十五ノ三十一以下）「人の子榮光をもて來る時は其榮光の位に坐し萬國の民を其前に集め彼等を別ち給ふ」（約五ノ二十二）「審判は凡て子に委たり」、（羅二ノ十六）「神キリストをもて人の隱微たる事を鞫かん」、（哥後五ノ十）「われら必ず皆キリストの臺前に出で其報を受べし」、（提後四ノ一）「生る者死る者を審判するキリスト」、（彼前四ノ五）「かれら生者死者を鞫んと備を爲をる者に陳ん」。生者といふはイエスの再臨の時に生てをる者で、「死者」といふは最早死去したる者である。イエスの審判者たる事をのぶる事により、其位地の貴重なる事を告たが、其名に由て罪の赦を受べしといふ

を以て、福音の大主意を語つたのである。これは如何に新しき道であつたとしても、舊約聖書の大主意を完成し、又預言者の事業を成就するものである故に、ユダヤ人たるペテロは、之をのぶるを以て喜びとしたのである。キリストが預言者の事業を成就し給ふ事に就ては、路二十四ノ四十六―四十八に「已に斯錄されたりキリストの名に託て悔改と赦罪は萬國の民に宣傳られん爾曹は此等の事の證人なり」とある。ペテロはこの時まで（即ち四、五、六年間許）キリストの命令によりユダヤ人に對し、「キリストの名によりて罪の赦を得べし」との福音を宣たのであつたが、今回初めて萬國民の代理者たる者に同一の福音を宣傳する事を得て喜んだのであつた。

（ヘ）聖靈の降臨

使徒行傳第十章四十四―四十八節

四十四 ペテロこの言を語れる間に道を聽ところの凡の者に聖靈降れり 四十五 ペテロと偕に來りし割禮ある信者等は聖靈の賜の異邦人にまで注げる事を駭きぬ 四十六 そは異なる邦々の方言にて彼等が語れると神を讃るとを聞たれば也 四十七 此時ペテロ答けるは我儕の如く既に聖靈を受たる此人々に孰か水を禁じてバプテスマを受ざらしむる者あらん乎 四十八 遂に主の名に由てバプテスマを受べき事を彼等に命ず是に於て彼等ペテロに數日留らんことを請へり

ペテロは引續てイエスの福音を猶は詳細に宣んとした時に、聖靈の降臨によりて、神がコルネリヲと其徒の信仰を喜び給ふたといふ事が明白になつたので、即ちこの聖靈の降臨といふのは、聖靈の普通の精神的働きとは違つて、眼に見ゆる所の著しき所業であつた故に、一般の觀覽者にも明白に見えたのであつた。之はペンテコステの日の事件や、サマリヤの事件（徒八章）と同樣なる事で、人々に明白に見ゆるものであつたのである。この聖靈の降臨を以て、コルネリヲは新しき歡喜に滿ち溢れ、神を讃美したのであつたが、然るに異なる國々の語とその飜譯とを以て、コルネリヲ等が奇異にも他國語を使用したのであると思ふならば、これは間違で、却てコリント教會の方言（哥前十四章）と同じく、奇語を以て神に感謝と讃美を爲した事であらうと思ふ。コルネリヲと其徒とが神を敬愛するの熱心を以て、ペテロの説教を聞き、イエスの名に賴て我等如き異邦人までも自由に神の恩寵を味ひ、完全なる救を得べしとの福音を聞くや、直に之を信じ、且つ神が其信仰を喜び給ふたしるしとして、大なる愉快の念を與へ給ひ、彼等は其方言に由て歡喜の情を現したのである。サマリヤに於ける信者はバプテスマを受けて後に、使徒等は其頭に手を按て祈る事により、初めて如此完全なる愉快を得たのであつたが、コルネリヲ等はこれとは違ひて、バプテスマを受けざる中に同一の賜を蒙つたのであつた。如此例外の經驗を以て、コルネリヲが不割禮の儘、充分に聖旨に適ふ信仰を抱いたといふ事を明白になし給ふたのである。

ペテロと偕に來つた兄弟は、ユダヤ人の如く異邦人も天の賜を蒙る事を見て、大に驚き、神が二のものを一となし、恨となる隔ての垣を毀ち、法律の中に命ずる所の式を廢し給ふたといふ事を幾分か悟つたのである。さればコル子リヲ等の信仰が神意に適ふといふ事が明白となつた故に、彼等を兄弟として敎會に加入せしむる事を決して拒む事は出來ぬので、敎會に加入せしむる儀式的バプテスマを授けたのであつた。即ち信仰を以て完全に救を蒙りし事は、聖靈の降臨を以て明白の事であるが、バプテスマを受けて信仰を表白し、信者の團體たる敎會に加入する事は、キリストの命令であつた故に、彼等もバプテスマを受けたのである。然るに「受べき事を命ず」といふ語より考へる時は、ペテロは自らバプテスマを施したのでなく、偕に來つた所の兄弟に其式を行はしめたものであらうと思ふ。何故といふにバプテスマといふ儀式を執行する事は重要の事ではあるが、猶この事よりも道を宣傳する事は一層貴重なる事であるとして、ペテロの如き使徒は自己は道を宣傳するの職務を盡し、儀式を執行する事は他の兄弟にまかせたのであつた。それで其後ペテロは數日間此處に滯在し、イエスの道を猶は詳細に宣傳して、信仰を堅固にした事であらうと思ふ。

（ト）ペテロがエルサレムへ上りコル子リヲの事を敎會に報告せし事

使徒行傳第十一章一―十八節

一 使徒等およびユダヤ中に在ところの兄弟すでに異邦人も神の道を受たりと聞 二 ペテロエルサレムに上しとき割禮ある者ども彼と爭ひ 三 曰けるは爾は割禮なき人の家に入て彼等と同に食せり 四 ペテロその有し始より次第に語て彼等に顯し曰けるは 五 我ヨッパの邑に在て祈れるとき氣を喪へる心地して天より四角を繋たる大なる布の如き器の下るを見たるに其器わが前に著り 六 われ目を注て熟々之を視ば中に地の四足のものと野獸昆蟲および空の鳥ありき 七 且われにペテロよ起て之を殺し食すべしと曰る聲を聞り 八 我いひけるは主よ可らじ穢たる物と潔からざる物は未だ我口に入しことなし 九 聲また天より我に答て神の潔たる物を爾潔からずと爲なかれと曰ふ 十 此の如きこと三次つひに各物ふたたび天に引上られたり 十一 其時に當てカイザリアより我に遣せる三人の者わが居ところの家の前に立り 十二 また靈われに疑はずして彼等と偕に往べしと曰り且この六人の兄弟も我と伴ひ往て其人の家に入ぬ 十三 かれ我儕につぐ天の使者の我家に立われに向て人をヨッパへ遣しペテロと稱シモンを迎よ 十四 其人なんぢ及び爾の家族の救はるべき言を告んと曰るを見たりと 十五 斯て我かたり始しとき聖靈はじめに我儕に降し如く彼等にも降れり 十六 其時われ主の曰

たまへるヨハネは水を以てバプテスマを施たれども爾曹は聖靈に由てバプテスマを受んとの言を意起せり　十七既に神は主イエスキリストを信ずる所の我儕に賜し如おなじ賜物を彼等に予たまへば我いかで神に逆ふことを得んや　十八彼等この事を聞て答ふる所なく讃神を崇いひけるは實に然らん異邦人の生を得ん爲に彼等にも悔改を予給へる事

ペテロが猶太教の規則に頓着せずして、異邦人と偕に飮食をなし、又猶太教の規則に適せざる食物を食したといふ事を聞き、エルサレムの信徒は大に驚き、割禮を重んずる者等は、使徒たるペテロをも非難する事を敢て畏れとせなかつたのであつた。故にペテロは之れに對して詳細の報告を爲したのである。それで彼等はペテロの報告に據り、如此立證を以て、コルネリヲの如き人を兄弟として受入る可き道理を悟り、皆神の恩寵の如何にも洪大なる事を喜んだのであつた。この報告の事は前と同一の記事である故に、此處には注解を下さぬのである。二節の割禮ある者といふは少しく新奇の語で、卽ちエルサレムの信者は皆割禮あるものである故に、「割禮ある者」がペテロと偕に爭つたといふは實に新奇の語で、それでエルサレムの信者は皆凡て割禮を尊重してペテロを非難したものであるか、或はエルサレムの信者中割禮又は猶太教の儀式規則等を特に重要するものが、ペテロを非難したのであるか、明かには解らぬが、後説の方が眞に近いと

思ふ。又ペテロと爭つたといふ事に就て注意す可き事は、天主敎の說に由れば、ペテロはキリストの代理者であつて、全敎會は彼の全權の下に監督さる可きものであるといふのであるが、然るに當時エルサレムの敎會は、ペテロの如此全權ある事を承認せず、ペテロが今回の處置に就て大に非難を加へたのであり、又ペテロは之に對して敢て全權をキリストより受けた事を主張せず、却て種々なる證左を舉げて、自己の行爲處置の神の聖旨より出でたる事を論じたといふ事よりすれば、天主敎の所說の全く誤解たる事を證據立つるものである。

如此實例を以て異邦人も不割禮の儘、たゞ信仰を以て基督敎に加はり、神の恩寵を充分に蒙る事の出來る事が明白になつた故に、之を以て基督敎は猶太敎の分派でなく、又ユダヤ人に制限されたる宗敎でなく、全く世界的宗敎たる事が明白になつたのである。如此重要なる事件である故に、その詳細なる事、即ち天使の命令、ペテロの幻象、聖靈のペテロに對する命令、聖靈の降臨等凡て記載してあるのである。何故といふに、これはたゞペテロ一人でなく、六人の兄弟の證據を以て、聖靈の降臨の確實なる事實たる事を悟り、エルサレムの敎會も承認したのであつた。然るにこの事は前例として尤も貴重なる事件とす可きであるが、異邦傳道に關しては直接に左程の功果はなかつた事と思ふ。一躰ペテロはコル子リヲと其家族を兄弟としてバプテスマを施した許で、其外にカイザリアに於て異邦人中に傳道を爲し、又異邦敎會を設立したといふ事はなかつた

のである。其理由は確實には解らぬが、或は如此新奇の事件は直にエルサレム教會に報知す可きであると思ひ、ペテロはカイザリアにての傳道を中止して、エルサレムに上つたものかも知れぬ。それにエルサレム教會は、今回ペテロの報告を聞きて承認はしたけれども、後日に至り異邦傳道、特にパウロの傳道に反對するの意見を太甚しく興したのであつた。これは左程奇怪の事ではなく、又この話を疑ふ理由もないので、即ち特別に一家のものに聖靈の降臨があつて、不割禮の儘バプテスマを授けたといふ事を假令承認したにしても、エルサレム一般の信者は未だ基督教が世界的宗教である事や、又猶太教の儀式的規則の廢されたといふ事等は悟らなかつたので、後日パウロの傳道に由て猶太教に關係なく、異邦的教會を幾個も設立した時に、再び議論が勃興したといふは決して奇怪の事ではないので、その事は本傳第十五章の註解を參照されん事を願ふ。

抑もペテロの如きユダヤ人たる信者は、異邦人が不割禮の儘教會に加入するといふ事は神意であると承知はしても、猶は一の難問起らざるを得ないと思つてをつた。即ち異邦人たる兄弟と偕に飮食をなし、兄弟たるの親交を結ぶ時には、從つて猶太教の儀式的の規則に背反するので、それでユダヤ人たる者がその規則を破毀してまで、異邦人と偕に飮食する事の可否に就ては自然問題とならざるを得ないのであつた。ペテロは數年後に至つて、自らもユダヤ人の非難を恐れ、異邦の信徒と飮食することを避けたので、之に就て使徒パウロの攻撃を受けた事があつたのである

(加二ノ十一以下)。

第七、アンテオケに於ける傳道

徒十一ノ十九――三十

前にものべた通り、コルネリヲにバプテスマを授けたといふ事は一の前例として肝要なる事件であつたけれども、直接に異邦傳道に對しては功果はなかつた様に思はれるのである。寧ろアンテオケに於て異邦的傳道が開始され、其處に最初の異邦的敎會の設立を見るに至り、又初めてこの新宗敎を『基督敎』と稱へ、且つこの敎會が外國傳道の根本となつたのである。

この段を三分すれば、(イ)アンテオケに於ける傳道、(ロ)バルナバとサウロが其傳道に助力せし事、(ハ)アンテオケ敎會よりエルサレムの敎會に寄附金を送りし事である。

今之を大畧すれば、數人の無名傳道者の働きによりて、アンテオケに最初の異邦的敎會が起り、バルナバとサウロの助力によりて敎會は增々盛大となり、未信徒までがこの新宗敎の起りし勢力を見て、『基督敎』と稱へたのであつた。而してこの敎會はエルサレムの信徒の爲に寄附を爲す事により、諸敎會相互の交際を親密ならしめたのであつた。

(イ)　アンテオケに於ける傳道

使徒行傳第十一章十九―二十一節

十九 偖ステパノに就て起し苦難に因て散されたる人々旅してピニケクプロ及アンテオケに至りが惟ユダヤ人にのみ道を語る 二十 彼等の中にクプロクレネの人々ありてアンテオケに來り主イエスの福音を宣てギリシヤ人にも語れり 廿一 主の手之と偕にあり多の人信じて主に歸せり

ステパノの說敎に就て劇烈なる迫害が起つて、エルサレムの信徒は諸方に散亂したのであつたが、彼等は何地にゆきてもこの道を傳へたのであつた。併し其傳道は多くはたゞユダヤ人間に限られたのである。然るに某者がアンテオケに於て他國人にも道を敎へ始めて、主の助力を以て異邦人の信徒をも作つたのであつた。勿論この傳道者の名は明かならぬので、之れに由て、一般普通の人であつても、神の能力によりて大事業を成就する事の出來るものであるといふ實例を示されたので、即ち最初の異邦的敎會の設立はペテロ、ヤコブの如き有名なる使徒の手によりて出來たのでなく、所謂無名の信者の事業であつたのであつた。抑もこの無名の信者はペテロがコルネリヲにバプテスマを授けたといふ事を傳聞して、其例に習ひ異邦人に道を傳へたのであるか、或は敢てコルネリヲの事件に關せず、たゞ偶然に敎を說いたのであるか、其所は解らぬのである。

アンテオケといふは紀元前三百年の頃、セルカス（Seleucus）といふ人の創建にかゝるので、

彼は己が父の名を之れにつけたのであつた。即ちアレキサンダー大王が薨去して後（紀元前三百二十三年）、己が帝國を分割して、セルカス大將はスリヤ、バビロン、グリシヤまでを一區域となし、其首都としてこのアンテオケといふ新都府を開いたのであつた。それでこの都府はスリヤの北方にあつて、ヲロンテス（Orontes）といふ河に沿ふて、其河口を距る事凡そ六里許で、東方の門とも稱す可き位置にあつて、商賣を以て甚だ繁盛を極めてをる所で、使徒時代にはロマ帝國中第三位をしむる都會で、ロマとアレキサンデリアの次位にあつたのである。この都府に住居するものは諸國の人々であつたが、其通用語は希臘語であつた。この都會の附近に太陽を神として祭祀れる有名なる社があつたが、この神を祭祀れる宗教は實に野卑なるもので、從つてこの都會の人々の道德は腐敗してをつたのである。故に如此數十萬の人々を有する大都會に取つては、基督敎の如き神聖なる宗敎の必要なる事はいふまでもなかつたのである。然るに基督敎の如き道を傳播するといふ事は實に大困難なる事であつて、たゞユダヤ人より一神敎を聞きたる異邦人が多少敎を學ぶのみであつたのである。其後數百年間はこのアンテオケに於て基督敎の神學盛に行はれ、有名なる神學者說敎者の如き人々幾多起つたのであつたが、其後は次第に衰頽を來して、現今ではたゞ僅かに一万人を有する小都會となつたのである。ピニケといふはスリヤの中央の海岸、所謂パレステンの北方の海岸で、彼のレバノン山と海との間に、長さ二十四里、幅凡そ四、五里の

第七　アンテオケに於ける傳道

區畫を有する地で、其大都會はツロとシドンである。クプロといふは地中海の東北の島で、即ちスリヤの海岸に近い所である。道を語るといふは四方に散亂したるエルサレムの信徒が、別に職務的に傳道したのでなく、彼等はたゞ普通の信徒として、迫害の爲に不得已エルサレムをのがれ、四方に散亂したる土地に於て、各自の職業を取る傍ら、自己の信仰を人々に語つたのであつたが、併し彼等は未だ神の恩寵の洪大なる事を悟らず、其故にたゞ自國民たるユダヤ人のみに道をのべたのである。クレ子といふは北亞弗利加の海岸(二ノ十)で、このクプロ、クレ子の人々といふのは凡てユダヤ人で、即ち他國に住居してをる所のユダヤ人が、他國よりエルサレムに上り、其處で基督教を學んだのである。ギリシヤ人といふはギリシヤ本國人でなく、たゞ異邦人といふ意である。然るにこの異邦人は以前より、多くはユダヤ人によりて一神教を學び、幾分か神を敬愛するの心を起してをつたものであらうと思ふ。主の手これと偕にありといふは、靈魂上に聖靈の精神的助力を蒙つたといふ事であるか、又は十三ノ十一と同じく、奇跡を行ふの能力であるか、今は明白でないが、二説共に含んでをるのかも知れぬ。

(ロ)バルナバとサウロが傳道を助けし事

使徒行傳第十一章二十二―二十六節

二二 彼等に就て其聞えエルサレムに在るところの教會の耳に入しかば遂にバル

ナバを遣してアンテオケに至しむ 廿三 彼すでに至り神の恩を見て喜び彼等に心を堅し主に屬んことを勸たり 廿四 蓋かれは善人にて聖靈と信仰の滿る者なればなり是に於て數多の人主に加りぬ 廿五 偖バルナバはサウロを尋んためにタルソに赴き 廿六 彼に遇て之をアンテオケに携來れり斯て彼等一年の間ともに教會に集りて衆の民を教ふ弟子たちのキリステアンと稱られしはアンテオケより始まれり

エルサレムの信者は、アンテオケに於て割禮不割禮の差別なく、又猶太教の儀式に無關係で、教會を設立したといふ事を聞き、多分混雜の起らん事を慮り、バルナバを派遣したのであつた。このバルナバは四ノ三十六、三十七にある如く、有名なる信者で、又エルサレム教會中人望の高き人で、それに九ノ二十七にある如く、サウロをエルサレム教會に紹介した人であるが、バルナバがこの新教會を見て、主の事業たる事を知り、又淺薄なる考を起す事なく、又異邦人が不割禮の儘ユダヤ人の如く、神の恩寵に沐浴する事を毫も妨害する事なく、却て神の洪大なる恩惠を喜び、彼等を奬勵助力したのであつた。而して猶ほアンテオケの如き都會に、教會の設立されたる事を喜び、傳道の愈々增々盛大に赴かん事を希望して、タルソよりサウロを招いたのであつた。サウロは前の九ノ三十にあるが如く、エルサレムより故郷なるタルソへ歸つてをつたのであ

つたが、エルサレムより歸國してバルナバに招かるゝまでの間は、凡そ一ケ年程であつたか、或は四五年間程であつたか解らぬのである。其上サウロはタルソにをる間、何を爲してをつたのであるか解らぬのであるが、サウロの如き熱心家は、決して基督教に就てたゞ沈默してをる事はなかつたであらうと思ふ。十三ノ三十九にあるキリキヤの諸教會の設立は、その時の事業の結果であつたかも知れぬが、サウロはタルソに於て、ユダヤ人のみに道を宣べたか、或は異邦人にも宣傳したのであるかは解らぬ。偖て右の有力なる二人の傳道者の働きによりて、アンテオケに於ける傳道は增々盛大に赴き、一般の未信徒も感服する程に信徒の數が增加した故に、未信徒はこの新宗教を『基督教』と稱へたのであつた。使徒時代にキリスト信徒は、相互に敢てクリスチアン、即ち基督信徒と稱る事なく、或は弟子、或は兄弟、或は聖徒といつたので、それのみでなく、アンテオケの教會が設立さるゝまでは、基督教が猶太教と異なるものである事を信者は知らなかつたので、それで別に命名するの必要はなかつたのである。而してユダヤ人はイエスが來る可きキリストたる事を承知せず、この道を基督教と稱ふる事なく、又信者をクリスチアンと稱ふる事をも否定して、たゞナザレ人として輕蔑を加へたのであつたが、然るにアンテオケの教會の設立によりて基督教が猶太教と異なる事が初めて明白となつたのである。何故といふに、異邦の信徒は割禮を受けず、又猶太教の儀式に無關係であつたので、アンテオケ人は信者の口よりキリストといふ

語を幾回となく出づるのを聞き、基督の徒即ちクリスチアンと稱へたのであつた。太二十二ノ十六の「ヘロデの黨」の直譯はヘロデアンといふので、クリスチアンといふ語は他に二回程見えるのである。其一は徒廿六ノ二十八に、アグリッパ王が其信仰を嘲弄して、パウロに向ひ「爾われを勸て容易クリスチアンと爲んとす」といつたので、其二は彼前四ノ十六に「若しクリスチアンたるに因て苦に遇ば羞ること勿れ」とあるのである。使徒時代に於ては、未信徒がクリスチアンと稱ふるを以て、信徒を輕蔑嘲弄するの風であつたのである。

(ハ)　アンテオケ教會よりエルサレム教會に寄附金を送りし事

使徒行傳第十一章二十七—三十節

廿七 このころ數人の預言者エルサレムよりアンテオケに來る 廿八 その中の一人アガボと名るもの起て靈により示しけるは徧く世界に大なる饑饉あらんと其こと果してクラウデヲカイザルの時に起たり 廿九 是に於て弟子たち各々その力量に從ひてユダヤに住る所の兄弟を濟ん爲に彼等に物を餽んことを定め 三十 遂に此事を行ふ即ちバルナバとサウロの手に托して之を長老に送れり

アンテオケの信徒は、預言者の口によりて、饑饉の起らんとする事を聞き、ユダヤの教會の貧者を憫み、之れが爲に寄附金を送つたのであつた。こゝの記事の要點は、諸教會が相互に愛するの熱

心であつたといふ事で、アンテオケの敎會は外國の敎會であつたけれども、敢て內外の差別なく、ユダヤの敎會に向つて寄附金を送つたのである。敎會內の預言者といふものは、こゝに初めて出てあるのであるが、この時代の諸敎會には預言者といふものは幾人もあつたといふ事で、哥前十四章に明かに記載されてあるのである。されば預言者といふ者は如何なるものであるかといへば、これは聖靈の助力を蒙り、兄弟等に向つて、其德をたてん事を勸め、或は慰籍を與ふるもので（哥前十四ノ三）、それでパウロは預言を爲す所の賜を最も慕ふ可者としたのである。兎に角預言者といふ者は特別に聖靈の賜を與へられたる說敎者と餘り異ならぬ者で、尤も將來の事を豫じめ語るのはこの預言者の普通の職務でなく、たゞ時として將來の事を預言する事があつたのみである。クラウデヲ（Claudius）といふ皇帝は、紀元後四十一年より五十一年迄位にあつたが、其時代諸方に劇烈なる饑饉の起つたといふ事は、普通の歷史にも出てある事で、其一はロマ人が皇帝に向つて謀叛を起さんとする程、劇甚なる饑饉がイタリヤに起つたのであつた。又其二はパレステンやユダヤに起つた饑饉で、ヨセフオスの歷史にも記してあるので、或は四十四、五年頃に起つたものであつた。

長老に送れり　敎會の長老といふは、こゝに初めて出てあるので、其職務は多分牧師と餘り異ならぬものであつたが、其長老の起原、方法、職務に就ては、大なる議論のあるのである。併し實は歷史上に何も殘つてないのであるから、其詳細は解らぬのである。最初使徒等は、暫時の間エル

サレムの信徒を監督するの任を帶びてをつたのであつたが、次第に信徒の數が增加するに從つて、使徒等は諸方の傳道に專ら從事したので、敎會を監督する爲には特別に役員を撰び、諸方に流行する所の方法に遵ひ、長老と名付たといふ事は當然なる事である。某者の說によれば、六章に記してある慈善委員が、次第に敎會を監督するの任務をあづかつて、遂に長老といふ名を受けたのであるといふのであるが、明白には解らぬ事である。(又長老といふは役員でなく、文字通の老年者であつて、其上に敎會中で勢力のある信者の事であると論ずる人もあるが、多分之は實際の役員であつたのであらうと思ふ) サウロがこの寄附金を持參して、エルサレムに上つたといふ事の加一、二章に記載してないのは、甚だ奇怪の事であるといふ人もある。即ちパウロがエルサレムに上つた事に就ては、詳細に加拉太書により、通告するの考であるといふの議論を以て、今回パウロがエルサレムに上つた事に就て、加拉太書に記載されぬといふは、實に怪しむ可き記事である證據だといひ、或は加二ノ一以下の記事が即ち同一の記事であるといふ人もあるのである。これに對しての答は、一躰パウロは加拉太書を以て、敢てエルサレムに上つた事を逐一に通告するの考でなく、たゞ自己の任務に就て重要事件と思ふもののみを記載する考であつたから、今回の上京の記事が加拉太書に記してないといつても、決して奇怪とすべきではない。何故といふに、この事件は内外敎會が相愛するの實例としては、實に興味ある記事ではあるが、別にパウロの任務としては、左程重要事件

ではなかつたのである。

第八、ペテロが獄舍より救出されし事　徒十二ノ一—十九

(イ)ヘロデがヤコブを死刑にせし事、(ロ)ペテロを入獄せし事、(ハ)ペテロが天使の助力によりて脱獄せし事、(ニ)ペテロが兄弟等に其狀況を報告せし事、(ホ)ペテロを守衛せし兵卒の刑罰の事、此段落は實に興味ある記事ではあるが、基督教の發達、或は使徒行傳の記事中では左程重要なる事ではないので、たゞ如此奇跡を以て神が特別の時代と特別の塲合には、特別の方法を以て、敎會を守護誘導なし給ふのであるといふ實例として感ず可き事で、故に之は普通の攝理とは異なる者である事を承知せねばならぬ。抑も今回の迫害は三回目であつて、第一回はサドカイ人が甦生の說に就て起した時で、第二回はパリサイ人が起したので、今回は國王が人民の歡心を得んが爲に起したものであつた。このヘロデ王はアグリツパ(Agrippa)といふ人で、ヘロデ第一世の孫である。彼はロマに於て養育され、テベリオ帝(路三ノ一)より嫌疑を受けて獄中に投せられ、鐵鎖に繋がれたのであつたけれども、テベリオ帝薨去に際し(三十七年)、新帝が此ヘロデを獄より釋し、其時に鐵鎖と同量の黄金の鎖を與へ、其上國王といふ名稱を以てパレステンの北方の政治をとる事を

命じたのであつた。(北方といふは路三ノ一のイツリアアビレ子などであつた)其時バプテスマのヨハ子を殺せし所のヘロデアンテパス、即ち此ヘロデアグリツパの叔父が、其名譽を羨慕するの心を起し、自己も王の名稱を得ん者と、皇帝に向つて請願したのであつたが、其求むる所の名譽を受くる事能はざりしのみか、却て其領地をも剝奪されたのであつた。即ち皇帝はヘロデアンテパスの位を剝ぎ、其上に領地をも沒收して、ヘロデアグリツパの領地に加增してやつたのであつた。其後四十一年皇帝が薨去した時に、アグリツパはクラウデヲ帝(十一ノ廿八)の登位を助力した理由で、又この新帝よりパレステン全國を支配するの權を與へられ、夫より三年間ヘロデ第一世の如く、全國を統轄するに至り、而して紀元後四十四年に逝去したのであつた。抑もこのアグリツパは實際に宗教的熱心を有したのでなかつたが、ユダヤ國の王となるや、ユダヤ人の人望を得んものと思ひ、猶太教の儀式を嚴重に遵守したので、猶ほ一般のユダヤ人が邪教としてをるキリスト信徒を迫害し、之れに由て一層人望を得んとしたといふ事は、實に信じ易い事實である。

(イ)　ヤコブを死刑にせし事

使徒行傳第十二章一、二節

一 當時ヘロデ王教會の中の數人を困苦さんとて彼等を執ふ　二 かつ刃をもてヨハ子の兄弟ヤコブを殺せり

このヤコブは勿論ゼベダイの子で、イエスの最も親しき三人の弟子中の一人であつた。使徒中では このヤコブが最初の殉教者であつて、「爾曹は我が杯を飮また我うくるバプテスマを受べし」(太二十ノ二十三)といへるイエスの預言を成就したのである。他に此ヤコブの事に就ては何も解らぬ。偖て彼が刄を以て斬首されたといふ理由は明白ではないが、或はロマの風習によつて行はれたものかも知れぬ。

(ロ)　ペテロを入獄せし事

使徒行傳第十二章三—五節

三 此事のユダヤ人の意に適るを見て彼またペテロをも執ふ此時は除酵節の日なりき 四 既に彼を執て獄にいれ逾越節ののち民の前に曳出さんと欲ひ十六人の兵卒に之を守しめたり 五 ペテロは如此獄に守られ教會は之が爲に懇切神に祈る

ペテロのこの迫害は普通の信者に及ぼす事なく、たゞ其先輩者たるものゝみを迫害するを以て、基督教の傳播を妨害し、ユダヤ人より人望を得んとしたのであつた。除酵節(即ち逾越節)聖日を汚さぬ爲に、つとめて數日間ペテロを入獄せしめたのであつたが、ペテロが奇跡を行ふといふ評判を聞き、十六人の兵卒を以て堅固に守衛せしめたのである。

（八）　天使の助力を蒙りペテロが脱獄せし事

使徒行傳第十二章六―十節

六 ヘロデ彼を曳出さんとする前夜ペテロは二の鏈に繋れて二人の兵卒の間に睡り守者は門の前に在て其獄を守れり 七 時に主の使者來りければ光獄の中に照輝その使者ペテロの脇を拊て之を醒し速かに起よと曰しに鏈その手より脱たり 八 使者かれに曰けるは爾帶をしめ履を納よペテロその如せり天使また曰けるは爾の袍を身に纏て我に從へ 九 ペテロ出て之に從ひしが其使者の爲ことの眞實なるを知ず異象ならんと意ふ 十 斯て第一第二の警固を過て城邑に入ところの鐵門に至しに其門おのづから彼等の爲に啓く即ち出て一の衢を徑行こき其使者忽ち彼より離れたり

この記事は全然奇異なる事件である故に、其方法等に就て説明する事は出來ぬが、たゞこの記事に由て、神は如何なる困難なる場合にも、助力を與へ給ふ事が出來るといふ實例といふ可きである。

（二）　ペテロが其狀況を兄弟等に報告せし事

使徒行傳第十二章十一―十七節

十一 ペテロ悟て曰けるは我いま誠に知る主その使者を遣してヘロデの手および凡てユダヤ人の願望より我を拯出し給し事を 十二 かれ悟て後ヨハネ名をマコといふ人の母なるマリアの家に至しに多くの人こゝに集りて祈ゐたり 十三 ペテロが門の戸を叩ける時ローダと名る下婢きたりて之を窺ひしが 十四 ペテロの聲なるを知ければ喜に堪ず門をも啓ずして趨入ペテロの門の前に立ことを告 十五 彼等ローダに曰けるは爾狂り然ども女力言て我言は違ずと曰かれら又いひけるは蓋ペテロの天の使者なり 十六 ペテロなほ門を叩て止ざりしかば彼等門を啓きペテロを見て駭けり 十七 ペテロ手を揺して彼等の聲を鎮しめ主の己を獄より引出し給し事の状を告また此事をヤコブ及び兄弟たちに示せといひ遂に出て他の處へ往り

エルサレムの信徒には會堂や講義所もないので、たゞ兄弟等の家屋に集會を開催したのである。マリアといふ婦人は資産のあるもので、又廣濶なる室をも有してをつたので、其處に多數の兄弟等が集會して、終夜ペテロの如き先輩者を助け給はん事を只管に神に祈願したのであつた。恰もこの時にペテロは獄舍より脱れ出で、其家の門にまで來つたのであつたが、集會の人々は、神が自己等の祈禱に應じたまふたといふ事を敢て喜ぶ事なく、却て之れはペテロでなく、たゞペテロの如き形躰

を取つたものであると思つたのである。即ち彼等はペテロの救助されん事を切に祈願したもの、、如此困難の場合には、到底救はるゝといふ事に就て望はなかつたのであつた。　**ヨハ子マコ**　ヨハ子は希伯來語でマコは羅典語即ち羅馬語で、彼は左の十三ノ五、西四ノ十に出てある人である。哥羅西書に由れば、彼はバルナバの親戚であり、又彼前五ノ十三に由れば、ペテロの心靈上の子であり、且つ彼は馬可傳の著者であつたのである。信徒が集會して聖靈の降臨を待望んでをつた所の樓(一ノ十三)は、矢張マリアの家の二階であつたのである。ローダといふは薔薇といふ意で、この處女はペテロの聲を聞きて大に喜び、門をも開かずして趨り入つたといふ事は、眞に實際の歷史たる證據である。　**守る天の使者**　各自を守る天使があつて、其天使は其人と同一の形體を以て現はるゝ事があるといふ事はたゞ信徒の想像で、確實として信ず可き敎ではないのである。十七節のヤコブは斬首されしヤコブとは違つて、主の兄弟なるヤコブである。後の十五ノ十三に由れば、このヤコブはイエスの家族で、特に謹慎なる人であつた故に、エルサレム敎會中にては大勢力のある人であつた。　**他の處へ往り**　何處へ往たのであるか解らぬが、羅馬敎の傳によれば、ペテロはロマへゆき、羅馬敎會を設立したといふのであるが、信ずるに足らぬ事である。多分彼は暫時何處にか隱れて、時期の來るを待ち、後出でゝユダヤ地方に傳道を爲したものであらうと思ふ。

（ホ）ペテロを守衛せる兵卒の刑罰

使徒行傳第十二章十八、十九節

十八 天明に及し時ペテロは如何なりし乎と兵卒どもの中にて其騒擾容易ならざりき 十九 ヘロデペテロを索れども見出さず遂に守卒を審問て彼等に死罪を命ず 斯てヘロデはユダヤよりカイザリヤに下て止れり

四人が脱獄するならば、これを守衛せる兵卒は死刑に行はれる風習であつたのである。

第九、ヘロデの死　徒十二ノ二十——二十三

使徒行傳第十二章二十——二十三節

二十 ヘロデツロとシドンの者に對て甚しく怒を懷ければ彼等心を合せて其所に來り内侍の臣ブラストに親睦をなし之に託て平和を求む蓋かれらの國は王の國に賴て糧食を獲ばなり 廿一 ヘロデその定たる日に於て王服を著その位に坐し彼等に對て語れり 廿二 民聲を揚いひけるは此は神の聲なり人の聲に非ず 廿三 ヘロデ榮を神に歸せざるにより主の使者たゞちに彼を擊しかば彼は蟲の爲に嚙れて氣絕ゆ

たゞペテロが不思議にも迫害よりのがれた許でなく、ヘロデが恐る可き病患に罹つて、直に死んだ爲に、教會は幸にして迫害を免れたのであつた。ツロとシドンといふはピニケ(十一ノ十九)の有名なる港で、古代より商賣を以て繁昌した處であつた。ツロは南方に、シドンは北方にあつて、其間の距離は凡そ九里許であつた。ツロとシドンの者といふはピニケ人といふと同樣である。ピニケといふ國は、レバノン山と地中海との間の極めて狹隘の土地で、たゞ商賣を以て生活するに止つてをつたので、それで國中よりあがる所の穀物を以ても、到底國民を養ふ事は出來ぬので、古昔より隣國のガリラヤから穀物を輸入するのであつた事は、王上五ノ十一にも出てあるのである。故にヘロデが若しピニケに穀物を輸入する事を禁じたならば、ピニケ國民は不得已ヘロデ王に向つて和議を講ずるの外はなかつたのである。故に彼等は賄賂を以て國王の親近の大臣に好誼を結び、其周旋に由りて和議をなしたのである。この事件に由て、ヘロデの權力が明白になつたので、ピニケの大使は大に國王に阿諛して、當時の風習に從ひ、神として國王を賞讚する程、ヘロデの榮光をたゝへたのであつた。然るに奇怪にも其時に奇病を患つてヘロデは薨去したのである。この事はヨセフォスの歷史にも同一の記事が書いてあるが、即ち國民がロマ皇帝を尊敬する爲に特に祝節を設け、其第二日に至り、皇帝が純銀にて製つた衣服を着け、大衆の前に立つた時、大衆は彼を尊敬するに神としたのであつた。恰も其時皇帝は、己が頭上の樹に

をつた梟を見、これは凶の兆であつて、汝等が賞讃する所の朕は、直に薨去す可しと答へたが、果して其如く彼は即刻劇甚なる苦痛を感じ、五日の後遂に薨去したのであつた。これはヨセフォスの歴史に記されてあるので、この事は紀元後四十四年で、四、五月の頃であつたか、或は八月頃であつたか明白ではないが、歴史家によりて多少説を異にしてをるのである。主の使者たゞちに彼を撃しかばといふは、多分恐るべき天罰の譬喩で、王下十九ノ三十五の、アッスリャの軍勢が疫病を患つて、突然に死した時の記事に、「ヱホバの使者アッスリャ人の陣營の者を撃り」とあるのである。蟲の爲に嚙れて氣絶ゆといふは、多分腸の中に蛆が湧いたものであるか、或は腸の中に腫物が出來た事であらうと思ふ。紀元前第二世紀の頃ユダヤ人を嚴しく迫害した所のスリャの國王アンテオカスや、又はヘロデ第一世や、又紀元後第四世紀の頃基督教に最初の迫害を加へた壓制家ガレリオスの如きも、皆同様な病患を以て死んだといふ事である。偖てヘロデアグリッパが死して後は、ロマ政府はピラト或はペストスの如き知事を派遣して、パレステン國を直轄したのであつたから、ユダヤの國王としてはヘロデアグリッパを以て最後とす可きであつた。ヘロデの子息及び娘の事は左の二十五ノ廿三に出てあり、又今一人の娘の事も二十四ノ二十四にあるのである。

徒十二ノ二十五

第十、基督教の進歩

使徒行傳第十二章二十四、二十五節

廿四 さて神の道は益々廣り 廿五 バルナバ及びサウロは其職を成畢りてマコと名るヨハ子を携ひてエルサレムより返れり

迫害を起した所のヘロデ王が薨去した後は、暫時平靜に歸して、基督教は増々盛大に赴いたのであつた。バルナバとサウロは彼のアンテオケ敎會よりの寄附金をエルサレム敎會に交付して後、ヨハ子マコを伴ひてアンテオケに歸つたのであつた。

以上の第二部、即ち八章より十二章までの記事を回顧すれば、ステパノに就て起りし迫害の爲に、エルサレムの信徒は諸方に散亂して、遂にユダヤ全國に道を宣傳するに至つた許でなく、サマリヤ人を初めとして、次第にアンテオケにまで敎を傳へ、最初の異邦的敎會をアンテオケに設立する事となつたのであつた。故にこの記事の主要とす可き所は、基督教がエルサレムよりアンテオケにまで傳播されたといふ事で、而して啻にアンテオケに於て最初の異邦的敎會が設立されたといふ許でなく、コルネリヲの事件に由て、異邦人が不割禮の儘神の恩寵にあづかる事は、神意に適ふ事である事が明白となつたのであつた。それにサウロの改信に由り、將來の異邦傳道に對し

て大人物が教會に起つたのであるが、併し當時異邦的教會といふ可きものは、たゞアンテオケのみであつたであらうと思ふ。さればこの種々なる事件に由て、將來の世界的傳道の準備が出來たといつてもよいのである。即ちアンテオケを以て世界的傳道の立脚地を得、又サウロを以て世界的傳道に適する所の人物を得、又コル子リヲの事件に由て如此傳道の神の聖意に適ふものなる事を學んだのであつた。それでこの間の年數を考ふるならば、紀元後四十四年に至る間であつたが、併し何年頃よりであつたか、其處は確かならぬ事で、多分紀元後三十二、三年頃からであつたであらうと思ふのである。

第三部　十三——二十八章

この部は世界的傳道で、即ち基督教がアンテオケよりロマにまで傳播した事で、これはバウロの事業である。

(第一)バウロの第一傳道(十三、十四章)、(第二)、エルサレムの會議(十五ノ一—三十五)、(第三)、バウロの第二傳道(十五ノ三十六—十八ノ二十二)、(第四)、バウロの第三傳道(十八ノ二十三—二十一ノ十六)、(第五)、バウロがエルサレム教會に報告をなせし事(二十一ノ十七—二十六)(第六)、バウロが執へられてエルサレム及びカイザリヤに於てその訴訟に對し答辯せし事(二十一

パウロ之第一傳道地圖
小亞細亞
カラテヤ縣
カラテヤ國
ピシデヤ
アンテオケ
イコニオム
ルステラ
デルベ
キリキヤ
タルソ
パムフリヤ
ペルゲ
アテリヤ
エペソ
地中海
スリヤ
アンテオケ
レバノン山
クプロ
サラミス
パポス
ピニケ
シドン
ツロ

ノ二十七—二十四ノ二十七)、(第七)、パウロがペストス及びアグリッパに訴へて、ロマ皇帝にまで上告せし事(二十五、二十六章)、(第八) パウロがロマにまで赴きし事 (二十七、二十八章)、

第一、パウロの第一傳道　徒十三、十四章

時は多分紀元後四十六年か、四十七年であつたであらう。又處はクプロ、ピシデア、イコニア等で、傳道者はパウロとバルナバであつたのである。

この記事を大畧摘載すれば、(イ)バルナバ、サウルの二人がアンテオケの教會に派遣され、(ロ)クプロを通過して傳道を爲し、(ハ)又クプロよりピシデア、アンテオケにゆき、(ニ)其地方にて說敎をなし、(ホ)道を拒絶するユダヤ人より離れて、更に異邦人に向つて傳道をなし、(ヘ)而して迫害起りたるが爲にイコンオムに進み、(ト)又ルステラに於て奇跡を行ひ人々を驚かし、且つ道を敎へ、(チ)又迫害に遭遇してデルベに進み、(リ)アンテオケへの歸途新敎會を奬勵して强固にしたのであつた。

(イ)パウロとバルナバがアンテオケ敎會に於て按手禮を受け、世界的傳道に出でたる事

使徒行傳第十三章一—三節

∞アンテオケの敎會に數人の預言者と敎師あり即ちバルナバ及びニゲルと稱

る」シメオン又クレ子のルキオ及び分封の王ヘロデの乳兄弟マナエン及サウロなり　二　彼ら主に事て斷食なせるとき聖靈曰けるは我ためにバルナバとサウロを甄別ちて我かれらに命ぜし所の事を行はしめよ　三　是に於て斷食し祈禱をなし手を二人の上に按て之を往しむ

この記事は最も肝要なるもので、教會の進歩發達の漸階段ともいふ可きもので、而して以前の傳道と異なる事は何かといへば、第一、以前の傳道者は實は傳道者と名付く可きものでなく、たゞ普通の信徒が普通一般の職業をとりつゝ、自己の信仰を遇ふ人毎に宣傳したに過ぎぬのであつたが、今回は初めて宗教的傳道者の如き者が選定され、傳道を以て專務として出發したのであつた(然るにこの傳道者には別に俸給等を與ふる事はなかつた故に、彼等は手づから工を作して生活を立てたのであつた)。第二、又最も肝要なる事は、今回初めて異邦の世界に基督教を宣傳するの目的を立て、傳道者が出發したといふ事で、即ち前の十一ノ二十に記してある人々は、別に異邦の世界に道を宣傳するの考でなく、たゞ遇然出遇ふ所の人々に向つて道を語るを以て、意外にも最初の異邦的教會を設立するに至つたのであつたが、今回の傳道者は全然異邦人に向つて傳道を爲すの考であつて、世に出たのであつた。されば基督教はアンテオケより出で、次第に西に傳はり、小亞細亞、マケドニヤ、グリシヤ、ロマより、又西歐羅巴を通過して米洲に渡り、遂

に日本にまで傳つたといふ事は、即ち今回起つた所の傳道の波及した結果であつたのである。この記事の大主意ともいふ可きは、アンテオケ教會の先輩者が、頻りに祈禱を以て神の教導を願ふた所の結果、蒙りし所の聖靈の命令に應じ、二人の傳道者を選びて之に按手をなし、世界の傳道に派遣したといふ事である。預言者といふは十一ノ二十七の所でいつた如く、特別に聖靈の助力を蒙つて道を宣傳する說教者で、又教師といふ者も說教者であつたが、併し彼等は聖靈の特別の能力を蒙る事なく、たゞ智識をもととして聖書、基督傳、及び基督の教訓等を詳細に研究し、之を教ふるものであつたのである。哥前十四ノ六にある默示、智識、預言、教誨といふ事に適ふ事で、即ち「預言者」といふは天よりの默示を蒙りて神の聖旨を宣傳し、又「教師」といふは智慧を以て道を教ふるものであつたのである。哥前十二ノ二十八には第一に使徒、第二に預言者、第三に教師としてある。現今の說教者の中にも、或はムーヂーの如き特別に聖靈を蒙りし者は、所謂預言者の如きもので、又普通の說教者は所謂教師の如きものである。さればこの一節に出てある五人の中に就て、いづれが預言者、いづれが教師であるかといへば、確實の事は解らぬが、或は三人は預言者で、二人は教師であるといふ人もある。併し予が最も眞に近いと思ふ說は、五人ともに預言者であり、又教師の職務を兼たものであつたと思ふのである。例之バルナバの如きは聖靈に滿されて神の聖旨を傳ふる時には、預言者の職務をなし、又使徒等より受けたる基督傳

等を敎ふる時には、敎師の職務をなしたのであつた。ニゲル といふは羅典語で、黑色といふ意義で、例之泰西人の名にブラック、グリーン等のあるが如きである。クレネのルキヲ之れは十一ノ二十に出であるクレネの人々の一人であつたであらうと思ふ。分封の王ヘロデといふはバプテスマのヨハネを殺害したヘロデアンテパスである。サウロ の名が最後に記してある理由は、サウロが未だ敎會に於て名ある人とならざる中であつたからであらう。主に奉て斷食なせる時 といふは禮拜を爲す時に、多分特別の祈禱會を開いた事であらうが、之は敎會の進步發達に就て、聖靈の敎導を願ひ、特別に祈つたものであらうと思ふ。又其斷食せる事を以ても、如何に其祈禱の熱心なりしかを知るに足るのである。命ぜし所の事を行はしめよ といふは異邦傳道に派遣せよといふの意で、前の九ノ十五に、サウロは異邦人の前にキリストの名を擔はしめん爲に選し器なりといふ事が記してある。以前よりサウロは自己の責任の重大なる事を悟り、今回は直にその命令に答へたのであつた。バルナバも多分以前より傳道に從事する重任のある事を敎へられてあつたものであらうと思ふ。手を按て といふは按手禮の如き式であつたのであるが、この二人を敢て敎會の役員に爲す式でなく、世界的傳道に遣すに就て、神の恩寵と助力とを充分に蒙らん事を願つたのであつた。即ち全敎會の信徒がこの二人の職任の重大なる事を知り、之れに同感同情を寄せて、斷食を爲してまで彼等の爲に祈つたのであつた。

(ロ) バルナバパウロがクプロを通過して傳道せし事

使徒行傳第十三章四―十二節

四 如斯この二人は聖靈に遣されてセルキアに下り彼處より舟出してクプロに赴けり 五 彼等サラミスにつきユダヤ人の諸會堂において神の道を宣またヨハ子を用ゐて其帮助となせり 六 斯て彼等島の中を經てパポスニ至しとき僞の預言者バリエスと名る卜筮をなすユダヤ人に遇 七 この人は國の方伯セルギヲパウロといふ智人と偕にあり時に方伯バルナバとサウロを召て神の道を聽んとを求む 八 然るに彼の卜者エルマス(此名を譯は卜者)二人の者に敵ひ方伯をして信ずるを勿しめんとせり 九 サウロ一名はパウロ聖靈に滿され目を注て彼を視 十 曰けるは噫すべての詭譎と奸惡にて盈るもの惡魔の子すべての義との敵よ爾の主の直なる道を枉て止ざる乎 十一 視よ主の手いま爾の上に在なんぢ瞽となり暫く日を見ざるべし即ち彼の目朦暗みて己を相せん者を求さまよへり 十二 是に於て方伯この所爲を見て主の教を駭き之を信ぜり

アンテオケより出て、世界傳道にのぼるならば、いづれの方面に向ふ可きであるかといへば、決して南方に向つてパレステンに歸る筈でなく、それで東方に向ふならば、直に帝國の境界に

達する故に、傳道を爲すの餘地更になく、又西或は北方に向ふならば、これぞ當然なる方向であつたので、即ち直線に西方に向ふならば、クプロといふ島は最近の塲所で、其上にバルナバの故郷(四ノ三十六)であつて、尤も其處には多數のユダヤ人が住居してをつたのであるから、クプロを選んだといふ事は自然の途であつたのである。それで彼等はアンテオケを出で、セルギヤの港に下り(凡そ其間は六里程)又其港より凡そ五十里の海上を船出しても、クプロ島の港サラミスにつき、西方のパポス(凡そ四十里)に至るまで、島中を通過しつゝ、其途中ユダヤ人の會堂に於て道を敎へたのであつた。其時ヨハ子マコが傳道を補助したといふ事であるが、其補助の方法は確たる事は解らぬが、併し多分新信徒にバプテスマを授け、或は有志の人々を傳道者の所に誘導する等を以て、助力したものであらうと思ふ。彼等は多分この島に於てはユダヤ人の會堂のみに於て道を傳へ、異邦人の道を聞んとするものを退くる事は敢てなかつたとしても、特別の異邦傳道は未だなかつたものゝ樣に思はれる。如何にパウロが異邦の使徒であつたとしても、先づ第一にユダヤ人に道を傳ふ可きであると思ひ(羅二ノ九)、何地へ往ても先づユダヤ人の會堂に於て道を傳へたのであつた。それにパウロは異邦人に道を宣傳してをる時でも、自國民に對する傳道を決して輕忽にした事はなかつたので、其事は羅十一ノ三十四、哥前九ノ二十にも出てあるのである。

偖てこのクプロに於ける傳道の結果は如何であつたかはわからぬが、一の大に感ず可き事は、傳

道者がこの國の方伯に面會して、其前に於て卜筮を爲すものを屈服せしめた事である。パポスといふ所は島の西方であつて、其處には美術の神が祀つてあつたが、この神は其近傍の海より上つたものであるといふ遺傳があつて、有名なる偶像であつたのである。其上に其處は政治上の都會で、最も盛大なる處であつた。傳道者は其パポスに於て方伯の前に道を説くの機會を得たのであつたが、即ちバリエス（其意はイスの子なるエスといふのである）といふ卜筮者が、傳道者の事業を妨害した爲に、彼は特別の天罰を蒙つたのであつた。抑も帝國内には二種の國があつて、一は皇帝の直轄のものと、又他は元老院の支配を受くるものとであつて、この方伯といふは元老院の支配の下にある知事であつたのである。歴史に由ばこの島は以前皇帝の直轄であつたが、後に至つて皇帝は其支配を元老院に移したのであつたといふ事であるから、この方伯の記事は歴史的事實であつたのである。それのみならず、近來クプロに於て方伯パウロと記してある古昔の石碑を發見したといふ事であるから、之は多分この記事中の方伯と同一人であつたであらうと思ふのである。この方伯は智人であつて、眞理を追求するの心のある人であつたから、喜んで傳道者の教を聞いたのであつたが、當時は諸方を巡廻する理學者の如きものが幾人もあつたので、方伯はこの二人の傳道者の評判を耳にして、新理學を聞かんものと彼等を招待したものであらうと思ふ。然るにバリエスはこの傳道者の勢力を恐怖して、それが爲に彼等に反對し其教を誹謗した

のである。抑も其時代に魔術家、或は卜筮者の如きものは幾人も起つたので、彼等は幾分か天文化學等の理を悟り、手品の如き術を以て、天然の奧義を知り、以て將來の事を預言するの能力があるといふ評判を得て、多數の人や、高貴の人々をも欺き、金品を獲得たので、この事は普通の歷史にも詳細に書てあるのである。偖て方伯の前で、この卜筮者の能力の不足なる事を暴露した事に由り、パウロは基督教が凡ての魔術卜筮の上に遙に優る事を教へたのであつた。一體使徒等は普通の奇跡を以て、反對論者に答へたといふ事はないが、時には惡人を罰する能力があつたといふ事は、哥後十ノ六、十三ノ十に見えるのである。それで方伯は傳道者の奇跡に驚き、基督教の大なる能力ある事を信じたのであつたが、靈魂上の信仰を起して、バプテスマを受け、教會に加入したか、又如何程迄に信仰したかは解らぬが、兎に角この事件はパウロの生涯に關しては重要なる事であつたのである。即ち今回の事件に由て、初めてパウロの受けたる能力が明白に現れ、又其上に今回ロマ人なる方伯に面會して、ロマに到るまで世界的傳道をなさんとの決心を爲した事であらうと思ふのである。故にこの時まではバルナバが主任傳道者であつて、パウロは副任であつたのが、以後はパウロが主任傳道者の位置を得たのであつた。抑もパウロは多分生來サウロ又パウロといふ二個の名を有してをつたので、サウロは希伯來語で、パウロは羅典語であつたのであるが（ロマの歷史にはパウロといふ名の人は幾人もある）、如此例は多數あるもので、ヨハネマコ、シメヲンニゲル（十

三ノ二)、イエスユスト(西四ノ十一)の如きである。それでバウロは之れより異邦的世界傳道に着手して、力を盡さんとするのである故に、この後は羅典語のバウロといふ名を使用したのであつた。

(ハ)パポスよりピシデアのアンテオケに赴きし事

使徒行傳第十三章十三―十五節

十三パウロ及その從人パポスより舟出してパムフリアのペルゲに至り此處にてヨハ子は彼等に別てエルサレムに歸り　十四彼等は此より旅してピシデアのアンテオケに至り安息日に會堂に入て坐しぬ　十五律法と預言者の書を讀畢りしのち會堂の宰たち人を以て彼等に曰せけるは人々兄弟よ若民に勸ること有ば言

傳道者はこの島を通過して後、舟出して最も近き陸、即ち小亞細亞の南方の海岸、ペルゲといふ港についたのである。パムフリアといふは、小亞細亞の南方の海岸の小國で、ペルゲは其國の港で、パポスからペルゲまでの里程は凡そ三十里程であつた。それで彼等がペルゲに於て傳道をせず、直にアンテオケ、即ちペルゲより北方に當つて、凡そ四十里程も隔つた土地に赴いたといふ理由は、明かならぬのであるが、現今次第に流行する所の説に由れば、このアンテオケはガラテヤ敎會の一つであつたといふので、それに加四ノ十三を見れば、バウロは曩によわき身にしてガラテヤ人に道を傳へたのであると書てあるので、それで某歷史家の説に由れば、バウロ

はパムフリアの海岸に於て「マラリヤ」を病つたので、直ぐに山地なるピシデアへゆいたのであるといふのである。然るに他の說に由れば、パウロは異邦の世界に出づるの熱心を以て、エペソの如き都會に赴くの考で、急速にペルゲより出で、其途中に於て病患に罹り、不得止アンテオケに滯在する事となつて、其處で傳道を爲したのであるといふのである。偖てヨハネマコが中途から歸國したといふ理由は、如何なる事であつたか解らぬが、或は山地に登る道路の困難を恐れたのであるか、或はパウロが遠國にまで赴き、異邦的世界傳道を爲さんとする考を聞き、之に不贊成の爲めであつたか、明瞭ならぬ事である。抑もピシデアといふ國は小亞細亞の内地で、當時はガラテヤ縣に屬する地方であつた故に、アンテオケ及び其地方の敎會をガラテヤ敎會と名付くるのは敢て不當ではないのである。又このアンテオケはスリヤのアンテオケと同じく、紀元前三百年頃、セルカス王の開始した所で、パウロの時代にはロマ政府がこれを殖民地として、而して其地方の盜賊を撲滅するの根據地としておいたのである。それに其處に住居するユダヤ人は多くあつて、從つて會堂もあつたのであるから、常の如くパウロは、自國民にキリストの恩惠を語らんものと、安息日に會堂に入つたのであつた。ユダヤ人の會堂には現今の基督敎とは異つて、定まつた說敎者といふものはなかつたから、會長は會衆の中に敬神の念あるユダヤ人のある事を見て、これに一言の勸告を願つたので、それで如此事によりて、パウロはキリストの恩惠

を宣傳するの機會を常に得たのであつた。抑もユダヤ人の會堂では、土曜日に禮拜を執行するので、其式の順序は、第一、申六ノ四―九、又同十一ノ十三―二十一、又民十五ノ三十七―四十一を以て、神を讃美し、第二、モーセの五經と預言者の書とを順序をたてゝ朗讀し、第三、勸言を聞いたのであつた。司會者たる會長の役員は別に自ら說教する事はなかつたので、有力なる人に勸告を依賴したのみであつた。

(ニ)　パウロの說教

こゝにはたゞ說教の大躰が記載されてあるのであらうと思ふ。聽聞者はユダヤ人若しくば猶太教を信ずる異邦人であつた故に、ユダヤ人に適當する說教を語つたといふ事は實に當然なる方法であつたのである。(A)ユダヤ人が太古より神の恩惠を蒙りし事をのべ、(B)神は約束に從ひ、又バプテスマのヨハネの語に應じて、イエスを救主として降し給ひし事を語り、(C)然るにユダヤ人は不幸にして其恩寵を蒙る事をせず、却てイエスの無罪なる事を知りながら、猶ほイエスをピラトの手に付して死刑に處したのである。然るにイエスは死後墓より甦り給ふたので、之には確實なる證據のあるといふをのべ、(D)又其甦生は舊約聖書の語に一々適應する事と、(E)このイエスの名に託て信仰するものは、皆完全なる救を蒙るのである故に、(F)如此恩寵を拒絕するは實に恐る可き事なる事を語つたのであつた。

パウロのこの說敎の場合と目的とは本傳第二章に記載してあるペテロの說敎と同樣なる事である故に、其大主意の餘り相違のない事は決して奇とす可きではない。たゞペテロの說敎と異なる事は、パウロがモーセの律法に由て救はるゝ事の出來ざる事と、又イエスの名によりて義とせらるゝ事とを敎へた事であつて、これは羅馬書、加拉太書、腓立比書の如きパウロの書簡とよく適合する事である。

(A) ユダヤ人が神より恩惠を蒙りし事

使徒行傳第十三章十六―二十二節

十六パウロ起て手を搖し曰けるはイスラエルの人々および神を敬ふ者よ爾曹聽べし 十七此イスラエルの民の神は我儕の先祖等を選び其民のエジプトの地に旅をりし時これを育かつ勁手を以て彼等を彼處より導き出し 十八約そ四十年のあひだ野にて之を撫養ひ 十九又カナンの地の七族の民を滅し其地を彼等に嗣しめ 二十後およそ四百五十年のあひだ即ち預言者サムエルの時まで之に審士を與へたまへり 廿一厥後かれら王を求ければ四十年の間ベニヤミンの支派キスの子サウロを賜ふ 廿二後また彼を徙しダビデを立て彼等の王となし且これが爲に證して曰たまひけるは我エッサイの子ダビデと云る我心に合ふ人を得たり彼は凡

て我旨を行遂べし　この說敎を以て、パウロは敢てユダヤ人に歷史を敎ふるの目的でなく、第一に一般のユダヤ人が承認する事件をのべて、彼等の心を得、而して我も又其實際のユダヤ人であつて、汝等と同じく我先祖の神を尊敬するものなる事を示し、新宗教を宣傳するの準備をなし、第二に基督敎は敢て猶太敎に反對するものでなく、却て太古よりの約束を成就するものである事を語るの考であつたのである。即ちヨセフの時代よりダビデの時代に至るまで、ユダヤ人を育て、彼等に大なる恩惠を垂れ給ふた神と矢張同一の神が、今イエスを以て最上なる恩惠を與へ給ふのであつたのである。

神を敬ふ者　といふは前のコルネリヲと同じく、割禮を受けぬとはいへ、ユダヤ人より一神敎を學び、ヱホバ神を信じ、ユダヤ人と偕に、神を尊敬するものであつたのである。如此異邦人が諸方にあつたといふ事は、實に基督敎傳播の爲には好都合であつたので、即ち如此人々は基督敎を信仰するには左程困難はなかつたのである。それに如此異邦人の誘導によりて、一般の異邦人も又基督敎を聞く機會を得たのである。これを**育**　エジプトに於てイスラエル人が大に繁殖したといふ事は、出一ノ七にある。**勁手を以て**　といふは特別の奇跡を以て、パロの頑固なる心をうち、イスラエル人をエジプトより救出し給ふた事である(出六ノ六)「我は腕をのべ大なる罰をほどこして汝等を贖はん」。猶はこの事は出十一—二十四章に詳細にあるのである。**野にて**

といふはエジプトとパレスチンとの間の野で、撫養ひといふは不思議にもマナを與へ給ふが如き恩惠を以て、イスラエル人を導き助け給ふた事である（申一ノ三十一）「曠野においては汝の神ヱホバが人のその子を抱くが如くに汝を抱き給へり」。イスラエル人は如此長年月の間、曠野に於て育られし事は、實は不信仰の結果であつたのであるが、神は敢て彼等を棄て給ふ事なく、パレスチンに入るまで導き給ふたのであつた。カナン或はパレスチンである。七族といふはカナンの土人で、申七ノ一にその名が記してある。四百五十年士師記に書てある年數、即ち審判者がイスラエル人を支配した年數が三百三十九年で、又イスラエル人が他國人を制服した年數が百十一年で、これを合算すれば四百五十年となるのである。王上六ノ一を見れば、士師記の方の年數は短い樣に思はれるが、パウロはたゞ歴史上の年數を敎ふるの考でなく、たゞ士師記に出てある年數を合算して四百五十年といつたので、敢て奇怪とする事はないのである。（即ちこれは當時のユダヤ人の説に適當したのである）預言者サムエルサムエルは審判者の最後であり、且つ預言者の最初であつたので、この審判者といふは現今の所謂裁判官の如きものでなく、時々他國の敵に反抗する所の愛國心を激勵して、敵に勝を制し得たる勢力を以て國民を支配するものであつたのである。王をもとめければ一時的に現るゝ所の審判者を以ては確固たる政治や、强固なる平和を得る事は不可能である故に、イスラエル人は國王を立てん事をサムエ

ルに請願したのであつた。この事は母前八章に記してある。又、サウロといふは最初の國王であつて、この事は母前十章に出てある。彼を徙しサウロは熱心を以て國家の爲に盡したのであつたけれども、サムエルの教導にそむき、神に棄てられ、終に敵に敗を取つて死したのであつた(母前十五ノ二十三)「汝ヱホバの言を棄たるによりヱホバもまた汝をすてゝ王たらざらしめたまふ」。我心に合ふ人(母前十三ノ十四)「ヱホバ其心に適ふ人を求めて云々」、ダビデは時には非常なる罪惡を犯した事はあるけれども、初より終に至るまで、神を敬愛する熱心なる人であつて、神の聖旨を行ふ心を有する人であつたのである。

(B) 神は約束に從ひ、バプテスマのヨハネの語に應じてイエスを救主として遣し給ひし事

使徒行傳第十三章二十三―二十五節

二三 神は其約束に從ひて斯人の裔より救主イエスをイスラエルに興し給り 二四 その來る前にヨハネ先イスラエルの凡の民に悔改のバプテスマを宣傳たり 二五 ヨハネその職を行ひし時いひけるは爾曹われを誰と意ふや我は其人に非ず我より後に來者あり我は其足の履を解にも足ざる者なり

ダビデの裔に救主の起るといふ事は、當時一般のユダヤ人の希望であつた故に、神が約束に從つ

て救主を遣し給ふたといふ事は、實は喜ばしき事で、又信じ易い事であつたのである。啻にそれのみならず、バプテスマのヨハ子が大預言者であるといふ事は、他國に住するユダヤ人までが皆承認する所であつたので、ヨハ子がイエスに就て證據立た事は、實に重大なるものであつたのである。約束といふは申後七ノ十一、詩八十九ノ三十五―三十七、同百三十二ノ十一、賽十一ノ一以下、耶二十三ノ五以下に出でゝあるが如き約束である。それでヨハ子がイエスに就て證した事は、太三ノ十一、十二、約一ノ二十六、二十七にあるのである。

(C) ユダヤ人は不幸にしてイエスを死刑に處したが、神はこれを甦らせ給ひし事

使徒行傳第十三章二十六―三十一節

廿六 人々兄弟アブラハムの子孫および爾曹のうち神を敬ふ者よ此救の道を爾曹に遣たまへり 廿七 夫エルサレムに住る者および其有司たちはキリストを知ず彼を罪に定て安息日ごとに讀ところの預言者の言を成しめたり 廿八 かつ殺すべき故を得ざれどもピラトに之を殺さんことを求め 廿九 已に彼に就て錄されたる凡の言を成しめければ之を木より下して墓に置り 三十 然ども神は之を死より甦らせ給り 卅一 多日の間かれはガリラヤより己と偕にエルサレムに上し者に現れた

り今かれの爲に證を民にする者は其人々なり

ユダヤ人がイエスをキリストとして信ずる事の妨害となりし事は、主として本國の宰等がイエスを罪人として十字架に釘し事である。故にパウロは如此疑問に對し斯く答を爲した。即ち(一)、イエスの無罪たる事を强固に辯じ、(二)ユダヤ人がイエスを棄る事を以て、不識して太古の預言を成就せし事を語り、(三)イエスの甦り給ふたる事の確實なる證據のある事をのべたのである。即ち無罪なる事を知りながら、イエスを死刑に處したる宰が、イエスを棄てし事は全く惡人の怨恨より出でたる結果であつて、決してイエスを信ずる事の妨害となる可きものでなかつたので、又イエスを棄た事は舊約聖書の預言に應ふ事であつた故に、これ亦信仰の妨害となる可きものでなかつたので、寧ろイエスが墓より甦り給ふた事は、信仰の大基礎となつたのである。アブラハムの子孫といふはユダヤ人で、神を敬ふ者といふは十六節と同じく、ヱホバを尊敬する異邦人である。爾曹に遣たまへり　本國の宰は不幸にしてイエスを棄てたが、汝等はイエスを信仰するに由て、神の恩寵を蒙るの機會を得てをるといふ事で、又　キリストを知ずといふは、イエスの來る可きキリストであり給ふを知らぬといふ事で、即ち徒三ノ十七と同じく、「知ざるに由てなり」である。一體イエスの事業を見て、そのキリストたる事を知る可き筈であつたが、自己の屬望に添はざるが爲、心を頑固にして、キリストの權力證據に注目せず、遂

にイエスの救主たる事を承認せずして棄てたのであつた。預言者の言を成しめたり　路二十四ノ二十六、二十七の「キリストは此等の難を受て其榮光に入べきに非や」と同意義で、これは賽五十三章の如き預言を指すのである。即ちユダヤ人は來るべきキリストの榮光に關する預言を誤解して、たゞ政治的國王の如きものを望み、苦難に關する預言に注意せず、不識して其預言を成就したのであつた。殺すべき故を得ざれども　實際に訟ふ可き事がなかつた故に、僞つて、この人は民を惑し、稅をカイザルに納むる事を拒む者であるとの事を以て訴へたのであつた（路二十三ノ二）。然るにピラトはイエスを審査して後、「この人に罪あるを見ず」といつて、イエスの無罪たる事を發表したのであつた故に、如何にイエスが罪人の如く死刑に處せられ給ふたといつても、其審判に由れば寧ろ其無罪たる事が明白にされたのであつた。凡の言を成しめければ　イエスが死刑に處せられ給ふた詳細の點に至るまでが、舊約聖書の語に適應する事を見て、使徒等は大に感服したのである。即ち其例をあぐれば、約十九ノ二十八、三十六、三十七、路二十二ノ三十七の如きである。墓に置り　墓に葬つたといふ事に由て、其死の確實なる事が解る故に、又之を以て甦生の奇跡たる事も明瞭である。哥前十五ノ四にも「聖書に應て葬られ」とある。勿論詳しく云ふならば、イエスを葬つたものはイエスを十字架に釘けたものとは異なるものであつたので、パウロはこの說敎を以て、敢て如此細密なる事までを語るの考でなかつたので

ある。多日の間といふは四十日間で、之を以て甦生の確實なる事は明白となつたのである。

(D) イエスの甦生が舊約聖書に應ふ事

使徒行傳第十三章三十二―三十七節

卅二 我儕も喜の音を爾曹につぐ神はイエスを甦らせて先祖等に立たまひし約束を其子孫たる我儕に成たまへり 卅三 即ち詩の第二篇に爾は我子なり我今日なんぢらを生りと錄されたるが如し 卅四 また朽壞に歸せざる樣に彼を死より甦らする事に就ては左の如く言り云われダビデに約束せし所の賴むべき惠を爾曹に予ふ可と 卅五 是故に又ほかの篇に爾は其聖者を朽果しめずと云へり 卅六 夫ダビデは神の旨に遵ひ其世の爲に勞苦しのち寢て先祖たちと偕に置れ遂に朽果たり 卅七 然ども神の甦らせ給し者は朽果ざりき

イエスの甦生はたゞ奇跡であるといふ許でなく、神の約束を成就し、古代の預言に應ふ事である故に、實に驚く可き奇跡であり、其上に神がイエスを以て恩惠を與へ給ふ事の表號であつて、最も喜ばしき音であるので、この預言は第一、詩二ノ七で、即ちパウロの說明に由ればイエスの甦生を以て、彼が神の子であり給ふ事が明瞭となつた故に(羅一ノ四)、之を以て「今日われなんぢを生り」との語を成就したのである。されば 汝を生り といふは神が汝は我が子である

といふ事を世の人に現し給ふた事となるのである。第二、賽五十五ノ三で、イエスを以てダビデに對する約束（撒後七ノ十二以下）を成就し、又ユダヤ人或は凡ての信者に永遠無窮の恩惠を與へ給ふのである。この引用語の中には甦生に關する事はないが　賴むべき惠　といふこの　賴むべき　が要點で、即ち來る可き救主を以て賴むべき惠、所謂永遠無窮に保つ可き惠を與へ給ふならば、其救主たるものは普通の人でなく、又朽ち果つるものでもなく、　永生　である可き筈である。第三、詩十六ノ十で、即ちペテロも（二ノ二十五以下）イエスの甦生の證據として引用した所で、直接に甦生を預言する所はこれのみであるから、ペテロもパウロもともに之を引用したといふ事は偶然でないのである。それでダビデが神の旨に從つて國家の爲に盡し、大事業を爲す所の大王であつたとしても、彼は矢張一般普通の人の如く、年老い、軀つかれて、終には眠につきて其肉軀は朽果てたのであつた故に、この預言はダビデの經驗を以ては成就されたものでなく、實はイエスの甦生の預言であつたのである。神の旨に遵ひ其世の爲に勞苦し　といふは實に大なる榮譽で、私を棄て人の爲に働き、又神意にかなふ事業を以て、人々を益するといふ事は、實に愛國者たるものゝ最も大なる喜びである。先祖たちと偕に置れ　といふは葬られたといふ事で、舊約聖書には死する人が先祖と偕に寢つたといふ語は度々ある。一例をあぐれば、王上二ノ十に「其父祖と偕に寢れり」とある。併し之は敢て文字通に先祖たちと偕に墓中に

葬らるゝといふ譯ではないのである。

(E) 救の道

使徒行傳第十三章三十八、三十九節

然ば人々兄弟よ此人に由て罪の赦の爾曹に傳れるを知　爾曹モーセの律法に依て義と爲るゝこと能ざる凡の罪も信ずる者は皆かれに由て赦され義とせらるゝ也

こゝは或は基督教の大主意で、羅一ノ十六の「此福音はすべて信ずる者を救んとの神の大能たればなり也」と同一の意である。即ちキリストに由てユダヤ人が望む所の政治的の獨立は得ないが、之れよりも遙にすぐれたる幸福、取りも直さず、精神的靈魂上の救を蒙るのである。この救といふ事を表すに「義とせらるゝ」といふ語を使用する事は、パウロの書簡に適應することである。(羅三ノ二十三、二十四)「人みな既に罪を犯したれば神より榮を受るに足ず、只キリストイエスの贖に頼て神の恩をうけ功なくして義とせらるゝ也」、(哥前一ノ三十)「イエスは爾曹の義と爲たまへり」、(加二ノ十六)「人の義とせらるゝは律法の行に由ずキリストを信ずるに由なるを知」、(腓三ノ九)「律法に由る己が義に非ずキリストを信ずるに由る所の義を以てキリストの中に居」。抑もパウロは青年の時代より凡てのものよりも神の前に義とせられんことを希ひ。義人の榮譽を

求めて猶太教の儀式を嚴重に實行したのであつたが、之を以て滿足する事が出來ず、寧ろ己が肉慾の勢力ある事を知りて大に失望したのであつた(羅七ノ七—二十五、八ノ三)、「それ律法は肉に由て荏弱その能ざる所を神は爲たまへり」。然れどもキリストを信仰するにより、神の恩惠を自由に味ひ、又罪の過失は凡てゆるさるゝ許でなく、肉慾に勝ち、正義を實行する力を得るのである(羅八ノ四)「律法の義は靈に從ひて行ふ我儕に成就せんが爲なり」。律法はきよきものであつても、人間は荏弱きもので、自力を以て到底律法を完く遵守する事は出來ぬ故に、律法を遵守する事によりて義とせられんと思ふものは、寧ろ詛はるゝもの即ち刑罰にかゝるものとなるのである(加三ノ十)。然るに神はキリストによりて凡ての信者に自由に恩惠を施し給ふ故に、キリストにあるものは罪せらるゝ事はないのである(羅八ノ一)。されば信仰に由て義とせらるゝ、神と和ぐ事を得、又恩惠に入る事が出來、神を喜ぶのである(羅五ノ一、二、十一)。パウロは己が經驗を以てキリストによれる幸福の大なる事を知つた故に、確信を以てこれを福音としてイエスの道を宣傳したのであつた。

(C)　注意す可き事

使徒行傳第十三章四十、四十一節

四十 然ば爾曹愼よ恐くは預言者の書に言れたる事なんぢらに臨ん 四十一 曰く藐忽者よ視て駭き且亡よ蓋われ爾曹の日に一の事を行はん人これを爾曹に告るこ

も爾曹信ぜざる可ればなり也

パウロは以前より一般のユダヤ人の頑固なる事を知り、福音を宣傳しながら猶ほこの忠告を與へたのであつた。哈一ノ五（紀元前凡そ六百二十年頃の預言者）を引用して彼れの惠を輕侮する者の罪の重大なる事と、又其刑の嚴重なる事とをのべたので、即ち哈二ノ四から「義者は信仰によりて活べし」との語を引用して信仰に關する幸福をのべ、又哈一ノ五を以て不信仰に關する禍を語つたのであつた。ハバクの時代のユダヤ人は神の道を侮り、神に背叛するを以て大なる災害を蒙つた如く、パウロの時代のユダヤ人も同じく不信仰を以て多分同樣なる災害に罹る事であらうといふのである。一の事　即ち人に告ぐるとも信ぜざる程の恐るべき業、これを直接にいへば神がカルデヤ人を以て古代のユダヤ人を罰し給ふたのであつたが、又パウロの時代のユダヤ人は不信仰を以て、ロマ人の爲に恐る可き滅亡を招いたのであつた。それで不信仰の結果は決して肉躰上の災難にのみ限らず、又ユダヤ人に限らず、實に靈魂上の恐る可き滅亡に關する事である。

（ホ）アンテオケに於ける傳道の結果

徒十三ノ四十二―五十二、

(A)ユダヤ人はパウロの說敎を聞き大に喜び、次ぎの安息日に再び猶ほ詳細に聞かん事を欲したのである。(B)然るに多數の異邦人がパウロの說敎に感動して之を聞入るゝ事を見て、嫉妬怨恨の心

を起し、道を拒絶した故に、傳道者は全然ユダヤ人より手を斷つて異邦人に赴いたのであつた。(C)それで異邦人の中に於て多數の信徒を得たのであつたが、ユダヤ人の迫害が起る事となつたので、傳道者はアンテオケを出で、イコニオムにまで進んだのであつた。

(A)　ユダヤ人の歡喜

使徒行傳第十三章四十二、四十三節

四十二 かれら會堂を出んとせしとき次の安息日に復この事を宣よと請れたり
四十三 會すでに散じて多のユダヤ人および其教に入し神を敬ふ人々パウロとバルナバに從へりパウロバルナバ彼等に語て恒に神の恩に居ん事を勸む

パウロの說教が終つてから、傳道者は直に會堂を出たのであつたが、集會者は次ぎの安息日に猶ほ詳細なる教を聞かん事を願つたのみならず、說教後も多數の人々は傳道者の旅宿に赴き、道を聞いたのであつた。彼等の會堂を出んとせしとき　この二人の傳道者は集會者の未だ散會せざる中に、パウロが說教を終るや否や、多分直に會堂を出た樣に見えるのであるが、之はパウロがよわき身であつて道を教へた爲であつたかも知ぬのである(加四ノ十三)。請れたり　といふは、二人の傳道者が會堂より出んとした時に、會長が次の安息日に猶ほ詳細にイエスの事を敎へられん事を願つた事で、パウロとバルナバに從へり　次の安息日まで待つ事の出來ざ

る程、熱心にイエスの道を猶ほ詳細に聞かんと欲して、多數は傳道者の旅宿にゆき、直に教を聞いたのであつた。それで其時の傳道者の勸言の大躰は何であるかといへば、たゞキリストに由れる恩惠を輕蔑せぬ樣にして、恩寵にあづかる可き事であつたのである。

(B)ユダヤ人の嫉妬怨恨と又傳道者がユダヤ人を離れし事

使徒行傳第十三章四十四―四十七節

四十四 次の安息日に至り邑の人々神の道を聽んとて幾ど皆集まれり 四十五 その多く集れるを見てユダヤ人嫉妬を心に滿せて爭辯かつ詬りパウロが言ところを拒めり 四十六 パウロとバルナバ毅然して曰けるは夫神の道は必ず先爾曹に告べきなり然ども爾曹は之を棄かつ己は永生を受べき者に非ずと自ら定たれば我儕轉て異邦人に向ふべし 四十七 蓋主かく我儕に命じ給へり曰く爾を救となりて地の極にまで及ばん爲に我なんぢを立て異邦人の光となせり

基督教によれる神の恩寵の幸福なる事の評判が、一般市中に流布せらるゝや、アンテオケ人は殆んど皆大に感動して、次の安息日にパウロの說教を聽聞に來つたのであつた。然るに傳道者は國の內外や、割禮不割禮の區別なく信仰あるものには何人に限らず、キリストによりて神の恩惠を充分に蒙る事が出來るといふ世界的基督教を宣傳した事に由り、ユダヤ人は大に嫉妬怨恨の念を起し

たのであつた。何故といふに、一體ユダヤ人の說に由れば、我等ユダヤ人は神の選民であつて、神の契約の恩惠を受く可き資格のあるもので、神に特別の關係あるものであるが、併し他國人は割禮を受け、初てユダヤ人となるの資格を得て後、漸く神の恩惠にあづかる事が出來るといふのであつた。然るに之れに反して、パウロとバルナバはユダヤ異邦の差別なく、多數の不割禮なる異邦人にも神の恩寵を宣傳したのであつた故に、ユダヤ人は之れに由りて我等の特權を失ふに至るのであるとして大に憤怒し、傳道者に反抗を初め、イエスを以て十字架に懸りし罪人として誹謗したので、終に會堂に於て敎を傳ふる事をも禁じたのであつた。されば二人は不得已會堂を出で、敢て失望する事なく、會堂外にある異邦人に向つてキリストの道を宣傳したのであつた。之に就ては賽四十二ノ六、四十九ノ六の如き預言を引いて、神の恩惠はユダヤ人に限られず、全世界に及ぶといふ事を敎へ、當時のユダヤ人の淺薄なる心が神の語を棄て、受く可きの幸福を拒むのである事をのべたのであつた。「神の道は先爾曹に告べきなり」といふは羅二ノ九と同一の意で、即ちユダヤ人は古昔より神の默示を受けたもので、先づ救の道を聞くは當然であつたのである。ユダヤ人の天職はたゞ自ら恩惠を蒙るといふ許でなく、神の恩惠を世の人に現す事であつたのである。然るに不幸にして自己の受く可き恩惠をたゞ喜び、この特權に誇り、人を輕んじて、人に神の恩惠を現す事を拒んだのであつた。彼等は之を以て神の旨と相違するの心である事を發表し、神よりの生命を

受くるに足らざる事を明白にしたのであつた。爾救となりて……なんぢを立て「爾」といふはヱホバの僕を指す預言で、世界的基督教を立て給ひしキリストを以て成就せらるゝ預言で、路二ノ三十一の「異邦人を照さん光なり」といへるシメオンの預言にも應ふ事である。凡ての使徒等は右の一ノ八の「地の極にまで」の如き、或は太二十八ノ十九の「萬國の民」、可十六ノ十五の「徧く世界を廻て」、路二十四ノ四十七の「エルサレムより始まり萬國の民に」の如き語を以て、基督教が世界に及ぶ可き事を悟つたのであつたが、それに異邦人は割禮を以て猶太教に入り、其上に神の恩惠を蒙る可きであると思つたのであつた。然るにバウロとバルナバ（特にパウロ）は異邦人は不割禮の儘で神の恩寵を蒙る可きである事を確信して、ユダヤ人の不信仰を眞に遺憾として悲しみ、之を以て毫も失望する事なく、憚ずして一般の異邦人に道を宣傳したのであつた。以前よりユダヤ人がイエスキリストを棄た如く、又基督教をも拒絶したのであつた故に、別に今回がユダヤ人の不信仰の最初でなく、又スリヤのアンテオケに於ても、内外國の差別なく傳道したのであつたから、今回は決して異邦的傳道の最初でなかつたのである。然るに一般のユダヤ人に棄てられ、又ユダヤ人より手を斷つて、異邦人にのみ向つて傳道するに至つたといふ事は、多分今回を以て嚆矢とす可きである。然らばスリヤのアンテオケも、又ピシデヤのアンテオケも世界的傳道に關して肝要なる所であつたのである。

(C)　異邦人の信仰とユダヤ人が起せし迫害

使徒行傳第十三章四十八―五十二節

四十八 異邦人は之をきゝ喜びて主の道を讃美すべて永生に定られたる者は信ぜり 四十九 是に於て主の道あまねく此地に廣りぬ 五十 然るにユダヤ人神を敬ふ貴婦等および邑の尊長たる人々の心を動させてパウロとバルナバを窘迫その境より逐出せり 五十一 二人は彼等に對ひ足の塵を打拂てイコニオムに至れり 五十二 斯て弟子等は大に喜樂を懷かつ聖靈に盈されたり

異邦人は神の恩寵の洪大なる事を聞き、大に歡喜して多數道を信仰したのであつた。然るにユダヤ人は傳道者に反對するの心を起し、神を敬ふ位置ある婦人を以て、傳道者に反對して迫害を起さしめた故に、二人は不得已逃れたのであつた。永生に定られたる者　ユダヤ人は神の道を棄たけれども、神の旨は空しくなる事なく、撰ばれし異邦人は道を接入れたので、即ち神は前以て信者とならんとする者を知り、其救はるゝ事を定め給ふたのであつた。主の道あまねく此地に廣りぬ　迫害が起るまで暫時の間傳道する事に由りて、たゞ市中の人々許でなく、この地方の邑々の人までも多數道の評判を聞いたのであつた。貴婦等　この婦等は位置の貴きもので、人々の間に幾分か勢力のあつたものであつたが、彼等はユダヤ人に學んで一神教を

信ずるもので、保守的の精神を以て會堂の有司に惑され、イエスは神の純粹なる道を瀆すものであると思ひ、基督教に反對するの心を起すに至り、自己の良夫を初め、其朋友等を動かして、この傳道者は治安を妨害するものなりと訴へしめたのであつた。パウロがこのアンテオケにて苦難にあつた事は、提後三ノ十一に出てあるので、多分哥後十一ノ二十四、二十五にある「鞭を受」、或は「條にて撲れ」といふ中の一は今回の事であつたであらう。足の塵を打拂ひて といふは太十ノ十四のキリストの語と同一で、ユダヤ人が他國から本國へ歸る時に、異邦人の汚れに無關係である事を示すの風習で、傳道者がこの頑固なる不信仰のユダヤ人に對して、不信仰なる事を示す譬喩であつたのである。イコニオム といふは東南にあつて、アンテオケを距る事二十四里である。喜樂を懷 といふは加四ノ十五の「その時の福」と同一の意で、聖靈に滿されたり といふは加三ノ二—五にある。即ちたゞ「聖靈に由る歡樂」(羅十四ノ十七)許でなく、聖靈の特別の賜を蒙り、方言を語るが如き事であつたのである。

(へ)　イコニオムに於ける傳道

使徒行傳第十四章一—七節

一　二人の者イコニオムに於て共にユダヤ人の會堂に入て道を傳へユダヤ人及びギリシヤ人を多く信ぜしめたり　二　然るに信ぜざるユダヤ人異邦人を唆て其

心に兄弟を憾しむ 三 彼等は久しく彼處に留り主に頼て憚らず道を傳ふ主また彼等の手に休徵と奇なる跡を行はしめて其恩の道を證せり 四 邑の人々二に分れ或はユダヤ人に與し或は使徒等に與せり 五 斯て異邦人ユダヤ人および其有司たち共に擁上かれらを辱しめ石にて擊んとす 六 二人のもの之を知てルカオニヤの邑なるルステラデルベ及その四周の地に逃れ 七 彼處に於て福音を傳ふ

イコニオムといふはアンテオケより東南の地方で、其距離は凡そ二十四里で、當時は左程大都會でなかつたのであるが、後に至つては南ガラテヤの政治上の都會となつて次第に盛大を極めたのであつた。中世に至つて土耳古人がこゝを占領して、暫時の間帝國の首府としたのであつた。偖てこの處に於ける傳道の經驗は前と別に異なる事はない故に、改めて註解を下すの必要はないと思ふ。抑もパウロとバルナバは例の如く先づユダヤ人の會堂に入りて道を敎へたのであつたが、前の如くユダヤ人に棄てられたので、異邦人に道を敎へる事としたのである。さればユダヤ人は愈々傳道者に反抗して騷動を起したので、遂に此處をも逃出でたのであつた。一躰傳道者は啻に口を以て道を敎へた許でなく、奇跡を以て基督敎の恩惠と能力とを表現したといふ事は、加三ノ五の「爾曹に靈を予へかつ奇跡を行はしめ給ふ」といふに適ふ事で、又四節の「使徒等」といふ語を以て見れば、パウロもバルナバも使徒といふ可きもので、それに古代の敎會の中にて使徒と稱

へらるゝものは、たゞイエスの最初の十二人やパウロの如きもの許でなく、以前より基督教に加はり、イエスの甦生に就て證人となり、教會の中に於て大なる勢力を有するものを矢張使徒といつたのであつた。特に一般の傳道に關係するものを使徒といつたものであらうと思ふ。パウロがイコニオムに於て苦難に遭遇した事はこれも提後三ノ十二に記してある。

(ト)　ルステラに於ける傳道

徒十四ノ八―十八、

ルステラはイコニオムから東南にあつて、其距離は凡そ十六里許である。この記事を分てば(A)ルステラに於ける奇跡、(B)ルステラ人の驚愕、(C)傳道者の辯解である。

(A)　ルステラに於ける奇跡

使徒行傳第十四章八―十節

八 ルステラに一人の足弱もの坐しゐたり彼は生來の跛者にて未だ歩行しことなし 九 此人パウロの語るを聽をりしがパウロ目を注て其愈さるべき信仰あるを視 十 大聲に曰けるは爾の足にて正く立よ彼踴上りて行めり

これはイコニオムに於て行つた休徴と奇跡の如きもので、古代の教會にては特別の聖靈の賜を以て、病患を醫すが如き事のあつた事は、哥前十二ノ九にも記してあるので、それに今回の奇

跡は右の三ノ一以下にあるペテロが跛者を醫した事と餘り相違はないので、ペテロもパウロも同様なる奇跡を行つたといふ事は別に奇怪の事ではないのである。尤も詳細に比較すれば多少異なる點もあるので、即ち三章に出てある跛者はペテロに向つて施濟を求めたのであつたが、彼は意外にも肉躰を醫さるゝ事を得たのであつた。然るに今回の人は別に何をも求ずして、たゞパウロの教を熱心に聞いてをる中に、肉躰上の恩惠をも蒙つたのである。

(B) ルステラ人の驚愕

使徒行傳第十四章十一―十三節

十一 人々パウロの爲し事を見て聲を揚ルカオニヤの方言にて曰けるは諸神人の形になりて我儕に臨れり 十二 彼等バルナバをゼウスと稱パウロは專ら說話をする人なるが故にヘルメスと之を稱 十三 時に其邑の前にある所のゼウスの祭司犢と花籠を門に携來りて衆の人と共に犧牲を獻げ彼等を祭んとせり

ルステスといふ市邑は大都會ではなく、其邑人は古代より傳つた所の信仰を有するものであつて、如此奇跡を見る時には、直に己等が信仰する所の神の所業であると思ひ、それに古代の神が人間の形躰をとりて降つたといふが如き神話を想出して、この二人の傳道者は矢張其神にあらずやと考へ、祭典を行はんとしたのであつた。即ち當時の多神教にては最高位の神、所謂諸々

の神の父たるものをゼウスと稱へ、又神の使者であつて辯舌の神をヘルメスと稱へたのであつた故に、今長身麗顏のバルナバを以てゼウスと思ひ、又短身快活にして說敎を語る所のパウロを以てヘルメスと思つたのであつた。それで邑人はゼウスを以て我が邑の特別の守護神として、市邑の門前に神殿を設け、之を祭祀るものであつた故に、今この祭司は我が邑の守護神に向つて適當なる祭典を行はんと思ひ、牛を犧牲として献ぐるの準備をなしたのであつた。ルカオニヤといふはルステラ、デルベの地方で、これもガラテヤ縣に屬するものであつた。ルカオニヤの語、所謂ルカオニヤの方言は如何なる語であつたか、毫も殘存してない故に解らぬが、この邑人は希臘語をも使用したので、傳道者は希臘語を以て說敎したのであつたが、邑人が傳道者の奇跡に驚き、相互にその地方の方言を使用して語り合つたので、ルカオニヤの語が傳道者に解らなかつたから、人々が自分等を誤解してをる事に氣も付かなかつたのであつた。一躰パウロの風采の事は確とは解らぬが、古傳に由ば短身にして其風采は甚だあがらなかつたといふことである。即ち哥後十ノ十にパウロが其反對論者なる敵人の自己に對する批評を載せて「其會るときの容は懦く」といつて輕蔑されたとある。**邑の前**　に抑も當時各地方の市邑に於ては、各々多神敎中の一の神を以て守護神と定め、之を其邑の門前に祭祀る爲に、社殿を建るの風があつたのである。**花箍**　犧牲となさんとする牛に花箍をつけ、又は祭典を執行する祭司や、祭典に關係する人々も皆

この花冠花笠の如きものを被るの風であつたのである。門に携來り　といふは二人の傳道者が宿る所の旅宿の門にこの牛を携來り、其處で祭典を行はんとしたのであるといふ人もあり、又邑の門前に於て祭典をなさんとしたのであると思ふ人もあるが、確たる事は解らぬ。併し予は後說の方が可いと思ふのである。

(C) 傳道者の辯解

使徒行傳第十四章十四―十八節

十四 使徒バルナバパウロ之を聞て己が衣を裂はしり出て大衆の中に入り 十五 喊叫いひけるは人々よ何故に此事を行や我儕も亦なんぢらと同情をもつ所の人なり爾曹に福音を傳るは爾曹をして此虛妄をすて天と地と海および其中の萬物を造り給へる活神に歸しめんが爲なり 十六 往にし世には神すべての異邦人に其己が道を行むことを容し給しかど 十七 亦なんぢらを惠て天より雨を降せ豐穰なる時候をあたへ糧食と喜樂をもて爾曹の心を滿しめ己自ら證せざりし事なし 十八 此言を以て苦辛じて衆の人の己等に犧牲を獻んとするを止たり

この二人の傳道者はルカオニヤの方言を知らない爲に、最初はこの邑人が誤解してをる事を悟らなかつたが、その祭典を行はんとする事を聞き、大に憂ひ、一神教を宣傳するものを多神教の

神として拜むといふは、甚だ遺憾の事と想ひ、己が衣を裂はりしゆきてその祭典を中止せしめたのであつた。之を聞て　といふは、多分十三節の邑の門であるといふ説を確むる證據であらうと思ふ。何故といふに、若し傳道者の旅宿の前に於て祭典の準備をなしたものであつたとすれば、傳道者は直接に之を見た筈である。然るに「聞て」といふは他の處の事を聞いた事であらうと思ふ。

衣を裂　これは古代から諸方に行はるゝ悲哀の情を表す風習で、特に神を瀆す事を見聞したる時に、なす風習であつたのである。これと同じ事は、彼の祭司長がイエスの返答を神を瀆すの語であるとして、衣を裂いた事があるのである（太二十六ノ六十五）。抑もパウロの辯解は、パウロが一神敎を知らざる異邦人に對する初歩的傳道の實例として興味ある事で、第一、傳道者は普通の者であつて、決して拜す可きものでないといふ事で、之はペテロがコル子リヲに對しての辯解と同一である（徒十ノ二十六）。第二、汝等の宗敎的熱心は實に嘉す可きであるが、不幸にして汝等の拜する神は眞正の神でなく、たゞ人の空しき想像より出でたるものである。第三、我等が汝等に傳ふる獨一の神は、萬物の造主であつて、實に萬民の主であり、眞正の神であり給ふものである。第四、汝等が今回初めて獨一の神の事を聞きたりとも、汝等が引續き蒙る所の天の恩寵は凡てこの神の賜であるといふのであつた。さればこの説敎の大主意は撒前一ノ九に出てあるテサロニケに於ける初歩的傳道と同一のもので、即ち偶像を棄て、神に歸して活ける神に事ふ可き事である。

第一　パウロの第一傳道

虚妄　異邦世界の多神教には種々なる興味ある話や、詩の如きものがあつて、其研究は興味あるものである。併しこれは凡て普通の人間の想像許であつて、其神は眞實の神でないのである（哥前八ノ四―六）「偶像の世に無ものなるを知また獨の神の外に神なきを知」。舊約聖書に多神教の神は虚きものであるといふ事は度々ある（申三十二ノ二十一）「彼らは神ならぬ者をもて我に嫉妬を起させ、虚き者をもて我を怒らせたり」。**萬物を造り**　古代の人は天然の一躰たる事を悟らず、種々なる神を想像し、或は日、月、大海の如き神を造つたので、如此説が現今の科學とは決して適合せぬ事は無論である。古代からユダヤ人は科學を識らず、たゞ天の默示を以て、獨一の神は萬物の主なりといふ貴き説を信じたのであつたが、然るにパウロの時代には、ユダヤ人及びユダヤ人より一神教を學びたる異邦人の外には、多神教が諸方に流行してをつたので、それでパウロは普通の異邦人に對して道を教ふる時には、先づ其根據として一神教を教へる筈であつたのである。さればこの獨一の神の恩惠を現す事業を以て、却て多神教的熱心を起さしめたといふことを大に遺憾として實に憂ひたのであつた。**己が道を行むことを容し給しかど**　之は徒十七ノ三十と同じ事で、即ちユダヤ人のみに一神教を教へ、而して基督の時代に至るまで、他國人をして彼等の過失にまかせ給ふた様に見ゆるのである。其理由は聖書には詳しく教へてないが、羅一ノ十八以下にパウロの說が幾分か解るが、即ちパウロの說に由れば、獨一の神を知る可き筈

であるに、敢て正義の神を拜む事を喜ばず、種々なる野卑の神を想像した故に、神は人々の過失にまかせ給ふたのである。開闢よりキリストの紀元に至るまで、一般の人間は神に就て斯くまで迷ふたといふ事は、實に遺憾とす可き事であるが、神が一人種を選んで彼等に貴き道を敎へ、次第にキリストの降臨の準備をなさしめ、彼等を以て救の道を萬國に波及せしめ給ふた事は、天然に於ける神の事業と類した事である故に、別に奇怪といふ可きものではないのである。證せざりし事なし　ルカオニヤ國は雨の少ない土地であつたので、天より雨を降らせ給ふ事を以て恩惠の實例とするは當然であつたのである。それで年々雨降るを以て食物を得、又生活をたつる事は、恩惠深き神の事業として感謝す可きであつたのである。

(チ)　パウロが石にて撃れ、デルベに出で、其處にて傳道せし事

使徒行傳第十四章十九、二十節

十九 時にユダヤ人等アンテオケイコニオムより來りて多の人を唆め石をもてパウロを擊しめ既に死たりと意ひ邑の外に曳出せり 二十 弟子等その周圍に立るとき彼おきて邑にいり次の日バルナバと偕にデルベに往り

パウロを神として祭らんとする者が、後變じてパウロを鞭つたといふ事は、敢て怪しむ可きでないと思ふ。即ち人間を神として祭らんとした事を恥辱として失望した事は、實にパウロの敵人の

誹謗を聞きて之に傾き、パウロに反對する心を起す可き寧ろ準備であつたのである。それにユダヤ人がルステラに至るまでパウロの跡を追ふて迫害を加へたといふ事は、其頑固なる不信仰の著明なる證據であるのである（撒前二ノ十五、十六）「ユダヤ人はイエスを殺しまた我儕を窘て逐出し、神の心に合はず、すべての人に逆へり、我儕が異邦人に救を得させんとて語るを阻り」。又パウロがルステラにて苦難にあつた事は提後三ノ十一に記してある。それに石をもて撃れし事は哥後十一ノ二十五にあるが、之は今回のみであつたのである。一體ルステラに於て、起つた所の信者の中で有名なる人はテモテであつた（徒十六ノ一）。偖てパウロが撃れて後直に痊たといふ事は幾分か奇跡であつたのかも知れぬと思ふ。デルベはルステラから東南の地方で、其距離は凡そ八里許で、別に有名な所ではないのである。

（リ）パウロがスリヤのアンテオケに歸りし事

使徒行傳第十四章二十一―二十八節

[廿一]斯てその邑に福音を傳へ多の人を弟子となし又ルステライコニオムアンテオケに返り[廿二]弟子等の心を堅し其常に信仰に居んことを勸め又おほくの艱難を歴て我儕が神の國に至る可ことを教ふ[廿三]斯て二人のもの教會ごとに長老をえらび斷食と祈禱をなし前より信じをる所の主に之を託たり[廿四]かれら偏くピ

シデアを經てパムフリアに至り 廿五 又ペルゲに道を傳てアッタリアに下り 廿六 彼處より舟にてアンテオケに航る此は彼等さきに神の恩に託られ今とげし職を行はんとて出し所なり 廿七 既に至りて教會の人を集め己を助けて神の行たまへる凡の事を異邦人のために信仰の門を開き給ひし事を告 廿八 斯て久く弟子等と偕に彼處に止れり

デルベにて起つた信者の名はたゞ一人丈徒二十ノ四に出てあるのみで、即ちデルベのガヨスが出てある。抑もデルベから直ぐにパウロは其故郷タルソに立寄り、スリヤのアンテオケに赴く方が近道であつたのであるが、彼は新教會を堅固せんとの考を以て、自己の便宜に從はず、又敵の憤怒を恐れず、迂回して歸つたのであつた。彼歸る途中で、第一、基督教を猶は更に詳細に教へて信仰を堅うし、第二、忍耐を以て來世の榮光を得べきである事を教へ、忍耐するの準備をなさしめ、第三、各教會の役員を選ぶ事を以て、教會の取締をなさしめたのであつた。艱難を歴て神の國に入る可き事は、太十ノ三十八、羅八ノ十七、來十ノ三十五、三十六、彼前四ノ十二、十三、默十四ノ十二にある。一般の信者の必要とする所は忍耐であるが、特にパウロの時代の信者には種々なる迫害があつた故に、忍耐は最も必要であつたのであつた。長老をえらび　長老といふは前に云つた如く、牧師の如き役員であつたが、現今の牧師とは異つて、第一、各教會に數人あ

つたといふ事と、第二、當時の長老はたゞ一人の說敎者でなく、敎會を監督する牧師であつて、道を敎へ、勸告を爲す能力あるもので（或は預言者、或は敎師の如きもの）、自由に敎を爲すものであつたのである。この長老は使徒等が自ら選んだものか、或は敎會をして選ばしめたものか、それに選ばれた長老に按手禮を行つたか、是等の事は解らぬが、いづれにしても例外であつて、この使徒等は新敎會の中に大なる勢力を有してをつたものである。斷食と祈禱とをなし　是等を以て新役員に按手禮を行ひ、それと同時に送別會の如き會を開き、大なる勸告を與へたのであつた。斷食といふは徒十三ノ三と同じく、按手禮に關する祈禱を只管に爲す事であつたのである。アツタリア　といふはペルゲの港であつて、ペルゲを距る事凡そ六里許で、別に有名な所ではない。今回パウロはクプロに寄らずして、バムフリヤの海岸より直ぐにスリヤのアンテオケに歸つたので、其處で傳道の報告をなしたのである。

この第一傳道の結果は何かといへば、第一、クプロに於て幾人かの信者が出來たが、多分敎會を設立するに至らなかつたであらう。第二、バポスに於て方伯の前にサウロが神より受けた能力が明白となりて、彼は異邦傳道の主任者となり、これよりはサウロといはずしてパウロといふ名を以て、世界傳道に從事する事となつたのである。最初傳道に出かけた時はバルナバサウロといふ名の順序であつたが、愈々パウロバルナバといふ順序に變更したのであつた。第三、ピシデアの

アンテオケに於て一般のユダヤ人に棄てられ、異邦人に向つて傳道を初め、異邦的敎會を設立するに至つた故に、この起原を以て基督敎が猶太敎と別個の宗敎たる事が愈々明白となつたので、それにこれを以て神が異邦人の爲に信仰の救の道を開き給ふたといふ事が明瞭となつたのである。

ガラテヤ敎會といふは、恰かも日本で、山城丹波丹後等を京都府と稱ふるが如く、パウロの時代にガラテヤ國があり、又ガラテヤ、ビシデヤ、ルカオニヤと稱してガラテヤ縣(Province)といつたのであつたが、これはいづれもガラテヤといつたので、ガラテヤといふはガラテヤ本國であるか、又は縣であるかといふ疑問が起るのである。それで近來迄流行してをつた說に由ば、ガラテヤ敎會といふはガラテヤ本國にあるもので、パウロの第二傳道を以て設立されたものであるのである(これは「北ガラテヤ說」といふのである)。現今次第に流行する說に由ば、ガラテヤ敎會といふはパウロの第一傳道の時に設けられたビシデヤのアンテオケ、イコニオム、ルステラ、デルベの如きものであるといふのである(これは「南ガラテヤ說」といふのである)。これに就て未だ學者の說は一致せぬのであるが、予は「南ガラテヤ說」を可矣とするもので、之に就ては加拉太書の總論に於て論ずる考である。偖てこの說に由れば、この敎會は大熱心を以てパウロを受け入れ、福音を聞いたのであつたが、後に僞敎師の爲に惑され、ユダヤ的の說を幾分か受け入れた爲に、この

事に就てパウロは大に憂苦して加拉太書を書き送つたのであつたといふのである。

第二、エルサレムの會議　徒十五ノ一——三十五

時は多分紀元後四十八年頃であつたであらうと思ふ。

基督教はエルサレムに於て、ユダヤ人中に起つたのであつたが、夫れが次第に他國にまで波及して、第一、サマリヤ人に傳へらるゝ事となり、第二、不割禮なるコル子リヲに洗禮を施す事となり、第三、アンテオケに於て割禮不割禮の差別なく、洗禮を施し、第四、ピシデヤのアンテオケに於てユダヤ人と分離して異邦的教會を設立したので、凡そ十八年間を以て基督教はエルサレムより世界に傳播する事を得たのである。然れどもエルサレムの信者はたゞユダヤ人のみであつて、其中には世界的傳道を承認せず、極端に猶太教的基督教を主張するものもあつて、次第に異邦派の中に大なる爭論が起り、之に就て會議を開いたのであつた。即ち異邦派の説によれば、基督教は猶太教の別派でなく、世界的宗教であつて、其信者は猶太教の儀式的規則に關係はないもので、たゞキリストの名に託て自由に神の恩寵を蒙る事の出來るものであるといふのであり、又猶太派の説に由ば、イエスは來る可きキリストであるとしても、基督教は新宗教でなく、たゞ完全なる猶太教である故に、其信者は皆先づ割禮を受け、一回猶太教に入り、其儀式的規則を嚴重に守る

事によりて後、キリストの名に託て神の恩寵を蒙る事が出來るのであるといふのであつた。さればこの大爭論の要點は割禮の事であつたので、即ち割禮は一の儀式である許でなく、猶太教に入り、又猶太教の凡ての規則を遵守するといふ表號であつたのである(加五ノ一―三)「割禮を受たる各々の人は全き律法を行ふべき者なり」。抑もユダヤ人が割禮を尊重した事は別に奇怪とす可きでないので、即ち創十七ノ十、十四に由ば神は「汝等の中の男子は皆割禮を受べし是は我と汝等の間の我が契約にして汝等の守るべき者なり、又割禮を受ざる男兒は我契約を破るによりて其民の中より絶るべし」と命じ給ふたのであつた。それにイエスも自ら割禮を受け給ふたのみならず(路二ノ二十一)、敢て割禮を廢するといふの戒を與へ給ふた事なくして、却て「割禮は先祖より出し者なり」(約七ノ二十二)といひ給ふた程である故に、當時の聖靈の事業の事に注意せずして、たゞ古代より傳はりし律法のことを永久に守る可きものと思つたといふ事は亦無理ならぬ事である。さればこれに就て必ず問題が起る筈であると思ふ。即ち徒十一ノ十八にある如く、エルサレムの信者はペテロの報告を聞きて、不割禮なるコル子リヲにバプテスマを授けた事を承認したならば、如何にして其後に異邦傳道を非難する心を起したかといふ事である。先づ之に答ふるならば、第一、一個人たるコル子リヲのバプテスマは例外の事であると思ひ承認したのであつたが、遠國に於て續々異邦的教會が幾個も設立され、而して猶太教の儀式に無關係であるといふ事を聞

きて、大に憂へたといふ事は勿論の事であると思ふ。第二、コル子リヲがバプテスマを受けてよりこのエルサレムの會議の開かるゝまで(即ち八年か但しは十年間)に、或はパリサイ的信者が幾人も敎會に入り、極端に猶太派の說を稱へたのであると思ふ。即ちこの徒はイエスを來る可きメツシヤとして信ずるとは雖ども、敢てイエスに對する活ける信仰なく、所謂パウロが「僞の兄弟」(加二ノ四)といつた所のもので、如此徒はキリストよりも猶太敎の主義の方を重んずるものであつた故に、パウロとは實に異なる精神を有するものであつたのである。されば一方の異邦派の主義はパウロの第一傳道を以て大に盛大に行はるゝに至り、又他方の猶太派の主義は同時にエルサレムに於て增々強固となるに至つたので、遂に愈々大爭論の起る事となつたといふは不得已事であつたのである。

(イ)アンテオケに於て議論が起つた故に、パウロとバルナバはこの事に就てエルサレムに上り、(ロ)其處に於て會議を開く事となり、ペテロは意見をのべ、(ハ)又バルナバとパウロは異邦傳道の報告を爲し、(ニ)而してヤコブも又意見をのべて、(ホ)こゝに決議を終り、(ヘ)ユダとシラスとを以て其決議を各敎會に報告せしめたのであつた。

(イ)　爭論起りてパウロとバルナバがエルサレムに上りし事

使徒行傳第十五章一—五節

一ユダヤより下し人々兄弟たちに敎へけるは若なんぢらモーセの例に從ひて割禮を受ずば救るゝことを得じ　二之に由てパウロとバルナバ大に彼等と爭ひ且論ぜしかば兄弟等この事に就てパウロバルナバ及その中の數人をエルサレムに上せ使徒と長老等に遇しめん事を定む　三是に於て彼等敎會の人々に送られ出ピニケおよびサマリアを經て異邦人の神に歸せし事を具に述すべての兄弟を大に喜ばしめたり　四彼等エルサレムに至り敎會と使徒および長老たちに接られ己を助けて神の行たまひし凡の事を告しに　五パリサイ宗の中なる信者數人たちて曰けるは彼等に必ず割禮を施し且命じてモーセの例を守しむべし

ユダヤより下つた人々は多分猶太派の徒であつて、異邦派の說に反對する爲に態々遣られた使者であつたものであらう。其徒は基督敎の眞正の主義を知らぬものであつたが、たゞ眞實に猶太敎を信ずるもので、神意を太甚しく誤解したものであつた。即ち彼等は神の律法を尊重するの熱心を以て、異端と思ふ所の異邦派の說に反對し、「汝等はイエスを信ずるとも神の律法に遵つて割禮を受け、神がモーセを以て立て給ひし律法を守らざれば、救はるゝを得ざるなり」といつたのであつた。然るに異邦派の先輩者たるパウロとバルナバは、之に反對して「キリスト我儕を釋て自由を得させたり、この故に爾曹かたく立て奴隷の軛につながるゝ勿れ、爾曹もし割禮を受なばキ

リスト更に爾曹に益なし」（加五ノ一、二）といふが如き語を以て、基督敎の自由を說いたのであつた。即ちパウロの說に由ば、割禮は古昔の契約のしるしであつて、勿論尊重す可きものであるけれども、新約の基督敎には無關係である故に、ユダヤ人がたゞ人種上の國風として、割禮を受くる事は別に故障はないが、異邦人が割禮を受くるといふ事は、實に基督敎の贖罪を以て彼等が滿足せざるの證據であるとして絕對的反對したのであつた。さればこの兩派の說が相互に反對衝突を來したのであるから、實に劇烈なる爭論が起つて議會を騷擾せしめたので、そこで態々使者をエルサレムに遣り、エルサレムの有力なる信者の異見を聞く事に一決したのであつた。加二ノ二に由ば、パウロが上つたのは默示に循つたので、即ちパウロは己が意見の獨立を重んじ、又キリストより學んだ福音の大主義を貴んだものである故に、決してエルサレム敎會の役員の如きもの丶權威に從つて、彼等より神の道を學ぶの心はなかつたのである。然れどもパウロは敎會中に爭鬪の起らん事を憂ひ、母敎會の先輩者と偕に相談するの益ある事を考へ、天の導きに從つて上京したのであつた。

注意

使徒ペテロを以てイエスの代理と見做し、敢て彼れ一人の意見を問ふ事なく、一般の使徒及び長老と偕に相談したといふ事は、實にペテロが全敎會を支配監督するの權威を主より受け

たといふ天主敎の說の甚だ無道理たる事が解るのである。

加二章に由れば、パウロとバルナバはテトスを異邦の信者として伴ひ上り、又其上京の途中、自己の主義意見に就て敢て沈默を守る事なく、實に異邦傳道の盛大なる所以を、或はピニケ、或はサマリヤに於て信者に語つたので、其地方の信者は猶太派の極端なる說に贊同せず、パウロバルナバの報告を喜んで聞いたのであつた。然るにエルサレムに於てはパリサイ的信者所謂猶太派の先輩者なるものは、異邦の信者が割禮を受けず、又猶太敎の律法を守らざるならば決して救はるゝ事は出來ぬと喧しく論じたのであつた。

(ロ)　ペテロの意見

使徒行傳第十五章六―十一節

六 使徒等および長老たち此事を議ん爲に集れり 七 茲に多の論ありしがペテロ起て彼等に曰けるは人々兄弟よ久き先に神われを爾曹の中より選び福音の道を我口より異邦人に聽せ彼等をして之を信ぜしめ給しことは爾曹の知るところ也 八 かつ人の心を知たまふ神は我儕に聖靈を賜し如く彼等にも賜て其證をなし 九 又信仰をもて其心を潔め我儕と彼等の間に分を爲ざりき 十 然るに今何故我らの先祖たちも我儕も負あたはざる軛を弟子等の頸に置て神を試むる乎 十一

彼等の救る〻如く我儕も主イエスキリストの恩に由て救る〻ことを信ずる也

今回の集會はエルサレムの會議と稱へても、實際は諸敎會の代表者の集合でなく、たゞ一エルサレム敎會の總會であつたのである。即ち六節に「使徒等および長老たち」とあるが、又左の二十節に「全會と偕に」とあるので、それで之はエルサレム敎會の總會であつた事は確に解るのである。この會合に於ては、多分さきに猶太派の先輩者が舊約書の語を引用して、神の律法はいつまでも變る事なく、嚴重に守る可きであるといふが如き多くの論を爲した事であらうが、時にペテロは起て之に反對して、己が實驗論を以て答辯したので、即ち天の幻象と聖靈の降臨の如き確實なる證據を以て、異邦人が不割禮の儘信仰によりて神の恩寵を充分に蒙る事は明白に聖旨に適ふ事である故に、若し神が信者として受け給ふものが救はる〻事能はずと論ずる者があるならば、多分之は神を試驗するもので、實に怒を招く可きである。加之ユダヤ人たる信者も各自の經驗に由り、到底律法を以て救はる〻事の出來ざる事を信じ、たゞ異邦の信者の如く、キリストの恩惠に賴て救はれん事を望む可き筈であると論じたのであつた。**久き先に** といふは、何年程以前にコルネリヲがバプテスマを受けたか解らぬが、凡そ八年か或は十年前であつたであらうと思ふ。**異邦人に聞せ** といふは、右の十章に記してある事件で、**爾曹の知ところ也** 詳細に知つてをる所の當時の默示に適合する樣に、古代の語を解説す可き筈である。コルネリヲが不割禮の

儘聖靈の降臨を受けた事は、基督敎を以て割禮不割禮の差別が全廢された事の確實なる證據で、從つて割禮に關する猶太敎の儀式的規則も廢された筈であるのである。前にもいつた如く、聖靈の降臨はたゞ精神上の働きでなく、眼に見ゆる所の特別の働きであつたので、それでこの意見を以て、如何に其著明なる聖靈の事業の賜が、有益であつたかゞ解り、又この一般の人々に明白に見ゆる所の働きを以て、異邦人も信仰に由て救はるゝといふ事が明瞭となつたのであつた。**其心を潔め**　ペテロは自ら聞きたる語、即ち「神の潔たる物を爾潔からずと爲なかれ」（徒十ノ十五）といふ語を憶出して、反對論者に答へたのであつた。ユダヤ人は古代から異邦人を不割禮の者、不潔の者、神の契約にあづからざる者と思つてをつたのであるが（弗二ノ十一、十二）、併し天の默示を以て信仰ある者は不割禮の儘に罪を赦され、充分に又自由に神の恩寵にあづかる事が出來るといふ事が明かとなつたのである。**軛**　牛を二匹づゝつなぎ、其頸に軛を置くのは昔時から泰西の農夫がなす方法であつたので、それで「軛」といふは嚴重なる壓制束縛の譬喩である。これと同一の譬喩は加五ノ一にもあり、又利二十六ノ三、申二十八ノ四十八、王上十二ノ四「重き軛を輕くせよ」、賽九ノ四、耶二十八ノ二「バビロンの王の軛」、哀三ノ二十七「わかき時に軛を負は善し」、とあり、又イエスも自己の道を信ずる事の容易なる事をたとへて「我軛は易し」（太十ノ三十）といひ給ふた。**負あたはざる**　ユダヤ人も律法を守るに由て義とせらるゝ事の不可能なる事

は、皆經驗に由て判然してをるので、即ち其夥多の規則を缺なく守るものは實に一人もないので、前の十三ノ三十九と同じ事である。然らばユダヤ人も律法を守るでなく、たゞキリストの恩惠に賴て救はるゝ事を得るとするならば、實に其肝要とす可き所は、たゞ信仰を以て神の恩寵を蒙るといふ事にあるのである。

（ハ）傳道者の傳道報告

使徒行傳第十五章十二節

十二 是に於て人々みな默してバルナバとパウロが神の己をもて異邦人の中に行ひ給へる休徵と奇跡とを述るを聞り

「論より證據」といふが如く、傳道者は神が異邦の信者に聖靈の著しき賜を與へ給ひしを以て、如此傳道の實に神意にかなふ事を證明したのであつた。多分猶太派の先輩者が囂々と自說を論ずるを以て、最初は集會の人々も敢て傳道者の傳道報告に耳を貸さなかつたのであつたが、今ペテロの意見に感動して皆沈靜になつたので、この傳道者の報告をも靜肅に聞き取り、神の聖業に感服したのであつた。休徵と奇跡といふは徒十四ノ八以下の如き奇跡で、又十四ノ三にある「休徵と奇跡」、或は加三ノ五にある「奇跡」と同じである。

（ニ）ヤコブの意見

使徒行傳第十五章十三—二十一節

十三彼等が言畢りし後ヤコブ答て曰けるは人々兄弟よ我に聞 十四神初て異邦人を眷顧その中より己が名を崇る民を取給ひし事はシモン既に之を述 十五預言者の言これに符り其書に 十六此後われ反て已に傾圮たるダビデの幕屋を復び起し其破壞の跡を再び造て之を建べし 十七是その餘の民および凡て我名をもて稱らるゝ異邦人に主を尋させん爲なり此すべての事を行ふ神これを言と錄されたるが如し 十八神は世の始より其すべての所作を知たまへり 十九是故に我おもふ異邦人の中より神に歸する者を擾すは宜からずと 二十然ども書を彼等に遣て偶像に汚れたる物と姦淫と勒殺たる物と血とを戒むべし 廿一そは古より安息日ごとに會堂にてモーセの書を讀が故に其を宣るもの各邑にあれば也

このヤコブは前の十二ノ十にあるヤコブ、又加一ノ十九の「主の兄弟ヤコブ」、同二ノ九の「教會の柱と意るゝ」三人の中の一人なるヤコブであつた。即ち可六ノ三にあるイエスの四人の兄弟の一人で、哥前十五ノ七には、イエスが甦り給ふて後、特別にこのヤコブに現れ給ふたとある。それに彼はイエスの家族であつて、又教會の中にて重要なる位置をしむるものであつたので、古傳に由ば彼はイエスを信じつゝも猶ほ猶太教の規則を嚴重に守る事に由て、未信者なるユダヤ

人よりも義なるヤコブとして賞讃を受けたといふ事である。さればこのヤコブの意見は實にエルサレム教會中に於て格別に尊重さるゝものであつたので、即ち彼は(甲)ペテロの意見に贊成する事をのべ、(乙)舊約書の預言に適合するといふ事を以てその意見を堅うし、(丙)異邦の信者には、別に割禮を授けず、又一般の猶太教の規則をも守らしめず、たゞ四ケ條の戒を嚴守せしむ可き事の建議案を提出したのであつた。

(甲)ヤコブはユダヤ人であつて、ペテロを呼ぶに其原名シモンといつてをるのである(原文には希伯來語の風に從つてシメオンとしてある)。即ちシモンペテロの見たる幻象、或は聖靈の降臨を以て、神が異邦人を顧み給ふた事は確實なる事で、論をもまたぬ事であるといつたのである。

(乙)抑もこの事は敢て奇怪とす可き事ではない。何故といふに、預言者等は神の恩惠の異邦人にまで及ぶといふ事は度々預言してをる事であるといつて、其一例としては摩九ノ十一、十二を引用したのであつた。ダビデの幕屋(ダビデが支配する所のユダヤ國)といふは、ユダヤ國が他國の敵に敗を取つて亡びたけれども、神は其王國の回復を預言し給ふて、其序を以て、異邦人も神の名を以て稱へらるゝ民となる事を預言し給ふたのである。偖て之は萬事を支配し給ふ全能の神の預言であつて、パウロ時代の異邦人がキリストの名に託て救はるゝ事を以て實行せらるゝのである。ヤコブは希臘語の飜譯を以て、この語を引用したので、希伯來語の原文とは少しく違つ

てをるのである。(最古の寫本及び英語改正譯には、十八節は省畧してあり、又十七節の「此すべての事を行ふ神」といふ語は「すべての事を現し給ふ神」と譯してある。即ち神は昔時より預言者の口を通して道の重要なる事を現し給ふたのである)

(丙)このヤコブの建議案といふは、異邦人に割禮を行はず、又猶太教の他の儀式をも守らず、たゞ四ヶ條の戒を守らしむべしといふのであつた。即ちヤコブは異邦派の大主意を充分に贊成したのであつたが、ユダヤ異邦の信者が互に交際を爲す爲に、異邦人に向つてこの戒を守る事を希望したのであつた。この戒の第一條は偶像教の禮拜に關する筵席に列せざる事、第二條は姦淫を行はざる事、第三條は血を出さずして屠たる肉を食せざる事、第四條は血を食せざる事である。この中で第一條は偶像の汚瀆に關する事である事は勿論の事で、パウロは哥前十ノ十四以下に、「偶像を拜するわざを避べし」といふを以て、偶像教の禮拜に關する筵席に列する事を堅く禁めたのであつたが、然るにヤコブは多分偶像に献げたる肉をも食する事を禁めたのであつた。一躰異邦人は多神教の神に犠牲を献ぐる時、其肉の幾分を社殿にて食し、又其殘部を普通の肉と同じく、肉店に於て販賣するの風であつたのである。故に偶像に献げたる肉を肉店にて贖ひ之を食する事は、實に汚瀆であるといふ人もあつたので、パウロは哥前八章及び十章に於て、この事を論じ「市に鬻ものは良心の爲に問ふことをせずして食す可し」(哥前十ノ二十五)といつたのである。第二

條の姦淫の事は儀式の欠點でなく、道德上の罪である故に、之に就て戒を與へるといふ事は寧ろ無用の事であるとして驚くものや、奇怪とする人もあるのであるが、又この姦淫といふは啻に姦淫でなく、猶太教の結婚上に關する規則(利十八章)に背犯する所の結婚を禁ずるのであると思ふ人もある。然るに之れは多分實際の姦淫の事であると思ふ。何故といふに、當時の異邦人は多く姦淫の如き事は敢て罪といふ可きでなく、一種の遊樂であるとしてをつた故に、實にこの事を以て異邦人を戒しむる事は緊要であつたので、勿論パウロバルナバもこれを賛成したに相違ないのである。第三、四條は互に其大主意は違はぬので、即ち猶太教の規則(利十七ノ十―十四、申十二ノ十六、二十三)を以て、動物の血、肉の生命は贖罪をなさんが爲に賜ふものであつて、食する事を嚴禁されたので、それで、動物を屠る時に先づ首を斬りて其體より血を悉く灌ぎ出さゞるならば、肉を食する事を禁じたのであつた。然るに當時の異邦人は動物の血を灌ぎ出さずして、直に其肉を食するの風であり、或は血を直接に食物とするの風であつた故に、異邦の信者が如此食物を食する間は、ユダヤ異邦の信者が互に交際をなさんとするに大妨害となるのである。されば交際の爲にこの一ケ條を設けて、ユダヤ人の風習に習ふ事は無理ならぬ事であつたのである。けれどもこの箇條はたゞユダヤ異邦の信者の交際の爲に一時設けられた規則であるに不拘、希臘敎會の信者は、現今までもこの規則を守る可きであると敎へてをるのである。二十一節の意義は

難解の所であるが、多分ユダヤ人は安息日毎に邑々の會堂に於てモーセの經書を朗讀し、「血を食する勿れ」といふ規則を口にする故に、異邦の信者が若しこの規則を遵守せぬならば、ユダヤ人と交際する事は困難であるといふのであらう。（この二十一節の説明は最も眞に近いと思ふが、併し是を以て敢て滿足する譯ではなく、たゞ今の所之よりも良説を見出さぬが爲である）

（ホ）　其決議

使徒行傳第十五章二十二―二十九節

二二 是に於て使徒および長老たち全會と偕に其中より人を選び之をパウロ、バルナバと共にアンテオケに遣さん事を定その選れたる人は兄弟の中の尊者すなはちバルナバと稱るユダ及シラスなり 二三 彼等の手に託て遣し書に曰く使徒長老及び兄弟アンテオケスリヤキリキヤにをる異邦人の兄弟に安を問 二四 我儕が命ぜざるもの我儕の中よりいで言をもて爾曹を擾し爾曹の心を亂たりと聞 二五 之に由て我儕心を同し人を選て我儕の愛するバルナバパウロと偕に遣さんと定この二人は我儕の主イエスキリストの名の爲に其命をも愛ざりし者なり 二七 我儕ユダとシラスを遣し彼等の口より此事を述しめんとす 二八 蓋聖靈と我儕と左の肝要なるものゝ外は何をも爾曹に任せじと定たり 二九 即ち偶像に獻し物

と血と勒殺たる物と姦淫とを戒むべし若これらの事を爾曹みづから愼まば善ねがはくは爾曹健剛なれ

ヤコブの如き教會の柱石ともいはるゝものが、古代の預言を引用して、異邦派の主意に賛成を表し、如此建議案を提出するならば、エルサレムの一般の信者は皆其議案に直に賛成した筈である。勿論其中には猶太派の極端の先輩者は未だ賛成を表白せぬとは雖ども、大多數に反對する事は出來ぬ故に、たゞ默してをつたのであつた。されば議會はこの議案を可決し、而して其決議案を異邦の教會にたゞ通告するを以て滿足せず、交際の情誼を結ぶ爲に、二人の使者をアンテオケに遣る事を決議したのであつた。この使者二人の中、第一のユダバルナバといふ人は他の所に見えぬのであるが、徒一ノ二十三のヨセフバルサバの兄弟であつたかも知れぬのである。又第二のシラスといふは第二傳道の時、パウロと偕にゆいた人で哥後一ノ十九、撒前一ノ一、撒後一ノ一にあるシルワノと同一人である。即ちシラスはシルワノの略字で、其名は羅典語で、其意は日本語の林と同じである。偖この使者を直接にアンテオケ地方の教會に遣つたが、スリヤはアンテオケの地方で、又キリキヤは其隣國であつて、パウロの本國であつたのである。このキリキヤに信者の起つたのは、多分パウロの最初の働きの結果であつたであらうと思ふ。又アンテオケはこの割禮に關する爭論の起つた場所である故に、この決議案をアンテオケ又は其地方の教會に報告したと

いふ事は實に當然な事で、それでクプロ或はガラテヤの事が此處に見えない理由も別に怪む可き事ではないと思ふ。偖て使者が携へてゆきたる書簡の主意は、(甲)割禮を受ざる者の救はるゝを得ずとの說は全然否定された事で、即ち如此說を以て汝等を煩悶せしめた者は、決してエルサレム教會及び其教會の先輩者より命令を受けたるものでなく、たゞ勝手に如此誤解したる說をのべたに過ぎぬといふのであつた。(乙)バルナバとパウロを賞讃するを以て、傳道の成功を喜ぶ所以をのべし事であつた。こゝに注意す可き事は、十三ノ十三以下に、本傳の著者ルカがパウロの名を前に記してをる事で、之れはパウロが第一傳道の經驗に由て、傳道事業の主任となつたからである。然るにエルサレムの教會では、バルナバが以前より重要なる人であつて、其上に勢力のある人であつた故に、エルサレムに於ては常にバルナバの名が前に記されてをるといふ事は寧ろ當然なる事で、これは實際の歷史である事を示すに足るのである。(丙)末文に於ては會議の結果、即ち決議案の報告を書したのであつた。二十八節の「聖靈と我儕と……定たり」といふは、ペテロとパウロとバルナバの報告、即ち神が不割禮の儘なる信者に聖靈を授け給ふたる事を以て、この決議が神旨に適ふ事を悟つたといふ譯であるか、或は會議に集りし者が聖靈の導きに由て、この決議をなしたと信ずる事であるか、確たる事は解らぬが、いづれにしても經驗に由て現はし給ふたる所の聖靈の導きに從ひ、この決議をなしたのであつた。

(ト)この決議案をアンテオケ地方の教會に報告せし事

使徒行傳第十五章三十——三十四節

三十 かれら遣されてアンテオケに至り衆人を集て此書を付す 卅一 衆人これを讀その勸を受て喜べり 卅二 ユダとシラスも亦預言者なれば多の言を以て兄弟を勸め彼等を堅せり 卅三 斯て二人の者暫く彼處に止り後兄弟たちに安然を祝され其己を遣しゝ者の所に送れたり 卅四 パウロとバルナバはアンテオケに止り其餘の多の人と共に教をなし主の道を宣傳ふ

二人の使者はパウロバルナバと偕にアンテオケに下り、直接に其教會に或は間接に其地方の教會に、エルサレムに於ける會議の決議案を報告した許でなく、其序を以て預言者として聖靈の助力を蒙り、兄弟等に奬勵を爲したので、兄弟等はその爭論の決定した事を喜び、且つエルサレムの教會が、己等を兄弟として愛するといふ事を聞き、大なる慰籍を蒙り、益々傳道するの力を得たのであつた。

ペテロの事はこれより後には記してない故に、彼が將來に於ける事業に就ては別に論せざる考であるが、古傳に由ば彼はパウロと同時にロマに於て死刑に處せられたといふ事である。

多數の學者の說に由ば、多分このエルサレムの會議は、加二ノ一—十と同一の事件であるといふ

マケドニア
ポント
テサロニケ
ベレア
グリシヤ
アカア
コリント
アテンス
キリ
タルソ
アンテオケ
スリヤ
ツロ

パウロ之第二第三傳道地圖

ので、それでこの二個の記事を合併すれば、其詳細なる事が解るであらうと思ふ。即ち公然たる會議の事、所謂其外容は使徒行傳中に現れてあるが、又其内容は加拉太書に於て解るのである。パウロがテトスを伴ひて上つた故に、猶太派の先輩者はテトスに割禮を行ふ可しと囂しく勸めたのであつたが、パウロは異邦敎會の自由を固守せんが爲に、「一時も之に服する事をせず」とあるのである。敎會の柱石と意はるゝヤコブ、ペテロ、ヨハネの三人は、パウロの傳道報告を聞き、彼が不割禮の者に福音を傳ふる事をゆだねられしを承認して、握手を以て交を結び、パウロを以て異邦の使徒たる事を認めたのであつた。さればエルサレムに於て今回内部の相談に於ても、又外部の總會に於ても異邦派の極端なる先輩者は、實際に其決議を承知したのでなく、寧ろ其後數年間は異邦傳道にも又パウロにも反對したのであつた。この爭論の事は幾分か加拉太書、哥林多後書にも見えるが、それに第二世紀に至り、猶太派の信者は正敎會より分れてエビオン派といふ名を以て異端を起したのであつた。

第三、パウロの第二傳道

徒十五ノ三十五——十八ノ二十二

時は凡そ紀元後四十八年から五十一年までゞ、傳道者はパウロとシラスで、それに傳道地は特に

マケドニヤとアカヤである。又その結果の要點は基督教が亞細亞より歐羅巴に傳つた事である。
この記事を大別すれば(イ)パウロとバルナバの爭論(ロ)パウロが小亞細亞を經てトロアスに下りし事、(ハ)トロアスよりピリピに到りし事、(ニ)ピリピに於ける傳道、(ホ)テサロニケに於ける傳道、(ヘ)ベレアに於ける傳道、(ト)アテンスに於ける傳道、(チ)コリントに於ける傳道、(リ)アンテオケに歸りし事である。

(イ)パウロとバルナバの爭論

使徒行傳第十五章三十五―四十節

卅五 數日の後パウロバルナバに曰けるは我儕さきに主の道を宣し所の諸邑に復ゆきて兄弟の光景を率ごふべし 卅六 偖バルナバはマコと名るヨハ子を伴はんこ欲へり 卅七 然どもパウロは曩にパムフリアにて己より離れ役事のため共に往ざりし此マコを伴ふは宜らじご意しに因 卅八 遂に二人の中に激論おこり相別てバルナバはマコを伴ひクプロに航れり 卅九 パウロはシラスを選び兄弟より己を主の恩に托られて出立 四十 スリヤ及びキリキヤを經て諸教會を堅せり

パウロが第二回の傳道に上らんとする時に、マコを伴ふ事に就て爭論が起り、バルナバと分離れたのであつた。即ちパウロはマコの如きものは傳道を爲すに足らぬものとして、如此者を伴ふ

は多分傳道運動の妨害であらうと思つたのであつた。何故といふに、マコが第一傳道の中途より歸つたのは旅行の困難を恐怖れた事とすれば、今回も多分彼は遠路の旅行を以て必ず疲勞するであらう事を恐れたので、又マコは世界的傳道を充分に贊成せざる爲に歸つたものとすれば、今回も又遠國に向はんとするこの世界的傳道に眞に贊成せずして、充分の補助とならざる事であらうと思ひ、同伴を拒絶したのである。然るにバルナバはマコの親戚でも(西四ノ十)あり、且つ人情の深き人(徒十一ノ二十四)であつた故に、マコが以前の臆病を後悔し、遠國にまでも傳道するの決心なる事を信じ、如此熱心なる傳道心を妨害するは甚だよからぬ事と思ひ、マコを伴ふ事を主張したのであつた。斯くしてパウロとバルナバとは互に意見が衝突した故に、相分離してこの後は偕に働く事はなかつたのである。(加二ノ十一以下に記してある事件が今回の事件であつたとすれば、多分この二人の相反對した事に關する事であつたかも知れぬので、それにペテロがアンテオケに下り、其處でユダヤ人の非難を恐怖れ、異邦の信者と偕に飮食を爲す事を拒み、バルナバも其惡摸範に習つて異邦人と分れたので、パウロは公然ペテロに諫言したのである。バルナバのこの經歷を以て、多分根本的に異邦傳道を贊成せぬのであるといふ疑惑をパウロが起し、バルナバと偕に遠國傳道に出る事の妨害となつた事であらうと思ふ)。西四ノ十と提後四ノ十一とを見れば、このマコは後に至つて、「かれの職われに益あれば也」といふの賞讚をパウロより受く

る程に信用を得たのであつた。それでバルナバがマコを棄てずして今回も同伴せんとした考は、彼の經驗に由てマコの善き所が了解されてあつたからであらうが、然るにパウロは傳道の事を重んずるの餘り、信用の出來ざるものを同伴して遠國にまで赴くといふは、福音傳道の妨害となる事と思つて、拒絕したのであらうと思ふ。併し敢てパウロの意見を惡事として責むべきではないのである。

如此爭論を以て彼等の間に衝突が起つたといふ事は、實に遺憾とす可きであるが、併しバルナバとパウロの如き有力なる先輩者が、寧ろ相分離して別個に運動を開始した事は、傳道上に取りて大なる利益であつたのである。偖てバルナバの鄉里はクプロであつたので、バルナバがクプロへ渡つたといふ事は實に當然なる事で、然るにこの後のバルナバの事業に就ては別に何も解らぬのである。バルナバがクプロに赴いた故に、パウロは直にアンテオケから陸路自己の本國なるキリキヤ(即ち小亞細亞の東南の國)を經て、ガラテヤにゆきたる事も當然の途であつた。キリキヤにも信者のあつたと云ふ事は、右の二十三節にも記してあるので、パウロは途中それらの信徒の信仰を堅くしたのであつた。

兄弟より己を主の恩に托られて　といふ語を以て、アンテオケの敎會がバルナバよりもパウロの方に重きを置いたのであると論ずる人もある。即ち敎會がバルナバを神の恩に托ねたと

いふ事が本傳に記載してないからといふのであるが、併しこれは實に誤解といふ可きである。何故といふに、本傳の著者はこの書を以てパウロの傳道歷史を編纂するの考であつたから、バルナバの事は別に詳細に記載せなかつたので、敎會がバルナバを主の恩に托ねたといふ事が記してないといつても、之を以て敎會がバルナバに對して充分重きを置かなかつたといふ證據にはならぬので、勿論敎會は二人に對して同一に敬愛し、且つ同一の待遇を爲したに相違ないのである。

（ロ）パウロが小亞細亞を經てトロアスに到りし事

使徒行傳第十六章一—八節

一斯てパウロはデルベ及ルステラに至れり此にテモテと云る弟子あり其母はユダヤの婦にて信者なり其父はギリシヤ人なり　二彼はルステライコニオムの兄弟より稱を得たり　三パウロ之を携て偕に往んことを欲其處にをるユダヤ人の爲に彼に割禮を行へり蓋人々皆彼が父のギリシヤ人なるを知ばなり　四斯て諸邑をすぎエルサレムにある使徒および長老等の定たる條規を守せんとて之を其人々に授く　五之に由て諸敎會の信仰堅なり其數も日々に增ぬ　六彼等フルギヤとガラテヤの地を過し時アジアに道を傳ることを聖靈に禁られ　七遂にムシアに近きビテニアに往んとせしがイエスの靈之を許さゞりければ　八彼等ムシ

アを經てトロアスに下れり

パウロは（甲）ルステラにてテモテを友として撰び、彼に割禮を行ひ、（乙）エルサレムの決議を報告して諸教會を堅くし、（丙）左方のアジヤと右方のビテニヤに赴く事をゆるされずして、小亞細亞の西北にあるトロアスに赴いたのである。

（甲）テモテの母はユニケといふもので、其祖母はロイスといつて（提後一ノ五）、この婦等からテモテは幼時より聖書を詳しく學んだのであつた（提後三ノ十五）。然るに彼の父は異邦人であつたので、未だ割禮を受けずしてをつたのである。抑もテモテはパウロの第一傳道の時に道を聞き、キリストの爲に働かんとの熱心を起したのであつたが、今回パウロがマコの代に彼を補助者として同伴する事となつたのである。加之ならず、テモテに對する預言があつたので（提前一ノ十八）、即ち教會の預言者が聖靈に滿され、テモテが他國傳道に出る事は、神旨に適ふ事であるとのべたのであつた。それで教會の長老等はパウロシラスと偕にこの預言に遵つて、テモテに按手禮を行ひ、傳道の任務をゆだねたのである（提前四ノ十四）。パウロがテモテに割禮を行つたといふ事は、パウロが異邦派の自由主義に反したる所業をなしたのであるとして奇怪に思ふ人もあるが、之は哥前九ノ二十と同じ意で、「ユダヤ人にはユダヤ人を得んが爲にユダヤ人の如くなれり」といふ事である。抑もパウロは異邦人が割禮を受くる事は、基督教を以て滿足せず猶太教に墮落する

ものであるとして、併しユダヤ人がたゞユダヤ人種たるの表號として、割禮を受くる事は決して反對するの心はなかつたので、それに其地方の人々が皆テモテの父の異邦人である事を知り、テモテも不割禮の者であるとの疑念を起され、若しテモテが說教を爲しても、汝はユダヤ人と稱ふるも、實は未だユダヤ人たるの割禮を受けざるものなりといつて、更に其說教に耳を傾けぬであらうといふ理由からであらうと思ふ。其上パウロは如何に異邦傳道をなすも、決してユダヤ人を棄る事なく、却ていつもユダヤ人や、又ユダヤ人より學んで神を敬ふ所の人々を傳道の立脚地と定め働くの考であつた故に、テモテの不割禮は其傳道運動の妨害となる事であると思ひ、彼に割禮を授けたといふは別に奇怪の事ではないのである。

(乙)デルベ、ルステラ、イコニオム、アンテオケ、即ち南ガラテヤの諸教會にエルサレム教會の決議を報告し、其戒を守る可き事を敎へ、且つエルサレムの信者の同情同感を語る事を以て、信者を慰め、其上傳道を爲す事に出て信徒の數を增加したのであつた。

(丙)以前に設立された所の教會に對する其任務を終りて、これより何處に向ふ可き乎を考へ、左にあるアジア(即ち小亞細亞の西海岸)に赴かんとしたが、聖靈に禁められ、而して右のビテニア(即ち小亞細亞の北海岸)に向はんとしたが、之も同じく聖靈の許可がなかつた爲に、遂に西北の方に赴き、トロアスといふ港に進んだのであつた。フルギヤといふはピシデアのアンテ

オケの地方で、ガラテヤ北ガラテヤ說を取る人の說に由ば、パウロは今回ガラテヤ縣の北方、即ちガラテヤ本國へ赴き、ガラテヤ敎會を設立したので、ピシデアのアンテオケからトロアスに往くに北ガラテヤを迂回するといふ事は非常なる迂途である故に、この道を取つたといふ理由は更に解らぬ事となるのである。それにガラテヤの北方は當時未だ充分に開けざる國であつて、當時の文明世界ともいふ可き諸國の都府（即ちアンテオケ、エペソ、コリント、テサロニケ等の如き都府）を立脚地として運動を開始せんとする考のパウロが、この北ガラテヤの如き野鄙なる地方を迂回したといふ事は、如何にも了解し難い事である。故にこゝに於て南ガラテヤ說を主張する學者の如く、今回のフルギヤ、ガラテヤの地といふは、ガラテヤ縣に屬してあるフルギヤ（即ちアンテオケの地方）であると說明する方が實に道理に適する事であると思ふのである。アジア聖書に出てあるアジアは現今我々が亞細亞と稱ふる大陸ではなく、又小亞細亞でもなく、たゞ其西の海岸即ちエペソの地方であつたのである。アジアに道を傳るといふはエペソと稱ふる大都會に運動する事であつたので、聖靈に禁られ又は許さゞりければといふは、敢て其方法も其理由も解らぬのであるが、其方法は或は預言者の口を以て、或はパウロの心中に於ける感動を以て、或は神の攝理によれる外部の故障を以てであつたであらう。又其理由は直ちに歐羅巴に渡り、歐羅巴に於ける傳道を開始する事が神意であつたものであらうと思ふ。ムシ

アといふは小亞細亞の西北で、又ビテニアといふはムシアの東にある小亞細亞の北海岸で、其近邊に數年後敎會が設立されたといふ事は、彼前一ノ一に出であるのである。第四世紀に敎會に於て第一の大會議を開いた所のニカヤといふ邑は、このビテニアであつたのである。イエスの靈といふは聖靈と異なるものでなく、「天父がイエスの名に託て遣し給ふ靈」（約十四ノ二十六）であるのである。トロアスといふはムシア國の海岸で、小亞細亞よりマケドニャへゆく爲に舟出をする港である。古代の希臘語の詩、即ちホーマーの詩に、グリシヤ人が十年間かゝつて舊トロアスを攻取つたといふ有名なる故譚があるのである。併し歷史上のトロアスは左程古き邑ではなかつたが、商賣を以て繁昌したのであつた。

（ハ）トロアスよりピリピに渡りし事

使徒行傳第十六章九—十二節

九 斯てパウロ夜に於て一人のマケドニヤ人たちて己に請マケドニヤに渉て我儕を助よと曰を幻に見たり　十 彼が幻に之を見し後われら誠に主の我儕をしてマケドニヤ人に福音を宣しめんこ我儕を召給ふこを推量て直にマケドニヤに往んこす　十一 是に於てトロアスより航海をし眞直にはせてサモトラケに至り其次日子アポリスに往　十二 彼處よりピリピに至るピリピはマケドニヤの一の分の

中なる名ある邑にして即ち殖民地なり我儕數日この邑に止れり

パウロは今回歐羅巴に渡るの考ではなかつたが、左方の亞細亞、右方のビテニヤにも赴く事が出來ないので、トロアスに下り、其處にて又何地に赴く可きかと考へたる時、確に海の外の地へ渡る可きであると思ひ定めたのであつた。即ち其時に幻象を見てマケドニヤにゆくは神の聖旨なりと悟り、直に舟出して順風に從い走つたので、二日間を以てマケドニヤの港である子アポリスに着き、ピリピに向つたのであつた。注意す可き事は、此處に「我儕」といふ複數の代名詞が初めて使用してある事で、これは著者ルカがパウロと偕にトロアスよりピリピに渡つたといふ事が解るのであるが、併しルカは如何にしてトロアスでパウロと偕になつたかは解らぬのである。又幻象の中の人がマケドニヤ人であるといふ事がパウロに如何にして解つたかといふ問を起す人があるが、之れは夢の如き幻象である故に、如此問は實に無用であると思ふ。即ち夢を見るが如くに直接に見えたものが、マケドニヤ人であると悟つたものであらう。併しこれが如何に夢の如き幻象であつても、神の實際の事業であつて、之を以て神がパウロの歐羅巴へ渡らんとする考を強固にせしめ給ふたものである。抑もマケドニヤといふは、グリシヤより北方にあつて、而してマケドニヤ人はグリシヤ人種に類したものであつたが、本國なるグリシヤとは異なるもので、古代のグリシヤの光榮にはあづかる事はなかつたのであつた。それで紀元前第四世紀にピリピ王が興り、

グリシャ人に勝ち、又その子アレキダンダー大王がペルシャ帝國を亡して、暫時の間大帝國を建設し、西アジアに於て諸方に希臘語を擴めたのであつた。然るにマケドニャ人はグリシャ人の如く、活潑なる智力や、文學、美學、美術の如きものに就て、敢て名譽を得た事はなかつたが、實業を以て能力を得、それにマケドニャの信者は熱心と忍耐とを以て、キリストに從ひ、基督敎を實行する事を以て、大なる名譽を得たのであつた（哥後八ノ一以下）。パウロが亞細亞から歐羅巴へ渡つた事は、基督敎の傳道歴史に取つて實に重大なる事件といふ可きである。當時の西亞細亞も歐羅巴も、同じくロマ帝國の版圖で、それに小亞細亞の西海岸は昔時からグリシア人の殖民地であつて、希臘語又はグリシャ的改革の盛んに行はるゝ地方であつた故に、小亞細亞からマケドニャやグリシャに渡つても、別に太甚しき變化を見ないのである。たゞ將來の歴史の上より見る時は、之は實に基督敎が東方より西方に移轉する一大時期一大事件であるといふ可である。偖て亞細亞よりロマにゆかんとするならば、トロアスからマケドニャの子アポリスに渡り、夫れより恰も日本の東海道の如き大道路を通過して、次第に西に向つて旅行するのである。トロアスから子アポリスまでの里程は凡そ五十里許で、二日を以て渡る事が出來たので、これは順風の爲であつたのである。然るに其歸途には、この子アポリスからトロアスに渡るに五日間を費したといふ事である（徒二十ノ六）。この航海中にはサムトラケといふ小島を見るのであるが、必ずこの島に一泊す

るは至極便利であつたのである。子アポリスといふは普通の港で、傳道の立脚地となす程の重要なる地でなかつた故に、パウロは直にピリピに赴いたので、其距離は凡そ四里程であつた。ピリピといふはマケドニアのピリピ王が、紀元前三百五十八年に、其地方の金山を守護する爲改築して己が名を以てピリピと稱へた所で、商賣や文學等を以ては左程有名な所ではなかつたのである。紀元前四十二年この近傍にあつた戰爭の爲、其評判は愈々高くなつたが、即ちロマの共和黨の首領がジユリアス、シーザルを暗殺した後、このピリピの近傍に於て、帝政黨（即ち後のアーウグスト帝となつた者や其徒）が共和黨に勝を制したので、その勝利を紀念する爲に、皇帝はピリピの邑を以て殖民地と定めたが、殖民地とした邑人は都府なるロマと同一の特權があつたのである。使徒行傳に出てある殖民地は五箇所あつて、ピシデアのアンテオケ、ルステラ、トロアス、ピリピ、コリントであつた。名ある邑といふは或は其近邊にあつた戰爭を以て名を得たのかも知れぬが、然るに原語の直譯は「第一」といふのであるから、地理學上の說を以て、之は東から來るならば、マケドニヤ中の最初の邑であるといふ意だと思ふ人もある。

(二)　ピリピに於ける傳道

（歐羅巴に於ける基督敎の最初の傳道）

徒十六ノ十三―四十、

パウロは(A)少數の婦人に道を敎へ、(B)某婦より惡鬼を逐出す事により、其婦の主人の怒を招きて迫害にあひ、(C)不思議にも迫害より救はれ、(D)邑より出でたのであつた。

(A) 少數の婦人に道を敎へし事

使徒行傳第十六章十三―十五節

十三 安息日に我儕邑をいで河の濱なる常に祈禱をする處にゆき坐して集れる婦女等に語しに 十四 紫布を售ふテアテラの邑の商人にて神を敬ふルデヤと名くる婦きゝゐたり主その心を啓てパウロの語ることに心を用しめ給ふ 十五 かの婦其家族と偕にバプテスマをうけ求て曰けるは爾曹もし主を信ずる者と我を爲ば我家に來り留れと强て我儕を入しめたり

ピリピにはユダヤ人は少數で、會堂もなかつたのである。けれどもこの少數のユダヤ人は河の濱なる閑靜の所で、安息日毎に集會を開き、偕に祈禱を爲すの風であつた。パウロは例の如く、ユダヤ人に出來得る丈、傳道の立脚地を得たきものと思ひ、其祈禱會に於て道を敎ふる事に由り、ルデヤといふ信者を得たのであつた。河といふはピリピの近傍に流るゝガンガスといふ小河で、他國に住するユダヤ人が會堂を建築する力のない時には、河の濱に於て祈禱會を催す風習であつたので、其理由は河水を以て潔の禮を行ふに便利であつたからであらう。テアテラとい

ふは默二ノ十八にある所で、小亞細亞の邑である。紫布といふはこの地の名産で、婦といふは一神教をユダヤ人より學んで、神を敬ふ異邦人であつた。その家族といふはこの婦の小兒であつたか、或は其婢僕であつたか、或はこれらを倶に含んであるのであるか解らぬ。我家に留れ　一體パウロは手づから其業を取つて生活を立て、敢て信者に依賴する事なく、己が獨立を固守するに熱心なるものであつた。然るに今回は例外であつて、ルデヤの請求に應じて、其家に宿つたのであつた。それにピリピの信者は他敎會の信者にまさつて、パウロを敬愛し、時々寄附金を以てパウロを助けた事は腓四ノ十五以下に出てゐるのである。

(B) 奴隷たる婦より惡鬼を逐出す事に由り、其主人の怒を招きて迫害にあひし事

使徒行傳第十六章十六—二十四節

十六 われら祈禱所に往るごとき卜筮をする靈に憑れたる一人の婦の奴隷われらに遇かれは卜占に因て其主たちに多の利を得させし者なり 十七 パウロと我儕に從ひて喊叫いひけるは此人々は至高き神の僕にて救道を我儕に宣る者なり 十八 この婦かく爲ること久かりければパウロ之を憂かへりみて靈に曰けるは我イエスキリストの名に由て爾に命ず此婦より出よ靈立刻に出 十九 是に於て其主たち利

の望すでに去るを見てパウロとシラスを執へ市場に曳て有司等に至れり 二十 既に上官の所に曳來りて曰けるは此人々はユダヤ人にして我儕の邑を擾し 廿一 ロマ人なる我儕の受べからず行ふ可らざる所の習俗を傳る者なり 廿二 大勢のもの齊く起て彼等をせめ上官その衣をはぎ命じて之を杖しむ 廿三 多く杖てのち獄に入これを固守れと獄吏に命ず 廿四 獄吏かくの如き命を受しにより彼等を奥の獄に入て桎をかけたり

この婦は多分狂者であつたが、當時の人は狂氣する事を天の特別の所業であると思ひ、狂者の口を以て或は將來の事を悟り、或は天の旨を問ふ事が出來ると思つた故に、この婦の主人は如此迷信に投じ、この婦に由て多數の利益を得たのであつた。この婦がパウロに對して「此人々は至高き神の僕にて救道を我儕に宣る者なり」といつたのは、可三ノ十一にある如く、惡鬼に憑れた者がイエスを賞讃したと同樣で、福音書講解に於てのべた如く、如此賞讃は別に奇怪ではなく、又惡鬼の實際の語でなくて、たゞ狂者自身の語である。即ちこの婦はパウロの說教或はパウロの評判を聞て、彼は救道を宣傳するものである事を知り、別に實際の信仰を起したのでなく、たゞ狂氣の爲に如此事を語つたのであつて、不思議ではないのである。パウロは狂者から如此賞讃を受くる事を好まず、又この婦を憫然であると思ひ、これを癒したのであつた。此婦より

出よ　とパウロがいつたのは、勿論彼が鬼の靈に憑れし事を信じた證據であるが、彼は福音を語り、又之を傳ふるの特別なる能力を有するものではあつたが、敢て醫學上の事に就ては當時の一般の人々と異なるの智識を有して居らなかつたのである。偖てこの婦が醫されたといふ事は、婦に取つて實に幸福なる事であつたが、この主人は之れに由て大なる損害を受けた爲に、怒を起し騷動を初めたので、實に之は異邦人の起した最初の迫害であつたのである。勿論パウロがこの婦を癒した事を以て、別に訴を起す程の理由はなかつたから、それでロマの律法に逆ふ宗教を宣傳して、我が邑の治安を妨害するものであると訴へたのであつた。即ちピリピは殖民地である故に、邑人はロマ人たる特權ある事に誇り、ロマの律法に逆ひ、新宗教を宣傳するを以て或は騷動を起し、皇帝の怒に觸れん事を恐怖れ、上官はこの訴訟を聽きて、更にその是非曲直を糺す事もなく、直にこの二人の傳道者を鞭ち、獄に繫いだのであつた。祈禱所に往るとき　といふは之は十三節と同一の安息日でなく、それよりも數週間の後であつたのである。即ち安息日毎にパウロはユダヤ人の祈禱會に出席したので、それで數週間に於てこの傳道者の評判が普く市中に擴り、この婦もそれを聞いたのである。卜筮をする靈に憑れたる　といふは當時のピリピ人の迷信である。パウロとシラス丈が執へられて、テモテとルカがこの迫害にあはなかつたといふ理由は、今確たる事は解らぬが、或は突然出遇つた所の二人のみを執へたのであるか、或はこの二人

を巨魁として訴へたのであるか解らぬ。上官この原語は普通の官吏でなく、殖民地の有司といふに適合するので、即ち殖民地にては古代のロマの風習に從ひ、邑の上官は二人づゝあつたのである。ロマ人なる我儕　殖民地の人等はロマ人たる事に誇つたのである。奥の獄といふは地下の房であつて、暗黒であり、且つ陰欝で不快の場處であつたが、傳道者は其杖れたる、疵痕の痛む儘、如此不潔不快の獄に投せられ、桎をかけられたので、實に太甚しき苦痛であつた事が解る。パウロがピリピに於て特別の恥辱を受けた事に就ては撒前二ノ二に出てある。

（C）獄より救はれし事

使徒行傳第十六章二十五―三十四節

廿五 斯て夜半ごろパウロとシラス祈禱をなし且神を讃美す囚者ら耳を傾けて之を聞ゐたりしが 廿六 俄に大なる地震ありて獄の基礎ふるひ動き門ことごとく直に啓け衆の囚者の械繋とけたり 廿七 獄吏目を醒し獄門の啓けたるを見て囚者すでに逃しと意ひ刀を拔て自殺せんとしければ 廿八 パウロ大聲に呼り曰けるは自ら戕ふ勿れ我儕みな此に在 廿九 此時かれ火を索て躍いり戰慄てパウロとシラスの前に俯伏 三十 彼等を外に携出して曰けるは君よ我すくはれん爲に何を爲べき乎 卅一 彼等曰けるは主イエスキリストを信ぜよ然らば爾および爾の家族も救る

べし 卅二遂に彼および其家の凡の者に主の道を語れり 卅三この夜の即時かれ二人を誘ひ其杖傷を濯て直に其家族と偕に皆バプテスマを受 卅四且かれらを己が家に引來り食物を其前に備すべての家族と偕に神を信じて喜べり

地震が起り、獄吏は囚者が逃れた事と思ひ、自殺せんと謀つたが、この時「我儕みな此に在」との聲を聞て自殺を止まる事を得たのである。それでこの地震は傳道者に對する迫害に向つて天の怒の現れたものであると思ひ、獄吏は傳道者の前に俯伏して救道を問ね、直に信仰を起し、家族とともに受洗したのであつた。夜半ごろパウロとシラス神を讃美すといふは、多分杖傷の苦痛の爲に眠る事が出來ぬ爲で、如此苦難の中にありて猶ほ神を讃美するの心を有してをつたといふ事は、實に其篤信の著しき證據である。又祈禱を以て天の慰籍を蒙つたといふ事は、百、三十五ノ十に「彼は人をして夜の中に歌を歌ふに至らしむ」とあるに適ふ事である。されば獄中にあつて祈禱をなし、神を讃美するといふ事は、實に珍奇の事であつた故に、他の囚徒は皆不思議なる事として耳を傾けたのであつた。地震　恰もこの時に大地震のあつたのは、敢て奇跡ではないけれども、之は特別の神の攝理であつたのである。紀元後四百年の頃、コンスタンチノープルの有名なる大監督クリソストム（Chrysostom）が、貴顯の驕慢と罪惡とを戒しめた爲、皇帝の怒にふれ、追放の刑にかゝつたが、彼が其都府を出る同夜、大地震が起つたので、皇帝はこれ

を以て天罰であると思ひ、大に恐怖してクリソストムを呼び戻したといふ事があつた。門こと〴〵く啓け衆の囚者の械繋とけたりといふは奇跡であつたか、但しは地震の自然の結果であつたか確たる事は解らぬが、若し獄の建築の事が詳細に解るならば、地震の爲に門戸が啓けたといふ事は別に奇跡でなく、自然である事が解るかも知れぬ。兎に角獄吏は門の啓けた事を見て、直に囚徒が逃れたと思ふたのは當然なる事である。右の十二ノ十九と同じく、囚徒をあづかつてをる官吏は、囚徒が脱獄するならば、死刑に處せらるゝといふ事は當時一般の法律であつたから、今この獄吏ものがるゝの途なきを思ひ、別に事實を調査する事もなく、速に自殺せんと企てたは無理ならぬ事である。古代よりロマ人は詮方つきて生命を棄てざるを得ざる場合には、直に自殺したのであつた。例之このピリピの近傍に於て紀元前四十二年の戰爭の時、共和黨の首領等が帝政黨に敗を取り、それが爲に自殺したものも多數あつたので、其中の有名なる一人はブルータス(Brutus)であつた。偖て獄吏の自殺せんとした事が、如何にしてパウロに知れたかといへば、確たる事はわからぬが、或はパウロは獄吏の聲を聞付けたのであるか、或は如此場合に際してロマ人たる者の必ず自殺する事を想起したのかも知れぬ。それに囚徒が逃るゝ機會を得ながら、猶は一人も逃るゝものなく、こゝに止つてをつたといふ理由は何であるかといへば、彼等も又如此大地震に驚き、天の怒の現れた事と思ひ恐れた事であらうと思ふ。戰慄てパウロ

とシラスの前に俯伏 又すくはれん爲に何を爲べき乎 獄吏は以前よりパウロの說敎を聞いてをつたかも知れぬが、それでないとしても、パウロの運動の評判を聞き、この二人は神の道を宣傳するものである事を知り、如此大地震に驚き、傳道者を迫害するこれは天罰であると思ひ、大に恐怖してパウロの前に俯伏したのであらう。加之ならず、自分一身に取りても神に對する罪人たる事を悟り、靈魂上の救拯を求むるの熱心を起したのであつた。されば彼は傳道者の答辯を聞き、パウロの宣傳した福音の要點を了解し、キリストを信仰するならば必ず救はるべしとの事を信じたのであつた（約三ノ十六）「凡て彼を信ずる者に亡ること無して永生を受しめんが爲なり」、（羅十ノ十三）「凡て主の名を籲求る者は救るべし」。故にパウロの神學上の難點を解釋せんとする時には、先づこの根本的の大意義に適當する樣說明すべきである。キリストを信ぜよ といふはイエスを我主として信じ、キリストの名に依て天父の恩惠を希ふ事で、家族も救るべし といふは一個の主人の信仰を以て、家族が皆信不信の區別なく救はるゝといふ事でなく、一家の主人が活ける信仰を以て基督教に入るならば、家族も亦其摸範に習つて同樣なる信仰を起し、同一の恩惠を蒙る事が出來るといふのである。されば傳道者が主人にも亦家族にも主の語を告げて、簡單にイエスの大事業の要點、或はキリストによれる恩惠の要點を說いたのであつた。杖傷を濯て 其順序は解らぬが、多分獄吏はキリストの道を聞かんとする熱心

を以て、敢て傳道者の二三ヶ所もある杖傷の事には氣付ずをつたのであつたが、バプテスマを受けんとする時に、初めて其事に思付き、直に手當をなしたのであつた。皆バプテスマを受基督敎を詳細に知り盡したといふ事は勿論出來ぬが、たゞ其大主意を聞きて悟る所があり、それで罪惡を棄てキリストの名に託り、神に信賴するの心を起したので、直にバプテスマを授けたので、其家族も同じ信仰を以てバプテスマを受け共に喜んだのである。(小兒の洗禮に就て是非を論ずる所の者は、この獄吏の家族の中にも小兒があつたであらうといふので、この一例を以て小兒の洗禮は使徒時代より行はれたと論じて、恰も猶太敎に入る者が、たゞ一個の主人が割禮を受る許でなく、己が家族凡てを引きつれて轉宗し、而して男兒にも割禮を受けさせた如く、若し主人たる者が基督敎に入るならば、それとともに家族をも轉宗せしめ、妻子も凡て受洗するは當然であるといふのである。併し獄吏の家族中に必ず小兒があつたといふは確實なる事でないのである。)

(D)　ピリピを出でし事

使徒行傳第十六章三十五―四十節

卅五 天明に至て上官たち下吏を遣し曰せけるは其人々を釋べし　卅六 獄吏この言をパウロに告て曰けるは上官なんぢらを釋せと言遣せり然ば今いでゝ安然に去

卅七 パウロ彼等に曰けるは我儕ロマ人なるに罪を定ずして公然に我儕を杖ち且

獄に入たり而して今ひそかに出さんと爲か宜からず彼等みづから來て我儕を引出すべし 卅八 下吏この言を上官たちに告ければ彼等そのロマ人なるを聞て懼れ 卅九 來て彼等に此より出んことを求つひに引出して又その邑を去んことを請たり 四十 二人のもの獄を出ルデアの家にいり兄弟等に遇これに勸をなして出去ぬ

天明に至りて上官はパウロとシラスの事を審判する事なく、たゞ人々の訴訟を聞きて處罰した事の無道理なりし事を考へ、この二人を釋せと命じたのであつたが、パウロは審判をも受けずして、たゞ内密に釋さるゝ事は此の邑に於ける將來の傳道に對して甚だよからざる事と思ひ、沈默して内密に出る事は出來ぬと拒んだのであつた。加之ならず、この二人の傳道者はロマ人たる特權を有する者であつた故に、彼等を杖つたといふ事は非常なる犯罪であつたのである。何故といふにロマの律法よりすれば、ロマ人たる者を杖つといふ事は嚴禁されてあつた事で、それで上官は今回杖つたこの二人の者がロマ人である事を聞き、大に恐怖して、自ら獄に來り陳謝して二人の無罪を公然發表したのであつた。けれども若しこの二人に就て再び騷動の起らん事を憂ひ、傳道者にこの邑を去らん事を願つたので、二人は多分テモテを伴ひ、たゞルカのみを殘して去つたので、其後ルカは多分數年間ピリピにをつて教會を堅うしたのである。何故と云ふに、「我儕」とい

ふ代名詞は此後第二十章五節、即ちパウロがピリピよりトロアスに歸る時までは記してないからである。ロマ人といふは以前はたゞロマ府の市民のみの事であつたが、パウロの時代の皇帝はロマ人と同一の特權を褒賞としてロマ以外の人々にも與ふる事があつたのである。併し左の二十二ノ二十八に由ば、パウロは生來この民籍にあつた者で、これは父の後を繼いで得たのであつた。當時の皇帝は政治上の全權を掌握してをつたから、ロマ人は政治上の權利はなかつたが、その外には種々なる特權を有してをつたので、其一例は鞭韃或は十字架の如き恥辱の苦刑を免る丶事が出來たのである。これと同時代に某自由市に於て、ロマ人なる者を十字架に釘たが爲に、全然其自由の權を剝奪された事があつたのである。

腓立比書を讀んで見ればピリピ敎會は特にパウロの常に喜ぶ所のもので、パウロより賞讃を受けたのであつた。この敎會の最初の信者は婦人であつた爲に、腓立比書には敎會中の勢力ある婦人の名が二人程も記載してあるのである（腓四ノ二）。

（ホ）テサロニケに於ける傳道

徒十七ノ一—九、

この處を二分すれば、(A)テサロニケに於ける事業、(B)テサロニケに於ける迫害である。

(A) テサロニケに於ける事業

使徒行傳第十七章一―四節

一 斯て彼等はアムピポリス及アポロニヤを過てテサロニケに至る此にユダヤ人の會堂あり 二 パウロ常の如く彼等の中にいり三回安息日ごとに聖書に本きて彼等と論じ 三 キリストの必ず苦難をうけ死より甦るべき事を説また我汝らに傳る所の此イエスは即ちキリストなる事を説明せり 四 是に於て其中の人々信じてパウロとシラスに從り又神を敬ふギリシヤ人の之に從るも多く貴女も少からざりき

三人の傳道者（パウロ、シラス、テモテ）はピリピを出で、國道を進行して、多分其夜はアムピポリスに宿り、猶ほ其次の夜はアポロニヤに宿り、第三日にテサロニケに到着した事であらうと思ふ。ピリピからテサロニケまでの里程は凡そ四十里であつた。抑も テサロニケ といふ所は紀元前三百十五年の頃、當時のマケドニヤ王（即ちアレキサンダー大王の後嗣）がこの市邑を改築して、己が妻（アレキサンダー大王の姉妹）の名を以てテサロニケと名付けたので、敢て文學、美術等に就ては左程名を得た所ではないが、貿易を以て古昔より現今までも盛大なる港で、今はサロニケといふ名を以てコンスタンチノープルの次位にあつて、又歐羅巴に於けるトルコ第一の大都會であるのである。（若しロシヤとオーストリヤとが互に相分れてトルコを征略し、其領地

を分轄するといふ場合があるならば、必ずロシヤはコンスタンチノープルを領し、オーストリヤはサロニケを領するに相違ないと思ふ人もある）偖てこの貿易が盛大に行はるゝ時分に、ユダヤ人は例の風習に從つて、テサロニケに多數住居してをつたので、ピリピとは違つて、こゝには會堂もあつたから、パウロは例の如くユダヤ人を運動の立脚地とせんが爲、其會堂に於て說敎を爲し、或は舊約の預言を說明し、或は救主キリストの苦難を受くべきことを論じ、或はその甦生を證據としてナザレのイエスが來る可きキリストたる事を論ずるに由り、ユダヤ人、又はユダヤ人より一神敎を學びたる異邦人も、幾人か信仰を起したのであつた。彼等が會堂に於て說敎を爲した事はたゞ三回のみ記してある故に、パウロのテサロニケに於て働いたといふ事も、たゞ三週間であつたかといふに、左樣ではなく、多分多數のユダヤ人がキリストに反抗する心を起したので、その後パウロは會堂にゆかず、たゞ他の所即ち講堂の如きものを借り入れて、暫時の間傳道運動を始めた事であらうと思ふ。テサロニケに於ける運動の方法は幾分か撒前一、二章に出てあるが、即ち諂ふ言を用ひず、榮耀を求めず、乳母が其赤子を育ふ如く、柔和にして、己の生命をも惜まず、唯人をも累はさず、夜晝工を作して、（即ち自己の手によりて糧を得る樣工を爲しつゝ道を敎へたのである（撒後三ノ六、八））福音を宣傳したので、又其大主意は偶像を棄て、活る神につかへ、その子の天より臨るを待つべきことを敎へたのである。次に其結果をいへば、信者は大なる艱

難の中に聖靈の歡喜を以て傳道者及び主に習ひ、マケドニヤとアカヤにある信者の模範となり、主の語を彼等より遠方に波及したのであつた。一體テサロニケは繁昌の市邑である故に、此處で新教會の起つたといふ評判は商人等を以て諸方に擴り、テサロニケの信者の名は二人とも徒二十ノ四に見えるのである。即ちアリスタルコとセクンドで、其中アリスタルコはロマにまでパウロとともにゆき、又パウロとともに獄に繋がれた人である（徒二十七ノ二、西四ノ十）。

(B) テサロニケに於て起りし迫害

使徒行傳第十七章五―九節

五 然るにユダヤ人これを妬み市井にをる匪類をかたらひ群を成て邑を擾せパウロとシラスを執へ民の前に曳出さんとてヤソンの家に來しが 六 彼等を見出さゞりければヤソン及び數人の兄弟を邑宰の前に曳來て大聲に曰けるは天下を亂す斯者ども此にまで來れり 七 ヤソンは之を迎納たり此人々は皆イエスといふ他の王ありと言てカイザルの命に背く者なり 八 大衆と邑の宰等これを聞て心を傷しむ 九 上官はヤソン及その餘の人々より保狀を取て之を釋せり

此處に於ても小亞細亞に於けるが如く、多數のユダヤ人はイエスのキリストたる事を信ずる事なく、其上パウロが異邦人に神の自由なる恩寵を宣傳する事に反對して怒を起し、迫害を以て出來

得る丈其事業を妨害したのである。即ち古昔の市井には匪類が遊樂に耽るの風習であつたので、若しユダヤ人が金錢を與へて如此者等を雇ひ入れ、彼等をして騒がしむるといふことは實に容易なことであつた。如此徒は何地にても基督敎の如き貴き倫理を敎ふる宗敎には反對するの心を有してをつたのである。偖てユダヤ人はパウロとシラスに出會はなかつた故に、その宿つてをる所の主人ヤソンを邑宰の前に曳來り、このヤソンの家には治安を妨害する所の國事犯者が宿つてをる事を訴へたのであつた。尤もこのテサロニケといふ邑は自由市で、即ち自治制の邑であつたから、若しこの邑に於て治安を妨害する所の國事犯者が出た等と皇帝に聞えるならば、多分皇帝は大に怒を起し、直ちに自由の權をこの邑より剝奪するであらう事を恐れ、邑宰は如此訴訟を敢て輕んずる事は出來なかつたのである。邑宰といふ原語は餘り見えぬ語で、近來テサロニケにて發見された石碑の文に、當時のテサロニケの宰の官名である事が判明したので、之を以て實際の歷史たる事が解るのである。天下を亂すといふは勿論無道理な訴訟ではあつたが、諸方に於てパウロの傳道に就て騒擾の起つたといふ事は實際であつたので、それにこの事を以て直にパウロが天下を亂すものであるといつた事は眞實らしく聞えたのであつた。カイザルといふはロマの皇帝で、他の王。帖撒羅迦前後書にはパウロがテサロニケに於てキリストの再臨、或は神の國の事を敎へたといふ事が明瞭に記載されてある（撒前一ノ十）「その子の天より臨る

を待」、(仝前二ノ十二)「其國に召き給ふ」、(同前二ノ十九)「キリストの臨らん時」、(同前三ノ十三)「イエスの來らんとき」、(同前四ノ十六)「主號令を以て天より降らん」の如き語で、或は是等を誤解し、或は故意に之れを曲解して、パウロがロマ皇帝に逆ふ國王の起らんとする事を傳へたといつたのは、鳥渡眞實らしく聞ゆる事であつた。又邑宰が如此訴訟を憂ひ、傳道を禁じたといふことは寧ろ當然なる事であつたであらう。　保狀を取りて　といふは多分保釋金をあづけた事で、その理由は解らぬが、人に由て說明を異にするので、或は傳道者が直に邑を去るといふ條件を約束したものであらうと思ふ。テサロニケの信者が太甚しき迫害にあつたといふ事は撒前二ノ十四、同後一ノ六にも見えるのである。

(へ)　ベレアに於ける傳道

使徒行傳第十七章十—十五節

十 兄弟等夜間に急ぎパウロとシラスをベレアに去しむ彼等かしこに至てユダヤ人の會堂に往り 十一 此處の人々はテサロニケの者よりは性情よきが故に好て道をきゝ此の如きと果して有か無かを知んとて日々に聖書を究れり 十二 是故に其中の人おほく之を信ず又ギリシヤは貴女及男子の信じたる者も少からざりき 十三 テサロニケのユダヤ人は神の言のパウロに因てベレアにも傳りしを知又彼

處に至て人々を擾しめたり。十四是に於て兄弟たち直にパウロを海に適しむ然どもシラスとテモテは尙此處に留りぬ。十五パウロを伴ひし者かれを携てアテンスに至る其人々パウロよりシラスとテモテを速に來しめよとの命を受て出立り

ベレアはこのマケドニアの南方で、テサロニケを距る事凡そ二十里、敢て大都會といふべき所ではないが、隨分有名な邑で、ユダヤ人が會堂を建てをる程多數住居してをつたのである。ベレアにあるユダヤ人は、眞理を求むる熱心のあるもので、傳道者より賞讃を蒙り、イエスは眞正のキリストたるかを研究し、又聖書を探究してパウロの說の是非を考へ、遂に信徒は幾人か起つたのであつた。然るにテサロニケのユダヤ人がこの事を聞込み、直にこの邑に來りて騷擾を起したので、パウロは不得已海岸に出で、アテンスにまで進んだが、シラスとテモテは暫時こゝに留つて其敎會を堅うしたのであつた。ベレアの敎會の事は他には見えぬのであるが、併しその信者のソパテルといふ人は徒二十ノ四に出てあるのである。撒前三ノ二、六を見れば、テモテはテサロニケに歸り、暫時其處の敎會を助けたが、ベレアから直ぐにテサロニケに歸り、パウロは一人でアテンスに滯在してをる中に、シラスはベレアに於て働き、テモテはテサロニケに於て働いてをつたといふ事は多分眞實であらうと思ふ。さればパウロが「速に來らしめよ」と命じたとはいふものゝ、この二人は暫時の間マケドニヤに於て働いたものと見ゆるのである。海に適しむ　といふはベレ

アが海岸でなかつたので、港まで下り、夫より舟出してアテンスにゆいたものか、或は海岸まで下つて、海に沿ふて陸路をゆいたものか、確たる事は解らぬが、兎に角ベレアの南方に大山があつたから海岸に下つたといふことは當然なる事である。

（ト）アテンスに於ける傳道

徒十七ノ十六―三十四、

ベレアからアテンスまでの距離は凡そ百里許である。抑もアテンスはグリシャ古代の文明の都府であるといふ許でなく、『文藝の母』ともいはるゝ程に、古代の文學、美術の大都會であつたので、即ち古代のグリシャの光榮の八分はこのアテンスの光榮で、其榮華を極めた時代、所謂紀元前第四、五世紀、即ち四百九十年頃、ペルシャの軍勢がマラトン（Marathon）に於て、ペルシャ國を防禦して、西方の自由を保護してから、其後アレキサンダー大王の爲に敗を取つた時までが、凡そ三百三十五年であつて、その時代にはソクレテース、プレトー、アリストーツルの如き理學者が起り、ソフオクリスの如き詩人が出で、デモセニースの如き辯舌家が現れ、フ井デアスの如き美術家が生れた事を以て、實にアテンスは大なる光榮を得たのであつた。アレキサンダー大王の爲に敗を取つて全く獨立を失ひ、又其後紀元前第二世紀に、ロマの爲に敗られて遂に政治上の自由もなく、隨て活潑なる智力もなく、活ける文學もなかつたけれども、たゞ昔時より殘存してある所の

建築、彫刻、繪畫の如きものを觀覽せんが爲に來るものや、又はグリシヤ文學を學ばんとするものが多數來るといふを以て、當時の世界文學の大學ともいふべきであつたのである。然るに不幸にして如何に世界文學の大學といつても、眞理を求むるの熱心や、活ける學術等はないので、たゞアテンス人は多くは古代より殘存してある光榮に誇り、之を以て金錢を貪らんとする卑劣なる國民となつてしまつたのである。(現今のアテンスは現今のグリシヤ國の首府で、パウロの時代とは異つて、昔時の光榮である建築、彫刻等は大破損を來し、たゞ古跡としてのみ殘つてあるの狀態に過ぎぬので、轉嘆聲を發するのみである)

(A)パウロがアテンス人に出會せし事、(B)アレオ山に於けるパウロの演說、(C)アテンスに於ける傳道の結果、

(A)　パウロがアテンス人に出會せし事

使徒行傳第十七章十六―二十一節

十六 パウロアテンスに在て彼等を待る時その邑こぞりて偶像に事るを見て甚く心を傷めたり 十七 是故に會堂に於てユダヤ人および神を敬ふ人々と論じ又日々市に於て其遇ところの者と論ず 十八 時にエピクリアン及ストイクの理學者數人これと相語り或人いひけるは此嚵喟者なにを言んとする乎また或人いふ彼は

異なる鬼神を傳る者の如しと蓋パウロ彼等にイエス及び復生の事を宣しが故なり 十九 斯て彼を引つれアレオ山に往て曰けるは爾が語る所の此新しき教を我儕知せらるゝことを得るや 二十 爾の異聞を我儕の耳に入しが故に我儕その何事なるを知んことすれば也 二一 凡て此アテンス人および其地に留れる人は惟新しき事をつげ或は聽事にのみ其日を送れり

撒前三ノ一、二に、パウロは一人アテンスに止まる決心をなし、テモテをテサロニケに遣したので、其詳細は解らぬが、シラスとテモテを速に來らしめよと命じて、彼等が直に來るであらうと思ひ、待つてをつたのであつたが、後にマケドニヤの敎會の危險である事を考へ、テモテをテサロニケに遣し、又シラスをベレアに殘しておいたので、それでパウロがアテンスにをつた間はたゞ一人であつたので、尤もパウロは勇敢なる豪傑であつたけれども、友人の同情を求むるもので、特にアテンスの如き所に於ては、たゞ一人傳道する事は實に困難を感じたのであつたが、彼は例の如く、ユダヤ人の會堂に於てユダヤ人を初め、ユダヤ人より一神敎を學びたる異邦人にイエスは來る可きキリストなりと論じた許でなく、このアテンス人が偶像敎に對する熱心なる狀態を見て、大にその誤謬なる事を憂へ、出會ふ人毎に獨一の神の事を敎へたのであつた。アテンスに於て人間よりも神の數の方が多いと古人がいつた如く、實にアテンスには偶像敎の寺院や、石像

の如きものが夥多あつたので、それに市中の中央に山があつて、其山上には別に城はないが、全世界中最美を極めた社殿があつたのである（即ちアテニといふ智慧の神の社殿）。斯くも城壁の如く多數の多神敎の神々の社殿や、寺院や、石像等を建立してあるにも不拘、猶ほ之を以て滿足せず、識ざるの神といふ像を立てたのであつた。かくまでに宗敎に熱心なるものであつたけれども、活ける神を信仰し、その恩惠に感謝し、其神を尊崇するものはユダヤ人に一神敎を學びたる少數の外にはなかつたので、パウロは會堂に於て說敎するのみならず、市井に於て日々出會ふ所の人々に向つて、一神敎の大主意をのべたのであつた。即ち今いつた所の山の麓に市井があつて、之は全市の人々が集合して商賣をなし、或は政治上の事務を執行し、或は日々の新出來事を聞く所であつた。この市井の周圍には最美を盡した社殿や寺院や裁判所や公廳があつて、昔時からソクレテース、プレトーの如き理學者もこゝで敎を說くの風であつたのである。パウロの時代に世の中に盛に行はれた理學はエピクリアン、ストイクといふ兩派で、この二派はともにアテンスに於て紀元前凡そ三百年の頃起つたもので、エピクロスといふ人は紀元前二百七十年に死に、又ストイク派の首唱者ゼノー（Zeno）は紀元前凡そ二百六十年頃に死んだ人であつた。エピクリアン派の說に由ば、神といふものは存在するけれども、敢て世界を創造したものでなく、又人間と何の關係する所はない。而して靈魂は肉體とともに滅亡する事を信ずるもので、その大目的とする所

はたゞ快樂にある事を敎ふるもので、實に古代の唯物論者、功利論者であつたのである。又その敎に由ば善といふべきものは貴き快樂、即ち實際に利益となる事を求め、之を以て安心と滿足とを得るといふ事であつた。故にこの派の一般の者の中には「我ら明日死す可きものなれば飮食するにしかず」（哥前十五ノ三十二）といつて、肉體上の快樂を以て滿足するものもあつたが、エピクリアン派の理學者たるものは如此卑劣なる説を敎ふる事なく、貴重なる快樂を求むべき事を敎へたので、勿論其敎は來世にも、又神及び天にも關係はなかつたのである。ストイク派の理學者は古代の唯心論者で、何ものよりも義理を重んずるものであつて、苦痛に忍耐して義理を盡すは人の道なりと敎へたのであつた。この理學派の首唱者の中に一人はパウロと同一の故郷タルソに數百年前（紀元前第三世紀）生れた人であつた。抑も如此主義は熱心なるロマ人の主張する説であつて、ストイク派の主義を實行するものはロマ人なるケトー（Cato）（紀元前第一世紀）や、又エピクテトス（Epictetus）や、ニロ帝の敎師セ子カ（Seneca）や、第二世紀の皇帝マルカス、アレリアス（Marcus Aurlrius）の如きである。この派の理學者ともいふべきものは神の存在を敎へたが、併し凡神敎の如き神で、又万事は宿命所謂天命によりて定まつてをる故に、忍耐すべしと敎へたのであつた。彼等の敎又は彼等の行ふ所の道德は隨分貴きものであつたが、併し自力に頼り、己が義に誇つて、普通人を輕蔑する心が幾分かあつたので、其中の某者は如此主義を

多分實行する事が出來たかも知れぬが、敢て一般の人を導くといふの能力はなかつたのである。前にもいつた通り、パウロの時代のアテンスの理學者は活ける熱心もなく、たゞ古代より傳つた說を傳へ、或は新奇なる事を聞かんと欲して、實に眞理を求むる熱心ある人は少なかつたのである。如此理學者がパウロに逢つて、彼は巡廻理學者であると思ひ、且つ又ユダヤ人であるとして大に輕蔑し、「この嘐啁者」といつて嘲弄するものもあり、或はパウロが何か新奇なる神を宣傳するならんと思つて、その敎を聞かん事を望むものもあつたのである。故にその敎を聞かんと思つたものはアレオ山にパウロを伴ひ、汝の敎を語れよと迫つたのであつた。このアレオといふはグリシヤの多神敎の先祖神で、アレオ山といふは市井の北にある小山で、古代からアテンスの高等裁判官がこの山の太空の下に於て裁判を爲すの風であつたのである。多數の人の說によれば、パウロに演說を迫つたものは、靜肅に其敎を聞かんと市井に集つてをる多數の人より離れて、この山に登つたのであるといふので、又某有名なる學者の說に由れば、これは新理學をアテンスに於て敎ふる者であるといふ訴訟を以て、パウロをアレオ山の裁判官に訴へたのであるといふのである（勿論パウロを罪人として訴ふるといふ譯でなく、たゞアテンスに於ては新理學を敎へんとするものは先づ裁判官の許可を受くべきであつたからである）。新しき敎といふは、紀元前第四世紀にもかの有名なるデモセニースが、當時の國民に働くの熱心がなく、たゞ新奇な事をのみ聞か

んと望んでをる事を譴責した事がある。パウロの時代のアテンスの人も同じく、活ける熱心なく、たゞ興味ある事のみを聞かんと望んでをつたといふ事は、古代の歴史にも書てあるのである。

(B)　パウロのアレオ山に於ける演説

使徒行傳第十七章二十二―三十一節

廿二 パウロアレオ山の中に立て曰けるはアテンスの人よ我なんぢらが毎事に鬼神を敬ふの甚しきを觀 廿三 われ途を行とき爾曹が敬拜ところの者を見しに識ざる神にと刻書し一の祭壇を見出せり故に爾曹が識ずして敬ふ此者を我なんぢらに示さん 廿四 それ宇宙と其中の萬物を造り給る神は是天地の主なれば手にて造れる殿に住たまはず 廿五 かつ衆人に生命と氣息と萬物を予たまへば物に乏きことなし人の手にて事らるゝものに非ず 廿六 また此神は凡の民を一の血よりつくり悉く地の全面に住せ預じめ其時と住ところの界とを定め給へり 廿七 此は人をして神を求しめ彼等が或は揣摩うる事あらん爲なり然ども神は我儕各人を離るゝこと遠からざる也 廿八 それ我儕は彼に賴て生また動また存ことを得なり爾曹の詩人たちも我儕は其裔なりと云しが如し 廿九 如此われらは神の裔なれば其神を金銀または石などと人の工と巧を以て造れる者と均く意ふ可らず 三十 往者

に蒙昧し時は神これを不問に爲給しが今は何處の人にも皆悔改むることを命じ給ふなり 卅一 蓋神すでに其立し所の人により義をもて世を鞫べき日を定め此事に就ては彼を死より甦らせて其證を衆の人に予たまへば也

この處の主意を四分すれば、(甲)アテンス人の宗敎的熱心を賞讃しながら、猶は宗敎上の智識の不足なる事をのべ、己が演說の目的を告げた。(乙)神は造物者にして、又万民の主たる事をのべて偶像敎の禮拜の不完全なる事を語り、(丙)神は万民の主であり給ふ事をのべて、偶像の如きものは敢て神を現すに足らざるものなる事を說き、(丁)完全なる道を現し、世をさばく者が世の中に起つたといふ事を甦生といふ證據を以て論じたのであつた。それでこの演說の主意は何かといへば、(甲)を以て丁寧に演說を聞くの心を起さしめ、(乙)(丙)を以て當時の多神敎及び偶像敎を責め、人間に近くして万民を支配し給ふたゞ獨一神のある事を敎へ、(丁)を以て救主の降つた事をのぶるに由り、キリストの道を次第に語らんとした時、聽聞者は中途で、甦生の事を嘲笑つて演說を中止せしめたのであつた。

(甲) 二十二、二十三、

鬼神を敬ふ　といふ原語は場處によつて違ふのであるが、人によりて說明も異なるのである。即ちパウロはアテンス人の迷信の太甚しき事を責めたのであると思ふ人もあるが、多分左樣でな

く、宗教的熱心を賞讃するを以て心目を引つけんとしたのであるといふ人もある。即ち前にもいつた通に、アテンスにては、たゞ其邑を守護する神アテニを拜んだといふ許でなく、凡ての神を拜む熱心を以て、最美を盡したる社殿を建て、又石像を彫んだのであつた。又前の十四ノ二十二にあるゼウス、ヘルメスの如き神を拜んだ許でなく、慈悲を本體とせる神の爲に像を立て、又識つてをる宗教の凡ての神の爲に社殿を設け、猶ほ其上に識らざる神のあるやも知れぬといふ事を恐れ、識らざるの神の爲に祭壇を建てたので、如此祭壇のあつたといふ事は古代の歷史にも出でてあるのである。又この一言を以て智慧に誇るアテンス人の神に關する智識の不完全である事が明かであつた故に、パウロは是を以て大に神の道を宣傳するの機會を得たので、即ちアテンス人は不幸にしてたゞ獨一の活ける神を未だ識らぬものであつたので、如此宗教に熱心なる人々に對し、その神の事を宣傳するといふは、實に無理ならぬのみならず、寧ろ肝要であつたのである。

(乙) 二十四、二十五、

實際の神はたゞ獨一で、萬物の造主、又萬民の主であり給ふ故に、人の手を以て造つた殿に住み給ふものでなく、又人より物を受け給ふ事は決してないので、アテンス人が誇る所の美麗なる社殿や、或は多數の祭壇の上に献る所の犧牲の禮拜は、決して眞神の滿足し給ふものではなく、實にイエスの曰ひ給ふた如く、(約四ノ二十四)「神は靈なれば拜する者も靈と眞を以て拜す可き也」

とある通である。この 造り給へる といふ語はエピクリアン派の教に反對し、又その神の單數なるは一般のアテンス人の信仰する多神教に反對するものである。殿に住たまはず といふはステパノが前の七ノ四十八に「至上き神は手にて造れる所に居たまはず」と同一の意で、又王上八ノ二十七、賽六十六ノ一、二にもあるものである。尤も猶太教にも美麗なる殿があつたので、殿を建つるといふ事は敢て多神教即ち異教の特色ではないので、異教でも猶太教でも、神の靈である事を信じ、たゞこの主意を實行するに於て、基督教に劣るのであつたが、然るに多神教の一般の信徒は殿の中には實際に神が住み給ふといふ野卑なる思想を有するに至つたのであつた。乏きことなし といふは詩五十ノ八—十五に「我はなんぢの家より牡牛をとらず、なんぢの牢より牡山羊をとらず、林のもろ〳〵のけもの山のうへの千々の牧畜はみなわが有なり、世界とそのなかに充るものとはわが有なれば縱ひわれ飢るともなんぢに告じ、感謝のそなへものを神にさゝげよなやみの日に我をよべ我なんぢを援けん」とあるので、昔時のユダヤ人も犧牲を献ぐる事を以て、神を喜ばす事であると思つたが、五十篇の著者の如き者は靈的禮拜のみこそ神の喜び給ふものなれと教へたのであつた。アテンスの理學者は犧牲を以て神を養ひ奉る事が出來るといふが如き野卑なる思想は取らなかつたので、たゞ一般普通のアテンス人が如此野卑なる禮拜を必要としたのであつた。それで神が生命と万物とを人類に與へ給ふといふ事は、理學者の說とも違ふ

ものであつたのである。

(丙)二十六—二十九、

神は万民を主宰し給ふ天父である故に、偶像を以て神の榮光を表現するといふ事は到底出來ぬ事で、多神敎にては万民を主宰し給ふ神でなく、却て諸國を各自に守護し給ふ別々の神があると思つてをつたので、勿論如此敎理の不道理なる事は現今の科學に照しても明白なる事である。然るにパウロ時代の理學者はこの不道理なる事を知つてをつたので、たゞ國によりて其宗敎が異なるといふが如き說を主張するものは一般普通の語であつたのである。加之ならず、アテンス人は自國の文明開化に誇つて、先づ世界の人類を二分して一をグリシャ人又他を夷人(Barbarians)(羅一ノ十四に「グリシャ人及び異邦人」とありて、この異邦人といふ原語は夷人即ちバルベリアンである)として異國人を輕蔑したのであつた。而してエピクリアン派の主張する說、即ち神が人類の事に關係し給はぬといふ事に反對し、又ストイク派のものは世の人は凡て兄弟である事を敎へたが、運命論を稱ふるを以て、神の恩惠深き攝理を取らなかつたのである。然るにパウロの基督敎に就ての說は、神が萬民を主宰し給ふといふ目的は人類各自に恩惠を與へ給ふ爲で、而して神が各國の國境と光榮ある時間とを定め給ふた事は百、十二ノ二十三にある。遠からざる也神は肉眼に見え給はざる故に、人より遠く離れて居給ふもので、又人間には關係し給はぬものと

して敎へ、又艱難苦行に由りて神の恩惠を求む可きであるとしてをるものもあるが、併し實際神は日々萬民を守護し給ふ惠の深き父であり給ふのである（羅十ノ六以下）。彼に賴て生きまた動きまた在ことを得なり我等が存在し、又運動する事は凡て神の恩惠による事である（西一ノ十七）「萬物かれに由て存ことを得なり」、（來一ノ三）「萬物を扶持給ふ」。之を以てパウロは一般の異邦人と異り、獨一の神の獨立なる事と、又エピクリアン派と違つて、神と人とは特別に關係ある事を敎へたが、それでストイク派と幾分か似たる敎である故に、ストイク派である詩人の語を引用して此の事を堅うしたのであつたが、たゞストイク派と違つて敎へた事は、神の慈愛の深き事であつた。われらは神の裔これと同樣な語はストイク派の一人の詩人に適合するので、その一人は紀元前第三世紀のアラタス（Aratus）で、彼はパウロと同じキリキヤの人であつた。今一人は同世紀のクリアンテース（Creanthes）で、古昔から理學者の如きグリシャ人は獨一の神が万民の父たる事を敎へたが、彼等は絕對的に一神敎を敎へたのでなく、その說は普通の平民の中には入つた事はなかつたのである。均く意ふ可からずといふは、詩百十五ノ三―八、賽四十六ノ五―七の「なんぢら我を其れに比べ、たれに配ひ、たれに擬らへかつ相くらぶべきか」の意義で、無學なる普通の人は偶像を神として拜し、又學識ある者は如此野卑なる說を受入れぬけれども、美麗なる偶像を以て神の光榮ある事を表現するの考であつたが、神は萬民の天父で

あり給ふならば、勿論偶像の如きものであり給はぬ事は無論であるのみでなく、人の手をもて造る所の彫像、即ちフヰデアスの如き有名な彫刻家の如き者が彫刻した優美なる彫像であつたとしても、決して之を以て神の榮光を表現する事は出來ぬのである。

(丁)三十、三十一、

神は古昔他國人にはその道を敎へ給はなかつたが、今は救主を降し、萬民にその完全なる道を敎へ給ふた故に、多神敎即ち偶像敎の誤謬を棄て眞神の恩惠を受く可き筈である。それで完全なる道を敎ふるの權威ある者が、この世に出現し給ふたといふ證據は、即ち甦生で、この主意はルステラ人に對しての勸言に類したもので(徒十四ノ十六)、古代のアテンス人が美麗なる殿を建て、像を刻み、祭壇を築くが如きを以て、宗敎的熱心を現はしたといふ事は、幾分かその榮譽であつたのである。然るに現在に至りて、完全なる宗敎を學ぶの機會があるならば、その不完全なる宗敎を以て、決して滿足す可きではないのである。古代のアテンス人は理學、美術、文學等を以て、最も開けたる國民であつたが、宗敎に關しては彼等も亦暗黑時代に居るものであつたので、其故にキリストに賴て眞の光を蒙るの機會のあるものは、その古代の暗黑を以て滿足すべきではないのである。それで古代の人が貴重なる宗敎を知らず、たゞ偶像等を以て多數の神を拜したといふ事に對しては、多分神は恩惠を施し、その罪を赦し給ふ事であらうと思ふが、併し眞神の道を悟るの機會

のあるものにして、如此虚しき宗敎を信ずるといふ事に對しては、多分神の怒を招き、その審判におづからざるを得ざる事であると思ふ。不問に爲給しが　といふは羅五ノ十三の「律法なくば罪は人に歸することなし」と同様で、神はキリストを以て、世界的完全なる宗敎を立て給ふまで、宗敎に關する人類の誤解した說を主張した事は敢てゆるされぬ程の罪ではないのである。悔改むることを命じ給ふなり　不完全なる宗敎たる事をも知らぬ人が、神に就て迷ふた事も敢て罪として嚴重に非難すべきではない。併し完全なる道を聞くの機會のあるにも不拘、野卑なる禮拜に滿足するといふは、實に罪惡たるを免れぬのである。鞫くべき日を定め　先に來らんとする審判のある事を語り、次に各自己が罪を悔改む可き事を敎へ、又其上にキリストにある恩惠をのべんとしたのであつた。甦らせて　甦生を以て證據としたといふ事は、右の三節と同じく、當時の傳道者一般の思想であつたのである。

(C)演說の結果

使徒行傳第十七章三十二―三十四節

卅二かれら死たる者の復生の言を聞て或人は戲笑ある人は我儕この言を再び爾に聽んと曰　卅三是に於てパウロ彼等の中より出去る　卅四然ど數人彼に從て信ぜり其中にはアレオ山の裁判人デオヌシオ及ダマリスと名くる女また其他の人も

之と偕に在き

靈魂が肉躰とともに死するといふ事を敎ふる者は、エピクリアン派の理學者許でなく、一般のグリシャ人は肉躰の甦生するといふが如き事を無道理として嘲弄したのであつた故に、パウロが宣傳する所の敎の大基礎は人類の甦生といふ事にあるといふ事を聞き、某者は如此論は實に聞くに足らぬものと思ひ、嘲弄して歸つたのであつた。それで「再び爾に聽ん」といつたものすらも最早眞理をたづぬる事なく、たゞ敎の殘部は後日聞く可しといつて謝絶したものであらうと思ふのである。抑もアテンスに於けるパウロの傳道の結果は甚だ小なるものであつて、其時には別に敎會の設立は出來なかつたかも知れぬけれども、之は全く失敗に歸したといふ可きではない。何故といふに、數人の信徒も出來、又其中には位置のある人も二人もあつたので、即ち裁判官や位置のある婦人であつたのである。このデオヌシオの事に就ては、種々なる遺傳もあるのだが、實際の歷史は別に遺つてないのである。一躰基督敎が諸方に盛大に行はるゝに至つた後にも、猶は數百年間は異敎及び異敎的理學がアテンスに行はれてあつたので、このアテンスは基督敎々會史には左程重大な關係はない所である。

パウロがアテンスに於て理學者に對し、理學的演說を試み大に失敗を招いた故に、この後コリントに於ては敢て世の理學を用ひず、たゞ十字架にかゝり給ふたキリストの事のみを敎ふるといふ

事に決心したといふ人もあるが、之は誤解であらうと思ふのである。即ちパウロは多神敎の信者に對しては一神敎を說き、神の貴き事、又は神の恩惠ある事をのべて、こゝに立脚地を得て後、初めてキリストの贖罪によれる救道を說明したといふ事は實に當然なる方法と思ふのである。それに眞理を追求するの熱心なきアテンス人の如きもの丶中に、多數の信徒の起らなかつたといふ事は、決してパウロがアテンスに於ける傳道方法をあやまつたと云ふ事ではないのである。

(チ)　コリントに於ける傳道

徒十八ノ一―十七、

アテンスからコリントまでの里程は凡そ十八里許で、そのコリントといふ所はグリシヤ本國の南の半島(Peloponnesus)の地狹にあつて、其處の高き岩上には堅固なる城壁があつたが、此はグリシヤの南方の門であつて、又其上に東西の貿易の中心で、古代より有名な所であつたのである。紀元前百四十六年にロマ人はこの邑を攻め取つて亡したのであつたが、恰も百年の後、即ち紀元前四十六年に、ジユリアス、シーザルが、この邑を改築して、殖民地とした故に、パウロの時代には最も繁盛を極めたのであつた。この南の半島を廻航する事は甚だ危險なる事である故に、東西の貿易は必ずコリントの邑を通過したので、これが爲にコリント人は夥多の利益を得、大に驕奢を極めたのであつた。現今はたゞコリントは小村落として殘つてある許であるが、(近來この地にグ

リシヤ政府が大溝渠を開鑿したのである。）ロマ政府はグリシヤ國の獨立を奪つて、之をアカヤ縣と名付け、このコリントをアカヤの首府としたのであつた。而してこのコリント人が特に拜んだ所の神は美術の女神であつて、この女神の爲に大なる社殿を建て、其處に野卑なる禮拜を行つたのみならず、社殿に屬する娼妓の如き賤業婦のみでも千人程もをつたといふ事である。

この處を三分すれば、（A）パウロのコリントの會堂に於ける傳道、（B）會堂を去りて異邦人に對する傳道、（C）ユダヤ人がパウロを訴へし事である。

(A) コリントに於ける傳道

使徒行傳第十八章一―四節

一 此後パウロはアテンスを離てコリントに至る 二 近頃イタリヤより來れる者にてポントに生しアクラと名るユダヤ人および其妻プリスキラに遇て其所に至れり彼等がイタリヤより來しはクラウデヲユダヤ人に盡くロマを離と命ぜしに因てなり 三 彼その業を同くするに由て之と偕に止りて工を作ぬ其業は幕屋を製る者なり 四 斯てパウロは安息日ごとに會堂に於て論じユダヤ人とギリシヤ人を勸たり

貿易盛大なるコリントの如き邑には、勿論多數のユダヤ人が住居してをつたので、パウロは最初例

の如くこれを立脚地として、ユダヤ人或はユダヤ人より一神敎を學びたるグリシヤ人に道を敎へたのであつた。紀元後四十九年にロマ皇帝がロマよりユダヤ人を追放したので、これが爲にロマよりコリントに來つた夫婦があつて、パウロはこの人の家に宿り、又ともに天幕を製るを以て生活の道をたてたのであつた。パウロがコリントに來つた年は多分この二人がロマから追放された年と同一であつたであらうと思ふ。ポント　といふは小亞細亞の北海岸の東の地方で、同一の名は前の二ノ九にも亦彼前一ノ一にもあるのである。アクラとプリスキラ　この兩人は以前より基督信徒であつたから、パウロは彼等に逢ひ、又其家に宿つたのであるといふ人もあり、又パウロと同業を營むものであつたから、パウロが彼等の家に宿つてをる間に、其道を學んだのであるといふ說もあるが、兎に角この人等がパウロに對する愛心は實に羅十六ノ四にある如く、「我命の爲に己の頸を劔の下に置り」とある程、パウロの爲には生命をも惜ず盡力したのであつた。この處以外にこの兩人の名は哥前十六ノ十九、提後四ノ十九に見える。それに此處以外にはいつもプリスキラの名の方が前に書てあるのであるが、これは位置のある婦人であるからといふ人もあり、又良夫よりも智力のあつた人であるといふ人もある。猶この名は羅典語であつたから、アクラはロマに於てロマの婦人を娶つたのであるといふ人もあるが、いづれとも能く解らぬ事である。クラウデオといふは前の十一ノ二十八と同一の皇帝で、紀元後四十一年より五十四年迄位にあ

つた。ロマを離と命ぜし　之は紀元後四十九年の事で、古代の歴史にも書いてあるが、即ちクレストに關して騷擾を起したので、クラウデヲ帝がユダヤ人をロマより追放したと記載してある。このクレストといふは多分キリストの書き違いであらうと思ふ。即ちロマに住するユダヤ人の中にキリストの事に就て爭論が起つた事であらう。工を作ぬ　パウロは手づから業を取つて、生活をなして傳道したといふ事は、哥前四の十二に「手づから工をなし」、同九ノ六に「唯われとバルナバのみ工を止る事を得ざんや」、同後十二ノ十三に「爾曹を累はせざる」、撒前二ノ九に「夜晝工を作て」、同後三ノ八に「人のパンを價なしに食する事なく、勞と苦をして晝夜工を作り」とある。然るにパウロの作せる工といふは幕屋を製る事であつた事は此處にのみ書してあるが、一躰幕屋を使用する事は啻に兵士のみでなく、古昔より現今まで旅宿の少ない地方では、普通の旅人が多く之を使用するの風であつたので、幕屋を製る事は實に貴重なる職業であつたのである。それにこの幕屋は多く山羊の毛の織物で製つたので、この織物はパウロの本國なるキリキヤの產物であつたのである。ユダヤ人の中に位置のあり、又有名なる學者も其子息にこの職業を教ふる風習であつたのである。會堂に於て論じ　パウロはアテンスの傳道に失敗し、又コリントに於て新しき方法を以て、單純なる十字架に關する道を教へたといふ說もあるが、之は多分誤解であつたであらう。彼は多分イエスの來る可きキリストたる事を論じ、又贖罪によりて救はるべき

事を敎へた事であらうと思ふ（哥前二ノ一—四）「われコンリト人とともにをりし時に弱かつ懼また多く戰慄り、わが言し所は人の智慧の婉言を用ゐず、たゞ靈と能の證を用ゐたり」。それでパウロがコリントに於て懼れ且つ戰慄いたといふ理由は、アテンスで失敗したことでなく、たゞ一人にて大なる邑、特に淫亂驕奢の盛なる邑に於て、基督敎を宣傳するといふ事は、實に困難である事を感じたのであつた。コリントはアテンスと比較すれば、文學、理學に就ては左程有名な所ではないが、コリント人は多數グリシャ人であつて、智慧と辯舌と論理とを重んずるものであつた。然るにパウロは哲學的に道を說く事なく、たゞキリストの福音を宣傳したのであつた。

（B）異邦人に對する傳道

使徒行傳第十八章五—十一節

五シラスとテモテマケドニヤより下たる時パウロユダヤ人に向てイエスのキリストなる事を證し道を傳ふることに心を凝し居り　六然るにユダヤ人は之に敵ひ且詬しに因てパウロ衣を拂て彼等に曰けるは爾曹の血は爾曹の首に歸すべし我は咎なし今より異邦人に適ん　七遂に此を離てユストと云る人の家にいる彼は神を敬ふ者にて其家は會堂に隣れり　八會堂の宰クリスポ及その家族みな主を信ず又コリント人にて道をきゝ信じてバプテスマを受し者も多りき　九主

或夜まぼろしにパウロに語給ひけるは懼るゝ勿れ默せずして語べし　蓋われ爾と偕にあれば爾を害せんとて責る者なし且この邑に我おほくの民あり　是に於てパウロ一年と六ケ月の間かれらの中に居て神の道を教へたり

例の如くユダヤ人は多く基督教を棄た故に、パウロは彼等を離つて、異邦人に對し專ら教を傳へたので、彼は天の幻象を以て慰藉を蒙り、一年半の間この所にをつたので、その結果として盛大なる教會が起つたのである。　シラスとテモテ下たる時　テモテはテサロニケに働き（撒前三ノ二、六）、又シラスは多分ベレアに於て働いた事であらう。その時にパウロは帖撒羅尼迦前書を書き贈り、又其數ケ月後に同じくコリントから後書を贈つたので、これはパウロの多分最初の書簡で、時は凡そ紀元後四十九年であつた。　心を凝し居り　この理由は確とは解らぬが、甲の說によれば、二人の兄弟がマケドニヤの教會から寄附金を持參したので（哥後十一ノ九）、この寄附金によりてパウロは暫時の間幕屋を製るの時間を減じ、或は全然休止して傳道の為に全力を盡したといふ人もあり、又乙の說によれば、パウロはテサロニケの教會の危險なる事を聞きて之を憂ひ、テサロニケに赴き信者を助けんと思つたが（撒前二ノ十八）、然るにテモテの報告を聞きテサロニケに赴かずして、專らコリントの為に全力を盡す事に決心したといふのである。　衣を拂て　といふは前の十三ノ五十一の「足のちりを打拂て」と同一の譬喩で、爾曹の血は爾

曹の首に歸すべし　といふは汝等を離れて異邦人に向ひ道を敎ふるのであるが、これは決して我が愛國心の不足なるが爲でなく、又敢てユダヤ人を輕んずる事でなく、汝等の頑固なるが爲に基督敎を棄て、不信仰に由て亡ぶるといふは、汝等自身の罪の結果であるといふ譯である。

ユスト　といふは最古の寫本と英語改正譯には「テトスユスト」とあつて、これは羅典語の名であるから、多分ロマ人であつたであらうと思ふ。前にユダヤ人より一神敎を學び、後基督敎を信じて、己が家を以て講義所に使用する事になした人である。　クリスポ　といふはパウロより受洗した人であるが、パウロが手づからバプテスマを授けたといふ事は哥前一ノ十四に書てあるのである。懼るゝ勿れ　といふはユダヤ人の頑固なる不信仰を見、又コリント人が哲學を重んじ、單純なる敎を輕んずる事を見、又この邑に流行する所の不品行なる罪惡の太甚しきを見て、パウロは自己の薄弱なる事を感じて懼れたのである（哥前二ノ三）。故に主は特別の慰籍を與へ給ふて、約束の如くコリントに盛大なる敎會が設立されたのであつた。これは啻にコリントのみならず、哥後一ノ一に由ば偏くアカヤにある信徒が出來たので、又パウロがコリント敎會を深く愛したといふ事は哥林多前後書に記してあるが、然るに不幸にもこの敎會の中に種々なる過失が起り來つて、大に憂ふ可き事であつたのである。一年と六ケ月の間　これはパウロがコリントに滯在してをつた時間凡てがこもつてあるので、如此長き間　働いた所は甚だ少ないので、たゞ

エペソの如き所があつたが、兎に角この東西の中心たるコリントの如き地に教會の設立されたといふ事は、實に重大なる事であつたのである。

(C) ユダヤ人がパウロを訴へし事

使徒行傳第十八章十二—十七節

十二 ガリヨアカヤの代官たりし時ユダヤ人心を合せてパウロを攻かれを裁判所に曳來り 十三 曰けるは此徒は律法に背て神を拜ことを人に勸る者なり 十四 パウロ口を啓んとせし時ガリヨユダヤ人に曰けるはユダヤ人よ若し不義奸惡の事ならば我が爾曹より聽は理なり 十五 然ども若し言語あるひは名字および爾曹の律法の論ならば爾曹みづから之を理べし我かゝる事の審士たるを欲ず 十六 斯て彼等を裁判所より逐出せり 十七 是に於て凡のギリシヤ人會堂の宰なるソステ子を執へ裁判所の前にて杖朴りガリヨは更に此事を意とせざりき

ユダヤ人は異邦傳道の盛大となる事を憂ひ、律法に違背する道を説くといふ事を以て訴訟を起し、傳道を妨害せんとしたのであつたが、代官は如此訴訟を敢て聞入れなかつたので、大にユダヤ人は失望したのみならず、先輩者たる者が杖扑れたのであつた。ガリヨといふはニロ帝の教師であつたセ子カの兄弟で、其セ子カの語に由れば、實に彼は親切深き人であつたといふ事で

ある。ガリヨがアカヤの代官であつたといふ事は、他の歴史にはないのであるが、彼がコリントで熱病を患つたといふ事は、セ子カの書にあるので、彼が代官であつたといふ事も實際の歴史に適合する事である。この**代官**といふ原語は前の十三ノ七の「方伯」と同一で、前にも云つた如く、直接に皇帝に附屬するものでなく、元老院の下にある國の官名であるのである。一體アカヤ（即ち古代のグリシヤといはるゝ國）は以前元老院に屬してあつたが、其後テベリオ帝が直轄する事となり、又其後クラウデヲ帝が再び元老院にまかせたので、この事は歴史上に書してあるから、この官名も確實なる歴史的事實である。**律法に背て**　パウロが宣傳する所の基督教は、我が律法に背くものであるといふ意であるか、兎に角律法に背くといふを以て、代官に訴へたのであつた。然るに代官は猶太教基督教の衝突には更に關係せず、基督教を宣傳する事は敢てロマの律法に背くものでないとして、その訴訟を聞き入れなかつたのである。**不義奸惡**　或は一個人に對する不義、或は治安を防害する奸惡、即ち民法或は刑法等に背く事を訴ふるならば、代官として勿論調査する事であらう。**言語あるひは名字および爾曹の法律の論**　ナザレのイエスがキリストなるや否やといふが如き論は、たゞ言語或は名字であつて、事實に關する事でない故に、帝國や法律に關係はないとして輕んじたのであつた。それにパウロの傳ふる道が猶太教に適合するや否やといふが如き問題は、全然輕蔑したのであつた。**ソステ子を執へ杖扑**

り最古の寫本及び英語改正譯にはグリシヤ人とない故に、ソステ子を杖扑たものが誰であるか確たる事は解らぬが、或はユダヤ人が失望してソステ子を杖扑たのかも知れぬ。併し多分杖扑たのは實にグリシヤ人であつたであらうと思ふ。即ちユダヤ人が裁判所より逐出さるゝ時に、市井に遊んでをる無賴漢がユダヤ人の先輩者を杖扑たものであらう。それで勿論ソステ子が杖扑れたといふ事はユダヤ人の失敗した證據として記載されてあるのである。(このソステ子は多分哥前一ノ一にあるソステ子といふ信者とは違ふ人であらうが、後に基督教に加つたかも知れぬ。併し多分異人であつたであらうと思ふ) 此事を意こせざりき　邑人がユダヤ人の先輩者を杖扑たといふ事は、たゞその邑人が惡戯に杖扑たので、別に理由のあつた譯でないので、代官は敢て意とせなかつたのである。それでガリヨが宗教に冷淡なるこれは證據であると思ふ人もあるが、實際ガリヨは宗教に冷淡であつたロマ人に相違ないとしても、こゝの「此事を意とせざりき」といふは、敢て宗教の事には無關係であつて、たゞソステ子が杖扑れた事にのみ關係する事であらうと思ふ。

コリントに於ける最初の信者は哥前十六ノ十五と、又同前一ノ十六に出てあるステバノであるが、併しこの人の事は本傳には出てないのである。

(り)　パウロがエルサレムに立寄り、アンテオケに歸りし事

使徒行傳第十八章十八—二十二節

十八 パウロ此處になほ久く留り後兄弟に暇を告てプリスキラ及アクラと偕に舟にてスリヤに濟る彼ケンクレアに在しとき誓願に因て髮を剪り 十九 彼エペソに至て二人を其處に留おき自ら會堂に入てユダヤ人と論ぜり 二十 衆人彼が久く偕に居んことを請たれど背はずして 二一 暇を告て曰けるは我この來んとする節を必ずエルサレムに於て守ざるを得ず然ども神許し給はゞ復び爾曹に返べしと 遂に舟出してエペソを去 二二 カイザリヤにつき而してエルサレムに上り教會の安否を問て後アンテオケに下り

パウロは船にてエペソに立寄り、カイザリヤに渡り、夫よりエルサレム教會の安否を問ふて、アンテオケに歸つたのであつた。なほ久く 多分今回コリントに滯在した時間は、前の十一節の「一年と六ケ月」の中に皆含まれてあるのであらう。それで其間にユダヤ人がパウロを訟へたのは何年頃の事であつたか解らぬのである。スリヤ といふはアンテオケの地方で、地中海の東海岸の北の方であつた。又ケンクリアはコリントの東の港で、コリントの地狹にある東西兩の港の一つであつたので、勿論東方のスリヤへ赴かんとするには、是非このケンクリアより舟出したのであつた。ケンクリアとコリントの距離は三里半で、ケンクリアの事は羅十六ノ一に記

してある。誓願に因て髮を剪りといふこの「髮を剪つた」ものはパウロでなく、アクラであると思ふ人もあるが、この說にしても敢て原文に符合せぬ事はない。然るにアクラの誓願の事等は本傳に記載するの理由は別にない故に、多數の人の說に由れば、全くパウロが髮を剪つたので、その方が道理であるといふのであるが、この說にても原文に符合するのである。誓願といふ事は詳細には解らぬが、恩惠に對して感謝する爲に誓願を爲すといふ風習はユダヤ人中に盛大に行れた事であつた。それでこの誓願を爲すものは一定の時期（多分一月許）の間は髮を剪らず、又葡萄酒を飮まず、而して其一定の時期を終りて、髮を剪り、其髮を犧牲とともに神殿に献ぐるの風であつたが、之は民六章に出てあるナザレ人の誓願（このナザレ人といふは敢て地名でなく、又勿論ナザレ邑に關係はないのである）と同樣な誓願であつた。それに後の二十一ノ二十三以下に出てある誓願とも同一である。パウロは異邦的基督敎を敎へ、敢て猶太敎の儀式に關係なく、信仰によりて救はるべき世界的福音を宣傳したけれども、神の恩寵に感謝するの禮式として、如此誓願をなしたといふ事は別に奇怪の事ではなく、却て哥前九ノ二十にある主意に適合するのである。又誓願をなした理由は確たる事は解らぬが、多分コリントに於て蒙つた所の恩寵に對しての感謝の禮式であつたであらうと思ふ。併したゞ一の難問が起るかも知れぬ。即ち一體誓願を爲す者はエルサレムの殿に於て犧牲を献げ、而して偕に髮をもさゝげる筈であつた故に、ケンク

リアで髪を剪つたといふ理由は實に說明なし難いのである。それで確たる事は解らぬが、某者の說に由ば、誓願者が誓願を立る時に髪を剪り、又誓願の期日が滿ちたる時に再度髪を剪るのである故に、今回のこの事は誓願を立る時であつたといふので、又他の人の說に由ば、定期の終に於て、ケンクリアで髪を剪り、其髪を持參してエルサレムに上り、殿に献げたのであるといふのであるが、何れにしても著者がこの事を記した理由は、多分パウロがアンテオケに於て種々なる危險より救はれた事に就ての感謝であつたであらうと思ふ。エペソといふは小亞細亞の西海岸で、コリントの對岸であつたのである。この節をエルサレムに於て守ざるを得ずといふは最古の寫本と英語改正譯には省畧してあるが、併しこの句を事實とするならば、何の節であつたかといふ事と、又パウロは何故にこの節をエルサレムに於て守る可きであると思つたか確たる事は解らぬ。偖てこの第二傳道の終局に臨んで、この傳道中の結果を回顧すれば、これは大抵マケドニヤ、アカヤ兩國に於ける傳道で、それでパウロの特別の傳道地といふ可きは、ガラテヤ、アジア、マケドニヤ、アカヤの四ケ國であつて、其中でガラテヤ敎會の設立は多分第一傳道の結果であつたのである。マケドニヤとアカヤの敎會の設立は第二傳道の結果で、アジアは第三傳道の結果であつたのである。パウロは第二傳道中に於て最初の書翰即ち帖撒羅尼迦前後書を書いたのであつた。

第四、パウロの第三傳道

徒十八ノ二十三——二十一ノ十六

今回の傳道者は、パウロ一人で（然るにパウロの補助者は幾名もあつた）、傳道地は多くはアジアで、即ち特にエペソであつたのである。時は凡そ紀元後五十一年より五十五年までゞある。

（イ）パウロはガラテヤを通過して、ガラテヤ教會を强固にしつゝある中に、（ロ）アポロがエペソに於て基督教を學び、教會を助くる爲にコリントに渡り、（ハ）後又パウロはエペソに來り凡そ三年間其所にて働き、（ニ）夫よりマケドニヤを巡りてコリントに到り、其所にて三ケ月働き、後マケドニヤを通過してトロアスにまで歸り、（ホ）又其處にて說教をなし、夫よりミレトスにまで進み、（ト）其所にてエペソの長老等に勸告を與へ、（チ）而してミレトスよりカイザリヤに立寄つてエルサレムに上つたのである。

（イ）　ガラテヤ教會を强固にせし事

使徒行傳第十八章二十三節

廿三 暫く此處に住て又出立ガラテヤ及びフルギヤの地を逐次に經て凡の弟子等を堅せり

第二傳道と同一の道順を以て、陸路スリアのアンテオケから南ガラテヤの教會（即ちデルベ、トロアス、イコニオムとピシデヤのアンテオケ）を助けたのである。然るに予の主張する所の說は、パウロがこの南ガラテヤを通過して其教會を助けたといふ事は三回目であつたと思ふのである。

フルギヤ　といふは同一のガラテヤ縣の中のフルギヤで、恰も丹波の幾部が京都府に、又幾部が兵庫縣に屬するが如く、フルギアの幾部はガラテヤ縣に、又幾部はアジア縣に屬したのであつた。

（ロ）　アポロの事

使徒行傳第十八章二十四―二十八節

廿四 爰にアレキサンデリアに生しユダヤ人にて辯才あり且聖書に達したるアポロと名る人エペソに來れり 廿五 この人夙より主の道の教を受かつ心を熱してイエスの事を詳細に誨ふ然ど惟ヨハ子のバプテスマを知るのみ 廿六 かれ始て此會堂に於て憚らず語りければプリスキラとアクラ之を聞て彼を己が家に招き神の道を尚も詳細に說明せり 廿七 アポロアカヤに往んとせしかば兄弟たち書を遣て弟子等に彼を接容んことを勸むかれ至て既に恩により信ぜし者を大に助たり 廿八 蓋かれ聖書を引てイエスのキリストなる事を示し人々の前にてユダヤ人を甚く辯折たれば也

アポロはアレキサンデリアに住するユダヤ人で、又舊約聖書に達する人であつたが、彼はバプテスマのヨハネの證を以て、イエスが來る可きのキリストたる事を信じてをつた。併し聖靈の降臨や、福音の詳細なる事は知らなかつたのである。而して彼はエペソの會堂（ユダヤ人の會堂）に於て、イエスのキリストたる事をのべたが、猶はプリスキラとアクラからキリストの事を詳細に學び、後兄弟の招聘に應じてコリントに渡り、舊約聖書を以て、イエスのキリストたる事を論ずる事に由り、ユダヤ人の反對論をふせぎ、大に敎會を助けたのであつた。そこで敎會はこのアポロがパウロよりも其辯舌と論理的演說とを以て道を敎へた爲に、互に比較した結果、パウロを幾分か輕蔑するの傾向を生じ、遂にアポロ黨の名を以て起つた黨派もあつたのである。それが爲に又他方には之に對峙してパウロ黨が出來、或はケパ黨が起り、或はキリスト黨までが生ずるに至りて爭ふたのであつた（哥前一ノ十二）。然るにこの黨派が起つて互に爭論をなしたといふ事は、決してアポロの關係した譯でなく、彼がコリントを出て、後に起つたのであつた。寧ろアポロはパウロと同一の福音を宣傳し、恰もパウロが種えた所の樹木に灌ぎし如き事業をなしたのである（哥前三ノ六）。故にパウロはアポロに再度コリントに到らん事を大に勸めたのであつたが、併し多分自己の名の爲に爭論の起らん事を恐れ、アポロは往く事を謝絕したのであつた（哥前十六ノ十二）。それで以後にアポロの名の出てあるのはたゞ多三ノ十三のみである。アレキサンデリア

といふはエジプトの大なる港で、即ちアレキサンダー大王が建設して己が名を以て命名した所で、貿易を以て大に繁昌する邑であつたのみならず、その時代の文學哲學の淵叢であつたのである。それで其邑に住居するユダヤ人も多數あつて、其中フアイロウ（Philo）の如きは猶太教を哲學的に說明し、異邦の人心に適ふ樣に敎へた事があるので、其後又有名なる基督教の學者も數人此處に起つた事があるのである。されば古代より傳はつた文學、理學を敎ふるを以て、アテンスは世界の大學となり、又當時活文學活哲學の行はるゝ事を以て、アレキサンデリアは天下に知られたのであつた。故に辯才のあるユダヤ人が此アレキサンデリアから出たといふ事は當然なる事である。

聖書といふは勿論舊約聖書で、主の道の敎を受け　イエスの事を詳細に誨へ　ヨハネのバプテスマを知るのみ　といふは詳細にイエスの事を誨へ、又熱心にしてイエスの道を敎ふるものが、たゞヨハネのバプテスマの事のみを知つてをつたといふ事は、如何にも奇怪で、今確たる事は解らぬが、或は基督教の傳道者が未だアレキサンデリアに來つて働いた事のない證據かも知れぬのである。それでたゞイエスの生涯の大畧と、バプテスマのヨハネがイエスに就て證をなした事のみを聞き、或はイエスの復活の事を聞きて、如此證據に由り、イエスの事業或は甦生が舊約聖書の預言に應ふものであつて、イエスは實に來る可きのキリストたる事を信仰するに至つたのであるけれども、敢て聖靈の降臨や、イエスの贖罪や、敎會の發達等に就ては

未だ知らなかつたといふ事は決して不思議ではないと思ふ。(如此人が何故にエルサレムに上りて、基督敎の事を詳細に研究せなかつたかといふ疑問が起るならば、たゞ解らぬといふ外はない。或はイエスの生涯の大畧、或は甦生の如き事を幾分か知るを以て、最早充分であると思つたものかも知れぬ)それで**詳細に誨ふ**といふはたゞわが知つてをる丈力を盡して敎へたので、而して彼はユダヤ人の會堂に於て、十字架に懸りしイエスをキリストとして敎ふる事を敢て恥辱とせずして宣傳したが、併し彼が基督敎に就ての智識の未だ不足であるといふ事は、アクラとプリスキラに知れたので、この二人の夫婦はアポロを招いて、キリストの昇天後の事、即ち聖靈の降臨や、基督敎の發達や、又基督敎の猶太敎と異なる事を詳細に説明したのであつた。こゝに注意す可き事は、エペソに未だ基督敎の敎會がなかつた爲に、この夫婦は一般のユダヤ人と偕に、猶太敎の會堂に出席してをつたので、其處でアポロに出遇つたのであつた。**アポロアカヤに往んとせしかば**　巡廻傳道をなさんが爲に、アカヤにまで往く考であつたか、但しは自己の私用の爲であつたか解らぬ。**兄弟等書を遣て**　エペソにはアクラとプリスキラの外に兄弟と稱す可き信者は幾人程あつたか解らぬが、別にエペソに於て活潑なる傳道運動を爲した事もなく、又敎會も未だなかつたけれども、この夫婦の勸告によりて、基督敎に入りたる信者は數人あつた事であらうと思ふ。この**兄弟たち**といふはコリントの信者の事で、**大に助たり**といふは

コリントに於けるユダヤ人がパウロを裁判所に訟へた爲に、彼等は失敗を招いたけれども、猶はイエスの名を誹謗する事により、コリントに於ける傳道を妨害したので、聖書に通じ、辯才のあるアポロの如き人の助力を以て、信者は大に勸喜したのであつた。即ち彼は舊約聖書の預言の深意を説明し、而して一般のユダヤ人のキリストに關する希望の誤解してをる事を論じ、彼らの誹謗に對してイエスのキリストなる事を強く説破したのであつた。

（ハ）エペソに於ける事業

徒十九章、

エペソは小亞細亞の西海岸の中央にあつて、當時小亞細亞中最も盛大なる都會であつた。即ちロマ、アレキサンデリア、アンテオケの中で、所謂帝國内の第四位にあるものであつた。それでこの邑は小亞細亞の關門とも云ふ可き港で、貿易を以て盛大を極め、且つ此處にある有名なる社殿（徒十九ノ二十三の註を看よ）は全世界中の最上に位するもので、之に參詣する者の爲に邑は大なる利益を得たのであつた。加之ならず、この邑はアジア縣の都府で、政治上の中心で、又魔術の如きもの丶行はる丶事を以て、大評判を得た處であつたのである（徒十九ノ十三の註を看よ）。そこでこのアジア縣は小亞細亞の西の地方で、古昔よりグリシヤ人が殖民地を立て、貿易をなし、希臘語の文學の行はれた處であつた故に、最も開明にして富める國であつたのである。さればパ

ウロが三年間をこゝに費してこの地方の傳道を貴びたる事は實に當然なる事である。夫れからパウロが死去して後も、使徒ヨハネが數十年間こゝに留つてこの地方の傳道を監督したのであつた。然るに以後次第にこの港は船の入らぬ程淺底となつた爲に、衰微を來すに至り、今はたゞ古跡を僅かにとゞむるのみである。

この段を五つに區分すれば、(A)ヨハネのバプテスマを受けたる信者に完全なる道を教へ、(B)三ケ月間ユダヤ人の會堂に於て教を說きて後、二年間異邦人に道を宣傳し、(C)呪を爲すユダヤ人がイエスの名を侵した爲に恥辱を蒙り、それによりて彼等も其魔術の無能力なる事を悟り、こゝにその魔術を悔改めた。(D)それより後パウロは二人の友を先にマケドニヤに遣し、自己のみ暫時エペソに留つてをる中に、(E)大なる騷動が起つたのであつた。

(A)　ヨハネのバプテスマを受けたる弟子等に完全なる道を教へし事

使徒行傳第十九章一―七節

一 アポロのコリントに居る時パウロ東の方の地を經てエペソに來り或弟子たちに遇て 二 之に曰けるは爾曹信者と爲しとき聖靈を受しや答けるは我儕は聖靈の有ことだに聞ざりき 三 パウロ曰けるは然ば爾曹バプテスマを受て何に入られしや答けるはヨハネのバプテスマに入られたり 四 パウロ曰けるはヨハネ

は誠に悔改のバプテスマをなし民に向て我の後に來る者すなはちイヱスキリストを信ぜよと曰り 五 彼等これを聞バプテスマを受て主イヱスの名に入られたり 六 パウロ手を其上に按ければ聖靈かれらに臨みな異なる諸國の言にて語かつ預言せり 七 其人おほよそ十二人なりき

この弟子等は幾分かアポロの如き信仰を有してをつて、イエスがキリストであり給ふ事を信仰したが、聖靈の降臨を知らず、又聖靈によれる賜と其歡喜とを未だ嘗つた事なく、たゞヨハ子からバプテスマを受けた人と同じく、罪悪を悔改めた表號として洗禮を受けたのである故に、パウロはガラテヤから海岸に下つた時、この人等に遇ひ、彼等が未だ基督敎的經驗の足らざる事を知り、キリストに對する信仰を語り、又按手を行ふて彼等は聖靈の賜を受けたのであつた。東の方といふはガラテヤとブルギヤで、聖靈を受しやといふは、パウロがこの人々に遇つた時に、彼等が未だ聖靈を受けてをらぬといふの疑念を起したのであるか解らぬが、多分彼等の基督敎的歡喜の不足なるを見て、如此疑念を起したものであらうか、或は又只その實驗した所を知らんが爲に質問したのかも知れぬ。聖靈の有ことだに聞ざりきユダヤ人は皆舊約聖書を讀むによりて、神の靈の働きの事を知つてをる故に、この返答は聖靈の降臨のあつたといふ事を未だ知らぬといふ意義である筈である。約七ノ三十九の「靈未だ降ざればなり」といふ原文の直

譯は「靈いまだあらざればなり」と同じ事である。さればこの弟子等はアポロと同じく、イエスのキリストたる事を信じ、或はその一生涯の事や、復活の事をも幾分か知つてをつたのであるが、たゞイエスの昇天後の出來事に就ては何も知らなかつたのである。ヨハ子のバプテスマといふはたゞ罪惡を悔い改めた表號としてバプテスマを受けたので、又基督教のバプテスマはたゞ罪惡を悔改むるといふ表號である許でなく、其最も肝要なる點はキリストに屬する者と云ふ事で、即ちキリストを救主としてこれに信賴し、キリストによりて新生命を受くるといふ表號であつたのである。それでヨハ子のバプテスマを受くる者はその說敎に感動して罪を悔改するの心を起したといつても、神の助力と恩惠とを充分に蒙る事はなかつたであらうと思ふ。然るに眞實にキリストによりてバプテスマを受くるものは、イエスの名によりて天父の恩惠を蒙り、罪惡を棄て、新生命を受るの能力を蒙る事である。又パウロの時代に於てこのバプテスマを受くるものは、多くは新生命に入つた表號として聖靈の特別なる賜を受けたのであつた。ヨハ子はキリストを信ぜよと曰り　このパウロの返答の要點は、ヨハ子は罪惡を悔い改むるの表號としてバプテスマを施したといふけれども、其說敎の肝要なる所は、來らんとするイエスを指すの預言であつたのである。故にイエスを來る可きの救主として信仰する者は、紀元前のバプテスマを以て滿足せず、イエスによりて完全なる救を得べきで、即ちヨハ子の事業のバプテスマはたゞイエスに

先てイエスの爲に準備を爲すものであつた故に、キリストの信者は之に優つて救を求むべきであつたのである。バプテスマを受て主イエスの名に入られたり重ねてバプテスマを授けるといふ實例は、聖書の何處にも明には書いてないが、多分イエスの最初の弟子等の如きは、前にヨハ子よりバプテスマを受け、其後イエスより重ねてバプテスマを受けた事はなからうと思ふ。然るにイエスが昇天し給ふて後、基督教に入る所の者は前にヨハ子よりバプテスマを受けた事があつても、それに關係なく、新に己が身をイエスに献ぐる表號としてバプテスマを受けたのであつた。手を其上に按ければといふは前の八ノ十七と同じ按手で、即ち前にもいつた如く、以前手を按くといふ事は、たゞ天の恩惠を求むる祈禱の表號で、（イエスが嬰兒に手を按て祝し給ふたと同じである（太十九ノ十五））敎會の役員が就職する時の表號許ではなかつた。聖靈臨といふは前二章、八章、十章にある事と同じく、聖靈の精神的の働でなく、その時代の聖靈の特別の働きで、即ち方言を語るが如き事であつた。それにたゞ方言を語る能力許でなく、今回は基督教の完全なる事を初めて悟り、キリストによれる恩惠の豐かなる事を知り、己が身をキリストに献ぐるの決心を以てバプテスマを受る者は、必ず聖靈によれる歡喜を蒙つたのであつた。故にこの話の大主意は、基督敎といふ道はたゞ罪惡を悔改めよといふ事を以て、貴重なる倫理をのぶる許でなく、キリストによれる天の恩惠を與ふる道であるといふ事である。

(B)　パウロの事業

使徒行傳第十九章八—十二節

八 パウロ會堂にいり憚らずして神の國の事を論じ且勸て三ケ月を歴たり 九 然るに剛愎にして之を信ぜざる人々あり衆の人の前に其道を詆誹ければパウロ彼等を離れ弟子等をも別させて日々テラノスと云る人の講堂に於て論ぜり 十 二年の間如此ありしかばユダヤ人もギリシヤ人も凡てアジアに住る者悉く主の道を聞ぬ 十一 神はパウロの手によりて希有ふしぎの事を行ひ給へり 十二 即ちパウロの身に着たる汗布或は襘布を取て病者に加ければ病はさり悪鬼は出たり

パウロは例の如く、ユダヤ人の會堂を以て立脚地となし、アクラとプリスキラより道を聞きたる者を初めとして、ユダヤ人に道を教へたのであつたが、彼等は凡そ三ケ月程の間パウロの説教を敢て拒む事なく、聞いてをつたのである。然るにユダヤ人の多數がイエスを棄つるの心を起し、イエスの名を詆誹り、パウロが會堂に於て教を爲す事を拒絶するに至つたので、パウロは不得已彼等を離れて、某者の講堂を借り受け、これを講義所として二年間道を教へたのであつたが、其結果は啻にエペソの教會が設立されたと云ふ許でなく、アジア全縣内の諸方に基督教が擴張され、それに教會も幾箇となく設立されたのであつた。猶は其上此處では、特別にパウロは奇跡を

行ふの能力を蒙り、之を以て大に人心を感動せしめたのであつた。**神の國**　ユダヤ人は凡て神の國即ちメッシャ的の王國を待つてをつたのであつたが、不幸にして彼等は皆政治的の獨立、又は國家を望んでをつたので、パウロは憚らずしてこのユダヤ人の希望に反對し、神の國は靈的の國なる事を論じ、又イエスを信ずる者はこの聖國の幸福を蒙る事が出來ると教へたのであつた。**道を詆誹ければ**　ユダヤ人の會堂に於ては、パウロに反對し、パウロの說教を妨害し、又之に就て爭論を起した許でなく、一般の人即ち異邦人の前に於て、イエスは十字架にかゝりし罪人であるといつて聖名を詆誹り、又基督教はモーセによりて立られたる神の律法に反對する異端邪說であるといつて詆誹つたのであつた。**弟子等をも別させて**　暫時の間キリストを信ずるユダヤ人は、敢て別箇の團體を組織する事なく、一般のユダヤ人と偕にユダヤ人の會堂に集會して禮拜を爲したのであつたが、最早偕に禮拜を爲す事の出來ざる程に爭論が起つたので、信者と不信者とはこゝに別れて信者は教會を設立したのであつた。**テラノスの講堂**　當時のエペソの如き都會に於ては、巡廻する所の理學者、哲學者、或は論理及び文學の講師たる者が、講堂に於て講演を爲すの風習であつたのである。テラノス　といふ人は、或は理學者、或は文學者であつたか、或は講堂の持主であつて、講堂を講演者に貸す者であつたか解らぬが、この人は別に信者ではなく、たゞパウロがテラノスよりこの講堂を借り受けたものであらうと思ふ。アジア

に住るものことごとくといふは勿論文字通に一人も不殘道を聞いたといふ譯でなく、基督教の評判を聞いた者がアジア全縣にあつたといふ事である。この傳道の主任者はパウロであつたが、パウロと共に働き、或はエペソに於て傳道し、或は其他に於て、即ちアジア全縣の邑々村々を巡廻傳道するものは幾人もあつたので、如此數人の者等はパウロに激勵されて、パウロと同様なる熱心を以て大事業を爲したのであつた。其補助者たる傳道者の一人は西一ノ七にあるエパフラスで、多分今回エパフラスの働きによりてコロサイの教會が設立されたのであらう。それにエペソに於ての最初の信者の名は羅十六ノ五にあつて、即ちエパイネトである。猶はパウロと共に働きたる二人の傳道者の名は徒二十ノ四にあるテキコとトロピモで、又他の二人の名は同十九ノ二十二にあるテモテとエラストで、如此人々は幾人もあつたであらうと思ふ。希有ふしぎ當時エペソの地は魔術家の淵叢であつた故に、神はこれに對して基督教の能力の遙かに之れに優る事を明白にせんが爲、特に奇跡を行はせ給ふたものであらうと思ふ。それにこの奇跡といふは皆病患を醫す事であつて、啻に基督教の能力を現したといふ許でなく、その恩惠を示す事であつたのである。それにこれは魔術家とは違つて、パウロは無代價にして如此慈悲の事業をなしたのであつた。この病患を醫すの能力を賜はつたといふ事はパウロの哥前十二ノ九に明かに書いてをるのである。この「希有」といふは或は通例よりも多數といふことであるか、或

は兩方ともに含まれてあつたのかも知れぬ。この著しきわざといふ事は十二節にあるが如きものである。即ちパウロは普通手を人の上にのせて其病患を醫すのであつたが、今回は汗布や襜布をもつて遠方にある者を醫したのであつた。一體汗布の如きものをもつて病患を醫すといふ事は、イエスの衣の裾にさはつた婦人の信仰の如きであつて(可五ノ二十七)、如此信仰は迷信に類したもので、最上なる貴き信仰ではないのである。それで如此汗布をもつて病患が醫れたといふ事は實際の奇跡であるといふ事は出來ぬが、如何にこの事業に就て多少の迷信が起つたとしても、パウロは實際にエペソに於て大なる奇跡を行つたといふ事は歴史的事實であつたのである。

(C) 呪をなす者が恥辱を受けし事

使徒行傳第十九章十三―二十節

十三 茲に諸所を遊行て呪をなせるユダヤ人あり惡鬼に憑れたる者に向ひ試に主イエスの名を呼て曰けるは我儕はパウロが宣る所のイエスに藉て爾に出んことを誓しむ 十四 如此なせる者はユダヤ人なるスケワと云る祭司の長の七人の子なり 十五 惡鬼こたへて曰けるは我イエスを知またパウロを識り然ど爾曹は誰ぞや 十六 惡鬼に憑れたる人彼等の上に躍上り之に勝て壓伏ければ彼等傷つけられ裸にて其家を逃去り 十七 此事エペソに住る凡のユダヤ人ギリシヤ人に聞えしかば

彼等みな懼を懐ぬ又主イエスの名崇られたり 十八 また信ぜし者のうち多來りて自ら言あらはし其行し事を訴へたり 十九 また曩に魔術を行へる多の者等も其書籍を集人々の前にて焚り其價を計て銀五萬なるを知り 二十 主の道廣まりて勝を得ること此の如し

抑も其當時は魔術或は呪の如きが諸方に行はれ、特に東方の者はこれを以て多くロマ人を欺き、大評判を博して多數の利益をしむるといふ事は度々の事であつたのである。それに猶太教の律法には凡て如此事を嚴禁されて(申十八ノ十、十一、)あつたに不係ず、その事をも顧ずして、其時代には如此業を行ふユダヤ人もあつた事は古昔の歴史に記してある事で、即ちソロモン大王の智識を以て發見された巧により、魔鬼を逐出す事が出來ると誇つたものもあつたのである。特にエペソは魔術や呪に就ては大なる評判のあつた所で、エペソといふ文字を以てすら魔術を行ふ事が出來るといふ程であつたのである。それでこのエペソといふ文字を一般の人に知れない樣につとめて秘密に爲したのであるから、此事の書いてある書籍は實に高價のものであつて、例之某角力がこの文字を己が足に張付るならば、必ず對手に勝を取る事が出來るといふが如きであつた。この魔術の事は詳細には解らぬが、前にもいつた如く、其幾分は一般の人に解らぬ化學の如き智識や、或は催眠術、手品の如きものであつたかも知れぬのである。それで直接これは宗教

に無關係のやうに思ふ人もあらうが、如此魔術家は本傳の八章に出てあるサマリヤのシモンの如く、パウロが行つた所の奇跡を見て、これは自己の行ふ魔術の如きものであると思ひ、其競爭を恐れ、或はシモンの如く其新奇の秘密を學ばんと考へ、或は十三章にあるバリエスの如く、パウロに反對して其事業を妨害せんものと思ひ、或は此處に出てあるものと同じく、パウロを眞似て、パウロが使用する所の語を以て、同一の奇跡を行はんと試みたのであつた。即ち最初のシモンは嚴しく詰責され、又次ぎのバリエスは道を誹謗した天罰を蒙り、又今回のものはパウロを眞似るを以て失敗を招き恥辱を受けたので、如此經驗に由て、基督教には遙に魔術以上の能力ある事が明白となつたのであつた。**イエスの名を呼て**　エペソの文字を以て　呪をなし、或は秘密の語を以て、或はパウロの如き人物の名を以て、魔術を爲す事は諸方に行はるゝの風習であつた故に、この魔術家がパウロを眞似、イエスの名を呼んだといふ事は決して奇怪とす可きではないのである。**出んことを誓しむ**　といふは「出でよ」と云ふ命令である。スケワと云る**祭司の長**　エルサレムの祭司の長の中にはスケワといふ人は見えぬ故に、このスケワは如何にして祭司長の職名を得たのであるか解らぬが、或は祭司にしてエペソにあるユダヤ人の會堂の宰であつたから、祭司の長といふ名を得たのかも知れぬ。**惡鬼こたへて**　前にも度々いつた如く、惡鬼につかれた者はたゞ普通の狂者であつたであらうと思ふ。それで惡鬼が言つたといふ事

はたゞ其狂者自身の語であつたのである。如何に狂者であつても、この魔術家がパウロとイエスの名を侵して、勝手次第にその名を使用したといふ事は、この狂者にも能く解つたので、それで狂者は怒り、己が强力をふるつて魔術家に傷を負せ逐拂ふたといふ事は實に無理ならぬ事である。故にこの實例を以ても基督教の能力が魔術に遙に優れて一般の人々を感動せしめつゝ四方に擴つた事がわかるのである。それに信者の中にも魔術を行ふものがあつたが、併し如此經驗に由り魔術の虚僞たる惡業である事を悟り、悔改して之を棄る證據の爲に、魔術に關する書籍を焚きすてたのであつた。銀五萬これは凡そ一萬五千圓程で、この損失をも顧みず、書籍を焚いたといふ事は、實に基督教が靈魂上に及ぼす活力の證據であるのである。

(D)　パウロが二人の補助者をマケドニヤに遣せし事

使徒行傳第十九章二十一、二十二節

廿一 此事の竟し後パウロはマケドニヤ及アカヤを過エルサレムに往んと意を定め曰けるは我かしこに往て後かならずロマをも見べし 廿二 即ち己に事る者の中テモテとエラストの二人をマケドニヤに遣し己は暫くアジアに留りぬ

パウロは異邦の使徒であつて、異邦世界の大都府ロマにまで道を宣傳したいと思ふた事は決して不思議の事でなく、これは羅一ノ十一、十三にも見えるので、又同十五ノ二十三には「我年來なん

おもちに往んことを願るなり」とある。然るにそれより前にエルサレムに歸らなければならぬと思つたのは羅十五ノ二十以下に詳細に書てあつて、即ち異邦の教會がエルサレムの貧窮したる信徒の爲に寄附金をなさんと決心し、パウロは自らこの寄附金をエルサレム教會に渡さんと思つたからである。又夫れよりも前に、再度マケドニヤ及びアカヤ（コリントまで）を通過せんと決心した理由は、哥林多後書に由て詳しく解るであらうと思ふが、一體コリント教會の中に種々なる誤謬たる混雜が起り、又パウロに反對する僞敎師が出で、教會を惑さんと謀つた故に、パウロは是非そのコリントに渡つて教會を糺すの必要があると思つたからである。其上未だ寄附金の募集が充分成就されてなかつた爲に、直にエルサレムに赴く事が出來なかつたので、先づ親友二人をマケドニヤに遣し自からは暫時アジアに留り、後マケドニヤに渡る考であつたのである。その二人の友人をマケドニヤに遣した理由は確たる事は解らぬが、この寄附金を募集せしむる爲であつたかも知れぬ。哥前四ノ十七に由ば、パウロは忠義なるテモテをコリント人に遣し、是を以て已が教ふる所の福音を彼等に傳へしめんとしたのであつたが、哥前十六ノ十の「テモテ若いたらば」といふ事は確かでなかつたので、即ちテモテは途中で、マケドニヤの諸教會を助けてをつたが、其時は未だコリントに赴くや否や解らなかつたのであつた。エラスト　羅十六ノ二十三に由ば、この人はコリント邑の會計掛を務むエラストといふ信者とは多分異なる人であらうと

思ふ。アジアに留りぬといふはエペソに留つたので、哥前十六ノ八にはパウロはペンテコステの日までエペソに留るの考であつたのである「そは廣かつ功効を成の門ひらけて我前に在また敵る者多ければ也」。パウロはコリントに居る間、哥林多前書をたしかに書き贈つたので、即ちコリントより來つた所の信者によりて、その教會の狀態に缺點ある事を知り、この書簡を贈り等して、エペソに於ては敵人に對して生命をも惜ず傳道をつとめながら、猶ほコリントの教會に就ては大に苦慮したのであつた（哥後十一ノ二十八）「日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮なり」。又哥前十五ノ三十二に由れば、パウロはエペソに於て獸と共に鬪ふ程太甚しき苦難にあつたのであるが、其苦難の事は詳かには解らぬのである。即ち哥前十六ノ九の「敵る者多ければ也」といふが如きである。それにアクラとプリスキラがパウロの生命の爲に、己が頸を劔の下においたといふ事があるが（羅十六ノ四）、多分これはエペソに於ける事であつたであらう。又哥後一ノ八に由ばパウロはアジアに於て生命を保つの望を失ふに至る程太甚しき苦難にあひ、是を以て心中死を決したのであつたが、神の特別の恩惠によりて、助かつたのであつた。けれどもこの苦難の事は詳細には解らぬのである。その時にパウロがエペソから加拉太書を贈つたといふ事は、不確實の事ではあるが、多分眞に近いと思ふので、即ちパウロはエペソに下りて後に、コリント教會の內に、パリサイ的の信者が起り、教會を惑し、パウロを誹謗し、割禮を受くるの必要を稱ふるの異端

邪説を傳ふるもの丶ある事を聞き、パウロはいたく之を憂へて加拉太書を贈つたのであつた。

(E)　エペソに於ける騷擾

この所を大略すれば、エペソ人には昔時より特別に禮拜する天然の勢力を表現する女神といふものがあつたが、グリシャ人はこの女神をアルテミスと稱へたので、即ちエペソのアルテミスといふ神は實にアジアの土人が拜む神で、グリシャの宗敎のアルテミスとは幾分か異なるものであつた。然るにグリシャ人は己が宗敎の名を以てアルテミスと稱へたので、その像は太古から傳つた木像であつて、敢て美麗のものではないが、何にせよ天から降つたといふ所から、エペソ人は大に之を尊崇したのであつた。それに其形體は下部はたゞ四角の木で、上部が婦人の胸と頭の形體で、胸には數多の乳房が下つて、これは天然の勢の譬喩であつたのである。古昔からこの女神を祀る所の殿があつたが、紀元前三百五十五年の頃、惡漢が大評判を立てんとの考で、この殿に火を放ち、炎燒に歸せしめたのであつた(奇怪にもこれと同日にアレキサンダー大王が誕生したのであつた)。其で其後エペソ人は前にも優りたる美麗の殿を建立したが、これは啻エペソ人許でなく、アジア全國の人々より寄附した金を以て、全世界の最美を盡したものを建築したので、その殿の間口は二百二十尺で、奥行は四百二十五尺で、其周圍には蠟石の柱が百二十本立つてあり、又其柱の高は六十尺であつたのである。然るに現今はたゞ其古跡が僅かに殘つてある許であるが、パウロの時

代には世界七不思議の一つに數へられたのであつた。それでエペソはアルテミスを拜する邑といふ評判が天下に高くなつた爲に、常に諸方よりこの殿に參詣するものが多數あつて、特に參詣人には守護札や土産を販賣するので、大なる利益を得たのである。然るに今回如此商人が幾分の利益を失ふ程に、パウロの傳道の結果が著しくあつたので、彼等は之に就て大に憤怒り、パウロに向つて大なる騷擾を起したといふ事は實に自然の結果であつたのである。けれども如何に大騷擾を起したといつても、敢てパウロに就て訟ふる事をなさず、たゞ其騷擾は空しき事であつたのである。

(甲)　銀工が騷擾を起せし事

使徒行傳第十九章二十三―二十七節

廿三 この時その道について容易ならぬ騷擾おこれり 廿四 蓋一人の銀工あり名をデメテリヲと云かれアルテミスの銀龕を作り工人等に利を得しめしこと僅少からざりき 廿五 その工人および己が類の業の者を集て曰けるは人々よ我儕の富るは此業に藉ること爾曹の知ところ也 廿六 此パウロ手にて作れる者は神に非ずと曰て衆の人を誘惑し第にエペソ耳ならず幾どアジア中に及せり是また爾曹が見ところ聞ところ也 廿七 此は唯我らの業の輕めらるゝ危ある耳ならずアジア及

び天下擧て奉る所の大なる女神アルテミスの宮も藐せられ其威光も亦滅べし

この銀龕といふは多分エペソの殿の摸形であつたが、パウロの傳道によりて、この銀龕を製るものが損失を蒙つたといふ事は、パウロの傳道の著しき能力の證據であつたので、それでデメテリヲの如きものがこの損失を憂ひ、且つ憤つて、パウロの運動を妨害する目的を以て、己が同業の職人と相談をなしたといふ事は自然の事で、別に説明を要せぬ事である。然るに彼等は實際自己の損失を基として憂ひたにも不拘、表面にはアルテミスの殿が蔑視され、又其光榮の亡ぼさるゝといふ理由をいひ立てゝ、恰も神の爲に憂ひ、宗教上の苦痛の如くに見せたのは、これは人間普通の惡癖で、即ち彼等には、實際アルテミスを禮拜するの熱心はなく、たゞ自己の懷中、所謂收入金に就て憂ひたのであつた。然るに彼等が表面に神の爲に憂慮するが如くいひ立てた爲に、一時一般の人の同情を得たのであつた。

(乙)　邑人の騷擾

使徒行傳第十九章二十八―三十四節

廿八彼等これを聞て甚しく怒さけび曰けるは大なるかなエペソ人のアルテミスよ　廿九是に於て擧邑大に擾れパウロの同行なるマケドニヤ人のガイヲスとアリスタルコを執へ彼等心を合せて戲園に擁入り　三十パウロその人々の中に入んと

せしに弟子たち之を許さゞりき 卅一 またアジアの祭を司どる者の中に彼と親しき者等ありて人を彼に遣し其自ら戯園に入ざらんことを求たり 卅二 其時ある人は彼事をいひ或人は此事を言さけべり蓋會衆みだれて大半は何の爲に集れるかを知ざれば也 卅三 是に於てユダヤ人アレキサンデルに出んことを勸ければ或人群集の中より之を推出しぬアレキサンデル手を搖し民に向て事實を告んとせしが 卅四 彼等そのユダヤ人たるを知が故に皆おなじく聲を揚て大なる哉エペソ人のアルテミスよと二時ばかりの間さけびあへり

邑人は銀工デメテリヲの勸めに從ひ、彼等も同樣の損失を蒙らん事を恐れ、直ちに憤怒してパウロに反對の騒擾を起し、「大なるかなエペソ人のアルテミスよ」とさけび出し、宗教的熱心を發揚したのであつた。併し如此大騒擾を起したものゝ、肝心のパウロに出會せないので、不得已其友なる二人の者を執へ、彼等を曳きて、戯園即ち劇場に赴いたのであつた。一體戯園といふは現今一般にあるものとは違ひ、屋根のある建物でなく、たゞ太空の下に多數の人の入る可き座席があつたのである。古代からグリシヤ人は演劇といふものを重んじ、グリシヤ中最も有名なる詩人は演劇の爲に戯曲を作り、又邑の中の太空の下に大劇場を設けて、其處で多數の人が演劇を觀るのである。現今までもエペソの劇場の舊跡は幾分か殘留してあるが、凡そ數万人程集合する所の洪大なる

ものである。一體邑人が政治上の必用より邑中の大會を開催せんとする時は、必ずこの劇場に集會するの風習であつたので、即ちエペソは如何にロマ政府の下にあつたといつても、テサロニケと同じく、所謂自由市であつて、地方的政治に關しては自治制を施してあつたのである。それで「大なるかなアルテミスよ」との聲が起つた爲に、何か邑の宗教に關する大事件が起つた事と思ひ、邑人は多數劇場に集合したのであつたが、多くは何の爲に集るのであるかその理由を知らなかつたのである。この時に當りパウロは多數人の中に入り、其人々の前に起つて、一場の演説を試みんとしたのであつたが、アジアの官吏はパウロの其大衆の中に入る事をゆるさなかつたのである。この官吏といふは政府の一般の官吏とは違ひ、祭禮を監督する爲に特に派遣さるゝものであつて、又この祭禮といふは特にロマ皇帝に對する祭禮で、各縣に於て如此祭禮を監督する爲、毎年富有なるものを一人撰んで派遣したのであつた。それにこれは啻に其祭禮を監督するといふ許でなく、自ら其財産を投じて祭費にあて、又其代りとして「アジア、アーク」即ちアジアの主といふ貴重なる名稱を得たのであつた。この官吏は未だ基督教には多分入らなかつたのであるが、パウロの倫理的熱心、或はパウロの懇切なる態度に感動して、如此人の殺さるゝといふ事は甚だ遺憾の事であると思ひ、群集の中に若し入るならば、多分殺さるゝに至らんと考へ、之れをとゞめたのであつた。それで又ユダヤ人はエペソ人の宗教的熱心がかくも勃興し來つたとすれば、或

は我等も多分基督教信者と偕に迫害を蒙る事と思ひ、アレキサンデルといふユダヤ人は自己等はパウロの運動には更に無關係である事をのべんと起あがつたので、群集の人々は今ユダヤ人が起ち上るを見て、愈々騒ぎたて、「大なるかなアルテミスよ」と叫んだのであつた。このアレキサンデルといふは、提後四ノ十四に出てある銅匠なるアレキサンデルといふものと同一人であつたかも知れぬが、確たる事は解らぬ。又このガイオスといふは外に出てあるガヨスとは違ふ人であらう。それにアリスタルコの名は徒二十ノ四、同二十七ノ二、西四ノ十にあるのである。

(丙)　書記官の演説

使徒行傳第二十章三十五—四十一節

卅五 書記官人々を撫て曰けるはエペソの人々よ此エペソは天より落し大なるアルテミスの殿に事る邑なるを知ざる者あらん乎 卅六 この事は駁すこと能ざれば爾曹靖息にして猥に事を作べかず 卅七 夫この人々は殿の盗賊にも非ず爾曹の女神を謗す者にも非ず然るに爾曹これを曳來れり 卅八 デメテリヲ及び偕にある所の工人もし人を訴ふる事あらば聽訟の日あり且方伯あれば互に之に訟ふべし 卅九 もし他の事由について求る事あらば律法に合ふ會に於て定むべし 四十 われら今日の騒擾に就ては訴られんことを恐る蓋この會について辭解べき言なければ也

四十一　如此かたりて會を散せり

書記官といふは自由市に屬する官吏で、その市の政治に對して大權あつたものである。又彼は理解力に富んだ人であつて、この騷擾の虛しきものである事を知り、巧みなる演說を以て人々の憤怒を沈靜し、彼等を散解せしめたのであつた。即ち第一、アルテミスは大なる神で、太古よりエペソ人が熱心を詰めて、天より降つた像として貴び、美麗なる殿を建立し、其處に於て禮拜を爲す熱誠なる邑である事は、世の人の能く〳〵承知する所である故に、汝等は靜肅にして決して騷擾を起すべきでない。即ち彼のパウロの如き人は己が宗教を宣傳すると雖ども、決して我等の拜する大なる神の榮光に對して變更を與ふるの憂はないのである。されば汝等のアルテミスに對する熱心は無論の事である故に、如此騷擾を以て最早熱心を現すの必用は決してないといふ事をのべ、第二、汝等が曳き來つた所の人々は敢て殿を汚瀆し、或はアルテミスを誹る擧動は決してないので、如何に彼等の宗教が我等の宗教と異なるものであつても、彼等に對し憤怒を起すの理由はないと語り、第三、デメテリヲの如きものは、この人々に就て若し訟ふ可き事があるならば、裁判所に訴へ出で、或は律法に適ふ所の相當なる會に訟ふ可き筈であると論じたが、一躰エペソは自由市であつて、公然たる會に於て、其地方の事を定む可き權があつたので、大會は其規則に遵ひ、議事を開く可き筈で、併し如此亂雜な集會では到底何をも決す可きの權はない故に、甚だ

無益であつたのである。第四、如此騒擾を起すといふは甚だ危險の事で、即ちロマ政府は何事よりも治安を重んじ、之を妨害する所の騒擾を起すものを嚴禁したので、エペソ人が大騒擾を起し、濫りに集會した等といふ事を聞くならば、必ず罰する事であらうと説きたるが爲に、群集の人々はこの演説によりてこの集會の虚しき事を悟り、且つ甚だ危險なる事を知りて、皆散會したのであつた。

（二）　マケドニヤアカヤを廻りてトロアスに歸りし事

使徒行傳第二十章一―六節

一 騒擾の定し後パウロは弟子等をよび別を告マケドニヤに往んとて出立ぬ 二 其地を經おほくの言を以て人々を勸めギリシヤに至り 三 此に三ケ月留りて後スリヤに航らんとせし時ユダヤ人かれを害せんと謀ければマケドニヤを過て返んと意を定たり 四 彼と偕にアジアまで至し者はプロスの子ベレアのソパテル及テサロニケ人のアリスタルコとセクンドデルベのガヨスとテモテ並アジアのテキコとトロピモなり 五 此徒は先ち往てトロアスに於て我儕を俟り 六 除酵節の後われらピリピより舟出して第五日にトロアスに至り彼等に遇て其處に七日留れり

騷擾が靜つて後にパウロはエペソを出發し、トロアスに寄りてマケドニヤに渡り、其地方の敎會を堅くしてコリントに赴き、其處に三ケ月留つて後、若し船路を取る時には、或は船中にてユダヤ人の爲に殺さるゝ事あらんと思ひ、陸路よりマケドニヤを廻りて歸る事に決し、ピリピに立寄りてトロアスに赴いたのであつた。エペソをパウロが出發した時は多分紀元後五十四年の五月頃で、その夏期中はマケドニヤにて働き、又冬期の間はコリントに留つてをつたが、ピリピとトロアスに立寄りて歸つた時は、其翌年即ち五十五年の三、四月であつたのである。今回のパウロの經過は本書には極めて簡略に記載してあるが、哥林多後書を以て詳細に知る事が出來るのである。即ちパウロはエペソを出で、トロアスに進み、其處にて主が彼の爲に門戸（傳道の機會）を闢き給ふたのであつたが、併し彼がテトスに遇はなかつた爲に、心安からず思ひて、人々に別を告げマケドニヤに往いたので（哥後二ノ十二、十三）、即ちパウロはコリント敎會に關するテトスの報告を一日も速に聞かんと欲して、急ぎマケドニヤに渡つたのであつた。それに彼がマケドニヤに渡つた時には、その肉には毫も安き事なく各樣なる患難に遇ひ、外には爭ひ内には懼があつたのである（即ち外の爭といふは不信者が起す所の妨害で、内の懼といふはコリント敎會に關する憂であつたけれども、幸ひ其處にテトスがコリントから來つた爲に、パウロはその報告を聞き大に慰籍を得たのであつた（哥後七ノ五、六）。故に彼はマケドニヤから（多分ピリピから）哥林

多後書をテトスに托してコリントに贈り、エルサレムの信者の爲に寄附金募集の成就するやうコリントに赴き、其處から羅馬書を贈つたのである。それでこの哥林多前後書及び羅馬書の如き重大なる書簡(多分加拉太書も)は、凡そ紀元後五十四、五年頃に書かれたもので、其時はキリストの死後二十五年頃であつた故に、是を以て基督教の古代の出來事は確實に解つたのである。パウロとともにアジアにゆいた兄弟は多分諸敎會の代表者であつて、パウロとともにその寄附金をエルサレム敎會に持參したものであつた。一體數名の兄弟を伴つてこの寄附金を持參したといふ理由は、哥後八ノ二十一に出てある。即ち「我儕が如此するは主の前のみならず人の前にも善らんことを慮るなり」とあるので、この兄弟等とともにゆくを以て、第一パウロはこの寄附金に對して濫用と不正の疑念を起さしむる事を防ぎ、又其上に兄弟をしてエルサレム敎會に對する異邦諸敎會の信仰と愛心との證人たらしめんが爲であつた(この事は哥前十六ノ三、四を參照せよ)。こゝに注意す可き事は、又 我儕 といふ復數代名詞が再び使用してある事で、それで前の十六ノ十七の我儕とある時より、二十ノ五の「我儕」とある時までの間、この復數代名詞を見ざる事よりすれば、其間ルカが何所にをつたのかといへば、彼はピリピに留りて其敎會を堅うし、今回パウロとともにエルサレムに上つたものと思はれるのである。酵除節 といふは逾越節と同一で、ピリピ敎 會は(多分當時一般の敎會)逾越 節の時に復活祭を守つたといふ證據であらうと思ふ。即ちピリピ敎 會はユダ

ヤ人の逾越節には無關係であつたがパウロがこの教會とともにイエスの復活祭を守る爲に、他の同伴者が出發して後も猶ほ暫時留つたといふ事は別に不思議はないのである。第五日にトロアスに至り といふを前の十六ノ十一の「二日」と比較すれば、今回は逆風に遇つたといふ事が解る。七日留れり 先年パウロが、エペソからマケドニヤに往く時は、トロアスに於て傳道の門戸が闢かれたのであつたが、コリント教會に就て苦慮する所があつたので、心安からぬ爲に道を傳ふる事が出來なかつたのであつた（哥後二ノ十二、十三）。然るに今回は安心して七日間留り熱心に道を敎へたのである。又トロアスの教會の設立に就ては何も記載してないが、確にパウロがエペソを中心として働いた時の間接の結果で、即ちパウロの補助者がこゝに働いたものであらうと思ふ。

（ホ）トロアスに於ける事件

使徒行傳第二十章七―十二節

七 一週の首の日我らパンを擘ために集りしがパウロ次の日出立ん事を意ひ彼等に道をかたり講つゞけて夜半に至れり 八 彼等が集れる樓に多の燈あり 九 ユテコと名る一人の少年窓に倚て坐し熟睡り居しがパウロの道を講れること久かりければ彼睡に因て三階より墮これを扶起しゝに既に死り 十 パウロ下て其

上に伏これを抱て曰けるは爾曹憂咷ぐ勿れ此人の生命は中にあり 十一 斯てパウロ復上りパンを擘て食ひ久しく彼等と語り天明に及て出立り 十二 人々この少年を携へ其活るを見て甚だ慰めり

こゝに注意す可き事は二點あつて、第一は日曜日に於ける敎會の集合の事で、第二はパウロが行つた奇跡の事である。

（第一）一週の首の日　といふは日曜日で、日曜日に集會したといふ事は多分當時諸敎會が日曜毎に集つて禮拜をなしたといふ證據で、即ち日曜日を安息日として守つたといふ事は聖書の何處にも詳細には書いてないが、餘程以前より一般の信徒がイエスの復活を紀念するの日として日曜日毎に集會するの風であつたのであらう。然るにユダヤ人たる信徒は猶太敎の規則に遵つて矢張土曜日をも安息日として共に守つたのである。されば使徒時代には夕暮に敎會員一同集つて禮拜を爲すの風があり、又日曜日毎にパンを擘きて主の晩餐を守るの風があつたのである。それでパウロは暫時の間トロアスに留つたので、日々信徒に逢つて個人的傳道をなし、又日曜日は一般の信徒の禮拜に出席し、而して多分自分が再度この敎會に出席する事のなからん事を思ひ、隨つて語るべき所の數多あつた爲に、終夜道を敎へたのであつた。パウロがかくも夜半まで長時間敎を爲したといふ事は實に例外であつたのである。

（第二）多の燈があつた爲に、從つて室內の空氣が惡しく、且つ熱氣を帶び來つたので、それが爲に一人の少年は眠氣を催し、窓より墮たのであつたが、その醫された事は確に奇跡であつたのである。ペテロも一人の人を甦らせた事のあつた如く（徒九ノ三十六以下）パウロも甦らせたのであつた。

（へ）トロアスよりミレトスに進みし事

使徒行傳第二十章十三―十七節

十三 偖われら舟にのり先ちてアソスに濟その處にてパウロを登んとせり蓋かれ陸より往んと自ら如此は定しなり 十四 彼アソスに於て我儕に遇ければ彼を登てミテレネに至り 十五 彼處より舟出して次日キヨスの對に至り又次日サモスに着トログリヲムに泊り次日ミレトスに至れり 十六 蓋パウロアジアに時を費さゞる爲に舟にてエペソを過んと意を定しがゆゑ也かく定しは彼なるべくはペンテコステの日エルサレムに在ことを得んと急たるに因 十七 斯て彼はミレトスよりエペソに使を遣して敎會の長老たちを召り

この所はたゞ地理的の話であるが、宗敎に直接關係のない諸方の歷史は詳細に語るの必要はない故に、たゞ簡單にのぶる考である。偖てパウロは四、五日の航海で、小亞細亞の西海岸に沿

ふて進み、ミレトスにゆき、其處でエペソ敎會の牧師を招いたのであつた。アソス　トロアスとアソスとの間に岬があつて、船は勿論この岬を迂回するのであるが、パウロはトロアスに出來得るだけ長く留まらんとの考で、陸路を直線にアソスに旅行したのであつた。その里程は凡そ八里であつたのである。それでパウロはトロアスからアソスに來り、アソスから舟出して其日の中にミテレ子に到着したのであるか、或は翌日であつたか解らぬ。ミテレ子　はレスボスといふ島の港で、キヨス　これも島であつて、默二ノ八にあるスムルナといふ港の對岸の島である。サモス　これも島で、エペソの向島で、トログリヲム　は北のエペソと南のミレトスの間の岬の尖頭にある港であるが、然るに最古の寫本や英語改正譯には省畧してある。ミレトス　エペソより南に在る港で、エペソとミレトスとの間の直線の路は凡そ十二里である。ミレトスは古昔エペソと競爭して之に勝り、盛大繁昌を極めた港であつた。それにこのミレトスはメヤンダー河の河口にあつて、その河上の枝流の谷間にはルデキヤやコロサイがあつたのである。パウロの時代には最早このミレトスはエペソに比して劣る所となつたのであつた。エペソを過んこ**意を定しがゆゑ也**　パウロは船の都合に由り、エペソに立ち寄る時は多數の時間を費さゞるを得ないのであつて、即ちこの船はエペソに寄港せずしてゆくのであつたから、若しパウロがこの船を去り、特更にエペソに赴くとすれば大に時間を損失する筈であつたのである。然らばパウ

ロがエペソに赴く時間すらなきに拘らず、如何にしてエペソより長老等を招く事が出來たかといへば、敢てその答辯は困難はないと思ふ。即ち船の出帆の時が定まつてなかつたから、パウロが船を去り、エペソにゆき、再びミレトスに歸り來るまでに或は船の出帆する恐れがあつたから、先づ彼は早飛脚を立てゝ長老等を招くならば、彼等が或は出帆前に到着する事が出來るやも不知との希望を以て、彼等を招いたのであつた。一躰パウロは是非今回のペンテコステの日までにエルサレムに上らんとの希望であつて、エペソに留るの時間がなかつたので、それで若し出來得るならば、その重大なる教會の總代になりとも、面會して奬勵を與へんものと思ひ、長老等を招いたのである。又パウロがペンテコステの日までに是非エルサレムに上るといふ熱心なる理由は、多分自身ペンテコステの節を守るといふ希望よりも、寧ろ寄附金を渡す場合に、異邦諸教會の信仰と愛心とをユダヤの信徒に告ぐるの必用より、可成的多數のユダヤ人がエルサレムに集合するペンテコステを撰定するは、之れぞ適當なる機會と思つたからであらうと思ふ。

（ト）　エペソの長老等に對してのパウロの奬勵

使徒行傳第二十章十八—三十七節

十八 彼等が來し時パウロ之に曰けるは我アジアに來りし初の日より常に爾曹の中に在て行ひし事は爾曹が知ところ也 十九 即ち我すべての事に謙遜また涙を流

しユダヤ人の詭謀により艱難に遇て主に事へ 二十 益ある事は殘す所なく之を宣て或は人々の前或は家々に於て爾曹に教へ 廿一 神に對ては悔改め主イエスキリストに對ては信仰すべき事をユダヤ人またギリシヤ人に示せり 廿二 今は我心切りてエルサレムに往かしこにて遇ところ如何を知らず 廿三 たゞ聖靈毎邑に我に示していふ縲絏と患難われを俟りと 廿四 然ども我は我往べき路程と主イエスより受し職すなはち神の恩の福音を證する事を遂ん爲には我生命をも重ぜざる也 廿五 今我知なんぢらの中を遊行て神の國を傳へし我面を此後なんぢら復び見ざるべし 廿六 是故に我今日なんぢらに證す凡の人の血に於て我は潔くして與ることなし 廿七 蓋われ神の旨を殘す所なく悉く爾曹に宣たれば也 廿八 故に爾曹みづから愼み且なんぢらが聖靈に立られて監督となれる其全群を愼み主の己が血をもて買給ひし所の敎會を牧ふべし 廿九 蓋わが去ん後この群を惜ざる暴き狼なんぢらの中に入んことを知ばなり 三十 亦なんぢらの中よりも弟子等を己に從はせんとて悖理なる言を言出す者おこらん 卅一 此故に爾曹儆醒せよ我三年のあひだ夜も晝も斷ず涙を流して各人を勸しことを憶ふべし 卅二 兄弟よ爾曹の德を建かつ凡の聖られし者の中に於て業を爾曹に予る能ある神および其恩惠の道に

今われ爾曹を委ぬ　卅三　われ人の金銀衣服を貪りしことなし　卅四　我この手は我および我と偕に在し者の需用に供し事は爾曹が知ところ也　卅五　われ爾曹も此如勤勞て柔弱者を扶け且主イエスの曰給へる受るよりも與るは福なりとの言を心に記べきを凡の事に於て示せる也　卅六　パウロかく語て跪づき衆人と共に祈れり　卅七　彼等みな大に哭きパウロの頸を抱て之と接吻し其再び我面を見まじといひし言に因て別ても憂をなし彼を舟まで伴へり

この奬勵の主意に就て區分をたつれば、(甲)パウロは自己の摸範を取つて長老等に勸告をなし、(乙)又己が將來に對する思想を語り、(丙)而して猶ほ忠言を與へて、彼等を神に委ね、(丁)共に祈禱して後相別れたのであつた。

(甲)　パウロの摸範

十八―二十一、二十六、二十七、三十一、三十三―三十五、

この奬勵の半分以上はパウロが自己の摸範をのべたので、其理由は敢て彼等より名譽を得んが爲でなく、活摸範を以て活潑に彼等を奬勵し、且つ敎會を監督する者の道を示したのであつた。撒前二ノ一―十二はこれと同樣の事で、又哥前十一章を以ても自己の摸範を語つたので、「我がキリストにならふ如く汝等我にならふべし」(哥前十一ノ一)といつてをるので、即ちパウロは私を棄

て、大にキリストの爲に盡すものであつて、誠に謙遜の心深き人であつたのであるが、尤も事によりては己が摸範を以て兄弟を勸むる事があつたとしても、決して之を以て謙遜の道に背反するとはいへぬので、眞に教會の牧師たる可きものは己が行爲を以て兄弟の摸範となし、活ける感化力を以て兄弟を導くといふ事は實に必要であり、又幸福なる事である。偖てエペソの長老等はパウロを敬愛するの心を以て、パウロの最初の奬勵を謹んで聞いたに相違ないけれども、猶ほその語よりも一層彼等が三年の間親しく見聞した所のパウロの言行が、實に彼等をして深く感動せしむるの能力となつたのであつた。この模範とす可き事は第一、パウロの謙遜の事、第二、パウロが涙を流す程にその兄弟を愛せし事、第三、パウロが如何なる患難に遭遇しても忍耐せし事、第四、有益なる道は一も不殘宣傳せし事、第五、悔改と信仰とを教へた事、第六、パウロは自己の職分を完うして道を教へた故に、道を棄て、亡びに至る者に對しては更に責任のなき事、第七、パウロは敢て教會より俸給を受くる事なく、寧ろ自らその業を取り生活を立てし事、第八、パウロはキリストの「受くるよりも與ふるは福なり」との語を成就したのである事で、それでパウロが自ら正直の人たる事をのべたのは、他に哥後六ノ三以下にも出てあるのである。

(第二)パウロの謙遜なる事に就ては、弗四ノ二に「悉く謙遜と柔和を以て行へり」、腓二ノ三に「各々謙りたる心を以て互に人を己に愈りと爲よ」、西三ノ十二に「慈悲、矜恤、謙遜、柔和を

衣よ」とある語に適ひ、又撒前二ノ六に「人に重ぜらるべしと雖も人に榮耀を求ず」、哥前十五ノ九に「我は使徒と稱ふるに足らざる者なり」、弗三ノ八に「諸の聖徒の中に最微者よりも微き我」、提前一ノ十五に「罪人のうち我は首なり」といふが如き語に合ふのである。

（第二）パウロが涙を流す程に信者を愛せし事は、腓三ノ十八に「涙を流して爾曹に告る如く」、哥後二ノ四に「多の涙を以て爾曹に書遣れり此は我なんぢらを愛する事の深を知しめん爲なり」とある。即ち涙を流す程の熱心を以て、エペソに行はるゝ種々なる罪惡を詰責し、又正義を實行すべき事を勸告したのである。

（第三）パウロが患難に忍耐せし事は、哥前十五ノ三十一、三十二に「我日々に死ると言、又人の如くエペソに於て獸と共に鬪ふ云々」、哥後一ノ八に「アジアに於て責らるゝ事甚し」同四ノ八以下に「四方より患難を受け、詮かた盡き、迫害られ、跌倒され、何處へ往にも常にイエスの死を身に負り」とある。抑もユダヤ人はパウロが世界的福音を宣傳するを以て、益々パウロに對して憤怒を起し、諸方に於て騷擾や迫害を以て、其上にパウロが三年間エペソに留つてをる間、種々なる詭謀を以てパウロの傳道を妨害し以て患難を加へたのであつた。

（第四）パウロが有益と思ふ道は悉く明白に宣傳せし事は、撒前二ノ五に「我儕いつも諂ふ言を用ず」とあるが、其語に從つて、ユダヤ人の憤怒にも、哲學者の誹謗にも、多神教信者の反對論に

も懼ずして、たゞ純粹の道を說いたので、即ちパウロは聽者の意に適する樣に基督敎を敢て曲ぐる事なく、純然たるキリストの道を敎へ、決して無益なる論を以て時間を浪費する事なく、實に有益なる事、即ち信仰の基礎となるべきもの、又行爲に關する事を詳細に敎へたのであつた。哥前二ノ一―六、同三ノ一、二に由ば、パウロは幼兒の如き信徒には乳の如き消化し易き道を敎へ、又成人即ち道に進みたる信者には神の奧義を說いたけれども、併しこの世の智慧の麗しき語を用ゐず、たゞ靈と能の證を用ゐ、彼等の信仰をして神の能力によらしめたのであつた。

(第五)その敎の大主意は二つあつて、其一は惡を悔い改むる事で、其二はキリストを救主として信仰す可き事である。即ち神に對する悔　改は哥後七ノ十に「神に循ふ憂は悔なきの救を得の悔改に至らしむ」といつたのは、たゞユダの如き悔み、即ち罪惡の刑罰を憂ふる事でなく、神の聖旨に背きし事を悔み、赦免を求め、又正義を爲すの力を受くる事である。

(第六)人を懼れず誰にも諂ふ事なく、あらん限の力を盡して、この道を宣傳するを以て、パウロは自己の職分を完うした故に、如何に不信仰を以て亡ぶるものがあつたとしても、これは敢てパウロの不忠實なるが爲の結果でないのである(哥後四ノ三、四)「我儕の福音もし隱ならば沈淪者に隱るゝ也此の如き人々は此世の神その心を盲したる不信者なり」。又之は福音の能力の不足なるが爲でなく、パウロが道を傳ふるの不忠實なるが爲でもなく、若し不幸にして福音を聞きなが

ら、猶ほこれを棄て、その恩惠を失ふ者があるならば、其沈淪はその者の責任であるので、現今でも、神の與へ給ふ恩惠を拒むもの丶あるといふ事は眞に悲む可きであるのである。若し傳道者にして自己の職分を盡したならば、如何に不信者の頑固の爲に憂ふる所があるとしても、神よりは善且つ忠なる僕との賞讚を受くる事であらうと思ふ（結三ノ十八、十九）「汝惡人を警めんに彼その惡とその惡しき道を離れずば彼はその惡の爲に死ん汝はおのれの靈魂を救ふなり」、又結三十三ノ一―九にはラッパを吹く番兵の譬喩を以て、同一の事が敎へてある。

（第七）パウロが金銀を貪る事なく、己が手を以て生活の道を立た事は、エペソから書遺つた哥前四ノ十一、十二に「今の時に至るまで我等は飢また渴また裸また撻れ斯て定れる住處なく勞りて手づから工をなし」とあり、又同九ノ一―十八に記載した如く、パウロは他の傳道者と同じく、敎會より必要のものを受くるの權利もあり、又一般に云へば福音を宣傳する者の其むくいを受けて生活するは、實に主の聖意にかなふ事とパウロは思つたのであるが、自らは例外として敎會に償なしに福音を傳ふる事を喜びとしたのであつた。パウロが自らの事を例外とした理由は確とは解らぬが、或は彼は世界傳道に從事した最初の傳道者として、又世の中が基督敎を未だ知らざる時代に於ける傳道者である故に、金錢を貪るが爲に傳道する者にあらざる事を明白にするの必要よりであつたか、或はパウロに太甚しく反對するユダヤ人のその誹謗を防ぐの考よりであつ

たかも知れぬのである（哥後十一ノ十二）。

（第八）「受くるよりも與ふるは福なり」といふ語は、福音書には出てないのであるが、パウロの口によりて之をのべられたといふ事は實に幸福であるので、直接に傳道者が、金錢を貪る事なく、私を棄て生命を惜まずして教會の爲に盡す事に關係し、又其上に一般の信者の愛の道の大主意であるのである。キリストは自ら如此愛の大なる模範となり給ふたのである。

三十一節の三年のあひだといふは前の十九章に由れば、パウロは先に猶太教の會堂に於て三ケ月程働き、又其後に大騷擾の起るまで、二年の間働き、而してその騷擾の後も暫時働いたかも知れぬが、兎に角滿三年であつたか確たる事は解らぬ。それで滿三年にならぬとしても、先づ紀元後五十三年、五十四年、それに五十五年の幾分をいれるならば、日本の習慣の如くに「三年の間」といつたのである、夜も晝も　多分晝は天幕を製る業を以て生活を立て、又夜即ち夕暮より道を教へたものであらうと思ふ。哥前四ノ十一の「飢また渴また裸」といふは生活費の不足であつた證據である。哥後六ノ五の「勤勞にも睡ざるにも食ざるにも」といふは同一の經驗である。

（乙）パウロの將來に關する思想

二十二―二十五、

パウロがエルサレムへゆく途中に於て、諸方の預言者といふ可き者が、聖靈に滿されて、パウロがエルサレムに於て大なる患難に遇ふ可き事を預言したのであつた。その實例は後の二十一ノ四、十一にも見えるのである。又これと同樣な預言は前にもあつたので、別に不思議はないのである。偖てパウロが數年間諸方に世界的宗教を宣傳し、信者たるものは割禮不割禮、又ユダヤ異邦の差別なく、自由に神の恩寵を蒙り、全き救を得る事が出來るといふ福音を宣傳するを以て、ユダヤ人の特權を廢滅せしむるのであるといふ訟を起して、諸方のユダヤ人は益々パウロに反對して太甚しき憤怒を起し、コリントでも又エペソでも、パウロに患難を加へたとすれば、ましてやエルサレム即ちユダヤ人の都府に上るならば、如何なる患難に遭遇するか知れぬのである。されば斯樣なる塲合に當つて、啻に聖靈に滿されたる預言者許でなく、一般普通の信者でも能くパウロのエルサレムに上るの甚だ危險なる事を知つた事であらうと思ふ。然れどもパウロはキリストより賜つた職分を完成せんが爲に、是非エルサレムに上る可きを悟つた故に、生命を惜まずその事に決心したのであつた（徒二十一ノ十三）。それで彼は多分エルサレムにて生命を失ふやも知れずと思ひ、且つ幸に救はるゝを得るとしても、必ずロマまでゆかんとの考で、再びエペソに來る事能はずと思つたのであつた。「ユダヤにある不信者より拯からん事を祈れよ」といつた事は羅十五ノ三十一にあるのである。

われ知るとパウロがいつたとても、敢て前知するといふ事でなく、確に斯くあらんとの想像であつたのである。それで普通の說によれば、パウロの豫想以外に、これより凡そ六年後に於て再度エペソに來る事を得たと云ふのであるが、この說に就ては種々なる議論のあるので、若し提摩太前後書をパウロの實際の書簡とすれば、この說を主張するは當然なる事である。

パウロは異邦の使徒であつて、其傳道地は異邦世界であつたに不拘、何故に自己の傳道地を離れてエルサレムに上り、且つ患難に逢はんと決心したのであるかといへば、この返答は使徒行傳には見えぬが、多分異邦諸教會より募集した寄附金をエルサレム教會に渡す事を重要とした譯であらう。即ち哥後九ノ十二以下にある如く、この施濟のこと啻に聖徒の乏を補ふのみならず、彼等は此施の證據により異邦人がキリストの福音に從ふことを知り、異邦の信者を兄弟として之を愛さんことを望むが爲であつたのである。一躰ユダヤと異邦との二種の教會があり、而して種々の區別があつたので、パウロは多分其間に分離の起らん事を恐れた故に、この寄附金を以て異邦諸教會の活ける信仰と愛心とを示す事により、二つのものを一致せしめて、相互に親密に厚く且つ堅うせんとする事が第一であつたので、それで啻にこの寄附金を使者の手によりて送りそれが爲にユダヤの信者が充分に感動せざらん事を憂ひて、自ら共に上り、異邦諸教會の愛心を直接に告ぐべきであると決心したのである。羅十五ノ二十八には「この事をはり此果を付しヽ後ヒスパ

ニヤに往かん」といつてをり、又それに同十五ノ三十一には「エルサレムに赴く供事を聖徒の心に適せ給はん事を祈禱せよ」といつてをるので、斯くもパウロは敎會の一致を重んじたのであつた。

(丙)　パウロは長老等に奬勵をなし、又彼等を神の聖旨に委せし事

二十八—三十、三十二、

この長老等といふは聖靈の導によりて撰ばれ、敎會を監督する重大なる職務をあづかつたものである故に、謹んでその職務を盡し、又主が己れの血を以て買ひ給ひしものとして敎會を鄭重にやしなふ可きである。何故といふに、狼の如き者が或は外部より入り、或は敎會の内部に起り、異端邪說を以て、敎會を惑さんとするが故に、この牧師たる者はパウロと同樣なる熱心を以て敎會を監督すべきである。それにパウロは敎會の將來に就て大に憂慮すると雖ども、自ら遠方に出て盡力する事の出來ざる故に、彼等を神の恩惠に委ねたので、即ち神の助力を以て彼等も來世の完全なる救を蒙らん事を願つたのである。聖靈に立られて　といふは外でなく、敎會員が聖靈の道きに從つて、この人々を撰び監督となした事で、この　監督　といふ語は今初めて新約聖書中に出たのであるが、この他には腓一ノ一、提前三ノ一、二、多一ノ七、彼前二ノ二十五に見えるのである。この監督となつた者はこの十七節の「長老たち」と同一のものであるから、當時

の監督といふ役員は現今の監督派の監督の如き者でなく、各教會の牧師で、即ち一ケ所の市邑或は都會の凡ての信者は一個の團躰、即ち一個の教會であつて、其處には多數の信者を監督する牧師が數名あつて、これを或は長老、或は監督と稱へたので、長老、監督といふは同一の職分であつて、其名が二つあつたのである。又當時の長老即ち監督といふ牧師は、他の職業を營みながら餘分の時間を以て教會の爲に盡すものであつた故に、勿論一人の牧師が如此大教會を牧するといふ事は、實に困難であつたのである。(前にもいつた如く、長老といふは役員でなく、たゞ文字通に老年者で、其上教會中に勢力のあるもので、而して其中より撰拔されて監督即ち牧師とされたのであると論ずる人もあるが、多分當時の長老は如此者でなく、實際の役員であつたであらう)全群といふ語の原語は「群」で、羊といふ譬喩で、又牧ふといふ語、或は群を惜ざる狼　皆同樣の譬喩で、是等の譬喩は詩七十四ノ一、二にあるのである。又路十二ノ三十二の「小き群」と、約十ノ一以下の「善牧者」の譬喩、又約二十一ノ十六の「我羊を牧へ」、又彼前五ノ二の「神の羊の群を牧」といふ語は皆同樣の譬喩である。血をもて買給ひしといふは十字架に懸つて血を流す程に教會を愛し、又その血をもて教會を贖ひ給ふた事で、その「買給ひし」といふは贖と同樣な譬喩で、(出十五ノ十六)「汝の買たまひし民」(詩七十四ノ二)「なんぢが買求めたまへる公會」(弗一ノ十四)「其買受し者」と同一の意である。それでこれは譬喩である故に、

文字通に說明して、誰から買取つたのであるか等といふ問を起す事は不必要の事である。寧ろこの譬喩を以て神が敎會を愛し給ふ事を興味ある樣に敎ふるものである故に、是を以て敎會の役員の職務の重大なる事が解るのである。(最古の二個の寫本と某古き飜譯本と、又英國の改正委員の作つた改正譯本とには、「主」といふ代りに「神」と記してあるので、これによれば、キリストが神であり給ふ事が其處に直接に敎へてあり、それに他の寫本には「主」としてある故に、一層確實であるのである)　狼　エペソの敎會に起つた異端者の四五人の名は提摩太前後書に出てあるので、即ちヒメナヨとアレキサンデル（提前一ノ二十）、又フゲロとヘルモゲネ（同後一ノ十五）、又ピレト（同後二ノ十七）である。同じくエペソから書遺つた約第壹二ノ十八に由ば、キリストに敵する者が多數起つたので、又默二ノ六に由ば、多分この地方に於てニコライ宗の如き邪宗が起つたのであつた。業を予る　といふは來世の完全なる救を予ふるといふ事で、共に祈れり　祈つて後別れたのであつた。三十六、三十七節にはパウロに對する敎會の愛心が充分に發現されてあるので、今別に說明するの必要はないと思ふ。接吻し　といふは、日本や現今の泰西諸國に行はるゝ風習とは違ふもので、パウロの時代には相愛する朋友間に互に接吻を以て挨拶としたのであつた。この接吻を以て相別るゝ事の實例は、母前二十ノ四十一にダビデとヨナタンとの事が記してある。同じく古代の敎會にては、集會の時に相互に接吻をなして兄弟の親密を現したので

あつた（哥前十六ノ二十）（勿論男女は別々であつたのである）。

（チ）　ミレトスよりエルサレムに歸りし事

徒二十一ノ一—十六、

この所を三分すれば、（A）ミレトスよりツロまでの旅行（一—六）、（B）ツロよりカイザリヤまでの旅行（七—十四）（C）カイザリヤよりエルサレムに上りし事（十五、十六）である。

（A）　ミレトスよりツロまでの旅行

使徒行傳第二十一章一—六節

一われら強て彼等に離れ舟にて眞直にコスに至り次日ロドスにゆき彼處よりパタラに至り 二ピニケに濟る舟に遇これに登て出 三クプロを望んで其を左に過スリヤに濟りツロに着り蓋この處にて舟の積荷を卸さんと爲ばなり 四斯て我儕弟子たちを訪そこに七日とゞまれり彼等靈に感じてパウロにエルサレムに往なかれと言 五然ど既に七日を過しければ我儕出立て途につく彼等その妻孥と共に我儕を送て邑の外にまで至しが共に岸に跪きて祈り 六互に別を告畢りて後われらは舟に登かれらは其家に歸れり

この所も地理上の事である故に、別に説明の必要はないのである。即ちパウロはミレトスから舟

出してパタラにて船の乘かへをなし、それより直にツロまで渡つたのであつた。其途中の事は何も記す可き事はない。コスといふはミレトスより南方に當つて、凡そ十六里程距る小島で、その島の港には醫學上の神殿があり、又醫學校もあつたので、大に盛大を極めたのであつた。ロドスといふはコスより南方に當つて、凡そ二十里程離れて、而して小亞細亞の西南の岬の向島で、風景絶佳、天候淸溫、土地豐饒、實に有名な所で、特に天下に知られてをつた事は、その港口にコロサス(Colossus)と稱ふる其高さ凡そ百尺程の大銅像があつて、これは世界七不思議の一であつたのである。然るに紀元前二百二十四年に大地震があつた爲に倒壞したので、パウロの時代にはたゞ舊跡をとゞめてをるのみであつた。それで現今でも英語に巨大の物をコロサスの如きものといふの風がある。パタラといふは小亞細亞の南海岸の西の方にある港で、ロドスから東方に當つて、其間の距離は凡そ十六里、パウロはツロからパタラまで渡つて、其處で船を乘りかへたのであつた。クプロを左に過ぎ即ちクプロを廻らずして、パタラから直ぐにツロに渡つたので、後にロマにゆく時にクプロに寄り、小亞細亞の南海岸に沿ふてゆいたのであつた(徒二十七ノ五)。スリヤといふは猶ほ直接にいへばピニケで、又其上直接にはツロの事である。ツロに着りパタラからツロまでの里程は凡そ百四十里許で、ツロはシドンとともにピニケの有名な港で(徒十二ノ二十)、パウロの時代にはツロは太古の如き繁榮はなかつたが、併し隨分盛

んな所であつた。現今はたゞ舊跡のみ殘つてある。積荷を卸さん　積荷を卸さんが爲に暫時即ち數日間停泊したので、パウロは其地の信者を訪れ、彼等と交り、又彼等に道を敎へ、且つ彼等より慰籍を得たのであつた。抑もピニケの敎會の起原は徒十一ノ十九にも見えるのであるが、又徒十五ノ十二にはパウロが以前ピニケの信者に逢つた事が記してある。靈に感じて往なかれと言　これはエペソの長老等のいつた語と同樣であるが（徒二十ノ二十三）、併し敢て聖靈がパウロのエルサレムに上る事を禁じ給ふた譯でなく、たゞ此處の信者が聖靈に感じて、パウロがエルサレムに上る事の甚だ危險なる事を知り、己が思考を以て「往く勿れ」とすゝめたのであつた。偖てこゝの敎會はパウロに直接關係はないのであるが、彼等がパウロに對する愛情の深厚なる事を見れば、實にパウロが諸敎會の間に其名を知られ、且つ如何に信用されてをつたかゞ解るのである。即ち極端なるユダヤ敎的信者を除くの外、一般の信者はパウロの傳道の景況を聞き、大にパウロを敬愛するの心を抱いてをつたのである。

(B)　ツロよりカイザリヤまでの旅行

使徒行傳第二十一章七—十四節

七 我儕ツロよりトレマイに濟り既に舟路をはりぬ斯て兄弟等の安否を問かれらと偕に一日留り 八 次日いでたちてカイザリヤに至り傳道者ピリポの家に入

て共に留る此ピリポは七人の一人なり 九 彼に預言する四人の女あり皆處女なり 十 われら數日こゝに留れるごきアガボスご名る一人の預言者ユダヤより下り 十一 我儕が所に來りてパウロの帶をごり己の手足を縛て曰けるは此の如くエルサレムにあるユダヤ人は此帶の主を縛て異邦人の手に付さんご聖靈いひ給り 十二 此事を聞て我儕ご此地の者ごも〴〵彼にエルサレムに上る勿れご勸しに 十三 パウロ答けるは爾曹なにを哭て我心を摧くや我主イエスの名の爲には第に縛るゝ耳ならずエルサレムに死るも亦甘ずる所なり 十四 かれ勸を納ざりければ我儕主の旨の如く成ご曰て止

此處も右と同樣に地理上の事で、即ちパウロはトレマイまで船にて渡り、其所から陸路カイザリヤに赴き、前の如くエルサレムに於て起らんとする迫害の預言を聞いたのであつたが、敢て之れをも意とせず、猶ほ上京の途についたのであつた。トレマイといふは港で、ツロよりは南の方にあつて、其距離は凡そ十一里許であつた。舊約時代にはこゝの名をアッコ(士一ノ三十一)といつたのである。然るに紀元前二三百年の頃、エヂプトのトレミイ王が此處を改築して、自己の名を以てトレマイと名づけたのであつた。併し現今は又太古の名と同樣にアケルといつてをるのである。それで此處は有名なるカルメル山の麓の北部の灣にあつて、ガリラヤの港といふ可き

ものであつた。彼の十字軍の起つた時分には、十字軍の軍勢が早くよりこの所を取つて、戰爭の終局まで之を嚴守し、終にこの城を攻取らるゝに至り、十字軍の戰爭は終を告げたのであつたが、その終局は紀元後千二百九十一年であつた。それに聖書歴史には別に關係のない事ではあるが、近來鐵道が此處からヨルダン河の外まで架設されたといふ事である。カイザリヤといふは前の十ノ一と同一のカイザリヤで、トレマイからこのカイザリヤまでの距離は凡そ十六里許で、それでパウロはこの邊の陸路を進んだのであつた。ピリポ彼がカイザリヤに來つた事は前の八ノ四十にあるので、其時から今の時まで、ピリポは此處に於て傳道をなしてをつた事であらうと思ふ。抑も彼が使徒ピリポと異なる人である事を明瞭ならしむる爲に、七人の慈善委員の一人であつた事が記載されてある（徒六ノ五）。預言する四人の女といふは、聖靈の特別の賜を蒙つて道を敎ふる者で、女子が預言するといふ事は、前の二ノ十八に引用してある預言に應ふ事で、又預言する婦のあつた事は哥前十一ノ五にもあるのである。けれども如此能力のある女は幾人程あつたものか判然せぬのである。この四人の女は敎會の爲に盡力する目的の爲に、何人にも嫁がず、たゞ處女であつたものであらうと思ふ。その後第二世紀の頃から、處女なる者をキリストの新婦と稱ふる程に賞讃を與へたのであつたが、使徒時代には別になかつたのである。アガボスといふ者は前の二ノ十八にある預言者と同一のものであらう。パウロの帶をこ

り己の手足を縛て如此して快活にもパウロの受けんとする迫害を預言し、而してパウロを敬愛し、且つその自由の行動を尊重する兄弟等は、エルサレムに上る勿れと勸めたのであつたが、パウロの決心は到底變る事はなかつたのである。パウロがエルサレムに上ると決心した理由は、徒二十章の講解でいつた通である。

(C)　カイザリヤよりエルサレムに上りし事

使徒行傳第二十一章十五、十六節

十五 既に數日を經て我儕行裝をなしエルサレムに上れり 十六 カイザリヤの弟子等も數人われらと偕に行て我儕をクプロのナソンと云る老弟子の所に宿らせんとて其家に携ひ入ぬ

カイザリヤからエルサレムまでの里程は凡そ二十六里許であつた。ナソンといふは、以前よりエルサレムに於て道を聞き、之を信じた人であつたか、或はペンテコステの時からであつたかも知れぬが、この人の事は何も解らぬので、彼はクプロで生れてエルサレムに住居してをる人であつたのである。

これで第三傳道の終局を告げたのであるが、今これを繰返すならば、この傳道中の大事業といふ可きは、パウロがエペソを中心としてアジア縣に基督教を傳へた事で、又其上にガラテヤ、マケド

ニヤ、アカヤの諸教會を堅うし、且つ貴重なる書簡、即ち羅馬、哥林多前後加拉太の諸書を贈り、又エルサレムの貧しき信者の爲に異邦の諸教會より寄附金を募集した事であつた。

第五、パウロがエルサレム教會に報告を爲せし事　徒二十一ノ十七——二十六

この處を三分すれば、(A)パウロがエルサレム教會の役員に逢ひ、彼等に寄附金を渡し、又傳道の事を報告したが、(B)役員等は大に喜び、パウロに關する虛僞の評判を防禦せんが爲に、誓願の入費を代償せん事をパウロに願つた。(C)それでパウロはその願を入れ、式を行はん事を神殿に屆出たのであつた。

(A)　パウロの報告　使徒行傳第二十一章十七—十九節

十七 我儕エルサレムに至ければ兄弟たち欣て我儕を迎ふ 十八 次日パウロ我儕と偕にヤコブの家に入しに長老等みな集居れり 十九 パウロ彼等の安否を問かつ神の己を用て異邦人の中に行ひ給し事を一々告ければ

欣てといふは前にも云つた如く、極端の猶太教的信者を除く外に、諸教會の先輩者がパウロを

歡迎した表現である。ヤコブといふは徒十五ノ十三と同人で、主の兄弟なるヤコブである。又ペテロ彼は他國に住居するユダヤ人の爲に、傳道せんと他國に出た後、再びエルサレムに歸り、ヤコブが死するまでは此處に留つて、敎會内に大なる勢力を有し、又敎會の大牧者たる位置をしめてをつたのであつた。告ければパウロは諸敎會より集めた寄附金を渡し、嘗に傳道の興味ある結果を報告した許でなく、又この寄附金を以て眼に見ゆる所の證據として、異邦諸敎會の信仰と愛心とをつげ、異邦の信徒も、ユダヤの信徒と同じく、神の道を守るもので、兄弟とすべきである事を論じたのであつた。

この寄附金の事は後の二十四ノ十七にある「施濟を我民になし」といふ一言を除く外、使徒行傳に何とも書いてないのであるが、パウロの書簡に於て、其寄附金の貴重なる事が解るのである。即ち加二ノ十に由ば、ヤコブ、ペテロ、ヨハ子がエルサレムの議會の時に、パウロに向つて、エルサレム敎會の貧民を眷顧ん事を願ひ、又哥前十六ノ一以下に由ば、ガラテヤ敎會にも、又コリント敎會にも其施濟の事を依賴した事が書てある。それに哥後八、九章に於て、マケドニヤの諸敎會がこの施濟に對して熱心なる事を賞讚し、且つコリント敎會にこの寄附金を爲さん事を愈々勸めたのであつた。而して羅十五ノ二十五―二十八には、マケドニヤとアカヤの信者がエルサレムの貧しき聖徒の爲に供給を爲す事を喜悅とした事が記載してある。されば前にもいつた如く、

パウロはこの寄附金を以て異邦諸教會の愛心を表現し、ユダヤ異邦の兩教會を一致せしめんと思つた故に、敢てエルサレムにて遭遇せんとする迫害をも懼れず、この寄附金を持參する使者とともにパウロは自らも上京したのであつた。それで、今の報告は主としてこの施濟に關するものである。

(B)　エルサレム教會の先輩者がパウロに潔の禮を行はん事を願ひし事

使徒行傳第二十一章二十—二十五節

二十 彼等之をきゝ主を崇かつ彼に曰けるは兄弟よ爾ユダヤ人の信ぜしもの幾萬なるを知かれらは皆律法に熱心なる者なり 廿一 なんぢ異邦人の中にあるユダヤ人に教てモーセを棄しめ且兒子に割禮を行ふ勿れ例に從ふ勿れと言りと告る者あり彼等これを聞たり 廿二 今いかに爲べきぞ多の人々爾の來れるを聞て必ず集らん 廿三 是故に爾われらが言ところに從へ我儕に誓願のもの四人あり 廿四 爾この人々を携へ之と偕に潔事をなし代て其費を贖ひ彼等に髮を薙ことを得しめよ然ば人々なんぢに就て聞し所みな虛にして爾が律法を守て行へる事を知べし 廿五 信じたる異邦人には我儕すでに書をかき遺て斯る類の事は守るに及ずたゞ偶像に獻し物と血と勒殺しゝ者および姦淫とを愼む可と定たり

エルサレム敎會の先輩者は大に喜びてこの寄附金を異邦諸敎會の愛心の證據として受け入れ、又パウロの異邦傳道に反對する事なく、寧ろ神の聖業として之を喜んだのであつたが、併し一般のユダヤ人の中に傳はれるパウロに對する虚僞の評判を防禦せんが爲に、潔の禮を執行する入費の代償をなさん事をパウロに願つたのであつた。抑もパウロが異邦人に向つて不割禮の儘、たゞ信仰を以て神の恩寵にあづかり、救はるべき事を敎へたのみならず、ユダヤ人に向つても、其男兒に割禮を行ふ可きでなく、又猶太敎の規則をも守る可からざる事を敎へたといふ虚僞の評判が一般に行はれたので、ユダヤ人なる信者も幾分かパウロに對し疑念を起してをつたのであるから、パウロが今回寄附金を持參して上京した事を聞き、多數の信者集り來りて、この疑念を懷きつゝパウロに面會する事は、甚だ不快の感を起す事であらうと思ふ。何故といふに、ユダヤ人なる信者はキリストを信仰するとともに、又猶太敎の規則をも遵守するの熱心ある者で、如何に彼等が異邦の信者に自由を許すとも、自らユダヤ人として猶太敎の律法を嚴守す可き事を信じてをるのであるから、パウロに關するこの疑念を晴らすの道を講ぜざる以上は、實に兄弟としてパウロを歡迎する事は實に困難であつたのである。それで若しパウロがナザレ人の誓願を成就せしむる爲に、その入費を代償し、彼等とともにパウロが誓願に關する潔の禮を行ふ事であるならば、パウロが猶太敎の儀式を敢て輕蔑する者にあらざる事が明白となり、且つ評判の虚僞たる事も判然

となりて、パウロとユダヤの信者との間の交際の妨害は全然廢棄さるゝ事と思つたのである。**信ぜしもの幾万**　この語を以てもユダヤ人中の傳道が隨分盛大であつた事が解る。尤もユダヤ人の大多數は、敢て基督教を信仰せなかつたのであるが、兎に角イエスをキリストとして接くる者も左程少數ではなかつたのである。それでこの「幾万」といふは啻にエルサレムのみでなく、ユダヤ、ガリラヤ諸方に散亂したるものをも含蓄してある事であらう。**律法に熱心なる者なり**　イエスをキリストとして接入るゝといへども、猶太教の廢棄されたといふ事を未だ知らず、寧ろキリストの恩惠に感謝するの心を以て、愈々益々昔時より傳り來つた神の道を嚴守する熱心を起したのであつた。偖てこの虚僞の評判を以て、不信者なるユダヤ人は、異邦傳道を爲すパウロに對し、太甚しき憤怒の情を懷いたと雖ども、敢て信者なるユダヤ人に對しては、別に憤怒を起さなかつたのである。即ち多數のユダヤ人は、ナザレのイエスを以てキリストなる救主とする事は大なる誤謬であるとは思つたが、併し猶太教の規則を嚴守する者に對しては、敢て迫害を加ふるの考はなかつたので、其上ヤコブの如きは規則を嚴守するに由て、一般のユダヤ人より「義なるヤコブ」との賞讃を蒙つたといふ事である。**モーセを棄しめ且兒子に割禮を行ふ勿れ例に從ふ勿れ**　パウロが他國に出で、ユダヤ人にも又異邦人にも差別なく、たゞキリストを信仰するならば救はる可しとの福音を傳へ、而して異邦の信者に向つてモーセの律法を

守り、或は割禮を行ひ、或は猶太敎の儀式に遵ふべきでない事を敎へた故に、是を以てユダヤ人にも猶太敎の儀式を棄つ可しと敎へたといふ評判の起つたのは、これ不得已事であつたが、全然虛僞であつたのである。パウロの割禮に就ての理想は、哥前七ノ十八―二十に明白に記載されてある。即ち「割禮ありて召れたる者は割禮を廢る勿れ、割禮なくして召れたる者は割禮を受る勿れ各人その召れし時に在し所の分に止るべし」とある。一體パウロは割禮に由て救はる可き事の理想を全然廢棄し、而して異邦人に向つては强硬に割禮を行ふ事を否定したのであつたが、併しユダヤ人が其人種上よりして己が兒子に割禮を行ひ、昔時より傳つた規則を遵守するといふ事は決して彼が拒む所でなく、寧ろ彼はユダヤ人の兒子なるテモテに對して、割禮を行つたのであつた(徒十六ノ三)。**必ず集らん**　パウロの上京した事を聞くならば、エルサレムの信者のみならず、地方の信者も集る事であらうといふ事で、**誓願**　といふは民六章に書てあるナザレ人の誓願であつて、多分前の十八ノ十八にあるパウロがなした誓願であつて、多分前の十八ノ十八にあるパウロがなした誓願と同樣のゝのである。其所で説明した如く、この誓願をなすものは、多くは三十日間葡萄酒を飲まず、頭髮を剪る事なくして、期定の日の終局に至り、頭髮を剪りて神に献げたのであつた。これは我身を神に聖別するの譬喩であつて、恩惠に感謝する心を以て、誓願を立つるものも隨分あつたのである。如此誓願を立つるものは、頭髮を剪て献ぐる時に、又小羊

二四、牡羊一匹、それにパンと葡萄酒とを献げ、而して祭司にも禮物を贈る筈であつたのである。されば此入費は隨分莫大のものであつた故に、若しこの入費を皆償ふ事能はざる時は、頭髮を剪る事も出來なかつたのであつた。それで仁者は時として如此誓願を完成する爲に、其入費を代償するの風があつたのである。例之徒十二章中に出でゐるヘロデアグリツパ王は、登位してエルサレムに赴任した時、ユダヤ人の人望を得んが爲、數人の誓願入費を代償した事があつたのである。パウロがこの四人の兄弟の爲に、その入費を代償し、又誓願に關する潔の禮を行ふ事であつたならば、其行爲を見てパウロに對する評判の虛僞たる事が明白となる事であらうが、併し教會の先輩者は決して異邦の信者に向つて、猶太敎の規則を守らしむるの心はなく、即ち徒十五ノ二十のエルサレム會議の決議を尊重して是を以て滿足したのであつた。

(C)　パウロが其願に應じて潔の禮を行ふ事を神殿に屆出し事

使徒行傳第二十一章二十六節

廿六　斯てパウロは次日この人々を携へて之と偕に潔事をなし且かれら各人の爲に供物を獻べき事と其期までに潔事の日を盡さん事を殿に入て告

パウロがこの願に應じたといふ事は明白であるが、二十六節を詳細に說明する事は少しく困難で、これは多分前以て行はんとする潔の禮の事を神殿に屆出る譯であるかも知れぬ。それでパウ

ロはたゞ其入費の代償をなした許でなく、彼はともに潔の禮を行つたのであつた。さればパウロも自ら頭髮を剪つたと思ふ人もあるが、併し多分左樣ではなく、たゞ誓願に關する潔の禮を行つたのみであらうと思ふ。然れども其潔の禮の詳細の事は解らぬのである。

パウロが教會の先輩者の願に應じたといふ事に就て、種々なる議論のある事であるが、第一、基督教の自由を知り、又猶太教の儀式の廢された事を知つてをるパウロにして、たゞユダヤ人の親交を得んが爲に、猶太教の禮式を行つたといふ事は、如何にも不正の行爲であるとして非難を加ふるものもあり、又第二、パウロが潔の禮を行はんが爲に殿に入つた時に、騷擾が起つて非常の迫害を蒙つたといふ事を以て見れば、パウロが先輩者の願に應じた事は、實に無益に歸した事で、寧ろ災害を招く導火線となつたと思ふ人もある。然れども是等の語は多分誤解といはねばならぬ。何故といふに、第一、パウロは猶太教の儀式は、もとより救には不必要のものであると教へたのであつたが、ユダヤ人がこの儀式を守りて神に對する禮拜を行ふ事に就ては、決して惡しといつた事はなかつたのである。例之昔時の土曜日の夜を以て安息日として守る可きであると思ふ人があり、それに又土曜日の夜は別に安息日にあらずとする人もあつて、この人が前の人と共にをるとすれば、その人の風習に從つて、土曜日の夜は其業を休み、日曜の禮拜を守る準備を爲すといふ事は、決して惡しき事でなく、寧ろ道理に適ふ事である。それに又パウロが其願に應じた

事は、哥前九ノ二十に記してある主意に適する事で、即ち「律法の下にある者には我律法の下に在者の如くなれり」とある。第二、一體騷擾を起した者は不信者なるユダヤ人で、信者なるユダヤ人は多分パウロの愛心に感動して、彼に對しては寧ろ親密の情を起したであらうと思ふのである。それに若しパウロが殿に入らなかつたとしても、不信者なるユダヤ人は確かにこの騷擾を起したに相違ない故に、パウロが潔の禮を行ふた事は別にこの災害の原因とす可きではないと思ふのである。

第六、パウロが執へられて諸方に於て審判を受けし事　徒廿一ノ廿七——廿四ノ廿七

この所を區分すれば、(イ)ユダヤ人が騷擾を起し、パウロを殺さんとしたのであつたが、ロマの兵卒は彼を助けし事、(ロ)パウロが神殿に集りし衆人に對し演說をなせし事、(ハ)ロマ人なる兵卒の長は、拷問を以てパウロに其騷擾の理由を詰問せんとしたが、彼のロマ人たるを知りて其拷問を中止せし事、(ニ)明る日パウロはユダヤ人の議會の前に出で、審判を受けんとしたが、パリサイ人とサドカイ人との間に爭論の起つた爲に、遂にパウロを鞠く能はざりし事、(ホ)然るに惡漢がパウロを暗殺せんと謀つた爲に、直にパウロをカイザリヤに護送せし事、(ヘ)カイザリヤに於

てパウロは方伯の前に審判を受けし事、(ト)方伯はパウロの無罪なるを知りながら、猶ほ賄賂を得んとしてパウロを釋さず、遂に二年間邸内に縛ぎし事である。

(イ)ユダヤ人は騷擾を起し、パウロを殺さんとしたが兵卒の長が彼を救ひし事

徒二十一ノ二十七—四十、

(A)ユダヤ人は虛僞を以てパウロを執へ、(B)且つパウロを殺さんとしたが、兵卒の長が彼を救ふたので、(C)それでパウロは衆人の怒をも懼れず、彼等に向つて辯解せん事を願つたのであつた。

(A)ユダヤ人が虛僞を以てパウロを執へし事

使徒行傳第二十一章二十七—三十節

廿七 七日をはらんとせしときアジアより來しユダヤ人パウロの殿に居を見て凡の民を聳動しめ彼を執へ 廿八 喊叫けるはイスラエルの人々我儕を助よ此人は遍く敎を傳この民と律法と此處に逆ふ者なり又ギリシヤ人をも引て殿に入この聖所を汚たり 廿九 蓋かれら曩にエペソ人トロピモと云る者のパウロと共に城下に在しを見てパウロ之を殿に引入しと意へる也 三十 是に於て擧邑さわぎたち人々趨集りてパウロを執へ之を殿より曳出しければ直に其門を閉たり

第六　パウロが執へられて諸方に於て審判を受けし事

不信者なるユダヤ人は、ナザレのイエスをメッシヤ即ちキリストとするは、大なる誤謬であるとして、嘲つたのであつたが、たゞ猶太教の儀式を嚴重に守る所の基督信徒を迫害するの心はなかつた。然るにユダヤ異邦及び割禮不割禮の差別なく、たゞこのイエスを信仰する者は何人に限らず神の恩寵を充分に蒙る事が出來るといふ教を宣傳して、ユダヤ人の特權を藐視するパウロの如き者を非常に嫌忌し、或は賣國奴、或は逆賊として憎み、恰も他國に於て種々なる詭謀を以てパウロに災難を加へた如く（徒二十ノ十九）、それにも増してエルサレム即ちユダヤ人の都府に於ては、如此逆賊或は賣國奴を殺さんとの熱心を起したのであつた。それで一般のユダヤ人はパウロの容貌を知らなかつたけれども、アジアのエペソに於てパウロを視、其容貌を知れる者等がこのエルサレムに上り來つて、今神殿に於てパウロに出逢つた時に、俄然憤怒の念を起し、「逆賊たるパウロが聖殿に入れり」といひ立てゝ、大騷擾を起した許でなく、其上パウロがトロピモをも伴ひ神殿に入り之を汚瀆したりと叫んだ故に、一層大騷擾となりて、遂にパウロを執へ、內庭より外庭に曳出し、其處にて殺さんとしたので、殿衛は內庭を汚されん事をおそれその門を閉ぢたのであつた。七日といふは確たる事は解らぬが、多分四人の兄弟が誓願を成就するの時で、其誓願は一ケ月か或は三十日間であつた。其結願の日より七日前にこの潔の禮を行はん事を殿に屆け、其終の七日間は毎日潔の禮を行はん爲に殿に入つたものであらうと思ふ。アジアこ

れは勿論エペソの事で、このエペソから來つたユダヤ人は禮拜の爲にエルサレムに上つたのであらう。彼等は嘗てエペソで邪説を稱へた者が今聖殿に入つた事を視て、大に怒つたのであつた。助よ如此惡漢を直に殺す爲に助けよといつたので、民といふはユダヤ人で、法律といふは猶太敎の儀式的規則で、此處にといふはエルサレムの殿である。逆ふ者なりこれは全然の虛言で、即ちパウロが他國人は猶太敎の儀式に無關係であり、又エルサレムの殿に於て禮拜をなさずとも、たゞ信仰を以て救はる可き事を敎へた事は實際であつたが、然るにユダヤ人、又は猶太敎、又は殿を汚瀆したといふ事は決してない事であつた。ギリシヤ人といふは他國人といふ事で、引て殿に入異邦人でも殿の外庭には入る事が出來たので、それでこれを異邦の庭と稱へたのであつたが、內庭即ちイスラエルの庭には他國人の入る事を固く禁じられてあつて、若し萬一他國人がこゝに入るならば、死刑に行つたのであつた。偖てパウロが今回異邦人を伴ひて內庭に入つたといふ事は全然虛言であつて、多分パウロを訴へた者はその虛僞たる事を顧ず、故意にパウロに反對する怒を興さんが爲、かくは叫んだものであらうと思ふ。尤もナザレ人の誓願を爲すものが、潔の禮を行ふ別室は內庭の一隅にあつた故に、パウロが內庭に入つたといふ事は當然なる事であつたのである。トロピモ　この人は前の二十ノ四の人と同一で、即ち寄附金を持ちて上京した所の使者の一人であつたが、併し彼は殿の內庭に入つた事は決してなかつた

のである。殿より曳出しければといふは内庭から外庭に曳出したので、即ち聖なる内庭に於てこの悪漢を殺す可きでないと思つたからである。門を閉たりといふは殿衛が門を閉たので、即ち悪漢を殺す爲に、或は其血が聖なる内庭を汚す事のあらんかと恐れたので、多分パウロが脱れて再び内庭に入り、其處で殺さるゝ事あらんと門を閉たものであらうと思ふ。この門といふは外庭から内庭に入る口で、多分前の三ノ二にある美門であつたかも知れぬ。

(B)兵卒の長がパウロを救助せし事

使徒行傳第二十一章三十一―三十六節

卅一 彼等すでにパウロを殺さんとせし時あまねくエルサレム紛亂たりとの風聲千夫の隊の長に聞えければ 卅二 彼ただちに兵卒と百夫の長等を率ゐ彼等の所に趨下れり彼等千夫の長と兵卒を見てパウロを打ことを止 卅三 其とき千夫の長近りてパウロを執へ命じて二の鏈にて之を繫せその誰たる又何事を行しかを問たり 卅四 衆の人々のうち或は彼事をいひ或は此事を言さけび亂に因て千夫の長その實情を知こと能はず是故に命じて彼を陣營に曳往しめたり 卅五 卅六 衆の人々後に從ひて彼を殺せと呼さけび擁迫るに因て階に及るとき兵卒パウロを負り

ユダヤ人の中には一人としてパウロを憫み助んとする者はなかつたので、若しロマ人の救助がな

かつたならば、必ず殺された事であらうと思ふ。併しロマ兵の長は毫もパウロの事に就ては知らなかつたので、たゞ治安の妨害となる所の騒擾の起つたのを見て、直に兵卒を率ゐ殿の庭に入り、パウロを執へたのであつたが、多分パウロを以てこの騒擾の發頭人であると思ひ、二の鏈にて嚴しく繋がせ、且つ如此混雜の中では到底詳細を知る事出來ざる故に、パウロを伴ひて陣營に歸らんとしたのであつた。一躰この陣營といふのは神殿の西隣にあつて、其陣營から殿の庭に降るに階梯があつたのである。而してこの陣營はヘロデ王が堅固に建築して、當時ロマの大臣たりしマークアントニー(Mark Antony)の名を取つて、アントニアと名付けたので、ロマ政府は殿に於て騒動一揆の起らん事を慮り。常にこの陣營に兵を置き、守兵を以て殿内の諸事を警戒してをつたのであつた。何故といふに、ユダヤ人の宗教は彼等の愛國心と密着なる關係のあるもので、禮拜の爲に集會したる多數人の中に、或は騒動一揆の起るといふ事は容易な事であつたのである。偖て陣營の長は今や守番によりて大騒擾の起つた事を聞き、直に兵卒を率ひ降り來り、パウロを執へたのであつた。尤もパウロに就て騒擾の起つた事を見、多分パウロが一揆の發頭人であると思ひ、繋いだのであつた。あまねくエルサレム紛亂たりといふは大騒擾が起つたといふ事で、敢て文字通の實際ではなかつたが、たゞ殿に群集したもの許でなく、門外のものも、多數の者は殿を瀆すものが殿内に入つたといふ事丈を聞き、群集したのであるから、兵卒が「あま

ねくエルサレム紛亂たり」といつたのは敢て誇大的にいつたのではなかつた。抑も猶太教の祭日には方伯はピラトの如く、自らエルサレムに上り、騷擾等を沈靜する爲守備するのであるが、今回は別に大祭ではなかつた故に、方伯はカイザリヤにをつて、たゞ大佐の如き士官がエルサレムにをつたのであつた。一體ロマの軍隊のレギョンといふは（可五ノ九）、凡そ六千人の編制であつたから、それを千人づゝ六個の隊に分けてあつて、この長といふ原語は、その一隊の長の名稱であつたのである。彼事を言此事を言　エペソに於ける騷擾の如く、群集の人々はたゞ殿を瀆すものが殿に入つたといふ事だけを聞いて集つたのであるから、誰もその實際の事を知らなかつたので、その理由を士官に向つて說明するものはなかつたのである。然れどもパウロに就て大騷擾の起つた事だけは無論の事であつた故に、士官はパウロの事を詳しく訊す可きであると思つた。それでパウロに對し憤怒したユダヤ人は、パウロの救はれた事を悔んで、後に從ひて殺せ殺せと呼叫び擁迫つたのであつたが、敢て兵卒に向つては反抗する事は出來なかつたのである。それで兵卒は群集が擁迫つて來た故に、パウロを抱き上げて害を防いだのであつた。

（C）パウロが群衆に對して辯解せん事を願ひし事
使徒行傳第二十一章三十七―四十節

パウロ曳れて陣營に入んとせし時千夫の長に曰けるは我なんぢに語て可や

否かれ答けるは爾ギリシヤの方言を識や 卅八 爾は曩に亂を起し四千人の凶徒を率て野に出しエジプト人ならず乎 卅九 パウロ曰けるは我はキリキヤのタルソに生しユダヤ人にて鄙邑の民に非ず願くは民に語ることを我に許せ 四十 千夫の長これを許ければパウロ階の上にたち民に向て手を搖し其大に靜れるごときヘブルの方言をもて彼等に語れり

この請願は實に興味あるパウロの勇氣の發現ともいふ可きである。何故といふに、多數の群集が殺氣を帶びて劇怒の絕頂に達してをる場合に際し、パウロは更に之を恐るゝ事なく、靜肅に彼等に向つて自己の信仰を說明せん事を士官に願つたのであつたが、この時希臘語を以て語つたので、彼を無學なる謀叛人なりと思つてをつた士官は、その使用した語によりて、自己の想像の間違であつた事を悟つたのであつた。其上パウロが自己の故鄕の事を語りたるが爲に、士官は愈々パウロに對して尊敬の心を起すに至り。直ちに其演說を許したのである。この士官は多分ロマ人であつたが、東方に於ては矢張希臘語を使用したのであつた。尤もエジプトの都會でも希臘語が通用したので、亂を起したエジプト人は多分田舍の無學者で希臘語を使用せなかつたものであらう。それでパウロの發音を聞き、彼のエジプト人と異なる事が解つたものかも知れぬ。この亂を起したエジプト人の事はヨセフォスの歷史にも簡單に記載してある事で、即ちペリクスが方

伯であつた時代に、某エジプト人が自ら預言者なりと稱して、多數のユダヤ人を欺き、都城に入る前に、その塀の倒壞る可き事をいひつゝ、橄欖山まで多數の人々を曳つれ上つたのであつた。然るに方伯は其徒を或は殺し、或は散亂せしめたのであつたが、其エジプト人は遂に逃れたといふ事である。それでそのエジプト人が如何にしてユダヤ人を欺く事が出來たかといふは別に解らぬ事であるが、この事件はパウロが執へられた少時前であつたので、エジプト人は一回はのがれたが、再度紛亂を起さんが爲エルサレムに上つたものであらうと、パウロを以て想像をしたといふは、當然なる事であると思ふ。凶徒といふ原語は普通の惡漢とは違つて、又聖書の別の所には見えぬ語で、其直譯は「暗殺者」である。其時代に暗殺者がユダヤに起つたといふ事は、此れもヨセフオスの歷史に出でゝあるので、それにこれは路六ノ十五にある「ゼロテ」の徒の極端なる者であつたであらうと思ふ。即ちゼロテといふは熱心家といふ事で、國家の獨立を貴び、ロマ政府に反抗するの熱心なるものであつたのである。其中には現今の露西亞の如く、暗殺を以て國家の獨立を起さんと思ひ、次第に心は狂ひ意ふが儘に暗殺を企てる樣になつたのである。ヨセフオスの歷史に由れば、ペリクスといふ方伯は如此徒を雇ひ入れて、祭司の長を暗殺した事があると記してをる。抑も如此徒數千人が預言者と稱ふる者に從つて、ロマ政府に反抗せんとして紛亂を起したといふ事は別に不思議はない事である。キリキヤのタルソ又鄙邑の民に

非ずキリキヤは小亞細亞の東南即ちタロス山と地中海の間にある國で、タルソは凡そ四里程も海岸を離れた邑で、第一、この邑は一國の政治的都會で、第二、この地方の貿易の中心で、第三、大學を以て有名なる所であつた故に、實に「鄙邑」ではなかつたのである。それでこのタルソは大學を以て當時學術界に於ける位置は、アンテス、アレキサンデリアの次ぎにある邑であつた。

許ければ　士官が如此願を許したといふは不思議な事であると思ふ人もあるが、尤も普通の事ではないに相違ないけれども、これはパウロの感化力の證據で、即ち如此士官もパウロの感化力に感動して、彼は必ずこれを以て騷擾を沈むる事であらうと思ひ、許したのであるといふは別に不思議はないのである。ヘブルの方言　パウロが士官に向つて希臘語を使用しながら、多數の人々に對してはヘブルの方言を用ひたのであつた。併し之は古昔の純粹のヘブルの方言でなく、當時パレステンに普通用ひらるゝアラマイク語で、ヘブル語に類似した語である。尤もユダヤ人は他國人と語る時は希臘語を用ひたが、同國人互に語る時にはアラマイク語を使用したのであつた。

（ロ）　パウロの辯解的演說

二十二ノ一―二十一、

この演說の主意は、パウロの傳道運動が敢てユダヤ國及び猶太敎に反對するものでなく、寧ろユダヤ人の拜する神の導きに適ふものであるといふ事で、即ちパウロはユダヤ人の敵でなく、又猶

第六　パウロが執へられて諸方に於て審判を受けし事

太敎に反抗するものでなく、神の召に應じて基督敎に加はり、又神の命令に從つて世界的傳道に從事したのであつた。それでパウロは基督信者ではあつたが、大なる愛國者であつた故に、自國民即ち同胞に對し、自己の傳道運動の主意及び目的を語りたいと思ひ、而して人々も多分パウロの經歷を聞き、イエスをキリストとして信仰するの心を起すであらうとの希望であつたのである。

この演說を區分すれば、(A)パウロは基督敎に加はるまでは熱心なる猶太敎信者なりし事、(B)天の啓示を蒙りイエスのキリストたる事を學びし事、(C)ユダヤ人なる敬神深きアナニヤによりてバプテスマを受けし事、(D)自己の意に反してたゞ天の命令に從ひ、外國傳道に從事せし事である。パウロは始終一般のユダヤ人と同じく、熱心を以て神を尊敬するものであつて、其神の直接の導きに從ひ、基督信者となり、又世界的傳道に從事したのであるから、決して猶太敎の敵ではないのである。

(A)　基督敎に加はるまでのパウロの經驗

使徒行傳第二十二章一—五節

一 人々兄弟および父等よ請いま我が陳んとする事實を爾曹きけ 二 彼等そのヘブルの方言にて語るを聞ていよ〳〵靜れり 三 パウロ曰けるは我はユダヤ人にてキリキヤのタルソに生れ而して此邑のガマリエルの足下にて長られ先祖の嚴

なる律法に由て敎られ神に熱心なりし事は今日の爾曹すべての者の如なりき 四われ曩に斯道の人を男女ごも縛かつ獄に解し死に至るまでに之を窘たり 五即ち祭司の長ご長老會の人の我に就てみな證をなすが如し我彼等より兄弟等に遣る書を受ダマスコにをる者を縛てエルサレムに曳來り刑を受しめんごて彼處に赴けり

抑もパウロはユダヤ人の子孫で、生來純粹のユダヤ人であつたが、年少の頃からエルサレムに於て敎育を受け、ガマリエルといふ有名な敎師から律法を學び、神に對する熱心を以て、異端と思ふ所のイエスの道に嚴重に反對し、ダマスコに至るまで、イエスの弟子を迫害したのであつた。然るに如此者が轉宗して基督敎に加つたといふ事は、必ず天の召を蒙つたに相違ないのである。いよ〳〵靜れり　群集のものには勿論希臘語も解つたのであつたが、自國の語即ちアラマイク語を聞く事は彼等の喜ぶ所であつたのである。ガマリエル　徒五ノ三十四にも出でゝある有名ある敎法師であつた。それでパウロがエルサレムに於て敎育を受けたとすれば、多分希臘語の文學、哲學に達する事はなかつたであらうと思はれる。即ち彼はタルソに生れて、年少の時に希臘語を使用した事があつたであらうが、その敎育は主としてエルサレムで猶太敎的敎育を受けたのであつた。偖てガマリエルは基督敎を信仰せざる人であつたといつても、基督敎信者を迫

害する事には反對した人であつた。然るにパウロは如何にして基督教徒に對し迫害を加ふる心を起したのであるかといふに、弟子たるものが其師にまさりて極端なる說を取る事は隨分世の中にある事であるから、パウロの如きも、ガマリエルから猶太教を詳かに學び、且つこの宗教を固守せんが爲に、基督教に全然反對す可きであると思つた事は寧ろ當然の道であつたのである。**嚴なる律法**　パウロはパリサイ宗の中に入りて、律法を嚴重に守るの心を起したのである。(加一ノ十四)「我また心を人よりも先祖等の遺傳に熱し我が國人のうち年相若おほくの人に超りたり」、(腓三ノ五、六)「ヘブル人より生たるヘブル人なり律法に由ばパリサイの人熱心に由ば教會を窘迫もの律法に在ところの義に由ば玷なき者なり」、(徒二十六ノ五)「最も嚴き所に遵ひたるパリサイ人なりし」。**神に熱心**　といふは羅十ノ二に「イスラエル人が神に熱心なることは我證す」とある。それに今回集り來つた多數の人がパウロを殺さんとした熱心は、神に對する誤解したる熱心の働きであつたので、又パウロが教會を窘めたといふ事に就ては徒八ノ三、九ノ一、二十六ノ九、加一ノ十三、腓三ノ六、にある。**死に至るまで**　パウロに信者を死刑に處するの權があつたといふ譯でなく、たゞ「彼等の殺さるゝ時これを宜とし」たのであつた(徒二十六ノ十)。或はステパノの殺さるゝ時これを宜とし、其證人の衣服を守つたので(七ノ五十八、六十)、それでパウロは彼等を死刑に行はんが爲信者を求めて裁判所に訴へたといふ譯である。**長老會**　こ

れは勿論教會の長老でなく、ユダヤ人の役人、即ちサンヒズリムといふ高等裁判官であつたので、これと同一の語は路二十二ノ六十六に「集議所」と譯してあり、又太二十六ノ五十九の「祭司の長等及び長老すべての議員」と同じものである。證をなす一般のユダヤ人はパウロの以前の基督教に反對する熱心を忘却したかも知れぬが、併し祭司の長と議員たる者は之を知つてをつてその宗教的熱心の非常なる事を證する事が出來たのである。

(B) 天の默示を蒙りて基督教に加入せし事

使徒行傳第二十二章六―十一節

六然ど我ゆきてダマスコに近けるに時おほよそ日中たちまち天より大なる光ありて我を環照せり　七我地に仆る其の時サウロサウロ何故我を窘るやといふ聲を聞　八われ答けるは主よ爾は誰ぞや我に曰けるは爾が窘る所のナザレのイエスなり　九我と偕に在しもの光を見て懼たり然ど我に語し者の聲を聞ざりき　十我いひけるは主よ我なにを爲べきか主われに曰給ひけるは起てダマスコに往すでに定りし爾が爲べき事は彼處に於て爾に告べし　十一その光の輝に緣て我みることを得ず成ければ我と偕に在し者の手に援られてダマスコに至れり

この所は前の九ノ三以下と同樣であつて、是を以てパウロは己がキリストに對する信仰は猶太教

や、又はユダヤ國民に反抗するの心より出づるものでなく、實に直接ユダヤ人の神の導きによれるものなる事を論じたので、即ち天の召を蒙り、イエスをメッシヤとして信ずる事は決して惡事とすべきでなく、又其上パウロは自己の經驗を以て基督教の證據の確實なる事を不信徒にも示し、而して彼等をもキリストに誘導せんと望んだ事であらうと思ふ。偖てこの所は前の九章と同一の記事である故に、重て說明するの必要はないが、九章と對照すれば、其時刻が「日中」であるといふ事が初めて此處に記されてあるのである。されば日中に大なる光があつたといふ事は如何にも奇なる光であつたので、それに九節には偕に在つたものが「その聲を聞ざりき」とあるに、九章の七節には、「其聲を聞ども」としてある事は甚だ矛盾してをる樣であるが、これはサウロの友人が實際其奇しき音を聞いたのであつたけれども、其聲を聞かぬも同樣に、其意味を悟る事が出來なかつた事であらうと思ふ。又十一節の　その光の輝に緣てみることを得ず　といふは九章の方よりも詳細であるのである。

(C)　アナニアより洗禮を受けし事

使徒行傳第二十二章十二—十六節

十二 この邑に住る凡のユダヤ人の中に譽あるアナニアといふ律法に循へる神を敬ふ人 十三 我もとに來り側に立て曰けるは兄弟サウロ復び見ことを得よ我たゞ

ちに目を擧て彼を見たり　十四　彼また曰われらの列祖の神は爾に神の旨を知しめ彼の義者を見させ其口より出る聲を聞しめん事を定め給へり　十五　蓋なんぢ彼が爲に其見聞せし事を以て凡の人に向ひ證人と爲べければ也　十六　今なんぢ如何で緩ふ可んや起て主の名を籲バプテスマを受て其罪を滌去べしと

ことも大躰は九ノ十以下と違はぬのであるが、アナニアがユダヤ人中で名譽あり、又律法に循へる敬神家である事はことに初めて記されてあり、又アナニアがパウロに對する談話もことには詳細に書れてあるのであるが、このパウロにバプテスマを授けたものが猶太教に反對する異邦人でなくして、實に敬神家たるユダヤ人であつた事を考へて見るならば、パウロが基督教に加入した事は、決して猶太教に反抗するが爲でない事は愈々判然するのである。啻にそれのみならず、この敬神家たるアナニアの證によれば、パウロがキリストに逢ひ、又キリストの道を凡ての人に宣傳するといふ事は、實に神の聖旨であつたのである。列祖の神　基督教は神の聖旨に逆ふものでなく、又列祖に猶太教を顯現し給ふた同一の神の啓示であるならば、之を受けるといふ事は決して猶太教に反對する事でなく、寧ろ猶太教を完成、成就する事である。義者　アナニアの如き敬神家たるユダヤ人の證據によれば、イエスは實に義者であり給ふて、又その口より發する所の聲を聞く事が神意でありとすれば、イエスを尊敬する事も決して猶太教に背反する事ではないの

である。凡の人に向ひ之は特に重要なる點で、即ち九ノ十五に出でゝある語、所謂アナニアが神より受けた所の語に適合する事である、その語は「往よ彼は異邦人および王とイスラエルの子孫の前に我名を擔しめん爲に選し器なり」といふのである。それでアナニアの如き敬神家たるユダヤ人の證據によれば、パウロの世界的傳道はユダヤ人の神の聖意に適合する事であつたのである。如何で緩ふ可んや　パウロは非常に基督教に反對し、多數の信徒を嚴しく迫害した事を太甚しく悔ゆる爲に、敢てバプテスマを延期する事なく、直にバプテスマを受くる事によりて信仰を現し、基督教徒たる團體に加はつたといふ事は、實に當然なる道であつたので、現今と雖ども同じく、活ける信仰を以てイエスを救主として信ずるの心があるならば、敢て緩ふ事なく、又猶豫する事なく、速に信仰を發表し、信徒の團體たる教會に加はり、信徒たるの職務を爲す事は適當なる事である。主の名を籲　イエスを主として信じ、イエスに屬する弟子たる事を發表せんが爲に、バプテスマを受くる事である。其罪を滌去べし　といふは水のバプテスマを以て罪を滌去るといふ事でなく、又敢て水のバプテスマを受ずしても罪を釋さるゝ事が出來るといふが如き事でもなく、第一、バプテスマを受くるを以て罪の釋さるゝといふ信仰を發表し、第二、バプテスマを受くるを以て、信者たる事を公表し、イエスの弟子たる責任を負ふを以て、罪惡の釋さるゝといふ喜悅を充分に蒙る事であらう。されば禮典を以て罪を釋されて救はるゝとい

ふ事は決してない事であるけれども、己が臆病の爲に基督敎徒の責任を負ふ事を懼れて、バプテスマを受くる事を延期し、たゞ密かにキリストに從はんとする者は、多分信者たるの喜樂を充分に味ふ事もなさず、又自ら人に對して爲す可き事をもなさず、而して兄弟より受く可き助力と勸奬をも受けず、信者の職分を決して盡す事は出來ぬのである。

(D) 天の命令に從つて世界的傳道に從事せし事

使徒行傳第二十二章十七―二十一節

十七 我エルサレムに返り聖殿に於て祈れる時まぼろしにて 十八 見けるは主われに向て急げ彼等は爾が我について立る證を納ざるが故に速にエルサレムを出よと曰たまへり 十九 我いひけるは主よ我もと爾を信ずる者を執へ或は諸會堂にて之を鞭ちしことを彼等は知 二十 また爾の證人ステパノの其血を流さるゝ時われ傍に立て其殺さるゝを好とし彼を殺す者の衣を守れり 二一 主われに曰けるは往われ爾を遠く異邦人に遣すべし

パウロはエルサレムに留つて自國民即ち同胞に向つて、道を敎ふる事を望んだのであつたが、併し天の命令によりて、エルサレムを離れ、遠國に向つて出たのであつた。それでパウロが同胞を離れて異邦人の中に働いたといふ事は、決して愛國心を失つた爲でなく、又ユダヤ人即ち同胞を

輕蔑するの心でもなく、天の直接の命令に循つたので、之を決して惡事として非難す可き筈はないのである。然るに前の九ノ二十九以下に由ば、ユダヤ人はサウロを殺害せんと謀つたので、兄弟等はこれを知りてパウロをタルソに往かしめたのであつた。それでこの二者はともに實際として信ずるには困難はないので、即ち九章には外容が記されてあり、又二十二章には內容が載せられてあるのである。エルサレムに返り　といふは加一ノ十八に由ば、パウロが基督教に加つて三年後とあるのであるが、然るにその三年間といふは、多分パウロがアラビヤの野原に於て、基督教を研究する爲に費した時間である故に、今の演説の主意には關係はないのである。聖殿に於て祈れるとき　といふはパウロが猶太教に對する尊敬心ある證據で、即ち「異邦人にゆけ」との命令を受けたのは、パウロが聖殿に於て祈つてをる時であつたとすれば、敢て猶太教に背反するものではないのである。證を納ざるが故に　といふは前の九ノ二十九の「彼等のサウロを殺さんと圖る」といふに適ふ事で、即ち一般のユダヤ人は自ら基督教を受けぬといつても、ヤコブの如き使徒や、猶太教を嚴重に守る所の一般の信者に對しては迫害を起さぬとはいふもの、、基督教に反對してから後に、突然轉宗して基督教に加入したサウロの如きものは、實に墮落者として非常に之を憎み、遂に殺さんとしたといふ事は實に人間普通の人情である。即ち自派を出で他派に轉ずる者に對しては、時にこれを逆賊と呼ぶ等は常の事である。故にパウロがエル

サレムに上り、國民即ち同胞に對して傳道するといふ事は多分無益の事であつたであらうと思ふ。それで寧ろ自己の經驗を以て基督教の活力を詳細に悟つてをる所のパウロの如き者は、實に世界的傳道に適當したものであつたのである。然るに十九、二十節の、パウロが神に對しての答辯の其意義は何かといへば、或は二點あるであらうと思ふ。第一、基督教に反對し信者を迫害した事を大に後悔して、其同一の場所たるエルサレムに於て、基督教を宣傳する事により、自己の罪惡を償ひ、又人がキリストを信ずる事を妨害した其同一の場所に於て、人をキリストに勸誘するの希望であつたのである。第二、自己が基督教に反對した所の以前の熱心を知つてをるエルサレム人は、轉宗した事に驚き、大に基督教に對する己が證據に耳を傾けるであらうといふ希望があつたからであらうと思ふ。さればパウロは如此理由を以て、エルサレムに留り、自國民即ち同胞に向ひ傳道するを以て適當なる處置と思つたのであつたが、併し主は異なる聖旨を以て許し給はなかつたのである。

偖て以上の演説の大要を繰返して見ば、實にこれは其機會に適應した論であつたので、即ち年少の頃より大熱心を以て猶太教を信仰したパウロが、俄然天の召を蒙りて基督教に加入し、アナニアの如き敬神家たるユダヤ人の手によりてバプテスマを受け、而して天の命令に循ひ、己が思念に背きて異邦傳道に從事したので、如此理由あるにも不拘、之を以て逆賊と見做し憎むといふは大な

る誤謬であつて、寧ろ此新しき信仰を起せし原因理由を詳細に研究す可き筈であつたのである。然るに不幸にしてこゝに集つた所の多數のユダヤ人は、この論に耳を傾くる者もなく、又パウロの辯解に感動する者もなく、たゞ異邦人といふ語を聞や、直に大甚しき憤怒の心を起したのであつた。

（ハ）パウロが拷問を免れし事

使徒行傳第二十二章二十二—二十九節

廿二 彼等きゝて此言に至みな聲を揚て曰けるは此の如き者を地より去かれは先に生命の有べき者ならざりき 廿三 かれら喧呼で其衣をぬぎ塵を空中に揚ければ 廿四 千夫の長命じてパウロを陣營に引入しめ何故かく彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼に訊べしと言り 廿五 かれら革鞭を撻んとてパウロを引張しとき彼その側に立る百夫の長に曰けるは罪を定ずしてロマ人たる者を鞭つは律法に當ふや 廿六 百夫の長これを聞ゆきて千夫の長に告て曰けるは爾なすとを愼めよ此人はロマ人なり 廿七 千夫の長ゆきてパウロに曰けるは爾はロマ人なるや我に告よパウロ曰けるは然り 廿八 千夫の長こたへけるは我は多の金を以て此民籍を得たりパウロ曰けるは我は生來なり 廿九 是に於てパウロを拷問せんとせし者等たゞちに退けり千夫の長そのロマ人なるを知かれを縛しことを懼る

この所を二つに分てば(甲)士官がパウロに就て起つた大騷擾を見、拷問を以てパウロを審問せんとしたが、(乙)彼のロマ人たるを知りて其拷問を止めたのであつた。

(甲)　二十二―二十四、

群集の人々はパウロのキリストに就ての信仰を承知せず、如此演說を聽く事を好まなかつたのであつたが、併し暫時の間は忍耐して聽いてをつたのである。然るに「異邦人に遣すべし」といへる語を耳にするや、彼等は怒氣を含んで如此者を殺せと叫び、尤も兵卒によりて守られてをるパウロには手をつける事出來ざる故に、或は其衣をぬぎ、塵を空中に揚げて、憤怒の情を發現したのであつた。それでアラマイク語を知らぬ爲に、パウロの演說の意を解する事出來ざりし士官は、パウロがこの騷擾を起したものと速了して、當時の惡習に從ひ、直ちに拷問を以てパウロを訊せよと命じたのであつた。此言に至　即ち「異邦人」といふ言に至りといふ事で、十字架に懸り給ふたイエスを救主として信仰する事に就ては、たゞこれを愚なる事であると思ひ、如此信仰を嘲笑ひながらも、敢て怨恨の情を催し、憤怒して迫害までを起す事はなかつたのであるが、ユダヤ人を離れて異邦人に向ひ、割禮不割禮の差別なく、たゞ信仰を以て救はるゝといふ一條に至りては、實に之はユダヤ人たるの特權に反抗するものとして、劇甚なる怨恨を起したのであつた。若しパウロが異邦人をして割禮を授け、又猶太教に入らしめて、而して後キリストに賴りて救は

る可き事を數へたならば、ユダヤ人はこれが爲に怨恨を起す事はなかつた筈である(加五ノ十一)「我もし今も尚割禮を宣ば何ぞ窘らるゝ事あらん乎既や十字架に礙くとを止むべし」。然るに彼等はパウロが割禮に無關係なる福音を異邦人に宣傳する事を知つてをる故に、パウロが異邦人にゆくといふ語を聞くや、怨恨を起したのであつた。衣をぬき塵を揚ぐる といふは怨恨の發情である。即ち母後十六ノ十三にあるシメイがダビデにむかつて塵を揚げたと同樣の事である。

何故かく彼等がパウロに向て喧呼かを知んがため鞭ちて彼に訊べし と命じた事は、實に無道理なる審問であつて、寧ろ喧呼者數人を執へ、彼等がパウロに訴へた事を訊ふ可き筈であつたのである。然るにたゞパウロの演說の爲に大騷擾の起つた事を見、パウロに其理由を訊ふたといふ事は、實に當時の審問の方法に適する事であつたのである。

(乙)　二十五―二十九、

ロマ人たる特權によりて、幸にパウロはその苦痛より免るゝ事を得たのであつたが、即ち前の十六ノ三十六以下に於ていつた如く、ロマ人の特權なるものは十字架に懸けらるゝ事や、鞭るゝ事や、拷問にかけらるゝ事の如きを免るゝ事であつた。それでこの士官が大金をもてこの特權を得たといふ事は當時の歷史に應ふ事で、而して後代に於ては、皇帝はこの民籍の價額を安價になし帝國內の凡ての自主なる者に、無代價にてこれを與へたのであつた。然るにパウロの時代には大

金を以てこの特權を賣る事であつたのである。又前にもいつた如く、當時のロマ人の特權は別に政治上に於て權利はなかつたので、たゞ恥辱である所の刑罰を免れる事が出來、其上社會に於て貴き位置を得たので、富豪たる者は多く大金をかけてこの特權を求めたのであつた。それに如此特權のあるもの丶子孫は、其後を繼いで同一の特權を世襲したのであつた。パウロも即ち父の後を繼いで生來よりこの特權を受けたので、パウロの父は如何にしてこの權を受けたのであるかは解らぬのである。或は大金を以て買つたのであるか、或は皇帝に對したる忠義の償であつたか、兎に角いづれにしてもパウロの家は身分よく、又位置の高きものであつたといふこれは證據であるのである。

(二) パウロがサンヒズリムの前に於て審判を受けし事

二十二ノ三十―二十三ノ十一、

(A)士官がこの騷擾の起つた理由を知らんが爲、パウロの審問をサンヒズリムに依賴したので、(B)パウロは議會に於て不法にも口を撃れし故に、祭司の長に向つて非難を加へたが、後陳謝したのであつた。(C)パウロがパリサイ人と同樣なる甦生に就ての信仰をのべた爲に、パリサイ人とサドカイ人との間に一場の爭論が起つたので、幸にパウロは審判を免れたのであつた。(D)然るにパウロがユダヤ人より非常なる怨恨を受けた時には、天よりの慰籍を受けたのであつた。

(A) 士官がパウロの審問をサンヒズリムに依頼せし事

使徒行傳第二十二章三十節

三十 斯て明日ユダヤ人の彼を訟たる故を確に知んと欲ひパウロの縛をとき祭司の長等および全議會に命じて集らしめパウロを携往て其前に立せたり

士官はパウロに就て非常なる大騒擾が起つたので、この治安を妨害する所の詳細の理由を聞かんと欲したが、ユダヤ人相互の爭論の事情も詳かに知る事が困難であつた爲、議員即ちサンヒズリムにこの審問を依頼したのであつた。全議會といふは前の二十二ノ五の「長老會」と同じくサンヒズリムであつた。この議員の審問を以て今回の騒擾の理由を知り、パウロのこれに就ての責任と、パウロを如何に處分すべきかを知らんとしたのであつた。尤も士官が議員に依頼した事は敢て審判ではなく、たゞ審問即ち吟味であつたのである。縛をとき　右の二十九節を見れば士官がパウロを縛しめたことを懼れたとあるが、この三十節では其明る日に漸く其縛をといたとあるので、甚だ奇怪のやうであるが、併し先きの士官が悔い懼れたといふ事は、パウロを鞭つために縛したので、即ちロマ人の特權は鞭つ事を嚴禁するのであつて、別に脫走をふせぐ爲に縛を加ふる事は、禁じてなかつたのであつた。

(B) パウロが祭司長を非難せし事

使徒行傳第二十三章一―五節

一パウロ議會に目を注かれらを見て曰けるは人々兄弟よ我今日に至るまで凡のこと良心に由て神に事たり　二祭司の長アナニア側に立る者に命じて彼の口を撃しむ　三是に於てパウロ彼に曰けるは粉堊たる壁よ神は爾を撃ん爾が坐せるは律法に循ひて我を審ん爲なるに律法に違ひ命じて我を撃しむる乎　四側に立る者ども曰けるは爾神の祭司の長を詬るや　五パウロ曰けるは兄弟よ我その祭司の長なるを識ざりき識ば然は言ざりし也そは爾の民の有司を誹る勿れこ錄されたり

パウロは議會の前に答辯をなさんとして、先づ根本よりのべ初め、自己の傳道運動は神意に適ふものたるを信ずる其眞心よりである事を斷言し、夫より引續いて其證據、即ち自己が基督敎の傳道に從事した理由を詳細に語らんとしたのであつたが、祭司長は今パウロが異邦的傳道は神に奉事する事であると論ずるを聞き、大に憤怒して、神を瀆すの惡口を罰せんが爲その口を擊しめたのであつた。然るに一躰被告人の答辯を聞き終らざる中に、其答辯を中止して其者を擊たしむるといふ事は甚だ無道理の事であつた故に、パウロは大に義憤を起して、如此惡裁判官は神より相當なる應報をうべきであると叫んだが、其時「汝は神の祭司の長を詬るや」といふ聲を聞き、

直にパウロは陳謝したのであつた。凡のここ良心に由て　パウロは年少の頃より神につかへ、義を爲すの熱心家であつて、基督教に加はらぬさきには、ナザレのイエスに反對すべきであるとの信仰に從つて、迫害を爲したのであつたが、後イエスの眞正のキリストたる事を悟り、神に對する同一の熱心を以て基督教の爲に盡力したのである。これは實にパウロの生涯を通しての精神を現す語であるが、勿論格別に基督教的運動に關係する心を以てかく云つたので、この一言は二十二章に出てある多數の人々に向つての演說の主意と同一で、祭司長が不法を以てパウロの答辯を中止せなかつたならば、パウロは多分その證據をも宣ぶる考であつたであらうと思ふ。パウロが良心に由て行動したといふ事は哥前四ノ四に「我みづから省るに過あるを覺ず」、哥後一ノ十二に「我儕の良心丹心と信實に由行を爲りと證す」、提後一ノ三に「我が先祖に傚ひ潔き良心をもて事る神に謝す」。アナニア　といふは紀元後四十七年頃より五十九年頃まで祭司長であつた人で、ヨセフォスの歷史には彼の不義不正に就て書いてあるが、其一例は彼が强て普通の祭司の受く可きものを掠奪し、且つ彼等を壓制して自ら大金を貪つたといふ事である。口を擊しむ　パウロが異邦人に向つて不割禮の儘救はるゝ事を敎へたといふ事は、此上もなき罪惡と祭司等が見做してをる所に、猶はパウロが「我が行動は良心に由て神に奉ふるものなり」といつた事を聞き、直ちにこは太甚しく神に對するの惡口なりとして、其口を擊たしめたのであつた。粉

塗たる壁　太二十三ノ二十七の「白く塗たる墓」と同樣の譬喩で、壁即ち土塀といふものは、其内部は凡て泥土のみで造つたものであるが、その外面丈は甚だ美麗に白粉を以て塗りたてゝあるので、その如くアナニアの如きは神を敬愛する外形をもつてをるが、其内心に至りては恰も泥土の如く汚穢を極めてをるのである。**爾を擊ん**　これは直接には來世の正當なる刑罰にあたるのであるが、併しアナニアは現世に於ても大なる災害を蒙つたので、即ち彼のエルサレム滅亡前の戰爭の時ゼロテ黨の如き熱心家がアナニアがロマ政府に服從する其心を憎み、その卑劣を怒り、彼が逃れて水中に潛んでをる所を發見し、遂に殺したのであつた。**律法に違ひ**　といふは被告人の答辯を中止して直ちにこれを罰する事の甚だ不法なるのみならず、實にユダヤ人の法律にも逆ふものであつたのである。パウロが發したるこの憤怒は實に義憤といふ可きものであつた故に、これに就てパウロを非難する事は出來ぬが、兎に角キリストと比較する時は、實にキリストのパウロに優れ給ふ事が明了するのである。即ち約十八ノ二十二、二十三を見れば、イエスが祭司長に對して答へ給ふた事に就て、僕が怒つてイエスを擊つた時、イエスは敢て怒り給ふ事なく、嚴かに「若し我語しこと善らずばその善らざるを證せよ」との給ふたのであつた。**我その祭司の長なるを識ざりき**　といふは說明するに困難であるが、甲の說に由ば、パウロは文字通に全く彼の口を擊てと命じたものが祭司の長であることを識らなかつたので、若し識つてを

つたならば決してかくは訴る筈でなかつたといふので、この說明よりすれば、實にパウロは識らずして祭司の長を訴つた故に、其無禮を陳謝したのであつた。乙の說に由ば、パウロは如此者を到底祭司の長と見做す可きでないと思つたので、即ち如此不法を爲すものは祭司長たるの資格なきものとしたのであるといふのである。丙の說に由ば、パウロは其無道理不法に就て直ちに答辯せんとの考に蔽はれて、アナニアが祭司長であるや否やに氣付かずしてたゞ訴つたので、それで祭司長たる事を知るや直に陳謝したのであるといふのである。以上の三說とも何れを可矣とする事も困難であるが、兎に角甲と丙との說は多少眞に近いと思ふので、其中甲は其語に適當した說で、又丙は實際に適當してをる故に、いづれが精確であるか解らぬのである。さればパウロは一タビは義憤を起したけれども、後悔した事であらうと思ふ。錄されたり　これは出二十二ノ二十八で、一般に守る可き規則で、即ち主長の不法不義をたゞす事はよいが、惡口を以て訴る事はよくない事である。

(C)パウロが議員の中に爭論を起さしめて、審問を免れし事

使徒行傳第二十三章六—十節

六 パウロ彼等の其半はサドカイの人半はパリサイの人なるを知て議會の中に呼り曰けるは人々兄弟よ我はパリサイの人またパイサイ人の子なり死たる者

の甦ることを望に因て我いま審判る」七パウロ如此いひしかばパリサイの人とサドカイの人の間に爭論おこりて集りたる多の人々相分れたり」八蓋サドカイ人は復生また天使および靈を無と言パリサイ人は之をみな有と言ば也」九遂に大なる喧嘩となりぬパリサイ人の學者たち立て爭ひ曰けるは我儕この人の惡ことを見ずもし靈あるひは天使の彼に語し事あらんには我儕神に敵す可らざる也」十斯て大なる爭ひ起ければ千夫の長パウロが彼等に引裂れん事を恐て兵隊に命じ彼等の中に下らせ之を奪とり陣營に引入しめたり

パウロは基督教に加入せざりしさきには多分議員であつたかも知れぬが、よし自ら議員でなかつたとしても、ガマリエルの弟子で、又パリサイ人であつた故に、サドカイとパリサイの兩派が互に相逆つてをる事を詳細に知つてをり、且つ自らもパリサイ人で、サドカイ派に反對してをつたのであるから、彼は基督教に入りて後この議員の會に列した事は今回が初めで、今このサドカイ人を見るや、彼等が如何にも宗教に冷淡なる事を想起し、特にサドカイ人に反對するの心を生じたのであると思ふ人もあるが、併し左樣ではなく、パウロは自ら審問を免れんが爲、巧みに謀つて態と紛爭分裂を起さしめたものであらうと思ふ。即ち議員は凡てパウロの行爲に反對するものであるから、若しパウロを審問した結果を士官に報告するならば、必ずパウロを罪人として訟ふ

る事に相違ない。若し果して左樣でありとすれば、士官は多分其報告を聞き、敢て實際の事を自ら問ふ事をなさず、直にパウロを死刑に行ふ事であらう。それでパウロは、如此事のあらん事を前以て承知してをるので、謀を以てその審問を免れたのである。もとより議員は皆基督敎に反對するものであるけれども、常に互に爭ふものであつた故に、パウロが「我はパリサイ人にして甦ることを望に因て審る」といつた語を聞き、パリサイ派の議員はこゝに黨派心を惹起して、サドカイ派に反對するの熱心燃え、パウロをしてアナニアの如き惡人の怨恨の下におく事を拒むに至つたのである。それで相互の紛爭愈々盛になつた爲に、パウロを審問する事の到底出來ざるを知り、士官はパウロを伴ひて歸營したのであつた。サドカイとパリサイとの區別に就ては、福音書の講解に於て詳細に說明した故に、今こゝに說明するの必要はないが、たゞ一言を以ていへば、パリサイ人といふは當時の熱心なる宗敎家で、宗敎の律法や又遺傳を守り、又救主の降臨を望み、又來世にゆくの望みをもつものであつたが、サドカイ人は宗敎的熱心なく、たゞ金錢を得んが爲に祭司の職務を行ひ、ロマ政府に服從するを以て滿足し、救主の降臨を敢て望まず、又來世に關するの希望もなかつたので、所謂唯物論者であつたのである。それでパウロがイエスをキリストとして信仰する點や、又信仰を以てイエスの名に託り救はるゝといふ事に就ては、勿論パリサイ人とは全然異なるものであつたが、パウロも自ら宗敎家たるの熱心を有し、又救主の降臨に就

てこれを尊重し、又來世の事を堅く信ずるものであつた故に、彼が「我はパリサイ人である」といつたのは決して虛言ではなかつたのである。パリサイ人の子　パウロの兩親はヘブル人であつた事は腓三ノ五に書てあるので、又そこには彼等もパリサイ人の如き宗敎的熱心の人であつたとある。或は提後一ノ三には「我が先祖に傚ひ良心をもて事る神に謝す」といふ事に應ふ事である。甦ることを望に因て我いま審る　パウロの信仰の大基礎はイエスの復活で、又その行動の大目的は死たるものゝ甦る事を得んが爲といふ事であつた（腓三ノ十一）。故に「甦に就て審る」といつた事も決して虛言ではなかつたのである。復生また天使および靈をなしと言　これは太二十二ノ二十三に適ふ事で、この心を以てサドカイ人はイエスに難問をかけたのであつた。パリサイ人の學者たり　學者敎法師の如きは多數パリサイ人であつたが、たゞサドカイ人の學者は數人あつたのである。惡ことを見ず　常にサドカイ人と爭ふパリサイ人は、今のパウロの語を聞き、イエスの事に就てパウロと其意見を異にすることを恐れたが、たゞ一時的にパウロを保護せんとの心を起したといふは、人間普通の人情で、敢て奇怪の事ではないのである。故に彼等は實際にパウロに對し同情を寄せたのでなく、たゞ暫時サドカイ人に反對するの心から、パウロを保護するに至つたのである。恰も前の五ノ三十五以下に出てあるパリサイ人なるガマリエルが使徒等を保護した事も幾分か類似した事である。即ち彼等の論に由ば、甦

生を主張し我儕の如く宗教的熱心なるものを、俄に之を悪人として罰すべきものでなく、或は天よりの啓示を蒙つたものであるかも知れぬ故に、先づ其答辯を能く聞くべきであるといつたのである。然るにかくもパリサイ人がパウロを保護するの位置に立つた爲に、サドカイ人は益々烈しく怒を起して、到底審問を爲す事の出來ざる紛爭となつたので、如此議會では最早パウロに就て知るを得ざる事が士官には解つたのであつた。我儕神に敵す可らざる也といふ語は、最古の寫本や英語改正譯には省いてある。併し其意義の上には別に相違はないのである。「もし靈あるひは天使の彼に語し事あらんには」といつて、其餘を語らず沈默したのであつたが、その沈默を以て、パウロの答辯を聞かずしては罰する事の危險なる事をのべたのであつた。

(D)　パウロが天の慰籍を蒙りし事

使徒行傳第二十三章十一節

十一　主その夜パウロの側に立て曰給ひけるはパウロよ勇そは爾われに就てエルサレムに證せし如く必ずロマにも證すべければ也

パウロは此謀を以て審問を免れたといつても、この經驗を以てユダヤ人の先輩等なる祭司長の怨恨の太甚しき事を知り、且つ又パリサイ人もたゞ一時的にパウロを保護するといつても、直に以前の如く反對の心を起し、パウロを再びサドカイ人の怨恨にまかすであらう事を悟り、それに

士官も敵人の訟を信じてパウロを彼等の意にまかせるであらう事を懼れ、パウロは大に憂へたのであつた。尤もパウロは敢て死を懼るゝといふわけでないが、傳道事業を中止する事を遺憾として憂へたのであつた故に、天の慰籍を蒙つて敵の怨恨より免れ、自己が望の如く、ロマにまで道を宣傳する事が出來るであらうとの約束を得たのであつた。パウロがロマに於て傳道せんとする希願の篤き事は、前の十九ノ二十一、羅一ノ十一にも見ゆるのである。

(ホ) 士官はパウロの敵人の奸策を知り、パウロをカイザリヤに護送せし事

徒二十三ノ十二—三十五、

この所を五に區別すれば(A)惡漢がパウロを暗殺する事を誓約せし事、(B)其奸謀がパウロの甥によりて士官に知れし事、(C)士官がパウロをカイザリヤに護送せん事を決定せし事、(D)士官が方伯に書簡を認めし事、(E)かくしてパウロを出發せしめたので、明日パウロはカイザリヤに到着し、これに由てパウロはエルサレム人の奸謀を免るゝ事を得し事である。

(A) 惡漢がパウロを暗殺せんと誓約せし事

使徒行傳第二十三章十二—十五節

十二 明日に及てユダヤ人黨を結び共に誓て曰けるはパウロを殺すまでは食飮をも爲まじ 十三 この誓を爲る者は四十人餘なり 十四 かれら祭司の長および長老たち

の所に來て曰けるは我儕パウロを殺すまでは何をも食じと誓を立たり 十五 是故に請なんぢら議會と偕にパウロの事をなほ詳く訊る狀をなして千夫の長に告かれを爾曹に曳下らしめよ彼が近かざる前にこれを殺さんと我儕すでに備を爲り

前の二十一の三十八に就ていつた如く、其當時には誤解したる熱心を以て、國家の獨立を得んが爲、暗殺者が事の善惡に關せず、ユダヤ國及び猶太敎の爲に盡す徒が多數あつたので、如此徒がパウロを以て、猶太敎に反對する逆賊として非常なる怨恨を抱き、如此者を暗殺するはこれ神意なりと考へたので、即ち（約十六ノ二）「爾曹を殺す者みづから神に事ると意ふ時至らん」とあるにかなふ事であつたのである。パウロを暗殺するの奸謀をなしたといふは、敢て奇怪とす可きではないので、而して彼等はこの奸謀を是非成就するまで即ちパウロを暗殺するまでは、互に飲食せざる事を誓約したのであつたが、それで祭司の長もこの事の義不義を問はず、如此奸謀を喜びて承知したのであつた。偖てこの奸謀は巧なるものであつたから、若し士官にこの事が知れなかつたならば、必ずパウロは彼等の爲に暗殺された事であらうと思ふ。祭司の長が士官に向つて今一回パウロを審問せん事を願ふたならば、士官は多分その願を拒絶する事は出來ぬ故に、必ずパウロを議會に送る事を許したに相違ない。而してパウロに對する奸謀のある事を知ら

ぬ故に、無論其途中パウロを注意して保護する事もなからうから、惡漢は突然起つてパウロを暗殺するは實に容易な事であつたのである。

(B) この奸謀はパウロの甥によりて士官に知れし事

使徒行傳第二十三章十六―二十一節

十六 然るにパウロの姉妹の子この謀をきゝ即ち往て陣營に入パウロに告 十七 パウロ請て百夫の長一人をまねき曰けるは此少者を千夫の長に携往この者かれに告べき事あれば也 十八 是に於て百夫の長かれを千夫の長に携往て曰けるは囚者パウロ我を請て此少者なんぢに言べき事あれば之を爾に携往んことを求へり 十九 千夫の長その手をひき僻靜なる處に退きて問けるに爾我に告んとする事は何ぞや 二十 彼いひけるはユダヤ人パウロの事をなほ詳く問る狀を作て爾にこひ明日かれを議會に曳下さんことを約せり 二十一 然ど爾かれらが言に從ふ勿れ蓋そのうち四十人餘の者パウロを殺すまでは食ず又飮じと共に誓て埋伏し今すでに其預備をなして爾の許を俟り

この所は甚だ解し易き記事である故に、別に説明の必要はないが、一體パウロの兄弟姉妹のある事は他に何も記してないので、それに其姉妹の子が如何にして惡漢の奸謀を知つたかといふ事も

解らぬのであるが、或はパウロの家が位置の高かつた爲に祭司の長と關係があつたかも知れぬ。又この甥がパウロを助けたといふ事を以て見れば、多少パウロの家族及び親戚のものが、パウロの基督教に對する信仰を承認するものである事がわかるのである。それでこの甥が陣營の中に入り、又パウロの所に來る事を得たといふ事も、或は其位置の高き證據であるかも知れぬが、いづれにしてもこの興味あることがらは一つとして實際を知る事が出來ぬのである。

(C)　士官がパウロをカイザリヤに護送せし事

使徒行傳第二十三章二十二—二十五節

廿二 千夫の長少者に爾我に此事を告しと人に語る勿れと囑付て之を去しめ 廿三 又百夫の長の二人を召て兵卒二百人騎兵七十人矛を持もの二百人を備へ今夜第九時にカイザリヤに往 廿四 かつ畜を備てパウロを乘しめ之を護て方伯ペリクスの所に送るべしと曰 廿五 また左の如き書をかき添たり

パウロをカイザリヤに護送したといふ理由は、二つあるであらうと思ふ。即ち第一、抑もエルサレムは猶太教の中心であつて、極端なるユダヤ人の巣窟であつたから、其處でパウロを護衛し、且つ公平を以て審判するといふ事は甚だ困難であつた故に、カイザリヤに護送し、其處で危險なく審判して、實際の理由をしらべんとしたからであつた。第二、士官はパウロに對して非常なる怨

恨を起してをる者が多數ある事を知り、それにこのパウロの事件は實に重大であるから、方伯のもとに報告すべきであると思つたからであらう。即ち士官自らはたゞ千夫長であつて、たゞ普通の罪人を刑罰するの權はあるが、併し如此困難なる事件を審判の權力なき事を懼れたわけである。抑もこの一人のパウロを護送する爲に、四百七十人の兵を以てしたといふ事は、甚だ奇怪の樣に思ふ人もあるが、決して左樣ではない。何故といふに、多數のユダヤ人も、亦位置の高きユダヤ人も、偕にパウロに對し、非常の怨恨を起してをる事を悟り、如此人々は多分パウロの逃るゝ事を妨害せんが爲に、或は一揆を起すやも知れぬといふ事を懼れ、常に治安を保護す可き第一の責任を有する士官は、特に注意して一揆の起らぬ樣、かくは多數の兵卒を以て守らしめたもので、實に當然なる處置であつたのである。カイザリヤといふは、勿論前の二十一ノ八と同じ所で、海岸のカイザリヤである。これはロマ政府の下にあるパレスチン全國の政治的都府であつて、方伯が常住する所であつたのである。このペリクスの事に就ては後の二十四章の講解を見ん事を願ふ。

(D) 士官が方伯に送りし書簡

使徒行傳第二十三章二十六―三十節

廿六 云クラウデヲルシアス最も尊き方伯ペリクスの安を問 廿七 この人ユダヤ人に

第六　パウロが執へられて諸方に於て審判を受けし事

執はれ將に殺されんとせしを我そのロマ人なるを聞しにより兵隊を率ゐ往て之を拯け 廿八 彼等が訟る故を知んと欲ひ之をその議會に引下しが 廿九 彼が訟られしは惟かれらの律法の論に由るのみにて其死に當るべく又繫るべきの故を見ざる也 三十 然るにユダヤ人これを害せんと計よし其事われに現れしにより直に之を爾の所に遣れり又かれを訟し者等に命じて其訟る所を爾に告しめんとす

この所は別に說明の必要はないが、たゞ實際と比較するならば「そのロマ人なるを聞しによりて之を拯け」と書いた事は全然虛僞で、多分士官はロマ人を保護するといふ熱心を示して、方伯より賞譽を得んとかくは認めたものであらうと思ふ。かれらの律法の論 この士官には普通の罪人を審判するの權能力はあつたが、併し猶太教に就ての神學問題を判斷するの能力は到底ないと思つたのである。繫るべき故を見ざる也 若し罰す可き理由を見出さぬならば、何故にパウロを釋さゞりしやとの疑問が起るかも知れぬが、これは即ち多くのユダヤ人や位置あるものまでが頻りに喧しくパウロを訴へたので、パウロを釋るすといふ事は實に困難であつたからである。恰も彼のピラトが、ユダヤ人に對して「イエスには罪あるを見ず」といひながら、終にユダヤ人の請願にまけて、イエスを死刑に處した如きである。偖てパウロはキリストとは違つて、ロマ人たるの特權を有してをる者であつた故に、士官は彼をユダヤ人の怨恨にまかす事は出來ぬと

思つたが、何にせよ若しパウロを釋すならば、多分之れが爲に大騷擾の起らん事を懼れたので、パウロを審判するの責任を方伯に讓つたのであつた。それでパウロを訟ふる者は必ずカイザリヤに下り、方伯の前に於てパウロの事を訟へるであらうから、其時方伯はその善惡是非を決定し、正當の審判を下すであらうと思つたのである。

(E) パウロをカイザリヤに護送せし事

使徒行傳第二十三章三十一―三十五節

卅一是に於て兵卒は命に遵ひてパウロを携へ夜の中にアンテパトリスに至り卅二明日騎兵をしてパウロと共に往しめ其餘の者は陣營に歸れり卅三騎兵はカイザリヤに至り書を方伯に呈しパウロを其前に立しむ卅四方伯書を讀畢りて彼に其國を問キリキヤの者なるを知て卅五曰けるは爾を訟る者の此に來らん時われ爾に聽べし遂に命じて之をヘロデの公廨に於て守らしめたり

兵卒は士官の命令に遵ひ、同日の夕方パウロを護衛してエルサレムを出發し、明る朝アンテパトリスまで前進したが、即ちユダヤの山地から下つて海岸に沿ふたる平地のアンテパトリスに到着したといふは實に山中に於てパウロの暗殺さるゝ危險を免れたので、この後の道路は最早平地のみで、暗殺の危險はない故に、たゞ騎兵を除くの外の兵は、皆歸らしめ而してその明る日パウ

ロはカイザリヤに到着したのであつたが、方伯はパウロを訟ふる者即ち原告人の來着を待つ間、かたくパウロを守らしめたのであつた。アンテパトリスといふはヘロデ一世が改築して、己が父の名を以て名付けた所で、エルサレムを距る事凡そ十六里であつた。又このアンテパトリスからカイザリヤまでの里程は凡そ十里か十一里であつたのである。明日といふはエルサレムを出發した明日、即ち彼等は終夜旅行して翌朝アンテパトリスに着き、又其日の夕方カイザリヤに到着したのであるか、或はエルサレムを出發してから、翌朝アンテパトリスに着き、其處で暫時休息して、その明日アンテパトリスからカイザリヤに到着したのであつたか解らぬが、多分後説の方が眞に近いと思ふのである。方伯といふはペリクスで、ヘロデの公廨といふはヘロデ一世がカイザリヤの港を築き、その邑を建てた時に、自己の宮殿をも建築したのであつたが、後ロマより下れる方伯は、凡てこの公廨に住居したので、ペリクスもこの公廨に住つた事であらうと思ふ。偖て普通の囚人は直に獄に繫ぐのであるが、パウロはロマ人たる特權あるもので、其上パウロに關係する訴訟は宗敎上の爭論である故に、方伯の公廨の別室に入れて守つたのである。

（ヘ）　カイザリヤに於けるペリクスの前のパウロの審判

二十四ノ一―二十三、

ペリクス といふはピラトの如く、ロマより派遣されたる知事の如き方伯であつたので、本傳十二章に於ていつた如く、ロマ政府は紀元後四十一年より四十四年まで、パレスチン全國の政治をヘロデアグリッパにまかせたのであつたが、ヘロデが薨去してからは從前の如く、直接に方伯を派遣して其國を支配せしめたのであつた。然るにピラトとは違つて、ヘロデの死後の方伯は、啻にユダヤサマリヤを支配した許でなく、パレスチン全國を管轄したのであつた。偖てこのペリクスは紀元後五十一、二年の頃に方伯となつて、夫から何年頃まで其職にあつたかといふ事は、後の二十五ノ一の所で説明する考である。ペリクスの事はヨセフオスの歴史又當時のロマの歴史にも記載されてあつて、彼はその兄と偕に最初はクラウデヲ帝の母の家に奴隷となつてをつたものであつたが、後この婦人の恩寵を蒙りて自由の身となり、兄は最も人に阿諂ふ所の狡猾なる人物であつた故に、終にクラウデヲ帝の寵愛を受け、續いてニロ帝の寵臣となつたが、その兄の導きを以て、このペリクスもパレスチンの方伯となる事を得たのであるといふ事で、特に當時の歴史家の説に由ば、彼は奴隷の如き心を以て、方伯の職をとり、凡ての罪惡を放縱に行つたといつてをる。其實例を擧ぐれば、前の二十一ノ三十八の所でいつた如く、暗殺者を遣はして祭司長を殺したといふが如きである。パウロがペリクスの前で審判を受けた年は、舊説に由ば紀元後五十八年であるが、新説に由ば五十五年であるのである。

偖てパウロの審判の記事を三つに分てば、(A)ユダヤ人の訴訟、(B)パウロの答辯、(C)方伯の判決を見合せたる事である。

(A)　ユダヤ人の訴訟

使徒行傳第二十四章一—九節

一 五日を經てのち祭司の長アナニアは長老等及び一人の辯士テルトルスと共に下てパウロを方伯に訟ふ 二 パウロ召出されし時テルトルス訟の端を發て曰けるは 三 最も尊きペリクスよ我儕なんぢに由て太平を得かつ此國は爾の先見に藉て良に改まりたれば時に隨ひ地に隨ひて感謝せざるなし 四 今我敢て爾を礙ぐる事をせじ請しばらく忍て我が片言を聽たまへ 五 蓋われら此人を見に疫病の如し天下のユダヤ人を擾せり且かれはナザレ宗の首にて 六 また殿をも犯んことせり我儕これを執わが律法に隨ひて審を爲んと欲ひしに 七 千夫の長ルシアス來て我儕の手より强て之を奪とり 八 彼を訟る者をして命じて爾の所に來しめたり爾かれを訊ば我儕が訟る所を悉く知べし 九 ユダヤ人も共に訟へ曰けるは此等のこと誠に然り

ユダヤ人が辯護士を以てパウロの事を訟へたといふ事は、其要點三個條あつたのである。即ち(甲)

パウロはユダヤ人を紛亂し、騷擾を起し、治安を妨害する者なる事、(乙)彼は猶太教に反對する所の宗教の先輩者であり、且つ新宗教の異なる神を敎ふるを以て、ロマ政府の律法を破るものなる事、(丙)而して彼は神殿を汚す者なる事であつた。之は辯護士が論辯した要點であるが、彼等は普通一般の習風に從つて、方伯に阿諂ひ、其歡心を得んとしたので、而して終に臨んで、敢て證人を以て其事實を確むる事もなく、たゞ被告人たるパウロを訊さば其訴訟の實際を明にするに足ると辯じたのであつた。

更に以上の三個條に就て考ふるならば、(甲)の箇條は一應眞に近きが如くあるけれども、全然虛僞であつた。即ちパウロは決して騷擾を起した發頭人でないので、たゞ諸方に於てユダヤ人がパウロに就て騷擾を起した事實があつた爲に、若し方伯がその事件の詳細を知らぬならば、必ず諸方に於て起つた騷擾を以て、パウロが治安を妨害したとして或はパウロを罰するに相違ないのである。されぱロマ政府の方針が常に諸の騷擾や、或は一揆の如きを嚴禁し、治安を妨害するものを以て第一の罪人とした故に、如此訴訟を起すといふ事は實に狡猾なる手段であつたのである。(乙)の箇條は眞實であつたが、(即ちパウロは決してナザレ宗の首領ではなかつたので、たゞ先輩者の一人であつたのである)然るにナザレ宗即ち基督敎の神は矢張ユダヤ人の神で、又基督教は所謂發達したる猶太教を公許してをるロマ政府の律法には逆ふ事はないのである。それで基督教

は實に發達せる猶太敎であるか、或は猶太敎に反對する宗敎であるかといふ問題は神學上の論であるから、ペリクスが審判する事の出來ぬ事であつた。(丙)の箇條は全然虚僞であつたのである。

五日を經てのち　多分パウロがエルサレムを出發して五日のちの事であらう。　**祭司の長**　パウロに對して騷擾を起したものは祭司の長ではなかつたが、併しアナニアはそのパウロに反對する所の運動を承認し、且つ自己の不公平の處置に就いて、パウロに詰責非難された事を益々怨むの心より、自らカイザリヤまで下り、パウロに敵對したのであつた。それでこのユダヤ人の宰たる者がパウロをペリクスに訟ふるに至つたる事を見ても、實にその訴訟の重大なる事がわかるのである。辯護士を使用するといふ事は現今と餘り相違はないので、又この辯護士は多分ロマ人であつたのである。**太平を得**　ペリクスの政治に關して賞讃の價値ある點はたゞ一つあるのみで、即ち彼はユダヤ國中の盜賊を平げんが爲盡力し、是を以て治安を保護する事を得たのである。**此國は爾の先見に藉て良に改まりたれば**　盜賊を平定した外に、ペリクスが國を治めたといふ事に就ては歷史に一もないのであるから、この語は多分阿諂の言であつたのである。**時に隨ひ地に隨ひて**　何時でも亦何地でも常に感謝してをるといふ事であるが、併し實際をいへばユダヤ人は敢てペリクスに對し感謝するの念は毫もなかつたのである。**疫病の如し**　この一言を以てパウロが犯したる罪惡の重大なる事を形容し、又左の三ケ條を擧げて訴へたのであつ

た。即ち(甲)は天下のユダヤ人を擾せりといふ事、(乙)はナザレ宗の首なる事、(丙)は殿を犯んとせる事といふのであつた。偖てこゝに注意すべき事は、ユダヤ人がイエスを眞正のキリストと見做さぬ故に、イエスの道を指して基督教と稱はず、輕蔑してナザレ宗といつたので、このナザレはガリラヤの僻村で、特に評判の惡しき所であつたから（約一ノ四十六）、このナザレ宗と稱へたのは、實にイエスの道を誹謗したに該當するのである。殿を犯んとせり　前には（徒二十一ノ二十八）グリシヤ人を伴ひて殿に入り聖所を汚したと訟へたのであつたが、その訟の虚僞である事が判然したので、今回は其訴訟を變更して「犯さんとせり」といつたのである。六節の下半より八節の上半まで、即ち「わが律法に循ひて審を爲んと欲ひしに、千夫の長ルシアス來て我儕の手より強て之を奪とり彼を訟る者をして命じて爾の所に來しめたり」といふ事は、最古の寫本及び英語改正譯には省畧してある。されば八節の「かれを訊ば」といふ「かれ」は五節の「此人」と同じで、即ちパウロを指す代名詞である。それでこの辯護士は證人を立てこの訴訟の確實なる事を立證する事なく、たゞパウロを訊すならば、訴訟の確實なる事が解るであらうといつたので、それにユダヤ人も亦「此等のこと誠に然り」といつたのみで、立證する事はなかつたのである。この訴訟に就いて注意すべき事は、ユダヤ人がパウロを殺さんとした眞實の理由は、パウロが不割禮の儘救はる可き事を異邦人に宣傳した事であるが、併し如此事をロマの裁判所に決して訴

ふる事は出來ぬので、パウロの運動に對して諸方に起つた騷擾をもとゝして、治安を妨害するものとなし、パウロを訴へ、又彼を以て異端の首となし、殿を犯んとせりとの虚僞をも加へて、眞實を曲げ、又眞實に虚僞を加ふるを以て、狡猾にもパウロを訴へたのであつた。

(B) パウロの答辯

使徒行傳第二十四章十―二十一節

十 方伯首をもて示しパウロに言しめければ彼こたへけるは爾が多の年この民の審官たるを我しるが故に自らの事情を訟ることを喜べり 十一 爾しらん我崇拜の爲にエルサレムに上しより僅に十二日のみ 十二 彼等は我が殿に於て人と爭論をなし又會堂あるひは城下に於て人々を擾しゝ事を未だ見ざるべし 十三 且かれらが今われを訟る所の事は憑據を立て之を確するを能はじ 十四 然ど我この事を爾に認さん夫われは彼等が異端と稱る道に循ひ我が列祖の神に事へ悉く律法と預言者の書に錄されし事を信じ 十五 かつ義も不義も死し者の甦らんことを神に頼て我は望り即ち彼等が望む所と異なるなし 十六 此に因て我つねに自ら勵み神に對ひ人に對て良心の責なからんことを務るなり 十七 われ數年を歷たりしのち施濟を我民になし又獻物をせんが爲に歸たり 十八 我すでに潔淨て此等の事を行

る時アジアより來しユダヤ人等は殿に於て我が人を集ることをせず亂をも爲ざるを見たり 十九 もし我を訴べき事あらば彼等なんぢの前に訟ふべし 二十 或は又わが議會の前に立るとき呼りて死たる者の復生の事に就われ今日爾曹に審判ること曰る此一言の外に此人々もし我が不義ありしを見ば言ふべし

パウロは辯護士とは違つて、方伯に對して敢て阿諂ふ事をなさず、たゞユダヤの事情風習によく通じてをる方伯に向つて、答辯するを喜びとする事をのべ、それより三個條の訴訟に對し、(甲)エルサレムに於ても亦何處にても爭論や騷擾を起した事はないので、この訴訟に就ては原告人の決して立證する事の出來ぬ事であるとのべ、(乙)又自己は原告人が異端として輕蔑する道の信者に相違ないが、併しユダヤ人と同一の神に事へ、同一の聖書を信じ、來世に關する同一の希望を抱くものである故に、ユダヤ人と異なる宗敎或は異端の道の信者ではなく、正義を以てこの道を實行せんが爲に盡力するものであると說き、(丙)而して神殿を汚した事はもとよりなく、寧ろ國民の爲に寄附金を募集し、律法に遵つて禮拜を爲さんが爲殿に入つた許であると語り、(丁)猶は自己の答辯した事に就いて、議員中に爭論の起つた事は事實であるが、併しこの議員相互に爭つた事は決して自己の罪でない事を辯解したのであつた。多の年舊說に由ば六年間で、新說に由ば三年間である。これは勿論久しき間ではなかつたが、ユダヤ人の事情を隨分詳細に知る事の

出來る年限であつたのである。喜べりペリクスは數年間ユダヤ人を支配せる經驗に由て、ユダヤ人の宗教の主意も亦彼等の怨恨の太甚しく頑固なる事をも悟つた筈であるから、パウロの答辯を聞きて其訴訟の虚僞たる事を承知する筈であつた。恰もピラトがユダヤの事情を知つてをつた爲に、彼等の嫉妬よりイエスを訴へた事を悟つた如きである（太二十七ノ十八）。

（甲）十一―十三、

ペリクスの今回の審判は他國の事件に關する事でなく、パレスチンの事件に關する事であつた故に、パウロは先づエルサレムに滯在してをつた時間の短き事をのべ、即ち彼がエルサレムに上つてから、今ペリクスの前に審判を受くる時までの間は、たゞ僅に十二日許であつたので、それでエルサレムにをつた間は多分一週間許であつたから、その一週間中のパウロの行動に就いて、實際を知る事は決して困難はないのである。それのみでなく、パウロが禮拜の爲にエルサレムに上つたものとするならば、この紛擾を起したとする事は誠に眞らしからざる事で、實にパウロはエルサレムに於て議論をなした事もなく、又何地に於ても騷擾を起した事はなかつた故に、ユダヤ人を擾せりといへる訟を立證する者は一人もなかつたのである。十二日といふは多分左の通であらう。即ち第一日にエルサレムに到着し（徒二十一ノ十七）、第二日にヤコブ及び長老等に報告をなし（同二十一ノ十八）、第三日にナザレ人の誓願を成就せしめん事を殿に届け（同二十一

ノ二十六)、第四日より第七日まで潔禮を行ひて、第七日に執へられ(同二十一ノ二十七)、第八日に議員の前に立ち(同二十三ノ三十)、第九日にユダヤ人の謀が士官に知れた爲に、同日の夜エルサレムを出發し、第十日にアンテパトリスに着き、第十一日にカイザリヤに到着し、第十三日にペリクスの前に於て審判を受くる事となつたのである。それでパウロが執へらるゝまで、エルサレムにをつたのは、僅に一週日程であつたので、其間に紛亂を起したとするなれば、これに就て立證する事は決して困難はないのである。然るに原告人は「此人はユダヤ人を擾せり」とはいつたが、別にエルサレムにて紛亂を起した事に就いて立證する事はなかつたので、是を以ても(甲)の箇條の確に虚僞であつた事は解るのである。

(乙)十四―十六、

ユダヤ人は基督教をナザレ宗と稱へ、又異端として惡樣にいつたけれども、パウロの信ずる宗教は根本的に彼等の猶太教と異なるものでなく、即ち同一の神に事へ、同一の律法と預言、所謂舊約聖書を信じ、又死後の甦生に就いて信じ、舊約聖書に記してある道を實行する爲につとむるものであつたから、ユダヤ人とパウロとの間に如何に神學的の議論があつたといつても、如此議論は決してロマ人たる裁判官の審判し得べきものでなく、實にロマの律法には無關係のものであつたのである。それで第二の箇條の訟を如何に眞實であるとしても、是を以てロマ人が罰するといふ

事は出來ぬのである。**異なるなし**　基督教が猶太教と異なる道であるといふ事は、現今の經驗よりすれば、無論の事ではあるが、パウロの時代に於ては異なる宗教といふべきでなく、パウロの如く異邦傳道を爲すものと雖も、來世に關してユダヤ人と同一の希望を抱くといふは、決して虛僞ではなかつたのである。基督教が舊約書にある約束を成就する道でありとするならば、根本的に猶太教と異なる事なしとするは、實に道理に適ふ事で、又パウロが如何に世界的傳道に從事するものであつても、自らユダヤ人たる事を忘却する事なく、又先祖等より傳つた道を離るゝ事なく、我が國民の望む救主の道を宣傳すると誇つて、基督教を以て發達せる猶太教として受けたのであつた故に、後の二十六ノ六、七に「我儕の十二の支派の望につきて鞫かゝる也」といつたのである。**人に對て**　哥後八ノ二十一に「主の前のみならず人の前にも善らんことを慮るなり」と、又羅十二ノ十七と同一の意義である。**良心の責なからんことを務るなり**　神の意にかなはざる事、又は敬神の念ある人の惡事とする事を決してなさゞる樣つとむるものであつた故に、パウロがイエスをキリストとして信ずる事に就いて、如何に議論があつても、敵人すらパウロの行動に對しては一として非難する事は出來ず、又その罪をも訟ふる事は出來なかつたのである。

（丙）十七—十九、

パウロは決して殿を犯す事なきのみならず、寧ろ第一、寄附金をユダヤ人に施し、第二、供物を獻げ、第三、潔の禮をなさんが爲、猶太敎の規則に遵ひて神殿に入つたのであつた。さればパウロに反對して騷擾を起したもの、即ちエペソより上つたユダヤ人に、若し實際パウロを訴ふる丈の理由があつたならば、ペリクスの前に於てこの事を訟ふる筈である。然るに彼等はパウロが殿を汚した事を實際に見ないのであるから、ペリクスの前に出づる事を懼れたのであつた。是を以ても第二の箇條の全然虛僞であつた事が解るのである。

(丁) 二十、二十一、

パウロがエルサレムに於て騷擾を起さなかつたといふ事は事實であつたが、併しパウロに就て騷擾の起つたには相違ないのである。けれどもこれは死人の甦る事に就いて議員の間に起つた騷擾で、それでパウロの信仰に就いて相互に劇烈に爭つた所の議員が、パウロを以て治安を妨害するものであるとなし、訟へたといふ事は實に無道理といはねばならぬ。實に如此は聞くに足らぬ事であつたのである。

(C) 方伯が判決を延期せし事

使徒行傳第二十四章二十二、二十三節

廿二 是に於てペリクス詳細に其道を知ければ彼等を遲しめんとして曰けるは千

夫の長ルシアスの下らん其時われ悉く爾曹の事を究べんと　廿三　百夫の長に命じてパウロを守しめ且これを寛容にして其友の彼を供給こと有を禁ぜざらしむ

ペリクスは數年間ユダヤに住居する事に由て猶太教の主意も、亦イエスに關する議論の如きも詳細に悟つたので、ピラトがユダヤ人のイエスを妬む爲に訟へた事を知つた如く、又ユダヤ人が怨恨を以てパウロを訟へた事を知り、又基督敎がロマの律法には決して衝突せぬ事をも悟つたのであつた。されば若しペリクスが正直なる裁判官であつたならば、直にパウロを放免した筈である。然るに彼はユダヤ人の騷擾を起す事を懼れ、又この事件に就いては禮物を得んとの希望より、ルシアスより詳細の事を聞き取るまで、判決を延期すべしといひ立て、遂にパウロを釋さなかつたのである。けれども實際は多分ルシアスに問ふの考がなかつた故に、ルシアスのカイザリヤに下つた事も、亦方伯がルシアスにパウロの實際の事を問ひ合せた事も記載してないのである。寬容にして　從前の如く、ヘロデの公廨の別室に、兵卒を以てパウロを晝夜護衛せしめたのであつたが、併しその友人の出入來訪を禁ずる事はなかつた故に、カイザリヤの信者がパウロの所に來り、パウロの奬勵を聽聞するをゆるしたのであつた。

(ト)　ペリクスが二年間パウロを繫ぎし事

使徒行傳第二十四章二十四―二十七節

廿四 數日の後ペリクス其妻ユダヤ人なるデルシラと共に來りパウロを召て其キリストを信ずる道を語るを聽 廿五 パウロ公義と撙節と來んとする審判とを論ぜしかばペリクス懼て答けるは爾姑く退け我便時を得ば再なんぢを召ん 廿六 ペリクスパウロより金を得んことを望が故に屢次かれを召て偕に語れり 廿七 斯て二年を經て後ポルキスペストスと云る者ペリクスの職に代たりペリクス悦をユダヤ人に取んと欲ひてパウロを獄に繫おけり

パウロが基督教中での先輩者たる事がペリクスに知れた故に、ペリクスはパウロの如き重要なる人物に自由を得させて傳道せしめん爲、必ず其道の者等が賄賂を入れて保釋を願ふならんと思ひ、望んだのであつた。一體この人はピラトの如く、種々なる不義や壓制を爲すものであつて、ユダヤ人がこの不義壓制の事をロマ政府に訟へん事を懼れ、先づパウロを釋さずして繫いでおいたのであつた。然るに數日の後ペリクスは、其妻と偕にパウロの說敎を聽いたのであつたが、このペリクスの如き惡人であつても、大に戰慄恐怖する程感激したのであつた。併し彼は實際の悔改に至らず、たゞ便時を得ば再び聽んといひて自己の決心を見合せたのであつた。デルシラといふは前の十二章に出でゝあるヘロデ王の息女で、又後の二十五ノ十三に出でゝあるアグリッパ王、及びベルニケの妹であつたのである。この婦人は以前實際屬國の王の妻であつたが、以後

その良夫を離りてペリクスに嫁いだので、實にペリクスが、この婦人を先夫より奪ひ、己が妻となしたといふ事は、不義の實例といふべきである。それでこのデルシラは年猶は若く、凡そ十八、九歳であつたが、この後十五年程經て、イタリヤの火山が噴火した時、災害を蒙つて死したといふ事である。如此人々に對し、パウロは神の慈悲の方面を說く事なく、先づ正義を行ふ可き事を教へ、罪人の受く可き審判を以て、罪を悔い改め、神の恩惠を受くべきの心を起さしめんとしたのであつた。ペリクスは自己が不義の如何にも夥多なる事を考へ、パウロの說教を聞きて戰慄恐怖したといふ事は實に當然の事であつたが、ペリクスの如き頑固なる惡人には、多分パウロの說教も無効であつた事であらう。ペストスがペリクスの職に代つた時の事は、不幸にして詳細は解らぬのであるが、舊說に由れば紀元後六十年といふので、現今次第に信ぜらるゝ說によれば、五十七年頃といふのである。予は本傳の最初よりこの新說に從つて年代を附し來たのであるが、若し舊說に從ふ事とすれば、最初よりの年代は凡そ三年程づゝ遲れしむる筈である。

パウロが二年間幽閉されてをつた間、ルカはパウロと偕にをつて大に補助したのであつたが、ルカは或は舊信徒に交際をなし、基督傳に關する事件を學び、或は福音書を著述する所の材料を蒐集したのであつた。

第七、パウロがペストスとアグリッパの前に於て答辯せし事　徒二十五、二十六章

(イ)ペストスがエルサレムに上り、ユダヤ人の訟を聽き取り、(ロ)カイザリヤに歸るや、直にパウロを審問したが、自己は敢て判決を下さず、これが爲にパウロをエルサレムへ廻送せんとなした故に、パウロはユダヤ人の謀を免れんが爲、ロマ皇帝に上告せん事を願つた。(ハ)時にアグリッパとベルニケとがペストスの安否を問ん爲來つたので、ペストスはパウロの事を告げたので、彼等はパウロの答辯を聞かんと欲し、(ニ)明日ペストスはパウロを彼等の前に立しめた故に、(ホ)パウロは自己の運動の主意を語つたが、(ヘ)彼等はもとより其信仰を賛成する事はなかつたけれども、パウロの無罪なる事を承認したのであつた。

ペストスの事はロマの歷史には何も記載されてないのであるが、ヨセフォスの歷史に由ば、前の方伯ペリクスと比較する時は、隨分正直なる方伯であつたといふ事で、彼は暫時の間パレステンを支配してをる中に其處で死去したのである。

(イ)　ペストスがエルサレムに上りユダヤ人の訟を聽き取りし事
使徒行傳第二十五章一―五節

第七　パウロがペストスとアグリッパの前に於て答辯せし事

一 偖ペストスは任國に至て三日の後カイザリヤよりエルサレムに上れり 二 時に祭司の長等とユダヤの尊重たる者等パウロを彼に訴へ且これを途にて謀殺さんと欲ひ彼に勸その恩を我儕に賜てパウロをエルサレムに召給はんことを請 四 ペストス答て曰けるはパウロは守られてカイザリヤにあり我も遠からず彼處に赴くべし 五 是故に爾曹のうち權威ある者ども我と共に下り彼について訟べきこと有ば訟へよ

偖てペストスが任國に到りて僅に三日の後エルサレムに上つたといふ事は、彼の活潑敏捷なる擧動を見るに足るので、又エルサレムに上つた理由は敢て遊覽觀光の爲でなく、ユダヤ人の中心たる都會の狀態を見、且つユダヤ人の人情心意を知らんが爲であつたのである。然るにユダヤ人の先輩者たる者は、自己の頑强なる怨恨の事がこの新方伯には未だ知れてをらぬと思ひ、新方伯の入京を好機會として、パウロの事を訟へ、而してパウロをエルサレムに送り返して審判せん事を請願したのであつた。尤もこの訟は猶太敎及びエルサレムに於けるパウロの行動に關する事件であつた故に、パウロをエルサレムに送り返して其處で審判するといふ事は、一應もつともなる道理であると思はれるのであるが、若し方伯がこの道理よりこの請願を許可して、パウロをエルサルムに送り返す事としたならば、方伯はもとよりユダヤ人がパウロに對する怨恨の太甚しき事を知

らぬ爲、多分途中の護衛を嚴重に爲すの必要を認めぬ故に、其途中の山路に於てパウロを暗殺するといふ事は實に容易なる事であつたに相違ないのである。然るに幸にもペストスはロマ人たるパウロ、又カイザリヤに護衛さるゝパウロをして、ユダヤ人の請願に應じてエルサレムに送り返す事はロマの裁判手續に合はぬ事と思ひ、これを拒絶したのであつた。祭司の長等といふは位置の高い祭司といふ事で、而してエルサレムにをる多數の信徒を迫害せざるユダヤ人の宰にして、たゞ一個人たるパウロに對して二年間如此劇烈なる憤怒怨恨を保有てをつたといふ事は、パウロの從事せる世界的傳道に反對するの熱心を證據立つるものである。

(ロ)ペストスがパウロの答辯を聞くも判決を下さず、直ちにエルサレムに回さんとした故に、パウロはロマ皇帝に上告せんと願ひし事

使徒行傳第二十五章六—十二節

六 ペストス彼等の中に十日餘とゞまりてカイザリヤに下り明日審判の座に坐り命じてパウロを曳出しむ 七 パウロの來れる時エルサレムより下しユダヤ人等彼を立圍み證據を立ること能はざる多端の重罪をもて訟をなせり 八 パウロ辯訴けるは我いまだユダヤ人の律法および殿またカイザルにも皆犯せる所なし 九 ペストス悅をユダヤ人に取んとしてパウロに答て曰けるは爾エルサレムに

第七　パウロがペストスとアグリッパの前に於て答辯せし事

上り彼處に於て此事につき審判を我前に受んことを望むや否。十パウロ曰けるは我今カイザルの審判の場に立この處に於て審を受るは當然なり我は爾が明かに知る如くユダヤ人に不義を爲しことなし。十一もし不義を行ひて死に當るべき罪を犯さば我は死を免ることを欲はじ若われを訟る所のこと虚きことは其望に任せて我を彼等にわたし得る者なし我はカイザルに上告せん。十二是に於てペストス議事官と相議こたへて曰けるは爾カイザルに上告せんと欲へりカイザルに往べし

明日審判の座に坐り　早速審判を聽いたといふ事は實にペストスの敏捷活潑なる證據である。多端の重罪をもて訟をなせり　前と同一の三ヶ條を以て訟へた事であらう。而して前と同樣に喧しくパウロを誹謗し、惡樣に言立て訟へたのであるけれども、證人を以て立證する事はなかつたのである。犯せる所なし　これはパウロの答辯であつて、前の三ヶ條の訟に對するものであるが、前とは其順序丈は違ふのである。即ち前の(乙)の訟に對しては、ユダヤ人の律法を犯す事も、亦猶太敎に反對する事もなく、其上ユダヤ人の希望と異なる道を敎へた事も、異端邪說と稱ふべきものも宣傳した事なく、寧ろ猶太敎を成就する所の道を說いたのであると答へ、又前の(丙)の訟に對しては、敢て殿を汚す事なく、寧ろ供物を献げて潔の禮を行はんが爲に、

律法に適ふ方法を以て殿に入つたのであると答へ、又前の(甲)の訟に對しては、騷亂を起した事なく、又治安を妨害した事もなく、特にカイザル即ち皇帝に對して罪を犯した事はないと論辯したのであつた。ペストトス悅をユダヤ人に取んとして一躰ユダヤ人は不得已ロマの屬國となり、又政治的獨立を得るの能力がなかつたから、衷心よりロマに服從隷屬するものでなく、時々不平を洩したので、それで、故意に方伯の政治に妨害を加へる事があつたのである。されば如此して擾亂紛爭の起る事があるならば、結局ロマに於て方伯が惡評を蒙り、又治安を保護するの能力なしとの批判を受くるのであるから、方伯は自然ユダヤ人の先輩者たる者の意に逆ふ時は、實に治安を保つ事が益々困難であつた故に、ユダヤ人に對しては實際の好意を有してをらなかつたけれども、方伯は不得已自己の政治の妨害を避けんが爲、先輩者たるユダヤ人の觀心を迎ふる樣にしたのであつた。このペストトスの如き正直なる方伯ですらも、ユダヤ人の人望を得んが爲にはパウロの審判をしてエルサレムに廻送せんとしたといふ事は、又奇とすべきではないのである。其上にパウロに對する訴訟は所謂宗教上の爭論であつた故に、如此審判は寧ろエルサレムに廻送する方が公平であり、又道理に適ふ事と思ふたかも知れぬのである。我前に受んことを望むや否　ペストトスは矢張裁判官としてたゞエルサレムに於てパウロを審判するの考であつたか、或はペストトスはパウロの審判をユダヤ人の議員(即ちサンヒヅリム)に托して、たゞ

第七　パウロがペストスとアグリッパの前に於て答辯せし事

自己はその參考人として出席する考であつたか、確たる事は解らぬが、後說の方が眞に近いと思ふのである。即ちこの訴訟は主として猶太敎に關するものであつた故に、この審判をユダヤ人の裁判官に托すといふ事は、寧ろ當然の道であると思つたかも知れぬ。それでペストスが自ら列席してその審判を監視するならば、敢てパウロはこれを拒絕するの理由はあるまいと思つたのである。

望むや　被告人に向つて審判を爲すの場所を問ふといふは、或は奇怪に思はるゝかも知れぬが、これはパウロがロマ人たる特權を有してをる故に、若しパウロの承諾なき時は、其裁判をユダヤ人の裁判官に托す事が出來ぬ故であらう。　**カイザルの審判の場に立**　カイザルといふはロマ皇帝で、ペストスの如き方伯は所謂皇帝の代理者として審判を爲す者である故に、「カイザルの審判の場に立」といふは實際であつたのである。　**審を受るは當然なり**　方伯の審判を爲すべき場所はカイザリヤで、それはパウロはロマ人たる特權を有するものであつた故に、その審判を直接にカイザリヤで受くるといふは當然であつたので、これをユダヤ人の裁判官に托すといふは、實に不公平不道理であつたのである。　**不義を爲しことなし**　ペストスは訟を聽き、且つパウロの答辯を聽きて、それにこの訟に就ては別に證據のない事を知り、パウロがユダヤ人に對して不義をなさゞる事を明かに悟つた筈である。　**罪を犯さば**　若しパウロがロマの法律に照して罪人でありとすれば、ペストスは自ら判決を下す可きで、而してパウロはその判決に對して

は敢て不平をいふ事もなく、實にこれに服從する筈であり、それに又法律を犯した事がありとすれば、無論正當の刑罰を免るゝの考はないのである。訟る所のこと虚きときは　ペストスが自己の審判に由て、パウロが政府に對して敢て犯罪のかどのない事を認めたならば、無論彼を釋すべき筈であつたのである。約言すればペストスがパウロを審問するを以て、其罪の有無を判斷すべき筈であるに、この宗教上の爭論の爲にパウロを太甚しく憎む者の請願に應ずるといふ事は、實に不公平無道理といはねばならぬ。カイザルに上告せん　一般の屬國の人民には、皇帝に直接上告するの權利はなかつたが、ロマ人たる特權のある者は、昔時より上告するの權利があつたので、パウロが上告する事を願ふなれば、ペストスはその審判をロマにまで廻送せざるを得なかつたのである。勿論上告するといつても、諸方より廻された審判を一々皇帝自ら審判するといふ譯でなく、その代理者として高位の裁判官を撰び、大審院を立てたのであつた。パウロが上告した理由は、ペストスが多分ユダヤ人の請願にまけ、パウロの審判をエルサレムに廻すかも知れぬと思つたからで、即ちパウロの審判をサンヒヅリムに全然托すといふ事はなからうけれども、多分ペストスは自らパウロを伴ひてエルサレムに上り、其處で審判を爲す事により、ユダヤ人の人望を得るであらうといふ事をパウロは懼れたからであつた。若し如此事となるならば、ユダヤ人はエルサレムに上る途中に於て、必ずパウロを暗殺したに相違ない故に、其敵人の

奸謀を發る、には外に方法はなかつたのである。

議事官と相議　この議事官といふは恰も參事官の如きもので、自ら直接には權力はなかつたのであるが、たゞ方伯が難問の起つた場合に、彼等と相談するものであつたのである。被告人にロマ人たる特權を有するものがあつた時は、皇帝に上告するの權利はあつたけれども、格別の事件、即ち謀叛を起した如き事は、許す事はなかつたのである。それで如此上告は許可すべき事件なるや否やを決定せんが爲に、方伯は議事官と相議つたので、故障のなき事を知り、パウロに上告する事を許可したのであつた。

（ハ）アグリッパとベルニケとがカイザリヤに來り、パウロの答辯を聽んとせし事

使徒行傳第二十五章十三―二十二節

十三 數日を經て後アグリッパ王およびベルニケペストスの安否を問ん爲にカイザリヤに來り 十四 彼處に留れるを久かりしかばペストスパウロの事を王に告て曰けるは此に一人の囚人あり即ちペリクスの遺置し所なり 十五 我エルサレムに居しとき祭司の長とユダヤ人の長老たち之を訟へて罪に擬んことを求へり 十六 われ彼等に答けるは訟られし者己を訟し者に對て其訟る所を分理べき機を未だ得ざる先に之を死に付るはロマ人の例に非ず 十七 是に於て彼等この處に來集

れり我も日を延ことをせず次日審判の座に坐り命じて其人を曳出さしめたるに 十八 訟者ども立て之を訟しが其事わが逆料りし所に達へり 十九 惟かれらは鬼神を敬ふ己が道とパウロが生りといふ既に死し一人のイエスとに就て爭論をなし彼を訟しのみ 二十 我これらの質訊に惑ければパウロに對ひ爾エルサレムに往この事につきて彼處に於て審判を受ることを欲ふや否と問しに 廿一 彼アウグストの質訊を受んとして護れんことを求しに因われ命じて之をカイザルに送るまで守らせ置り 廿二 アグリツパペストスに曰けるは我も亦その人に聽んことを欲なり彼いひけるは明日なんぢ之に聽べし

このアグリツパ王といふは前の十二章に出でゝあるヘロデの子息で、又二十四章に出で、あるデルシラの兄であつたのである。

- ヘロデ第一世 (Herod I.)
  - ヘロデアンテパス (Herod Antipas)
  - アリストブロス (Aristobulus)
    - ヘロデアグリツパ第一世 (Herod Agrippa I.)
      - アグリツパ第二世 (Agrippa II.)
      - ベルニケ (Bernice)
      - デルシラ (Drusilla)
    - ヘロデアス (Herodias)

父の死去した時には年齢僅に十七歳程であつた故に、ロマ政府はこの年少者にパレステンの如き

困難なる政治を托す事は出來ぬと思ひ、直接に方伯を派遣して政治を取らしめたのであつた。其代としてアグリッパは路三ノ一に出てあるイツリヤ、テラコニテ、アビレ子の地方（即ちガリラヤより東北の地方）を領する事として、國王（即ち屬王）といふ名稱を得、其上にエルサレムの神殿を監督し、且つ祭司の長を任命する權を與へられたので、彼はカイザリヤピリピ（太十六ノ十三）を都府として其領地を支配したのであつた。尤もヘロデの血統の中で政治を執つたものは、これが最後であつたのである。ベルニケといふはアグリッパの姉妹であつたが、姉であつたか妹であつたかは解らぬ。彼女は美人の風評高く、それに惡評も世に聞えてあつた婦人であつたが、其名は當時のロマの歴史にも時々記載されてあるのである。一體彼女は前に小國の王に嫁いだのであつて。その王はこの美人を娶らんが爲に、態々割禮を受けて猶太教に入つたといふ事である。然るに暫時にして彼女は其良夫の所を離り、己が兄弟と同居してをつたのであつた。この二人の交際に就いても世間に種々なる惡評のあつたのであつた。其後エルサレムを攻め取つてから、皇帝の位に登つたテトス（Titus）の妾となり、偕にロマに往いたのであつたが、それでテトスがこれを本妻となさんとしたけれども、ロマ國民の反對のあつた爲に、不得已彼女を送り返したのであつた。偖てパウロは普通の四人とは違ふものであり、且つユダヤ人が彼を烈しく訟へた事は實に不思議の事であつた故に、ペストスはアグリッパにパウロの事を語り、且つ

アグリッパはユダヤの人情に通じてをる者としてその意見をも問ふたのであつた。ペストスはユダヤ人がパウロを罪せん事を願つた時に、彼はロマの法律の正式の裁判手續に遵ひ、被告人に答辯するの權を與へざれば、判決を下す事能はずといつて、敢て延期する事もなく、直にその審判を開始したのであつた。けれどもこの訟の本主意をいふならば、敢てロマの法律に關係する事でなく、イエスといふ人に就いての宗教的議論のみの事であつた故に、如此事を審判する事に就て、ペストスは一時迷ふたので、ユダヤ人の裁判官に托す事がよいと思つたのであつたが、パウロが皇帝に上告するといつた事に由りて、遂にロマにパウロを護送する筈であつたのである。それでアグリッパは以前よりパウロの評判を聞いてをつた事であるから、如此有名なる人の演說を聽かんとの望を起したのである。**ロマ人の例**　ロマ人は古昔より法律を尊重し、又正直なる審判を重んじ、且つ法律に適つて正當に公平なる審判を爲すものであると誇つたものであつたが、不幸にも先きのペリクスの如き方伯や、又ピラトの如き不正なる審判を爲すものは、餘りなかつたのである。然るにペストスは眞正のロマ人であつて、正直なる審判を爲すの望ある人であつたのである。**一人のイエス**　ペストスは多分ユダヤに來てから初めてイエスの事を聞き、このイエスの甦り給ふたといふ話を決して信ずるに足らぬ奇譚となし、如此事に就いて劇烈なる爭論の起つたといふ事を寧ろ不思議に思つた故に、大に之を審判する事に迷つたのであつた。即ち

イエスの甦つた事を信ずるといふ訟の爲にパウロを罰するといふ事は、實に法律に適ふ審判でないと思つたのである。けれどもペストスはたゞパウロを放免する事に由りて、多分大騒擾の起らん事を懼れ、パウロを釋す事を困難と思つたのである。アウグスト といふはカイザルと同一の皇帝で、即ちこの原語は「至尊」といふ意であつて、第一の皇帝はこれを以て自己の名としたのであつたが、このアウグストといふ名を以て歷史に出でゝあるのである（路二ノ一）。而して以後の皇帝を凡てアウグストと稱へて尊重する事となつたのである。

（二）パウロをアグリツパとベルニケの前に立たしめし事

使徒行傳第二十五章二十三―二十七節

廿三 是に於て次日アグリツパとベルニケ大に威儀を備きたりて千夫の長等および邑の尊き人々と偕に公堂に入ぬパウロはペストスの命に由て曳出さる 廿四 ペストス曰けるはアグリツパ王及び凡て我儕と偕にある人々よ爾曹この人を観なるべしユダヤの多の人々エルサレムに於ても亦この所に於ても彼について我に訟かれは此のち生べき者に非ずと呼叫べり 廿五 然ど我これを査看て其死べき事を爲ざりしを知り且かれ自らアウグストに上告せんと爲により我これを解らんことを定たり 廿六 我これに就て我が主上に奏すべき實情を得ず故に我これを質訊て奏すべき事を得んが爲爾曹の前また殊更にアグリツパ王なんぢの

前に曳出せり。（廿七）蓋囚者を解るに其罪案を書そへざるは理に合はずと意へば也

こゝに注意を要する事は之は敢て審判即ち裁判的の審問でなくして、たゞ個人的のパウロの辯論であつた故に、其場所も別に裁判庭でなく、たゞ講堂の如き所であつたのである。それにこの辯論をなさしめた直接の理由は、アグリッパがパウロといふ有名なる人の説を聽かんとの希望であつた爲に、ペストスは其機會を以て、アグリッパの助力を蒙り、パウロの事件に對し、ロマ皇帝に其實況を上奏するの材料を得たいと思つたのである。一體囚人をロマに送る場合に、必ずその訴訟の詳細の理由を具申すべき筈であつたに不拘、この方伯ペストスにはたゞユダヤ人のパウロに對する怨恨の故であるといふ事丈は解つてをつたけれども、所謂この訴訟の實際の事狀が未だ了解出來なかつたのであつた。勿論イエスといふ人に就いての爭論である事には相違ないが、たゞイエスといふ人の復活を信仰するといふ事に就いて、ユダヤ人がパウロを訟へたのであるといふが如きたゞ漠然たる具申をなすならば、皇帝を初め大審院に於ては其訴訟の奇怪なるに一驚を喫するのみならず、方伯に對して非難攻擊を加ふるやも知れぬのである。威儀を備　これはアグリッパとベルニケ兩人の威儀であるが、パウロ即ち囚人たるパウロの風采と比較するならば相違があつた事であらう。尊き人々　國王の如き貴顯が演説のごときを聽聞する場合には、邑の位置ある人々を陪席せしむる事は當時一般の風習であつたので、パウロは如此機會を得て、多數

の人の前に自己の信仰を語る事を得たのである。生べき者に非ず　前の二十二ノ二十二の「此の如き者先に生命のあるべき者ならざりき」と同樣な事である。實際を云へば、パウロは自國民即ち同胞の特權を顧ず、たゞ不割禮のまゝ自由に神の恩寵を蒙る事が出來るといふが如き道を異邦人に宣傳する者で、如此者は其同胞に對しては實に逆賊であり、且つ生くべきものでなく、殺さるべき者であるといふ譯である。死べき事を爲ざりしを知り　ユダヤ人が憤怒怨恨を起した理由は、ペストスには充分了解されてなかつたが、たゞ宗教上の爭論である事と、これはロマの法律には更に關係のない事とを悟つたのである。主上　アウグスト帝とテベリヲ帝とはこの「主上」と稱へらるゝ事を拒んだのであつたが、其後の皇帝はこの尊貴なる名稱を喜んで受けたのであつた。故にペストスが當時の皇帝（ニロ帝）を稱んで「主上」といつた事は當時の歷史に符合する事である。罪案を書そへざるは理に合はず　罪案を添へずして囚人をロマに護送するならば、必ず甚しき譴責を受くる筈であつた。

（ホ）パウロがアグリッパに對する辯論

徒廿六ノ一―廿九、

（A）パウロは猶太敎の事を知つてをるアグリッパ王の如き人に對して、自己の信仰を語る事を喜び、

（B）イエスを信仰するに至りし以前、猶太敎に對する己が熱心の太甚しきものなりしことを述べ、

而して自己が訟へられた事はたゞ一般のユダヤ人の保有する希望の如く、キリストの來り給ふた事に就てゞある事を說き、(C)進んで自己の改信したる事の詳細をのべ、猶ほ同時に自己の職分に就いての天の命令に說き及ぼし、(D)隨つてその命令を實行せんが爲に力を盡した事を論じたが、(E)ペストスは如此事に對してのパウロの熱心を奇怪なる事と思ひ嘲弄した故に、パウロはその熱心の道理に符ふ事を述べて、アグリッパ王も如此熱心を必ず贊成し給ふならんといひたる時に、(F)アグリッパはかく容易には汝の信仰を贊成する能はずと答へたのであつた。

それでこの演說の外容は前の二十二章の神殿に於ける演說と餘り異ならず、又其主意も根本的には違はぬが、詳細にいへば幾分の差があるのである。即ち神殿に於て、パウロが熱心なるユダヤ人に對し、わが運動の猶太教の主意に適ふ事を論じて彼等の憤怒をしづめ、出來得る限りキリストの道を聽き容るゝの心を惹起せしめんとしたのである。然るに今回は宗教的熱心のないアグリッパに對して、敢て憤怒をしづむるの必要なく、寧ろ己が改信の歷史を以て、我が信仰の神の聖業たる事を示すを以て、出來得る限り福音を聽き容るゝの心を惹起せしめんとしたのであつた。何故といふに、アグリッパは一般のユダヤ人とは異つて、別にパウロに對するの怨恨のあるものでなく、又勿論ながく基督教の求道者たりしものでもなく、たゞ有名なるパウロの演說を聽かんとの好奇心より出でたのであつて、それに偕に列席した貴顯の人々も多分同樣な心であつたので

ある。其上ペストスも別に宗教的熱心のあるでなく、たゞパウロのなしたる運動を奇怪の事に思ひ、その理由を知らん事を欲したのであつた。それで今回は前の二十二章とは違つて、「此人を殺せ」と絶叫してその演説を中止するものはなかつたが、併しこの演説を以て彼等の信仰を起すといふ事は、眞に困難であつたのである。然れどもパウロは「おほよそ事信じ、凡そ事望む」所の愛(哥前十三ノ七)を以て、この聽者に對して力を盡し、自己の經驗を語るを以て傳道をなしたのであつた。

(A) 緒言

使徒行傳第二十六章一—三節

一アグリッパパウロに曰けるは爾が自己の爲に陳る事を許たり是に於てパウロ手を伸かれらが訟を禦んとして曰けるは 二アグリッパ王よ我ユダヤ人に訟られし事につき今日なんぢの前にて悉く辯訴ことを得が故に我を幸なる者とす 三殊に幸なるは爾ユダヤ人の例と彼等が論ずる所の端緒を悉く知たまふ事なり是故に願くは耐心て我に聽たまへ

パウロは普通の演説者の如く、先づ聽者に對する禮儀上の挨拶をのべたが、その要點といふは、即ち猶太教と又ユダヤ人の宗教的希望に就いて、能く知る所のアグリッパに對しては、自己の主意を語る事は別に困難はなかつたので、何故といふに、ペストスの如きローマ人には、パウロの希望

を知る事は實に困難であつたが、併しユダヤ人の希望に就いて知つてをる所のアグリッパの如きは能くパウロの希望を知り、或はパウロに同情を寄せたかも知れぬのである。故に「時を得るも、時を得ざるも勵みて道を宣傳ふべし」（提後四ノ二）と教へたパウロが、アグリッパ王の如き者に對し、道を宣傳するの機會を得た事を喜びとしたといふは、實に當然であつたのである。抑もアグリッパには如何程の信仰や、或は實際の宗教的熱心があつたかは確とは解らぬが、兎に角僅々であつて、たゞ猶太教を信ずる所の外形のみの信仰であつたに相違ないのである。それで彼は神殿を監督し、又祭司の長を任命するの權があつた故に、猶太教の主意や又はユダヤ人が來らんとするメッシヤに關する希望のみは能く知つてをつたのである。

（B）パウロが未だ基督教に入らざる先きは、猶太教に熱心なりし事

使徒行傳第二十六章四―十一節

四 夫わが始よりエルサレムに在て我民の中にをり幼穉ときより如何に世を過しかをユダヤ人はみな知なるべし 五 もし證を爲んとせば彼等は素より我が曩に我儕の教の中にて最も嚴き所に遵ひたるパリサイ人なりし事を知り 六 今われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて鞫るゝ也 七 この望は即ち我儕の十二の支派の夜も晝も專ら神に事て得んとする者なりアグリッパ王よ

第七　パウロがペストスとアグリッパの前に於て答辯せし事

此望の爲に我はユダヤ人に訟られたり　神すでに死し者を甦らせ給りと云とも爾曹なんぞ信じ難しとする乎　我も亦曩にはナザレのイエスの名に逆はんがため多の事を行は宜と自ら意ひ　エルサレムにて此事を行り即ち祭司の長等より權威を受て多の聖徒を獄に入また彼等の殺さるゝ時は其を宜とし　之に由て諸會堂に於て屢次これを罰し強て之に褻瀆を言しめ且狂ること甚しく之に由て外國の邑にまで攻及べり

（甲）パウロは年少の頃より猶太教の熱心の信者であつて、ナザレのイエスの道を異端邪說として之に正反對をなし、其信者をダマスコにまで迫害したのであつた。（乙）パウロの希望、或はその運動の大目的は、敢て猶太教に反對するものでなく、寧ろ根本的には一般のユダヤ人と同樣なる希望であつたのである。（丙）それに死者の甦生を信じ難しとし、又イエスの復活に關する證據を輕蔑す可きでないのである。

さればこの所の目的は二點あるので、第一、如此極端なるパリサイ人が基督教に轉宗した事は外でなく、直接に天の聖業である故に、これは基督教に關する重大なる證據とす可きものである。第二、パウロの改信は天の聖業であつて、又その運動の目的は、一般のユダヤ人と同樣なる希望でありとすれば、ユダヤ人たる者は決してパウロを以て逆賊と爲す可きでなく、寧ろつとめて其

信仰の理由を考究すべき筈である。

(甲) 四、五、九—十一、

この處は二十二ノ三—五と同じもので、パウロは青年の時代よりパリサイ宗に屬し、宗教上の律法を詳細に學び、又之を守るの熱心を以て或はエルサレムに於て、或は遠國にまでもイエスの道に反對したといふ事は、多數のユダヤ人の知つてをる所である。されば如此者が突然にイエスをキリストとするの信仰を抱いたといふ事は、實に天の聖業であつたのである。證を爲んこせば 祭司の長を初めとして多數のユダヤ人は、ペストスの前に於てパウロを誹謗して訟へたのであるが、然るにパウロの以前の事をのぶるならば、其宗教的熱心を以て猶太教の爲に盡瘁した事を證すべきであつたのである。最も嚴き パウロの主張する所の神學が一般のユダヤ人の信仰と毫も異なるものでなく、又猶太教の律法を嚴守するに熱心なるものであつた故に、パリサイ人となつたといふ事は、パウロが猶太教に對する熱心の確たる證據である。イエスの名に逆はんがため多の事を行は宜こゝと自ら意ひ 此は約十六ノ二の「爾曹を殺す者みづから神に事ると意ふ時至らん」といへる預言に應ふ事である（提前一ノ十三）「我信せざるとき知ずして之を行へるなり」。又約十一ノ四十七以下に由ば、「祭司の長等と其徒とがロマの人きたりて我儕の地をも民をも奪べし」といへる事を懼れ、即ちイエスに就いての騷擾の起りたる事によ

第七　パウロがペストスとアグリッパの前に於て答辯せし事

り、ユダヤ人の宰が自己の權力を奪る〻事であらうと懼れて、イエスを死刑に處する事に決心したのであつた。然るにパウロはそれとは異り、たゞ純粹の宗教的熱心を以て、イエスの道に反對したので、即ちナザレのイエスの如きは決して眞正のキリストでなく、それにイエスの教やイエスの感化力の爲に、モーセの律法が多分廢滅さる〻事であらうを懼れ、如此邪教の傳播を妨害する爲に盡力すべきであると信じたのであつた。宜ここ〻自ら意ひといふ飜譯は少しく不當であつて、或は「多の事を行さゞるを得ず」とか、或は「多のことを行は我が義務なり」といふ譯の方がよいであらうと思ふ。即ちパウロが基督教に反對したのは、全く誤解したる本心に從つたので、畢竟本心に從つたと別に相違はないのである。さればイエスが眞正のキリストである事を信仰するに至れば、矢張先きと同一の熱心を以てイエスの爲に盡力すべき筈であつたのである。聖徒　憤怒に滿ちたる多數のユダヤ人に向つては基督教徒の事を敢て「聖徒」といはずして、たゞ「男　女」といつたのであつたが、然るにアグリッパに向つては不憚してこれを「聖徒」といつたのであつた。一躰基督信者と雖ども、矢張普通の人間であつて、全然聖者ではないが、たゞ第一、自己の一身を神に献げて、神に屬するものであり、第二、世の罪惡を棄て、正義を求むるものであるからで（羅一ノ七）「召を蒙り聖徒と爲るなり」。殺さる〻時　本傳にはたゞステパノ一人の殺された事が書いてあるが、多分それのみでなく、其當時には幾人も信者は殺された事であらう

と思ふ。宜こし　この原語の直接の意義は、議員の權即ち議員の決議の權を以て決したといふ事で、(原語の最初の意義は「石」といふので、古昔の裁判官は白石を以て被告人を放免し、黑石を以て罪するの風習であつた)　其故にパウロはサンヒヅリムの議員として、文字通に訟へられた信者を死刑にする事を決議したのだと思ふ人もあるが、青年なるパウロがサンヒヅリムの議員であつたといふことは甚だ疑はしい事であるから、多數の人は日本語譯の如く、たゞパウロが信者の殺さるゝ事を承知したのであると說明するので、それで英語改正譯には文字通に決議と譯してあるのである。諸會堂にてこれを罰し　といふはユダヤ人の會堂に於て罪人を鞭つた事で、太十ノ十七の「その會堂にて鞭つべければ也」と同樣である。之に褻瀆を言しめ　といふはナザレのイエスは眞のメッシャであるや否やといふ事に就いて、基督信徒はイエスを主なるメッシャとして宣傳したのであつたが、不信徒はイエスを誹謗するにより、イエスに對し不信仰を發表し、「イエスを詛ふべき者なり」といつたのである　(哥前十二ノ三)。強て言しめ　といふは、或は信徒の中に迫害を懼れて、イエスの名を褻瀆したものがあつたか否やは解らぬが、「強て言しめ」といふ語を以てパウロの運動の目的如何を顯したのである。畢竟拷問を以て「ナザレのイエスは詛ふ可きものなり」といはしむることを命じたのであつた。紀元後百十五年の頃ビテニヤ　(徒十六ノ七)　の知事は基督信徒であるといふを以て訟へられた者に、強て「キリストは詛ふ可きもの

なり」といふ可き事を命じ、而してイエスを詛ふ者は釋し、又詛ふ事を拒む者は死刑に處したのであつた。狂ること甚しく　提前一ノ十三に「われ昔は謗讟たるもの、窘迫たるもの、狎侮たる者なりき」、加一ノ十三に「甚しく神の教會を窘かつ之を殘賊せり」、徒九ノ一に「サウロは猶も兇言と殺氣を吐て云々」とあつて、彼狂氣の如く教會に反對したのであつた。實に信徒の立場からパウロの昔時の事を考へるならば、敢てイエスのキリストたる證據をも究めず、又其道の精神的に美麗なる結果にも注目せずして、道に反對したといふ事は、實に狂氣の沙汰といふべきであつたのである。然るに如此者が突然基督教の熱心なる信徒となつたといふ事は啻に不思議のみならずして、其理由をも研究す可きである。

(乙)　六、七、

パウロの運動の目的、又はパウロの生涯の希望は、根本的に一般のユダヤ人の希望と違ふものでなく、却てパウロが宣傳する所のイエスは、一般のユダヤ人が希望する所のキリストといふ救主である故に、ユダヤ人がパウロを訟ふるといふ事は實に遺憾の事であり、又奇怪といふべきであつた。一躰猶太教に關係する責任のあるアグリッパの如きものは、この道を敢て異端として棄つることなく、寧ろ其證據をつとめて研究すべき筈である。この處は勿論（甲）と關係してをる事は明白な事で、即ちパウロは基督教に入るまでは猶太教を嚴守するパリサイ人であつて、基督教に

入りて後は前と同一の熱心を以て、同一の神に事へ、又同一の大目的を成就する爲に盡したのであつた。それで（甲）（乙）を合併せた大主意は、前の二十三ノ一の「我今日に至るまで凡のこと良心に由て神に事たり」と同じである。約束し給し其望といふはメッシャなる救主の來り給ふといふ事で、即ちイエスを救主たるキリストとして信ずる事を以て鞫かるゝ事であつた。十二の支派といふはユダヤ人の先祖ヤコブの十二人の子供で、其子孫が十二の支派となつてあつた故に、全國の人をイスラエルの十二の支派として度々出でゝあるのである。猶は詳細に云へば、パウロの時代のユダヤ人は多くは南方のユダヤ人で、即ちユダとベニヤミンの支派で、北方のイスラエル人は多く遠國へ移されて、其處で雜婚をなした爲になくなつたのであつた。然るにパウロの時代にも猶は全體の國民を指して十二の支派といふの風であつたのである。夜も晝も專ら之はユダヤ人の熱心なる希望の興味ある形容である。即ちメッシャが來り、救を與へ給ふといふ事は、一般のユダヤ人の慰籍であつたのである。此望の爲に訟られたり一般のユダヤ人の望んでをる救主が來り給ふたといふ語は、ユダヤ人に對しては最も喜ばしきものである筈である。然るに如此興味ある語を宣傳するを以て、ユダヤ人の怨恨と憤怒を招いたといふ事は實に不思議であつたので、勿論これは不思議といつても、解し難い事はないのである。何故といふに、第一、パウロがキリストとして宣傳したイエスは、ユダヤ人の望に異なる救主、即ち政治的救主でな

く、精神的救主であつたので、第二、それのみでなく、パウロは異邦人も不割禮のまゝ神の恩寵に浴する事が出來ると教へたからであつた。

(丙)八、

このイエスの甦生は敢て信じ難しとすべきでないといふので、而してこの節が前と關係するといふ事か明了でない故に、その說明も確とは解らぬのであるが、多分イエスをキリストとしてユダヤ人に宣傳する時に、その重大なる證據としてイエスの甦生をのべた故に、パウロがユダヤ人の不信仰の事を考ふるならば、直ちにイエスの復活に關する不信仰の事をも想起して、「全能なる神を信ずる汝等は何故にイエスの甦生を信じ難しとして棄つる乎」と問ふたのであつた。それで某者の說明に由ば、この八節の質問はサドカイ人の復活に關する不信仰に對するものであるといふので、即ちアグリッパはサドカイ人と同一の信仰であつた故に、彼に對してパウロは何故に甦生に關する證據を信ずるに足らずとして棄つる乎と問ふたのであつた。この說明は前の說明と敢て根本的には違はぬが、いづれがよいか確とは解らぬのである。

(C)　パウロの改信

使徒行傳第二十六章十二―十八節

十二此とき祭司の長等より權威と命令を受てダマスコへ往しに十三王よ其途にて

正午われ天より光あるを見たり日よりも輝きて我および同に行る者を環照せり 十四 我儕みな地に仆る其時ヘブルの方言にてサウロサウロ何ぞ我を窘る乎なんぢ刺ある鞭を蹴ること難しと我に語れる聲を我きけり 十五 我いひけるは主よ爾は誰ぞや彼こたへけるは我は爾が窘る所のイエスなり 十六 爾起て立よ我なんぢに現るゝは爾を立て役者とし又なんぢが既に見し事と我が爾に現れて示さん其事の證人と爲んがため也 十七 我なんぢを守て此民および異邦人の手より拯ふべし今なんぢを彼等に遣すは 十八 彼等の目を啓き暗を離れて光に就サタンの權を離れて神に歸せしめ又彼等をして我を信ずるに因て罪の赦と聖られし者の中に於て業を受ることを得させんが爲なり

(甲)パウロは天の啓示を以てイエスのキリストたる事を學び、(乙)イエスより己が生涯の職務に關する使命を受けたのである。

(甲)　十二―十五、

パウロはダマスコに行く途中、天の啓示を蒙つたので、即ち其大體は九ノ三以下、又二十二ノ六以下と同一のものである。それで是等は其大體に於て異ならぬのであるが、詳細にその異なる事をいへば、第一、「日よりも輝きて」といふ語と、第二、「ヘブルの方言」、第三、「刺ある鞭を蹴ること

難し」といふ言はこゝに初て出てあるのである。(「刺ある鞭を蹴こと難し」といふ語は九章の日語譯にはあるが最古の寫本にも亦英語改正譯にもないのである) 九章にいつた通り「刺ある鞭を蹴るは難し」といふは里諺の如きで、無益なる事の興味ある譬喩である。牛が持主にそむいて蹴るならば愈々蹴るに從つて刺ある鞭に自ら當り、自ら苦痛を受くるといふが如く、神に背く者は決して神に勝つ事出來ざるのみならず、愈々益々困難を招くのである。(「鞭を蹴る」といふは、己が本心にそむいて、イエスの道を迫害した事の表號であると思ふ人もあるが、如此說明は前の九節に符合せぬので、取るに足らぬ說である) 即ちパウロは誤解したる本心に從つて、イエスの道を迫害したのであつたが、其運動は全然無益であつたのである。

(乙) 十六—十八、

この所はパウロが天の使命を蒙つた事であるが、これは九章にも、亦二十二章にも見えぬ故に、パウロはダマスコにゆく途中で、天の啓示を蒙つた時に、この使命を受けたのであるか、或は後に蒙つた使命であるかといふ問題があるので、予は多分後の說の方が眞に近いと思ふのである。即ちパウロはアグリッパに對して、敢て其順序や時間の事までを詳細にのぶる考でなかつた故に、その改信の顚末を語るに當つて、後に受けた所の天の使命の事をも一所にのべたといふ事は別に奇怪の事ではないのである。猶はこの大主意は前の九ノ十五、十六、及び二十二ノ十五と左

程相違せぬのであるが、九章及び二十二章に由ば、其使命の主意をアナニアの口より聞いたのであるけれども、多分其實際はアナニアから聞いた許でなく、直接に天より其使命を受けたものであらうと思ふ。一體この使命の要點をいへば、(一)パウロはキリストの使者となつたので、即ちパウロの書簡にも度々出てある「イエスの僕」(腓一ノ一)、或は徒九ノ十五の「主の名を擔ふ器」と同じ事である。それでパウロがこの啓示を蒙るに至るまでは、自ら神に事ふるものであると誇つたのであつたが、實は自ら人に義とせられんが爲、たゞ自己の理想に從つたのである。然るにこの啓示を蒙つて後は、己が身を犧牲としてキリストに献げ、一生涯キリストの爲に盡すものとなつたのである。(二)次にパウロは證人となる可きものであつたのである(徒二十二ノ十五)「其見聞せし事を以て凡の人に向ひ證人と爲べければ也」。それにこれは他の使徒等が蒙つた使命、即ち「地の極にまで我が證人と爲べし」(徒一ノ八)と同じ事で、使徒ヨハネがいつた如く、(約第壹一ノ一)「我儕が聞また目に見懇切に觀手捫りし所のものを爾曹に傳ふ」と同じく、使徒等は自己の想像を宣傳する事なく、自己の經驗したる事を人に向つてのぶるに由り、主に就て證するものであつたのである。見し事といふはパウロがダマスコへゆく途中で見た事で、又示さんといふはパウロが後で見た所の幻(哥後十二ノ一以下に書いてある如きもの)許でなく、一般にいへば彼が基督敎に關する實驗は皆含まれてあるのである。(三)我なんぢを守て此民および異邦

人に遣すは といふは徒九ノ十五の「異邦人およびイスラエルの子孫の前に我名を擔しめん」、又同二十二ノ二十一の「爾を遠く異邦人に遣すべし」と同じである。即ちユダヤ人は基督教に反對して、異邦人の中に如此道の知れ渡る事を大に妨害せんとするものが多數あつた故に、世界的傳道を爲すといふ事は如何にも危險なる業であつて、これをなすは多數の艱難と苦痛に逢ふといふ事は哥後十一ノ二十三以下と、又同四ノ八以下、六ノ四以下にもあるのである。然るにパウロは神の手に依りて守護せられ、數十年の間アンテオケよりコリントに至るまで、諸方に於てこの傳道事業を爲す事を得たので、「神すでに我儕を此の如きの死より救ひ今また救へり後も尚われらを救ひ給はん」（哥後一ノ十）との語に應ふ事である。大なるなやみの中にあつても天の助力を蒙つたといふ事は、今引用した哥後四ノ七以下、六ノ九以下に見えるのである。**此民** といふは勿論ユダヤ人で、**彼等に遣す** パウロが世界的傳道に從事した事は勝手に運動したわけでなく、實に天より賜はつた使命を盡したのである。（四）この傳道の目的及び結果を同一に三回まで重ねて敎へたのであるが、即ち其一は暗を離れて光につく事、其二はサタンの束縛よりのがれ、神に屬するもの、自由を受くる事、其三は罪惡に該當したる刑罰より免れ、又罪の汚穢より潔められて神に屬するものとともに、永遠無窮の幸福を受くる事で、この三の意義を一言にいふならば「救拯」といふ事である。パウロの傳道の目的は實に貴重なるもので、又その結果として實際に

救はるゝ事を得るものは敢て少數でなかつた故に、パウロがこの使命を盡すといふ熱心は決して不思議とす可きではないのである。暗光　不信徒の靈魂上の暗き事は、羅一ノ二十一に「心蒙昧なれり」、哥後四ノ四に「その心を盲したる不信者なり」、弗四ノ十八に「心昏き者なり」とあり、又弗五ノ八、西一ノ十三にもあるのである。又信徒の受る所の光は、約一ノ九に「眞の光」、同八ノ十二に「我は世の光なり我に從ふ者は暗中を行ず生の光を得なり」、同九ノ三十九に「見ざる者をしてみえしめん爲に臨」、羅十三ノ十二に「光明の甲を衣べし」、腓二ノ十五に「爾曹は此時代に在て光の如く世に顯はれ」、約壹一ノ七に「若神の光に在が如く光の中を行く」とある。又世の人がサタンの束縛の下に知らずしてある事は、約十四ノ三十に「この世の主」、哥後四ノ四に「此世の神」、弗二ノ二に「空中にある諸權を總宰どる者すなはち信じ從はざる者の中にはたらく所の靈に循へり」といへるに合ふのである。又約八ノ三十四の「凡て惡を行ふ者は惡の奴隷なり」、羅六ノ十九の「爾曹その肢體を献て惡の僕となり」といふ語も根本的に異ならぬのである。神に歸せしめ　といふは神に屬する眞の自由を得たるものである（約八ノ三十六）「子もし爾曹に自由を賜なば爾曹誠に自由を得べし」、（加五ノ一）「イエスキリスト我儕を釋て自由を得させたり」。又神に屬するといふは弗二ノ十三、十九に「キリストに在ば曩に遠かりし爾曹近けり、是故に爾曹今より賓旅に非ず神の家に屬する者なり」とあるのである。聖られし者の中に於

て業を受る　この聖られし者といふは前の十節の「聖徒」と同じもので、即ち神に屬し、又神の助力を以て罪の汚瀆より免れし來世の全き救を望むもので、又「業」といふはその來世の全き救ひ、即ち貴き永生で、又この「業」といふ語は「神の家に屬する者」と同樣なものである。恰も子供が愛の深き父より其業を受くる如く、神の子供たるものは愛の深き神より業を受くべきである(羅八ノ十七)「我儕もし神の子たらば又後嗣たらん、即ち神の後嗣にしてキリストと偕に榮をも受べし」、(加四ノ七)「是故に爾はもはや僕に非ず子なり亦神に由て嗣子たる也」。

(D)　パウロが天の現示に循ひし事

使徒行傳第二十六章十九―二十三節

十九 是故にアグリッパ王よ我この天の現示に背ずして 二十 先ダマスコエルサレムの人々次にユダヤの全地および異邦人にまで恒に悔改に符ふ行をなして罪を悔べき事と神に歸すべき事とを宣傳へたり 廿一 此等の事に由てユダヤ人われを殿にて執かつ我を殺さんとせり 廿二 然して我は神の佑をえ今日に至るまで斃ることなく小き者にも大なる者にも證をなせり我言ところは預言者およびモーセが將來かならず成んと言しことに非ざるはなし 廿三 即ちキリストの苦難をうけ死し者の復生の始となり光を此民と異邦人に傳ふること也

パウロは天より賜はりし使命を果さんが爲に、ユダヤを初めとして遠國に至るまで、神の道を宣傳したのであつたが、之に就いて時にユダヤ人の怨恨と憤怒とを招き、危險の場合に遭遇したのであつた。然るに主の約束の如く神の守護を受け、其職務を盡し、傳道を爲したのであつたが、この傳道の根本的大主意は、十字架に懸りしキリストによりて救はるゝ事で、又異邦人もこれによりて救を得べきといふ事で、敢て猶太教や舊約聖書に逆ふものでなく、實に預言を成就するといふのである。さればこの所の主意即ちパウロの世界的傳道、及びその宣傳する所の道は天の啓示に循つたもので、又猶太教にも適ふものである故に、アグリッパの如きは猶太教の信者として如此道を罪すべきではない筈である。

今此所を三つに區分すれば、(甲)パウロが天の現示に循ひし事、(乙)之が爲にパウロは迫害に遭遇したが夫より救はれし事、(丙)パウロの宣傳したる福音の主意は舊約聖書に適ふ者なる事である。

(甲)　十九、二十、

パウロはダマスコに於ても、イエスのキリストたる事を宣傳し、又其後エルサレムに於ても、キリストの道を宣傳し、其後又世界の舞臺に出で、遠國にまで同一の道を傳ふるを以て、使命を完ふしたのであつた。偖てその宣傳した所の道の根本的の主意は何であるかといへば、外でなく、一般のユダヤ人の承認すべきものであつて、即ち罪を悔い改め、その悔改を實行して、神に歸す

べきであつたのである。これは實に徒二十ノ二十一の「神に對ては悔改むべき事をユダヤ人またギリシヤ人に示せり」といふに合ふ事である。されぱイエスのメッシヤたる事を未だ信せざるユダヤ人もパウロの傳道の目的を贊成すべきで、又イエスに關する信仰を承認せぬとても、パウロの傳道を妨害す可き筈はないのである。パウロのダマスコに於ける傳道に就ては、前の九ノ二十―二十二に、ダマスコの會堂に於て、イエスの事をのべ、又イエスはキリストなりと證したのであつた。又エルサレムに於ける傳道の事も、徒九ノ二十九に、イエスの名によりて憚らず語つたのであつた。然るにユダヤの全地に於て傳道した事は、多分文字通の事實でなからうと思ふ。即ちパウロはエルサレムに留つてをつて、生命を惜まずユダヤ人の全地に傳道せんとする希望はあつたのであるが(徒二十二ノ十七以下)、併し彼は不得已直にエルサレムから本國キリキヤに歸つた故に、ユダヤにあるキリストの諸教會は、パウロの顏をも知らなかつたのである(加一ノ二十二)。パウロが後にエルサレムに上つた時、ユダヤの全地に傳道したのであると思ふ人もあるが、併し是は多分文字通の事實でなく、たゞ一般のユダヤ人に對つて傳道するといふ希望のみであつて、所謂演説的句調であつたものであらう。尤もパウロが何地へゆくも、必ずユダヤ人に向つて道を宣傳する事に力を盡した事を以ても、ユダヤ人に對して己が使命を果したといふ事は明白であつたのである。

（乙）二十一、二十二上半、

パウロが如此世界的傳道を爲すを以て、ユダヤ人の怨恨と憤怒とを招き、恐る可き迫害に遭遇したのであつたが、然るに神の助力を蒙り、一般の人々にも、亦アグリッパの如き王に對しても、道を宣傳するの機會を得たのであつた。

（丙）二十二下半、二十三、

福音の特色、即ち十字架に懸りしキリストに由て救はるべき事や、又この福音は異邦人にも及ぶ可きものなる事は、舊約聖書に應ふのである。それでこのメッシヤが苦難に逢ひ給ふたといふ事は、ユダヤ人の希望とは相違してはをるが、以賽亞五十三章の如き預言には應ふのである（路二十四ノ四十六）「已に斯錄されたり如此キリストは苦難を受可し」。.異邦人　キリストに由れる光を此民即ちユダヤ人に傳ふるといふ事は、一般のユダヤ人の心に逆ふ事であつたが、併しこれも舊約聖書に應ふ事であつた（路二十四ノ四十七）「その名に託て赦罪はエルサレムより始まり萬國の民に宣傳られん」。異邦人の神の恩寵にあづかる可き事は、賽四十九ノ六に「我汝をたて、異邦人の光となし我がすくひを地のはてにまで到らしむ」といへる預言に應ふ事である。

（E）　ペストスがパウロの熱心を嘲弄せし事

使徒行傳第二十六章二十四―二十六節

廿四 パウロが如此うつたへける時ペストス大聲に曰けるはパウロよ爾は狂氣せり博學爾をして狂氣せしめたり 廿五 パウロ曰けるは最も尊きペストスよ我は狂氣せるに非ず我言こころは眞實にして慥なる心より出るなり 廿六 それ此等の事情は王よく知たまへば我はゞからずして王の前に語れり蓋これらの事は方隅に行はれたるに非ざれば王に隱るゝ所なしと信ずれば也

ピラトがイエスを審問する時に、イエスが「我は眞理に就て證をなさん爲に來れり」といひ給ふた語に對し、彼が「眞理とは如何なるものぞ」といつて、イエスの眞理に對する熱心を嘲弄した如く、このペストスもパウロの無罪を承認しながら、猶はイエスの甦生に由りて、ユダヤ人も亦異邦人もともに救はるゝといふ道を耳にするや、如何にもこれは無道理であるとして、パウロを嘲弄したので、即ち「爾は狂氣せり」といつたのである。これは多分パウロが囚人として幽閉されてをる間、つとめて聖書を研究しつゝある其熱心を聞き、その劇烈なる勉勵の結果、腦病にかゝつたものであらうと思つたのであるが、勿論「狂氣せり」といつたのは、敢てペストスが文字通に「パウロは狂氣せり」といつた譯でなく、十字架に懸つたといふ道を宣傳する其熱心を奇怪に思つて、嘲笑した譯で、ユダヤ人もイエスを嘲つて鬼に憑れて狂ふ者なりといつた事もある。それに異邦人が十字架に懸りしキリストの道を愚であるといつた事は、哥前一ノ二十三にあり、又パウロ

の傳道の熱心なる事を嘲つて心狂へりといつた者のあつた事は、多分哥後五ノ十三にあるのである。偖てパウロはペストスの語に對し敢て怒る事なく、沈着の躰度を以て之に答へて、(一)自己の心の確實なる事を斷言し、(二)この事件は多數の證人を以て立證さるゝものである事を語つたのである。即ちイエスの甦生は邊陬の地にあつた事でなく、ユダヤ人の中心たる地に於てあつた事で、その上これに關する證人も多數ある事であるから、決して奇怪として笑ふべきものでなく、實に歴史的事實として受く可きものであるけれども、ペストスが初めてこの事を聞き、之を奇怪としたといふは當然なる事であるが、アグリッパに至つては之を信ず可き事として承知す可き筈であつたのである。

(F)　アグリッパの返答

使徒行傳第二十六章二十七―二十九節

廿七アグリッパ王よ爾預言者の書を信ずる乎われ爾の信ずるを知る廿八アグリッパ、パウロに曰けるは爾われを勸て容易キリステアンと爲んとす廿九パウロ曰けるは容易にもせよ容易からざるにもせよ我は惟なんぢ耳ならず今日われに聽ところの者みな此縲絏なくして我ごとき者とならんことを神に願ふなり

アグリッパはユダヤ人であつて、彼は預言者の書を信ずべき筈であると思ひ、その信仰を立脚地

第七　パウロがペストスとアグリッパの前に於て答辯せし事

としてパウロはアグリッパに基督敎の信ずべき事を論じた譯であるが、アグリッパは基督の善惡是非を考ふるの心もなく、たゞ「爾われを勸て容易キリステアンと爲んとす」といふ嘲弄の語を以て、パウロの議論を拒絶したのであつた。然るにパウロは之に對して懇親にアグリッパをしてキリステアンとなさん事を希望したのである。　**預言者の書を信ずる乎**　ペストスとは異つて舊約聖書中の預言者の書を信ずるアグリッパに、パウロの議論を聽くの心耳があつたならば、其論の道理なる事を承知すべき筈である。何故といふに、イエスを以て古代の預言を成就したのであると論ずる事は別に困難でないからである。　**容易キリステアンと爲んとす**　アグリッパは多分猶太敎に對しても活ける信仰を有するものでなく、所謂宗敎的熱心のないものであつた故に、たゞ有名なるパウロの一場の演説を聽かんとするに過ぎぬもので、決してパウロから基督敎を學ばんとの希望もなく、又その信仰の道理にかなふや否やを研究するの心もなく、基督敎證據論を考究するの思念は毫もなかつたのである。然るにアグリッパはユダヤ人であつて、神殿を監督するの權を有してをつた故に、公然と預言者の書を信ぜずとはいはぬけれども、若し預言者の書を信ずるといつたならば、必ずパウロの議論にせめられて其勸告に反對する事は困難であると思ひ、其可否の返答を爲さず、たゞ戯言の如き語を以て、直答を逃れたのであつた。それで「容易キリステアンと爲んとす」といつた事は、所謂パウロが傳道に熱心なる事を嘲弄するの語であつたのであ

る。即ち予の如き者をして僅々の議論を以て轉宗せしめんとするは、實に愚なる事であるといふ意義である。抑も前にもいつた如く、使徒時代に於て、キリステアンといふ名稱は、信徒間に使用さるゝ語でなく、世人が基督教徒を嘲弄して用ゐた語であつた故に、アグリツパがキリステアンといつた事も、矢張パウロの熱心を嘲るの意より出たものである。然るにパウロは敢てアグリツパの語に對し憤怒する事なく、如何なる長時間の勞力を費すとも、自己の信仰を一般の人々に示さんとつとめたのであつた。何故といふに大なる威儀を整へたるアグリツパと、囚人なるパウロとを對照する時は、其外形はいざ知らず、靈魂上より見るならば、パウロは遙にアグリツパにまさりて幸福なるものであつたからである。尤もパウロは自己が受たる如き迫害に遭遇せしむるといふ事は其希望でなかつた故に、「此縲絏なくして」といふ一語を加へていつたので、一躰此縲絏といふは囚人といふ譬喩であるか、或は實際の縲絏をいつたのであるか解らぬが、パウロの如きは囚人として實際に鉄鎖をもて守兵に縛がるゝものであつた故に、多分これは文字通の意義であらうと思ふ。

以上のパウロの演説を繰返して見るならば、アグリツパの如き者に基督教を宣傳するといふ事は、多分無益なる事であつたのであるが、若し萬一アグリツパにしてパウロの信仰の理由を研究する心があつたならば、この演説によりて感動を起した筈である。即ちパウロの論は自己の經驗の確實なる事に基くもので、又其上に猶太教の主意に適合するものである故に、敬神の心ある猶太

人は必ず感動した筈であるのである。

（へ）アグリッパの是認

使徒行傳第二十六章三十—三十二節

三十 如此かたり畢しとき王と方伯およびベルニケ又ともに坐せし人々起て退き 卅一 相語て曰けるは此人は死べき事と縲絏にかゝる可ことを爲ざる也 卅二 アグリッパペストスに對ひ曰けるは此人もしカイザルに上告せんと言ざりしならば既釋すべき者なり

アグリッパはパウロの如き有名なる人物の方針、目的を聽かんとの希望であつたが、敢て自己に對するパウロの質問に答ふる事を好まず、又其上に自己に對するパウロの勸告を聽き容るゝの心がなかつた故に、パウロが「爾預言者の書を信ずる乎」といへる問や、又「我ごとき者とならんことを神に願ふなり」といへる語を聞き、直ちに其演説を中止せしめたのであつた。それでアグリッパはパウロの方針、目的に對して同情を寄せるの心もなく、又これより基督を研究するといふ希望も起さなかつたけれども、パウロがロマ政府や猶太教に對して、罪を犯した事のなき事を是認して、赦す可き事を斷言したのであつた。然るに囚人が一回カイザルに上告する事を請願した場合には、最早方伯に於ても其囚人を放免するの權はなかつたのである。果して然りとせばパウ

ロがカイザルに上告せん事を願つたといふ事は、彼に取りて寧ろ不利益なる事で、實に遺憾なる事ではないかといふ疑問が起るかも知れぬ。それで某者の説に由れば、これは全然パウロの失策であるとするので、即ち若しパウロにしてペストスの審判を信じ、其判決にまかせたならば、必ず放免されて、直ちに再度傳道に從事するの自由の身となつた筈であるに、彼がペストスの審判を信せず、たゞ上告を請願した爲に、囚人としてロマにまで護送され、そこで二ケ年間も縛れて種々なる不自由の境遇にあり、遂に死刑に處せらるゝに至つたのであらうと思ふのである。然るに多數の學者の説に由ば、若しパウロが上告するの請願をなさなかつたならば、多分ペストスはアグリッパの訪問を受くる前に、ユダヤ人の歡心を得んとして、必ずパウロをエルサレムに送つた事であらうと思ふ。さすればパウロはその途中に於てユダヤ人の爲に暗殺されたに相違ないので、然るにパウロが上告を請願した爲に、幸にその災厄を免るゝ事を得たのであるといふのである。是等の詳細は勿論知るによしなしと雖ども、多分後説の方が眞に近いと思ふのである。

第八、パウロがロマに護送されし事

徒二十七、二十八章

多分この記事は紀元後五十七年より六十年にわたる事であらうと思ふ。

この所を區分すれば、(イ)パウロはカイザリヤを出發して長き旅行の後クレテに着き、(ロ)其處で前途の事に就いて協議を爲したのであつたが、パウロの意見に從はずして、遂に少しく前進する事に決定したので、(ハ)懼るべき暴風に出遇ひ、非常なる艱難に遭遇したが、(ニ)パウロは人々に慰藉を與へたのである。(ホ)それで漸くにして陸地に近づく事を得て錨を投じ、(ヘ)パウロの勸告に從ひ食事をなしたが、(ト)明旦の頃に至りて全く破船した爲に、直ちに上陸して危難を免れたのであつた。(チ)其處にてパウロが蝮の毒に感染せざりしを以て人々を驚かし、(リ)又其處に三ヶ月待つてをる間、彼は多數の病人を醫し、(ヌ)春に至り漸く出發してロマに到着したのであつた。(ル)又ロマに於てはユダヤ人の先輩者に會し、(ヲ)而してロマに二年間幽閉されてをつたのであつた。さればカイザリヤより出發した時は、多分紀元後五十七年の八月頃で、又ロマに到着した時は其翌年の五十八年三月頃であつたので、彼がロマに於ける二年間といふは即ち五十八年より六十年までゞあつたであらうと思ふ。

(イ)　カイザリヤよりクレテまでの旅行

使徒行傳第二十七章一―八節

一　われら已にイタリヤへ航ることに定りければ彼等パウロ及び他の囚者等をアウグスト隊の百夫の長なるユウリアスと名る者に付せり　二　是に於て我儕ア

ジアに沿て駛んとするアドラミテオムの舟に登て出マケドニヤのテサロニケ人アリスタルコ我儕と偕に在き　三次日シドンに着りユウリアス慇懃にパウロを待ひ彼に朋友の所へ往て其供應を受ることを許せり　四我儕また彼處より舟出せしが風の逆ふに因てクプロの風下の方に走り　五キリキヤとパムフリアの海を過てルキヤのムラと云る港に至れり　六此處にて百夫の長イタリヤへ濟るアレキサンデリアの舟に遇て我儕を之に登たり　七多日のあひだ舟の行こと遲く僅にしてクニドスに對へる處に至り風の順ならざるに因てサルモネを過クレテの風下の方を走り　八僅にして其岸に沿ラサイアの邑に近き美港と名る處に至れり

パウロの時代には勿論滊船の如きものはなく、又航海術も未だ充分開けざる其上に、羅針盤の如きも發明されなかつた故に、航海上實に困難を感ずる事が多くあつたのである。尤も當時は海外貿易盛に行はれて、特に諸方よりロマにゆく所の貨物は多數あつたのである。それで其時代の帆前船といふは現今の大滊船と比較すれば、勿論小形であり、現今の帆前船の如く強固のものでなかつたけれども、隨分大形のものがあつたのである。即ち今回破船したものでも、二百七十六人程の多數を乘らしめたのであつた。併し如何に大船であつても、羅針盤なくして大海を直線

第八　パウロがロマに護送されし事

に渡航するといふは、實に危險なる事であつて、其上に八月の頃は地中海上西風が常に吹く故に、西方に向つて航海する事は恰かも逆風に對して走るので、大妨害を受けたのであつた。されば今回の航海はもとより直線にイタリヤに向つて地中海を渡るのでなく、海岸に沿ふてクレテにまで進んだので、其間は多數の時間を費したのであつた。われら　この復數の代名詞を使用しておる事を見れば、ルカがともにをつたといふ事が解るので、それでルカもパウロと同じく囚人としてゆくのであると思ふ人もあり、又彼は醫者として船中パウロを保護せんが爲であると思ふ人もあり、或は又彼はたゞ普通の乘客としてゆいたのであるといふ說もあるが、其詳細は解らぬのである。アウグスト隊　この隊を何故にアウグストと名付けたかといふ事は確とは解らぬが、多分知事の護衞兵であつた故に、この貴き名を付けたのかも知れぬ。併し其實際は解らぬのである。

アジア　これは小亞細亞の西の地方で、アドラミテオム　といふは前の二十ノ十三に出てあるアソスの近くで、其距離は凡そ十里か十二里程で、それでこの船はミレトスエペソの如き所に寄港して商賣を爲す船であつたであらうと思はれる。ユウリアスはこの船に乘りてアドラミテオムにまで進み、それより上陸してロマにまでゆく考であつたか、或はエペソにて船を乘りかへ、コリントに寄りてロマにゆく考であつたか解らぬが、いづれにしても、意外にも船中でロマ行の船に出會ふたので、之に乘りかへる事にしたのであつた。アリスタルコ　この人は前の十

九ノ二十九、二十ノ四に出で、あるアリスタルコで、又西四ノ十に由ばパウロとともに繋がれたものであつたのであるが、彼はロマに到着後囚人となつたのであるか、但しはパウロと偕に囚人として送られたものであつたか解らぬのである。兎に角これを以て彼がパウロの親友であつた事が知れるのである。シドンといふはカイザリヤから凡そ二十八里の距離の所で、ツロと同じくピニケ（徒十五ノ三）の有名なる港で、シドンは其北にあつて、シドンとツロとの距離は凡そ十里許であつた。一體シドンは太古に建てられた邑で、その名は創十ノ十九にあるので、又書十九ノ二十八に由ば、古代には「大シドン」と稱へらるゝ程繁昌した邑であつたのである。彼のアレキサンダー大王がツロを攻畧した時分には、このシドンの人は同盟してアレキサンダー大王を助けた爲に、遂にアレキサンダーの征略を免るゝ事が出來たのであつた。この邑はパウロの時代にも隨分繁盛の所であつたが、現今は他の港よりも劣つて、最早大シドンといふべき資格はなくなつて、人口は僅に數千人で、この近傍の有名なる産物は密柑であるのである。**ユウリアス慇懃にパウロを待ひ**　ユウリアスは確にペストスよりパウロに關する訴訟の虚しき事を聞き、又其上にパウロと交る中に、其品格に感動した故に、出來得る丈パウロに自由を與へんとしたといふは實に當然なる人情である。**朋友**といふは確に基督教の信徒で、ツロに教會のあつた如く（徒二十一ノ三以下）、シドンにも教會はたしかにあつたのである。**風の逆ふに因て**　八九月頃に

は西風常に吹く故に、西方に向ふ船に取つては實に逆風であつたのである。クプロの風下といふはクプロの東方で、即ちクプロとスリヤの間の海を通つたので、前回スリヤに來つた時(徒二十一ノ三)には、クプロを左に、即ちクプロの西の方を過ぎて、直線に航海したのであつたが、今回は逆風の爲に海岸に沿ふて迂回して進んだのであつた。　**キリキヤとパムフリヤの海を過て**　これは小亞細亞の南海岸で、キリキヤは其海岸の東で、パムフリア(徒十三ノ十三)は其中間であつたのである。それに其近邊の潮流は西の方に流るゝのであるから、其潮流と陸より吹來る所の風の助力によりて、徐々に進む事を得たのであるが、併し多くの時間を費したのであつた。

ルキヤのムラ　ルキヤといふは南海岸の西の地方で、ムラといふは前の二十一ノ一の「バタラ」と同一の海岸で、其間は凡そ十六里許で、ムラは東の方にあつたのである。　**アレキサンデリアの舟**　エジプトは穀物の產地であつて、ロマにある多數の人々を養ふ穀物は、凡てエジプトの港アレキサンデリアより輸出するもので、其運搬の船は古代の大形のものであつたのである。それでアレキサンデリアよりイタリヤへゆくに、ムラに寄つてゆくといふ事は、實に迂回の路であつたが、併し西風の吹く爲に、アレキサンデリアから直ぐにイタリヤに向ふ事が出來ぬので、ムラを迂回してゆくといふは當然の海路であつたのである。小亞細亞のムラからエジプトのアレキサンデリアまでは凡そ百五十里許の距離で、この兩所は經度の上に於て同一であつたのである。

之に登たり意外にもイタリヤにゆく船に出會つたので、これに乘りかへるの僥倖を得たのであつた。行こと遲く如何にこの船が大形であつたといつても、西風に逆つて走るので、隨つて遲くあつた故に、それで小亞細亞の西まで進むには多くの時間を費したのであつた。クニドスといふは小亞細亞の西南の港で、前の二十一ノ一のコスの近くで、ムラからクニドスまでの里程は凡そ五十二里であつたのである。サルモ子を過クニドスまでは海岸に沿ふて徐々に進んだのであつたが、これは小亞細亞の南海岸の終局點であつて、これからは逆風に向ひ前進するのであるから、實に困難であつたので、南方に向つてクレテを廻り、クレテの南海岸に沿ふて、次第に西の方に進んだのであつた。サルモ子といふはクレテの東の岬であつて、そのクレテといふ島の長さは凡そ六十里で、又其幅は平均十二里許で、後にパウロはこの島にまで提多書を書き送つたのであつた。ペンテコステの日にエルサレムに群集したユダヤ人の中にも、このクレテ人があつたのである（徒二ノ十一）。ラサイアといふは別に有名な港ではない。美港といふはクレテの南海岸の中間にあつたのである。この美港まで進む事も隨分困難であつたが、猶は前進する事は愈々困難であつた故に、こゝで協議を開いたのであつた。この美港といふは邑ではなく、たゞ普通の船の停泊所といふ許であつた。

（ロ）前途に就いての協議

使徒行傳第二十七章九—十二節

九時を歷こと既に久く斷食の期も過ぬれば舟路の危險によりパウロ諫て 十曰けるは人々よ我思ふに此舟路は損害多かるべし啻に積荷と舟のみならず我儕の生命にも及ばん 十一然ども百夫の長はパウロの言ところよりも船長と船主の言を信じたり 十二且この港は冬を過すに便宜らず是故に若ピニクスに至り彼處にて冬を過すことを得んかとて此處を出んと定たる者おほしピニクスはクレテの港にて西南の風と西北の風と其岸に沿て吹ところ也

昔時は冬期間大海を航海するといふ事は出來なかつたので、多分十月の下旬より三月までは航海を中止したのであつた。それでこの美港に着いた時は凡そ十月であつた故に、此年の中にイタリヤにゆくの不可能なる事は明白であつた故に、先づ冬期中停泊す可き場所に就いて協議す可き筈であつて、パウロはこの美港にて冬を過す方がよいと勸めたのであつたが、この場所は美港といふ名に違ふて、實によくない所で、數ケ月間も停泊するには甚だ不便の所であつた故に、船長はこの地を不滿足と思ひ、寧ろ十三里許西に進むならば、ピニクスといふ所に着くので、其所で冬期を過す方がよいとしてその事に決心したので、士官もその言に從つて進む事に決定したのであつた。さればこの事を決定するの權は船長になくして、百夫長なる士官にあつたといふ

事は、甚だ奇怪の樣に思はるゝかも知れぬが、一躰政府の御用の爲に重大なる囚人を伴ひてロマに赴かんとする士官には、船長よりも權利のあつたといふ事は當然なる事といふべきである。然るにパウロの如き囚人と偕に協議をしたといふ事は又不思議に感ぜらるゝのであるが、これは士官がパウロの品格に感動してをつたといふ證據である。それでパウロは水夫ではないけれども、彼は數年間傳道の爲に幾回となく航海を爲したる經驗に由り、彼の諫言は寧ろ價値のあるもので あつたので、彼は以前破船に遭遇したことは三回もあつたのであつた（哥後十一ノ二十五）。斷食の期　ユダヤ人の規則に由ば斷食を以て守る可き日は一ケ年に一日程あつて、それは贖罪の禮を行ふの日であつた。斷食に就いての規則は利未記十六章に書いてあるのである。この斷食の日といふは太陽暦の九月下旬か、但しは十月上旬であつた故に、この協議をなした時は同じく十月であつたので、それでこの航海を中止す可き日までに、到底イタリヤまで進む事の出來ぬ事は明白であつたのである。この時のパウロの諫言は別に聖靈に感じていつた預言でなく、たゞ彼が航海の經驗より出でたる語で、即ちクレテまで海岸に沿ふて次第に進むのは左程困難でなく、又危險でなかつたが、これより前進するに從つて甚だ危險であつたのである。それでパウロのいつた如く、船も積荷も損害を受けたが、パウロの思ふた如く、生命に及ぶことはなかつたのである。船長　前にもいつた如く、彼は士官の命令の下にあるものであつて、現今の船長の如き權はなか

つたのである。船主航海に熟練した船長や、又舟の持主が進む事を主張するならば、勿論パウロの諫言よりもこの兩人の意見に從ひ、而してこの美港よりピニクスにゆくには左程多くの時間を要せざる許でなく、若し一回南風吹き來るならば、直ちにピニクスに到着する事と思ひ抜錨したといふは、實に當然なる事であつたのである。このピニクスといふ所は古代の地理學上には見えぬのであつて、確とは解らぬが、これも多分クレテの南海岸で、勿論美港より西の方にあつて、其距離は凡そ十三里程であつたであらうと思ふ。

(ハ)　大風の起りし事

使徒行傳第二十七章十三―二十節

十三 時に南風徐に吹ければ彼等志を得たりと意ひ錨を起クレテに沿て走しに 十四 未幾ユーロクルドンと稱る狂風島より卸來り 十五 舟を掣去ければ之に敵ふことを得ず我儕その風に任て 十六 遂にクラウダと云る小島の風下の方へ駛ゆき僅にして小艇を收む 十七 既に援上し後かれら備おける物をもて大舟の胴を縛かつ洲に乘掛んことを恐れ帆を下して流れたり 十八 風疾きによりて次の日水夫ら貨物を擲つ 十九 三日に至ては我儕てづから船具を擲つ 二十 斯て多日のあひだ日も星も見ずして疾風ふきあてければ我儕ついに救るべき望たえ果たり

美港からピニクスに進むには南風が最も適當した風であつた故に、如此順風を得て少時にして必ずピニクスに着船し、其處にて無事に冬期を過さんとの希望で、錨をあげて美港を出帆したのであつたが、意外にも烈しき狂風が起り來つて、危難に遭遇したのであつた。現今にても其地方では南風が俄然變じて北の疾風が起るといふ事は幾回も經驗する所であるといふ事である。それで今回この風が東北の風であり、且つ劇烈な風であつた故に、大波高浪の爲に破船するの恐があり、又其上にこの東北の風に從つて馳るならば、遂に北アフリカの海岸の洲に乘り上げて破船を免る丶事は出來ぬので、可成的船足を輕くして西の方に向ひ馳る樣になしたのであつた。然るにこの風が數時間も引き續いて吹いた故に、羅針盤もなくて船の方向も定らず、その上激浪怒濤の爲に船は次第に危くなり、最早救助の望もなくなつたのであつた。志を得たりと意ひ　美港からピニクスまでは西、西北である故に、南風は即ち順風であるが、この風ならば長くとも五時間で確にピニクスに着船する事が出來ると意ひ出帆したのであつた。　ユーロクルドン　といふは最古の寫本と英語改正譯には「ユーラクイロー」と記してあるので、この「ユーロ」といふは「東」で、「アクイロー」といふは「北」で、即ち「ユーラクイロー」といふは東北の風といふ事である。今日本でも、東北の風が劇烈である如く、地中海の東北の風も疾風であるのである。　島より　クレテといふ島よりで、船は南海岸に沿ふてをつた故に、東北の風は島の山から吹いたのである。

之に敵ふことを得ず　現今でも如此烈しき風に敵つて港に入るといふ事は實に困難であるが、古代の船ならば猶更不可能の事であつた故に、不得已大海の沖の方に出たのである。クラウダといふはクレテの南方にある小島で、クレテの海岸から十里許の距離である。それにこの小島の風下にあつて、暫時の間は幾分か助かつた故に、小艇を收むる事が出來たのであつた。一躰直ちにピニクスに着船して、この小艇を以て港の運搬をつくるの考で、大船の後よりつなぎ來つたのであつたが、大浪の爲に小艇に水の入りたるが爲、大船の甲板に漸くにしてひきあげたのであつた。この小艇といふは後の三十二節の小艇と同一で、これはたゞ一艘丈であつたのである。原文には「我儕小艇を收む」とある故に、ルカの如き乘客までがこの小艇を援き上ぐる事に盡力した程、困難であつた事が解るのである。備おける物といふは綱で、胴を縛といふは現今の如き強固なる帆前船の胴を縛るといふ事はないのであるが、併し近來までも疾風に遭遇した塲合には如此事があつたので、古代の文學にも船の胴を縛つたといふ事が書いてあるのである。即ち大綱をもつて船の胴を縛る事に由りて船を強くするのであるが、この縛るといふは船の周圍を卷くのであるといふのである。洲といふは北海岸にある大なる洲で、ソルテス（Syrtis）といふのであつた。若しこの洲に乘り掛くるならば、必ず破船せざるを得ないのであるが、この洲はクレテより西南の方にあるので、東北の風に流さるゝならば、自然にこの洲に掛くる筈であ

つたのである。**帆を下して流れたり**　といふは確とは解らぬが、帆を皆下して風の吹くにまかせ流れたとすれば、必ず洲に乘り掛くるに相違ない故に、決して帆を皆下したものでなく、或は大なる帆をのみ下して前帆だけを上げ、西の方向に流るゝ様になしたものであらうと思ふ(某學者の說に由れば、「帆を下したといふ」事は別に帆を下したのでなく、海錨を下した譯で、これは普通の錨ではなく、たゞ船足を遲くする爲である。一體帆といふ原語はたゞ帆許でなく、廣義に使用さるゝものである故に、この說を取るも困難はないのである。然るにこの下したものが帆であつても、亦錨であつても、その要點は船の方向を變へるといふ事である)**貨物を擲つ**　三十八節に由ば、この貨物である穀物を數日の後にも擲てた故に、前には其幾分を擲て、その殘部をも擲てた譯であらう。**舟具を擲つ**　出來得るだけ船を輕くせんとする事は當然の處置であるが、擲てた舟具といふは如何なるものであつたかといふに、確とは解らぬのである。若し船の道具とするならば之を擲てたが爲に別に輕くなる事はあるまいと思ふのであるから、これは帆桁であると思ふ人もある。この一本の帆桁なるものは實に長く且つ重きものである故に、如何に重要であるとしても、如此危險の塲合には擲て其船を輕くするは當然の事である。**望たゞ果たり**　現今でも劇烈なる大波怒濤の爲に數時間引き續いてうたれたならば、多分如何なる船でも困難するのであるが、ましてや古代の船の如きは破船せざるを得なかつたのである。

（二）　パウロが人々を慰撫せし事

使徒行傳第二十七章二十一—二十六節

廿一 人々久く食せずパウロ彼等の中に立て曰けるは人々よ爾曹曩に我諫を聽クレテより離るゝことを爲ずして此損害を受ずある可はずなりし 廿二 今われ爾曹に勸む勇め爾曹の中一人だに生命を失ふ者なし惟舟を失ふこと有んのみ 廿三 蓋わが屬する所わが事る所の神の使者この夜わが側に立て 廿四 パウロよ懼るゝ勿れ爾必ずカイザルの前に立べし且神は爾と偕に舟にある者を悉く爾に賜へと曰り 廿五 是故に人々勇めや如此われに語り給へる如く必ず成んと我神を信ずれば也 廿六 われら必ず一島に推上られん

パウロは自ら幻によりて天の慰籍を蒙り、又彼は是を以て人々にも希望を與へたのであつた。

損害を受ずある可はずなりし パウロは航海の經驗充分にあつた故に、パウロの諫言は大に價値のあるものであるが、その意見に無頓着であつたといふ事は、船長の最も大なる間違であつたのである。然るにパウロは彼等の誤謬を以て敢て彼等を侮辱するの考もなく、たゞ己が意見の確實なりし事を想ひ出さしむる事により、この慰撫の精確なる事を告げたのであつた。わが側に立て パウロはたゞ夢を以て見たのであつたが、これは普通の夢でなく、天の現示である

事を確信したのであつた。それに前にも(二十三ノ十一)パウロは「汝はロマにも證すべければ也」といふの約束を受けた故に、今回の現示はパウロが信ずるに困難はなかつたのである。カイザルの前に立べし　といふは文字通にニロ帝の前に於て答辯を爲すといふ事であるか、或はたゞ大審院の前にて答辯するといふ譬喩であるか、確實には解らぬが、多分後說の方がよいと思ふ。爾に賜　パウロを救ひ給ふ序に、神は船の者を悉く助け給ふといふ事である。一島に推上られん　これも天の現示を以てパウロに解つたのであるか、或はたゞパウロが一個人の考であつたかは解らぬのである。

(ホ)陸に近寄りて投錨せし事

使徒行傳第二十七章二十七―三十二節

廿七 斯て第十四日の夜に至り我儕アデリアの海に漂ふ夜半ごろ水夫ら岸に近けりと意ひて 廿八 水を測しに二十尋を得たり少し進て又測しに十五尋を得たり 廿九 石に乘掛んことを恐れ艫より四の錨を投て天明を待わびぬ 三十 水夫ら舟より逃んとして舳より錨を投す狀をなし小艇を海に下ければ 卅一 パウロ百夫の長と兵卒に曰けるは此人々もし舟に留らずば爾曹救ることを得じ 卅二 是に於て兵卒ら小艇の索を斷きり其流るゝに任たり

未だ何をも見ざる中に、白浪の音を聞き、陸か何かに近寄つた事と思ひ、水量を測つたに淺くあつたので、石に乘り掛けん事を恐れて錨を投したのであつた。然るに若しこの錨がきかぬならば、船はその錨をひきづりながら暗中猶は石に乘り掛くる恐があるので、水夫らが錨を投す狀をなして船より逃れんとする事をパウロは知り、之を士官に告げた故に、兵士は小艇の索を斷ち切つたのであつた。それが爲に水夫は密に逃るゝ事も出來ず、不得已皆ともに夜の明ん事を待つてをつたのであつた。十四日 この記事を詳細に研究し、又古代の航海術を詳かに知り、又地中海の事を細かに識れるスミスといふ學者は、其計算上の結果に由り、東北の風の爲に流さるゝ古代の船ならば、美港よりマリタまで航海するには、丁度十四日を要するといつてをるのである。アデリアの海といふは、現今の地理學上ではアデリア海はイタリアの東の海である。パウロ旅行の某地圖に由ると、パウロの船は海を大迂回して馳せた様に掲げてあるが、決して如此迂回したのでなく、寧ろスミスの如き學者の説では、船は美港より大抵直線にマリタに馳せたので、即ち當時の地理の上では、アデリア海は廣きものであつて、現今のイヲニア海も、亦クレテとマリタの間の海をも含んであるのである。故に 漂ふ といふは迂回したといふ意でも、亦彼方此方とたゞよふたといふのでもなく、前途を知らずして大風の吹くがまに／＼流れたといふ譯である。岸に近けりと意ひて スミスの如き學者の説に由れば、破船した所の灣の入口の所に長き岬の

如きものがあつて、夜半であつた爲に、岸が見えず、たゞ其岬にうち寄せる白浪の音がよく聞えたのであらうといふので、是を以て岸に近づいた事が解つたので、それで水を測つて其淺き事が益々明了となつたのであつた。然るに若しこの暗黑の時に、風の爲流されて岸に近づくならば、必ず石に乘り掛け破船したに相違ないので、それで直ちに錨を投したのであつた。偖て古代の帆前船も現今の船と同じく、大概舳から錨を投ずるのが普通であるが、如此場合には船の艫から錨を投ずる事が道理に適ふ事である。何故といふに、一體舳より投錨するならば、風の爲に艫はまはりて石や岸にあたるの恐があるので、如此場合には艫から錨を投ずるのである。(英國の有名なる海軍の大提督ネルソン(Nelson)が、コペンハゲンの戰の時に、舳よりせずして艫から投錨した事があるので、其時ネルソンは使徒行傳第二十七章を讀んでをつたといふ事である)天明を待わびぬ　大風の爲に流され、岸に近寄るといふ事は、益々危險であり、又暗黑中に未知の岸に着くといふ事は愈々危險である。即ち天明ぬ中に若し錨がきかずして、船が少しにても動くならば、多分石に乘り掛けて皆共に亡びた事であらう。されば水夫はこの危險を知り、舟より逃れて小艇に乘り、出來可く丈一身を完ふせんと思つたのであつた。彼等が舳より錨を投すといつたのは實に道理に適ふ語であつた故に、若しパウロの忠告がなかつたならば、必ず水夫は船をすてゝ逃れた事であらうと思ふ。それにこの小艇は前の十六節と同一である。舟に留らずば

爾曹救ることを得じ　船の事を知つてをるものは、たゞ水夫のみであつた故に、若し水夫が逃るゝならば兵士も囚人も亦乘客も凡て船を動かす事を知らぬので、無事に到底岸に着く事は出來ぬので、それでたゞ水夫の勞力によりて初めて無事に陸に近寄るの望があつたのである。こゝに注意すべき事は前の二十二節の「一人だに生命を失ふ者なし」といつたパウロが、今回は水夫の助力がなくば到底救はるゝ事を得ざるべしといつた事で、即ち救はるゝといふ確心はあつたけれども、水夫が逃るゝならば救はるゝ事は出來ず、それに如何に神が乘船者を悉く助け給ふに相違ないといふ信仰があつても、水夫の助力がなかつたならば、救れぬといつたので、水夫が船に留つて勞力する事により、初めて神は約束の如くに乘客をも助け給ふといふ譯である。抑もパウロの神學を解說せんとするならば、先づこの語に深く注意す可きで、即ちパウロは神の攝理や全權を何處までも尊重はするけれども、之が爲に決して人間の責任を放棄するの心はなかつたのである。其上猶ほ注意すべき事は、兵卒がパウロの忠告に從つて、この必要なる船を流るゝまゝにまかせたといふ事は、實にパウロの品格に感動してをつた證據である。

（へ）パウロの勸告によりて人々が食事せし事

使徒行傳第二十七章三十三―三十八節

三十三夜の明んとする時パウロ凡の人々に食せんことを勸て曰けるは爾曹待わび

て食せざりしこと今日にて已に十四日なり 卅四 故に我なんぢらに食せんことを勸むは救を得べき助となる可ければなり爾曹の頭髪一縷だに爾曹の首より隕ざるべし 卅五 如此かたりてパンを取凡ての人の前にて神に謝し之を擘て先食しければ 卅六 彼等も亦勇んで食せり 卅七 舟に登る所の我儕合て二百七十六人なりき 卅八 既に食して飽ければ穀物を海に棄て舟を輕せり

陸地に近づいたといふ事は實に喜ぶ可き事であるといつても、疾風の場合に不知案内の海岸に到達する事は餘程危險なる事である故に、天明となるまでは皆不安心の思をなしてをつたのであつた。この疾風の吹き初めてから十四日間といふものは、絶えず心配のみをして、食事をするの心地もなく、又風の爲に食事を爲す事も困難であつたので、身體を養ふ事も出來ず、疲勞した爲に天明になりても上陸するの力はなかつたであらうと思ふ。それでこの大波を泳ぎ岸につく丈の力が必要であるから、パウロは食事を以て身體を養ふべき事を知り、救を得べき確實なる希望を起し、而して人々に食事をなさしめ、其希望を成就するの力を得させんものと大に彼等を勸めたので、それに船を出來得るだけ輕くせんとて殘部の貨物を棄てしめたのであつた。食せざりしこと今日にて已に十四日なり　文字通に十四日何も食事せし事がないといふ譯でなく、たゞ食したとても僅少であつたといふ事である。救を得べき助　大波の中を泳ぎて岸に上る事

は實に困難である故に、食事を以てその身體を養はねならば、長時日絶食の爲に疲勞した身體を以ては、到底大波を破り泳ぐ事も出來ず、遂に死をまつの外はなかつたであらう。頭髮一縷だに隕ざるべし といふは毫も損害を受けぬといふ譬喩で、我勸告に循ひ、食事を爲し、身體を養ふならば、助かるであらうといふ事である。人の前にて パウロは自己の模範を以て人々を勵し、又自己の强固なる希望を以て彼等の希望をも滿したのであつた。神に謝し 食事の前に神に感謝するといふ事はパウロの常の習慣であつた故に、人の前にても感謝する事を敢て憚る事なかつたのみならず、寧ろ公然神に感謝するを以て、自己の强固なる希望の神の約束に基いてをる事を教へ、益々人々の希望を奬勵したのである。二百七十六人なりき この時より數年の後にユダヤの歷史家ヨセフオスがロマに往く途中、この同じアデリア海に於て難船したのであつたが、彼の乘り組みたる船の乘客は六百人程であつたといふ事であるから、今回の船が二百七十六人乘る程の船であつたといふ事は勿論の事であつたのである。穀物 といふは前にもいつた如く、アレキサンデリアよりロマへ向つて輸出する所の產物の穀物であつたので、これは十八節の貨物と同一のものであつたであらう。されば前には船と共に殘部の貨物をも助けんとの考で、たゞ幾分のみ棄てたのであつたが、今は最早船を助ける望もうせた故に、殘部の貨物は勿論皆すてたのであつた。尤もこの穀物といふのは麥であつたのである。それで出來得るだけ岸に近づかんが

爲に、貨物を棄て船を輕くしたといふ事は、如此場合に際して實に適當なる處置であつたのである。

(ト)上陸せし事

使徒行傳第二十七章三十九―四十四節

卅九 夜あけて其地は識ざれど一の海灣を見たり此に洲崎あり或は至ことを得ば彼處に舟を進んこと謀り 四十 綱を斷て錨を海にすて舵纜を鬆め舳の帆をあげ風に順ひ洲崎を望て走しに 四十一 潮の流交ふ處に至りて舟を洲に乘あげ舳は膠定て動かず艫は浪の烈が爲に破られたり 四十二 是に於て兵卒ら囚人の泅逃れんことを恐れ之を殺さんこと勸む 四十三 然ども百夫の長パウロを救んこと欲ひ其勸を阻かつ泅得る者は先水に跳いり 四十四 その他は或は板あるひは舟の碎木に乘て岸に至んことを命じたり此の如く皆すくはるゝ事を得て岸に登れり

天明けてより近づいた所の陸地を見るに、一の海灣即ち小さき灣であつて、其處に洲崎のある事を見、石に乘りあげずして寧ろこの洲崎に掛るならば、助かるの望みがあると思ひ、錨の綱を斷ち、舵を下し、舳の小帆を揚げ、洲崎に向つて進めたのであつたが、意外にも洲崎に達せざる中、水中に隱れた洲の上に乘り上げたので、船の舳は烈しく波にうち碎かれ、直ぐに船より逃れ

出ざるを得なくなつたのである。時に囚人を監視すべき責任のある兵卒は、囚人が上陸して逃るゝの危險ある事に氣付き、寧ろ彼等を殺すのまされる事を思ひ、士官に勸めたのであつたが、尤も士官も一般普通の囚人丈は殺すもよいと思つたのであるけれども、たゞパウロの如き人物を殺すに忍びずして之を助けんとの心よりその勸めを拒んだので、水夫も兵卒も亦囚人も皆船より飛び出で、無事に上陸する事を得たのであつた。其地は識ざれど　アレキサンデリアよりロマへ往く途中、勿論水夫は常にマリタといふ島を識つてをるのであるが、今回近づいた所は港でなく、又以前見た事のない地である故に、「其地を識ざれど」といつた事は別に奇怪の事ではないのである。海灣　マリタといふ島の東北の海岸に「使徒パウロの灣」といふ海灣があつて、スミスの如き學者の調査によれば、これはたしかにパウロの破船した所であるといふ事である。その海灣の入口の幅は凡そ十四町程で、其奥行は凡そ二十八町程であつて、又その入口の處に小島があるのである。至こごを得ば　石に乘り掛くるならば最早助かるの望はないが、洲崎にのり上ぐるならば、寧ろ助かるの望があるであらうから、出來る丈石をさけて洲崎に至るやうに、水夫の助力が實に必要であつたので、それで三十一節のパウロの注意のあつた事が如何に道理であるかゞ解るのである。綱を斷て　船を助くるの望のつきた爲に、最早錨も無要であるので、之を棄つるも別に損害のなき事を知り、寧ろ錨をあぐるの勞力を省き、綱を斷ち錨を棄てたといふ事は勿

論の事であつた。**舵纜を鬆め**　古代の船の形は現今のものとは異つて、大なる櫓が二挺あつて、艫より錨を下す時には櫓を船に揚げて纜で繋いだのであつた。併し勿論船を進むる場合にはその櫓を舵として使用するのであるから、纜を鬆めて櫓を水に下したのである。(舵とする所の大なる櫓は二挺あつて、其二挺の櫓を横木をもつてくゝりつけ、普通の時には一人にて水夫がこの二挺の櫓を使ふのであつた)　**舳の帆をあげ**　望む所に到達する爲帆を揚げて風の助をかり、舵を取つて船を動す筈であつた。それで如此場合に大帆を揚げずして、たゞ舳の小帆をのみ揚げたといふ事は當然の事であつたのである。　**潮の流交ふ處**　海灣の入口に一つの小島があつた爲に、其島の左右より潮が流込み、其流の交ふ所に自然水中に隠れた洲が出來たので、其處に船がのり上げ、其爲に目的の岸に達する事が出來なかつたのである。　**殺さんと勸む**　前の十二ノ十九、及び十六ノ二十七の所でいつた如く、囚人を守る可き責任のある兵士は、若し囚人が脱走する場合に自ら死刑に行はるゝ筈であつた故に、逃れんとする囚人を殺すといふは當然の考であつたので、如此難破船の場合に囚人が縲縛よりとかれ、自由に船より出て上陸するならば、必ず逃るゝといふは別に困難でない事であるから、寧ろ前以て彼等を殺す方がよいと思つたのは奇怪の事ではないのである。それで士官も多分普通の囚人を殺す事は敢て慘酷の事と思はなかつたであらうが、併し彼が船中に於てパウロと交際する事により、パウロの無罪の事を知り、

又その品格に感動し、其上自らパウロの忠告によりて一命の助かつた爲に、パウロの如き人物をして決して殺す可きでないと思ひ、パウロを助けんが爲に、一般の四人に向つて船より飛び出づることをゆるしたが、それで破船した所は岸より僅少の距離であつたから、皆兎に角無事に助かつたのであつた。

マリタといふ小島はイタリヤとアフリカとの間にあつて、アフリカの北海岸を距る事凡そ八十里許で、又クレテからマリタまでの里程は凡そ二百里許であつたのである。それでこの島の長さは凡そ七里弱で、又最も廣き所の幅は四里弱である。太古にはピニケ人がこの島に殖民したのであつたが、後に北アフリカのカルセーヂに屬し、又パウロの時代にはロマに附屬したのであつた。この島の歷史に關する最も有名なる事は、餘程後代の事であるが、即ち紀元後千五百六十五年、彼の「使徒ヨハ子のナイト」といふ基督教の武士が、この島を立脚地として回々教徒と戰を交へ、たゞ僅かに九千人の兵を以て、長く回々教徒の四万人の兵に攻擊せられ、遂に六百人になるまで悲慘の戰爭をなしたが、終局に至つて終に勝利を得た所で、紀元後一千八百年以來は英國に屬する地となつたのである。

(十)　パウロが蝮の毒を感染せざりし事

使徒行傳第二十八章一—六節

一 我儕すでに救を得て後その島の名をマリタと稱ることを知れり 二 夷人ら尋常ならぬ情分をかく降雨と寒とにより火を爇て我儕衆人を待遇せり 三 パウロ多の柴を集て火に放しに火熱により蝮いで來て其手に繞り 四 夷人ら蝮の其手に懸たるを見て互に曰けるは此人は正く人を殺しゝ者ならん彼海より逃たりと雖も天理その生ることを容さゞる也 五 パウロ蝮を火の中に拂綽して害を受ることなし 六 彼等パウロを候ひて其腫るか或は忽ち仆て死ることあらんと意しに久しく候へども彼に害の及ざるを見て其意を轉こは神なりと謂り

今到達した所の海岸は今回初めて見た處であるから、其地を識なかつたのであるが、上陸した後にこの地がマリタである事を知つたのであつた。偖て上陸するには啻に大波の中を泳ぐといふ事許でなく、十月の頃特に夜中の寒氣と降雨との爲に、大に困難したけれども、島人は親切を以て彼等を迎へ助けたのであつた。　蝮　これが彼等の集め來つた柴の中より出で、パウロの手に懸つたので、この島人はこれを見てこれは罪人に對しての神の罰であると思ひ、忽ちパウロが死する事であらうと見てをつたのであつたが、更に害毒に侵されぬに驚き、或はこの人は神ならんと思ふ程、パウロを尊敬するの心を起したのであつた。　夷人ら　當時のマリタ人は實際の野蠻人ではなく、その用語はグリシヤ語でも、亦ローマ語でもない故に、水夫は彼等を「夷人」と稱へたの

で、羅一ノ十四の「ギリシャ人及び異邦人」といふこの原語はこの夷人と同一で、一體グリシャ語(及びラテン語)の通用せざる國人を夷人として輕蔑するの風であつたのである。この島の通用語は特別の用語で、多分古代のピニケの國語であつたであらうと思ふ。(現今でもこの小島には特別の語が通用してをるのである) **尋常ならぬ情分** 他國人を以て敵と見做すといふ事は古代の普通の習慣であるが、現今でも基督教の傳はらざる國では、難破船のあつた塲合に、敢て情分をかける事もなく、却てその罹災者に妨害を加ふるの風があるのである。さればマリタ人が親切を以て、この破船したる人々を迎へたといふ事は、實に尋常ならぬ情分であつたのである。十月頃の寒き夜、大波を泳ぎ渡りて降雨の中を上陸するならば、先づ第一に必要なるものは火を以て身躰を暖むるといふ事である故に、島人が大なる火を熱いたといふ事は其情分の深き證據で、パウロが柴を集めたといふ事は其身躰の壯健てあるといふ表號である。**此人は人を殺しゝ者ならん** パウロの手につけてある鉄鎖を見て彼れの囚人たる事を知り、且つこの蝮がパウロの手に懸りたる事を見て、其罪の必ず死刑に當る可きものであると思ひ、又如此罪人が破船して死するならば、實に正しき應報であるが、不思議にも破船して後より上るといつても、決して天の怒を免るゝ事は出來ぬと思つたのである。**害を受ることなし** といふは多分奇跡であつたので可十六ノ十八の語に應ふ事である。如此蝮の毒は決して免るゝ事は出來ぬ事で、島人はパウロ

が忽ち死ぬるならんと思つてをつたのであるが、パウロが其毒を感染せざる事を見て、これは神の如き人である證據として、パウロに對し非常の尊敬を表したのであつた。これとは正反對に彼のルステラ人が前にはパウロを以て神なりと思ひ誤つたが、後には變心して遂にパウロを殺さんとする心を起した事があつた(徒十四ノ十一以下)。

（り）　マリタに留る間奇跡を行ひし事

使徒行傳第二十八章七―十節

七 島の長をプブリヲと名く此邊に己が有る田地あり彼われらを接て慇懃に三日宿らせたり 八 時にプブリヲの父熱と痢病を患ひて臥居しがパウロその所に至り祈て手を其上に按これを醫せり 九 此事ありしかば島にある所の他の病者等も來て醫さるゝことを得たり 十 かれら禮を厚して我儕を敬ひ又舟出の時に臨て我儕が無てかなはぬ物を贈れり

冬期中この島に留つて、この島長の父を初めとして、多數の病人(多分島中の凡ての病人)を醫す事に由り、大なる尊敬を受け、先きに破船によりて失つた其代りとして、入用なる凡てのものを無代價にて島人より受けたのであつた。島の長プブリヲ　この「長」といふ原語の直譯は「第一」といふので、官吏の普通の官名ではなく、この島にのみ如此官名を使用したといふ事は、近來

發見された碑文によりて確かめられたのである。**此邊**この破船した所から島の首府までの里程は凡そ二里許であつたから、島長はこの近邊に田地があつたといふ事は別に奇怪の事ではない。**三日宿らせたり**　パウロ、アリスタルコ、ルカの三人(或は士官もともに)が三日の間この家に宿つて、又其後は世話によりて冬期中過すべき適當の旅舍を得たのである。**手を其上に按**　前にも幾回かいつた如く(或は八ノ十七或は十三ノ三)、按手を以て天の恩惠を求むるのしるしであつたのである。**醫せり**　使徒時代には時々病氣を醫すが如き奇跡が實際にあつたといふ事は哥前十二ノ九、加三ノ五の如き所に見えるのである。**物を贈れり**　パウロより如此恩惠を蒙つた者は其禮として入用なるものを贈つたといふ事は當然の道である。

(ヌ)ロマへの旅行

使徒行傳第二十八章十一－十六節

[十一]我儕三ケ月を經てのち此島にて冬を過しゝデヲスクリの號あるアレキサンデリアの舟に登いで[十二]スラクサに着三日とゞまれり[十三]彼處より回てレギヲに至り一日經て南風起ければ次日プテヲリに至り[十四]兄弟等に遇かれらが請に任て七日とゞまれり而してロマに往[十五]ロマの兄弟たち我儕の事を聞アッピーポロムおよび三舘と云る處に來て我儕を迎ふパウロ之を見て神に謝し其心に

力を得たり 十六 既に我儕ロマに至しに百夫の長衆囚を王を守る兵隊の長に交せり然ごパウロは一人の守兵ご共に別に自ら居こごを許されたり

パウロの一行は三月を以てマリタ島を出帆し、無事にイタリヤの港なるプテヲリに着き、夫より陸路ロマに進だのであつたが、其途中信徒の挨拶によりて慰籍を得、而してロマに到着して後は、パウロは兵卒に監視されて自己の借家に滞在する事を許可されたのであつた。冬を過しゝアレキサンデリアの舟 前にもいつた如く、古代の船は冬期間は航海をなさぬのであるから、この舟は冬の間この島に留つたのであつたが、尤もパウロの船の破船せし所でなく、島の港にをつたのであつた。その船がこの島で冬を過してをつた爲に、パウロは春に向ふや直ちに出帆するの機會を得たのであつた。デヲスクリ この「デヲス」といふは前の十四ノ十三にあるゼウスといふ神と同一で、「ゼウスの」といふ事で、又「クリ」といふは「子」といふ事であるから「デヲスクリ」といふは「ゼウスの子」といふ事である。即ち故譚に據ると、ゼウスといふ神が、某女によりて双子（キアストア（Castor）ポヲラックス（Pollux））を産せたといふ事で、この二人は當時の說では、特に水夫の守神であるといはれて、水夫は之を禮拜するの風であつたのである。それで現今の船には一々其名稱が記されてあるのであるが、古代の船には其舳に何か一個の符號をつける風習であつたのである。アレキサンデリアの舟 これもエジプトからロマに麥を運搬する

船であつた。スラクサといふはイタリヤの南方にある大なる島シヽリーの東海岸の有名なる港で、又古昔からグリシヤのコリント人の殖民地で、有名な所であつたのである。それにパウロの時代にも隨分盛大な港であつて、マリタからスラクサまでの里程は凡そ三十二里であつた。回て　逆風の爲に直線に馳る事が出來ぬので、屈曲して進んだのであつた。レギヲといふはイタリヤの最南方にある港で、即ちイタリヤとシヽリーの間の瀬戸のある所であつた。プテヲリといふはレギヲから七十二里の距離で、次日プテヲリに着いたといふ事は順風であつたからである。又このプテヲリはネープルス、即ち現今の有名なる南イタリヤの港のネープルスと同一の灣で、今のネープルスを距る事三里弱である。又プテヲリからロマまでの里程は五十五里許であつたが、これは古代のロマの有數の港であつた。何故といふに、ロマの河川の川口は餘程淺いもので、大船は入る事が出來ぬので、又海岸には他に適當なる港のなかつたのと、それに特に東方から來る所のものは皆このプテヲリに入るのであつたからである。一般の船が港に入るならば、ロマ帝國に對し敬禮を表する號として上の帆を下すの風であつたが、アレキサンデリアから穀物を運搬する船だけは、帆を下さずして入港するのであつた。これはロマに取つてエジプトの穀物の一日も缺く可からざる必要物であつたからである。パウロがプテヲリにて上陸した埠頭は今日までも古跡として殘つてあり、又當時の寺院の舊跡もあるのである。兄弟等といふは勿論信

徒で、この港にも信徒のあつたといふ事を見れば、基督敎が幾分ロマ地方にも擴張されてあつたといふ證據である。ロマに往く港から凡そ五里前進するならば、ロマから東方に往く可き有名な國道に達するので、即ちアッピアスの公道で、この公道を旅行して多分ロマに進んだ事であらうと思ふ。偖てパウロは數年間抱いてをつた希望を漸くにして成就したのであるが、（徒十九ノ二十一「我必ずロマをも見べし」、羅一ノ十二「われ爾曹を見んことを深く願ふ」、同十五ノ二十四「爾曹に就るべし」）、然るに意外にも彼は囚人として鉄鎖につながれながらロマに入つたのであつた。このロマは帝國の大都府であり、又當時の世界の大都會であつて、人口は少なくも百万人もあり、又當時の政治文明の中心であつた爲に、其驕者と惡風とは實に默示錄八章にバビロンといふ名を以て表現されてある程である。それに當時の皇帝はニロ帝であつたのである（在位は紀元後五十四年より六十八年までゝあつた）。アッピーポロムおよび三館といふはこの公道の小邑で、ロマを距る事十七里、又十三里であつたのである。神に謝し其心に力を得たりロマ敎會の設立はパウロの事業ではなく、又この敎會には直接の關係はなかつたのであるが、然るにロマは世界に於ける大都會であつた故に、世界的福音を傳ふる所のパウロは、勿論この大都會に傳道を爲す事を重要視したのであつた。それで凡そ三年前にパウロはコリントからこの敎會に向つて貴重なる書簡を遣つたのであつたが、併しロマに於ける信徒がパウロに對するその心事は

未だパウロには解らなかつた故に、今回は如何にして我を迎ふるやと、不安心の思を抱いてをつたので、若し彼等の同情同感を得る事が出來ぬならば、實にロマに於ての傳道は困難であらうと思ふてをつたに、豈に計らんや彼等がアッピーポロムにまで出迎へた事を見、大に傳道者として其同情同感を得たるを喜び、慰籍を受けたのであつた。それのみならず、普通の信者としても、彼は長途の旅行を爲し、又種々なる艱難を經て、其上囚人としてロマに到着する所のパウロは、精神的兄弟の懇親を受け、實に大なる慰籍を得たのであつた。王を守る兵隊　王といふはニロ帝の事である。然るに　百夫の長衆囚を王を守る兵隊の長に交せり然ど　といふ句は最古の寫本と英語改正譯には省略してあるのである。抑も近來まで人々の取り來つた說に由ば、パウロの如き囚人をあづけられた士官は近衛兵の長であつて、パウロがロマに到着した時の其長はバラス(Burrus)といふ有名の人であつたといふのであるが、然るに現今某學者の研究の結果では、これは敢て近衛兵でなく、兵糧局に關係する兵卒であるといふのである。即ちこの說に由れば、兵糧局に關係する兵隊といふは種々なる用務を爲すものであつて、或は遠國より上告する囚人をも監視する職務であつたといふ事である。兎に角いづれにしても大體の意義には變動はないので、パウロは敢て獄舍や、城中や、又兵卒の營舍に縛がるゝ事なく、彼は自ら家を借り入れて普通の家に宿る事を許されたので、來訪者を迎ふるにも自由であつたのである。併し勿論晝夜共に、

不絶番兵は交代して、パウロの手にかけたる鐵鎖を執り、彼を監視したのであつた。抑も自己の借入れた家に宿る事を許されたといふ事は、幾分かペストスの報告の結果であつたであらうが、其家賃の如きは無論自ら支辨した筈であつた。さればパウロはロマに於ては從前の天幕をつくる事は出來ぬ故に、其家賃の如きは如何にして支辨したかといふ疑問が起るかも知れぬが、これは解らぬといふの外はない。併し朋友或は親戚より受けたものかも知れぬが、兎に角ピリピ教會より補助金を得たといふ事は、確に腓四ノ十八に「我には爾曹の餽贈を受て足り」と記載してあるのである。

(ル)　パウロがロマに住するユダヤ人に會せし事

徒二十八ノ十七―二十九、

(A)例の如くパウロは自國民即ち同胞にも神の恩寵を傳へて、出來得るならば彼等をもキリストに導き、且つ又彼等を立脚地として傳道するの希望を以て、先づロマに住するユダヤ人を招き、(B)基督教を説いたのであつたが、然るに彼等の多數は之を棄てたので、パウロは以賽亞書より引用した語を以て、彼等の頑固なる事を譴責したのであつた。

(A)　ユダヤ人の尊重たる者を召集せし事

使徒行傳第二十八章十七―二十二節

第八　パウロがロマに護送されし事

十七 三日を經て後パウロユダヤ人の尊重たる者等を召集む彼等の集れる時これに曰けるは人々兄弟よ我いまだ我民また先祖の例に違て何事をも爲しことなし然にエルサレムより囚人となりてロマ人の手に付されたり 十八 ロマ人すでに我を審たれど死べき罪なきが故に我を釋さんご欲へり 十九 ユダヤ人これを拒しにより我已ことを得ずしてカイザルに上告す然ども我が國の民を訟ん爲には非ず 二十 斯に因て我なんぢらに會ともに語んことを請るなり蓋われイスラエルの望の爲に此鏈に繫るれば也 廿一 彼等いひけるは我儕ユダヤより爾について書信を受ず又兄弟たちの來し者も爾に就て何の惡事あるを我儕に報また語し者なし 廿二 然ど我儕なんぢの意ふ所を聞んことす蓋われら何處にても此宗旨の誹らるゝを知ばなり

其時代にロマに住居するユダヤ人は、幾万人程あつたか確實の事は解らぬが、兎に角僅少の數でなかつた事丈は當時の歷史上に明かなる事である。尤も其中には富豪もあり、貴顯もあり、亦現今の外國に散亂してをるユダヤ人の如き貧窮のものもあり、卜筮呪術の如きを以て生活するものもあつて、是等の多數はロマの河川の右側に共に住居してをつたのであつた。パウロはロマに到着してから第三日に、ユダヤ人の尊重たる人々を招いた事は、實に彼が自國民に對する熱誠のあ

る證據で、即ちパウロは其住居すべき借家を得る爲に、幾分の時日を費したのであつたが、出來得るだけ速かにユダヤ人を召集したのであつた。パウロが其尊重たる人々に向つてのべた語の大主意は、第一、我が行動は決して猶太敎に逆ふものでなく、又ユダヤ人にも妨害を加へし事のなき事と、第二、我には敢てユダヤ人を政府に訟ふるが如き意思のないといふ事で、却て彼は一般のユダヤ人と同一の希望を抱く事により、不幸にも訟へられて囚人となりロマに來つたのであつた。即ち彼は如此事を以て自己に對する偏頗心を拂ひ去り、出來得るならば、自己の信仰の理由を聞くの心を惹起せしめんとしたのであつた。それでこれは前の二十二章及び二十六章に出でゝある演說と、根本的には其主意目的は異ならぬのである。尊重たる者等といふはロマにあるユダヤ人の諸會堂の長老を初めとして、其他位置ある者、勢力ある者を召集したのであつた。

先祖の例といふは古昔より傳はつた猶太敎の敎で、又例に違りて爲しことなしといふはペストスに對する答辯、即ち(徒二十五ノ十)「ユダヤ人に不義を爲しとなし」、又(同二十五ノ八)「ユダヤ人の律法を犯せる所なし」と同一意義で、パウロが諸方に於て基督敎を宣傳した事は、猶太敎を廢するといふ主意でなく、寧ろ成就せられたる猶太敎を宣傳するの考で爲した運動であつたのである。こゝに注意すべき事は、現今の基督敎の禮拜は古代の猶太敎とは大に異なるものであつて、又長き間の經驗から、不幸にして次第にユダヤ人と基督敎徒との懸隔は太甚

しくなつて來た故に、基督教を宣傳するといふ事は、猶太教に反對する事業と見えたのであつた。尤もパウロの時代には如此太甚しき懸隔はなかつたので、パウロも自己は猶太教を離れず、たゞ其儘基督教に働くの考であつた故に、「我望は彼等が望む所と異なるなし」（徒二十四ノ十五）といつた如く、常に猶太教に反對するものでないといふ事を强固に斷言したのであつた。けれどもこれは敢てユダヤ人の歡心を求めんとの方便ではなく、實にパウロの實際の信仰であつたのである。**已ことを得ずして上告す**　パウロはユダヤ人に對して罪を犯した事は毫もないけれども、不幸にしてエルサレムに於けるユダヤ人の先輩者は、パウロに對して太甚しき怨恨と憤怒とを起した故に、ペストスの如き方伯はパウロの事を調査して其無罪たる事を知り、彼を赦さんとの心を起したのであつたが、併しパウロ自身はユダヤ人の奸謀より免れん爲に、已むを得ずして上告することゝなり、囚人としてこゝに來つたのであつた。**我が國の民を訟ん爲には非ず**　ユダヤ人がパウロを訟へた爲に、ロマにまで囚人として護送されたものであつたならば、多分パウロは彼等の不義、或は不公平、或は政治の不法なる事を、政府に訟ふるの心を起したかも知れぬが、若し如此意思を以てロマにまで來たものとすれば、ロマに於けるユダヤ人は勿論、パウロを國民の仇敵として反對する心を抱き、決してパウロの奬勵やその敎訓を聽き容るゝ筈はないのである。故にパウロはエルサレムに於けるユダヤ人の怨恨によりて囚人となつたといふ事

を語つたとしても、決して彼等を訟ふる等といふ意思のなき事は彼が斷言した所であつた。イスラエルの望の爲に一般のユダヤ人と同じく、メツシヤたる救主に就いての希望の爲にといふ事で、前の二十六ノ六の「われ立て我儕の先祖等に神の約束し給し其望につきて鞫る丶也」と同じである。勿論パウロはナザレのイエスを來る可きメツシヤとして信ずる事に就ては、多數のユダヤ人と異なる考であつたけれども、神の遣し給ふメツシヤに就いての望を尊重するといふ事は、一般のユダヤ人と決して異なる事はなかつた故に、パウロと一般のイスラエル人との間に、根本的には差別はなかつたので、イエスをキリストとして信ずる理由を彼等が聽き容る丶には故障はなかつたのである。此鏈といふは譬喩でなく、文字通の鏈であり、又繋るれば也といふは一般のイスラエル人と同一の望を抱き、又其上にナザレのイエスを以て、神が約束を成就し給ふたといふ事を宣傳するを以て、囚人となつた事である。われイスラエルの望の爲に繋るれば也といふは、敢て是を以て彼が囚人となつた理由を言ひ盡したといふ譯ではないが、併しユダヤ人の好誼を得んとてイスラエル人の望の爲に繋れたといふは決して虛僞ではなかつたのである。書信を受ずまた語し者なしといふは、エルサレムに於けるユダヤ人の宰たる者が、パウロの事に就いてロマにあるユダヤ人に必ず書信を以て書き贈つた事であらうと思ひ、この所の答辯を甚だ奇怪として之を虛僞であるとする人もあるが、決して左様ではあるまいと思ふ。

併し其理由は確には解らぬのである。それでエルサレムにあるユダヤ人は大審院にまでもパウロを訟ふる事の無益なるを知り、パウロが上告した時には最早詮方なしとして、パウロの事件を斷念し、敢てパウロの事に就いて書信を遣らなかつたのであるか、或は冬期中は航海が杜絶してある故に、その書信の未だ到着せざるのであるか、或はロマに於けるユダヤ人はたゞパウロの事件を耳にしたのであつたが、未だパウロを訟ふる所の書信、即ちパウロに就いての公報を未だ受け取らなかつたのであるか、いづれにしてもエルサレムに於て太甚しくパウロを迫害した所のユダヤ人が、ロマにまでパウロに就いて何も惡事を報告せなかつたといふは、幾分が奇怪に思はる、ので、確實には解らぬ事である。なんぢの意ふ所を聞んこすといふは汝が宣傳ふる所の基督教の主意を聞かんとすといふので、本國にあるユダヤ人、又スリヤ、小亞細亞、グリシヤにあるユダヤ人が、基督教とイエスとに關する主意を悟つたのであつたが、ロマに於けるユダヤ人はその主意を未だ詳細に聞ぬ故に、基督教の有名なる教師パウロの如き者が來つたので、是を以てその信仰を聽くの機會となして、喜びてパウロの說教を聽いたのであつた。之に就きては一の難問が起るので、即ちロマに於て基督教が盛大に起つたならば、何故にその主意がユダヤ人の尊重者に知れなかつたかといふ問題であるが、これも幾分か奇怪な事で、確とは解らぬのである。當時多分ロマにある基督教徒は、ユダヤ人を離れて互に交際をなさぬからであつた

であらうと思ふ。此宗旨の誹らるゝを知ばなり といふは太十ノ二十二の「なんぢら我名の爲に凡ての人に憎れん」といふ語に適合する事で、又當時の歷史にも應ふ事である。即ち多神教の流行する時代に、他國の宗教を信ぜずとも、他國の宗教であるとして之を誹る可き理由はないので、我が信ずる神の外には、他人の信ずる神のあるといふ事を信ずるには困難はなかつたのである。然るに基督教は第一、本國（ユダヤ）に於て棄られた道であり、第二、一國の宗教でなくして、たゞ他の宗教を排斥し、全世界に傳はる可き宗教として勝れるものであつた故に、他宗教の信徒の怨恨を招いたのであり、第三、偶像を造る事なく、又當時の社會の中に行はるゝ惡風を非難攻擊するを以て、一般の人の反對を受くるものであつたのである。知ばなり といふは一般の人が基督教を誹ることを知てをる故に、パウロの信仰の理由を聽きたいと思つたのである。即ちパウロの如き學者が、如此邪說を信ずるといふ事は實に不思議なる事として驚き、其理由を聽んとした事であらうと思ふ。さればロマに於けるユダヤ人の先輩者が、パウロの說教を聞いたとしても、アグリッパ王と同じく、先天的に基督教を以て卑しむべき邪教であるといふ心で聽いたのであるから、パウロが如此人に對して道を敎へるといふ事は實に無益であつたのである。

(B) パウロが多數のユダヤ人に道を敎へし事

使徒行傳第二十八章二十三―二十九節

廿三 既に定たる日に及て多の人パウロの館に來れりパウロ朝早より暮に至までモーセの律法と預言者の書をひき神の國の事を說かつ之を證しイエスの事を語て彼等を勸たり 廿四 其言に感じて之を然とする者あり亦信ぜざる者もありて 廿五 互に相合ざるにより遂に退けり其退かんとせし時パウロ一言を語けるは誠なるかな聖靈預言者イザヤに託て我儕の先祖等に語し言其言に云 廿六 なんぢ此民に往て告よ爾曹は聽ども聽らず視ども見ず 廿七 蓋この民目にて見耳にて聽心にて悟り悔改て我に醫されん事を恐れ其心を頑し耳を蔽ひ目を閉たりと 廿八 是故に爾曹知べし神の救は異邦人に遣られ彼等は之を聽ん 廿九 パウロが此言を言畢し時ユダヤ人退きて互に大なる爭論をなせり

ユダヤ人の尊重者許でなく、多數のユダヤ人がパウロの寓居に來り、終日その論を聞いたのであつた。即ちパウロは彼等に對して舊約書の語を引用し、第一、神國は靈魂上の國たる事を論じ第二、イエスは來る可きメツシヤであつて、其聖國の建設者たる事を說いたのであつたが、併し多分彼等の多數はその論を拒絕した故に、パウロは賽六ノ九、十を引用して、彼等の頑固なる事を譴責し、又自己が異邦人に對して運動する事の道理ある事をのべて、全然彼等と手を絕つたの

であつた。勸たり　その勸告の主意は路二十四ノ四十六、四十七の「キリストは苦難をうけ第三日に甦るべし又その名に託て赦罪は萬國の民に宣傳られん」、又徒九ノ二十、二十二の「イエスは神の子なり、又イエスはキリストなりと證せり」と同じ事で、即ち神國はユダヤ人の望とは違つて、たゞユダヤ國の政治上の獨立でなく、キリストなるイエスの贖罪により全世界に建設してある靈的王國たる事を論じたのであつた。互に相合ざるにより　イエスの甦生の如き證據や、又パウロが引用した舊約書の語を以て、パウロの論に感服するものもあり、又國民の望と異なる救は信ずるに足らぬと思ひ、十字架に懸つたイエスを救主と信ずる事を拒むものもあつたのである。退けり　多分パウロの論に感服したものも、多數の反對論や、誹謗に心を奪れて、終に實際の信仰を抱く事も出來ずして、退いたのであつた。イザヤに託て語し言　イザヤが天の召を蒙つた時に、如此語を以て當時の國民の多數の頑固なる事を前以て知り、自己の運動が多數のユダヤ人に對して無益なる事を悟つたのであつた。その如くイエスも（太十三ノ十三―十五、約十二ノ四十）同じく、當時のユダヤ人の頑固なる不信仰を譴責し給ふたので、即ちイザヤの時代のユダヤ人も、キリスト及びパウロの時代のユダヤ人も、神の恩寵に關する證據を充分に見たのであつたが、心鈍くして天の道を求むる事なく、その見聞した事を心にとめず、而して信仰する事を拒み、且つ恩惠によりて救はるゝ事をいなんだのであつた。異邦人に遣られ　と

いふは前の十三ノ四十六、四十七と同じ事で、即ちユダヤ人がイエスに託れる恩惠を棄つるならば、この道を異邦人に宣傳するとも、決してユダヤ人に對して偏頗不公平でないのである。

（ヲ）パウロが二年間ロマに留りし事

使徒行傳第二十八章三十、三十一節

三〇斯てパウロその借受し家に居しこと全く二年すべて來り見んとする者を接て三一憚らず神の國をのべ主イエスキリストの事を教て禁げらるゝこと無りき

パウロは前にもいつた如く、晝夜鐵鎖に縛れ番兵に監視されてをつた故に、尤も外出する事は出來なかつたが、併し自己の家の中に於て運動する事には別に故障はなかつたのと、又パウロの寓居に來訪する人々を迎へて、彼等に道を宣傳する事の自由があつたので、ルカ、マコの如き補助者の導きによりて、多數の人々はパウロの所に來り、その說教を聽いた故に、パウロの寓居は恰も講義所の如きものであつて、實に盛大なる運動を爲すの中心であつたのである。

パウロがロマにをつた時日に就いては、舊說では紀元後六十一年より六十三年までであるといふのであるが、新說では紀元後五十八年より六十年までといふのである。其時日の間にパウロは以弗所、腓立比、哥羅西、腓利門の諸書を書き遺つたのであるが、その腓立比書の一ノ十二以下に由りて、パウロの狀態が幾分か了解さるゝのである。即ち「わが身に在し所のこと反て福音の進行

く助となりし」といつてをるので、何故といふに、第一、パウロが縲絏にかゝつた事に由りて、彼を監視してをる番兵の中にまで、多數はパウロの說敎を聽き、或はパウロの品格に感じて、キリストに對する信仰を起したものもあつたのである。第二、パウロの縲絏にかゝつた事に由りて、兄弟等多くは主を信ずるの心を篤うし、益々勇みて臆する事なく、道を宣傳するに至つたので、即ちパウロが來着せざりし前きには、多分ロマの信徒は多數の未信徒の中に圍まれて、臆病にも道の爲に運動する事を怠つたのであつたが、パウロが來つてからは、その模範に激勵され、多數の者はキリストの爲に盡力するの熱心と勇氣とを振興したのであつた。然るに又不幸にも彼等の間には嫉妬と紛爭が起り、即ちパウロに反對する黨派心を起し、キリストを宣傳するものもあつたが、併し彼等も矢張キリストをのぶるものであつた故に、パウロは之を喜んだのであつた。抑もパウロが囚人であるといふ事は、弗三ノ一に「異邦人の爲にキリストイエスの囚人となれるパウロ」、又同四ノ一に「主に在て囚人となれるパウロ」、又同六ノ二十に「我この福音の爲に使者となりて鏈に繫れたり」、又西四ノ四に「我この奥義の爲に繫れたり」、又同四ノ十八に「我の縲絏を念へ」、又門九、十に「キリストイエスの爲に囚人となれるパウロ縲絏の中にて生し子なるオネシモ」とあるのである。次ぎにカイザルの眷屬の中にも信徒のあつたといふ事は(腓四ノ二十二)、確かにパウロが縲絏の中に働いた結果であつたであらうと思ふ。されば如何にパウロのこの二年間の傳道

歷史が殘つてないといつても、決して空漠たるものではなかつたに相違ないのである。パウロが二年の終局に至つて、如何なる判決を受けたかといふ問題は、必ず起るべき事であるが、この判決の事が本傳に記載されてないといふ事は、如何にも怪訝に堪へぬ事で、其理由は確とは解らぬのである。若し二年の終に至つて死刑に處せられたものとすれば、ルカは斯樣なる悲慘の記事を記すに忍びなかつた爲であると思ふ人もあり、又ルカは第三福音書を以て基督傳を著作し、又本傳を以て凡そ三十年間の福音傳播の狀態を記述し、而して第三の書籍を以てパウロの後生涯の記事を著述するの考で、その時にパウロの審判を受けた結果の事を記載するのであると思ふ人もあり、又ルカはロマに於て本傳を書いたのであるが、未だパウロが判決を受けざる前に、本傳を出版したのであるとする人もある。併し最も信をおくに足ると思ふ說は、ルカは敢て本傳を以てパウロの傳記を著作するの考でなく、たゞエルサレムより世界の極にまで(徒一ノ八)、基督教の傳播した歷史を編纂するの考であつたから、パウロが二年間世界の中心たるロマに於て、敢て故障なく自由に道を宣傳したといふ事を以て、自己の目的を達したるものとなし、こゝに於て本傳の結末となしたのであるといふのである。

それでパウロの審判の結局は何であるかといふに、別に確實なる證據はない故に確たる事は解らぬのであるが、若し提摩太前後書を以てパウロの實際の書簡でありとすれば、パウロは放免され

たといふ事を否定するは實に困難である故に、多數の說よりすれば、パウロは放免されて、暫時の間或は四五年間は、從前の如く傳道して後、再度執られて死刑に處せられたといふのであるが、この說に反對して、パウロは決して放免さるゝ事なく、二年の終末には死刑に處せられたのであるといふ說を稱ふる人の說では、若しパウロが實際に放免されたものならば、ルカは如此歡喜ぶ可き記事を必ず揭載する筈であると論ずるのである。然るに若しパウロがこの說の如く二年の終末に於て死刑に處せられたものとすれば、ルカは必ずパウロの死に關する記事、即ちパウロの忍耐や勇氣の事業を揭載して、パウロのこの模範を以て迫害に遭遇する所の信徒を奬勵した筈と思ふのである。兎に角いづれにしても、この判決の事を記載せなかつたといふ事は奇怪の事である故に、是を以てパウロの判決の事を定むる事は出來ぬのである。それでパウロが放免されれたと論ずる人々の說は、第一、パウロは決して政府に對しての犯罪の形跡がないのであるから、大審院の審判を受くるとも、多少の時間を費すには相違ないが、併しペストスやアグリッパがその無罪たる事を承認した如く、放免された筈である。何故といふに、紀元後六十四年までは敢てロマ政府は基督敎徒に對して迫害を加へた事はないから、それでパウロが判決を受けた時日が晩くも紀元後六十三年か、多分六十年であつたので、死刑に處せられたといふ理由は立たぬのである。第二、パウロが腓立比書を書いた時に、（腓一ノ二十五）「われ存へて爾曹と共に世に住ん事を

第八、パウロがロマに護送されし事

知」といつた如く、彼は自ら放免さるゝ事を固く豫期してをつたのであつた。尤も是を以て確實なる預言とする事は出來ぬが、彼自ら「知」といふ程放免さるゝ事を確信してをつたとすれば、寧ろ死刑に處せられたといふ事を以て、奇怪とせざるを得ないのである。第三、其れより凡そ三十年許後に、ロマの監督クレメントがコリント教會に遺つた書簡を見るに、「パウロは西の極にまで道を宣傳たり」といつてをる。尤も當時のロマの人々が「西の極」といつてをるのは、多分世界の中心たるロマを指すものでなく、イスパニヤを指す事であらうと思ふ。それでパウロが若しイスパニヤに於て傳道を爲したとすれば、實にパウロは一回ロマに於て放免されたと決定するの外はないので、この放免されたといふ説こそ、信をおく可きものといはざるを得ないのである。

新約聖書　使徒行傳講解　終

明治三十九年四月二日印刷
明治三十九年四月五日發行

使徒行傳講解
定價金一圓三十錢

複製不許

講述者　ラル子デ

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地
發行者　福永文之助

横濱市太田町五丁目八十七番地
印刷者　村岡平吉

東京市京橋區尾張町二丁目十五番地
發兌元　警醒社書店
（電話新橋一五八七）

横濱市山下町八十一番地
印刷所　福音印刷合資會社

關西發賣所　大阪○神戸　福音社　京都　聖書房

京都同志社神學校教頭 ラルチデ博士講述

大宮季貞筆錄

約翰傳講解

定價一圓五十錢

小包料十五錢

約翰傳福音は先づ其著者ヨハチに就て由來天下に議論の存する所、該博精緻なる博士は諸說中より數種の有力なる賛否兩說を摘載し又其證左をも揭て親切丁寧を盡せるもの、而して共觀福音と其類を異にせる本傳は、實にイエス、キリストの理想歷史ともいふ可きものたるは世人の能く識る所なり、されば共觀福音を研究し後猶ほ進んでイエスの性格を識り、又キリストの人物に接觸せんと欲せば、よろしく本傳の硏究に入らざる可からず、今や其必要に迫りて本傳の講解も將に現はるゝに至れり、特に本書の卷末には『基督傳年譜』を附錄としたれば、世間異論の存するイエス、キリストの年齡及び其公生涯の年數等大に學ぶ所あるべしと信ず。